

宮崎県地域防災計画

第1巻

第1編	総論	1ページ
第2編	震災対策編	19ページ

第 1 編

總 論

宮崎県地域防災計画（第1巻 第1編 総論）

目 次

第1章 総則	
第1節 宮崎県地域防災計画の目的	3
第2節 計画の基本方針	3
第3節 計画の構成	3
第4節 用語の定義	4
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	
第1節 各機関の実施責任	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3節 住民の責務	16
第4節 減災に向けた県民運動の展開	16
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応	
第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	17
第2節 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正	17

第1章 総則

第1節 宮崎県地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、宮崎県防災会議が本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定するものである。

この計画は、県民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため県、市町村、指定公共機関、指定地方行政機関等が、それぞれの有する全機能を有効に発揮して、本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害に関する予防、災害応急対策、災害復旧等を効果的に実施することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。

防災計画の策定に当たっては、震災対策編については宮崎県地震被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害、火山災害、林野火災等については本県の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障害者など、いわゆる災害時要援護者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、県民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画は、つぎのとおり現実の災害に即した構成とする。

第1巻

- 第1編 総論
- 第2編 震災対策編

第2巻

- 第1編 総論
- 第2編 共通対策編
- 第3編 風水害等対策編
- 第4編 火山災害対策編
- 第5編 海上災害対策編
- 第6編 航空災害対策編
- 第7編 鉄道災害対策編
- 第8編 道路災害対策編
- 第9編 危険物等災害対策編
- 第10編 大規模な火事災害対策編
- 第11編 林野火災対策編

第4節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画 災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。
- 4 市町村防災計画 災害対策基本法に基づき、市町村防災会議が策定した市町村地域防災計画をいう。
- 5 県災対本部 災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。
- 6 県災対本部長 宮崎県災害対策本部長をいう。
- 7 地方支部 宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
- 8 地方支部長 宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
- 9 現地災対本部 宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。
- 10 現地災対本部長 宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。
- 11 市町村災対本部 災害対策基本法に基づき設置された市町村災害対策本部をいう。
- 12 宮崎県地震被害想定調査 宮崎県が平成7年度、8年度にかけて実施した宮崎県地震被害想定調査結果をいう。
- 13 防災関係機関 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 14 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 防災関係機関の実施責任と 処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任

指定地方行政機関等は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正するものとする。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおりである。

1 県

県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

2 市町村

市町村は、市町村の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関する事
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
- (11) 防災知識の普及に関する事

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事
 - (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事
 - (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事
 - (15) 災害救助法の適用に関する事
 - (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事
 - (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事
 - (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事
 - (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事
 - (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事
 - (21) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
 - (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事
 - (23) 地域安全対策に関する事
- #### (災害復旧)
- (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
 - (25) 物価の安定に関する事
 - (26) 義援金品の受領、配分に関する事
 - (27) 災害復旧資材の確保に関する事
 - (28) 災害融資等に関する事

2 市町村

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関する事
- (2) 市町村災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- (8) 給水体制の整備に関する事
- (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事
- (10) 災害危険区域の把握に関する事
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事

- (12) 防災知識の普及に関すること
(災害応急対策)
- (13) 水防・消防等応急対策に関すること
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (15) 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- (16) 災害時における文教、保健衛生に関すること
- (17) 災害広報に関すること
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- (19) 復旧資機材の確保に関すること
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関すること
- (21) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること
(災害復旧)
- (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
- (25) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関すること
- (26) 市町村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
- (27) 義援金品の受領、配分に関すること

3 宮崎県警察本部

(災害予防)

- (1) 災害警備計画に関すること
- (2) 通信確保に関すること
- (3) 関係機関との連絡協調に関すること
- (4) 災害装備資機材の整備に関すること
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (7) 防災知識の普及に関すること
(災害応急対策)
- (8) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (9) 被害実態の把握に関すること
- (10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
- (11) 行方不明者の調査に関すること
- (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
- (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
- (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
- (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
- (17) 広報活動に関すること
- (18) 死体の見分・検視に関すること

指定地方行政機関

4 九州管区警察局

(災害予防)

- (1) 警備計画等の指導に関すること
(災害応急対策)
- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること

- (4) 他の管区警察局との連携に関する事
- (5) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (7) 警察通信の運用に関する事
- (8) 津波予報の伝達に関する事

〔宮崎県情報通信部〕

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関する事
- (2) 他の県情報通信部との連携に関する事
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (4) 警察通信運用に関する事

5 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関する事
 - (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関する事
- (災害復旧)
- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関する事
 - (4) 地方公共団体に対する災害融資に関する事

6 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

7 九州農政局

(災害予防)

- (1) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
 - (2) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
- (災害応急対策)
- (3) 農業関係被害の調査・報告に関する事
 - (4) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
 - (5) 応急食料(米穀及び乾パンを除く)の調達・供給に関する事
 - (6) 種子及び飼料の調達・供給に関する事
- (災害復旧)
- (7) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関する事
 - (8) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事
 - (9) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事
 - (10) 土地改良機械の緊急貸付に関する事
 - (11) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
 - (12) 技術者の緊急派遣等に関する事

〔九州農政局宮崎地域センター〕

(災害予防)

- (1) 応急食料(米穀)の備蓄に関する事
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における主要食料の供給に関する事

8 九州森林管理局(宮崎森林管理署)

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関する事
- (2) 林野火災予防体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (3) 林野火災対策の実施に関する事
- (4) 災害対策用材の供給に関する事
- (5) 復旧対策用材の供給に関する事

9 九州経済産業局

(災害予防)

- (1) 地盤沈下の防止に関する事
- (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事

(災害復旧)

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事

10 九州産業保安監督部

(災害予防)

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事
- (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関する事
- (4) 火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス等の危険物の保安確保に関する事
- (5) 鉱山における応急対策の監督指導に関する事

11 九州運輸局(宮崎運輸支局)

(災害予防)

- (1) 交通施設及び設備の整備に関する事
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事
- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
- (7) 緊急輸送命令に関する事

12 大阪航空局(宮崎空港事務所)

(災害予防)

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事
- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事

13 宮崎海上保安部

(災害予防)

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
(災害応急対策)
- (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること
- (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること

14 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 気象状況の観測施設の整備に関すること
- (2) 防災気象知識の普及に関すること
(災害応急対策)
- (3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する予警報の発表及び伝達に関すること

15 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関すること
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
(災害応急対策)
- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること
- (4) 非常通信の統制、管理に関すること
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

16 宮崎労働局

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること
(災害補償対策)
- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること

17 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる

(災害予防)

- (1) 気象観測通報についての協力に関すること
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (3) 災害危険区域の選定または指導に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること
- (8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること
(災害応急対策)
- (9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること
- (10) 水防活動の指導に関すること
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること

- (12) 災害広報に関すること
- (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- (15) 海上の流出油に対する防除措置に関すること
(災害復旧)
- (16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
- (17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること
(その他)
- (18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

18 自衛隊(陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊)

(災害予防)

- (1) 災害派遣計画の作成に関すること
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
(災害応急対策)
- (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

指定公共機関

19 郵便事業株式会社

(災害応急対策)

- (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 災害時における郵便事業運営の確保

20 郵便局株式会社(宮崎中央郵便局及び県内郵便局)

(災害応急対策)

- (1) 災害時における郵便局窓口業務の確保

21 九州旅客鉄道株式会社

(災害予防)

- (1) 鉄道施設の防火管理に関すること
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
(災害応急対策)
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
(災害復旧)
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

22 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)

(災害予防)

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること
(災害応急対策)
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- (4) 災害時における重要通信に関すること
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること

23 日本銀行(宮崎事務所)

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること

24 日本赤十字社(宮崎県支部)

(災害予防)

- (1) 災害医療体制の整備に関すること
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

25 日本放送協会(宮崎放送局)

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

26 西日本高速道路株式会社(九州支社都城管理事務所)

(災害予防)

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (2) 管理道路の疎通の確保に関すること

(災害復旧)

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること

27 日本通運株式会社(宮崎支店)

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

28 九州電力株式会社(宮崎支社)

(災害予防)

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること

(災害復旧)

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

指定地方公共機関

29 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

30 宮崎ガス株式会社

(災害予防)

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること
 - (2) 導管の耐震化の確保に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- (災害復旧)
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

31 宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
 - (2) 災害時における報道の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の報道周知に関すること
 - (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - (5) 災害時における広報に関すること
- (災害復旧)
- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

32 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
- (災害復旧)
- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

33 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
 - (2) 災害時における放送の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
 - (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - (6) 災害時における広報に関すること
- (災害復旧)
- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

34 宮崎県医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること

35 宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における歯科医療の実施
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施

36 宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給

37 宮崎県看護協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施

38 LPガス協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保

39 日豊汽船株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保

40 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工

41 宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における道路交通整理の補助

**42 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビューティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社
ケーブルメディアワイワイ**

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
 - (2) 災害時における放送の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
 - (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - (6) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

43 土地改良区

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 土地改良施設の整備
- (2) 農地湛水の防排除活動
- (3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧

44 農業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災農家に対する融資斡旋

45 森林組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

46 漁業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋

47 商工会議所、商工会等商工業関係団体

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

48 各港湾施設の管理機関

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 港湾施設(水門、護岸、堤防、防潮壁等)の維持管理
- (2) 施設の災害復旧の実施

49 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
- (2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備

50 金融機関

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 被災事業者等に対する資金融資

51 病院等医療施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

52 社会福祉施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

53 学校法人

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

54 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備

55 宮崎県道路公社

(災害予防)

- (1) 公社管理道路の整備と防災管理に関すること。
(災害応急対策)
- (2) 公社管理道路の疎通の確保に関すること。
(災害復旧)
- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

第3節 住民の責務

基本法の平成7年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない(基本法第7条第2項)」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

第4節 減災に向けた県民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、市町村、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する県民運動の展開を図る。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施するものとする。

第2節 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

県、市町村はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。

- 1 都市化の急速な進展に伴って、都市部への人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層ビルの発達等が見られる。

これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図り、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある。

- 2 高齢者(とりわけ高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者)、障害者、外国人等、いわゆる災害時要援護者の増加傾向が見られる。

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、災害時要援護者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

- 3 社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。

これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

- 4 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。

これらの対応として、自主防災組織の育成、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

- 5 近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル等の増加、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び市町村防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。

第 2 編

震災対策編

宮崎県地域防災計画（第1巻 第2編 震災対策編）

目 次

第1章 地震の想定と震災対策	
第1節 震災対策の基本的考え方	36
第2節 宮崎県を取り巻く地震環境	36
第3節 想定地震と被害想定	42
第1款 想定地震の設定	42
第2款 想定地震による地表面震度、液状化危険度	43
第3款 想定される被害の概要	50
第4款 想定される被害の概要（東南海・南海地震）	57
第4節 発災時に必要とされる行動の概要	57
第2章 震災予防計画	
序 節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定	61
第1款 減災計画の概要	61
第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり	62
第1款 都市防災構造の強化	62
第2款 建築物の安全化	65
第3款 地盤災害防止対策の推進	67
第4款 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理	70
第5款 道路等交通関係施設の整備と管理	72
第6款 ライフライン施設の機能確保	74
第7款 危険物等施設の安全確保	79
第8款 海上災害の予防対策の推進	81
第9款 防災基盤・施設等の緊急整備	81
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	84
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	84
第2款 活動体制の整備	91
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備	100
第4款 医療救護体制の整備	104
第5款 緊急輸送体制の整備	106
第6款 避難収容体制の整備	112
第7款 備蓄に対する基本的な考え方	116
第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	116
第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	120
第10款 災害時要援護者等安全確保体制の整備	122
第11款 二次災害防止体制の整備	125
第12款 防災関係機関の防災訓練の実施	129
第13款 災害復旧・復興への備え	132
第3節 県民の防災活動の促進	134
第1款 防災知識の普及	134
第2款 自主防災組織等の育成強化	137
第3款 ボランティアの環境整備	139
第4節 地震災害に関する調査及び観測等の推進	142
第3章 震災応急対策計画	
第1節 活動体制の確立	144

第1款	県災害対策本部等の設置	144
第2款	職員の参集及び動員	156
第3款	市町村の活動体制の確立	160
第4款	防災関係機関の活動体制の確立	160
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	161
第1款	災害情報の収集・連絡	161
第2款	通信手段の確保	179
第3節	広域応援活動	187
第1款	地方公共団体による広域的な応援体制	187
第2款	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	191
第3款	海上保安庁に対する支援要請	206
第4節	救助・救急及び消火活動	207
第1款	救助・救急活動	207
第2款	消火活動	209
第5節	医療救護活動	212
第1款	医療機関による医療救護活動	212
第2款	DMA T及び医療救護班による医療救護活動	213
第3款	搬送体制の確保	213
第4款	医薬品等の供給	214
第5款	医療情報の確保	214
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	215
第1款	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	216
第2款	陸上輸送体制の確立	219
第3款	海上輸送体制の確立	229
第4款	航空輸送体制の確立	230
第5款	燃料の確保	232
第7節	避難収容活動	233
第1款	避難誘導の実施	233
第2款	避難所の開設、運営	237
第3款	被災者の把握	239
第4款	避難生活環境の確保	240
第5款	災害時要援護者等への配慮	242
第6款	応急住宅の確保	246
第8節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	249
第1款	食料の供給	249
第2款	飲料水の供給及び給水の実施	251
第3款	生活必需品の供給	253
第9節	保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	255
第1款	保健衛生対策の実施	255
第2款	防疫・食品衛生対策の実施	257
第3款	し尿、ゴミ、がれきの処理	259
第4款	環境対策の実施	262
第10節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	264
第1款	行方不明者及び遺体の捜索	264
第2款	遺体の確認、埋葬の実施	265
第11節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	267
第1款	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	267
第2款	物価の安定、物資の安定供給	269
第3款	帰宅困難者対策	270
第12節	公共施設等の応急復旧活動	270

第1款	県有通信施設等の応急復旧	270
第2款	公共土木施設等の応急復旧	271
第13節	ライフライン施設の応急復旧	273
第1款	ライフライン途絶時の代替対策	273
第2款	ライフライン施設の応急復旧	276
第3款	事業者間の連絡・協力	285
第14節	被災者等への的確な情報伝達活動	285
第1款	被災者・県民への的確な情報伝達	285
第2款	相談窓口の設置	286
第15節	二次災害の防止活動	287
第1款	水害、土砂災害対策	287
第2款	建築物等の倒壊対策	289
第3款	爆発及び有害物質による二次災害対策	290
第4款	宅地等の崩壊対策	292
第16節	海上災害の応急・復旧対策	293
第1款	海上災害の防止活動	293
第2款	支援活動	294
第3款	海上災害復旧活動	295
第17節	自発的支援の受入れ	295
第1款	ボランティア活動の受入れ	295
第2款	義援物資、義援金の受入れ	399
第18節	災害救助法の適用	300
第1款	災害救助法の適用	300
第19節	文教対策	307
第1款	学校教育対策	307
第2款	文化財保護対策	311
第20節	農林水産関係対策	312
第1款	農産物応急対策	312
第2款	家畜応急対策	312
第3款	林産物応急対策	313
第4款	水産物応急対策	313
第4章	震災復旧・復興計画	
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	314
第1款	被害が比較的軽い場合の基本的方向	314
第2款	被害が甚大な場合の基本的方向	314
第2節	迅速な現状復旧の進め方	314
第1款	公共施設災害復旧事業計画	314
第2款	激甚災害の指定	315
第3節	計画的復興の進め方	320
第1款	震災復興対策本部の設置	320
第2款	震災復興方針・計画の策定	320
第3款	震災復興事業の実施	321
第4節	被災者の生活再建等の支援	321
第1款	被災者への広報及び相談窓口の設置	322
第2款	生活確保資金の融資等	322
第3款	金融関係機関の応急措置	327
第4款	雇用の確保	328
第5款	税対策等による被災者の負担の軽減	328

第6款	住宅確保の支援	331
第7款	災害復興基金の設立	332
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	333
第1款	中小企業の復興支援	333
第2款	農林水産業の復興支援	334
第5章	津波対策	
第1節	津波被害想定	341
第1款	宮崎県における津波被害	341
第2款	津波被害想定結果の概要	343
第2節	災害予防	349
第1款	津波に強い県土づくり	349
第2款	津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備	352
第3款	津波に関する知識の普及、訓練の充実	353
第3節	応急対策	354
第1款	活動体制の確立	355
第2款	津波に関する情報の迅速な伝達等	358
第3款	沿岸住民、釣り人、海水浴客等の避難誘導	364

第1章 地震の想定と震災対策

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
1. 震災対策の基本的考え方			危機管理局	36
2. 宮崎県を取り巻く地震環境				36
3. 想定地震と被害想定	1. 想定地震の設定			42
	2. 想定地震による 地表面震度、液 状化危険度	1. 地表面震度		43
		2. 液状化危険度		43
	3. 想定される被害 の概要	1. 前提条件		50
		2. 主要な被害数量の想定		51
3. 被害想定各論		52		
4. 想定される被害 の概要（東南海 ・南海地震）		57		
4. 発災時に必要とされる行動の概要				57

第2章 震災予防計画

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
序節	減災に向けた大規模地震等減災計画の策定		危機管理局	61
1. 地震に強い県土づくり、まちづくり	1. 都市防災構造の強化	1. 防災まちづくり方針の策定	都市計画課、建築住宅課、危機管理局	62
		2. 防災空間の確保	都市計画課、道路建設課、道路保全課、港湾課、漁村振興課	62
		3. 都市の再開発等の推進	都市計画課、建築住宅課、農村整備課、河川課、港湾課、九州地方整備局、漁村振興課	63
		4. 避難地、避難路の整備	道路建設課、道路保全課、都市計画課、港湾課、漁村振興課、危機管理局	64
	2. 建築物の安全化	1. 建築物の耐震性強化	建築住宅課	65
		2. 建築物の液状化対策	建築住宅課	66
		3. 建築物の不燃化の促進	建築住宅課、都市計画課、危機管理局	66
		4. 重要施設の耐震性強化	営繕課、福祉保健課、国保・援護課、病院局、長寿介護課、こども政策局、障害福祉課、財務福利課、県警察本部、危機管理局、建築住宅課	67
		5. 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備	危機管理局、建築住宅課	67
	3. 地盤災害防止対策の推進	1. 地盤情報の把握と周知	危機管理局、管理課、工事検査課、砂防課、自然環境課、建築住宅課	68
		2. 土地利用の適正誘導	総合政策課、都市計画課、建築住宅課	68
		3. 土砂災害防止対策の推進	砂防課、自然環境課、農村整備課	68
		4. 造成地災害防止対策の推進	建築住宅課	69
		5. 液状化対策の推進	危機管理局、道路建設課、港湾課、河川課	69
	4. 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理	1. 海岸・河川施設の整備と管理	河川課、農村整備課、漁村振興課、自然環境課、九州地方整備局	70
		2. ため池・ダムの整備と管理	河川課、農村整備課、企業局、九州電力	71
		3. 治山・砂防施設の整備と管理	自然環境課、砂防課、農村整備課	71
	5. 道路等交通関係施設の整備と管理	1. 道路施設	道路建設課、道路保全課、都市計画課、農村整備課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社	72
		2. 鉄道施設	J R 九州	72
		3. 港湾、漁港施設	港湾課、漁村振興課、九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所	73
		4. 空港施設の整備と管理	大阪航空局宮崎空港事務所	74
	6. ライフライン施設の機能確保	1. 上水道施設の整備	衛生管理課	75
		2. 下水道施設の整備	都市計画課、農村整備課	75
		3. 工業用水道施設の整備	企業局	75
		4. ガス施設の整備	宮崎ガス	76
		5. 電力施設の整備	九州電力、企業局	77
		6. 通信施設の整備	N T T	78
	7. 危険物等施設の安全確保	1. 危険物施設の安全化	危機管理局	79
		2. 高圧ガス大量貯蔵所の安全化	危機管理局	80
		3. 毒劇物取扱施設の安全化	医療業務課	81
	8. 海上災害の予防対策の推進		宮崎海上保安部	81
	9. 防災基盤・施設等の緊急整備	1. 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進	危機管理局、関係各課	82
		2. 公共施設等耐震化事業の推進	危機管理局、関係各課	83
2. 迅速かつ円滑な	1. 情報の収集・連	1. 県総合情報ネットワークの	危機管理局	84

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
災害応急対策への備え	絡体制の整備	充実・維持管理	危機管理局	86
		2. 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立		
		3. 地震観測施設等の整備	宮崎地方気象台、危機管理局	87
		4. 画像伝送システムの整備充実	県警察本部、危機管理局	89
		5. 市町村防災行政無線の整備	危機管理局	89
		6. 非常通信体制の強化	危機管理局、関係機関	89
		7. 通信訓練、研修会の実施等		
		8. 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備		
	2. 活動体制の整備	1. 組織体制の整備	危機管理局、河川課、砂防課	91
		2. 初動体制確立への備え	危機管理局、全部局	93
		3. 災害対策中核拠点施設の整備	危機管理局、総務課、営繕課	94
		4. 航空消防防災体制の整備	危機管理局	95
		5. 広域応援体制等の整備充実	危機管理局、県警察本部	95
		6. 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	危機管理局	96
		7. アクセス整備	危機管理局、関係機関	99
	3. 救急・救助及び消火活動体制の整備	1. 出火防止体制の整備	危機管理局	100
		2. 消防力の充実強化		
		3. 消防水利の確保		
		4. 救急・救助体制の整備	危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部自衛隊	103
		5. 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上	危機管理局	104
	4. 医療救護体制の整備	1. 災害拠点病院等の整備充実	医療業務課、病院局	105
		2. 医薬品等の備蓄体制の整備	医療業務課、病院局、県薬剤師会、日赤県支部	105
		3. 災害時における医療情報の確保	医療業務課、県医師会、県薬剤師会、日赤県支部	105
	5. 緊急輸送体制の整備	1. 緊急輸送道路ネットワークの整備	道路保全課、道路建設課、都市計画課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社、港湾課、漁村振興課	106
		2. 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度	県警察本部	110
		3. 交通管理体制の整備	道路建設課、道路保全課、県警察本部	111
		4. 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保	道路保全課、総合交通課、水産政策課、総務事務センター	112
	6. 避難収容体制の整備	1. 避難計画の策定と避難対象地区の指定	危機管理局	112
		2. 避難場所、避難路の確保	危機管理局、都市計画課	113
		3. 避難場所等の広報と通知	危機管理局	114
		4. 避難施設の安全性確保と設備の整備	福祉保健課、財務福利課、農政企画課、農村整備課、営農支援課、危機管理局	114
		5. 応急仮設住宅の供与体制の整備	建築住宅課、福祉保健課	115
	7. 備蓄に対する基本的な考え方		福祉保健課、危機管理局、商工政策課、農産園芸課	116
8. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	1. 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備	福祉保健課、農政企画課、農産園芸課、農林水産省生産局、衛生管理課	117	
	2. 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備	福祉保健課、商工政策課	119	
9. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	1. 市町村防災行政無線等の整備	危機管理局	121	
	2. 広報体制の整備	秘書広報課、県警察本部、危機管理局	121	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
		3.被災者からの問合せに対する体制の整備	秘書広報課、県警察本部、危機管理局	122
	10. 災害時要援護者等安全確保体制の整備	1. 社会福祉施設等の防災体制の充実	福祉保健課、国保・援護課、長寿介護課 障害福祉課、こども政策局	123
		2. 在宅災害時要援護者の援護体制の整備	福祉保健課、障害福祉課、長寿介護課、 国保・援護課、生活・協働・男女参画課	123
		3. 外国人に対する防災対策の充実	文化文教・国際課	124
	11. 二次災害防止体制の整備	1. 土砂災害防止体制の整備	砂防課、自然環境課、農村整備課	125
		2. 建築物災害防止体制の整備	建築住宅課	126
		3. 危険物等災害防止体制の整備	危機管理局、LPガス協会、医療業務課	126
		4. 宅地災害防止体制の整備	建築住宅課	128
	12. 防災関係機関の防災訓練の実施	1. 県総合防災訓練の実施	危機管理局	129
		2. 個別防災訓練の実施	危機管理局、関係機関	130
		3. 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施	危機管理局	131
		4. 防災訓練の検証		132
	13. 災害復旧・復興への備え	1. 各種データの保存・整備	危機管理局、関係各課、関係機関	132
		2. 災害対策基金等の積立と管理	福祉保健課、財政課	132
		3. 防災資機材等の備蓄	福祉保健課、河川課、九州森林管理局	133
3. 県民の防災活動の促進	1. 防災知識の普及	1. 一般県民に対する防災知識の普及	危機管理局、関係各課、関係機関	134
		2. 児童生徒等に対する防災教育	学校政策課	136
		3. 防災要員に対する教育	危機管理局、各部局、関係機関	136
		4. 観光客等への広報	危機管理局、関係各課、関係機関	137
		5. 相談窓口の設置	危機管理局	137
	2. 自主防災組織等の育成強化	1. 組織率の向上と活動支援	危機管理局	137
		2. 訓練の実施による災害対応力の強化		138
		3. 事業所防災体制の強化		138
	3. ボランティアの環境整備	1. 活動促進のための拠点づくり	生活・協働・男女参画課	139
		2. 宮崎県ボランティア基金の活用		139
		3. 活動促進のための体制づくり	生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、 福祉保健課、長寿介護課、障害福祉課、 砂防課、建築住宅課、県社会福祉協議会、 市町村社会福祉協議会・日赤県支部、学校 政策課、危機管理局	139
		4. 赤十字防災ボランティア活動体制整備	日赤県支部	141
		5. 地域安全活動ボランティアの体制整備	県警察本部	142
4. 地震災害に関する調査及び観測等の推進		1. 地震専門部会の継続設置	危機管理局、関係機関	142
		2. 県内活断層等の調査		142
		3. 地震被害予測システムの構築		142
		4. 震災対策に関する調査研究		危機管理局、関係各課、関係機関

第3章 震災応急対策計画

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
1. 活動体制の確立	1. 県災害対策本部等の設置	1. 情報連絡本部の設置	危機管理局	144	
		2. 災害警戒本部の設置		144	
		3. 災害対策本部の設置		145	
		4. 災害対策本部の組織等		146	
		5. 災害対策現地合同調整本部の設置		149	
		6. 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請		149	
		7. 非常(緊急)災害現地対策本部との連携		149	
		8. 災害対策本部・支部の廃止		149	
		9. 災害対策室の設置		149	
	2. 職員の参集及び動員	1. 職員の自主参集	危機管理局、人事課	157	
		2. 職員の動員		158	
		3. 職員の対応		158	
		4. 体制確立時の報告		158	
	3. 市町村の活動体制の確立	1. 市町村災害対策組織の確立	危機管理局	160	
		2. 市町村災害対策本部の設置基準		160	
		3. 県等への報告・通報		160	
	4. 防災関係機関の活動体制の確立	1. 災害対策組織の確立	危機管理局	161	
		2. 県災害対策本部への連絡員の派遣		161	
	2. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	1. 災害情報の収集・連絡	1. 地震情報等の連絡	宮崎地方気象台、危機管理局	162
			2. 被害状況の早期把握	危機管理局、県警察本部、自衛隊、宮崎海上保安部	164
3. 第1次情報等の収集			危機管理局	165	
4. 被害情報、応急対策活動情報の連絡				165	
5. 被害状況等の集約				177	
6. 県民への広報			秘書広報課、県警察本部、危機管理局	177	
2. 通信手段の確保		1. 専用通信設備の運用	危機管理局、NTT西日本	180	
		2. 代替通信機能の確保	危機管理局、NTT西日本、NHK他	180	
3. 広域応援活動		1. 地方公共団体による広域的な応援体制	1. 応援要請の実施	危機管理局	188
			2. 応援受入体制の確保		190
	3. 消防機関の応援要請		190		
	4. 他都道府県被災時の応援		191		
	2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	1. 自衛隊に対する災害派遣要請	危機管理局、自衛隊	192	
		2. 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣		197	
		3. 自衛隊受入れ体制の確立		198	
		4. 災害派遣部隊等の活動		198	
		5. 派遣部隊等の撤収要請		199	
		6. 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備		200	
		7. 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法		203	
	3. 海上保安庁に対する支援要請	1. 支援要請事項	危機管理局、宮崎海上保安部	206	
		2. 支援要請手続き		206	
		3. 市町村長の支援要請の依頼手続き		206	
4. 海上保安庁との連絡		206			

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
4. 救助・救急及び 消火活動	1. 救助・救急活動	1. 救助・救急活動の原則	危機管理局	207	
		2. 市町村及び消防機関による 救助・救急活動		207	
		3. 県等のとる措置		危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部	208
		4. 住民相互、自主防災組織、 事業所等による救助活動の 実施			209
	2. 消火活動	1. 消防機関による消火活動	危機管理局	209	
		2. 県のとる措置		211	
		3. 住民、自主防災組織、事業 所による消火活動		212	
5. 医療救護活動	1. 医療機関による 医療救護活動	1. 災害拠点病院等による医療 救護活動	医療薬務課、県医師会、日赤県支部、県薬剤師 会、看護協会、病院局	213	
	2. DMAT及び 医療救護班によ る医療救護活動	1. DMATによる医療救護活動		213	
		2. 医療救護班による医療救護 活動		213	
	3. 搬送体制の確保	1. 傷病者の搬送			214
		2. 医療救護スタッフの搬送			214
3. 医薬品等の医療物資の輸送			214		
4. 医薬品等の供給	1. 医薬品等の供給	医療薬務課、病院局、県医師会、日赤県支部、 県薬剤師会	214		
5. 医療情報の確保等	1. 医療情報の確保等		214		
6. 緊急輸送のため の交通の確保・ 緊急輸送活動	1. 交通の確保・緊 急輸送活動の基 本方針	1. 輸送に当たっての配慮事項	県警察本部、危機管理局	215	
		2. 災害発生後の各段階におい て優先されるもの		215	
		3. 市町村及び防災関係機関の 緊急輸送		216	
		4. 緊急輸送状況の把握と輸送 の調整		216	
	2. 陸上輸送体制の 確立	1. 対策の概要	危機管理局	217	
		2. 交通規制の実施及び緊急 交通路の確保	県警察本部、道路保全課、西日本高速道路、 県道路公社、九州地方整備局	217	
		3. 道路（緊急輸送道路）の応 急復旧	道路保全課、九州地方整備局、西日本高速 道路、県道路公社	226	
		4. 道路輸送手段の確保	危機管理局、総務事務センター、 九州運輸局宮崎運輸支局	227	
		5. 鉄道の応急復旧	JR九州	228	
	3. 海上輸送体制の 確立	1. 海上輸送路の確保	港湾課、漁村振興課、宮崎海上保安部	230	
		2. 港湾、漁港の応急復旧	港湾課、漁村振興課	230	
		3. 輸送手段の確保	港湾課、漁村振興課、宮崎海上保安部、 九州運輸局宮崎運輸支局	230	
		4. 集積場所及び要員の確保	港湾課、漁村振興課	230	
	4. 航空輸送体制の 確立	1. 空港の応急復旧	大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊、危機管理 局	231	
		2. 空港における航空輸送の確 保		231	
		3. 緊急時ヘリコプター離着陸 場の確保等		231	
		4. 飛行情報の提供と緊急用航 空輸送の確保		231	
		5. 航空輸送手段の確保		大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊、危機 管理局、日赤県支部	232
		6. 集積場所及び要員の確保		大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊、危機 管理局	232
	5. 燃料の確保		危機管理局	232	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
7. 避難収容活動	1. 避難誘導の実施	1. 避難対策の実施責任者	危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部	233	
		2. 避難勧告・指示		234	
		3. 避難実施の方法		235	
		4. 警戒区域の設定		236	
		5. 避難地への市町村職員等の配置		236	
		6. 避難地における救護等		236	
		7. 避難状況の報告		236	
	2. 避難所の開設、運営	1. 避難所の開設、運営	福祉保健課、危機管理局	237	
	3. 被災者の把握	1. 避難者、在宅被災者の把握		239	
		2. 被災認定	関係機関	240	
	4. 避難生活環境の確保	1. 避難所生活環境の整備	福祉保健課、健康増進課、医療業務課、県医師会	241	
		2. 健康管理	福祉保健課、障害福祉課、健康増進課、医療業務課、県医師会、子ども政策局	241	
	5. 災害時要援護者等への配慮	1. 災害時要援護者に配慮した応急対策の実施	福祉保健課、国保・援護課、医療業務課、長寿介護課、障害福祉課、健康増進課、子ども政策局	242	
		2. 関係団体等との連携		243	
		3. 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策	福祉保健課、国保・援護課、医療業務課、長寿介護課、障害福祉課、健康増進課、子ども政策局、各ライフライン事業者	243	
		4. 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策	福祉保健課、医療業務課、長寿介護課、障害福祉課、国保・援護課、健康増進課、子ども政策局、県警察本部	244	
		5. 外国人に対する安全確保対策	文化文教・国際課	245	
	6. 応急住宅の確保	1. 基本事項	建築住宅課、福祉保健課	247	
		2. 応急仮設住宅の供与・管理	建築住宅課、福祉保健課、九州財務局宮崎財務事務所	247	
		3. 被災住宅の応急修理	建築住宅課、福祉保健課	248	
		4. 公的住宅等の空き家の活用	建築住宅課	248	
	8. 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	1. 食料の供給	1. 食料の調達	福祉保健課、農産園芸課、農林水産省生産局	249
			2. 炊出しその他による食料の給与	福祉保健課、農産園芸課	251
			3. 食料集積地の指定及び管理		251
		2. 飲料水の供給及び給水の実施	1. 飲料水の供給	福祉保健課、衛生管理課	252
			2. 応急給水の実施		252
		3. 生活必需品の供給	1. 生活必需品の調達	福祉保健課、商工政策課	253
2. 生活必需品の給(貸)与			254		
9. 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	1. 保健衛生対策の実施	1. 健康対策の実施	健康増進課、医療業務課、福祉保健課	255	
		2. 精神医療、メンタルヘルスケアの実施	障害福祉課	256	
	2. 防疫・食品衛生対策の実施	1. 防疫対策の実施	健康増進課、衛生管理課、医療業務課	257	
		2. 食品衛生対策の実施	健康増進課、衛生管理課	259	
	3. し尿、ゴミ、がれきの処理	1. し尿処理	循環社会推進課、都市計画課	260	
		2. ごみ処理	循環社会推進課	261	
		3. がれきの処理		261	
	4. 環境対策の実施	1. 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認	環境管理課	263	
2. 応急対策の実施		環境管理課、循環社会推進課	263		

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
10. 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	1. 行方不明者及び遺体の捜索	1. 行方不明者の調査	県警察本部	264	
		2. 遺体の捜索	県警察本部、宮崎海上保安部	264	
	2. 遺体の確認、埋葬の実施	1. 遺体の確認	県警察本部、宮崎海上保安部、福祉保健課 県医師会、歯科医師会、日赤県支部	265	
		2. 遺体の処理	県警察本部、宮崎海上保安部、福祉保健課 衛生管理課、医療業務課、県医師会、歯科 医師会、日赤県支部	266	
	3. 遺体の埋葬	福祉保健課、衛生管理課	266		
11. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	1. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	1. 予想される混乱	県警察本部	267	
		2. 県民への広報・伝達		267	
		3. 警備活動の強化		268	
		4. 保安対策		268	
	2. 物価の安定、物資の安定供給	1. 物価の安定	生活・協働・男女参画課、商工政策課、九州経 済産業局	269	
		2. 物資の供給確保		269	
		3. 法律の発動の要請		269	
	3. 帰宅困難者対策	1. 帰宅困難者対策の実施	危機管理局、関係各課、関係機関	270	
	12. 公共施設等の応急復旧活動	1. 県有通信施設等の応急復旧	1. 県総合情報ネットワークの機能確保	危機管理局	270
2. 警察無線通信の機能確保			県警察本部	271	
3. 災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保			総務課、営繕課他	271	
2. 公共土木施設等の応急復旧		1. 道路の応急復旧	道路保全課、県警察本部、九州地方整備局、 西日本高速道路、県道路公社	272	
		2. 港湾、漁港の応急復旧	港湾課、漁村振興課	272	
		3. 河川、砂防及び治山施設の応急復旧	河川課、砂防課、自然環境課	273	
		4. 農業用施設の応急復旧	農村整備課	273	
13. ライフライン施設の応急復旧		1. ライフライン途絶時の代替対策	1. 上水道停止時の代替措置	衛生管理課	274
			2. 下水道停止時の代替措置	循環社会推進課	274
			3. ガス停止時の代替措置	宮崎ガス	274
	4. 電力停止時の代替措置		九州電力	274	
	5. 電話停止時の代替措置		N T T	274	
	2. ライフライン施設の応急復旧	1. 上水道施設の応急復旧	衛生管理課	276	
		2. 下水道施設の応急復旧	都市計画課、農村整備課	277	
		3. 工業用水道の応急復旧	企業局	277	
		4. 都市ガス施設の応急復旧	宮崎ガス	277	
		5. 電力施設の応急復旧	九州電力、企業局	278	
		6. 通信施設の応急復旧	N T T	281	
	3. 事業者間の連絡・協力	1. 連絡体制の確保	危機管理局	285	
		2. 連絡・協議		285	
14. 被災者等への的確な情報伝達活動	1. 被災者・県民への的確な情報伝達	1. ニーズの把握	福祉保健課、長寿介護課、障害福祉課、 健康増進課	285	
		2. 生活情報の提供	秘書広報課、危機管理局	286	
	2. 相談窓口の設置	1. 総合窓口の設置	秘書広報課、関係各課、危機管理局	287	
		2. 各種相談窓口の設置		287	
15. 二次災害の防止活動	1. 水害、土砂災害対策	1. 水害防止対策	河川課、農村整備課	287	
		2. 土砂災害防止対策	砂防課、自然環境課、農村整備課	288	
	2. 建築物等の倒壊対策	1. 応急危険度判定	建築住宅課	289	
		2. 二次災害防止のための応急措置		290	
	3. 爆発及び有害物質による二次災害対策	1. 危険物等流出対策	危機管理局	290	
		2. 石油類等危険物施設の安全確保		291	
		3. 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保		291	
		4. 毒劇物取扱施設の安全確保		医療業務課	292
	4. 宅地等の崩壊対策	1. 宅地危険度判定	建築住宅課	292	
		2. 二次災害防止のための応急措置		292	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
16. 海上災害の応急・復旧対策	1. 海上災害の防止活動	1. 海難救助活動	水産政策課、宮崎海上保部	293	
		2. 流出油等の防除活動		293	
		3. 海上交通安全の確保		293	
		4. 警戒区域の設定		294	
		5. 治安の維持		294	
		6. 危険物の保安措置		294	
	2. 支援活動	1. 物資の無償貸与又は譲与	宮崎海上保安部	294	
		2. 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援		294	
	3. 海上災害復旧活動	1. 海洋環境の汚染防止		295	
		2. 災害廃棄物の処理		295	
3. 海上交通安全の確保			295		
17. 自発的支援の受入れ	1. ボランティア活動の受入れ	1. ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営	生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、福祉保健課、長寿介護課、障害福祉課、砂防課、建築住宅課、危機管理局、県・市町村社会福祉協議会、日赤県支部	296	
		2. ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力	生活・協働・男女参画課、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会	297	
		3. 高校生のボランティア活動	学校政策課	297	
		4. 赤十字防災ボランティアの活動	日赤県支部	298	
		5. 地域安全ボランティアの活動	県警察本部	298	
	2. 義援物資、義援金の受入れ	1. 災害義援物資の受け入れ	福祉保健課、共同募金会、県社会福祉協議会、日赤県支部	299	
		2. 義援金の受け入れ	福祉保健課、会計課、共同募金会、県社会福祉協議会、日赤県支部	300	
	18. 災害救助法の適用	1. 災害救助法の適用	1. 実施責任者		301
			2. 被災認定の基準		301
			3. 救助法の適用基準		302
4. 救助法の適用手続			福祉保健課	303	
5. 救助の組織				303	
6. 災害救助法による救助の程度と機関				304	
19. 文教対策	1. 学校教育対策	1. 応急教育	学校政策課、教職員課、特別支援教育室、文化文教・国際課	307	
		2. 就学援助に関する措置	学校政策課、財務福利課、特別支援教育室	309	
		3. 学校給食の応急措置	学校政策課、スポーツ振興課、財務福利課、特別支援教育室	309	
		4. 災害時における環境衛生の確保	スポーツ振興課	310	
		5. 災害時における心の健康への支援	学校政策課、特別支援教育室	310	
		6. 教育の再開		310	
	2. 文化財保護対策	1. 予防対策の実施		311	
		2. 被害状況の把握と応急対策の実施	文化財課	311	
		3. 埋蔵文化財対策		311	
	20. 農林水産関係対策	1. 農産物応急対策	1. 情報の収集	営農支援課、農産園芸課、農政企画課	312
			2. 農産物対策		312
3. 農産物流通対策			営農支援課、農産園芸課	312	
2. 家畜応急対策		1. 家畜防疫対策		312	
		2. 飼料確保対策	畜産課、農産園芸課	313	
		3. 畜産流通対策		313	
3. 林産物応急対策		1. 情報の収集	山村・木材振興課	313	
		2. 林産物対策		313	
4. 水産物応急対策		1. 情報の収集		313	
		2. 水産物対策	水産政策課、漁村振興課	313	

第4章 震災復旧・復興計画

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
1. 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	1. 被害が比較的小さい場合の基本的方向		危機管理局	314
	2. 被害が甚大な場合の基本的方向			314
2. 迅速な現状復旧の進め方	1. 公共施設災害復旧事業計画	1. 事業計画の種別	関係各課	314
		2. 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進		315
		3. 緊急災害査定促進		315
		4. 災害復旧資金の確保措置		315
	2. 激甚災害の指定	1. 制度の概要		316
		2. 災害調査		316
		3. 激甚災害指定の手続き		316
		4. 激甚災害指定の促進		317
		5. 激甚災害指定基準		317
	3. 計画的復興の進め方	1. 震災復興対策本部の設置		
2. 震災復興方針・計画の策定		1. 震災復興方針の策定 2. 震災復興計画の策定	321 321	
3. 震災復興事業の実施		1. 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施	都市計画課、建築住宅課	321
		2. 震災復興事業の実施	危機管理局他	321
4. 被災者の生活再健等の支援		1. 被災者への広報及び相談窓口の設置	1. 総合相談窓口の設置	秘書広報課、危機管理局、関係各課
	2. 出張相談所の開設		322	
	2. 生活確保資金の融資等	1. 災害弔慰金等の支給	福祉保健課	323
		2. 災害援護資金の貸付	県社会福祉協議会	324
		3. 生活福祉資金の災害援護資金の貸付		324
		4. 母子寡婦福祉資金の貸付	子ども家庭課	325
		5. 被災者生活再建支援制度	福祉保健課	325
		6. 宮崎県・市町村災害時安心基金	福祉保健課	326
	3. 金融関係機関の応急措置	1. 災害応急措置	日本銀行宮崎事務所	327
		2. 災害復旧関係金融措置		327
	4. 雇用の確保	1. 離職者への措置	宮崎労働局	328
		2. 雇用保険の失業給付に関する特例措置		328
		3. 被災事業主に関する措置		328
	5. 税対策等による被災者の負担の軽減	1. 国税等の徴収猶予及び減免の措置	税務署、税務課	329
		2. 県税の徴収猶予及び減免等		329
		3. その他公共料金の特例措置	郵便事業(株)、NTT、九州電力、宮崎ガス	330
	6. 住宅確保の支援	1. 災害公営住宅の建設	建築住宅課	331
		2. 災害住宅融資		332
	7. 災害復興基金の設立		財政課	332

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
5. 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	1. 中小企業の復興支援	1. 資金需要の把握連絡通報	商工政策課	333
		2. 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置		333
		3. 中小企業者に対する金融制度の周知		333
		4. 金融巡回相談の実施		333
		5. 国及び政府系金融機関に対する要請		333
		6. 融資の弾力的運用		333
		7. その他の措置		334
	2. 農林水産業の復興支援	1. 農林漁業関係融資の種類	営農支援課、水産政策課、山村・木材振興課	335
		2. 農業関係	営農支援課	335
		3. 林業関係	山村・木材振興課	335
		4. 水産業関係	水産政策課	336
		5. 農林漁業関係融資制度一覧	営農支援課、水産政策課、山村・木材振興課	337

第5章 津波対策

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
1. 津波被害想定	1. 宮崎県における津波被害		危機管理局	341	
	2. 津波被害想定結果の概要	1. 津波危険度		343	
		2. 想定される被害の概要		348	
2. 災害予防	1. 津波に強い県土づくり	1. 河川施設・海岸保全施設・港湾施設の整備と管理	河川課、港湾課、漁村振興課、農村整備課	349	
		2. 津波監視体制の整備	危機管理局	350	
		3. 避難路等の整備と津波避難計画の策定	危機管理局、宮崎海上保安部	350	
		4. 交通機関対策	関係機関	351	
	2. 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備	1. 津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化	宮崎地方気象台、危機管理局、県警察本部 宮崎海上保安部	352	
	3. 津波に関する知識の普及、訓練の充実	1. 津波に関する知識の普及	危機管理局、宮崎海上保安部、県警察本部 NHK	353	
		2. 津波ハザードマップの整備	危機管理局	354	
		3. 津波に対する防災訓練	危機管理局、宮崎海上保安部、学校政策課	354	
	3. 応急対策	1. 活動体制の確立	1. 情報連絡本部の設置	危機管理局	355
			2. 災害警戒本部の設置		355
3. 災害対策本部の設置			355		
4. 津波警報・注意報発表時の職員配備基準			水産政策課、漁村振興課、河川課、 港湾課、都市計画課	355	
5. 夜間・休日における措置			危機管理局	356	
6. 市町村における活動体制の確立				356	
7. 消防機関等の活動				356	
8. その他の防災機関等の活動			関係機関	357	
2. 津波に関する情報の迅速な伝達等		1. 津波警報・注意報・情報の伝達	宮崎地方気象台、危機管理局、県警察本部、 宮崎海上保安部、NHK、宮崎放送、 テレビ宮崎、FM宮崎、NTT	358	
		2. 津波潮位の監視		365	
3. 沿岸住民、釣り人、海水浴客等の避難誘導		1. 沿岸住民等への避難勧告等の実施	危機管理局	365	
		2. 速やかな避難誘導の実施		366	
		3. 関係機関の応急対策	危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部、 宮崎地方気象台、九州地方整備局、自衛隊、 JR九州、大阪航空局宮崎空港事務所、 県道路公社、NTT	367	

第1章 地震の想定と震災対策

第1節 震災対策の基本的考え方

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震は、6,000名を超える犠牲者と家屋の倒壊や焼失、鉄道、高速道路、港湾の損壊、ライフラインの寸断など、阪神・淡路地域に未曾有の被害をもたらした。これらの災害は、様々なものが絡み合い複合して発生したものと考えられるが、兵庫県地域防災計画・震災編（平成8年）によれば、結果的には大規模地震に対する備えが十分でなかったことが被害を大きくした原因であるとしている。

県ではこれら阪神・淡路大震災から得られた数々の貴重な教訓や平成7、8年度に実施した宮崎県地震被害想定調査の結果、さらに国（中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会）が行った想定東南海・南海地震に係る被害想定調査の結果を生かし、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを基本とする。

なお、本県においては、宮崎市（旧宮崎市及び旧佐土原町）、延岡市（旧延岡市、旧北川町、及び旧北浦町）、日南市（旧日南市及び旧南郷町）、日向市、新富町、門川町の4市2町が、法第3条の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域としての指定を受けている。

（指定日：平成15年12月17日）

第2節 宮崎県を取り巻く地震環境

図1-1は1985年以降に宮崎県付近に発生した地震の震源とマグニチュードを示したものである。日向灘に震源が集中していることが伺える。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

図1-2はN75°W～S75°E方向で熊本県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。日向灘沖から宮崎市の方向では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型（直下型）地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

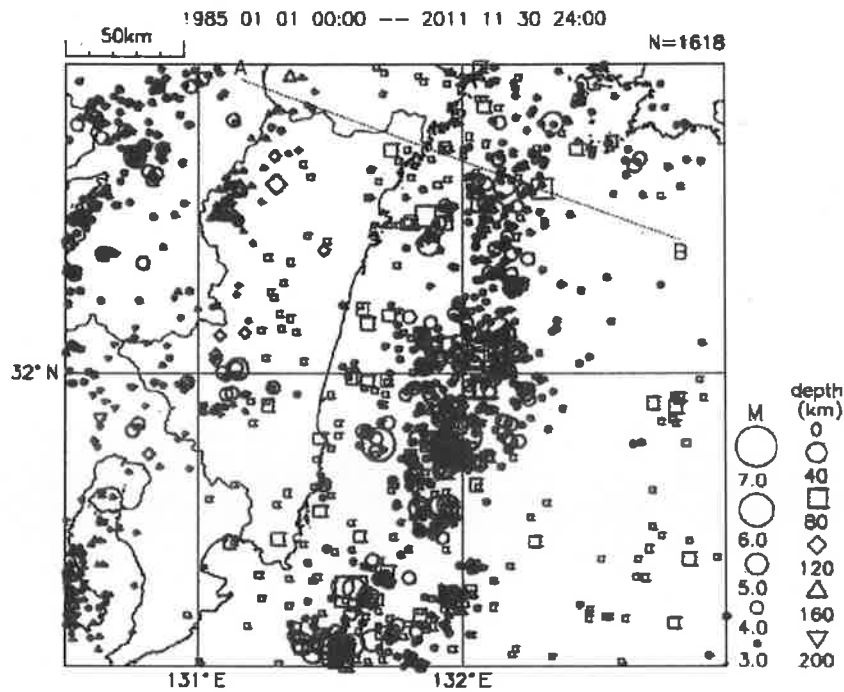


図1-1 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ

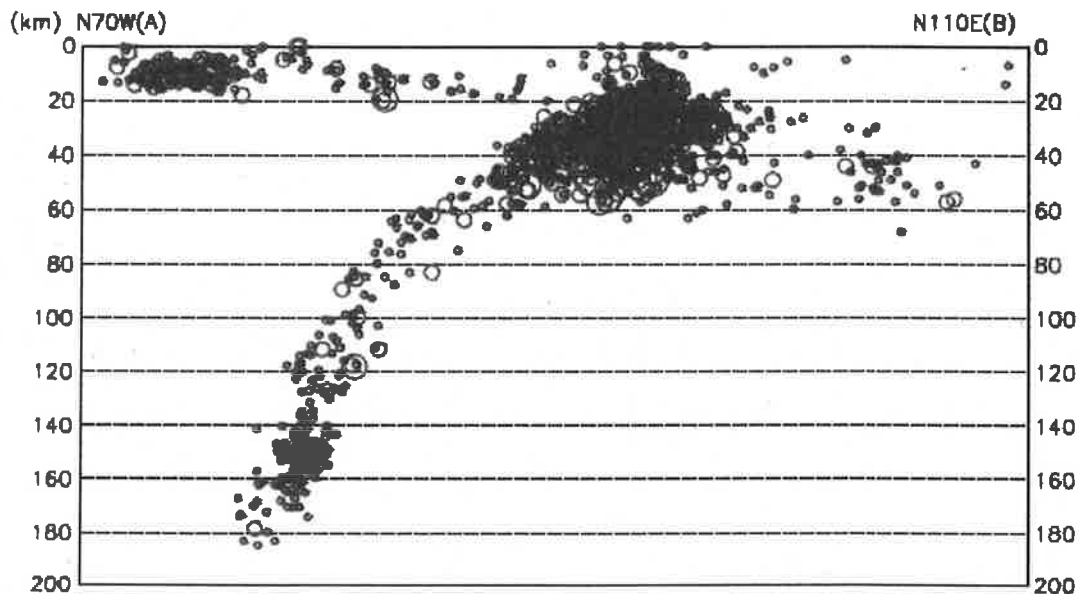


図1-2 宮崎県を中心とした、地震の震源断面図

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年の地震、1941年の地震(M7.2)や1968年の地震(M7.5)では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931年の地震(M7.1)および1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような津波の小さな地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震(M7 3/4)では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100~150kmほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約150km)や1899年の宮崎県南部の深い地震(M6.4、深さ約100km)では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震(M7.6、深さ約150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があって、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地(海成段丘)が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震(M8.0)では2M近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

表1-1 本県の被害地震一覧

No	発生年月日	震央地名 [地震名]	規模	被害概要
1	1662. 10. 31	日向灘 [外所地震]	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769. 8. 29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899. 11. 25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903. 10. 11(明治36)	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913. 4. 13(大正2)	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929. 5. 22(昭和4)	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931. 11. 2(昭和6)	日向灘	7.1	死者1、負傷者29、全壊4、半壊10 一部破損多数
8	1939. 3. 20(昭和14)	日向灘	6.5	死者1、負傷者1、全壊1、一部破損多
9	1941. 11. 19(昭和16)	日向灘	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946. 12. 21(昭和21)	紀伊半島沖 「昭和南海地震」	8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948. 5. 9(昭和23)	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960. 5. 24(昭和35)	チリ地震 津波	8.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸 船舶被害32隻
13	1961. 2. 27(昭和36)	日向灘	7.0	死者1、負傷者4、全壊1 半壊4、一部破損104
14	1968. 2. 21(昭和43)	鹿児島県薩摩地方 「えびの地震」	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896 一部破損3,597
15	1968. 4. 1(昭和43)	日向灘	7.5	負傷者15、半壊1、一部損壊9
16	1969. 4. 21(昭和44)	日向灘	6.5	負傷者2
17	1970. 7. 26(昭和45)	日向灘	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4
18	1984. 8. 7(昭和59)	日向灘	7.1	負傷者9、一部損壊319
19	1987. 3. 18(昭和62)	日向灘	6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、崖崩れ等

表1-2 (その1) 昭和以降宮崎県内 震度4以上の地震観測表

(宮崎地方気象台資料)

発生日時		震源					各地の震度				記事
年	月日時分	震央地名	緯度	経度	深さ (km)	規模 (M)	宮崎	延岡	油津	都城	
1927(昭和2)	6 10 0251	宮崎県南部山沿い	32° 02′	130° 59′	0	4.0	3				高岡5
	9 11 1554	宮崎県南部平野部	31 53	131 21	47	4.5	2	③			寒川5
1928(" 3)	1 20 1906	日向灘	31 45	131 47	14		2				高岡5
1929(" 4)	5 22 0135	日向灘	31 45	131 53	59	6.9	5		④	③	三ヶ所5
1930(" 5)	1 11 0314	日向灘	31 38	131 53	37	5.2	3	③	⑤	③	寒川5
1931(" 6)	11 2 1902	日向灘	31 47	132 00	28	7.1	5	④	④	⑤	宮崎県死者1
	12 21 1447	熊本県天草芦北地方	32 29	130 29	0	5.5	2				③加久藤4
	12 22 2207	熊本県天草芦北地方	32 30	130 30	15	5.6	2	③			③加久藤4
1932(" 7)	5 3 0829	種子島近海	31 00	131 17	22	5.8	4	②		③	
	6 18 1031	日向灘	32 36	132 05	0	5.6	3	③	②		川内名・祝子川4
1933(" 8)	5 24 0136	種子島近海	30 56	131 15	18	5.4	2			③	福島4
	6 2 1638	種子島近海	30 50	131 42	37	5.9	2		④	③	
1934(" 9)	6 3 0629	日向灘	31 28	131 53	16	5.3	3		③	③	小林・高原4
	10 27 0211	奄美大島近海	29 17	131 29	98	6.1	2	③		③	飢肥・福島4
1935(" 10)	5 23 1510	大分県南部	32 56	131 43	70	5.0	2	①		①	祝子川・高鍋4
	7 3 0916	宮崎県北部平野部	32 06	131 21	0	4.6	2				高岡4
1936(" 11)	12 1 1509	鹿児島県西方沖	30 57	129 33	311	5.9	2	④	②	③	高原・岩戸4
1937(" 12)	1 6 0638	四国沖	30 58	132 48	60	6.2	3	③		③	高岡4
	1 23 1750	大分県中部	33 04	131 29	100	5.0	2	③			高鍋4
	1 27 1604	熊本県熊本	32 44	131 49	30	5.1	2	③	②	②	高千穂4
	1 28 0943	熊本県熊本	32 46	131 39	10	5.1	2	③	②	②	高千穂4
	2 27 2342	伊予灘	33 48	132 14	10	5.9	2	③		③	川内名4
	6 24 0541	種子島近海	31 22	131 06	0	5.3	3	②	④	③	
	8 27 0354	種子島近海	30 46	131 15	30	6.0	3	③	③	④	
	10 4 0537	日向灘	32 11	131 47	0	5.1	2	③	③	③	中ノ又4
	12 25 2252	日向灘	32 39	132 14	30	5.6	2	④	③	③	
1938(" 13)	1 11 0554	奄美大島近海	29 56	131 52	90	5.7	2	②	④	①	
	3 1 1500	日向灘	31 28	131 37	30	5.2	3	③	④	③	
1939(" 14)	3 20 1222	日向灘	32 17	131 58	20	6.5	4	④	④	④	宮崎県死者1
1941(" 16)	7 20 0013	日向灘	31 44	131 53	27	6.1	4	③	③	③	寒川5
	11 19 0146	日向灘	32 07	132 08	33	7.2	5	⑤	③	④	死者2、負傷18
1942(" 17)	1 25 0554	日向灘	32 04	132 09	0	5.4	2				寒川5
	4 13 2306	日向灘	31 46	131 50	48	6.0	4	③	④	③	
	8 22 1800	日向灘	32 07	132 21	7	6.2	3	②	③	③	南郷4
	8 25 2354	日向灘	32 19	132 11	0	6.0	2	②			須木4
1943(" 18)	4 12 1801	日向灘	31 50	131 50	51	5.4	4	③		3	
1944(" 19)	1 5 1153	日向灘	32 00	131 58	10	5.6	4	③	④	3	
	6 7 1915	伊予灘	33 17	131 53	60	6.0	2	③		③	高原4
1946(" 21)	12 21 0419	紀伊半島沖	32 56	135 51	24	8.0	4		③	3	
1948(" 23)	5 9 1109	日向灘	31 49	132 06	34	6.5	4			3 3	
1949(" 24)	3 20 0319	鹿児島県大隅地方	31 33	130 53	178	5.9	3		2	2	北方4
1950(" 25)	9 16 2148	宮崎県北部山沿い	32 49	131 23	133	5.6	2			2	川南・高千穂4
1960(" 35)	3 4 1253	鹿児島湾	31 03	130 40	140	6.4	3		4	4	
	11 7 2223	日向灘	32 17	132 10	50	5.7	3		2	3	三ヶ所4
1961(" 36)	2 27 0310	日向灘	31 38	131 53	37	7.0	5	④	5	5	死者2、全壊3
	3 16 0716	鹿児島県薩摩地方	32 00	131 41	0	5.3	1			2	
1961(昭和36)	11 27 1457	種子島近海	31 17	131 10	111	6	4	2	4	3	
1963(" 38)	10 4 0824	日向灘	32 09	132 07	1	6	4	3	4	4	
1967(" 42)	11 28 1136	宮崎県南部山沿い	32 05	130 57	130	6	4	3	4	3	

表1-2 (その2) 昭和以降宮崎県内 震度4以上の地震観測表

発生日時 年 月日時分		震源					各地の震度				記事
		震央地名	緯度	経度	深さ (km)	規模 (M)	宮崎	延岡	油津	都城	
1968(" 43)	2 21 0851	鹿児島県薩摩地方	32 01	130 43	0	5.7	3	2	0	2	京町5
	2 21 1044	鹿児島県薩摩地方	32 01	130 43	0	6.1	4	4	3	3	京町6
	2 22 1919	宮崎県南部山沿い	32 00	130 46	0	5.6	2	2	0	2	京町5
	2 25 1749	鹿児島県薩摩地方	32 02	130 44	10	4.7	1	0	0	0	京町5
	3 25 0058	鹿児島県薩摩地方	32 01	130 43	0	5.7	3	3	0	3	京町5
	3 25 0119	宮崎県南部山沿い	31 59	130 46	20	4.5	2	2	0	1	京町5
	4 1 0942	日向灘	32 17	132 32	30	7.5	4	5	4	4	宮崎負傷者7
	4 1 1613	日向灘	32 18	132 23	0	6.3	3	4	3	3	宮崎負傷者15
	8 6 0117	豊後水道	33 18	132 23	40	6.6	4	4	4	3	
	9 7 0422	種子島近海	30 54	131 59	70	5.3	3	0	4	3	
	11 14 2111	日向灘	31 32	131 53	10	5.3	2	1	4	3	
1969(" 44)	4 21 1619	日向灘	32 09	132 07	10	6.5	4	4	4	3	宮崎負傷者2
	9 18 0340	種子島近海	30 56	131 41	0	5.9	4	2	3	4	
	9 18 0351	種子島近海	31 12	131 08	0	5.5	3	0	4	3	
1970(" 45)	7 26 0741	日向灘	32 04	132 02	10	6.7	5	4	5	5	宮崎負傷者13
	7 26 1610	日向灘	32 06	132 07	10	6.1	4	3	4	3	
1971(" 46)	5 25 2200	日向灘	31 20	131 30	0	5.8	4	1	4	4	
	5 26 1513	日向灘	31 10	131 44	40	5.6	3	0	4	3	
	5 29 1752	日向灘	31 16	131 41	20	5.8	4	2	4	4	
1974(" 49)	1 31 1603	日向灘	31 45	131 59	20	5.7	4	3	3	3	
1978(" 53)	5 23 1650	鹿児島県西方沖	30 59	130 22	160	6.4	4	3	4	4	
	7 4 1140	宮崎県北部山沿い	32 40	131 21	120	6.0	4	3	3	3	
1983(" 58)	8 26 0523	大分県南部	33 33	131 36	116	6.6	3	4	2	③	
	12 5 1053	日向灘	32 29	131 55	41	5.3	3	4	0	3	
1984(" 59)	8 7 0406	日向灘	32 22	132 09	33	7.1	4	4	4	③	宮崎負傷者9
1987(" 62)	3 18 1236	日向灘	31 58	132 04	48	6.6	5	4	4	4	死者1負傷6
1994(平成6)	4 30 1228	日向灘	31 17	131 34	48	6.0	4	2	4	4	
1996(" 8)	10 19 2344	日向灘	31 47	132 00	34	6.9	5弱	4	4	4	
	12 3 0717	日向灘	31 46	131 41	38	6.7	5弱	3	4	4	
1997(" 9)	3 26 1731	鹿児島県薩摩地方	31 58	130 21	12	6.6	3	2	2	4	
	5 13 1438	鹿児島県薩摩地方	31 56	130 18	9	6.4	3	2	3	4	
1998(" 10)	12 16 0918	日向灘	31 17	131 35	24	5.6	3	1	3	3	南郷町4
2000(" 12)	6 25 1534	種子島近海	31 02	131 37	36	6.0	3	0	3	3	南郷町4
2001(" 13)	3 24 1527	安芸灘	34 07	132 41	46	6.7	2	3	2	3	高千穂町4
2001(" 13)	4 25 2340	日向灘	32 47	132 20	39	5.7	3	3	2	2	北浦町
2002(" 14)	11 4 1336	日向灘	32 24	131 52	35	5.9	3	4	1	2	延岡市4
2005(" 17)	5 31 1104	大隅半島東方沖	31 18	131 32	29	5.8	4	2	3	3	南郷町4
2006(" 18)	3 27 1150	日向灘	32 36	132 94	35	5.5	2	4	1	1	高千穂町4
2006(" 18)	6 12 0124	大分県西部	33.81	131.26	145	6.2	4	4	3	3	高千穂町4
2008(" 20)	5 11 0419	宮崎県南部山沿い	31 58	130 57	8	4.1	2	1		3	小林市4
2009(" 21)	4 5 1836	日向灘	31.55	131.53	28	5.6	4	3	3	3	
2009(" 21)	9 3 2226	薩摩半島西方沖	31 07	130 18	167	6.0	3	2	3	3	都城市高崎4
2010(" 22)	1 25 1615	大隅半島東方沖	30 52	131 09	49	5.4	2	0	2	3	日南市南郷4

○で囲んだ震度は、付近の震度を参考にしたもの

常時地震観測施設の運用は1995. 4.13から
計測震度観測施設の運用は1996.10. 1から

発生日時 年 月日時分		震央地名	震度観測点							
			高千穂	北方	日向	都農	新富	小林	高崎	串間
1996(平成8)	10 19 2344	日向灘	4		3		4	4	3	4
	12 5 0717	日向灘	4		3		4	4	3	3
1997(" 9)	3 26 1731	鹿児島県薩摩地方	3	2	2	2	3	3	2	3
	5 13 1438	鹿児島県薩摩地方	3	2	1	2	3	3	2	3
2001(" 13)	3 24 1527	安芸灘	4	2	2	2	2	3	2	2
2002(" 14)	11 4 1336	日向灘	4	4	4	3	2	3	1	1

表1-3 日本における近年の主な被害地震 (1896年以降)

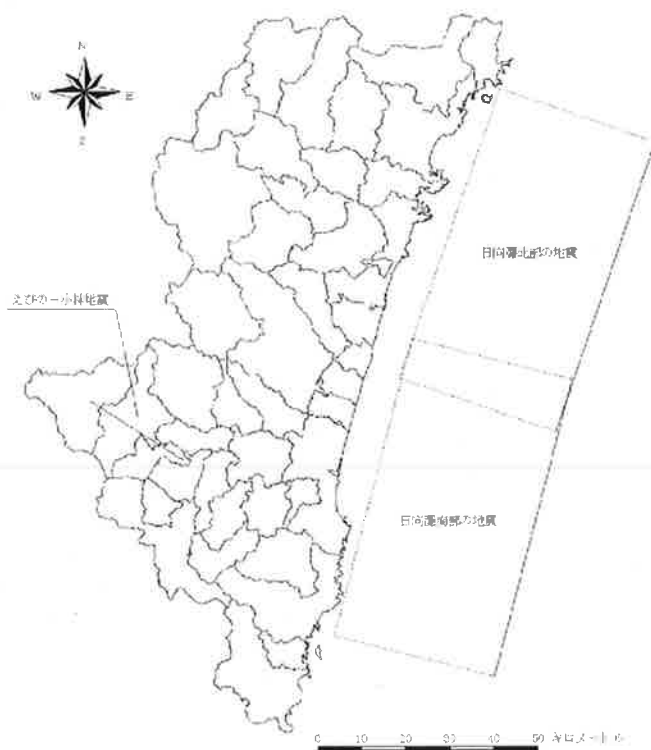
年月日	名称	M	津波来襲 の時間	津波の高さ	死者 行方不明	負傷者
1896. 6. 15	三陸地震津波	8.5	約35分	岩手県吉浜24.4m	27,122	4,403
1923. 9. 1	関東大震災	7.9	約5分	熱海12m、鎌倉6m	142,807	52,074
1933. 3. 3	三陸地震津波	8.1	約30分	岩手県綾里25.0m	3,008	1,152
1940. 8. 2	積丹半島沖	7.5	—	利尻、礼文、苫前3m	10	—
1944. 12. 7	東南海地震	7.9	約10分	熊野灘沿岸8~10m	998	2,135
1946. 12. 21	南海地震	8.0	約6分	高知、三重、徳島4~6m	1,432	不明
1948. 6. 28	福井地震	7.1	—	—	3,769	22,203
1949. 12. 26	今市地震	6.4	—	—	10	162
1952. 3. 4	十勝沖地震	8.2	—	—	33	287
1952. 3. 7	大聖寺地震	6.5	—	—	7	8
1952. 7. 18	吉野地震	6.7	—	—	9	139
1960. 5. 24	チリ地震津波	8.5	約22時間	三陸沿岸5~6m 北海道南岸3~4m	139	872
1961. 2. 2	長岡地震	5.2	—	—	5	30
1961. 2. 27	日向灘地震	7.0	約1分	油津0.34m 土佐清水0.5m	2	7
1964. 6. 16	新潟地震	7.5	—	—	26	30
1968. 2. 21	えびの地震	6.1	—	—	3	44
1968. 4. 1	日向灘地震	7.5	—	—	0	15
1968. 5. 16	十勝沖地震	7.9	—	—	52	329
1974. 5. 9	伊豆半島沖地震	6.9	—	—	30	102
1978. 1. 14	伊豆大島近海地震	7.0	—	—	25	139
1978. 6. 12	宮城県沖地震	7.4	—	—	28	1,325
1983. 5. 26	日本海中部地震	7.7	約7分	秋田、青森、沿岸6m以上	100	163
1984. 9. 14	長野県西部地震	6.8	—	—	29	10
1993. 1. 15	釧路沖地震	7.5	—	—	2	967
1993. 7. 12	北海道南西沖地震	7.8	約5分	奥尻島30.5m	238	236
1994. 10. 4	北海道東方沖地震	8.2	約35分	花咲1.73m	0	180
1994. 12. 28	三陸はるか沖地震	7.6	—	宮古0.55m	3	784
1995. 1. 17	兵庫県南部地震	7.3	—	—	*5,501	*36,938
2000. 10. 6	鳥取県西部地震	7.3	—	—	0	182
2001. 3. 24	芸予地震	6.7	—	—	2	287
2003. 5. 26	宮城県沖地震	7.1	—	—	0	174
2003. 7. 26	宮城県北部地震	6.4	—	—	0	677
2003. 9. 26	十勝沖地震	8.0	—	十勝港2.5m	2	849
2004. 10. 23	新潟県中越地震	6.8	—	—	68	4805
2005. 3. 20	福岡県西方沖地震	7.0	—	—	1	1,087
2005. 8. 16	宮城県沖地震	7.2	—	—	0	100
2007. 3. 25	能登半島地震	6.9	—	—	1	359
2007. 7. 16	新潟県中越沖地震	6.8	—	—	14	2,345
2008. 6. 14	岩手・宮城内陸地震	7.2	—	—	23	451
2008. 7. 24	岩手県沿岸北部地震	6.8	—	—	1	211
2009. 8. 11	駿河湾地震	6.5	—	御前崎36cm	1	319
2011. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	9.0	—	福島県相馬9.3m以上	19,578	6,051
2011. 3. 12	長野県北部地震	6.7	—	—	3	57
2011. 4. 7	宮城県沖地震	7.2	—	—	4	296
2011. 4. 11	福島県浜通り	7.0	—	—	4	10

第3節 想定地震と被害想定

第1款 想定地震の設定

宮崎県防災会議地震専門部会において、宮崎県で発生した過去の地震や地震環境をもとに、科学的な検討を行い、日向灘地震2ケース、えびの・小林付近直下型地震1ケースを設定した。

	日向灘南部地震	日向灘北部地震	えびの・小林地震
マグニチュード	7.5	7.5	6.5
長さ(km)	70	70	25
幅(km)	40	40	15
走向 θ ($^{\circ}$)	N15E	N20E	N60W
傾斜 δ ($^{\circ}$)	20	20	90



想定地震の位置と大きさ

第2款 想定地震による地表面震度、液状化危険度

1 地表面震度

想定地震の震源域で発生し、伝播してくる地震波に地盤の増幅特性を考慮して地表面震度や液状化の予測を行った。収集した県内各地の地質、地盤等の資料（ボーリング資料を含む）をもとに地盤モデルを作成し、地盤の応答解析により求めた。

収集したボーリングは3,950本、このうち土質試験を実施しているものは374本である。

2 液状化危険度

液状化の危険度は、地震動の強さのほか、地下水位や土質状況が影響するとされる。

地下水位や土質状況はボーリング資料をもとに、地盤モデル毎に設定した。

液状化危険度マップでは、メッシュを単位として行っているため、そのメッシュに少しでも危険度のある地盤モデルが含まれる場合には、実際はそのメッシュの大部分が岩盤であっても危険度が高く評価される。

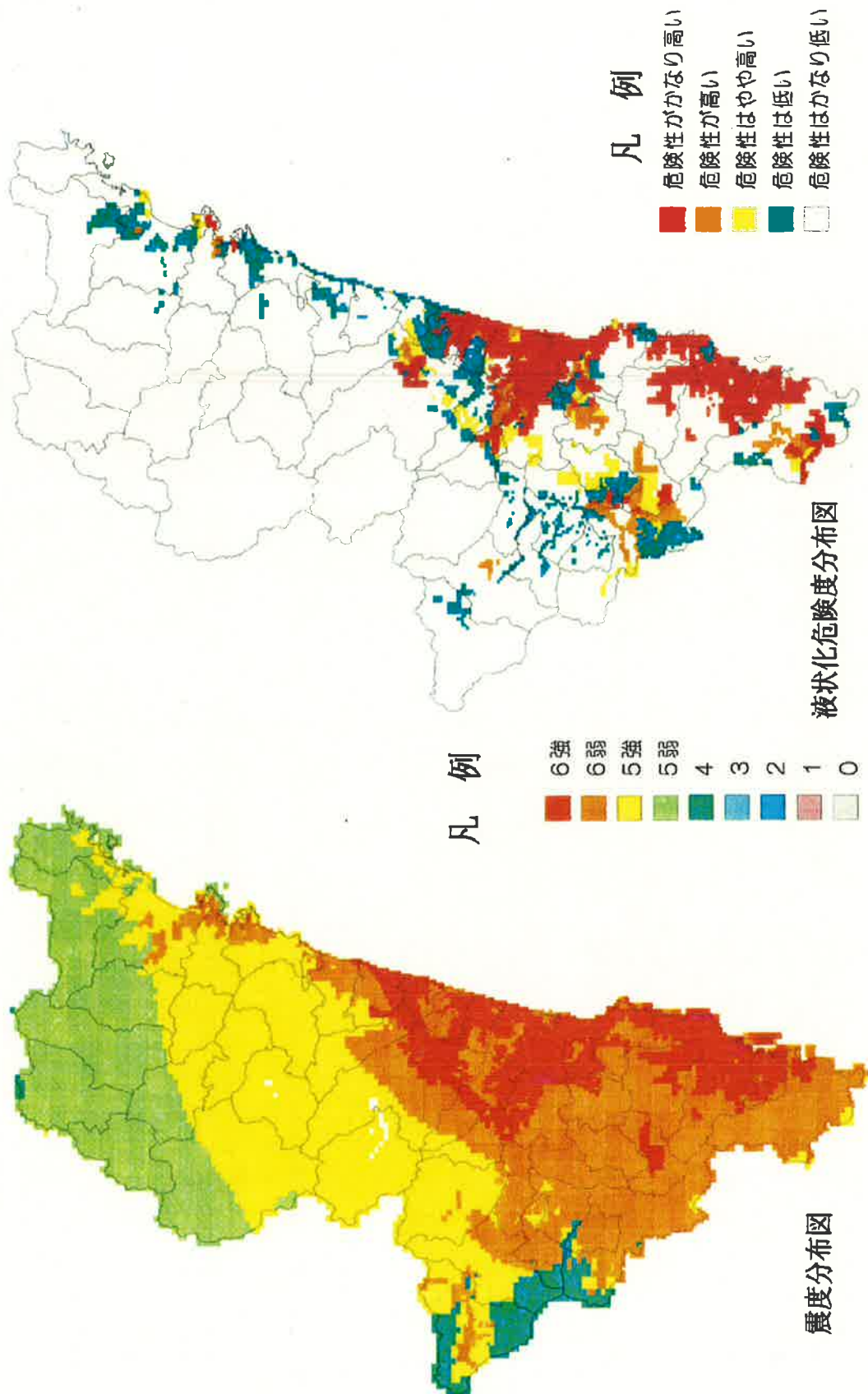


図2-1 日向灘南部地震の地表面震度、液状化危険度

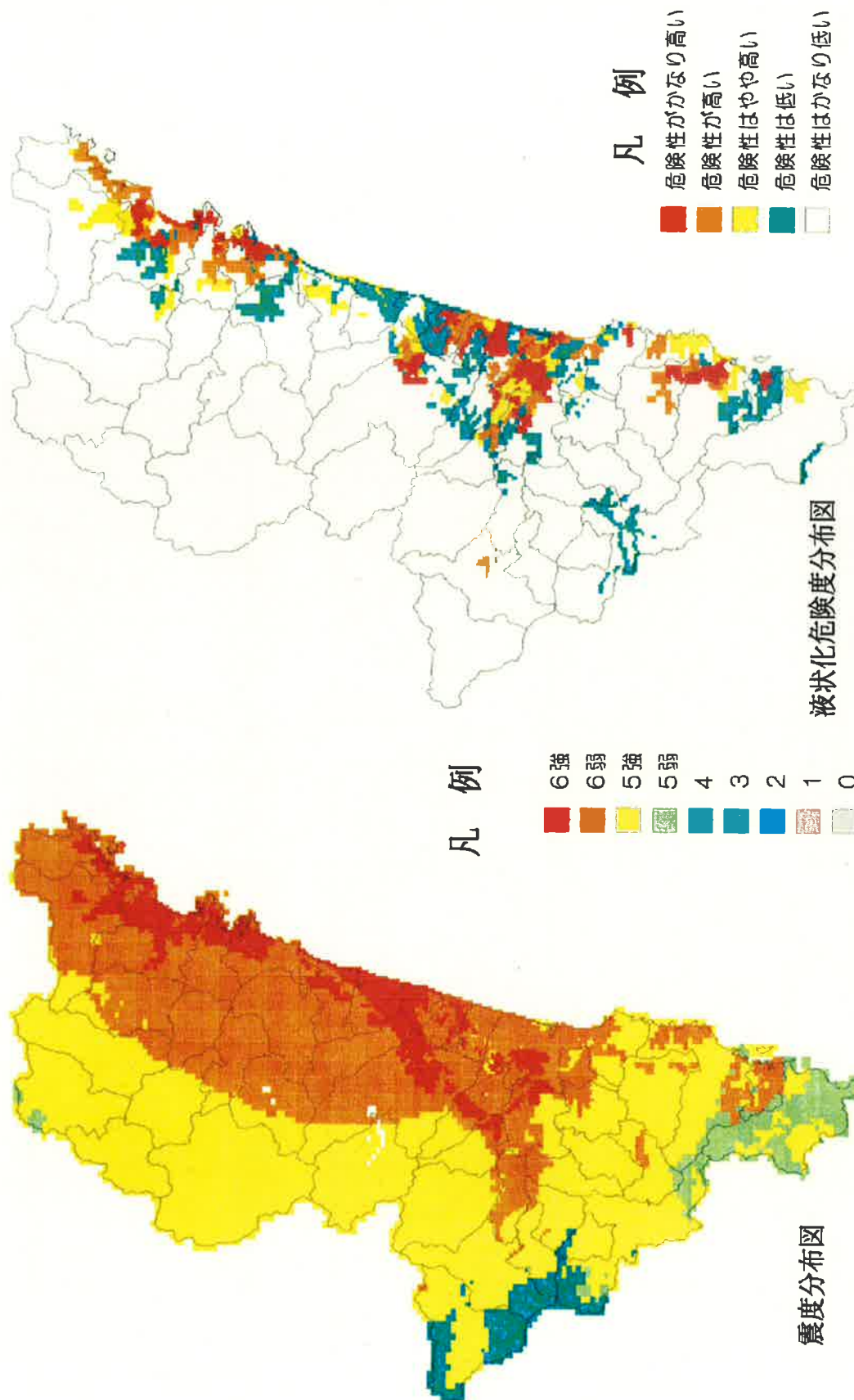


図2-2 日向灘北部地震の地表面震度、液状化危険度

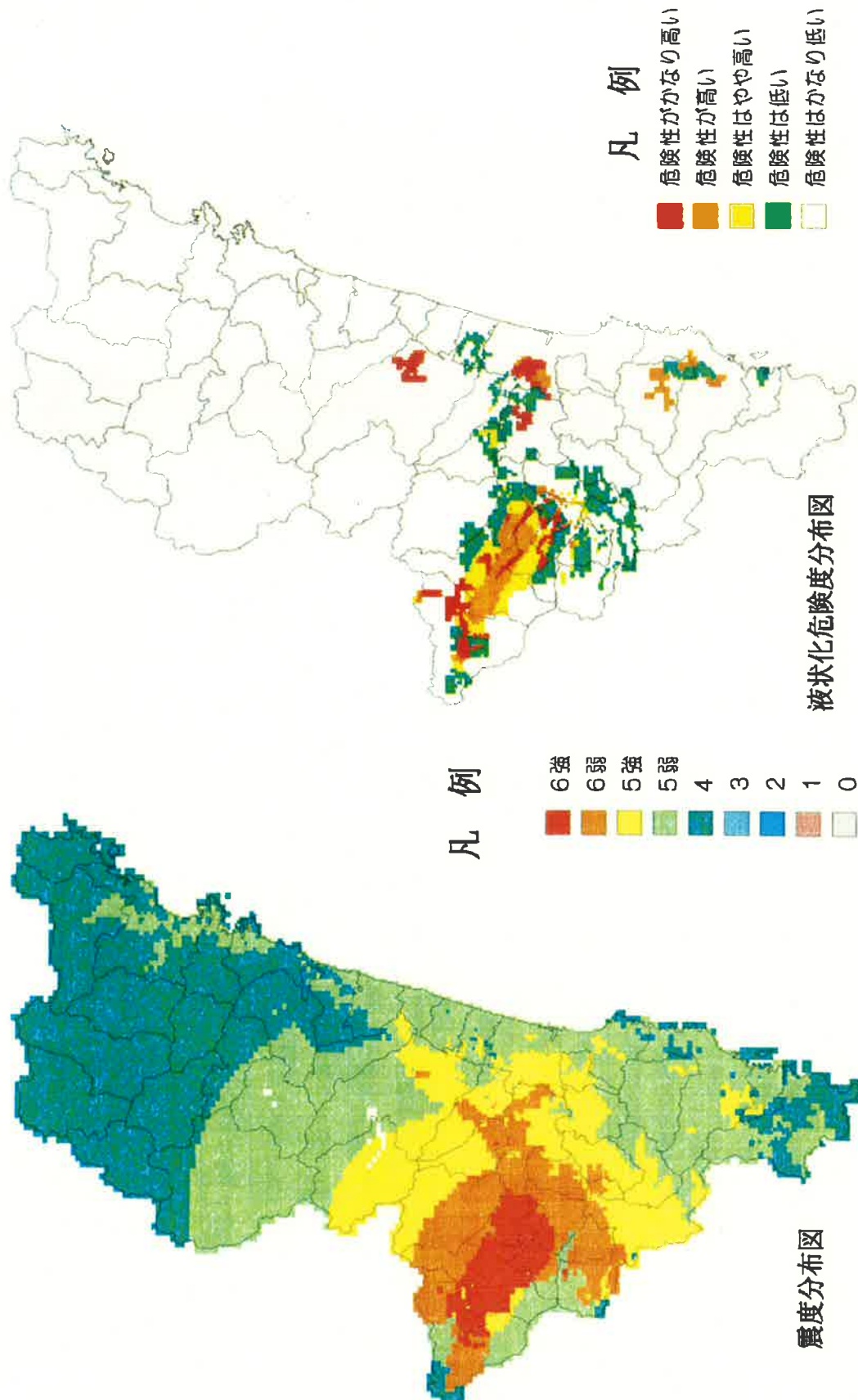


図2-3 えびの・小林地震の地表面震度、液状化危険度

(参考) 気象庁震度階級関連解説表(平成21年3月)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般的に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の震幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは、「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)	
				耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚になる食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。	—	—
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない棚が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

震度階級	鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面などの状況		ライフライン・インフラ等への影響
	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面などの状況	
0	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。
5弱	—	—	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	・安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 ・断水、停電が発生することがある。 ・地震管制装置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。			
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	地震などの災害発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。			

第3款 想定される被害の概要

1 前提条件

火災による被害を評価するため、時刻、気象条件等を次の様な設定としたが、ここでは被害の最も多く算定された冬の夜の時間帯の想定結果に基づくものとする。

冬の昼	冬の夜	夏の昼	夏の夜
午前10時～正午	午後5時～7時	午前10時～正午	午後5時～7時
西の風3m	西の風4m	東の風3.5m	東の風4.5m

2 主要な被害数量の想定

表1-4は、今回想定した地震による被害の、人命に係わる部分について市町村毎の被害最大数を示している。

表1-4 想定3地震による市町村被害の最大値

	最大震度	焼失棟数	死者数	重傷者数	長期避難者数	必要収容面積 m ²	地震直後断水人口	地震直後応急給水t	5日目断水人口	5日目応急給水t
宮崎市	6強	12,277	651	1,018	96,091	192,181	277,543	833	254,865	5,097
都城市	6強	3	1	37	1,361	2,721	15,849	48	5,798	116
延岡市	6強	760	49	220	16,287	32,573	115,538	347	93,625	1,873
日南市	6強	1,097	66	146	14,701	29,402	42,187	127	34,576	692
小林市	6強	505	23	59	4,266	8,533	44,756	134	36,159	723
日向市	6強	2,466	61	191	18,209	36,417	54,105	162	45,493	910
串間市	6強	323	21	50	4,201	8,403	21,715	65	18,655	373
西都市	6強	34	26	53	3,765	7,529	31,239	94	26,189	524
えびの市	6強	193	27	49	4,233	8,465	22,254	67	19,670	393
清武町	6強	79	9	42	3,987	7,973	24,131	72	20,938	419
田野町	6強	0	1	11	876	1,752	12,396	37	10,782	216
佐土原町	6強	542	27	74	6,161	12,322	27,976	84	23,170	463
北郷町	6強	57	13	18	1,830	3,660	4,180	13	3,556	71
南郷町	6強	154	20	38	3,734	7,468	14,321	43	12,612	252
三股町	6強	7	3	29	2,215	4,429	19,619	59	16,186	324
山之口町	6弱	0	0	5	335	669	3,798	11	1,603	32
高城町	6弱	0	0	6	370	740	1,833	6	784	16
山田町	6弱	1	1	7	495	990	5,109	15	4,440	89
高崎町	6強	7	8	17	1,338	2,676	4,079	12	3,568	71
高原町	6強	8	9	17	1,281	2,561	12,344	37	10,609	212
野尻町	6強	1	3	12	1,045	2,090	8,598	26	6,841	137
須木村	6弱	0	0	1	31	62	264	1	230	5
高岡町	6強	297	18	35	3,325	6,650	12,168	37	10,611	212
国富町	6強	800	20	54	4,592	9,183	20,645	62	17,644	353
綾町	6強	75	8	17	1,520	3,041	6,786	20	5,954	119
高鍋町	6強	522	8	33	1,882	3,765	17,379	52	14,688	294
新富町	6強	122	10	25	1,694	3,388	12,650	38	9,373	187
西米良村	6弱	0	0	0	1	2	0	0	0	0
木城町	6強	122	6	11	889	1,778	5,454	16	4,397	88
川南町	6強	2	5	32	3,144	6,289	16,246	49	14,057	281
都農町	6強	2	5	27	2,753	5,507	11,017	33	8,976	180
門川町	6強	137	22	47	4,142	8,284	17,169	52	14,486	290
東郷町	6強	0	1	3	167	334	2,677	8	1,485	30
南郷村	6弱	0	0	0	4	7	0	0	0	0
西郷村	6弱	0	0	0	6	13	0	0	0	0
北郷村	6弱	0	0	0	4	8	150	0	100	2
北方町	6弱	0	0	3	148	296	1,187	4	396	8
北川町	6強	1	1	3	137	273	3,074	9	2,029	41
北浦町	6強	2	4	6	411	821	3,125	9	1,947	39
諸塚村	6弱	0	0	0	3	6	0	0	0	0
椎葉村	5強	0	0	0	2	4	0	0	0	0
高千穂町	5強	0	0	0	2	5	0	0	0	0
日之影町	6弱	0	0	0	4	8	0	0	0	0
五ヶ瀬町	5強	0	0	0	1	1	0	0	0	0

ここで震度は、日向灘南部、北部、えびのー小林地帯でその市町村で想定される比較的広い範囲での最大震度を記載してある。

地域防災計画を策定する上では、想定地震により可能性のある最大被害を目標とするものとする。

発災後、様々な状況が想定されるが、阪神・淡路大震災の例に見るように、発災直後の対

応が人命に係わる重要な要素である。このため表1-4では、発災直後の対応として最も重要な項目について集計したものである。

長期避難者は収容施設の大きさの目安として、また必要収容面積は1人あたり2㎡として算定した。また、応急給水については、地震直後から3日間を生命維持のために必要な1人1日当たり3ℓ、それ以降は生活用水として1人1日20ℓとして必要量を市町村毎に算出した。しかし、ここでいう必要量は各市町村で算出された被害の最大値を基準にしているが、被害はある特定の地震の場合には偏りが生じるはずである。すなわち被災中心市町村ではここで示した必要量が生じる可能性があるが、周辺市町村ではここに記述した数量については一つの目安と考え、他県を含んだ、県、市町村の協力体制を確立するものとする。

3 被害想定各論

表1-5に被害想定結果の概要を示す。

表1-5 被害想定結果の概要

項 目		現況 (母数)	日向灘 南部地震	日向灘 北部地震	えびのー 小林地震	備考	
建物被害 (全壊・大破)	木造	602,936	16,522	9,246	3,059	焼失棟数と倒壊	
	非木造	150,742	6,123	3,415	722	建物数は別に算出	
焼失建物		753,679	16,334	7,516	917	冬の夜2時間後	
人的被害	死者	1,188,070	914	408	93	冬の夜2時間後	
	重傷者		1,779	1,191	290		
	長期避難者		157,134	88,108	17,241		
道路施設	橋梁	992	31	19	6		
	盛土	231	13	13	8		
	斜面	2,196	157	162	93		
港湾施設		1552	326	140	0	Aランクの施設数	
河川堤防		84	3	1	0	朔望満潮位より低くなる可能性のある箇所	
ため池		704	58	40	5	Aランクの施設数	
ライフ ライン	水道	被害量(箇所)	7,369	11,924	6,006	1,989	
		支障人口	1,114,953	615,379	613,377	127,712	
	ガス	被害量(箇所)	103km	2,304	1,257	2	
		支障件数	344,002	17,300	274	0	
	下水道 (公共)	被害箇所数	1,869km	4,344	1,492	2	
	下水道 集落排水	被害箇所数	189km	491	136	36	
	電力	支持物数	234,840	5,850	3,355	855	
		架空線(条)	8,821km	16,754	9,642	2,178	
		停電戸数	436,337	83,868	70,116	37,773	
	通信 (NTT)	支持物数	232,176	4,938	3,320	845	回線の母数は 加入者数
		架空線(条)	16,058km	14,132	9,539	2,156	
		支障回線	555,458	183,302	124,403	26,306	

注：項目によっては調査範囲内における被害量のため母数は県内の全施設数ではない場合がある

(1) 建築物被害

ア 日向灘南部地震

木造建物16,522棟(全木造建物の2.7%)、非木造建物6,123棟(非木造建物の4.0%)が全壊することが想定される。宮崎市で7,999棟の木造建物(全木造建物の8.0%)が全壊、3,551棟の非木造建物(非木造建物の11.3%)、うち鉄筋コンクリートは894(鉄筋コンクリート建物の10.2%)棟の建物が大破することが想定される。日南市では2,278棟の木造建物(全木造建物の8.4%)が全壊、766棟の非木造建物(非木造建物の13.4%)、うち鉄筋コンクリートは97棟(鉄筋コンクリート建物の13.4%)の建物が大破することが想定される。

イ 日向灘北部地震

木造建物9,246棟(全木造建物の1.5%)、非木造建物3,415棟(非木造建物の2.3%)が全壊することが想定される。延岡市で1,490棟の木造建物(全木造建物の3.5%)が全壊、722棟の非木造建物(非木造建物の4.7%)、うち鉄筋コンクリートは145棟(鉄筋コンクリート建物の5.6%)の建物が大破することが想定される。

日向市では1,914棟の木造建物(全木造建物の7.9%)が全壊、882棟の非木造建物(非木造建物の12.0%)、うち鉄筋コンクリートは147棟(鉄筋コンクリート建物の15.4%)の建物が大破することが想定される。

ウ えびのー小林地震

木造建物3,059棟(全木造建物の0.5%)、非木造建物722棟(非木造建物の0.5%)が全壊することが想定される。小林市で863棟の木造建物(全木造建物の2.5%)が全壊、132棟の非木造建物(非木造建物の2.0%)、うち鉄筋コンクリートは3棟(鉄筋コンクリート建物の1.1%)の建物が大破することが想定される。

えびの市では882棟の木造建物(全木造建物の4.2%)が全壊、263棟の非木造建物(非木造建物の4.6%)、うち鉄筋コンクリートは11棟(鉄筋コンクリート建物の4.8%)の建物が大破することが想定される。

(2) 火災による被害

ア 日向灘南部地震

延焼出火は宮崎市で176件、日南市で28件など県内で266件に達する。火災による焼は、例えば宮崎市で12,277棟、日南市1,097棟など県内で16,334棟焼失することが想定される。ちなみに、夏の昼であれば、宮崎市で21棟、県内でも36棟の焼失しか想定されない。

イ 日向灘北部地震

延焼出火は、延岡市で18件、日向市で29件、宮崎市で54件など県内で131件に達する。火災による焼失は、延岡市で760棟、日向市で2,466棟、宮崎市で2,956棟など県内で7,516棟が焼失することが想定される。

ウ えびのー小林地震

延焼出火は小林市で9件、えびの市で6件など県内で20件に達する。火災による焼失は、小林市で505棟、えびの市で193棟など県内で917棟が焼失することが想定される。

(3) 人的被害

ア 日向灘南部地震

最も被害が大きいときで、宮崎市で死者651名、重傷者1,018名、長期避難者96,091名、日南市で死者66名、重傷者146名、長期避難者14,701名など県内で死者914名、重傷者1,779名、長期避難者157,134名が想定される。

最も被害が少ない場合は、宮崎市で死者168名、重傷者802名、長期避難者76,120名、日南市で死者49名、重傷者133名、長期避難者13,437名など県内で死者360名、重傷者1,512名、長期避難者133,017名が想定される。

イ 日向灘北部地震

最も被害が大きいときで、延岡市で死者49名、重傷者220名、長期避難者16,287名、日向市で死者61名、重傷者191名、長期避難者18,209名など県内で死者408名、重傷者1,191名、長期避難者88,108名が想定される。

ウ えびのー小林地震

最も被害が大きいときで、小林市で死者23名、重傷者59名、長期避難者4,266名、えびの市で死者27名、重傷者49名、長期避難者4,233名など県内で死者93名、重傷者290名、長期避難者17,241名が想定される。

(4) 道路の被害

ア 日向灘南部地震

橋梁（県内で15m以上の橋梁約1,000、以下同じ）は、約3.1%の箇所では損壊により通行不能になることが想定される。この他、道路では防災点検箇所約2,400箇所の内、陥没、落石などにより、約7.0%の箇所では通行不能となることが想定される。

イ 日向灘北部地震

橋梁は、約2.0%の箇所では損壊により通行不能になることが想定される。この他、道路では、防災点検箇所の約7.2%の箇所では通行不能になることが想定される。

ウ えびのー小林地震

橋梁は、約0.6%の箇所では損壊により通行不能になることが想定される。この他、道路では、防災点検箇所の約4.2%の箇所では通行不能になることが想定される。

(5) 鉄道の被害

ア 日向灘南部地震

鉄道は、日豊本線で13区間（総区間数36）、日南線で20区間（総区間数27）、吉都線で9区間（総区間数16）が不通となる可能性がある。

イ 日向灘北部地震

鉄道は、日豊本線で12区間、日南線で6区間、高千穂線で7区間（総区間数18）が不通となる可能性がある。

ウ えびのー小林地震

鉄道は、吉都線で11区間が不通となる可能性がある。

(6) ライフライン

ア 上水道

(ア) 日向灘南部地震

液状化を考慮しない場合、宮崎市での水道管の被害は配管延長1,398kmのうち2,109箇所であるが、液状化を考慮すると5,519箇所にのぼる。このため、宮崎市では、110,393世帯（総世帯数の95.1%）が断水となり、約28万人に対して応急給水が必要と想定される。地震直後の応急給水量は1人当たり1日3リットルとして、約840t/日が必要と想定される。日南市でも、16,405世帯、（総世帯数の95.9%）が断水となり、42,000人の支障人口が想定され、約126t/日が必要と想定される。

県内での断水世帯は231,046世帯となり、支障人口約62万人に対して約1,860t/日の応急給水が必要と想定される。

応急復旧については、県内外からの応援を考慮すると、最も被害の大きい宮崎市でも地震後20日で約50%、1ヶ月で80%の世帯で給水を回復、2ヶ月でほぼ復旧する。

(イ) 日向灘北部地震

液状化を考慮しない場合、延岡市での水道管の被害は配管延長528kmのうち795箇所であるが、液状化を考慮すると1,577箇所へのぼる。このため、延岡市では、43,376世帯（総世帯数の94.8%）が断水となり、約11万人に対して応急給水が必要と想定される。

地震直後の応急給水量は1人当たり1日3リットルとして、約330t/日が必要と想定される。日向市では、19,910世帯、（総世帯数の95.1%）が断水となり、54,000人の支障人口が想定され、約162t/日が必要と想定される。

県内での断水世帯は239,434世帯となり、支障人口約61万人に対して約1,830t/日の応急給水が必要と想定される。

応急復旧については、県内外からの応援を考慮して、被害の大きい延岡市、日向市でも地震後20日で、ほぼ全世界帯で給水を回復する。

(ウ) えびのー小林地震

小林市では、16,417世帯（総世帯数の94.8%）が断水となり、44,756人に対して応急給水が必要と想定される。地震直後の応急給水量は1人当たり1日3リットルとして、約134t/日が必要と想定される。

えびの市では、8,653世帯（総世帯数の93.1%）が断水となり、22,254人の支障人口が想定され、応急給水約67t/日が必要と想定される。

県内での断水世帯は47,099世帯となり、支障人口約12万人に対して約360t/日の応急給水が必要と想定される。応急復旧については、県内外からの応援を考慮して、被害の大きい小林市、えびの市でも地震後20日で、ほぼ全世界帯で給水を回復する。

イ 下水道

(ア) 日向灘南部地震

宮崎市での下水道管は、公共下水道と集落排水合わせて排管延長1,307kmのうち4,294箇所の被害が想定される。このため、宮崎市では、13,632世帯に支障が生じる。同じく日南市で971世帯など、県内で15,432世帯に支障が生じることが想定される。

応急復旧については、県内外からの応援を考慮すると、最も被害の大きい宮崎市でも地震後約1ヶ月で完了することが想定される。

(イ) 日向灘北部地震

宮崎市では、8,079世帯、延岡市で1,755世帯、日向市で735世帯など、県内で11,527世帯に支障が生じることが想定される。応急復旧については、期間が最も長く想定される日向市で地震後約6日で完了することが想定される。

(ウ) えびのー小林地震

小林市、えびの市には供用開始した下水道施設がないため、宮崎市で約2,400世帯に支障が生じる程度であると想定される。

ウ 都市ガス

(ア) 日向灘南部地震

宮崎市における都市ガス供給件数45,971のうち、約40%の18,400件が供給停止となることが想定される。復旧については、ガス施設の場合は、水道やその他の施設と異なり、安全確保のための準備が2～3日必要となるが、県内外からの応援を考慮して、地震後約10日でほぼ応急復旧が終了することが想定される。

延岡市（供給件数19,194）、都城市（供給件数10,440）では供給停止はないことが想定される。

(イ) 日向灘北部地震

延岡市では供給件数の1.4%に当たる270件が供給停止となることが想定される。また、宮崎市、都城市では供給停止はないことが想定される。

(ウ) えびのー小林地震

宮崎市、延岡市、都城市とも供給停止はないことが想定される。

エ 電力

(ア) 日向灘南部地震

宮崎市で55,424世帯（総世帯数の46.4%）、日南市で6,478世帯（総世帯数の35.0%）が停電となるなど、県内で約83,868世帯で停電となることが想定される。応急復旧については、地震後数日でほぼ全世界帯で供給可能となることが想定される。

(イ) 日向灘北部地震

延岡市で12,272世帯（総世帯数の25.8%）、日向市で9,072世帯（総世帯数の41.9%）が停電となるほか、宮崎市でも33,907世帯（総世帯数の28.4%）が停電となるなど、県内で約70,116世帯が停電となることが想定される。応急復旧については、地震後数日

でほぼ全世帯で供給可能となることが想定され。

(ウ) えびのー小林地震

小林市で2,779世帯（総世帯数の18.6%）、えびの市で2,572世帯（総世帯数の25.6%）が停電となるほか、宮崎市でも18,010世帯（総世帯数の15.1%）が停電となるなど、県内で約37,773世帯で停電となることが想定される。

応急復旧については、地震後数日でほぼ全世帯で供給可能となることが想定される。

オ 電話

(ア) 日向灘南部地震

宮崎市では、総回線数134,620のうち108,371回線（総回線数の80.5%）が機能支障になるが、輻輳などを考慮すると、一般電話（災害対策機関等の電話及び公衆電話を除く。）は一時的に使用できないことが想定される。また、日南市では19,686回線（総回線数の89.8%）が機能支障になるなど、県内で183,302回線（県内総回線数538,827の34.0%）に機能支障が生じることが想定される。応急復旧については、地震後数日で大部分が回復するものの、応急復旧完了には地震後約11日を要することが想定される。

(イ) 日向灘北部地震

延岡市で、20,288回線（総回線数の35.6%）、日向市で27,706回線（総回線数の89.9%）が機能支障になることが想定されるほか、宮崎市でも63,435回線（総回線数の47.1%）が機能支障になるなど、県内で124,403回線に機能支障が生じることが想定される。応急復旧については、地震後数日で大部分が回復、応急復旧完了には地震後約8日を要することが想定され。

(ウ) えびのー小林地震

小林市で、2,324回線（総回線数の13.3%）、えびの市で3,749回線（総回線数の33.1%）が機能支障になることが想定されるなど、県内で26,306回線に機能支障が生じることが想定される。応急復旧については、地震後2日程度で大部分が回復、応急復旧完了には地震後約5日を要することが想定される。

(7) 津波による被害

第2編第5章第1節津波被害の想定参照

第4款 想定される被害の概要（東南海・南海地震）

本県においては、東南海・南海地震の発生により、大きな被害が生じることも想定される。国（中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」）が行った東南海・南海地震の被害想定の中で本県に係るものは次のとおりである。

建物被害（単位：棟）

	午前5時に発生した場合	正午に発生した場合	午後6時に発生した場合
揺れ	約 50	約 50	約 50
液状化	約 500	約 500	約 500
津波	約 2,300	約 2,300	約 2,300
斜面災害	約 200	約 200	約 200
火災	僅か	僅か	僅か
合計	約 3,000	約 3,000	約 3,000

死者数（単位：人）

	午前5時に発生した場合	正午に発生した場合	午後6時に発生した場合
建物倒壊	僅か	僅か	僅か
津波	約50～約500	約30～約200	約30～約300
斜面崩壊	約20	僅か	約10
火災	僅か	僅か	僅か
合計	約70～約500	約40～約200	約40～約300

第4節 発災時に必要とされる行動の概要

表1-6に消防科学総合センター（調査研究課長 日野宗門氏）の作成したシナリオを下敷きとして、被害想定結果及び機能支障、復旧などの解析結果を当てはめ、3つの想定地震が発生した場合にどのような時間経過でどのような行動が必要かを整理したものである。

えびの-小林地震の場合には直下型の地震で地震規模もそれほど大きくないので、被害地域が比較的限られ、被害総量も他の2地震より小さいが、日向灘南部地震の場合には長期の避難者が15万人以上でることが予想されており、これら避難者に対する給食、避難所やトイレの整備、さらには仮設住宅等の対応に、阪神・淡路大震災の場合と同様に1年以上の歳月を要するものと考えられる。

言うまでもなく、実際の行動がこの通りに行われるわけではなく、多くの不確実な要素が含まれるが、本地域防災計画書及びこれから策定される市町村の地域防災計画書ではこれらの、想定解析結果を下敷きとしてより現実的なものとする。

発災時に必要とされる行動の概要

日向灘南部地震の場合

経過時間	発生	30分	1時間	2時間	1日	2日	5日	10日	15日	20日	1月	3月	1年
大項目	被災者救援	各種施設復旧開始											
活動項目	人的被害の防止・軽減	被災者救援											
活動体制	<p>幹部職員との連絡・協議・意思決定</p> <p>自主参集</p> <p>防災行政無線統制</p> <p>消防本部設置</p> <p>動員部隊出動及び動員指令</p> <p>災対本部設置(行方不明等の被害情報を集約)</p> <p>人命危険関係情報(倒壊家屋数、火災件数、津波・地震情報の把握(テレビ、防災行政無線等から)</p> <p>災害情報センターの開設</p> <p>住民等からの問い合わせ等各種通報への対応</p>	<p>広域応援要請</p> <p>自衛隊派遣要請</p> <p>防災機関施設におけるライフラインの優先復旧を関係機関に要請</p> <p>被災者救援活動立ち上げ</p> <p>被災建築物危険程度判定の立上げ</p> <p>被災者生活情報収集、広報</p> <p>復旧活動の指示、支援</p> <p>災害時要援護者への広報</p> <p>広域相談の開始</p>											
情報管理	<p>人命危険関係情報(倒壊家屋数、火災件数、津波・地震情報の把握(テレビ、防災行政無線等から)</p> <p>災害情報センターの開設</p> <p>住民等からの問い合わせ等各種通報への対応</p>	<p>人命危険関係情報(倒壊家屋数、火災件数、津波・地震情報の把握(テレビ、防災行政無線等から)の報告</p> <p>集約結果の県への広報担当へ</p> <p>住民等からの通報内容を整理し広報担当へ</p>											
人命救助活動	<p>人命救助活動開始</p> <p>初期消火・出火防止</p> <p>災害警戒活動開始</p>	<p>救出用建設重機の手配・投入</p> <p>延焼防止</p> <p>生き埋め救助と継続</p> <p>消火活動の継続</p>											
避難所の開設・運営	(長期避難者157,134人)	<p>避難所の開設</p> <p>トイレ対策の開始と継続</p> <p>住民・観光客等の避難所への収容</p> <p>結核活動の開始</p> <p>結核活動の継続</p> <p>メンタルケア</p>											
医療救援	<p>災害時要援護者の保護・救出</p> <p>津波危険地域の災害弱者の移送(住民等による)</p> <p>(重傷者1,779人)</p>	<p>災害時要援護者の保護・救出</p> <p>管内・外の医療可能機関の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達</p> <p>災害時要援護者の移送等</p> <p>医療車の編成準備(集団事故現場等への派遣準備)</p> <p>被災者後方搬送開始</p>											
重要道路緊急復旧	建設業者との連絡調整	<p>重要道路緊急復旧開始</p> <p>迂回路設定準備</p> <p>交通規制準備</p> <p>交通規制開始</p>											
交通規制	(死者914人)	<p>緊急給水活動準備</p> <p>緊急食料供給活動準備</p> <p>車両等の確保</p> <p>遺体の捜索・収容・処理の準備</p> <p>互換処理、遺体収容・処理の継続</p>											
緊急救援活動		<p>緊急給水、緊急食料供給活動等の継続</p> <p>互換処理、遺体収容・処理の継続</p>											
上水復旧	(231,046世帯断水)	<p>緊急給水1,846t/日</p> <p>緊急給水必要量</p> <p>10,259t/日</p> <p>宮崎市復旧終了61日</p>											
ガス復旧	(17,279世帯供給支障)	<p>復旧終了15日</p>											
下水復旧	(15,423世帯支障)	<p>復旧終了33日</p> <p>緊急復旧終了11日</p>											
電力復旧	(83,868戸停電)	<p>復旧開始</p> <p>緊急復旧終了11日</p>											
電話復旧	(183,302回線不通)	<p>避難場所への臨時公衆電話の設置</p> <p>駅前主要駅、ホテル等設置車庫等の出動</p> <p>緊急復旧完了11日</p>											

発生時に必要とされる行動の概要

日向灘北部地震の場合

経過時間	30分	1時間	2時間	1日	2日	5日	10日	15日	20日	1月	3月	1年	
大項目	被災者救援												
活動項目	各種施設復旧開始												
活動体制	人的被害の防止・軽減 幹部職員との連絡・協議、意思決定 自主参集 防災行政無線統制 消防本部設置 動員規模判断及び動員指令 消防本部設置庁舎周辺等の被害情報を集約 人命危険関係情報(倒壊家屋等、火災件数、津波・地震情報の把握(テレビ、防災行政無線等から)) 災害情報センターの開設 住民等からの問い合わせ等各種通報への対応	伝説心要要請 自衛隊派遣要請 防災関係施設におけるライフラインの優先復旧を関係機関に要請 被災者救済活動立ち上げ 被災建築物緊急危険状態の立ち上げ 人命危険関係情報(倒壊家屋等)を集約 集約結果の県への報告 住民等からの通報内容を整理し広報担当へ	被災者の生活情報収集、広報 被災者要援護者への広報 広聴相談の開始	生き埋め救助と継続 延焼防止 救出用搬送装置の手配・投入	避難所の開設 トイレ対策の開始と継続 医療機関・施設の被害状況の把握 市内・外の医療可能機関の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達 災害時要援護者の移送等 医療班の開設準備(集団事故現場等への派遣準備) 重要道路被害調査開始 被災者との連絡調整	住民・観光客等の避難所への収容 応急救護所の開設 応急救護所の開設 市内・外の医療可能機関の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達 災害時要援護者の移送等 医療班の開設準備(集団事故現場等への派遣準備) 重要道路被害調査開始 被災者との連絡調整	緊急給水、緊急食料供給活動等の継続 瓦礫処理、遺体収容・処理の継続	緊急給水1,840t/日 緊急給水必要量 10,102t/日	被災者後方搬送開始 交通規制 道路施設復旧開始	緊急給水、緊急食料供給活動等の継続 瓦礫処理、遺体収容・処理の継続	被災者後方搬送開始 交通規制 道路施設復旧開始	被災者後方搬送開始 交通規制 道路施設復旧開始	被災者後方搬送開始 交通規制 道路施設復旧開始
人命救助活動	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	人命救助活動開始	
消火活動	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	
避難所の開設・運営	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	(長期避難者 88,108人)	
医療救護	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	災害時要援護者の保護・救出 被災危険地域の災害時要援護者の移送(住民等による)	
重要道路応急復旧	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	
交通規制	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	
緊急救援活動	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	被災者との連絡調整	
上水復旧	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	(299,434世帯断水)	
ガス復旧	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	(274件供給支障)	
下水復旧	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	(11,527支障世帯)	
電力復旧	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	(70,116戸停電)	
電話復旧	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	(124,403回線不通)	

発災時に必要とされる行動の概要

えびのー小林地震の場合

経過時間	30分	1時間	2時間	5日	10日	15日	1月	3月	1年	
大項目	発生									
活動項目	被災者救援 各種施設復旧開始									
活動体制	人的被害の防止・軽減 幹部職員との連絡・協議・意思決定 自主参集 防災行政無線統制 消防本部設置 動員現像判断及び動員指令 災対本部設置庁舎周辺等の被害情報の収集 人命危険関係情報(倒壊家屋数、火災件数、津波・地震情報の把握(テレビ、防災行政無線等から)) 災害情報センターの開設 住民等からの問い合わせ等各種通報への対応	広域応援要請 自衛隊派遣要請 防災機関施設におけるライフラインの優先復旧を関係機関に要請 被災者救援活動立ち上げ 被災者救助活動関係協定の立ち上げ 人命危険関係情報収集開始 集約結果の県への報告 住民等からの通報内容を整理し広報担当へ	仮設住宅設置準備・設置指示 復旧活動の指示・支援 被災者の生活情報収集、広報 災害時要援護者への広報 広域相談の開始							
人命救助活動	人命救助活動開始 初期消火・出火防止 災害警戒活動開始	救出用搬送装置の手配・投入 延焼防止	生き埋め救助と継続 消火活動の継続							
避難所の開設・運営	(長期避難者17,241人) 災害時要援護者の保護・救出 種、移送	避難所の開設 トイレ対策の開始と建設 管内・外の医療可能機関の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達 災害時要援護者の移送等 医療班の編成準備(集団事故現場等への派遣準備)	給食活動の開始 給食活動の継続 メンテナンス							
医療救援	災害時要援護者の保護・救出 種、移送	医療機関・施設の状態の把握 管内・外の医療可能機関の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達 災害時要援護者の移送等								
重要道路応急復旧	重要道路被害調査開始 交通規制 緊急救援活動	建設業者との連絡調整 応急給水活動準備 緊急生活物資供給体制準備 車河等の確保	被災者後方搬送開始 交通規制 道路施設復旧開始							
緊急救援活動	(死者93人)	応急給水活動準備 緊急生活物資供給体制準備 車河等の確保	応急給水、緊急食料供給活動等の継続 瓦礫処理、遺体収容・処理の継続							
上水復旧	(47,099世帯断水)		緊急給水 883t/日 応急給水必要量 1,744t/日						最終高崎町復旧終了 40日	
ガス復旧	(供給支障なし)									
下水復旧	(2,448世帯断水)									
電力復旧	(37,773戸停電)	復旧開始		応急復旧終了即日 高原町最終						
電話復旧	(26,306回線断水)	避難場所への臨時公衆電話の設置 衛星携帯電話、ポータブル衛星地球局等の出動		応急復旧終了 0.5日					応急復旧完了 5日	

第2章 震災予防計画

序節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定

本県においては、東南海・南海地震や日向灘地震、えびの・小林地震といった地震により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有している。

このため、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、これらの地震による被害を軽減することを目的とした減災計画を策定し、関係機関、住民等と一体となって効率的かつ効果的な地震防災対策を推進するものとする。

第1款 減災計画の概要

減災計画については、別に定める宮崎県減災計画によるものとするが、その概要は次のとおりとする。

第1項 減災目標

地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標は、平成27年度までに東南海・南海地震、日向灘北部地震、日向灘南部地震及びえびの・小林地震で想定される人的被害（死者数）を半減させることとする。

第2項 目標達成のための取組み

減災目標を達成するために重点的に取り組む主な施策は次のとおりとする。

1 県民防災力の向上

県民の防災意識の啓発、学校における防災教育の推進、自主防災組織の充実、災害時要援護者の支援対策の充実、企業防災の促進

2 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

木造住宅の耐震化等の促進、公共建築物の耐震化の促進

3 外部空間における安全確保対策の充実

安全・安心な生活環境の確保・充実、土砂災害対策の充実、ライフライン対策の促進

4 津波対策の推進

津波避難意識の向上、津波情報の的確な伝達、津波からの避難体制の充実、津波防護施設の整備・充実

5 被災者の救助・救命対策

DMA T体制の整備、県・市町村・医療機関等間の連絡体制の充実、医療救護活動の向上

6 県、市町村の防災体制の充実

県の災害対応能力の強化、協定締結等による企業、関係団体との連携強化、消防力の充実・強化

第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり

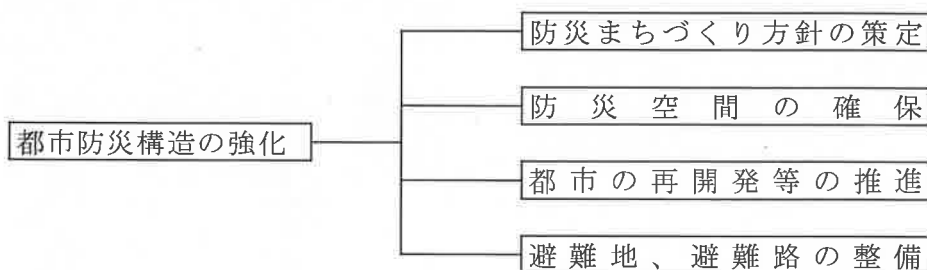
第1款 都市防災構造の強化

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災まちづくりの基本方針を策定し、この方針に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していくものとする。

第2項 対策



1 防災まちづくり方針の策定

【県、市町村】

地震に強いまちづくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの基本方針を策定するものとする。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の計画

上記方針に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

特に市街化区域内においては、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画へ位置付けて、建築物の不燃化、耐震化の促進を図るとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の各種防災施策と連携し効果的な整備を促進する。

2 防災空間の確保

【県、市町村】

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地域等の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、保存に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町村は、市町村地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3 都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

【県、市町村】

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

県、市町村は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

県、市町村は、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

ウ 密集住宅市街地整備促進事業の推進

県、市町村は、防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図ることとする。

(2) 河川施設の整備

【九州地方整備局、県】

河川管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し、避難活動の支援を行うとともに、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点、緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(3) 海岸施設の整備

【県】

海岸管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し、避難活動の支援を行う。

(4) 都市公園施設の整備

【県】

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

特に宮崎県総合運動公園は、県内を対象とした広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行えるよう、物資の備蓄・搬送等の活動や消防、警察、自衛隊、災害ボランティアの活動及び広域避難場所等として機能するよう整備を推進する。

4 避難地、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 一次避難地の整備

【市町村】

市町村は、延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って一次避難地の整備を行う。

ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500m以内、規模は1～2haとする。

【県】

県は、市町村が行う避難地の指定に関する助言及び指導を行う。

(3) 広域避難地の整備

【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内とする。

【県】

県は、市町村が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておく。

(4) 避難路の整備

【市町村】

広域避難地を指定した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

・避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(5) 避難路の確保

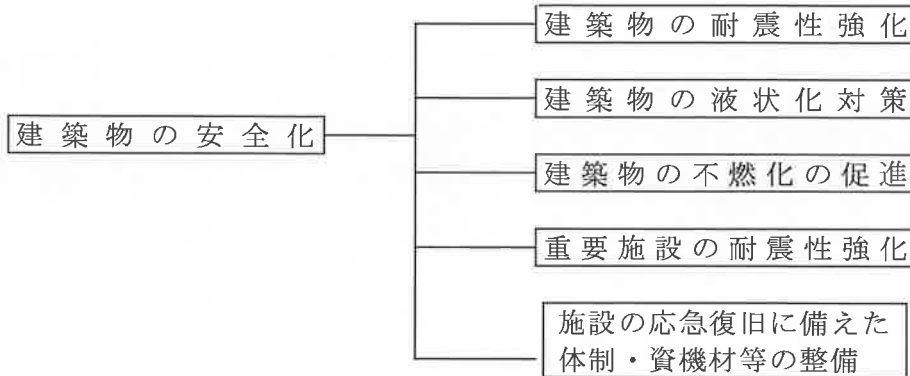
市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努めるものとする。

第2款 建築物の安全化

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

第2項 対策



1 建築物の耐震性強化

【県、市町村】

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、市町村をはじめ(財)宮崎県建築住宅センター及び関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うこととする。

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これに併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

ウ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物の所有者等を対象とし、現行の耐震基準に適合しない建築物について、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導する。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

県及び市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

(ア) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

(イ) 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

(ウ) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

県及び市町村は、地震によるブロック塀(石塀を含む)の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(ア) 県及び市町村は、県民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

- (イ) 市町村は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- (ウ) 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励する。
- (エ) 県及び市町村は、ブロック塀を新設または改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

2 建築物の液状化対策

【県、市町村】

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

- (1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)
次款「地盤災害防止対策の推進」第5「液状化対策の推進」に記載
- (2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

ア 木造建築物

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- ・アンカーボルトの適正施工
- ・上部構造部分の剛性を持たせる
- ・荷重偏在となる建築計画を避ける
- ・屋根等の重量を軽くする

イ 鉄筋コンクリート造等建築物

- ・支持杭基礎工法
- ・地階を設ける方法
- ・面的に広がりのある建築計画とする
- ・地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

ウ コンクリートブロック塀

- ・法令等の技術基準を正しく履行する
- ・基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

3 建築物の不燃化の促進

【県、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集落地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指

導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

4 重要施設の耐震性強化

(1) 県有施設の耐震性強化

【県】

県は、大規模地震発生時に災害応急対策上重要となる次の建築物について、耐震性を確保するため、数値目標を設定するなどして、計画的に耐震診断調査を行い、必要に応じ耐震補強を行う。また、これらの施設においては庁舎管理者と調整の上、各室管理者において、造り付けの家具や事務機器等の固定を行うよう努めるものとする。

- ① 県庁舎、総合庁舎
- ② 保健所、病院
- ③ 警察関連施設
- ④ 県立学校
- ⑤ 社会福祉施設
- ⑥ その他重要建築物

耐震補強工事に当たっては、官庁施設の総合耐震診断・改修基準等を準用し、建物の機能性、施工性及び経済性等を総合的に検討の上、適切な改修方法により計画的に実施していくこととする。また、これらの施設を新設する際には、官庁施設の総合耐震計画基準等を準用し、耐震性の確保を図るものとする。

また、地震時の停電に備え、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄に努める。

(2) 市町村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

【市町村、防災上重要な施設の管理者】

市町村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県及び市町村は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

県、市町村、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

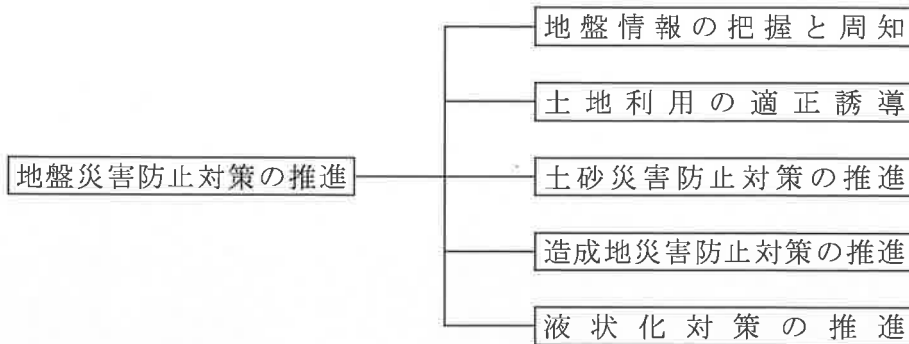
第3款 地盤災害防止対策の推進

第1項 基本方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災

害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

第2項 対策



1 地盤情報の把握と周知

【県、市町村】

(1) 地盤情報のデータベース化

県内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てるものとする。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

(3) 危険箇所の調査・周知

ア 危険箇所の調査

県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を実施する。

イ 危険箇所の周知

県は、これらの土砂災害の危険箇所の周知のために、関係市町村に情報の提供を行う。
市町村は、これらの土砂災害の危険箇所について市町村地域防災計画に明記するとともに住民への周知に努めるものとする。

2 土地利用の適正誘導

【県、市町村】

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、*土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

※土砂災害防止法…「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

3 土砂災害防止対策の推進

【県、市町村】

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害のおそれのある区域において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規

立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査を実施する。

(2) 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(3) 防止工事の推進

県は、土砂災害危険箇所について、対策工事を施工するために関係法による指定を行い、各種対策事業を推進する。

- ア 砂防法 ----- 砂防指定地
- イ 地すべり等防止法 ----- 地すべり防止区域
- ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
----- 急傾斜地崩壊危険区域

(4) 警戒体制の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(5) 応急対策用資機材の備蓄

県及び市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

県は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておくものとする。

4 造成地災害防止対策の推進

【県、市町村】

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

- ア 災害危険度の高い区域
砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- イ 人工崖面の安全措置
宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- ウ 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。
- エ 液状化対策
宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

5 液状化対策の推進

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 液状化現象の調査研究

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していくものとする。

(2) 液状化対策の推進

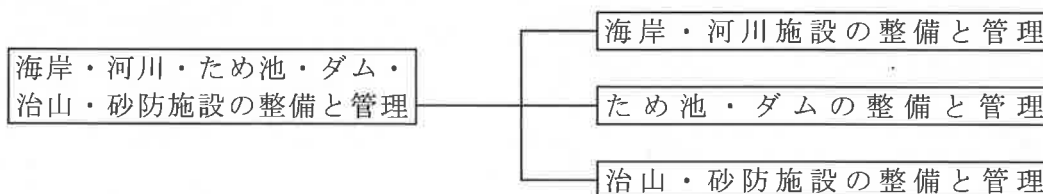
液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。県及び市町村は、これらの対策の推進に努めるものとする。

第4款 海岸・河川・ため池・ダム・治山 ・砂防施設の整備と管理

第1項 基本方針

被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

第2項 対策



1 海岸・河川施設の整備と管理

【県、市町村、九州地方整備局】

(1) 海岸保全施設

ア 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

イ 災害危険箇所の調査、整備

(ア) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

(イ) 災害危険箇所を定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

(2) 河川施設

ア 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

- イ 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備
災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。
- ウ 防災体制等の整備
河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

2 ため池・ダムの整備と管理

(1) ため池

【市町村】

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、市町村は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。

【県】

県は、国庫補助制度を最大限に活用し計画的に実施出来るよう支援を行う。

(2) ダム

【県、市町村、九州電力】

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令に準拠しており、また、兵庫県南部地震や東日本大震災などの大規模地震においても、ダムの安全性に直ちに影響するような被害は発生していないと報告されており、同基準で設計されたダムは十分な耐震性を有していると考えられる。ダム管理の観点から、主要なダムについて地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理のより安全性を期するものとする。

なお、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達については、「地震後のダム臨時点検要領」に基づいて、迅速かつ的確に実施されるよう徹底を図る。

3 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

【県、市町村】

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

【県、市町村】

ア 砂防設備の整備

(ア) 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

(イ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(イ) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検

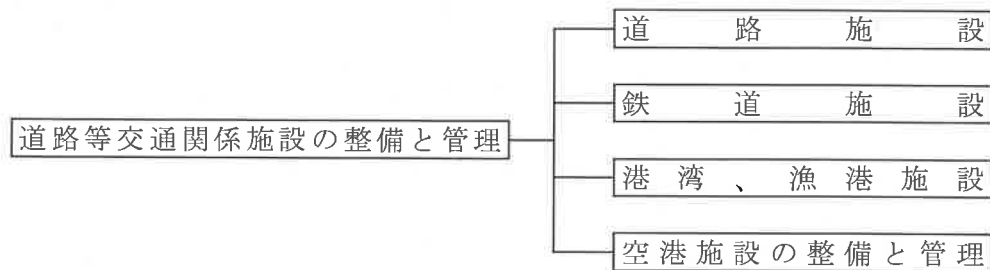
に努め、必要に応じ補修等を行う。

第5款 道路等交通関係施設の整備と管理

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、道路・鉄道等の公共施設の被害が想定されている。これらの施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第2項 対策



1 道路施設

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 道路施設の耐震性の向上

ア 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

ア 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。

また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。

イ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

ウ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

(3) 緊急用河川敷道路の整備

災害発生時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。

(4) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅」等の整備を図る。

(5) 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

2 鉄道施設

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

地震災害に伴う被害が予想される土木構造物(高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等)及び電気設備(電力設備・信号保安設備等)の定期的な検査を行い、耐震性及び防

災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

ア 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

鉄道事業部	担当箇所名	担当線区	担当駅	備考
宮崎総合鉄道事業部	南延岡工務センター（保線・電力・信号通司）	日豊本線	市棚～都農	
		日豊本線	都農～五十市	
	宮崎工務センター（保線・電力・信号通司）	日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎宮港線	田吉～宮崎宮港	
		吉都線	吉松～都城	信号通司のみ担当
	本所（土木・建築）	日豊本線	市棚～五十市	
		日南線	南宮崎～志布志	
鹿兒島鉄道事業部	国分工務センター（保線）	吉都線	吉松～都城	

イ 地震観測施設等の整備

鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制をおこない、2次災害防止に努める。

<地震計の設置箇所>

線区	地震計設置箇所数（位置）
日豊本線	7（南延岡、南日向、都農、日向新富、宮崎、田野、都城）
日南線	1（油津）
吉都線	3（吉松、小林、都城）

3 港湾、漁港施設

【県、宮崎港湾・空港整備事務所】

(1) 港湾の耐震化の推進

港湾の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の輸送基地等としての機能を確保するため、岸壁や臨港道路などの耐震化を推進する。

ア 重要港湾における耐震強化岸壁の整備

県北部及び県央部における輸送拠点として、細島港と宮崎港の耐震強化岸壁の整備に続き、今後、県南部における輸送拠点として、油津港の耐震強化岸壁の整備を図る。

イ 港湾における液状化対策の推進

重要港湾の耐震強化岸壁へ接続する、臨港道路等の液状化対策を推進する。

また、各港湾において、岸壁の裏込め材に液状化しにくい材料を使用するなど、必要に応じて液状化防止対策を推進する。

(2) 漁港の耐震化の推進

漁港空間の持つ特性を活かしながら、震災時はもとより市民生活や経済活動の復興にも貢献していくため、緊急物資を受け入れる拠点として、また、被災地の復興支援拠点として国の計画と整合を図りながら整備する。

ア 北浦漁港

県北部における輸送・復興支援拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

イ 川南漁港

県央部における輸送・復興支援拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

ウ 都井漁港

県南部における輸送・復興支援拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

4 空港施設の整備と管理

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 現況

宮崎空港の空港・航空保安施設は、土木施設、建築施設、管制施設、無線施設、航空灯火、電気施設及び機械施設により構成されている。これらの施設の耐震基準は、施設固有の分野で使用されている基準等に準拠しつつ、空港としての特殊性を考慮して定められている。

なお、事務所庁舎、管制塔、無線施設及び電源施設の局舎は、新しい耐震設計基準による建築基準法及び官庁施設の総合耐震設計基準に基づき設計・建築されている。

(2) 安全確保対策

空港・航空保安施設の安全対策について、次の措置を講じており、今後の保全に努める。

ア 商用電源の停電に備えて、非常用発電装置（発動発電機2基）を設置している。

イ 管制用対空通信施設については、非常用発電装置の停止に備えて、無停電（バッテリー）装置を整備しており、さらに管制塔には緊急用対空通信装置（充電式）を設置している。

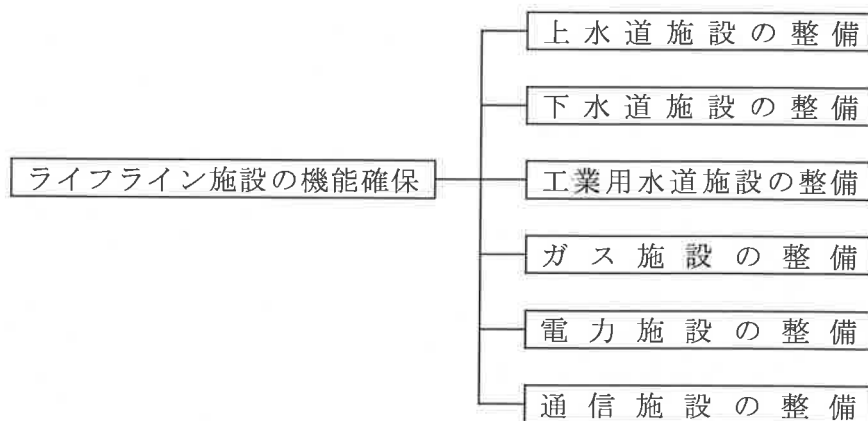
ウ 電話の不通に備えて、NTT災害応急復旧用無線電話及び県防災無線電話が設置されている。

第6款 ライフライン施設の機能確保

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常の生活に必要な不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

第2項 対策



1 上水道施設の整備

【水道事業者】

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時には飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- ① 応急給水・復旧体制の整備
- ② 相互応援体制の整備
- ③ 基幹的施設の耐震化
- ④ 安全性の高い水道システムの構築
- ⑤ 給水の安全性の確保

【県】

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- ① 広域相互応援体制の整備
- ② 供給拠点の設定
- ③ 応援資機材等の情報収集
- ④ 水質検査体制の整備

2 下水道施設の整備

(1) 既存施設の耐震化

【市町村】

市町村は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

ア 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に、耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

耐震診断結果に基づき、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

【県】

県は、市町村が行う耐震化対策に関する助言及び指導を行う。

(2) 新設施設の耐震化

【県、市町村】

市町村は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

また、県は市町村が行う耐震化対策に関する助言及び指導を行う。

3 工業用水道施設の整備

【県】

県工業用水道施設の災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 施設の防災性の強化

施設は送・配水管と電気・機械設備関係に大別されるが、特に送・配水管については、地震等により欠損し、これによる被害が産業に与える影響を考慮して、保安設備の充実を図ることとする。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視、点検を行い保安の確保を図るものとする。

イ 災害復旧要員及び資機材等の確保

災害時に備え、災害復旧要員や資材、機材等の確保体制を確立するものとする。

ウ 情報連絡体制

災害時に備え、立地企業、関係機関・団体、住民等への情報連絡体制を確立するものとする。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、企業局及び立地企業・関係団体が一体となって訓練に努めるものとする。

(3) 施設概要

- ① 給水能力：125,000m³/日
- ② 浄水場：電気設備・取水設備・浄水設備・ポンプ設備
- ③ 送水路：総延長L=9.3km
- ④ 配水池：容量23,400m³
- ⑤ 配水路：総延長L=2.7km (H23.4.1現在)

4 ガス施設の整備

【宮崎ガス株式会社】

(1) 施設の現況

ア ガス製造施設

(ア) ガス製造施設の設計は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに各学会制定の設計基準に準拠しているほか、社内技術基準に基づいている。

(イ) 危険物貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断または緊急停止等の安全装置、危険物の流出防止施設、消防設備等の安全設備を配置している。

イ ガス供給施設

(ア) ガスホルダー

a ガスホルダーは、製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。

b 球形ガスホルダーは、地震力を考慮した耐震構造となっている。

(イ) ガス導管

a ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規並びにガス導管耐震設計指針に基づいて設計、施工している。

b 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

c 鋼管の接合方法は、大口径のものはアーク溶接とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。

d 鋳鉄管の接合部は、耐震性に富む機械的接合に移行している。

e ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同様の性質を有する融着接合としている。

f ガス導管には、緊急遮断のためまたは供給操作上の必要により遮断弁を設置している。設置場所は、製造所及び整圧所の送出導管、中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所などである。

g 需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターの取り付けを推進している。

h ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

ウ 通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力、風圧力に耐えるように設計・建設されている。

エ 巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には震度3以上より出動基準を定め、点検を実施している。

オ その他

地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置している。

(2) 予防計画

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

ア 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。

イ 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。

ウ これまでに整備してきた防災無線・専用電話・衛星電話・携帯電話等の通信施設及び一斉連絡システムのさらなる充実を図る。

5 電力施設の整備

(1) 九州電力における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支社)】

ア 電力設備の災害予防措置

(ア) 地震対策

a 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

b 送配電設備

(a) 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規程されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(b) 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

c 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

d 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

イ 防災業務施設及び設備の整備

(ア) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

(イ) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

ウ 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機

材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めていただく。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最奇りの九州電力の事業所等に通報すること。
- (ロ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。
- (ハ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。
- (ニ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (ホ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- (ヘ) その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

(2) 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。

ア 発電設備

県営発電所は県内に12か所あり、これらの発電所の各設備は、設計基準に基づいて耐震設計あるいは耐震補強がなされており、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるものとする。

イ 送電設備等

送電線路は5線路、ダム配電線路は6線路あり、これらの各設備は、山間地に布設されており、建設から50年経過しているものもある。過去に地震等による被害は発生していないが、鉄塔及び基礎等の点検を行い、災害の発生するおそれのある箇所については、基礎補強等の耐震対策を講ずるものとする。

6 通信施設の整備

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

(1) 通信設備

ア 中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ 耐震対策

NTTビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

エ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- ・ 104呼 九州管内の104センタへランダム分散受付される。
- ・ 116呼 宮崎をはじめ九州管内116センタへ後付される。
- ・ 113呼 受付交換機の分散化を図っていく。
- ・ 115呼 九州管内の115センタへ分散される。

カ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

(2) 建物

ア 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

イ 防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板を設置している。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第7款 危険物等施設の安全確保

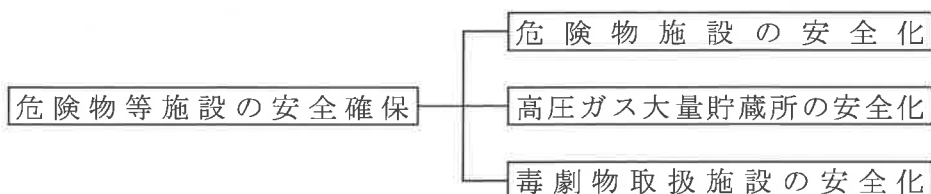
第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、地震による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

第2項 対策



1 危険物施設の安全化

【県、市町村、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市町村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理所等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調

査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

【県、市町村、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生したまたはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(ウ) 保安検査を実施する。(年1回以上)

ウ 点検および通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、毒劇物の保管管理の監視指導を徹底するとともに、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めるとする。

第8款 海上災害の予防対策の推進

第1項 基本方針

地震による海上での危険物事故、流出油災害など海上災害発生の未然防止を図るものとする。

第2項 対策

宮崎海上保安部は、石油会社、漁協、関係官庁等で構成されている排出油等防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導・育成を図ることとする。

(1) 排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防災対策に関する指導を行うこととする。

(2) 危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導することとする。

(3) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行うこととする。

(4) 防災関係機関等相互間の連携協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施することとする。

第9款 防災基盤・施設等の緊急整備

第1項 基本方針

被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

第2項 対策



1 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

【県(各部局)、市町村】

(1) 事業の趣旨等

県は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、国の財政支援を受けて地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、全県を対象に平成18年度を初年度とした第三次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

これら計画の推進にあたっては、市町村との協議を行うとともに、市町村が実施する事業については適切な指導を行い、整備を進めるものとする。

(2) 事業の概要

事業項目		事業量	単位	事業費(百万円)	
1号 避難地		36.0	h a	1,258	
		7	箇所数		
2号 避難路		4.68	k m	15,000	
		19	箇所数		
3号 消防用施設		937	箇所数	5,043	
4号 消防活動用道路		0.6	k m	1,190	
		2	箇所数		
5号 緊急輸送道路等	5-1号 緊急輸送道路	58.99	k m	55,859	
		177	箇所数		
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	126	箇所数	115	
	5-3号 緊急輸送ヘリポート		箇所数		
	5-4号 緊急輸送港湾施設	2	港湾数	1,500	
		2	バース数		
5-5号 緊急輸送漁港施設		1	漁港数	60	
		1	バース数		
6号 共同溝等		6.83	k m	3,405	
		12	箇所数		
7号 医療機関			施設数		
8号 社会福祉施設		3	施設数	2,055	
9号 公立小中学校		191	学校数	35,461	
		410	棟数		
	9-1号 校舎	127	学校数		22,926
		300	棟数		
9-2号 屋内運動場		106	学校数	12,535	
		110	棟数		
10号 特別支援学校		2	学校数	113	
11号 公的建造物			施設数		
12号 海岸・河川	12-1号 海岸保全施設	4	海岸数	449	
		474	m(堤防・護岸距離)		
	39	水門等数			
	12-2号 河川管理施設	4	河川数		1,422
7000		m(堤防・護岸距離)			
	3	水門等数			
13号 砂防設備等	13-1号 砂防設備	16	溪流数	2,905	
	13-2号 保安施設		箇所数		
	13-3号 地すべり防止施設	5	箇所数	2,360	
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	71	箇所数	8,772	
	13-5号 ため池	36	箇所数	1,785	
14号 地域防災拠点施設		1	施設数	515	
15号 防災行政無線		15	箇所数	3,912	
16号 水・自家発電設備等			基数		
17号 備蓄倉庫		3	箇所数	22	
18号 応急救護設備等			基数		
19号 老朽住宅密集対策			h a		
合計				141,779	

2 公共施設等耐震化事業の推進

【県、市町村】

(1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進するものとする。

(2) 対象事業

ア 公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。(→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照)

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
- ② 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等
- ③ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

(3) 公共施設等耐震化事業計画

ア 県は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、総務省に提出することとする。

イ 市町村は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、県に提出することとする。

(4) 国の財政措置

起債の充当、元利償還金の一部についての交付税措置等

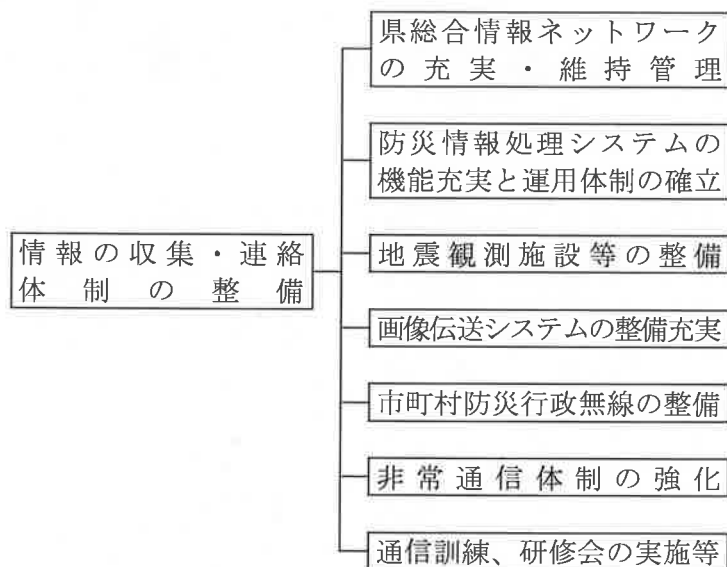
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

第1項 基本方針

地震発生時の迅速な初動体制の構築に資する地震観測体制の整備、及び災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努めるものとする。

第2項 対策



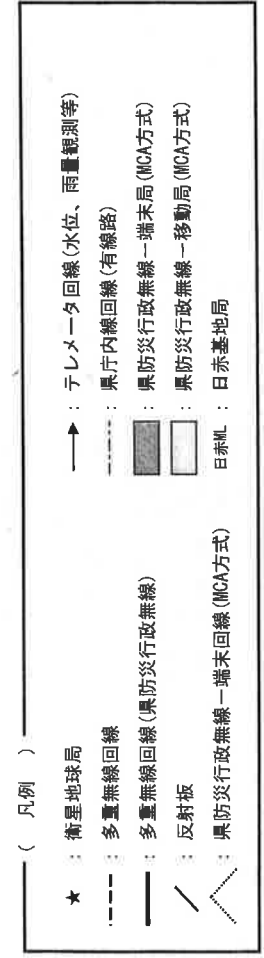
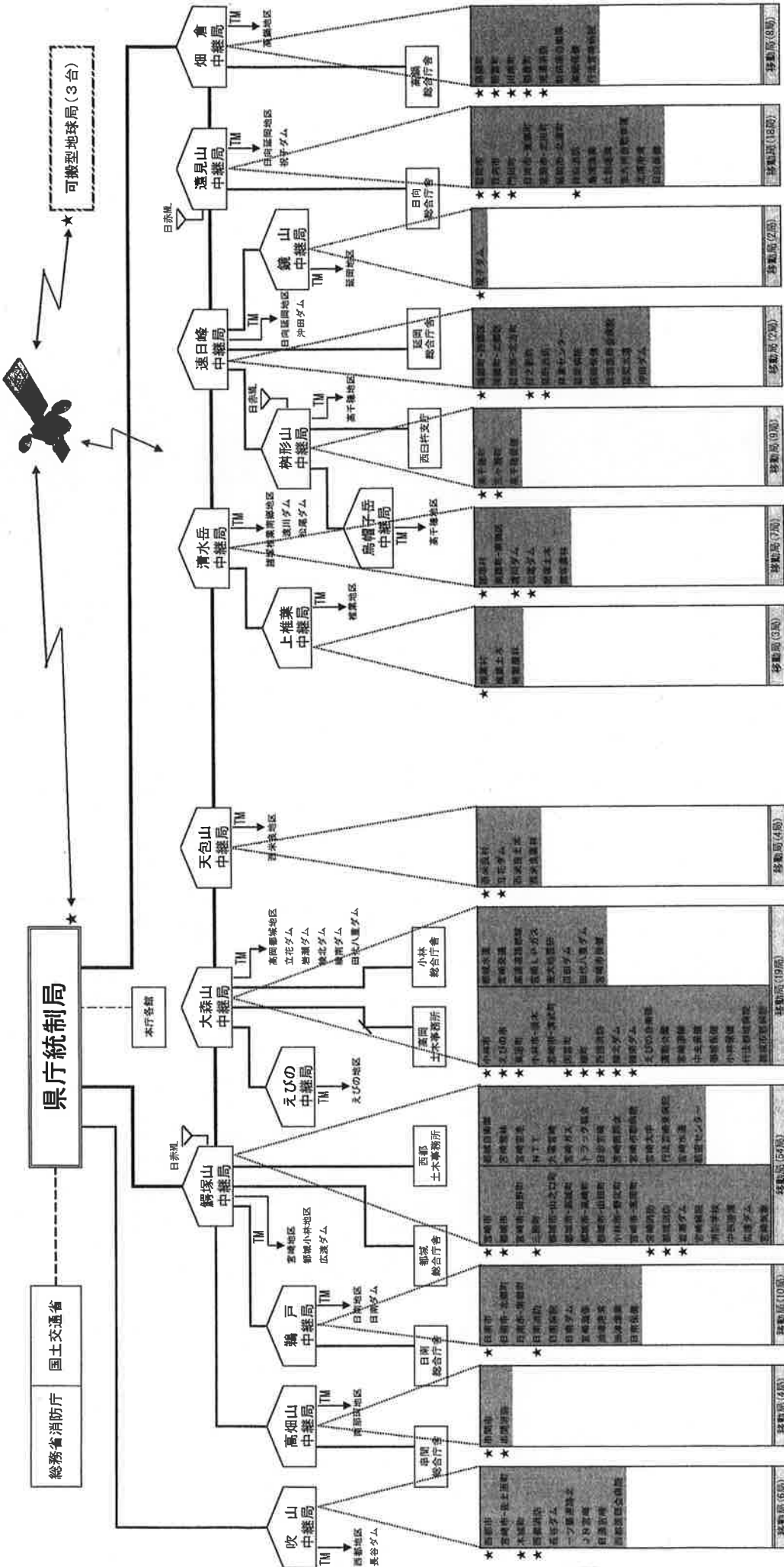
1 県総合情報ネットワークの充実・維持管理

平成5年度から整備を進めていた総合情報ネットワークは、県と市町村及び各防災機関を結ぶもので、通信回線の幹線をループ化した地上系回線に加え新たに衛星系回線を整備し、通信ルートが二重化されたことでより災害に強いネットワークとなった。総合情報ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、震災時においてもその機能を十分発揮できるよう、通信施設の耐震性を強化するとともに、非常用電源設備を設置し電気の安定供給を図るなど停電対策を講じている。

今後は、この総合情報ネットワークをより効果的に運用できるようネットワークの充実と維持管理に努め、防災対策のより一層の推進を図る。

総合情報ネットワーク 回線系統図

スーパーバードB2号機



県防災行政無線

地上系		衛星系	
県庁局	1局	県庁局	1局
防災支那局(消防各庁等)	11局	市町村局	26局
県防災行政無線一端末局	127局	消防本部局	9局
県防災行政無線一端末局	146局	ダム局	7局
無線中継局	15局	可搬型局	2局
計	300局	計	45局

※衛星系は、宮崎市が独自構築しているが、箇所数としては計上 H23.4.1現在

2 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立

【県(各部局)】

(1) 気象情報等の伝達

災害時には、各機関が出来る限りの確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速かつ確実な情報の収集が必要である。

防災情報処理システムでは、総合情報ネットワークを通じ、気象台、気象会社、気象衛星、震度情報ネットワーク等からの、様々な気象・地震等のデータを受信し、処理したデータを県出先機関・市町村・消防本部等に配信できるようになっている。

(2) 休日・夜間における情報の収集・伝達

休日・夜間における情報の収集・伝達は、災害監視室からの連絡のほか、職員自動参集システム（携帯メール）により職員を招集し行う。

市町村、消防本部等へは、防災情報処理システムにより直ちに気象情報等が伝達される。

(3) 災害情報等の収集・蓄積検索

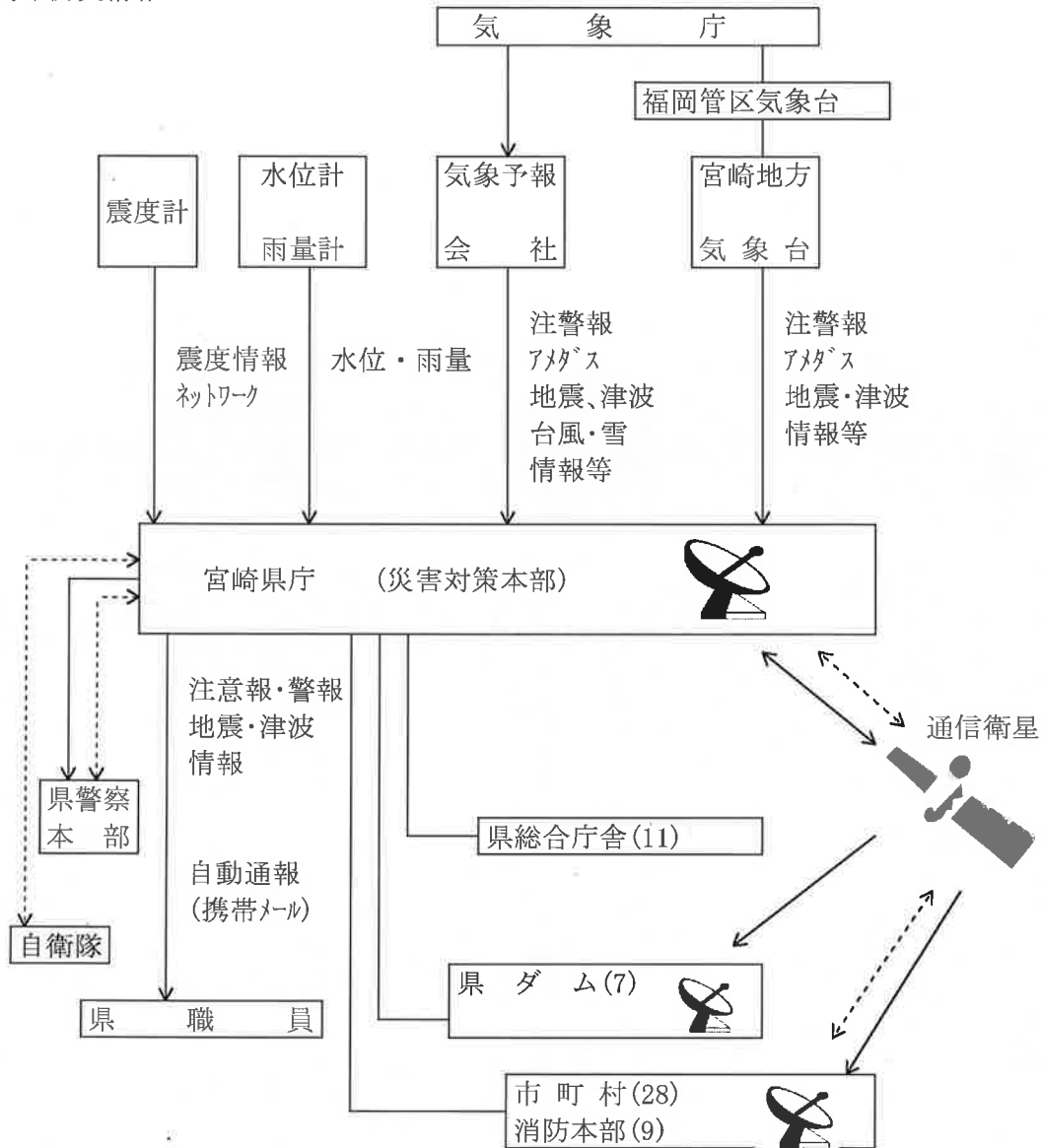
防災情報処理システムのサブシステムとして防災データベースシステムがある。防災データベースシステムは、市町村・消防本部・県出先機関からの災害データの収集・集計を自動化し、

結果を市町村・消防本部へ配信する通信機能のほか、データを蓄積し検索を行う蓄積機能・検索機能を有している。

(4) システムの充実強化及び運用

今後は、これらのシステムの充実強化、特に収集する災害データ項目の増加と防災データベースの充実を図り、津波対策として潮位計からの情報等の収集も検討を進めるとともに、平常時においては電子メールを使用した一般行政文書の交換等に使用し、関係者へのシステム講習等を行うことにより、運用体制の確立に努めるものとする。

<宮崎県防災情報システム>



——> 気象情報
 -----> 災害情報

【市町村、関係機関】

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

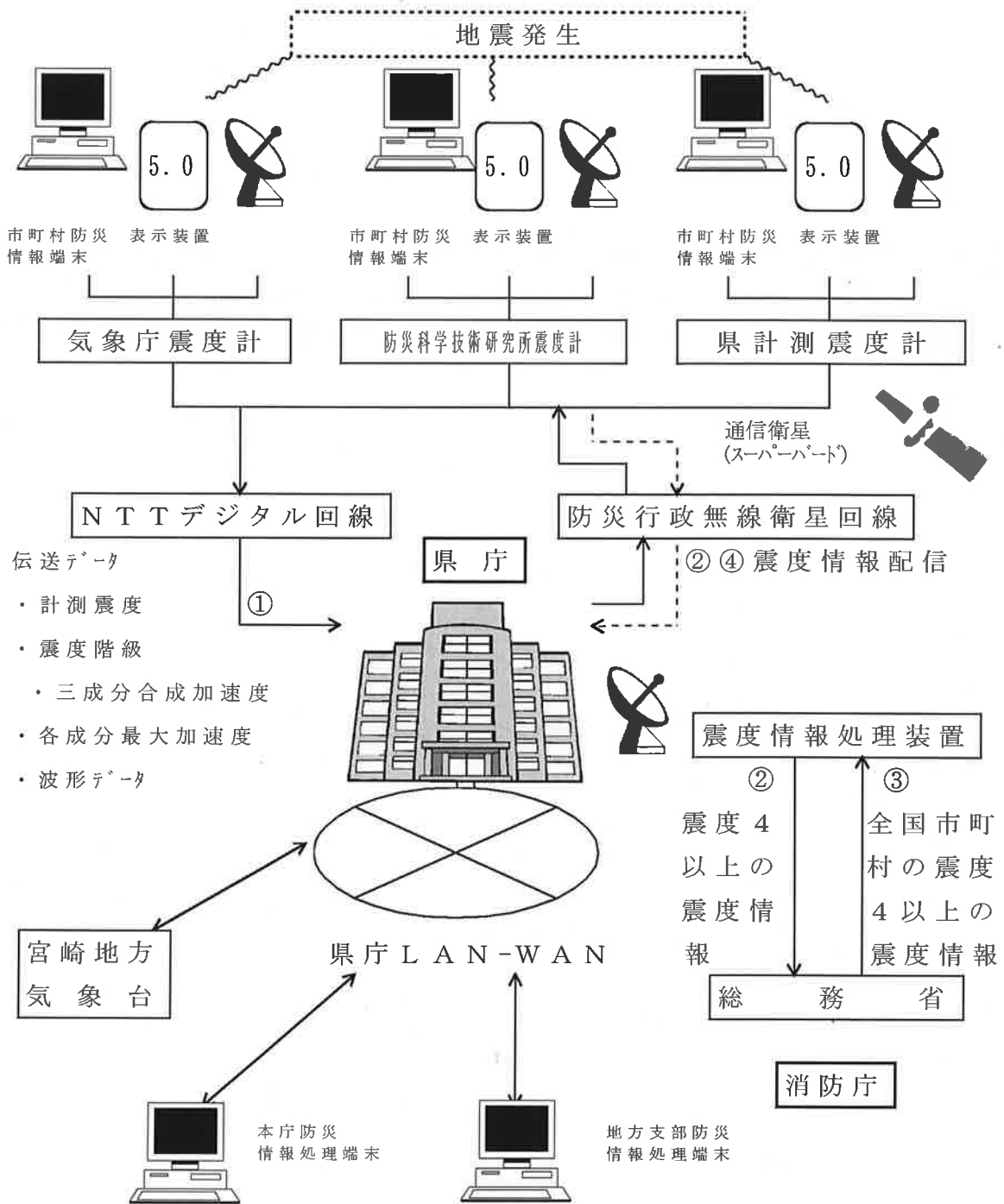
また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

3 地震観測施設等の整備

県では、地震発生時に被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を配置し、県庁内の震度情報処理装置及び消防庁を結んだ震度情報ネットワークシステムを整備している。

今後は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

＜宮崎県震度情報ネットワークシステム概念図＞



-----> : NTTデジタル回線が断線した場合利用する
 ○印の番号は、データ伝送の順番を示す

4 画像伝送システムの整備充実

県では、総合情報ネットワークを通じて、県警のヘリコプター搭載テレビカメラからの画像情報を各市町村及び関係機関で見ることができるシステムが整備されている。

今後、緊急時ヘリポート候補地等に固定監視カメラを設置するなど画像情報の充実を図る予定であるが、さらに各消防本部の監視カメラや県警の交通監視用カメラからの画像の受信についても検討する。

5 市町村防災行政無線の整備

第9款「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載

6 非常通信体制の強化

【県、関係機関】

県は、県総合情報ネットワークのほか、防災相互無線、災害応急復旧用無線電話、孤立防止用無線電話、携帯電話、自動車電話等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関、その他の非常通信連絡会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

7 通信訓練、研修会の実施等

【県、市町村】

震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

8 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

主な非常通信ルート

【宮崎県】

総務部危機管理局 TEL:0985-26-7065 FAX:0985-26-7304 (夜間守衛室) TEL:0985-26-7088

①通常通信確保されているルート

第1経路
消防ルート
(非電)

第2経路
衛星ルート
(非電)

②非常通信ルート

第1経路
建設ルート
(非電)

第2経路
警察ルート

第3経路
防衛ルート
(非電)

第4経路
海保ルート
(非電)

第5経路
電力ルート
(非電)

宮崎県 災害対策本部	45-2140	音声 FAX	45-2540	90-49014 90-49034
	消防			
	045-101-2140	音声 FAX	045-101-2540	048-500-90-49014 048-500-90-49034
	衛星			
	89-769-2140 (防災), 2195 (河川)	音声	98-80-58400	国土交通省 5828 音声 5016
89-769-2640	FAX	98-80-58712	大臣官房技術調査課 5843 FAX (G4) 5042 電気通信室電気通信第二係 中防	
水防				
6817	音声	5786		
2346	音声	3377		
警察				
宮崎県警察本部 警備部 警備第二課				
警察庁警備局 警備課 災害対策室				
FAX				
警察				
2140	音声	(9) 56-133	陸上自衛隊	
2540	FAX	(9) 56-132	都城駐屯地	
防衛				
防衛省 運用企画局 情報通信・研究課				
FAX 8-6-20551				
防衛				
2140	音声	(9) 56-153	宮崎海上保安部	
海保				
海上保安庁 警備救難部管理課 運用司令センター				
FAX				
海保				
2140	音声	(9) 56-233	九州電力 宮崎支社 企画・総務部 総務グループ	
96-2172	音声	99-2882	九州電力 本店 地域共生 本部総務 グループ	
96-2946	FAX	99-2915	九州電力 本店 地域共生 本部総務 グループ	
電力				
九州電力 本店 総務防災 グループ				
FAX				
電力				
東京電力 本店 総務防災 グループ				
FAX				
電力				

消防庁
防災情報室通信管理係

音声 FAX
中防

非常本部等
(内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(災害応急対策担当)付

参考

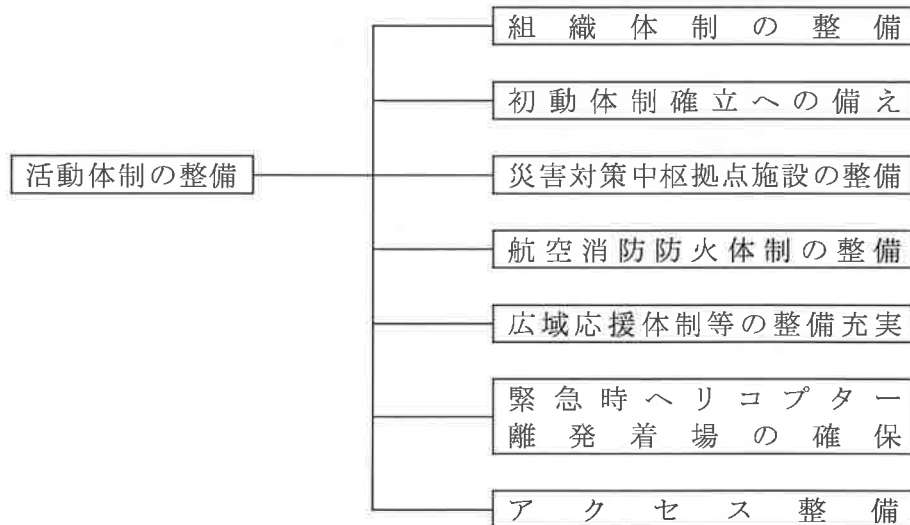
<input type="checkbox"/> 九州地方整備局	宮崎河川国道事務所防災課	TEL:0985-24-8221	FAX:0985-24-8233
<input type="checkbox"/> 陸上自衛隊	都城駐屯地第43普通科連隊第3科	TEL:0986-23-3944 (内線 237)	
<input type="checkbox"/> 宮崎海上保安部	警備救難課	TEL:0987-22-3021	FAX:0987-22-3109
<input type="checkbox"/> 東京電力本店	総務部防災グループ	TEL:03-6373-1111	FAX:03-3596-8508
<input type="checkbox"/> 九州電力	宮崎支社 企画・総務部総務グループ	TEL:0985-26-9007	FAX:0985-26-9061
	本店 地域共生本部総務グループ	TEL:092-726-2677	FAX:092-711-0357

第2款 活動体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査の結果を踏まえ、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第2項 対策



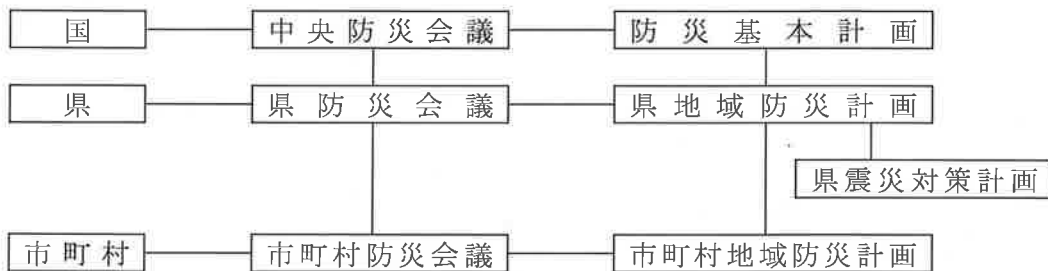
1 組織体制の整備

(1) 県の組織体制整備

【県(各部局)】

県は、防災会議を設置して、地域防災計画「震災対策編」等を作成し、それに基づき、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

基本法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



ア 県防災会議

県は、基本法第14条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長または県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

法定委員（指定地方行政機関の長又は職員・陸自の長・県警察本部長）	
※ 第 1 号	九州管区警察局長 九州総合通信局無線通信部長 九州財務局宮崎財務事務所長 九州厚生局長 宮崎労働局長 九州農政局長 九州森林管理局長 九州経済産業局総務企画部長
	九州産業保安監督部長 九州地方整備局長 九州運輸局宮崎運輸支局長 大阪航空局宮崎空港事務所空港長 宮崎地方気象台長 宮崎海上保安部長 九州地方環境事務所長
2	陸上自衛隊第43普通科連隊長
3	宮崎県教育委員会教育長
4	宮崎県警察本部長
5	副知事 総務部長
知事任命委員（市町村長・消防機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長）	
6	宮崎県市長会長 宮崎県町村長会長 宮崎県消防長会長 財団法人宮崎県消防協会長
7	郵便事業株式会社宮崎支店長 日本銀行宮崎事務所長 日本赤十字宮崎県支部事務所長 日本放送協会宮崎放送局長 西日本高速道路株式会社 九州支社 都城管理事務所長 九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部長 西日本電信電話株式会社宮崎支店長 日本通運株式会社宮崎支店長 九州電力株式会社宮崎支社長 株式会社宮崎日日新聞社代表取締役社長 株式会社宮崎放送代表取締役副社長 株式会社テレビ宮崎代表取締役社長 株式会社エフエム宮崎代表取締役社長 宮崎ケーブルテレビ株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県医師会長 社団法人宮崎県看護協会会長 宮崎ガス株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県エルピーガス協会長 宮崎交通株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県トラック協会専務理事

※災害対策基本法第15条第5項による区分

イ 関連する県の防災組織

(ア) 県災害対策本部

a 設置の根拠

基本法第23条

b 所掌事務

地域防災計画の定めによる県地域の災害予防及び災害応急対策の実施

c 組織

県災害対策本部の組織については、第3章第1節「県災害対策本部等の設置」に記載

(イ) 県水防本部

a 設置の根拠

県水防計画

b 所掌事務

県内の各河川、海岸における水災の警戒と防御

c 組織



ウ 県災害対策会議による庁内体制の整備

副知事を議長とする宮崎県災害対策会議を適宜開催し、災害対策に関して庁内の連絡調整を図り、これを総合的、計画的、統一的に推進するものとする。(宮崎県災害対策会議設置要綱)

(2) 市町村の組織体制整備

【市町村】

市町村は、基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性や地域特性及び「宮崎県地震被害想定調査」による当該市町村の被害予測結果に対応した市町村地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

(3) 防災関係機関の組織体制整備

【指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者】

県の地域を管轄し、または県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村等との連携を密にする。

2 初動体制確立への備え

【県、市町村】

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、地震被害等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模地震発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、各所属は気象情報提供企業の職員自動参集システムの活用、携帯電話・ポケットベルの利用等を検討する。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組み合わせ、随時行うものとする。

訓練の目的

- ① 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
- ② 防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
- ③ 災害警戒本部・津波関係4課など実働部門の訓練
- ④ 災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
- ⑤ 救助関係機関合同訓練

訓練の時期

- A 平日の早朝
- B 木曜・金曜の夜間
- C 休祭日の昼間
- D 勤務時間内

訓練の内容

- イ 緊急動員訓練
- ロ 緊急伝達訓練
- ハ 総合指揮本部・現地本部訓練
- ニ 機器の設置訓練
- ホ 機器取扱い習熟訓練
- ヘ 総合防災訓練

(5) 行動要領(マニュアル)の作成

県及び市町村の各部局は、地域防災計画「震災対策編」の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領(マニュアル)を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画「震災対策編」の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

県危機管理局及び市町村の消防防災担当課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行うものとする。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

県及び市町村の各部局は災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

(1) 県の防災活動拠点の整備

【県】

ア 災害対策本部室等の整備

県は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、県庁舎内に災害対策の拠点となる

災害対策本部会議室及び総合対策部室を整備した。

(7) 主な機能

- ・各種情報の収集・処理・伝達機能
- ・災害対策の審議・決定機能
- ・災害応急対策活動の指揮・指令機能

(イ) 主な設備

- a 災害対策本部会議室
 - ・2面スクリーン表示システム
 - ・情報通信機器
 - ・非常用電源
- b 総合対策部室
 - ・3面スクリーン表示システム
 - ・情報通信機器
 - ・非常用電源

イ 代替拠点施設の整備

県は、県庁舎の被災時の代替拠点として、防災センター(仮称)の整備を検討することとする。

(2) 市町村の防災活動拠点の整備

【市町村】

市町村は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

4 航空消防防災体制の整備

(1) 県の航空消防防災体制の整備

県は、航空消防防災体制を整備するため、防災救急ヘリコプターを導入し、防災救急航空センターの設置を図るものとする。

また、市町村や消防本部など関係機関と調整を図り、効率的な運用ができるよう、運航基準や管理規程などを整備していくとともに、他県との相互応援体制の推進を図り、広域的な航空消防防災体制の整備に努めるものとする。

(2) 市町村の航空消防防災体制の整備

市町村は、県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

(3) 防災関係機関の航空消防防災体制の整備

防災関係機関は、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や市町村等との連携を密にするものとする。

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア 九州・山口9県の連携強化

県は、他の九州各県及び山口県に応援を要請もしくは応援を行うのにあたって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

イ 全国都道府県との連携強化

全国都道府県における災害時の広域応援協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

協定名	締結団体	締結年月日
九州・山口9県災害時相互応援協定	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成23年10月31日
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国47都道府県	平成8年7月18日

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

【市町村】

市町村は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

(3) 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備

【県、市町村】

県、市町村と自衛隊は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

【警察】

警察は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

【消防機関】

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(5) 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備

【県】

ア 応援要請に対応するための体制整備

県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

また、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊宮崎県隊応援等実施計画に基づく体制整備を行う。

イ 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備

知事、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

6 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模地震発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておくものとする。

また、ヘリコプターによる現地訓練を実施し、その検証を行うものとする。

【県】

県は県内の緊急時ヘリコプター離着陸場に関する「緊急時ヘリコプター離着陸場台帳」（以下「台帳」という）を作成し、事前に、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上保安庁等のヘリ保有機関に配布するものとする。

また、上記台帳を防災情報システム上にデータベースとして整備し、今後、ヘリ保有機関と協力して計画的に画像データ等についても整備を進めていくものとする。

【市町村】

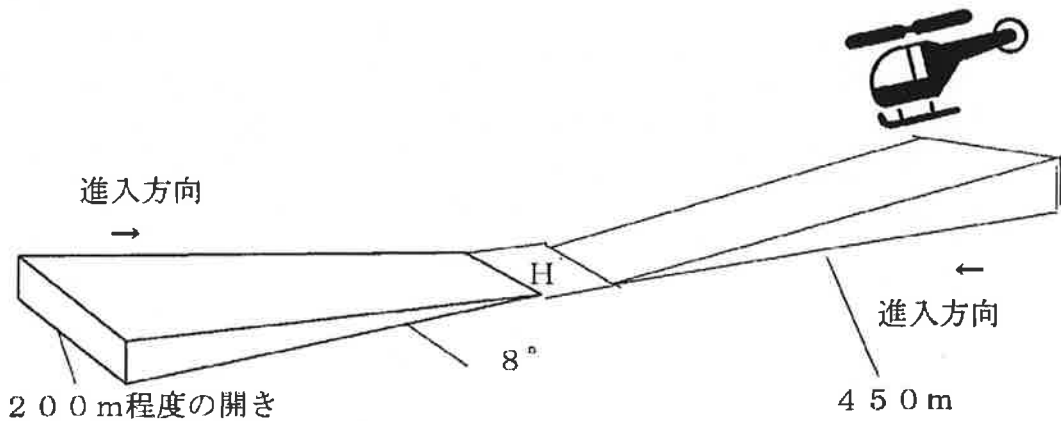
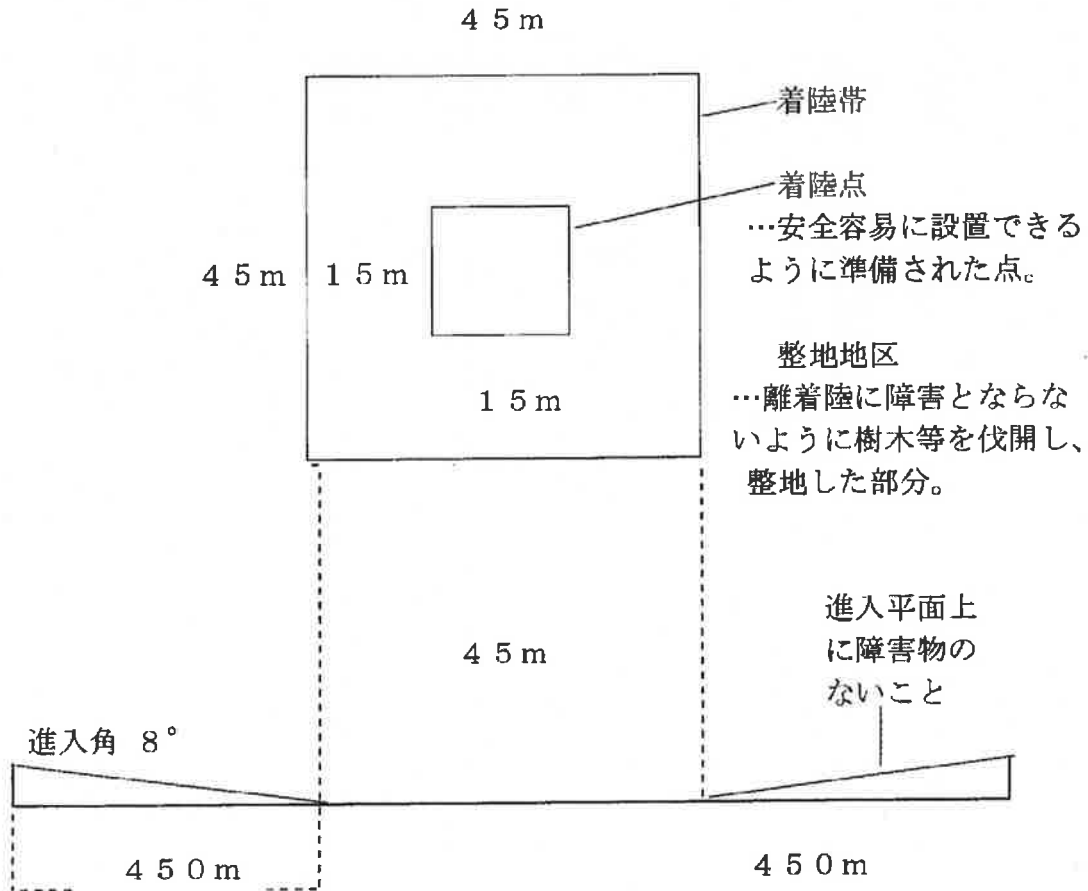
市町村は、資料「緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件、要件A及びB」に基づき最低2か所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、市においては2箇所、町村においては1か所選定しておくものとする。

<緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件>

●要件A

1 離着陸のための必要最小限度の地積

- (1) 45m×45mの地積は無障害地帯であること(下図参照)。
- (2) 進入平面より上に障害物のないこと。



2 地表面等の状況

- (1) 地表面は、堅固であること。(コンクリート、芝生は最適)
- (2) 十分に平坦であること。
- (3) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5%であること。
- (4) 四囲にあまり障害物のないこと。
- (5) 車両の進入路のあること。

●要件B

林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

1 地積

最低10,000m²(100×100)m²の広さを有し、平坦であること。
(地積はできれば15,000m²以上が望ましい。)

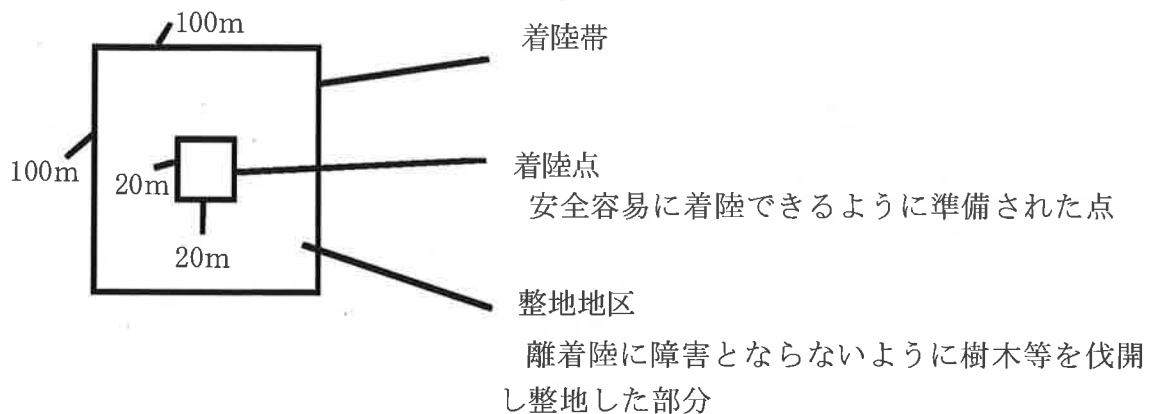
2 水利

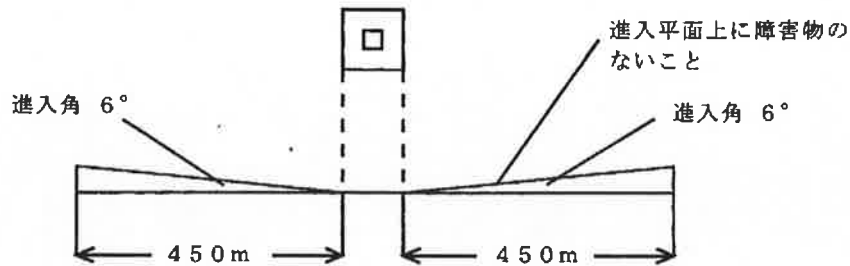
- (1) 近くに水源があること。
- (2) 水源は、最低100トンはあること。
- (3) 1m³/分以上の取水が可能であること。

3 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。
(10トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

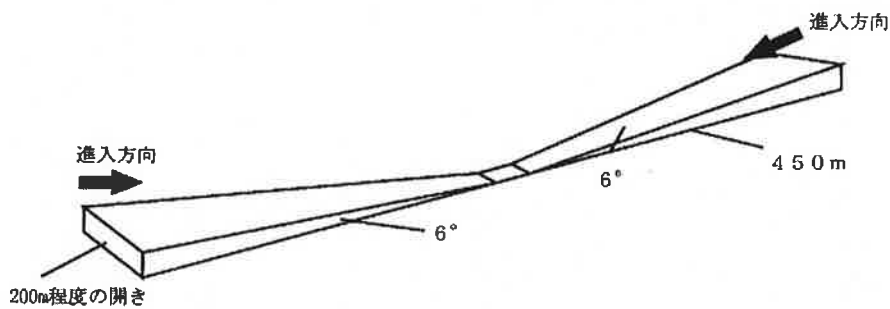
参考 (C H47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積)





災害時の運用に当たっては、「第3章 震災応急対策計画第3節広域応援活動、自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保・6緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に従うこと。

CH47ヘリコプター



7 アクセス整備

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努めるものとする。

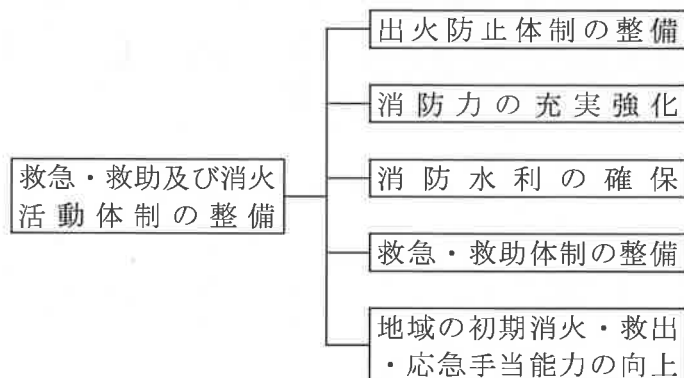
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、地震による火災の発生と多数の死傷者が想定されている。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第2項 対策



1 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

【県、市町村】

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

【市町村】

ア 市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱

う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(4) 建築同意制度の活用

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

(6) 火災予防条例の活用

【市町村】

市町村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

(7) 消防設備士制度の活用

【県】

県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため消防用設備等の工事または整備に関する講習を実施する。

また、市町村は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者に対し、万全な指導を行うものとする。

(8) 火災予防運動の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

2 消防力の充実強化

(1) 消防の常備化の推進

【県、市町村】

本県では、消防職員を配置せず消防団のみで、火災をはじめとする災害に対応している市町村がまだ7団体も存在しており、消防職員を配置(消防常備化)している市町村数の割合は76.7%となっている。

各種の災害に迅速に対応するためには、消防常備体制を整備することが是非とも必要であり、県及び市町村は今後とも非常備地域の解消に取り組むものとする。

(2) 消防の広域化の推進

【県、市町村】

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び市町村は、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、非常備町村も含めて、常備消防の広域化を検討する。

(3) 消防施設・設備の強化と保全

【市町村】

市町村は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設を拡充強化し、また、その保全を図るものとする。

ア 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防署、同出張所を設置し、消防ポンプ自動車を設置するものとする。

イ 地域の実情に応じて、化学消防自動車、救急自動車及び消防艇等を配備するものとする。

ウ 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

エ 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、市町村は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

オ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

(4) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

【市町村】

多大な動員力を有する消防団は地域防災の中核的存在であり、市町村は消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。

(5) 総合的な消防計画の策定

【市町村】

市町村は大地震に対応した消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

(6) 消防職団員の教育訓練

【県】

消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。

【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

3 消防水利の確保

【市町村】

(1) 市町村は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールやビルの保有水の活用、河川、濠、海等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

【県】

(1) 県は、消防施設等整備費補助事業など、国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うほか、防災施設等総合整備事業を実施し、市町村の消防水利の確保を促進する。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

4 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

【県、市町村】

大規模な震災によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急隊員の専任化の促進
- エ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- オ 消防本部管内の医療機関との連携強化
- カ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

【県、市町村】

- ア 市町村は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- イ 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- ウ 市町村は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

(3) 救助機関の連携体制の強化

【県、市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊】

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置した。

今後、この連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図ることとする。

[宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織]

議長 危機管理課長

機 関 名	委 員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長 消防保安課長

5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

【県、市町村、自主防災組織・住民】

(1) 災害時要援護者等の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者等を把握しておくものとする。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救助・応急手当能力の向上

ア 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。

また、県、市町村はこうした地域のとりくみを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市町村はその指導助言にあたりとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市町村は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

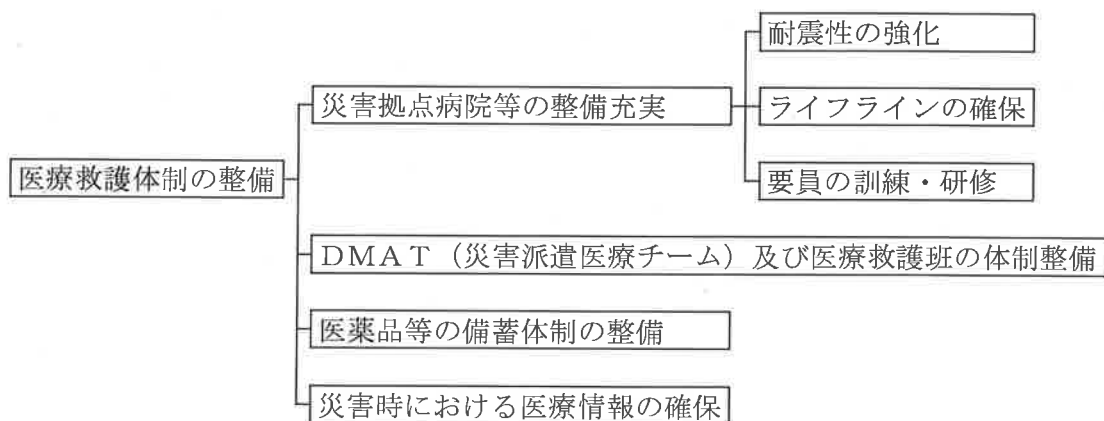
第4款 医療救護体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査では、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、県民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定されている。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要があり、災害拠点病院の整備充実を図るなど、医療救護体制の整備を積極的に推進していくものとする。

第2項 対策



1 災害拠点病院等の整備充実

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域災害医療センター

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる「地域災害医療センター」を全ての二次医療圏に計9病院指定している。

当センターは、各二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、今後、各センターの実状に応じて施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進める。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

(2) 基幹災害医療センター

地域災害医療センターの機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害医療センター」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院を指定している。当センターは県全体の災害拠点病院の中核となる施設であり、今後、施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保等に努めるとともに、その訓練・研修機能の強化を図る。

災害拠点病院一覧

種 別	二次医療圏名	医 療 機 関 名
基幹災害医療センター	全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部附属病院
地域災害医療センター	県北部	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
	西諸	小林市立病院
都城北諸県	都城市郡医師会病院	
日南串間	県立日南病院	

2 DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班の体制整備

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであるDMAT（災害派遣医療チーム）は、県内に6医療機関9チームが編成されている。（平成24年1月現在）今後、DMATの更なる養成に加え、各DMATの通信機器を含む資器材の充実や各種訓練・研修等によるレベルアップを図る。

また、DMATが活動を行う超急性期以降の医療救護活動を担う医療救護班について、県内での各種訓練等を通じて、関係機関との連携強化を図る。

3 医薬品等の備蓄体制の整備

県は、医薬品（解熱鎮痛消炎剤、精神神経用剤、抗生物質等）などの備蓄及び保管場所の整備を行っている。また、輸血用血液製剤は、宮崎県赤十字血液センターにおいて確保する。

なお、大規模災害時において輸血用血液製剤が不足する場合は、日本赤十字社九州血液センターを通じてその確保に努める。

4 災害時における医療情報の確保

災害時に迅速かつ的確に救護・救助活動を行うためには、正しい情報を速やかに把握する

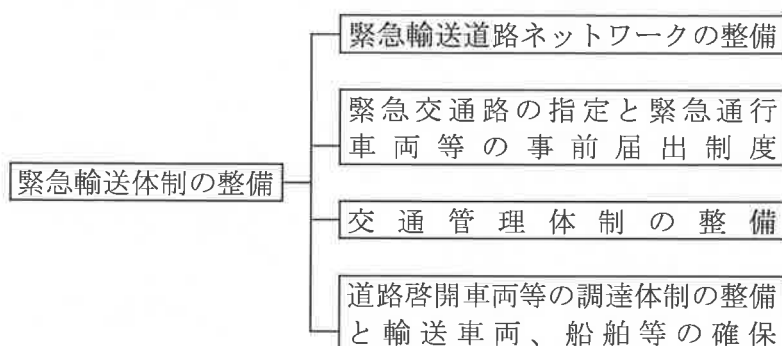
ことが重要である。このため、DMAT及び災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。さらに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用することで、被災地域のみならず、全国の医療機関等とも連携した対応を行う。なお、普段は使用しないこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるように訓練等を定期的に行い、非常時に備える。

第5款 緊急輸送体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、地震による建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定されている。これらの被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

第2項 対策



1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

【県】

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」を選定する。

ア 第1次緊急輸送道路

- ① 主な都市間を結ぶ主要道路
- ② 関係機関を結ぶ主要な道路

イ 第2次緊急輸送道路

- ① 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- ② 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路の計画図を次々頁の表に示す。

(2) 緊急輸送道路の整備

【九州地方整備局、県、市町村、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

(3) 港湾・漁港の指定と整備

【県、市町村】

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急輸送等を行う拠点として、考えられる港湾・漁港を指定し、港湾・漁港の整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

防災拠点の一覧表

()重複で内数

拠点種類	拠点名	備考	拠点数	道路区分	
				第1次	第2次
1. 地方公共団体	県庁舎		1	●	
	地域中心都市の役場	延岡、日向、西都、宮崎、都城、小林、日南	7	●	
	その他の市町村役場		37		●
	支庁	西臼杵支庁	1		●
	道路管理事務所	土木事務所	16		●
	水道局	宮崎市、延岡市、都城市	3		●
	災害対策本部	宮崎県庁(県庁舎と同じ)	(1) 1		●
	災害対策地方支部	農林振興局、土木事務所、支庁(支庁、土木事務所と同じ)	(9) 9		●
2. 指定行政機関/ 指定地方行政機関等	国土交通省	河川国道事務所	2		●
		出張所	12		●
		宮崎港湾・空港整備事務所	1		●
		大阪航空局宮崎空港事務所	1		●
		宮崎地方気象台	1		●
		宮崎海上保安部	1		●
		宮崎運輸支局	1		●
		財務省	宮崎財務事務所	1	
	農林水産省	九州農政局宮崎農政事務所	1		●
	厚生労働省	宮崎労働局(財務事務所と同じ)	(1) 1		●
	警察機関	県警本部	1		●
		警察署	13		●
	消防機関	消防署	13		●
3. 指定公共機関/ 指定地方公共機関等	日本郵政公社	宮崎中央郵便局	1		●
		普通郵便局	11		●
	西日本高速道路	工事事務所	2		●
		管理事務所	1		●
	道路公社	宮崎県道路公社	1		●
		道路管理事務所	2		●
	ライフライン	電気(営業所以上)(本店、宮崎支店と同じ)	(1) 17		●
		電話	8		●
		ガス	3		●
	鉄道管理者	JR 総合鉄道事業部	1		●
		JR 保線区	2		●
	放送局	NHK	1		●
		テレビ局	6		●
		ラジオ局	1		●
	4. 自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊	2	
航空自衛隊			1		●
地方連絡部			1		●
5. 救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	空港	宮崎空港	1	●	
	ヘリポート	大型ヘリ離着陸可能地	50		●
	港湾、漁港	重要港湾	3	●	
		地方港湾	13		●
		第2種、第4種漁港	12		●
	鉄道駅前広場	地域中心都市	6		●
	物流拠点	市場	3		●
		トラックターミナル	29		●
	広域防災拠点(備蓄基地)	食料、医薬品、衣料(赤十字社、延岡土木と同じ)	(2) 6		●
	都市公園空間を利用した 防災拠点	県総合運動公園	1		●
	道路空間を利用した 防災拠点	I. C. S. A. P. A	17		●
	6. 災害医療拠点	総合病院等	道の駅	8	
日本赤十字社			1		●
国立病院			5		●
県立病院			5		●
その他公立病院			19		●
その他総合病院			56		●
血液センター			1		●
保健所			11		●
計			(15) 433		

緊急輸送道路ネットワーク計画図

- ・九州自動車道
- ・宮崎自動車道
- ・国道10号
- ・国道218号
- ・大淀川緊急用河川敷道路
- ・国道219号
- ・国道220号
- ・日向灘沿岸北部広域農道
- ・国道221号
- ・国道222号
- ・国道223号
- ・国道265号
- ・国道268号
- ・国道269号
- ・国道325号
- ・国道326号
- ・国道327号
- ・国道388号
- ・国道446号
- ・国道447号
- ・国道448号
- ・国道503号
- ・県道2号 都城隼人線
- ・県道10号 宮崎インター-佐土原線
- ・県道15号 日知屋財光寺線
- ・県道20号 北方北郷線
- ・県道22号 東郷西都線
- ・県道24号 高鍋高岡線
- ・県道26号 宮崎須木線
- ・県道28号 日南高岡線
- ・県道31号 都城霧島公園線
- ・県道33号 都城北郷線
- ・県道40号 都農綾線
- ・県道42号 都城野尻線
- ・県道43号 北川北浦線
- ・県道46号 高城山田線・県道47号 三股高城線
- ・県道51号 中野原美々津線
- ・県道312号 木城西都線・県道358号 高岡綾線

九州自動車道

宮崎自動車道



凡 例	
□	県庁
◎	地域中心都市
●	市町村役場
—	第1次ネットワーク
—	第2次ネットワーク



2 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度

【県警察本部】

(1) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行なうための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道の中から緊急交通路の候補路線を選定し、あらかじめ指定している。

※指定路線26路線、詳細は第3章応急対策計画第6節第2款

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を受理するものとする。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合。

(ア) 災害時に、基本法第50条第1項の業務に従事する車両

(イ) 指定行政機関等の所有車両等

イ 事前届出の申請手続

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を經由し、公安委員会に申請する。

(ロ) 申請書類

a 緊急通行車両等事前届出書（様式1）

b 自動車検査証の写し

c 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を各2通

ウ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式1の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

様式-1 事前届出書

地震防災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		地震防災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 印	
番号欄に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） 使用 者 住 所 () 局 番 氏 名 出 発 地	(注)1.大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2.届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、宮崎県公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3.次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		

備考 1 届出書は、氏名を記載し、及び押印することによって署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

3 交通管理体制の整備

【県、県警察本部】

(1) 道路防災情報施設等の整備

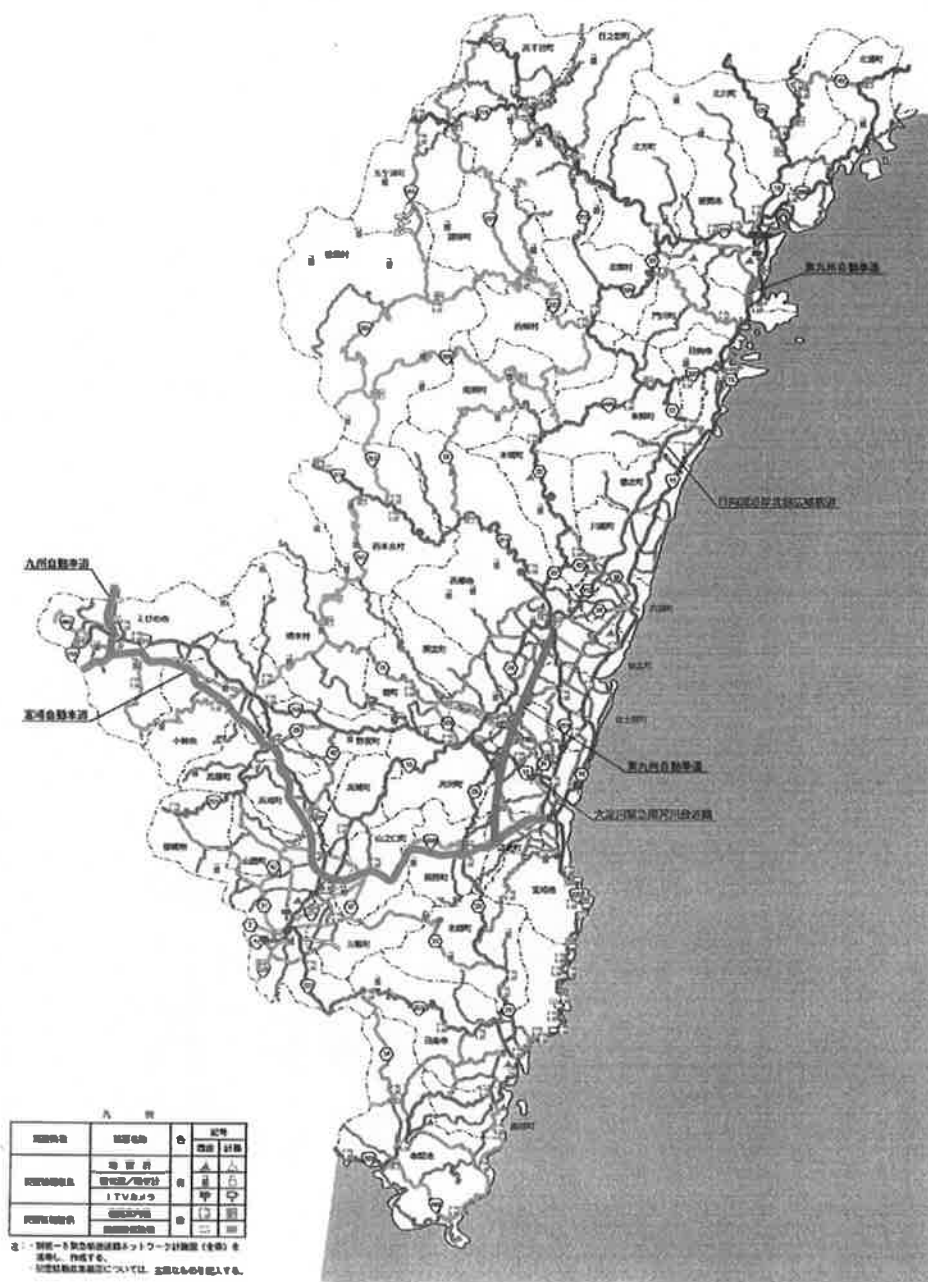
県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を道路防災情報ネットワーク計画に基づき整備する。

(2) 交通管制施設等の整備

県警察本部は、交通管制が実効あるものとするため、交通情報板、交通流監視用カメラ、自動起動型信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

さらに、県警備業協会との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、災害時の交通管制が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

道路防災情報ネットワーク計画図（宮崎県）



※宮崎市内においては、道路防災情報施設が重複するため表示しない。

4 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保

(1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

【道路管理者】

道路管理者は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備するものとする。

(2) 輸送車両、船舶等の確保

【県】

県は、県の保有車両、船舶等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努めるものとする。

【港湾管理者】

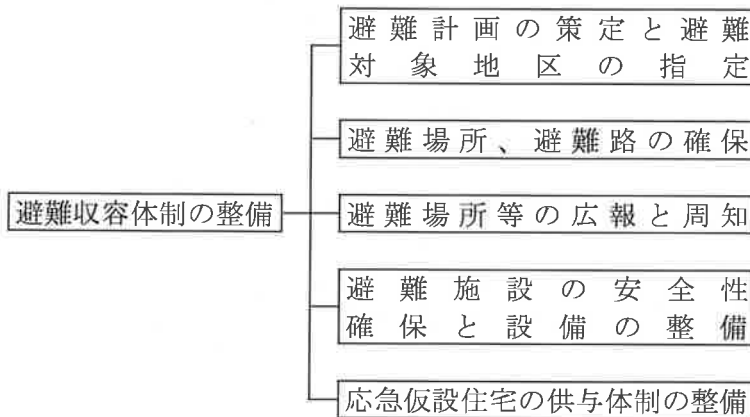
港湾管理者は、建設業者等との協定の締結などにより、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第6款 避難収容体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

第2項 対策



1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

【市町村】

(1) 避難計画の策定

市町村は次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するものとする。

ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所(避難地及び避難所)の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所への経路及び誘導方法

エ 避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 飲料水の供給

(イ) 炊き出しその他による食品の供給

(ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与

- (エ) 負傷者に対する応急救護
- (オ) 災害時要援護者に対する介助等の対応
- オ 避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

市町村は、地震被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、津波による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を市町村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

2 避難場所、避難路の確保

(1) 避難場所の指定

【市町村】

市町村は、当該市町村に関連する地震被害想定調査の結果に基づき、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難場所（避難地及び避難所）を指定する。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

- ア 避難所の指定に当っては、当該地区の避難者数を想定し、その量的な確保を図る。
- イ 避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限り生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とする。
なお、学校を避難所として指定する場合については、学校が教育の場であることを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整を図ること。
- ウ 都市化の進んだ人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。
 - (ア) 隣接する市町村の公共施設等の利用
 - (イ) 企業や個人が保有する施設等の利用
- エ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

【県】

県は、市町村が行う避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について支援する。

また、市町村の避難所の確保を支援するため県有施設の利用を推進する。

(2) 避難路の確保

【市町村】

市町村は、避難場所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画街路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じるものとする。

【県】

県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

【市町村】

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3 避難場所等の広報と周知

市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

(1) 避難場所の広報

避難場所の指定を行った市町村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

ア 避難場所の名称

イ 避難場所の所在位置

ウ 避難場所への経路

エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

市町村は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）

ウ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

【県、市町村】

地震時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

【市町村】

市町村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

【県】

県は、避難所に指定されている県の施設のうち、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築を計画的に行っていくものとする。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や災害時要援護者にも配慮した避難所生活に必要な資材や設備の整備に努めるものとする。

また、災害時要援護者に対応するため、伝達事項の掲示板の設置や出入口の段差解消の

スロープ等の整備に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

【県】

県は、市町村の避難所の備蓄物資及び設備の整備に関して助言指導を行うとともに、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名・住所等に関する被災者情報のシステム

を整備するものとする。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与体制を整備するものとする。

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備すること。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等により実施すること。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障害者等の災害時要援護者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

【県】

県は、災害救助法の適用があった場合、当該市町村と協議の上、必要戸数について応急仮設住宅の建設を行う。

また、市町村の応急仮設住宅の建設にあたっては、社団法人プレハブ建築協会との協定（「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）等により支援を行う。

第7款 備蓄に対する基本的な考え方

地震被害想定調査の結果を踏まえて、災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

県及び市町村は、次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮するものとする。

【市町村】

1 備蓄方法

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努めること。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努めること。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めること。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくこと。

2 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給すること。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者へ配慮された物資の供給に配慮すること。

【県】

県は、市町村の物資入手に関して、民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用のあった場合、当該市町村からの要請に応じて、速やかに物資の供給が図られるよう、物資の公的備蓄や流通在庫備蓄に努める。

【県、市町村】

1 各家庭や職場での物資等の備蓄

県、市町村は、県民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するものとする。

2 災害対策要員分の備蓄

県、市町村は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄を検討するものとする。

第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

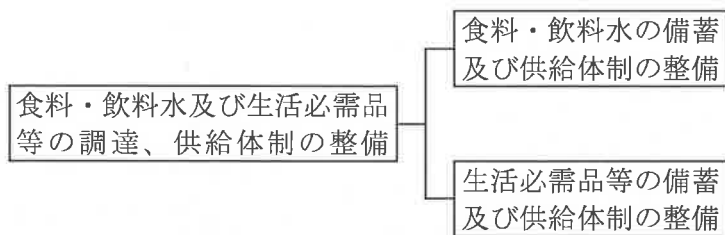
第1項 基本方針

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

また、県は災害救助法の適用に当たって食品等の物資を供給する場合に備え、災害救助基

金において物資の備蓄に努めるものとする。

第2項 対策



1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 県の体制整備

県は、市町村の食料入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村へ食料を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

(ア) 公的備蓄

【県】

県は現在以下の食料備蓄を行っており、今後も備蓄に努める。

a 備蓄品目

アルファ米・おかゆ・パンの缶詰・ドライミルク

b 備蓄場所

- ① 日本赤十字社宮崎県支部
- ② 延岡総合庁舎（飲料水）
- ③ 都城総合庁舎（飲料水）
- ④ 西臼杵支庁（飲料水）

(イ) 流通在庫備蓄

【県】

県は、食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料の確保に努めるものとする。

また、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

a 輸送方法

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(ウ) 政府所有の米穀の調達体制の整備

【県、農林水産省生産局】

県及び農林水産省生産局は、災害時における市町村からの支援要請に対応し、政府所有の米穀の買い受け・引き渡しを円滑に行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

イ 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

(ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や

民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努めること。

(イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・病弱者等に配慮した品目(食材の柔らかい物、ミルク等)についても備蓄に努めること。

(ウ) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

ウ 事業所、住民等の備蓄

【事業所、住民】

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

【水道事業者】

水道事業者は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備するものとする。

なお、計画に盛り込む事項は、概ね次ぎのとおりとする。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等をを定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3ℓ/人日
- ・7日目まで 20ℓ/人日
- ・14日目まで 100ℓ/人日
- ・15日から28日目まで 250ℓ/人日
- ・29日目以降 通常通水

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間 避難所
- ・7日目まで 避難所・給水拠点
- ・14日目まで 150m程度
- ・15日から28日目まで 10m以内
- ・29日目以降 通常通水

カ 応急資機材の確保

他県からの応援資機材量を勘案のうえ合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

ク 応援受入拠点の整備

- ・応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
- ・緊急時に備えて、各種図面(管路図等)及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

【県】

県は、応急給水・復旧に係る連絡調整を行う体制を整備するとともに、あらかじめ応援資機材等の備蓄量を把握するなど広域的相互応援体制の整備を行うものとする。

また、緊急時の水質検査体制の整備を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村に飲料水を速やかに供給できるよう、簡易浄水器具等の公的備蓄やペットボトル等の流通在庫備蓄に努めるものとする。

ア 県内市町村水道事業者間の相互応援体制の整備

県は、県内市町村水道事業者間の相互応援協定等の締結指導など応援体制の整備を行う。

イ 他県との広域相互応援体制の整備

県は、他県との広域相互応援体制について、あらかじめ地震被害想定に基づいて国及び他県等と協議・調整を行う。

ウ 応急給水等訓練の実施

県は、水道事業者が策定する応急給水・復旧基本計画に基づいた広域的な応急給水等訓練を行う。

エ 応援資機材等の把握

県は、県内水道事業者の応援資機材の備蓄量を把握し、水道事業者に情報提供を行う。

オ 応援連絡体制の把握

県は、県内水道事業者の応援連絡体制を把握するとともに、水道事業者に応援可能事業者等の情報提供を行う。

カ 水質検査体制の整備

県は、緊急時における水質検査体制の整備を行う。

【市町村】

市町村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 県の体制整備

【県】

県は、市町村の生活必需品の入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村への生活必需品を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

ア 公的備蓄

県は現在、次の生活必需品等の備蓄を行っており、今後も備蓄に努める。

(ア) 備蓄品目

毛布、タオル、肌着セット、組立トイレ等

(イ) 備蓄場所

- ① 日本赤十字社宮崎県支部
- ② 消防学校
- ③ 都城総合庁舎
- ④ 延岡総合庁舎
- ⑤ 小林総合庁舎
- ⑥ 日南市保健福祉総合センター
- ⑦ 西臼杵支庁

イ 流通在庫備蓄

県は、小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、生活必需品の確保に努めるとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

なお、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

(ア) 輸送方法

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(2) 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努めること。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、災害時要援護者にも配慮した物資の給(貸)与に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ 生活必需品の例示

・寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

・外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

・肌着

男女下着、子供下着等

・身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

・食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、電池等

・その他、応急的に必要な生活必需品

(3) 事業所、住民等の備蓄

【事業所、住民】

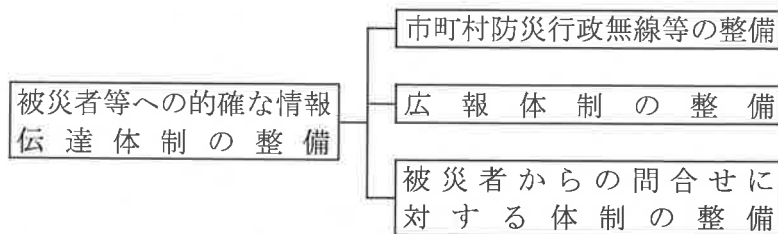
事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記アに掲げる品目を備えるものとする。

第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査によると、通信施設の復旧作業には最大で11日間を要すると予想されている。災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

第2項 対策



1 市町村防災行政無線等の整備

【市町村】

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

市町村が使用する防災行政無線には、次の3種類がある。

- ア **移動系無線**：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム
- イ **同報系無線**：地震情報や災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム
- ウ **地域防災無線**：市町村、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行うシステム

県内の整備状況は次の通りである。(平成21年4月1日現在)

- ・同報系 23市町村
- ・移動系 28市町村
- ・地域防災系 3市町村

市町村は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市町村防災行政無線の整備を推進するものとする。

(2) 消防無線整備の推進

消防無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

【県】

県は、消防施設等整備費補助事業など国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うほか、防災施設等総合整備事業により財政支援を行い、市町村防災行政無線等の整備を促進する。

(3) 多様な手段の整備

【市町村】

被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、有線系や携帯電話も含め災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておくこととする。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておくものとする。

【県】

(1) 取材への対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理局が、災害対策本部設置時には、総合対策本部渉外班が行うこととする。

また、必要に応じて、秘書広報班が総合対策本部渉外班の支援にあたるものとする。

(2) 県は各放送局とは、資料「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」のとおり災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

【警察】

報道対応窓口を1本化し責任ある報道対応を行うものとし、報道発表に当たっては、県と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

なお、災害認定については、災害認定機関である市町村と意思を確認した上で報告するものとする。

【市町村】

(1) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよう体制を整えておく必要がある。

【県、警察】

(1) 住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

ア 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保

イ 各部局ごとの窓口対応職員の指定

(2) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

【市町村】

(1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。

(2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

(3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

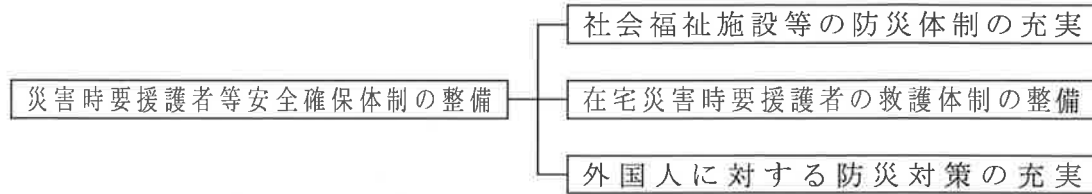
第10款 災害時要援護者等安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人などいわゆる災害時要援護者と呼ばれる人々の犠牲が多くなっている。このため、社会の高齢化や国際化の急速な進展を迎え、県、市町村及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、地震災害から災害時要援護者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における災

害時要援護者等の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策



1 社会福祉施設等の防災体制の充実

【社会福祉施設管理者】

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者(以下、「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備するものとする。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した地震防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

なお、計画は、夜間・休日等の震災発生にも十分に対応できる計画とすること。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

(3) 施設の耐震性等の確保

震災時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておくこと。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

震災時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

【県、市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行うこと。

また、震災後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておくこと。

2 在宅災害時要援護者の救護体制の整備

【市町村】

市町村は、災害時要援護者の安否確認や速やかな避難及び救護を実施するため、あらかじめ次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 在宅災害時要援護者の状況把握

ア 保健医療サービスや福祉サービスを受けている災害時要援護者のリストなどにより、避難所で介助を要する災害時要援護者のリスト等を整備し、平常時からその状況を把握しておくこと。

イ 民生・児童委員、地域住民、ボランティア組織等と連携し、速やかに災害時要援護者の安否確認ができる体制を整備しておくこと。

ウ 安否確認を行う上で、災害時要援護者のプライバシーに係わる情報を開示する場合も想定されることから、震災時の情報開示について本人等から同意を得ておくなど、災害時要援護者に関する情報開示の方法を検討しておくこと。

(2) 避難等の伝達方法の整備

震災時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておくこと。

(3) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、災害時要援護者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する災害時要援護者を收容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備しておくこと。

【県】

県は、市町村の行う在宅災害時要援護者の救護体制の整備について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

【市町村】

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

【県】

県は、外国人の所在の把握についての指導・助言を行う。

(2) 防災知識の普及・啓発

【県、市町村】

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

【県、市町村】

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び(財)宮崎県国際交流協会の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

【県、市町村】

市町村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、県及び市町村は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるもの

とする。

ウ 外国人への行政情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。また、活字にはふりがなをつけることなども検討する。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

【県、市町村】

県及び市町村は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

【県国際交流協会】

県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。

カ 語学ボランティアの登録・養成

【県国際交流協会】

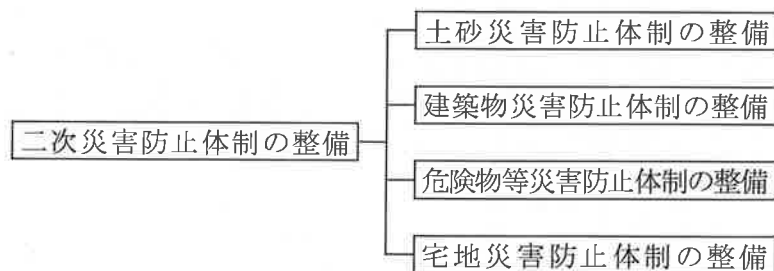
県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。

第11款 二次災害防止体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進するものとする。

第2項 対策



1 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておくものとする。

【県】

- (1) 土砂災害危険箇所の把握
- (2) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

【市町村】

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

2 建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から県民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

【県】

建築士等を対象に、応急危険度判定士を1,000名程度確保し、体制を整備する。

ア 判定士の確保

被災建築物の危険度を判定する宮崎県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を次により計画的に確保する。

- (ア) 判定士の登録は、「宮崎県地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱」に基づき行う。
- (イ) 対象者は、県内に在住または在勤し、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - a 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士
 - b 前各号に規定する者のほか、知事が認めた者
- (ウ) 登録は、応急危険度判定講習会の修了者の中から本人の申請を受け、知事が行う。
- (エ) 1,000名程度の判定士を確保する。

イ 動員体制の整備

震災時に迅速な応急危険度判定活動を行うため、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。また、全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて、都道府県間の相互支援体制の整備を図る。

ウ 判定資機材の配備

判定活動に必要な判定業務用品、判定用シート、判定用紙等を建築物の被害想定に応じて各土木事務所等に配備する。

【市町村】

- ア 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成するものとする。
- イ 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

3 危険物等災害防止体制の整備

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図るものとする。

【県】

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

【市町村】

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

【関係機関(危険物取扱事業所)】

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 危険物施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備
- エ 自衛消防組織の強化促進
- オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(2) 火薬関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

【県】

- ア 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- イ 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

【火薬類取扱施設管理者等】

- ア 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- イ 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

(3) 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス取締法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進するものとする。

【県】

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

【高圧ガス製造事業者】

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) 液化石油ガス関係

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓蒙に努めるものとする。

【県】

- ア 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- イ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- ウ 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

【(社)宮崎県エルピーガス協会】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

【液化石油ガス販売事業者等】

- ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機(マイコンメーターSを含む)を設置するものとする。
- ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
- エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

(5) 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実を図るものとする。

【県】

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- イ 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- ウ 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- エ 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

【関係機関(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)】

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- イ 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- ウ 災害応急対策用資機材等の整備

4 宅地災害防止体制の整備

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、県民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制の整備を図る。

【県】

ア 宅地判定士の確保

被災宅地の危険度を判定する宮崎県被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を次により計画的に確保する。

(ア) 宅地判定士の登録は、「宮崎県被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づき行う。

(イ) 対象者は、県内に在住または在勤し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- a 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第18条各号又は都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1号イからトに該当する者
- b 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- c 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者
- d 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、上記aからcと同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者
- e その他、学識経験者等で上記aからdと同等以上の知識及び経験を有する者として、特に知事が認めた者

(ウ) 登録は、被災宅地危険度判定講習会の修了者の中から本人の申請を受け、知事が行う。

(エ) 100名程度の宅地判定士を確保する。

イ 動員体制の整備

震災時に迅速な宅地危険度判定活動を行うため、宅地判定士の危険度判定訓練の実施や、宅地判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。また、被災宅地危険度判定連絡協議会を通じて、都道府県間の相互支援体制の整備を図る。

ウ 判定資機材の配備

判定活動に必要な判定業務用品、判定調査票、判定ステッカー等を宅地の被害想定に応じて各土木事務所等に配備する。

【市町村】

震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備するものとする。

第12款 防災関係機関の防災訓練の実施

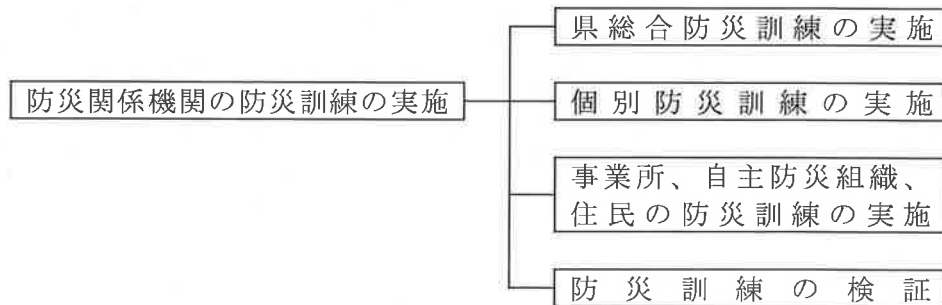
第1項 基本方針

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとする。

第2項 対策



1 県総合防災訓練の実施

【県、市町村、防災関係機関】

県は、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

(2) 実施場所

県内各地域において実施する。

(3) 訓練種目

- ① 災害対策本部設置、運営
- ② 交通規制及び交通整理
- ③ 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④ 救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ ライフライン復旧

- ⑥ 各種火災消火
- ⑦ 道路復旧、障害物排除
- ⑧ 緊急物資輸送
- ⑨ 無線による被害情報収集伝達
- ⑩ 海上流出油防除
- ⑪ 各関係機関の共同連携要領
- ⑫ 緊急地震速報対応行動
- ⑬ その他地震発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、本計画に定める応急対策を中心に幅広い種目について訓練を実施する。

(4) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア組織、災害時要援護者も含めた地域住民等とも連携するとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

(5) 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

2 個別防災訓練の実施

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するものとする。

(1) 水防訓練

【県、水防管理団体】

県及び水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

(2) 消防訓練

【消防関係機関】

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う。

(3) 災害救助訓練

【県、災害救助実施機関】

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

県救助機関災害対策連絡会議構成機関は合同で情報伝達・収集、指揮活動等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

【県、防災関係機関】

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、宮崎地区非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(5) 避難訓練

【市町村、警察等避難訓練実施機関】

市町村及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院・集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 災害警備活動及び交通規制訓練

【警察】

県警察本部は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により災害警備活動及び交通規制訓練を実施する。

(9) 海上防災訓練

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、排出油事故による海上災害が発生した場合を想定し、迅速的確な情報伝達・排出油の防除・消火等の応急作業を訓練するとともに関係機関との協力体制の確立及び排出油災害対策の充実強化を図る。

(10) 広域防災訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 広域災害対処訓練

【陸上自衛隊、県、市町村】

陸上自衛隊は、県又は市町村が実施する災害対処のための指揮活動等の訓練に積極的に参加する。

(12) ライフライン復旧訓練

【ライフライン事業者】

ライフライン機関は、地震被害想定調査に応じた復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

【事業所、自主防災組織、住民】

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般県民の訓練

県民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、県及び市町村をはじめ防災関係機関

は、防災訓練に際して災害時要援護者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

4 防災訓練の検証

県、市町村及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

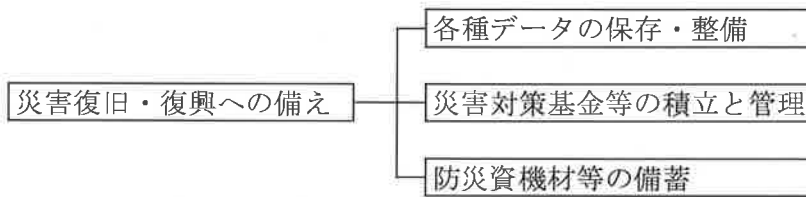
第13款 災害復旧・復興への備え

第1項 基本方針

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

第2項 対策



1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

【県】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【市町村】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

【関係機関】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2 災害対策基金等の積立と管理

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害

救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図るものとする。

(1) 災害救助基金

ア 積立

県は、災害救助法の適用時に要する費用に充てるため、次により災害救助基金を積み立てるものとする。

- ① 銀行への預金
- ② 債権の買入
- ③ 物資の備蓄

イ 積立額

災害救助基金の各年度における最小額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1,000に相当する額とする。

(2) 財政調整積立金

県は地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、宮崎県財政調整積立金条例(昭和36年宮崎県条例第6号)を定めて、財政調整積立金を設置し、その運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

ア 積立額

- (ア) 積立額は、地方財政法第4条の3第1項又は第7条第1項の規定により、予算で定める。
- (イ) 積立金から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れる。

イ 管理

銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元金の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運営する。

ウ 処分

- 次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。
- (ア) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
 - (イ) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
 - (ウ) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
 - (エ) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

3 防災資機材等の備蓄

(1) 救助物資の備蓄

県における救助物資の現況及び整備は、次によるものとする。

ア 現況

(ア) 備蓄場所

宮崎市別府町3	日本赤十字社宮崎県支部倉庫
宮崎市大字郡司分210	消防学校倉庫
宮崎市大字熊野1443の12	県総合運動公園倉庫
都城市北原町24-21	都城総合庁舎倉庫
延岡市愛宕町2の2323	延岡総合庁舎倉庫
日南市中央通1番地2	日南市福祉総合センター
小林市大字細野367-2	小林総合庁舎倉庫
西臼杵郡高千穂町大字三田井22	西臼杵支庁倉庫

(イ) 備蓄状況

県における救助物資の備蓄品は、毛布、コンパクト肌着、缶詰等である。

イ 整備

災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、速やかに物資の補

充を行うものとする。

(2) 水防倉庫及び水防資機材

ア 水防管理団体は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

イ 水防倉庫既設箇所及び水防資機材状況一覧表は、宮崎県水防計画書に記載しているとおりにある。

ウ 水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県において備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。県水防緊急整備備蓄資機材状況一覧表は、宮崎県水防計画書に記載しているとおりにある。

(3) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第3節 県民の防災活動の促進

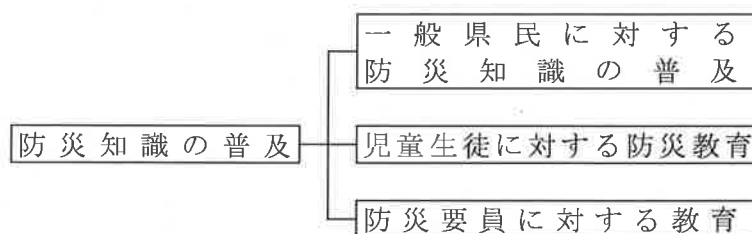
第1款 防災知識の普及

第1項 基本方針

大規模地震は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため県、市町村、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

第2項 対策



1 一般県民に対する防災知識の普及

(1) 内容

概ね次のとおりとする。

- ア 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 緊急地震速報に関する知識
- オ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- カ 正確な情報入手の方法
- キ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ク 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

- ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- コ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 方法

ア 講習会等の開催

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

イ 地域の防災リーダーの育成

【県】

県は、県民防災講座を実施し、地域の防災リーダーを育成することによって、県民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

ウ 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

(ア) 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(イ) その他のメディアの活用

- a テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- b ビデオ、フィルムの製作、貸出
- c キャプテンシステム、文字放送の活用
- d パソコン通信およびインターネットの活用
- e 地震体験車等の教育設備の貸出

内容例：「地震への備え」

○地震が起きたら

- 1 まず落ち着いて身の安全を確保する。
- 2 あわてず冷静に火災を防ぐ。
- 3 避難は徒歩で、持ち物は最小限に。
- 4 塀ぎわ、がけや川べりに近寄らない。
- 5 正しい情報を入手する。
- 6 協力しあって応急救護。

○日頃の備え

- 7 防災訓練に積極的に参加する。
- 8 家庭防災会議で話し合う。
- 9 家具の転倒防止などで、安全スペースを確保する。
- 10 非常持出し品を準備する。
- 11 食料、水等を備蓄する。
- 12 住宅の耐震性を確認する。

エ 「宮崎県防災の日」、「防災週間」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

【県、市町村、防災関係機関】

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間及び1月15日～21

日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

2. 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるものとする。

【県、市町村】

(1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、児童生徒の発達の段階に応じた防災教育を行い、災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道德等の指導内容と関連づけ、体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、役割分担及び指導の具体的な内容について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため指導の手引書等の作成・配布および管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

ア 内容

(ア) 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する一般的な知識

(ロ) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(ハ) 職員等が果たすべき役割

(ニ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(ホ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

イ 応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

(ア) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

(イ) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

【県、市町村、事業者】

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、地震発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

- イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

【県、市町村等】

県及び市町村等は現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第2款 自主防災組織等の育成強化

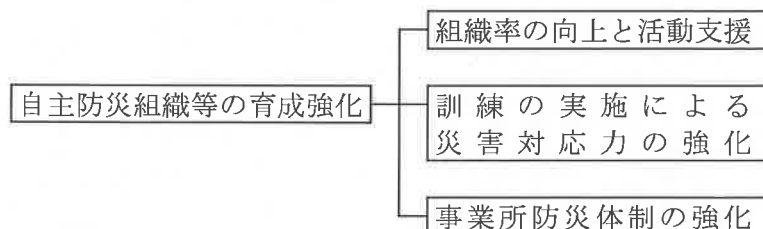
第1項 基本方針

地震被害想定調査で想定したような大規模な地震災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県及び市町村は、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどして、組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の組織率の向上及び活動の活性化を促進するものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2項 対策



1 組織率の向上と活動支援

(1) 組織率の向上

【県、市町村】

ア 自主防災組織の整備

県及び市町村は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

県及び市町村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 災害時要援護者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

県及び市町村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材については、市町村は（財）自治総合センターのコミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）及び県の地域防災力向上促進事業等の制度を活用し、県民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努めるものとする。（自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例）

情報連絡用：携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

消 火 用：可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

水 防 用：救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等

救出救護用：A E D、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等

給食給水用：給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等

避難所・避難用：リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等

防災教育用：模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

(3) リーダーの養成

県及び市町村は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、第2章第2節第12款3(2)に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

3 事業所防災活動の推進

【県、市町村、施設管理者、企業】

(1) 事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

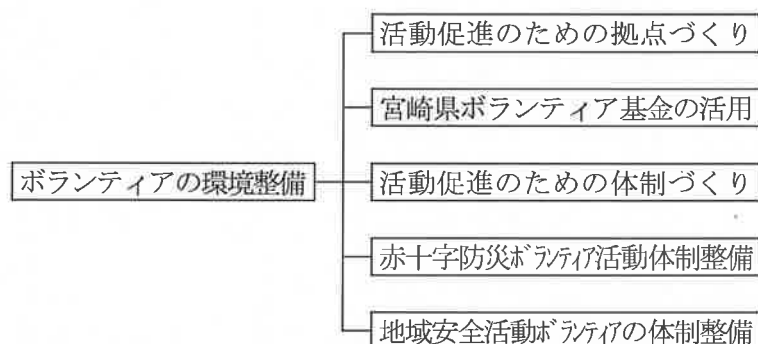
危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の環境整備を図っていくこととする。

第2項 対策



1 活動促進のための拠点づくり

【県】

ボランティア活動促進の中核として、宮崎県社会福祉協議会が設置する宮崎県ボランティアセンターの機能充実を図るとともに、県民が身近なところで、ボランティア活動についての相談や支援が受けられるよう、ボランティアセンターの全市町村設置による地域の拠点づくりを進める。

2 宮崎県ボランティア基金の活用

【県】

「宮崎県ボランティア基金」の効果的活用により、県・市町村社会福祉協議会の設置するボランティアセンターが、活動の普及啓発や人材育成など地域での活動促進を図るための事業を推進したり、ボランティア保険への加入助成など、県民が安心して活動に参加するための基盤整備を進める。

3 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) ボランティアの「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、「受入れ窓口」の体制整備を強化する。また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

ア 市町村社会福祉協議会における業務

(ア) 被災者のニーズ調査

(イ) 被災者やボランティアからの相談受付

(ウ) 要援護者への支援

・ボランティア活動希望者の派遣

・ボランティア活動プログラムの策定と提供

・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

(エ) 被災者やボランティアに対する情報提供

(オ) 各関係機関・団体との連絡・調整

イ 県社会福祉協議会における業務

(ア) 現地本部の支援

・全国からのボランティアの登録と派遣

・全国からの支援の受入れと被災者への提供

・ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ

(イ) 県内外への情報提供

(ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整

(4) ボランティアの養成・登録等

ア ボランティアコーディネーターの養成

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワ

ーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

ウ ボランティア研修の実施

【県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会】

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

エ ボランティアの登録

【市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部とも登録情報の共有化を図る。

(5) ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動に県民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から県民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ ボランティアの活動拠点等の整備

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

エ ボランティアコーディネーターの配置

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

オ ボランティア保険への加入促進

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

(6) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

4 赤十字防災ボランティア活動体制整備

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

ア 赤十字奉仕団員

イ 赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、予め支部又は所在地の地区区分において登録をした個人又は団体。

ウ 災害発生時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、支部又は所在地の地区区分において適任と認め、登録をした個人又は団体。

(2) 赤十字防災ボランティアの養成

ア 赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

イ 赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に赤十字防災ボランティア活動の地区リーダーとして地域的個人的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成する。

ウ 赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

5 地域安全活動ボランティアの体制整備

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時においては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障害者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、暗がりの安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施する地域安全ボランティア活動への協力、支援体制を防犯協会、警察、県・市町村、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、市町村の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第4節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、平成7～8年度に「宮崎県地震被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行ったところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

1 地震専門部会の継続設置

宮崎県地震被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

2 県内活断層等の調査

国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。

3 地震被害予測システムの構築

地震被害想定をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる震後の早期地震被害予測への活用を図る。

4 震災対策に関する調査研究

【県(各部局)、市町村、防災関係機関】

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食いとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。震災対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- ・被害想定調査研究
- ・地域危険度測定調査
- ・津波災害に関する調査研究
- ・地盤の液状化に関する調査研究
- ・地震時の出火、延焼に関する調査研究
- ・建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- ・震災に伴う社会心理に関する調査研究
- ・避難に関する調査研究
- ・防災情報システムに関する調査研究
- ・地震時における交通確保に関する研究
- ・消防活動の充実強化に関する調査研究
- ・広域応援・受援に関する研究
- ・海上防災に関する調査研究

第3章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

第1項 基本方針

県は、宮崎県内において地震災害が発生した場合、迅速かつ的確に災害対策を推進するための体制を整え、被害を最小限にとどめる責任を有する。

県は、防災対策の中核機関として災害対策の業務を統括するため、それぞれ災害対策本部等を設置して、防災諸業務の遂行にあたるものとする。

第2項 対策

- 1 情報連絡本部の設置
- 2 災害警戒本部の設置
- 3 災害対策本部の設置
 - (1) 災害対策本部の設置基準
 - (2) 知事の職務の代理
 - (3) 総合防災体制の体系
- 4 災害対策本部の組織等
 - (1) 災害対策本部長等
 - (2) 災害対策本部会議
 - (3) 総合対策部
 - (4) 災害対策本部の設置場所
 - (5) 災害対策本部の室
 - (6) 配備体制
 - (7) 災害対策本部設置の通知及び公表
 - (8) 災害対策本部室への部外者立入り禁止措置
 - (9) 地方支部
 - (Ⅱ) 東京連絡部等
 - (Ⅲ) 現地災害対策本部
- 5 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請
- 6 非常(緊急)災害現地対策本部との連携
- 7 災害対策本部・支部の廃止
- 8 災害対策室の設置

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 県内で震度4又は震度5弱の地震があったとき。
- (2) 隣県で震度6弱以上の地震が発生し、かつ県内で震度3のとき。
- (3) 日向灘など九州地方で群発状況にあつて、県内で震度3のとき。
- (4) 津波予報区「宮崎県」に津波注意報が発表されたとき。
- (5) その他危機管理課長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 県内で震度5強又は震度5弱の地震で被害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (2) 津波予報区「宮崎県」に津波警報が発表されたとき。

(3) その他危機管理局長が必要と認めたとき。

3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ア 県内に震度6弱以上の地震があったとき。
- イ 津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたとき。
- ウ その他地震に関する災害で知事が必要と認めたとき。

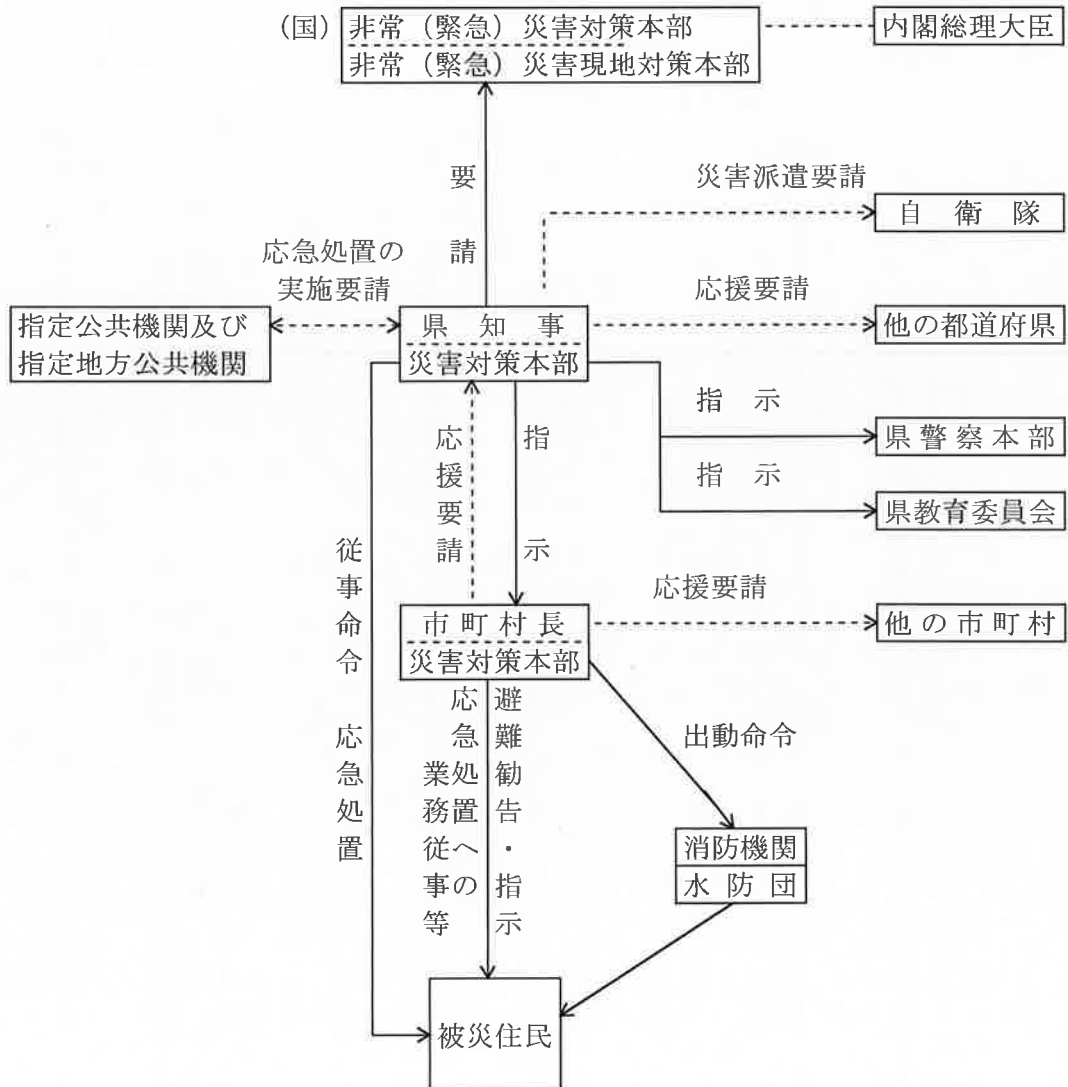
(2) 知事の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ災害応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるとき又は知事が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

- 第1順位 副知事
- 第2順位 総務部長
- 第3順位 危機管理統括監
- 第4順位 危機管理局次長

(3) 総合防災体制の体系

災害対策本部は、本県地域における総合防災体制の中核として、国及び各防災関係機関等との連絡調整を図り、総合的に効果的な応急対策の実施を推進するものとする。
 その体系を図示すれば次のとおりである。

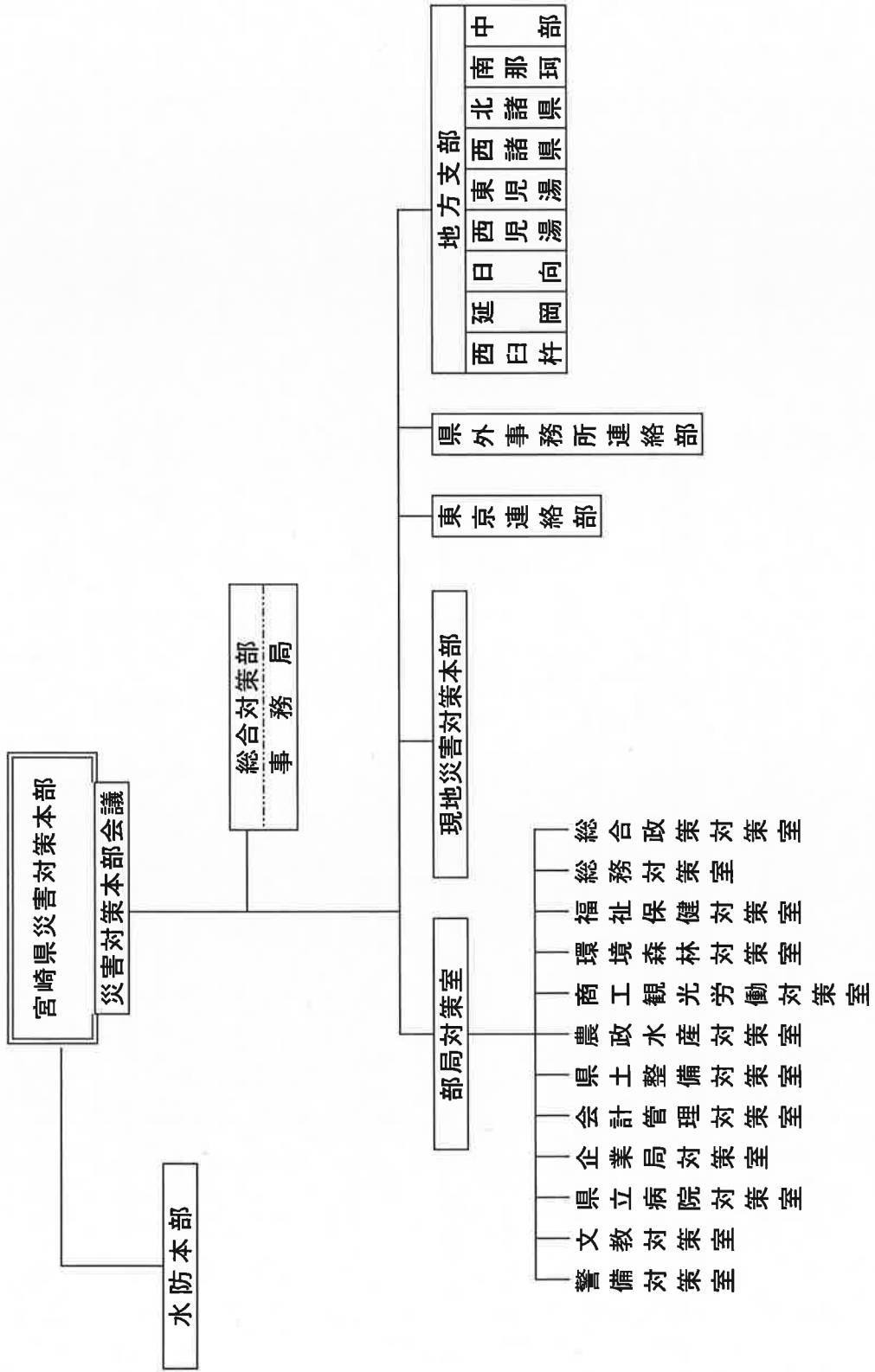


4 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

災害対策本部の構成については、別図「宮崎県災害対策本部組織図」のとおりとする。

＜宮崎県災害対策本部組織図＞



(1) 災害対策本部長等

災害対策本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てるものとする。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部に災害対策本部会議を置き、各部局長をもって構成し、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意志決定機関とする。

(3) 総合対策部

災害対策本部に総合対策部を置き、災害応急対策の総合的な実施及び調整等に当たるものとする。

総合対策部長は危機管理統括監をもって充てる。

総合対策部に、総括班など6班を置く。

総合対策部各班の事務分掌については表1のとおりとする。

(4) 災害対策本部の設置場所

総合対策部は、災害対策本部総合対策部室（1号館5階）、県庁講堂、企業局県電ホール、危機管理局に設置するものとする。

但し、緊急やむを得ない場合には、他の県有施設等に設置するものとする。

(5) 災害対策本部の室

災害対策本部に通常の業務を通じて災害対策にあたる12室を置き、室長は各部局の部長をもって充てる。

室に総合対策部に準じた班を置く。

各室各班の事務分掌については、表2のとおりとする。

(6) 災害対策本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、次の要領により国及び指定地方行政機関等関係機関に通知するとともに、報道機関を通じて公表するものとする。

通知先又は公表先	担 当 部 班	通 知 又 は 公 表 方 法
本 部 構 成 員	総合対策部 総 括 班	庁内放送電話その他迅速な放送で通知
地 方 支 部	〃 連絡調整班	電話その他迅速な方法で通知
関 係 機 関	〃 〃	
国（消防庁等）	〃 〃	
一 般	〃 渉 外 班	

(7) 災害対策本部室への部外者立入り禁止措置

災害対策本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、災害対策本部室への部外者の立入りを禁止するものとする。

(8) 地方支部

地方における災害対策の推進を図るため、地方支部を置く。

地方支部は、その所管区域に所在する県出先機関をもって組織する。

地方支部に支部長を置き、支庁長、農林振興局長（日向地方支部にあっては日向土木事務所長、西児湯地方支部にあっては西都土木事務所長）をもって充てる。

地方支部の名称、設置場所、所管区域及び事務分掌については、表3のとおりとする。

地方支部の組織は、災害対策本部の組織に準じて地方支部長が定める。

地方支部長は、災害対策本部からの通知またはその他の方法で、災害対策本部の設置を知ったときは、直ちに、地方支部を設置し、その旨を災害対策本部長に報告する。但し、災害の状況に応じその設置の必要を認めない場合は、その旨を災害対策本部長に申し出て指示を受けるものとする。

地方支部長は、設置を決定したときは、各班に通知するとともに、市町村本部に連絡するものとする。

(9) 東京連絡部等

災害対策本部長は、必要に応じ東京連絡部を設置するものとする。

東京連絡部に東京連絡部長を置き、東京事務所長をもって充てる。

東京連絡部は、災害対策本部長の命を受け、政府、国会その他関係機関との情報連絡及び陳情に関する事項及び県内出身者等からの被災者の安否や災害状況の問い合わせ等の事項を処理する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ県外事務所連絡部(大阪事務所連絡部、福岡事務所連絡部)を設置するものとする。県外事務所連絡部に県外事務所連絡部長を置き、県外事務所長をもって充てる。

県外事務所連絡部は、県内出身者等からの被災者の安否や災害状況の問い合わせ等の事項を処理する。

(10) 現地災害対策本部

災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

現地災害対策本部長に総務部次長(財務担当)を、副本部長に被災地を管轄する地方支部長をもって充てる。

現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準ずるものとし、現地本部長は現地災害対策本部の事務を掌理するものとする。

現地災害対策本部長は、災害対策本部長、同副本部長及び同総合対策部長の指揮を受ける。

5 災害対策現地合同調整本部の設置

大規模な事故等の災害発生時に、被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、知事が必要と認めるときは、関係機関と協議し、現地合同調整本部を設置するものとする。

合同調整本部の本部長は、知事が指名した県の職員をもって充てるものとする。

現地合同調整本部は、法に基づく組織ではなく、県が中心となって救助関係機関等の総合調整を行うために設置するものである。

なお、任務・組織等については、「宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱」に基づくものとする。

6 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

災害対策本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ① 指定地方行政機関
- ② 宮崎県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
- ③ 市町村
- ④ 指定地方公共機関

7 非常(緊急)災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

8 災害対策本部・支部の廃止

災害対策本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部、地方支部又は現地災害対策本部を廃止する。

9 災害対策室の設置

災害対策本部が廃止された場合において、復旧活動への円滑な移行のために関係機関相互

の調整が必要とされる場合は、災害対策室を設置するものとする。
 災害対策室の組織については、別に定める。

<表1 総合対策部各班の事務分掌>

各班の共通事務	
1 災害対策本部長の特に命ずること	
2 総合対策部長の特に命ずること（総合対策部に限る。）	
3 他の部、室及び班の応援に関すること	
班名	分掌事務
総括班	1 総合対策部の総合調整に関すること 2 災害対策の総合調整に関すること 3 災害対策本部要員の確保に関すること 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること 5 国への連絡及び被害報告に関すること
連絡調整班	1 災害情報の収集及び分析に関すること 2 被害情報の収集及び分析に関すること 3 地方支部との連絡に関すること 4 市町村との連絡に関すること 5 市町村からの各種要請に関すること 6 各部局対策室との連絡に関すること 7 応急対策の連携及び調整に関すること 8 防災関係機関との情報交換、連絡及び連携に関すること 9 ライフライン機関との情報交換及び連絡に関すること 11 ライフラインの復旧等の連携に関すること
情報通信班	1 災害情報の記録に関すること 2 被害情報の記録及び集計に関すること 3 災害対策の記録に関すること 4 災害情報、被害情報及び災害対策に係る資料の整理及び保管に関すること 5 情報通信網の確立に関すること 6 現地等機器通信の確立に関すること 7 非常無線通信に関すること
支援班	1 災害対策用装備資機材の確保及び管理に関すること 2 災害対策用人員及び装備、救援資材及び物資等の輸送及び調整に関すること 3 各種広域応援協定の運用に関すること 4 協定外支援（災害ボランティアを含む。）に関すること 5 本部、本部会議及び総合対策部の庶務に関すること 6 総合対策部員の給食に関すること 7 総合対策部員の健康管理に関すること
渉外班	1 災害広報に関すること 2 災害写真等の収集整理に関すること 3 被害者相談総合窓口に関すること 4 被害状況等の問い合わせに関すること 5 防災関係機関からの派遣者の対応に関すること 6 県議会への報告及び連絡に関すること
現地災害対策本部対応班	1 災害現地対策及び調査に関すること

<表2 宮崎県災害対策本部各対策室・班の事務分掌>

各対策室・班の共通事務分掌		
1 災害対策本部長の特に命ずること		
2 総合対策部長の特に命ずること。(総合対策部に限る。)		
3 他の部、室及び班への応援に関すること		
室名	班名	分掌事務
総合政策対策室	総合政策班	1 県民政策対策室内の連絡調整に関すること 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 政府、国会等への陳情等の総括に関すること 4 東京連絡部及び県外事務所連絡部との連絡に関する こと
	秘書広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 政府、国会等の災害視察に関すること 3 現地視察及び激励の企画及び実施に関すること 4 総合対策部渉外班の支援に関すること
	統計調査班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
	総合交通班	1 交通関係施設の被害調査に関すること
	中山間・地域 政策班	1 土地利用対策の総合調整に関すること
	生活・協働・ 男女参画班	1 ボランティアの対応及び調整に関すること 2 ボランティア関係機関との連絡及び調整に関する こと 3 消費者行政対策及び物価行政対策の総合調整に関す ること
	文化文教・ 国際班	1 私立学校の災害対策及び被害調整に関すること 2 在日外国公館との連絡調整に関すること 3 外国人の救援及び救護の総合調整に関すること
	人権同和対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
	情報政策班	1 県庁LANの復旧に関すること 2 各所属のコンピューターの被害状況の把握に関する こと 3 情報関連施設の被害状況の把握に関すること
	総務対策室	総務班
人事班		1 総合対策部要員確保の支援に関すること 2 職員の災害補償に関すること 3 国及び他の都道府県の職員の派遣応援に関すること
行政経営班		1 総合対策部及び他班への応援に関すること
財政班		1 災害対策の予算及び資金に関すること
税務班		1 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免に関する こと
市町村班		1 災市町村の行財政指導に関すること
総務事務 センター班		1 総合対策部及び他班への応援に関すること 2 庁内自動車の管理及び輸送に必要な措置に関する こと
福祉保健対策室		福祉保健班

		<ol style="list-style-type: none"> 2 総合対策部との連絡調整に関する事 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事 4 災害救助法に關係する機関との連携に関する事 5 被災者用生活物資の確保及び調整に関する事 6 義援金品、見舞金等の配分に関する事 7 社会福祉施設（国保・援護班、長寿介護班、障害福祉班、健康増進班及びこども政策班の分掌事務に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関する事
	医療薬務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療保健関係事務の総轄に関する事 2 災害時の医療及び助産に関する事 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事 4 毒劇物の災害対策に関する事
	国保・援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療保険給付についての指導に関する事 2 国民健康保険直営診療施設の災害対策及び被害調査に関する事
	長寿介護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設等の災害対策及び被害調査に関する事
	障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者施設等の災害対策及び被害調査に関する事 2 精神保健及び母子保健喚起施設の災害対策及び被害調査に関する事
	衛生管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の食品衛生に関する事。 2 環境衛生施設の災害対策及び被害調査に関する事 3 水道の災害対策及び被害調査に関する事 4 と畜場及び食鳥処理場の被害調査に関する事 5 被災動物等の災害対策及び被害調査に関する事 6 県有施設の被害調査に関する事
	健康増進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の防疫に関する事。 2 市町村保健センター（母子保健センターを含む。）等の災害対策及び被害調査に関する事
	こども政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、母子、婦人等福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 幼稚園の災害対策及び被害調査に関する事 3 幼児の被災状況の把握及び避難に関する事 4 被災した幼児の応急の教育に関する事
環境森林対策室	環境森林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境森林対策室内の連絡調整に関する事 2 総合対策部との連絡調整に関する事 3 県有林の災害対策及び被害調査に関する事 4 災害用県有林の払下げに関する事
	環境管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境汚染の調査及び対策に関する事
	循環社会推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の廃棄物対策に関する事
	自然環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然公園施設等の災害対策及び被害調査に関する事 2 林地及び治山施設の災害対策及び被害調査に関する事
	森林経営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道の災害対策及び被害調査に関する事 2 造林及び種苗の災害対策及び被害調査に関する事
	山村・木材振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害林業者等に対する災害融資に関する事

第2編 震災対策編
 第3章 震災応急対策計画
 第1節 活動体制の確立

		2 災害対策用国有林材の払下げに関する事 3 災害対策用原木及び製材品の確保に関する事 4 木材加工施設の被害状況把握及び対策に関する事 5 林業構造改善施設の被害状況把握及び対策に関する事 6 特用林産施設の被害状況把握及び対策に関する事
	工事検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
商工観光労働対策室	商工政策班	1 商工観光労働対策室内の連絡調整に関する事 3 総合対策部との連絡調整に関する事 3 災害救助物資の入手及び斡旋に関する事 4 被害事業者の金融及び経営診断に関する事
	工業支援班	1 県内事業者(工業。ただし誘致企業を除く。)の災害対策及び被害調査に関する事
	商業支援班	1 県内事業者(商業等。ただし誘致企業を除く。)の災害対策及び被害調査に関する事
	労働政策班	1 災害勤労者の生活資金及び住宅資金に関する事
	企業立地推進班	1 県内事業者(誘致企業)の災害対策及び被害調査に関する事
	観光交流推進班	1 観光施設の災害対策及び被害調査に関する事
	農政水産対策室	農政企画班
地域農業推進班		1 被害農家の経営指導に関する事
営農支援班		1 被害農家の災害融資に関する事 2 被害農家の営農指導に関する事 3 農作物の災害対策及び被害調査に関する事
農産園芸班		1 農産物(食料)の供給に関する事
畜産・口蹄疫復興対策局		1 家畜、畜産施設及び飼料作物の災害対策及び被害調査に関する事
農村計画班		1 総合対策部及び他班への応援に関する事
農村整備班		1 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 補助農業用共同利用施設の災害対策及び被害調査に関する事
水産政策班		1 県有施設の水産施設、水産物等の災害対策及び被害調査に関する事
漁村振興班		1 漁場施設等の災害対策及び被害調査に関する事
工事検査班		1 総合対策部及び他班への応援に関する事
県土整備対策室		管理班
	用地対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
	技術検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
	工事検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
	道路建設班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
	道路保全班	1 道路の災害対策及び被害調査に関する事 2 道路の交通規制に関する事

第2編 震災対策編
 第3章 震災応急対策計画
 第1節 活動体制の確立

	河川班	1 河川、ダム及び海岸保全施設（国土交通省所管に限る。）の災害対策及び被害調査に関すること 2 公共土木施設関係の被害調査に関すること
	砂防班	1 砂防、地すべり及び急傾斜地の災害対策及び被害調査に関すること
	港湾班	1 港湾及び海岸保全施設（国土交通省所管に限る。）の災害対策及び被害調査に関すること
	都市計画班	1 都市施設の災害対策及び被害調査に関すること
	建築住宅班	1 建築物の災害対策及び被害調査に関すること 2 被害住宅復興資金に関すること 3 応急仮設住宅の建設に関すること
	営繕班	1 庁舎等の電気設備の機能維持(回復)に関すること 2 庁舎等の電話設備の機能維持(回復)に関すること 3 庁内放送施設の機能維持(回復)に関すること 4 災害対策本部室の整備及び設営に関すること 5 庁舎等の被害調査及び被害報告に関すること 6 庁舎等の災害対策(被害箇所の応急対策)に関すること 7 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関すること
	高速道対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
会計管理対策室	会計班	1 会計管理対策室内の連絡調整に関すること 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 義援金品、見舞金品等の受付、保管及び整備に関すること
企業局対策室	企業局総務班	1 企業局対策室内の連絡調整に関すること 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 企業局庁舎等の災害対策及び被害調査に関すること
	工務班	1 県営電力施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 県営工業用水道施設の災害対策及び被害調査に関すること 3 地域振興施設の災害対策及び被害調査に関すること 4 建設事業施設の災害対策及び被害調査に関すること
	電気班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
	施設管理班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
	総合制御班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
県立病院対策室	経営管理班	1 県立病院施設の災害対策及び被害調査に関すること
文教対策室	文教総務班	1 文教対策室内の連絡調整に関すること 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること
	財務福利班	1 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 教職員住宅の災害対策及び被害調査に関すること
	学校政策班	1 幼児、児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること 2 被災した幼児、児童及び生徒の応急の教育に関すること 3 小中学校の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること
	特別支援教育班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
	教職員班	1 学校職員に係る災害関係職員の動員及び職員の派遣

第2編 震災対策編
 第3章 震災応急対策計画
 第1節 活動体制の確立

		に関すること 2 学校職員の災害補償に関すること
	生涯学習班	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 災害活動に協力する婦人会、青年団体等の連絡調整に関すること
	スポーツ振興班	1 災害時の保健体育及び野外活動に関すること 2 保健体育施設設備の災害対策及び被害調査に関すること 3 災害時の学校給食に関すること
	文化財対策班	1 文化財の災害対策及び被害調査に関すること
	人権同和教育班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
警備対策室	警備班	1 警備対策室内の連絡調整に関すること 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 災害警備活動に関すること
	警務班	1 災害警備活動の支援に関すること
	交通班	1 交通の確保及び交通災害情報に関すること 2 交通規制に関すること 3 緊急通行車両に関すること
	刑事班	1 犯罪捜査に関すること 2 死体の検視に関すること
	生活安全班	1 地域安全対策に関すること 2 保安対策に関すること
	通信班	1 警察通信の維持管理に関すること 2 災害通信に関すること
水防本部	指揮班	1 水防本部の庶務に関すること 2 情報の収集及び伝達に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること 4 水防警報の発令及び伝達に関すること 5 水防無線に関すること 6 水防応急対策に関すること 7 水防資材に関すること

※全庁一体となって災害応急対策を推進するため、県議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局は、災害対策本部長から災害対策本部各対策室及び総合対策部への応援を求められた場合は、協力体制を執るものとする。

表3 宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所、所管区域及び事務分掌

名 称	設 置 場 所		管 轄 区 域
中部地方支部	宮崎市	宮崎県中部農林振興局内	宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡
南那珂地方支部	日南市	宮崎県南那珂農林振興局内	日南市、串間市
北諸県地方支部	都城市	宮崎県北諸県農林振興局内	都城市及び北諸県郡
西諸県地方支部	小林市	宮崎県西諸県農林振興局内	小林市、えびの市 及び西諸県郡
東児湯地方支部	高鍋町	宮崎県児湯農林振興局内	高鍋町、新富町、木城町、 川南町及び都農町
西児湯地方支部	西都市	宮崎県西都土木事務所内	西都市及び西米良村
日向地方支部	日向市	宮崎県日向土木事務所内	日向市及び東臼杵郡
延岡地方支部	延岡市	宮崎県東臼杵農林振興局内	延岡市
西臼杵地方支部	高千穂町	宮崎県西臼杵支庁内	西臼杵郡

所 掌 事 務
1 災害の調査に関する事
2 市町村情報の収集に関する事
3 災害対策に関する事
4 本部各対策部室への災害報告に関する事
5 本部との通報連絡に関する事
6 支部各対策班及び関係機関との連絡調査に関する事
7 被災者の相談窓口に関する事
8 その他必要な災害事務に関する事

第2款 職員の参集及び動員

第1項 基本方針

職員は、県内において地震災害が発生した場合は、定められた基準に従い、勤務時間内外を問わず速やかに登庁し、必要な体制の確立に努め、災害対策本部等の業務に従事するなど初期的活動を展開するものとする。

第2項 対策

- 1 職員の自主参集
- 2 職員の動員
 - (1) 動員の指示
 - (2) 動員の伝達
 - (3) 情報の伝達
- 3 職員の対応
 - (1) 職員の登庁
 - (2) 職員の責務
 - (3) 登庁できない場合の措置
- 4 体制確立時の報告

1 職員の自主参集

- (1) あらかじめ定められた職員は、地震の発生を認知したときは、「地震発生時の職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、
 ア 地震の規模や震度、津波や火災発生の状況等災害に関する情報の収集
 イ 人的及び物的な被害に関する情報の収集
 ウ その他応急対策に関する業務
 に従事するものとする。
- (2) 地震発生時の職員参集・配備基準
 地震発生時の職員の参集・配備については、次表のとおりとする。

配備基準	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関	県外事務所
県内で震度6弱以上の地震が発生した場合	○全課員が登庁して配置につく		○震度6弱以上を記録した市町村を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の全職員は登庁して配置につく	○緊急要員は登庁して配置につく
県内で震度5強の地震が発生した場合		○各連絡調整課及び災害警戒本部構成課の緊急要員は登庁して配置につく	○それぞれ左の震度を記録した市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は登庁して配置につく（その他の構成出先機関については、本課及び出先機関の所属長の判断による）	
県内で震度5弱の地震が発生した場合	○待機2個班登庁			
県内で震度4の地震が発生した場合		○災害警戒本部構成課の緊急要員は登庁して配置につく		
隣県で震度6弱以上の地震が発生し、かつ県内で震度3の場合	○待機1個班登庁			
日向灘など九州地方で群発状況にあって、県内で震度3の地震が発生した場合				
※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 地震発生時の気象条件、津波条件等により上記基準により難しい状況にある場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。 ※3 災害警戒本部構成課 福祉保健課、農政企画課、環境森林課、管理課、企業局工務課、教育庁総務課、道路保全課、河川課、砂防課、総務課、営繕課、秘書広報課、危機管理局				

2 職員の動員

(1) 動員の指示

知事は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

知事は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

(2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとする。庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、連絡員の使走により各部局の連絡調整課を通じて伝達するものとする。

○庁内放送文（例）

「知事の緊急命令を伝達します。（2回繰り返す。）ただ今の強い地震で県内に被害が発生した模様である。○時○分災害対策本部を設置し、応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰り返します。」

勤務時間外においては、職員緊急動員伝達系統（別表）に従って電話連絡するものとする。

加入電話が使用不能の場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK等放送機関に動員に関する放送を要請し伝達するものとする。

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達するものとする。

3 職員の対応

(1) 職員の登庁

職員は、地震が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた課所に登庁し、災害対策業務に従事するものとする。

地震の発生を認知した職員は、電話応答処理サービスに架電して確認するなど積極的に情報収集にあたるものとする。

(2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

(3) 登庁できない場合の措置

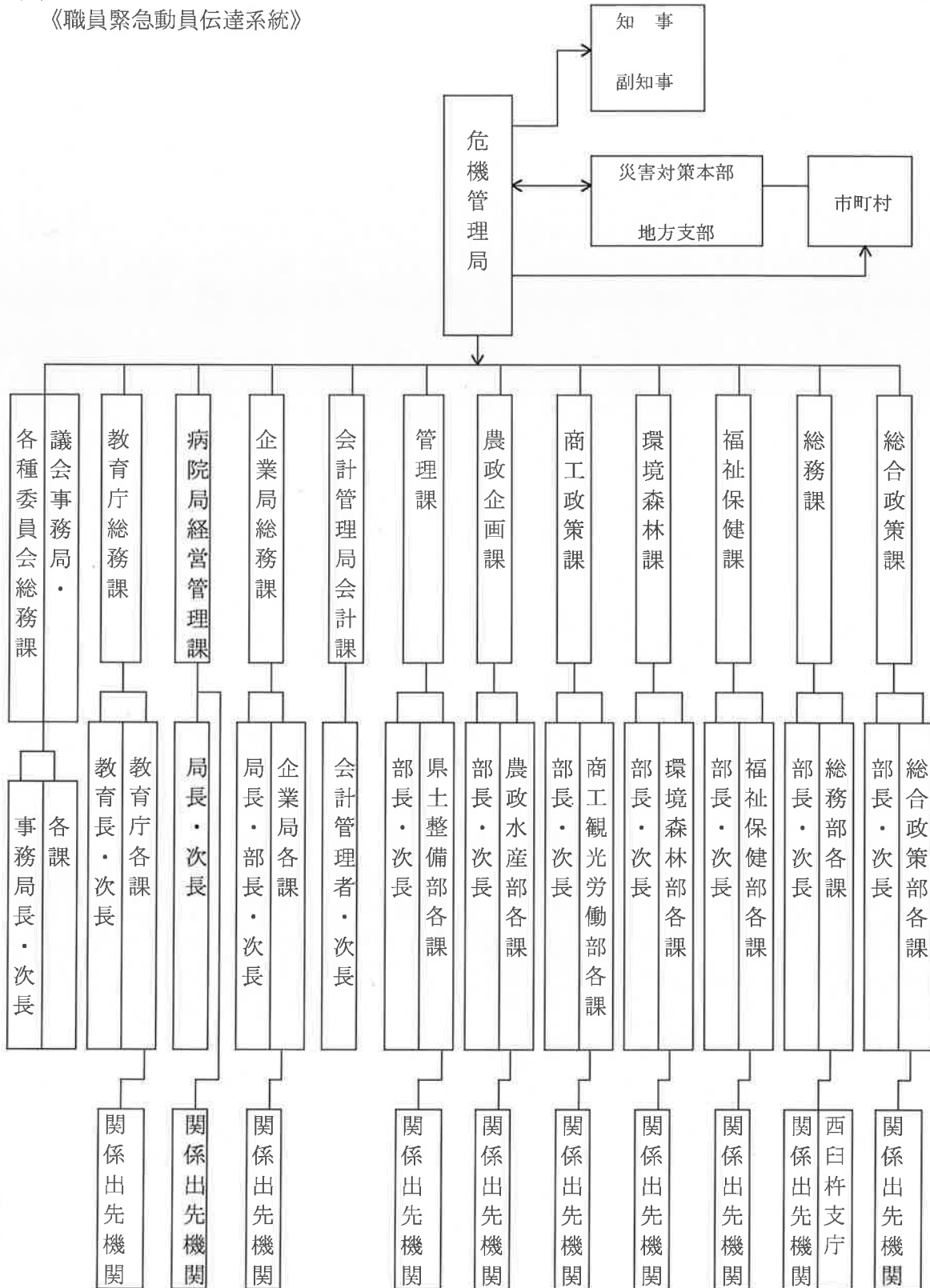
職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告の上、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

(別表)

《職員緊急動員伝達系統》



※ 議会事務局及び各種委員会は必要に応じて伝達するものとする。

第3款 市町村の活動体制の確立

第1項 基本方針

市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、震災応急対策を実施するものとする。

第2項 対策

- 1 市町村災害対策組織の確立
- 2 市町村災害対策本部の設置基準
- 3 県等への報告・通報

1 市町村災害対策組織の確立

市町村は次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

- (1) 職員の自主参集及び動員
- (2) 配備体制
- (3) 職員動員伝達系統
- (4) 意志決定代理者
- (5) 災害対策本部設置の基準等

2 市町村災害対策本部の設置基準

市町村災害対策本部は、おおむね次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 当該市町村の区域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 当該市町村の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。
- (3) 県災害対策本部が設置された場合において、市町村災害対策本部設置の必要を認めるとき。

3 県等への報告・通報

市町村は、市町村災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県(県災害対策本部設置前には危機管理局、県災害対策本部設置後には総合対策部連絡調整班)にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

第4款 防災関係機関の活動体制の確立

第1項 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

第2項 対策

- 1 災害対策組織の確立
- 2 県災害対策本部への連絡員の派遣

1 災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 県災害対策本部への連絡員の派遣

県災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。

連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第1款 災害情報の収集・連絡

第1項 基本方針

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震や津波に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第2項 対策

1 地震情報等の連絡

- (1) 情報の種類
- (2) 地震情報の収集
- (3) 地震情報の伝達
- (4) 異常現象発見者の通報義務

2 被害状況の早期把握

- (1) 震度分布把握システムの活用
- (2) 上空からの概況把握

3 第1次情報等の収集

- (1) 各機関の報告に基づく概況把握
- (2) 現地調査班の派遣
- (3) その他の手段による情報の収集

4 被害情報、応急対策活動情報の連絡

- (1) 情報伝達の流れ

- (2) 被害情報等の伝達手段
- (3) 情報収集伝達の要領
- (4) 各機関の情報収集・伝達活動
- (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法
- 5 被害状況等の集約
 - (1) 被災状況等の集約
 - (2) 国への報告
- 6 県民への広報
 - (1) 広報活動
 - (2) 報道機関への対応

1 地震情報等の連絡

【県、市町村、防災関係機関】

気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を県、市町村、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 情報の種類

- ①津波警報・注意報
- ②津波情報
- ③地震情報

(2) 地震情報の収集

県内26市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとることとする。

ア 地震情報の種類と内容の表

情報の種類	内容
震度速報	地域震度のお知らせ(震度3以上)
震源及び震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに地域震度
各地の震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに観測点ごとの震度
地震回数に関する情報	時間当たりに発生した有感地震及び無感地震の回数

イ 地震解説資料

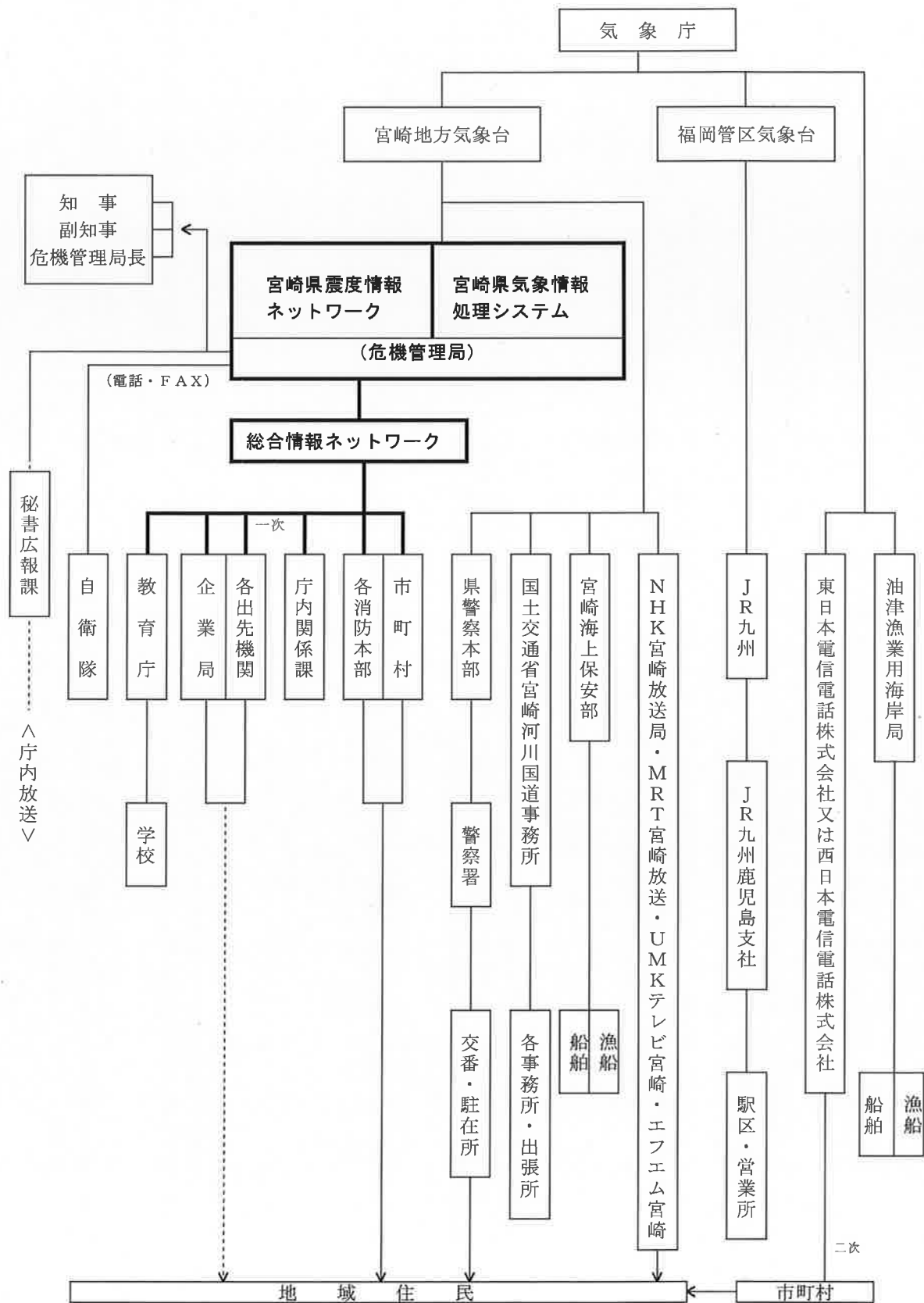
宮崎地方気象台は、県内で震度4以上を観測した場合や津波予報区「宮崎県」に津波警報又は注意報を発表した場合、地震解説資料を作成して県及び防災関係機関に提供する。

過去に発生した地震状況、震央分布、地震活動経過図等の情報

※津波については第5章津波対策に記載

(3) 地震情報の伝達

(伝達系統)



ア 各機関の措置

【宮崎地方気象台】

宮崎地方気象台は、気象庁から通知された地震や津波に関する情報を発表する。

【県】

(ア) 震度情報ネットワーク・システムで得られた各市町村の震度情報を防災情報処理システムにより、関係機関にデータ配信する。

(イ) 宮崎地方気象台から通知される情報は、危機管理局が受領し、危機管理課長は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。

【県警察本部】

宮崎地方気象台から通知される情報は、県警察本部(警備第二課)が受領し、警備第二課長は関係各警察署に通知するものとする。

【放送機関】

放送機関は宮崎地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

【市町村】

(ア) 市町村に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

(イ) 市町村長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(ウ) 市町村長は、情報の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

【その他の防災関係機関】

宮崎地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、宮崎地方気象台、県(危機管理局)、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 被害状況の早期把握

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 震度分布把握システムの活用

県下全市町村に1基ずつ設置された計測震度計の情報を震度情報ネットワーク・システムで収集し、県内の震度分布を把握し、被害の概況を推測する。

(2) 上空からの概況把握

ア 県防災救急ヘリコプターによる概況把握

県は、地震による被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに防災救急ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

イ 警察ヘリコプターによる概況把握

警察は、地震による被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに警察ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

ウ 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、宮崎海上保安部およびヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

エ 自衛隊による上空からの偵察結果に基づく概況把握

県内で震度5弱以上の地震が発生した場合、自衛隊は、航空機による上空からの現況把握を行い、把握結果を必要に応じ県に伝達するものとする。

オ 重点的に把握すべき被害概況

- (ア) 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
- (イ) 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀)
- (ウ) 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所)
- (エ) 崖崩れの状況(位置、被災戸数)
- (オ) 道路渋滞の状況

3 第1次情報等の収集

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

県災害対策本部および地方支部は、地震発生後直ちに市町村ならびに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し県全体の被害概況を把握する。

市町村、防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。報告は防災情報処理システムもしくは電話、FAX等により行う。

(2) 現地調査班の派遣

県は災害による被害程度が相当のものと認められ、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部または地方支部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせる。重点的に調査すべき項目を次に示す。

- ア 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
- イ 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無)
- ウ 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱)
- エ 崖崩れの状況(位置、被災戸数、要救助者の有無)
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動、避難状況、要望
- キ 現地での応急対策活動での問題点
- ク 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ケ 社会福祉施設の被害

(3) その他の手段による情報の収集

- ア 参集職員からの情報収集
参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。
- イ テレビ、ラジオからの情報収集
テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- ウ アマチュア無線家の協力による情報収集
日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。
- エ 民間企業からの情報収集
タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。
- オ パソコン通信利用者の協力による情報収集
パソコン通信利用者の協力を得て情報を収集する。

4 被害情報、応急対策活動情報の連絡

【県、市町村、防災関係機関】

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に県及び市町村災害対策本部に連絡する。

県及び市町村災害対策本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

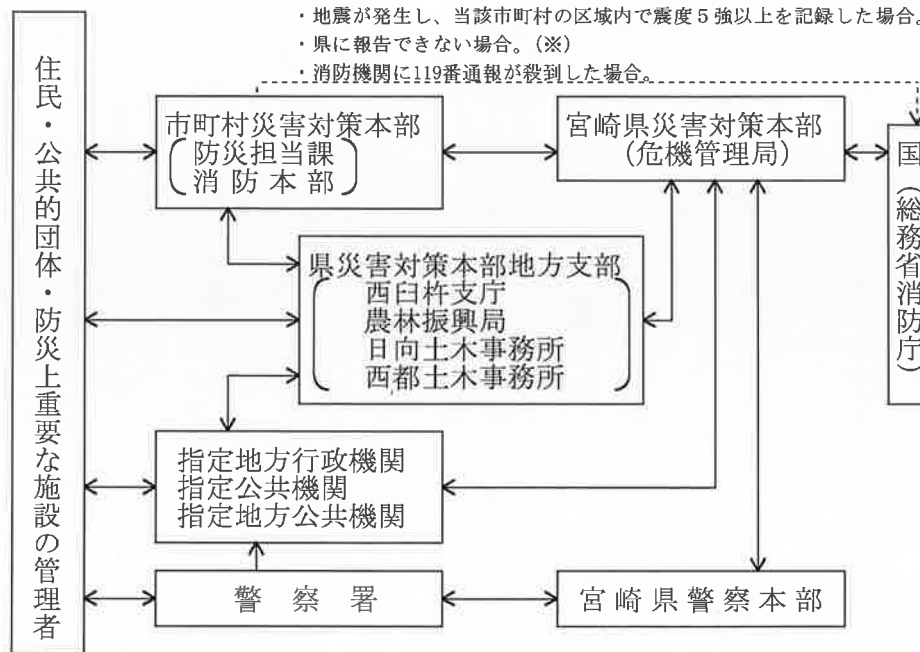
(1) 情報伝達の流れ

災害現場からの情報は、市町村(消防機関)及び警察署等防災関係機関から収集し、県災害対策本部において集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に県災害対策本部に集約する。

これらの情報は、県災害対策本部から国及び指定地方行政機関等に通知するものとする。

なお、県災害対策本部未設置段階では、危機管理局が情報を集約する。

<情報収集・伝達の流れ>



(※)は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

(2) 被害情報等の伝達手段

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 被害状況等の報告は、有線又は無線電話（FAXを含む）若しくは電報のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

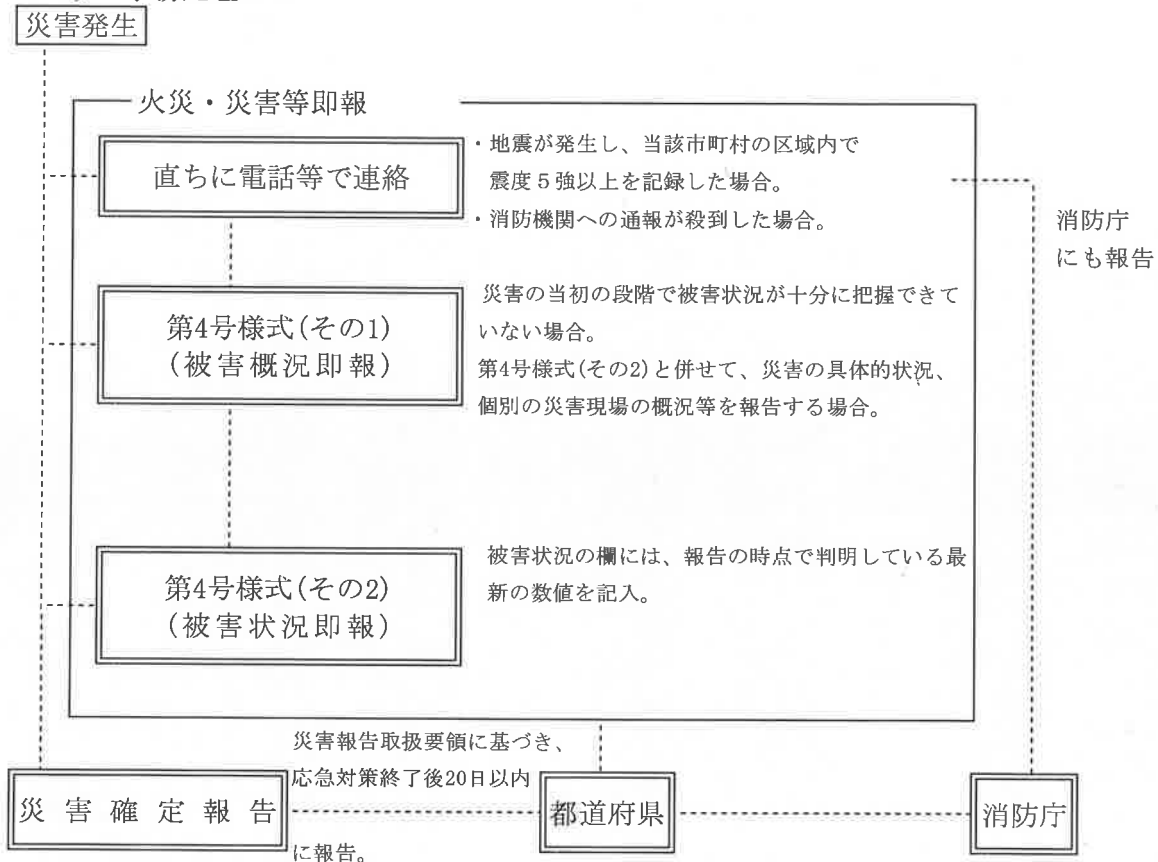
ア 即報

地震発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

応急対策終了後20日以内に報告。

ウ 事務処理フロー



	平 日	夜間・休日
報告先	(NTT回線) 03-5253-7527	(NTT回線) 03-5253-7777
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7557 (FAX)
消防庁	(消防防災無線) 90-49013	(消防防災無線) 90-49012
	90-49033 (FAX)	90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012
	TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

第2編 震災対策編

第3章 震災応急対策計画

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(参考) 災害報告取扱要領

第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として発災後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<第4号様式－その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ロ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(ハ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(ニ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおくこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合にはその要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

<第4号様式—その2（被害状況即報）>

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部設置市町村名

市町村毎に、設置及び解散の日時を記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

- ・ 消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況 など

オ 119番通報件数

10件単位で記入すること。

表-2 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

被害区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道
	清掃施設	ごみ処理及び尿尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。	

被害区分	判定基準	
5 そ の 他 の 被 害	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

【市町村】

ア 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後15日以内に行うものとする。

(ア) 市町村災害対策本部が設置されたとき

(イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

(エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 消防庁への直接報告

(ア) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したものについては、第1報を直接消防庁へ原則として 覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。(被害の有無を問わない。)

(イ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

【県】

- ア 県災害対策地方支部は、市町村からの報告をとりまとめ、県災害対策本部に対して報告するものとする。また、状況に応じて、現場写真等を撮影して独自に被害状況の収集にあたる。被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対しては、応援要員の派遣ならびに県災害対策本部に対し応援を求めるものとする。
- イ 県災害対策本部は、県災害対策地方支部からの報告をとりまとめ、関係する機関に対して情報伝達する。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告に支障のある市町村及び地方支部に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。
- ウ 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、県災害対策本部に報告するとともに、関係機関に伝達する。

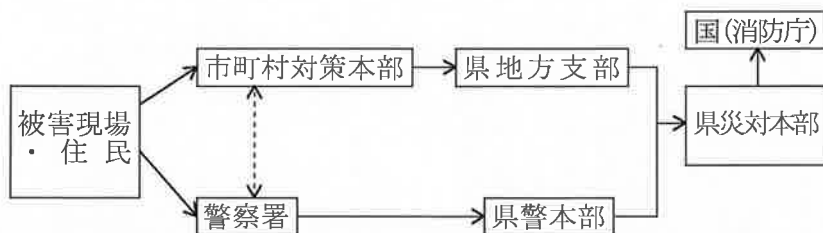
【防災関係機関】

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

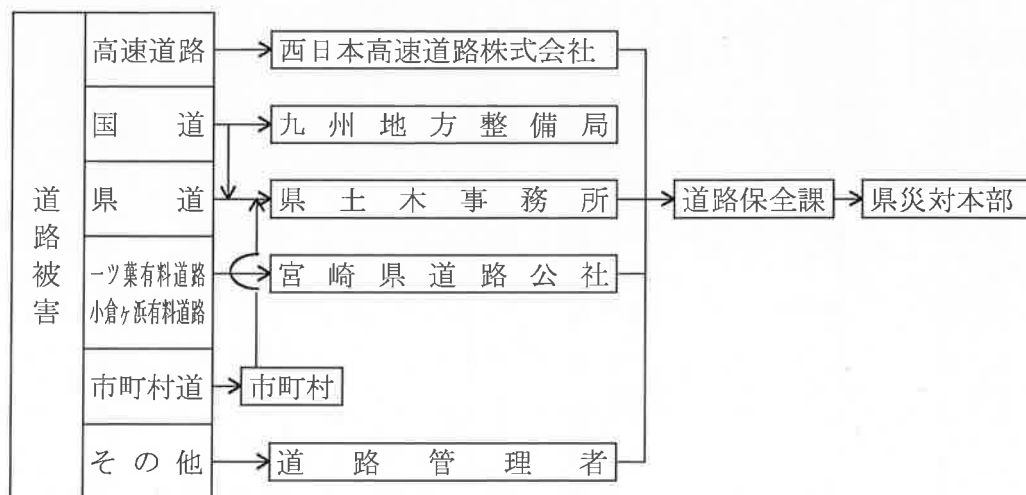
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

ア 情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



※ 情報の収集に際しては、県は、市町村等関係機関からの報告を待つ姿勢ではなく、積極的に情報収集にあたるものとする。

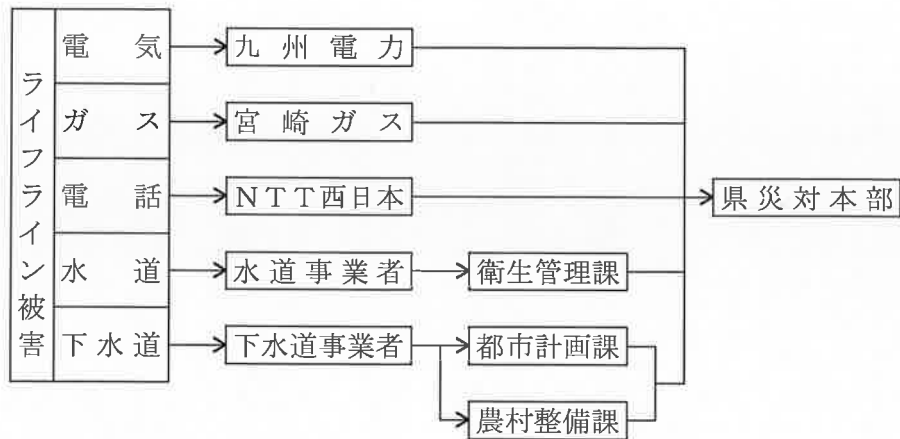
イ 情報収集・伝達系統2(道路被害)



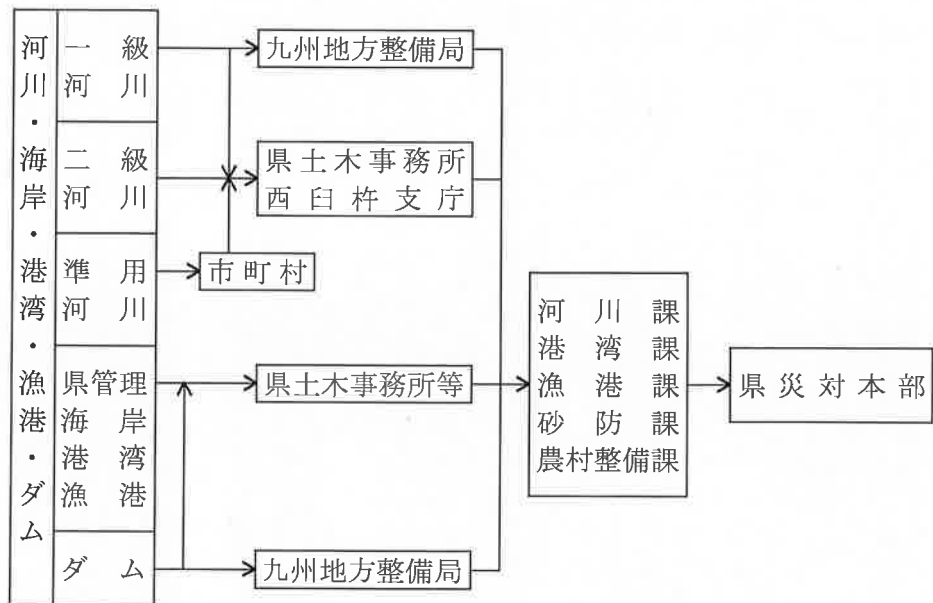
ウ 情報収集・伝達系統3(鉄道被害)



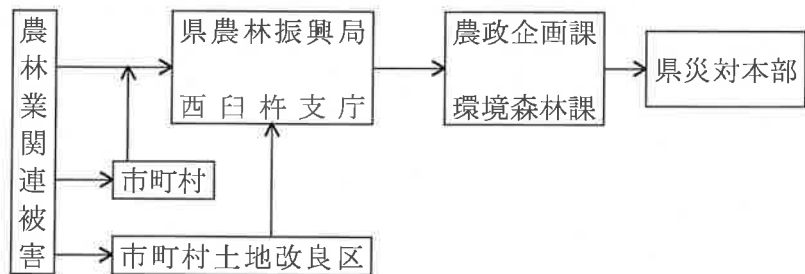
エ 情報収集・伝達系統4(ライフライン被害)



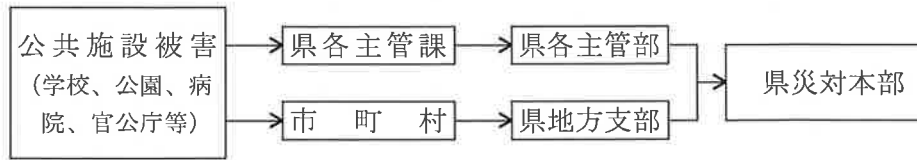
オ 情報収集・伝達系統5(河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



カ 情報収集・伝達系統6(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



キ 情報収集・伝達系統7(その他公共施設)



5 被害状況等の集約

【県、市町村】

(1) 被災状況等の集約

県及び市町村災害対策本部は、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

(2) 国への報告

ア 消防庁への報告

【県】

(ア) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものとする。

- a 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき
- b 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき（厚生労働省へも同時に報告すること。）
- c 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるものまたは2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき
- d 地震が発生し、本県の区域内で震度4以上を記録したとき
- e 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

(イ) 県は、災害即報についてはその都度、災害確定報告については応急対策完了後 20日以内に、それぞれ情報を整理し国(消防庁)に報告する。

6 県民への広報

(1) 広報活動

【県、市町村、報道機関、防災関係機関】

ア 広報内容

(ア) 被災地住民等に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地の住民や地震の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- ① 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- ② 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所(福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡

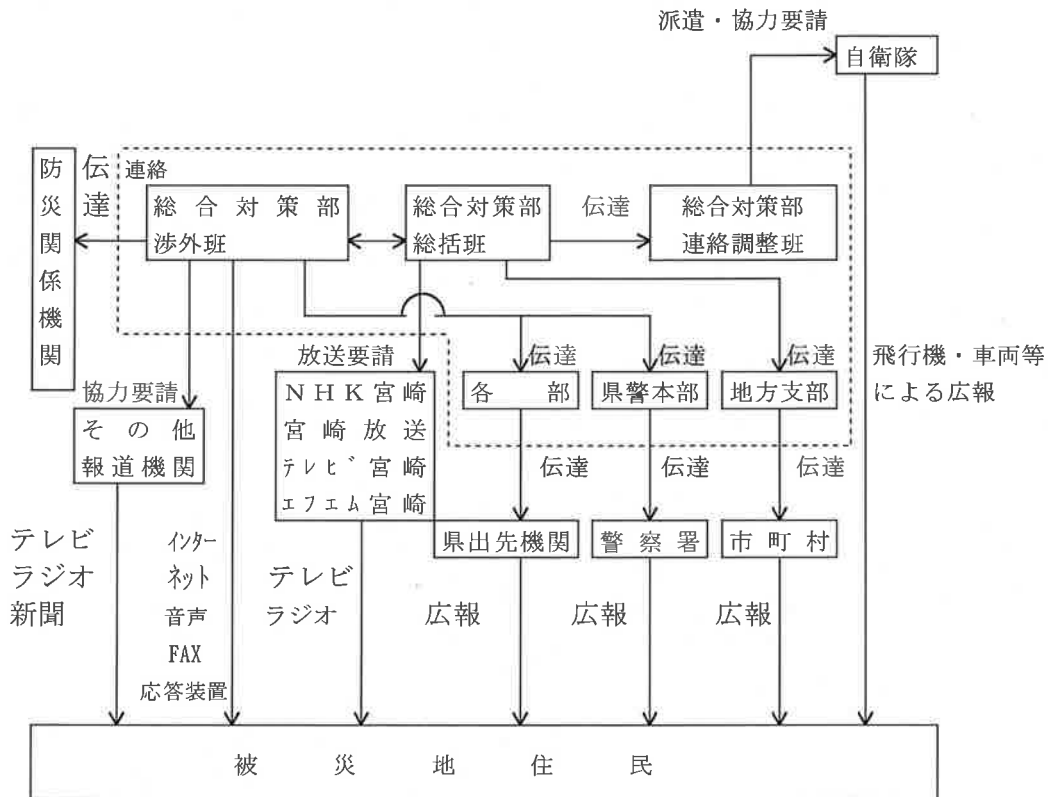
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

(イ) 被災地外の住民に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ② 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥ 全般的な被害状況
- ⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 広報手段



広報活動実施系統図

(ア) 報道機関への依頼

県はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関(NHK宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎)に対して上記の内容を広報するよう依頼する。

また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、県はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

(イ) 独自の手段による広報

県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① 防災行政無線(同報系)

- ② 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- ③ 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- ④ 広報車による呼びかけ
- ⑤ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑥ ビラの配布
- ⑦ 有線放送
- ⑧ インターネット
- ⑨ パソコン通信
- ⑩ 立看板、掲示板

(ウ) 自衛隊等への広報要請

県及び市町村は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は第3章第3節第2款を参照。

(2) 報道機関への対応

ア 報道活動への協力

【県(各部局)、市町村、防災関係機関】

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、県、市町村、防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

イ 報道機関への発表

(ア) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(イ) 発表は、原則として災害対策本部総合対策部渉外班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部総合対策部渉外班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ウ) 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部総合対策部渉外班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮するものとする。

(エ) 災害対策本部総合対策部渉外班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第2款 通信手段の確保

第1項 基本方針

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令、勧告等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

第2項 対策

- 1 専用通信設備の運用
 - (1) 県総合情報ネットワークの活用
- 2 代替通信機能の確保
 - (1) NTTの災害時優先電話
 - (2) NTTの非常・緊急通話の利用

- (3) 携帯電話の使用
- (4) 非常無線通信の実施
- (5) 他機関の通信設備の利用
- (6) 孤立防止用無線電話の利用
- (7) 防災相互通信用無線電話の活用
- (8) 放送機能の利用
- (9) 使送による通信連絡の確保
- (10) 自衛隊の通信支援
- (11) アマチュア無線ボランティアの活用

1 専用通信設備の運用

【県、市町村、防災関係機関】

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

ア 気象警報等共通の情報を県庁（統制局）、農林振興局及び土木事務所（支部局）からの関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。

ウ 被災現場より直接通信の必要がある場合は、移動無線（車載及び携帯）により通信を行う。

エ その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

2 代替通信機能の確保

【県、市町村、防災関係機関】

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）へ依頼する。

(2) NTTの非常・緊急通話の利用

震災時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは、困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

ア 非常通話とは、地震、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合（または、発生のおそれがある場合）救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のための通話である。

イ 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順となっており、あらかじめNTTに電話番号を登録しておく事が必要である。（県庁重要加入電話）

ウ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

〈非常・緊急通話をご利用になれる機関例〉

非常 通話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関相互間 ・ 水防機関相互間 ・ 消防機関相互間 ・ 水防機関と消防機関相互間 ・ 災害救助機関相互間 ・ 消防機関と災害救助機関相互間 ・ 輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間 ・ 警察機関相互間など
緊急 通話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間 ・ 緊急事態発生の実態を知ったものと前項の機関との間 ・ 犯罪が発生、または発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間 ・ 選挙管理機関相互間 ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間など ・ 水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など

〈非常・緊急通話の利用方法〉

102をダイヤルして、オペレータ応答後下記の内容を告げる。

- ・ 非常扱い、緊急扱いを告げる。
- ・ 登録された電話番号と機関などの名称
- ・ 相手の電話番号
- ・ 通話の内容

(3) 携帯電話の使用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(4) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

ウ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- (ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
 - (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
 - (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
 - (エ) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

エ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

(ア) あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号

(イ) 本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)

(ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

県(総合情報ネットワーク)、警察、九州地方整備局、宮崎地方気象台、宮崎海上保安部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、宮崎ガス株式会社

通信設備が優先利(使)用できる機関名

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長	県 総合情報ネットワーク	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部-通信指令室長 各警察署-署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	JR九州鹿児島支社	駅長・情報区長
	九州電力株式会社	支社・お客さまセンター・電力センター・耳川水力整備事務所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
航空自衛隊	その都度依頼する。	

(6) 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このため西日本電信電話(株)は孤立防止対策用衛星電話を、NTT西日本の各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用する。

<利用方法>

●電話をかけるとき

★MODEランプ消灯時(オペレータ扱い):通常はこの状態

ア 受話器をはずします。

イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。

(注)MODEランプ消灯時は102, 117以外は使用できません。

ウ オペレータが出ましたら下記のことをお告げください。

- ・衛星電話からの通話であること。
- ・非常扱いの通話または緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・お客様の機関の名称
- ・相手の電話番号
- ・お話になる内容

エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話し

ださい。

★MODEランプ消灯時(自動接続)：災害時などに遠隔で設定

ア 受話器をはずします。

イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。

ウ 応答がありましたらお話をください。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

(I資料5-6 孤立防止対策用衛星電話設置一覧表参照)

(7) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。保有機関は現在では、宮崎県、県内24市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局である。

防災相互通信用無線局整備状況【158.35MHz】

免許人名	設置場所(住所)
警察庁	宮崎市旭1-8-28 宮崎県警察本部内
海上保安庁	日南市油津4-12-1 宮崎海上保安部内
宮崎県	宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県庁内 10台
宮崎市	宮崎市和知川原1-64-2 宮崎市消防局内
	宮崎市吉村町嶋田甲744-1 東分署内
	宮崎市佐土原町大字下那珂字町田12900 北部出張所内
	国富町大字嵐田字中須2416-1 西部出張所内
	宮崎市大字本郷北方3160-1 南消防署内
	宮崎市生目台東1-2-1 中部出張所内
	宮崎市青島町3-4-22 青島出張所内
	清武町大字今泉字上の原甲3609-5 南部出張所内
小林市(須木村)	小林市須木大字中原1757 須木庁舎内
西都市	西都市大字三宅三茶嶋2445-13 西都市消防署内
宮崎県東児湯消防組合	高鍋町大字上富田6346 新富分遣所内
	高鍋町大字持田3419-9
	川南町大字川南字平田1407-39 川南分遣所内
	都農町大字川北5434-1 都農分遣所内
西諸広域行政事務組合	野尻町大字東麓1147-1 中央消防署野尻分遣所内

【466.775MHz】

免許人名	設置場所(住所)
宮崎県	宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県庁舎内 10台
宮崎市(高岡町)	宮崎市高岡町大字内山2887
宮崎市(田野町)	宮崎市田野町甲2818 田野総合支所内
	宮崎市田野町乙7696 宮崎市立田野病院内
都城市(山之口町)	都城市山之口町大字花木2005 山之口総合支所内
都城市(高城町)	都城市高城町大字石山萱場昼原50二林班
	都城市高城町大字穂満坊306
延岡市	延岡市岡富山1775 延岡防災高平基地局内
	延岡市土々呂町3-846-110 延岡市伊形支所内
	延岡市稲葉崎町1-2624-5 延岡市東海支所内
	延岡市熊野江町2454-5 延岡市南浦支所内
	延岡市島浦町745-1 延岡市島浦支所内
	延岡市船倉町2-3-2 延岡市消防本部内
	延岡市東本小路2-1 延岡市役所内
	延岡市(北浦町)
延岡市(北川町)	延岡市北川町大字川内名6672-2 鏡山中継局内
	延岡市北川町大字川内名7250 北川町総合支所内
延岡市(北方町)	延岡市北方町卯682 北方町総合支所内
日南市	日南市大字板敷字葉黄木5515-8 乱杭野中継局内
	日南市大字富士字瀬平967 富士中継局内
	日南市中央通1-1-1 日南市役所内
日南市(北郷町)	日南市北郷町郷之原乙1477 北郷町総合支所内
日南市(南郷町)	日南市南郷町南町8-1 南郷町総合支所内
小林市	小林市大字4353-10 消防第4分団 第6部
	小林市大字細野2062-5 消防第1分団 第4部
	小林市大字細野300 小林市役所内
	小林市大字細野38 小林市民体育館内
	小林市大字細野3921 消防第2分団 第2部
	小林市大字細野414-9 消防第1分団 第1部
	小林市大字細野4373 細野地区体育館内
	小林市大字細野4982 大王公民館内
	小林市大字真方4353-10 消防第4分団 第6部
	小林市大字真方5630-6 消防第4分団 第15部
	小林市大字真方793-3 消防第1分団 第5部
	小林市大字水流迫731 消防第2分団 第12部
	小林市大字堤3483-18 消防第2分団 第3部

免許人名	設置場所(住所)
小林市	小林市大字堤3699 勤労者体育センター内
	小林市大字東方3844-7 消防第4分団 第7部
	小林市大字東方4738 東方森林体育館内
	小林市大字南西方2894-1 消防第3分団 第11部
	小林市大字南西方5165-7 消防第3分団 第10部
	小林市大字南西方6212 西小林地区体育館内
	小林市大字南西方7813 生駒公民館内
	小林市大字南西方8790 環野公民館内
	小林市大字北西方1659-1 消防第3分団 第9部
	小林市大字北西方3997-6 消防第4分団 第8部
	小林市大字北西方4076 永久津地区体育館内
	小林市野尻町東麓1183-2 野尻総合支所内
	日向市(東郷町)
日向市東郷町大字下三ヶ1590-8 消防6部車庫内	
日向市東郷町大字下三ヶ1615-3 越表地区生活改善センター内	
日向市東郷町大字下三ヶ2034 下渡川集会施設内	
日向市東郷町大字山陰乙1782-1 消防2部車庫内	
日向市東郷町大字山陰己694-1 消防10部車庫内	
日向市東郷町大字山陰庚1267 消防3部車庫内	
日向市東郷町大字山陰甲339-5 山ノ口地区集落センター内	
日向市東郷町大字山陰甲348-2 消防7部車庫内	
日向市東郷町大字山陰辛409-1 消防8部車庫内	
日向市東郷町大字山陰丁232-1 消防4部車庫内	
日向市東郷町大字山陰丙1369-イ 消防1部車庫内	
日向市東郷町大字山陰丙1374 東郷町消防本部内	
日向市東郷町大字山陰丙1374 日向市東郷町地域自治センター内	
日向市東郷町大字山陰戊477-8 消防11部車庫内	
日向市東郷町大字坪谷229-7 消防5部車庫内	
日向市東郷町大字八重原迫野内696-1 消防9部車庫内	
西都市	西都市聖陵町2-1
えびの市	えびの市大字栗下1292 えびの市役所内
高原町	高原町大字西麓899 高原町役場内
	高原町大字西麓176-1 西諸広域行政事務組合中央消防署南分遣所内
国富町	国富町大字本庄4800 国富町役場内
綾町	綾町大字北俣4998 尾立中継局内
	綾町大字南俣515 綾町役場内
高鍋町	高鍋町大字上江1207-1 高鍋町役場内
	高鍋町大字上江1303 高鍋町水道課内
新富町	新富町大字上富田7491 新富町役場内
西米良村	西米良村大字村所15 西米良村役場内
木城町	木城町石河内浜口247-か 木城町防災行政無線白木八重中継局内
	木城町大字中之又松尾4-1 木城町防災行政無線松尾中継局内
	木城町大字高城1227-1 木城町役場内
川南町	川南町大字川南13680-1 川南町役場内
	川南町大字川南13482-17 社会教育課
	川南町大字平田2386-1 老人ホーム
都農町	都農町大字川北4874-2 都農町役場内
門川町	門川町大字庵川1402 第4分団第9部車庫内
	門川町大字庵川2703-30 第4分団第10部車庫内
	門川町大字加草3369-1 第4分団第11部車庫内
	門川町大字加草4-14 第4分団第8部車庫内
	門川町大字川内1939 三ヶ瀬集会施設内
	門川町大字川内3428 松瀬集会施設内
	門川町大字川内4395 第1分団第2部車庫内
	門川町大字川内5-7 第1分団第1部車庫内
	門川町大字川内6964-3 第1分団第3部車庫内
	門川町大字門川尾末4681 第2分団第4部車庫内
	門川町大字門川尾末8782 第3分団第7部車庫内
	門川町大字門川尾末8807 第3分団第6部車庫内
	門川町大字門川尾末9166 第4分団第12部車庫内
	門川町東栄町2-2 第4分団第12部車庫内

免許人名	設置場所(住所)
門川町	門川町本町1-1 門川町役場内
	門川町本町1-35 第2分団第5部車庫内
諸塚村	美郷町西郷区大字三ヶ3993タ3 清水岳中継局舎内
	諸塚村大字家代2683 諸塚村役場内
	諸塚村大字家代3041 林務駐在所内
	諸塚村大字家代3303 ウッドピア諸塚内
	諸塚村大字家代4336-1 森林組合内
	諸塚村大字家代6901-2 荒谷生活改善センター内
	諸塚村大字七ツ山1144-12 穂白尾公民館内
	諸塚村大字七ツ山2049 七ツ山公民館内
	諸塚村大字七ツ山2899-2 川内公民館内
	諸塚村大字七ツ山4458-7 小原井公民館内
	諸塚村大字七ツ山4801-5 八重の平生活改善センター内
	諸塚村大字七ツ山7195-1 立岩公民館内
	諸塚村大字七ツ山8743 飯干公民館内
	美郷町西郷区大字田代1
美郷町(南郷区)	美郷町南郷区神門36-1
	美郷町南郷区南町8-1
	美郷町南郷区大字神門287 美郷町南郷支所内
高千穂町	高千穂町大字向山字蟻谷2463
	高千穂町大字三田井13 高千穂町役場内
日之影町	日之影町大字見立2052番地 消防団第3分団第15部内
	日之影町大字岩井川3398-1 日之影町役場内
	日之影町大字七折2898 消防団第1分団第1部内
	日之影町大字岩井川3183 消防団第1分団第3部内
	日之影町大字分城1146-2 消防団第2分団第7部内
	日之影町大字見立3051-1 日之影町消防団第3分団第14部内
日之影町大字岩井川600-1 日之影町消防団第4分団第17部内	
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670
	五ヶ瀬町大字三ヶ所10725 国民健康保険病院内
	五ヶ瀬町大字三ヶ所895-1 五ヶ瀬町鏡山中継局内
	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670 五ヶ瀬町役場内

(8) 放送機能の利用

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

具体的な要請手続については、資料「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を参照のこと。

(9) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(10) 自衛隊の通信支援

県、市町村、防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章第3節第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

(11) アマチュア無線ボランティアの活用

【県、市町村、宮崎地区非常通信協議会】

ア 受入れ体制の確保

宮崎地区非常通信協議会は、平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアを確保する。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ① 非常通信
- ② その他の情報収集活動

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第1項 基本方針

県及び市町村等は、県内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、県は、他都道府県で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

第2項 対策

- 1 応援要請の実施
 - (1) 県の応援要請
 - (2) 市町村の応援要請
- 2 応援受入体制の確保
 - (1) 連絡体制の確保
 - (2) 受入体制の確保
 - (3) 経費の負担
- 3 消防機関の応援要請
 - (1) 応援要請
- 4 他都道府県被災時の応援
 - (1) 支援対策本部の設置

- (2) 被害情報の収集
- (3) 応援の実施
- (4) 被災者受入れ施設の提供等

1 応援要請の実施

(1) 県の応援要請

【県】

ア 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示または調整を行う。

- ① 応援を求める理由
- ② 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ③ 応援を求める場所
- ④ 応援を求める期間
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

イ 他都道府県等への応援要請

(ア) 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、上記協定に基づき他の県知事に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

a 応援要請

九州・山口9県災害時相互応援協定に基づき、関係県に対して直接又は幹事県を通じて応援要請を行う。

b 応援要請項目

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難・収容施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤ 医療支援
- ⑥ その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(イ) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく応援要請

知事は、上記(ア)の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、他のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

(ア) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(イ) 内閣総理大臣に対する職員派遣の斡旋

知事は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)の職員の派遣について斡旋を求める。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員

- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項
- エ 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)または指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急対策の要請
知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)または指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。
- オ 民間団体等に対する要請
知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県域を統轄する民間団体等に対し協力を要請する。

(2) 市町村の応援要請

【市町村】

- ア 他市町村への要請
市町村長は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。
応援項目は、次に揚げるとおりとする。
 - ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
 - ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
 - ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
 - ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
 - ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
 - ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
 - ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
 - ⑨ その他応援のため必要な事項
- イ 県への応援要請または職員派遣の斡旋
市町村長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。
ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。
 - (ア) 応援要請時に記載する事項
 - ① 災害の状況
 - ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
 - ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
 - ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
 - ⑥ その他必要な事項
 - (イ) 職員派遣斡旋時に記載する事項
 - ① 派遣の斡旋を求める理由
 - ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項
- ウ 国の機関に対する職員派遣の要請
市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。
 - ① 派遣を要請する理由
 - ② 派遣を要請する職員の職種別人員

- ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ その他職員の派遣について必要な事項
- エ 民間団体等に対する要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

【県、市町村】

(1) 連絡体制の確保

知事及び市町村長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

特に、県においては、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、警察庁及び九州管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制も確保するように努めるものとする。

イ 受入施設の整備

知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 消防機関の応援要請

【県、市町村】

(1) 応援要請

被災市町村は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

4 他都道府県被災時の応援

【県】

県は、他都道府県において地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難であるため応援要請がされた場合は、基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。

なお、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の実施に際しては、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、幹事県の調整のもとに自主的に他県に応援をするものとする。

(1) 支援対策本部の設置

県は、他都道府県において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災都道府県への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災都道府県の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくは斡旋を行うものとする。

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

第1項 基本方針

知事は、地震により災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

第2項 対策

- 1 自衛隊に対する災害派遣要請
 - (1) 災害派遣要請の基準
 - (2) 要請権者（要請を行うことができる者）
 - (3) 派遣要請を行う場合
 - (4) 災害派遣の活動範囲
 - (5) 災害派遣の要請先
 - (6) 派遣要請の方法
 - (7) 市町村長等の知事への派遣要請依頼
 - (8) 市町村長が県に依頼することができない場合の措置
 - (9) 自衛隊との連絡調整
- 2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣
- 3 自衛隊受入れ体制の確立
 - (1) 体制整備の連絡
 - (2) 派遣部隊の誘導
 - (3) 受入れ側の活動
 - (4) ヘリコプターの受入れ

- (5) 経費の負担区分
- 4 災害派遣部隊等の活動
 - (1) 災害の発生が予想される場合又は発生直後の初期活動(情報の収集・準備の推進)
 - (2) 派遣部隊出動時の活動
 - (3) 部外者の航空機搭乗
 - (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
- 5 派遣部隊等の撤収要請
- 6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備
- 7 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法
 - (1) 地上から航空機に対する信号の種類
 - (2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請
 - (3) 航空機から地上に対する信号要領

1 自衛隊に対する災害派遣要請

【県、市町村等】

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

- ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(2) 要請権者(要請を行うことができる者)

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、官崎空港事務所長である。(以下「知事等」という。)

(3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ア 県下市町村長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合
- イ 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

<大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図>

自衛隊 支 援 内 容	県 庁	
	課	部
知事、副知事との連絡調整	秘書広報課	県民政策部
TacCP等県庁内施設の使用	総務課	総務部
損害賠償事故の処理要請	危機管理局	総務部
物品の管理	総務事務センター	総務部
緊急調達	総務事務センター	総務部
経費負担区分に対する協定	財政課	総務部
記者発表、資料提供	秘書広報課	県民政策部
被害状況全般	危機管理局	総務部
避難者情報、避難勧告(命令)状況	危機管理局	総務部
道路被害・復旧情報	道路保全課	県土整備部
緊急輸送ルート確立	道路保全課	県土整備部
河川被害・復旧情報	河川課	県土整備部
鉄道被害・復旧情報	総合交通課	地域生活部
山崩れ、崖崩れ等被害・復旧情報	危機管理局	総務部
被害情報		警察本部
緊急輸送ルートの決定	危機管理局	総務部
水道断水・復旧情報	衛生管理課	福祉保健部
住宅(仮設住宅等)情報	建築住宅課	県土整備部
ガス被害・復旧情報	危機管理局	総務部
給水・浴場関連情報	衛生管理課	福祉保健部
災害派遣要請等に関する調整	危機管理局	総務部
部隊運用に関する全般調整(県庁全般)	危機管理局	総務部
テント設営のための組み立て足場輸送	危機管理局	総務部
生活必需品等の輸送	福祉保健課	福祉保健部
入浴	衛生管理課	福祉保健部
生活必需品等の輸送	福祉保健課	福祉保健部
トラックによる遺体輸送	衛生管理課	福祉保健部
自転車の保健所への輸送	福祉保健課	福祉保健部
衛生物資の輸送	福祉保健課	福祉保健部
がれき対策	環境対策推進課	環境森林部
食事の運搬	農産園芸課	農政水産部
食事の充実	農産園芸課	農政水産部
医療品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
港湾施設災害復旧	港湾課	県土整備部
緊急給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
病院に対する給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
生活用水の供給	衛生管理課	福祉保健部
防塵マスクの輸送		警察本部
崖崩防災点検(陸航空)	道路保全課	県土整備部
	河川課	県土整備部
	砂防課	県土整備部
ヘリポート適地調整	危機管理局	総務部
ヘリによる患者輸送	危機管理局	総務部
避難所巡回診察	福祉保健課	福祉保健部
避難所救護センター医療スタッフ差出	医療薬務課	福祉保健部
患者輸送	医療薬務課	福祉保健部
避難所歯科診療	医療薬務課	福祉保健部
倒壊地域の防疫(消毒)	健康増進課	福祉保健部
医薬品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
県庁内電話の構成	営繕課	県土整備部
	危機管理局	総務部
緊急物資等揚陸	港湾課	県土整備部
船舶係留岸壁の調整	港湾課	県土整備部

(5) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は以下のとおりである。

区 分	あ て 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986 (23) 3944	
〃	陸上自衛隊第24普通科連隊長	えびの市大河平堀浦	0984 (33) 3904	
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983 (35) 1121	
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方総監	呉市幸町3丁目	0823 (22) 5511	
〃	海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第1航空群司令	鹿屋市西原町	09944 (3) 3111	

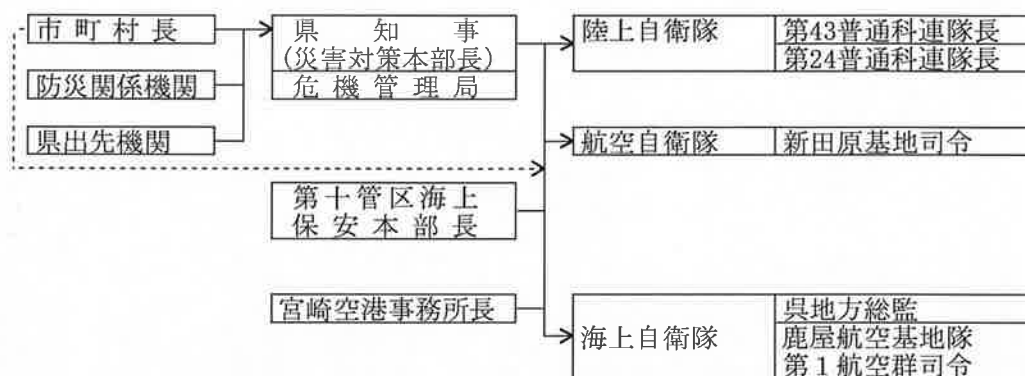
(注) 陸上自衛隊の担当区域

第24普通科連隊…えびの市、小林市、西諸県郡

第43普通科連隊…県内全域

但し、えびの市、小林市、西諸県郡を除く

<災害派遣要請系統図>



(6) 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

<災害派遣要請書様式>

(陸上自衛隊第43普通科連隊長) 殿	文書番号 年 月 日
宮崎県知事	
自衛隊の災害派遣について (要請)	
自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請 します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(7) 市町村長の知事への派遣要請

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(危機管理局)に要求するものとする。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<知事への要求書様式>

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日
(市町村長)	印
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害 派遣の要請をお願いいたします。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

(8) 市町村長が県に依頼することができない場合の措置

市町村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、市町村長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(9) 自衛隊との連絡調整

県は、平素から、自衛隊等救助機関と連携を図ることを目的として設置された「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 連絡班の派遣依頼

県は、自衛隊に対して災害派遣要請を行った場合は、自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、自衛隊に対して連絡班の派遣を依頼する。

ウ 連絡所の設置

県は、イの依頼をした場合、県災害対策本部等に自衛隊連絡班の連絡所を設置する。

なお、設置にあたって県は連絡手段として、N T Tの電話・F A Xを提供する。また、可能な範囲で宿泊、食事等についても配慮するものとする。

エ 調整上の留意事項

県は、イの依頼をした場合、自衛隊の活動内容・地域及びそれらの優先順位を明らかにして、連絡班に通知するものとする。

2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

(4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近

傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

3 自衛隊受入れ体制の確立

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 体制整備の連絡

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村又は関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村または関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

(2) 派遣部隊の誘導

県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導するものとする。

(3) 受入れ側の活動

災害派遣を要求した市町村長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- (イ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(4) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。（6「緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に詳述）

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは市町村の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）

イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料

ウ 活動のため現地で調達した資器材の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

オ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議するものとする。

4 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生直後の初期活動（情報の収集・準備の推進）

ア 連絡班及び偵察班の派遣

(ア) 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

(イ) 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

なお、気象庁等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合は、速やかに、航空機を使用して、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視等による情報収集を行う。

(ウ) 通信中継

自衛隊は、通信中継所の設置を必要とする場合、中継所の細部の位置を県に通報し、使用の統制及び借り上げ等の処置を依頼して、通信の確保を図る。

(2) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4) 災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(3) 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物の除去等
- エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 派遣部隊等の撤収要請

- (1) 知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を要求した市町村長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を要求するものとする。

<知事への要求書様式>

文書番号 年 月 日
宮崎県知事殿
(市町村長) 印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。
記
1. 撤収開始日時
2. 撤収の理由等

- (2) 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

<災害派遣撤収要請書様式>

文書番号 年 月 日
(陸上自衛隊第43普通科連隊長) 殿
宮崎県知事
自衛隊災害派遣部隊の撤収について (要請)
年 月 日付 (文書番号) で派遣を要請した標記について、 年 月 日 時 分をもって撤収を要請します。

- (3) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

市町村が災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、次のとおりとする。

- (1) 使用離着陸場名(特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する)、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県(危機管理局)に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。(図1)
- (4) 夜間は、離着陸場(別に指定するものに限る。)にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 離着陸場と市町村役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (6) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (7) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (8) 四方に仰角9度(OH-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。又離着に要する地積は(図2)に示すとおりである。
- (9) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- (10) 大型車両等が進入できること。
- (11) 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
- (12) 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

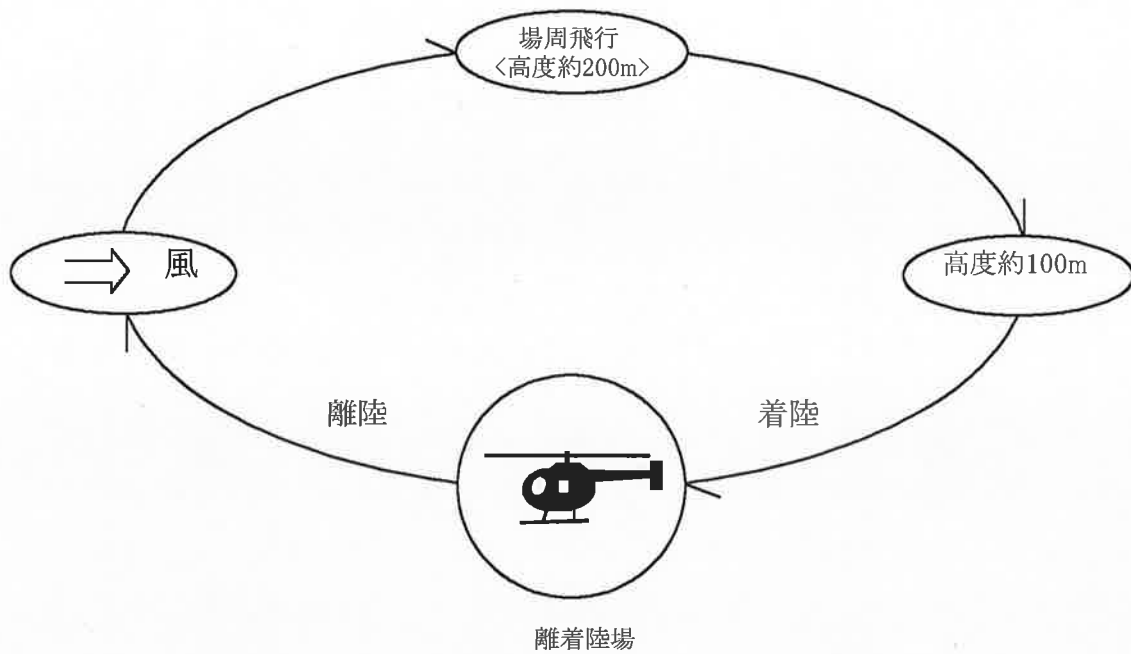


図-1 離着陸場

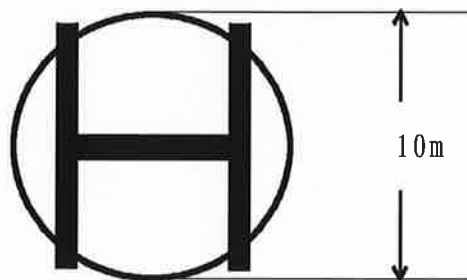


図-2 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

1 着陸のための最小限所要地積

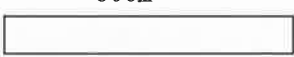
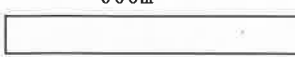
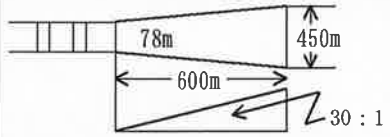
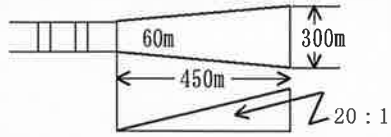
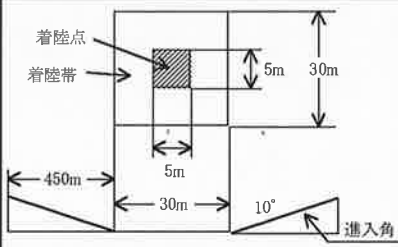
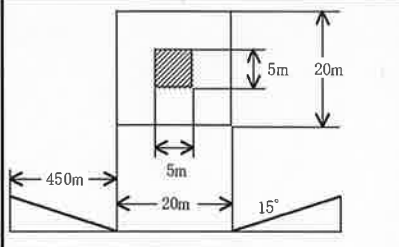
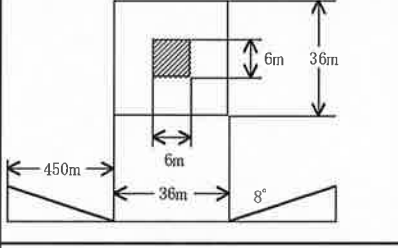
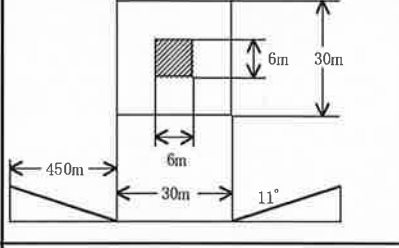
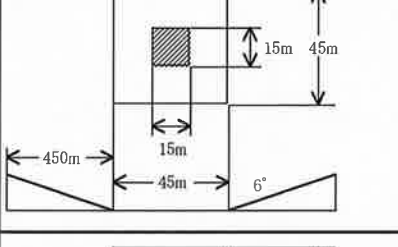
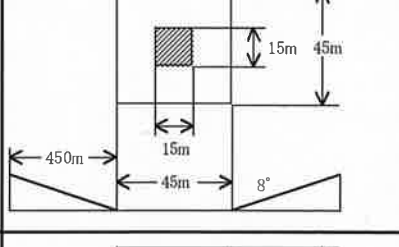
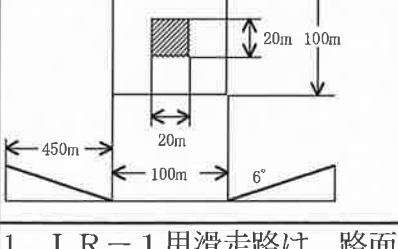
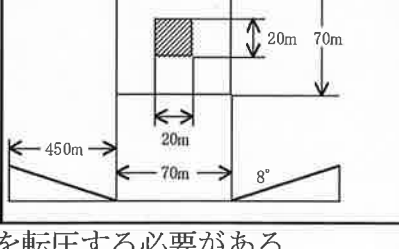
1		a	b	c	
		項 目	標 準	応 急	
2	固定翼機	滑走路	30m  800m	20m  600m	
		LR-1 進入区域			
3 4 5 6	回 轉 翼 機	OH-6			
		UH-1H AH-1S			
		V-107 UH-60J			
		CH-47			
		備 考	1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回轉翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

図-2

2 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

7 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

①旗による信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	適 要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄 旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

②身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り (YES)		間もなく進行できるので出来れば待て
	否 (NO)		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

③生存者対空信号

生存者の使用する対空目視信号の記号

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援助を要する。
3	N	否定。
4	Y	肯定。
5	↑	この方向に前進中。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

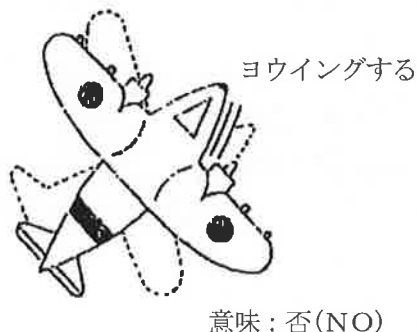
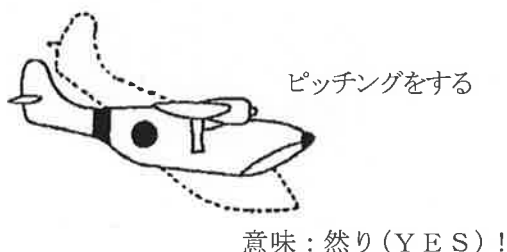
事 項	信 号
了 解	翼を振る (ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

(3) 航空機から地上に対する信号要領

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘 導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

<対空目視信号>

- ・航空機の応答信号
- ア 昼間又は月夜



イ 夜間

- (ア) 発光信号 (緑) による点滅「・・・」の連続
意味：連絡事項は了承した！
- (イ) 発光信号 (赤) による点滅の連続
意味：信号は受けたが理解できない！

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径10mのHを図示し、風向を吹流し、又はT字形(風向→ト)で明確に示すものとする。

第3款 海上保安庁に対する支援要請

第1項 基本方針

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

第2項 対策

- 1 支援要請事項
- 2 支援要請手続き
- 3 市町村長の支援要請の依頼手続き
- 4 海上保安庁との連絡
連絡員の派遣

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市町村が行う災害応急対策の支援

2 支援要請手続き

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、宮崎海上保安部を窓口として海上保安庁第十管区海上保安本部長に要請する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、宮崎海上保安部との連絡が困難である場合には、第十管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとする(海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波を搭載)。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 市町村長の支援要請の依頼手続き

市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について2の(1)～(4)の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

4 海上保安庁との連絡

連絡員の派遣

地震が発生したときは、宮崎海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。

第4節 救助・救急及び消火活動

第1款 救助・救急活動

第1項 基本方針

地震災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施するものとする。

第2項 対策

- 1 救助・救急活動の原則
- 2 市町村及び消防機関による救助・救急活動
 - (1) 情報収集、伝達
 - (2) 救助・救急要請への対応
 - (3) 救助資機材の調達
 - (4) 応急救護所の設置
 - (5) 後方医療機関への搬送
 - (6) 応援派遣要請
- 3 県等のある措置
- 4 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、市町村長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市町村長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 市町村は、当該市町村の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- (6) 自衛隊の救助・救急活動は「第3節 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

2 市町村及び消防機関による救助・救急活動

【市町村】

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

3 県等のとる措置

【県】

(1) 県は、市町村から負傷者等の救助・救急活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 県職員を派遣し、救助・救急活動を支援する。

イ 他の市町村長に対し応援を指示する。

ウ 自衛隊に対し支援を要請する。

エ 緊急消防援助隊または他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

オ 救助・救急活動の総合調整を行う。

(2) 救助活動を行うに当たり、関係機関が活動の重複を避け、効率的活動が展開されるようにするため、県は、災害対策本部内に「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関を召集し、調整を行う。

(3) 災害救助法に基づく県の実施事項については、「第18節災害救助法の適用」による。ただし実施期間については、状況に応じ国と協議して延長する。

【県警察本部】

(1) 機動隊等の派遣

県警察本部は機動隊等を派遣し、情報収集、救出・救助活動、緊急交通路の確保等の初動措置に当たるものとする。

(2) 被災者の救出・搬送

県警察本部は、県、市町村等から救助・救急活動の応援要請があった場合、または自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救助・救急活動を実施する。

(3) 道路情報の収集、緊急交通路の指定、緊急通行車両等の円滑な通行の確保

県警察本部は、大地震が発生したときは道路管理者と連携を図り道路情報の収集に努めるとともに、通行可能な道路の中から速やかに緊急交通路を指定するものとする。また必要に応じて交通検問所を設置し、災害応急対策活動等に従事する緊急通行車両等の円滑な通行を確保するものとする。(第6節 第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針)

(4) 広域緊急援助隊の援助要請

県公安委員会は、広域緊急援助隊の援助の必要を認めるときは、警察庁又は都道府県警察に対し、援助要請を行う。

【宮崎海上保安部】

船舶海難等の災害により、被災者または行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、投入する巡視船艇、航空機を決定し、これにより救出、捜索に当たる。

【自衛隊】

県の要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

4 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

【住民(自主防災組織等)】

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- (1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第2款 消火活動

第1項 基本方針

地震発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

消防組織法に規定するように消防責任は市町村にある。従って、消防活動は市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合または被災市町村より要請のある場合は、必要な措置を補完するものとする。

第2項 対策

1 消防機関による消火活動

- (1) 情報収集、伝達
- (2) 同時多発火災への対応
- (3) 応援派遣要請
- (4) 応援隊の派遣
- (5) 応援隊との連携
- (6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

2 県のとる措置

- (1) 消防情勢の把握
- (2) 防御措置に関する指示
- (3) 応援及び協力の要請

3 住民、自主防災組織、事業所(研究室、実験室を含む)による消火活動

- (1) 県民の活動
- (2) 自主防災組織の活動
- (3) 事業所(研究室、実験室を含む)の活動

1 消防機関による消火活動

【市町村(消防本部、消防団)】

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長(場合によっては知事)に対して報告するとともに、

応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防衛計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し又はその恐れのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

市町村は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(4) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」(宮崎県消防長会)等により直ちに出動できる体制を確保する。

(5) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「大規模災害消防応援実施計画(受援計画)」(宮崎県消防長会)に基づいて行う。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

2 県のとる措置

【県】

(1) 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関または市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

(2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長または消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

- ア 災害防御実施方法
- イ 他市町村への消防隊員の応援出動
- ウ 防御用資機材の輸送その他の応援

(3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

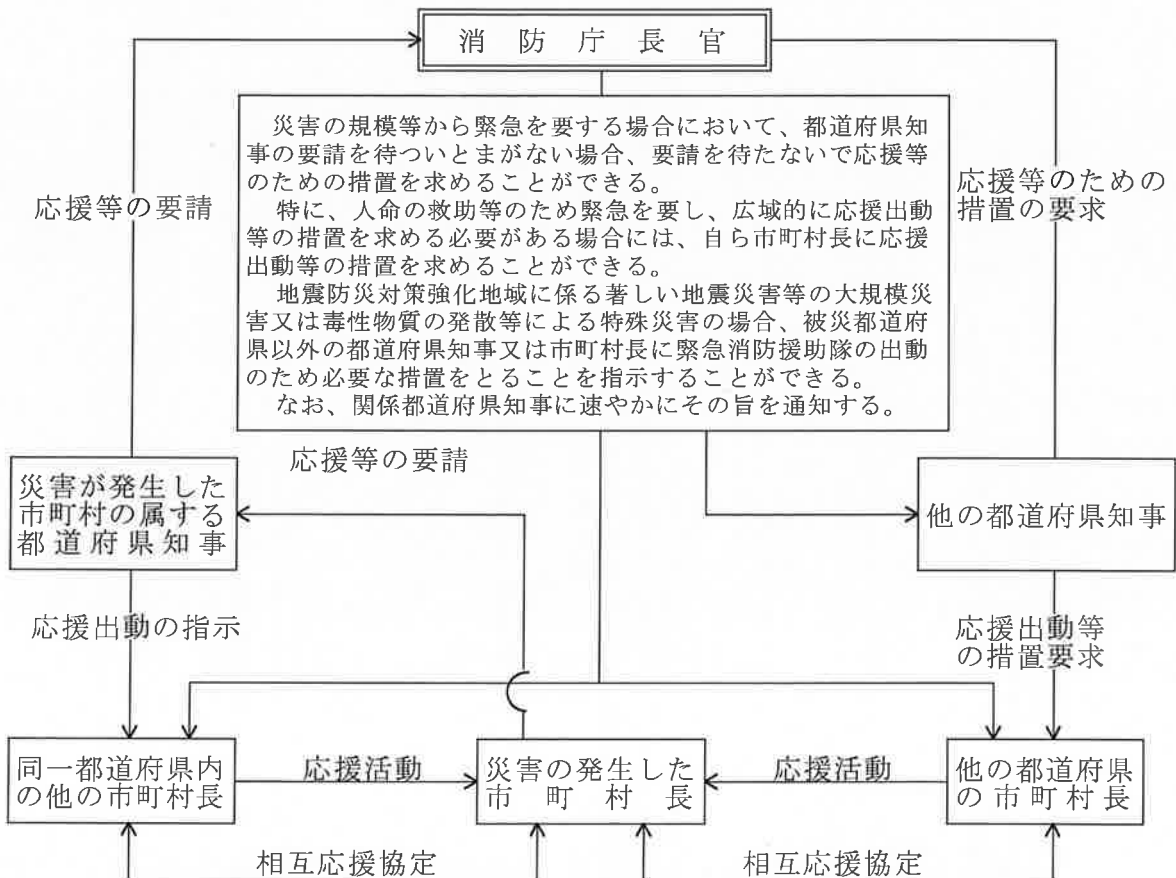
ア 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急と要する場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

また、緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づく、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

イ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

＜大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー＞
 (消防組織法第44条関係)



3 住民、自主防災組織、事業所（研究室、実験室を含む。）による消火活動

(1) 県民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所(研究室、実験室を含む)の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動

第1項 基本方針

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は県民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期するものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村に対して行われる医療に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 災害拠点病院等による医療救護活動

(1) 地域災害医療センター

(2) 基幹災害医療センター

1 災害拠点病院等による医療救護活動

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤宮崎県支部、消防本部等の関係機関との連携を図りながら、災害拠点病院を中心とした医療救護活動を行うものとする。

(1) 地域災害医療センター

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療を行うとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣等を行う。

また、適切なトリアージを行い、限られた医療資源を有効に利用することに努める。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

(2) 基幹災害医療センター

県全体の災害拠点病院の中核となり、地域災害医療センターの後方施設として、さらに高度な医療救護活動を行う。

第2款 DMAT及び医療救護班による医療救護活動

災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じてDMAT及び医療救護班を現地に派遣するものとする。その編成等は次のとおりとする。

1 DMATによる医療救護活動

(1) DMATの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMATの派遣等の協力を申し出たDMAT指定医療機関が編成する。

(2) DMATの構成

医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準とする。

(3) DMATによる活動

県は、統括DMATと連携し、各DMATへの派遣要請及び参集場所の設定等を行う。各DMATは、活動拠点本部等における統括DMAT等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ア 災害現場での医療情報の収集と伝達
- イ 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- ウ 被災地内の病院における診療支援
- エ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

2 医療救護班による医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

機 関 名	名 称	備 考
県立病院	県立病院救護班	
日本赤十字社	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班 日本赤十字社宮崎県支部現地医療班	
医師会	JMAT（日本医師会災害医療チーム）	民間医療機関等で構成
国立病院等	協力医療救護班	国立病院等で編成
市町村	市町村医療救護班	市町村立医療機関で編成
保健所	保健所医療救護班	

(2) 医療救護班の構成

- 医師 1名
- 保健師、助産師、または看護師（准看護師を含む）3名

事務担当者 1名

(3) 医療救護班による活動

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用して臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行うものとする。

ア 救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所

イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所

第3款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

1 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するものとするが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するものとするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとするが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

第4款 医薬品等の供給

県は宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、すみやかに供給する。

また、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給する。

さらに、必要に応じて日本赤十字社九州血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

第5款 医療情報の確保等

県、市町村、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

震災時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

第1項 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧・輸送活動を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う輸送に要した経費について災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

- 1 輸送に当たっての配慮事項
- 2 災害発生後の各段階において優先されるもの
 - (1) 第1段階(地震発生直後の初動期)
 - (2) 第2段階(応急対策活動期)
 - (3) 第3段階(復旧活動期)
- 3 市町村及び防災関係機関の緊急輸送
- 4 緊急輸送状況の把握と輸送の調整

1 輸送に当たっての配慮事項

【県、市町村、防災関係機関】

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。
 - ア 人命の救助、安全の確保
 - イ 被害の拡大防止
 - ウ 災害応急対策の円滑な実施
- (3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は災害時における応援協定を締結している各都道府県に協力を要請する。

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 第1段階(地震発生直後の初動期)

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- オ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- キ ヘリコプター等の燃料

(2) 第2段階(応急対策活動期)

- ア 前記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階(復旧活動期)

- ア 前記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

3 市町村及び防災関係機関の緊急輸送

【市町村】

- (1) 市町村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町村が行うことを原則とする。
- (2) 市町村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 市町村は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

【防災関係機関】

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

4 緊急輸送状況の把握と輸送の調整

【県】

- (1) 県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口（災害対策本部（支援班））を設置し、緊急輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。
- (2) 県は、市町村及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次のような場合は、災害対策本部（支援班）において調整を行う。
 - ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
 - イ 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

第2款 陸上輸送体制の確立

第1項 基本方針

地震発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

第2項 対策

- 1 対策の概要
- 2 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保
 - (1) 交通規制の実施責任者
 - (2) 交通規制の種別と措置内容
 - (3) 緊急交通路の確保
 - (4) 自動車運転者のとるべき措置

(5) 自動車運転者のとるべき義務

3 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

- (1) 被害状況の把握
- (2) 緊急輸送ルート啓開の実施
- (3) 啓開資機材の確保
- (4) 障害物の除去
- (5) 応急復旧

4 道路輸送手段の確保

- (1) 車両等の確保
- (2) 県における車両等の確保
- (3) 九州運輸局の緊急輸送
- (4) 集積場所及び要員の確保

5 鉄道の応急復旧

- (1) J R九州における鉄道施設

1 対策の概要

- (1) 県警察本部は交通規制を実施するとともに、緊急交通路の確保に努める。
- (2) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、県災害対策本部に連絡する。
- (3) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- (4) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された1次、2次の緊急輸送道路の順に緊急輸送道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- (5) 緊急輸送実施者は、輸送手段を確保する。
- (6) 鉄道事業者は速やかに応急復旧を行い、鉄道交通を確保する。

2 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

ア 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。

(ア) 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限するものとする。（道路法第46条）

(イ) 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（道路交通法第4条）

また、必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施するものとする。（道路交通法第4条・第5条）

(ウ) 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

（災害対策基本法第76条第1項）

イ 交通施設の緊急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行うものとする。

(2) 交通規制の種別と措置内容

ア 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

(7) 危険箇所における規制

- a 道路法に基づく規制（同法第46条）
- b 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

(イ) 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

イ 危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

ウ 緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

(7) 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限したときは次の措置をとるものとする。

- a 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間、及び期間を記載した様式1による標示を設置して行う。緊急を要するために標示を設置することができないときは警察官の現場における指示により行う。
- b 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、予め当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。
ただし、緊急を要する場合で、予め当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

c 周知措置

本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

エ 警察官等の措置命令等

(7) 警察官の措置命令（災害対策基本法第76条の3第1項、第2項）

- a 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対して、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。
- b aにより措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
- c bの場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(イ) 自衛官及び消防吏員の措置

- a 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

b 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員はaの措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

オ 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

(7) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

a 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

b 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式2の標章及び様式3の証明書を交付する。

(イ) 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

a 確認の申請

災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、様式4の確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請するものとする。

b 警察署等は、審査・確認を行い、様式2の標章と様式3の証明書を交付する。

カ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

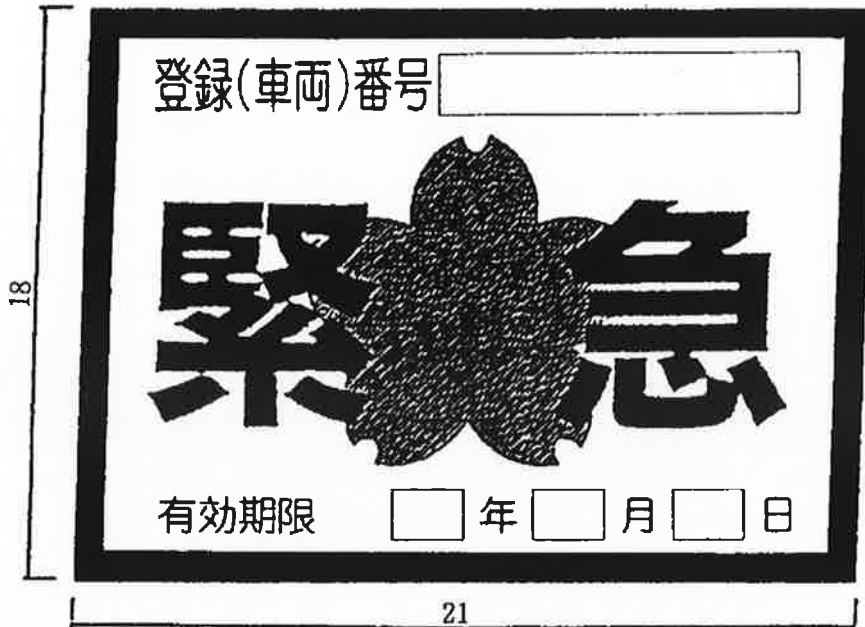
様式1 (標示)



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2 (標章)



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3 (証明書)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
宮崎県公安委員会 ㊤		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 過	出 発 地	目 的 地
備 考		

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式4 (確認申請書)

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等 確認申請書 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経過		出発地	目的地
備考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3) 緊急交通路の確保

ア 緊急交通路の意義

緊急交通路は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものであり、災害発生時において災害対策基本法又は道路交通法により通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているもの。

イ 緊急交通路の種類、路線、及び優先順位

緊急交通路は、県公安委員会が指定する九州管区警察局指定路線(管区指定緊急交通路、管区指定予備路線、主要幹線道路と呼称する)と、警察署指定路線(署指定緊急交通路、署指定予備路線と呼称する)の26路線から構成され、路線の重要度に応じて最優先道路、優先道路、重点路線に区分する。(別表 交通規制路線参照)

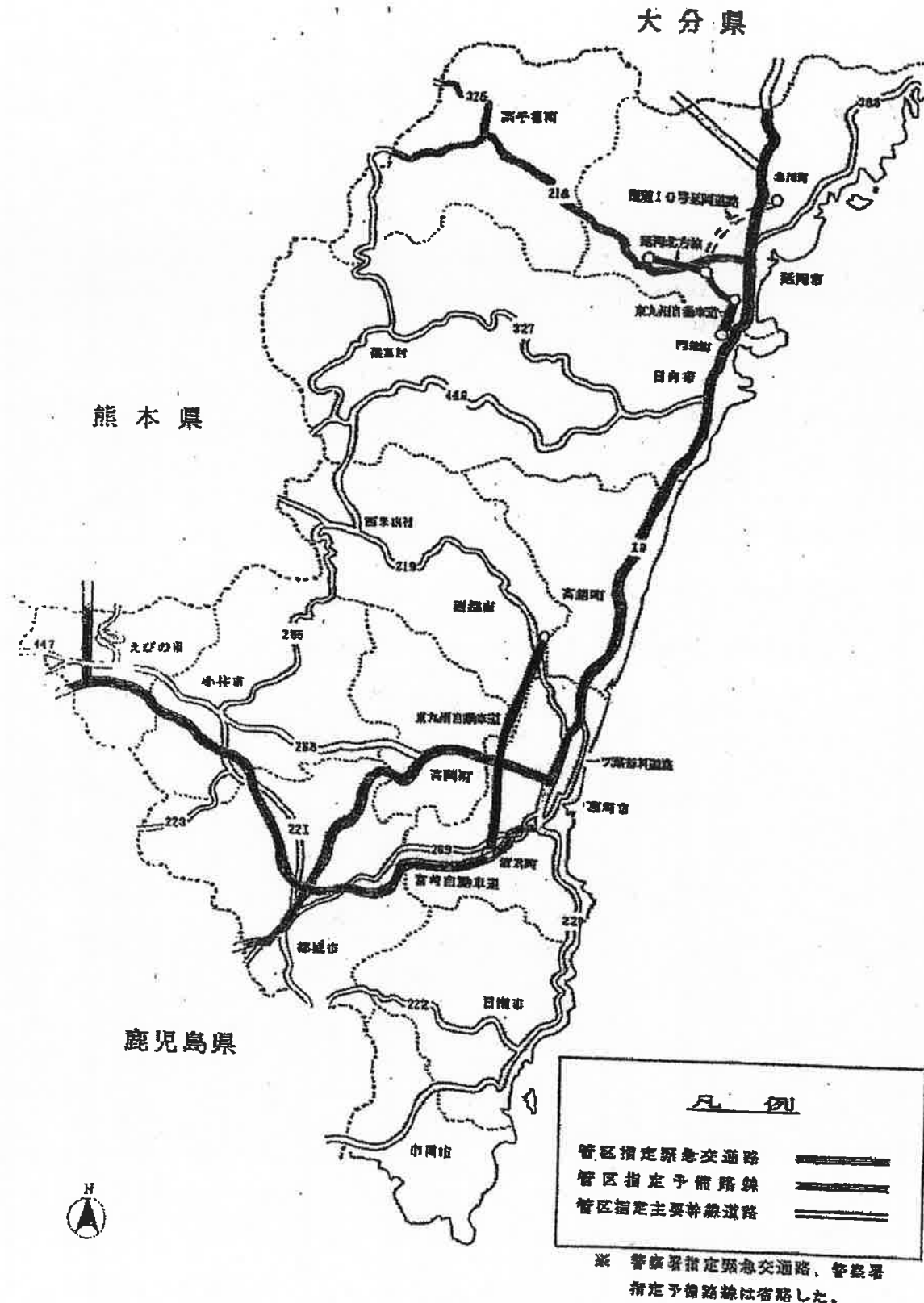
順位区分	管区指定名称・路線数	署指定名称・路線数
最優先道路	緊急交通路 2	
	予備路線 2	
優先道路	主要幹線道路 6	緊急交通路 8
重点道路		予備路線 8

<交通規制路線>

(県警察本部)

区分	路線名	起点	終点	距離 (km)	
最優先道路	管区緊急	国道10号	延岡市北川町 大分県境	都城市平塚町 鹿児島県境	182.1
		国道218号	延岡市昭和町	西臼杵郡五ヶ瀬町 熊本県境	68.1
	管区予備	宮崎自動車道	えびの市大字永山	宮崎市大字本郷北方	80.5
		国道325号	西臼杵郡高千穂町大字三田井	西臼杵郡高千穂町大字河内	14.5
		計			345.2
優先道路	管区主要幹線	国道220号	宮崎市橋通3丁目	串間市大字高松 鹿児島県境	92.5
		国道221号	都城市都北町	えびの市大字向江 鹿児島県境	57.6
		国道223号	西諸県郡高原町大字西麓	都城市吉之元町 鹿児島県境	21.0
		国道268号	えびの市大字小田	えびの市大字亀沢 鹿児島県境	8.2
		国道325号	西臼杵郡高千穂町大字三田井	西臼杵郡高千穂町大字河内	14.5
		国道326号	延岡市北川町大字熊田	延岡市北川町大字上赤 県境	14.4
	署緊急	主地宮崎インター佐土原線	宮崎市佐土原町 佐土原ランプ	宮崎市新栄町	12.1
		小林市道	小林市大字細野 坂下石油	小林市大字細野 小林市役所	0.2
		小林市道	小林市大字細野 落合病院	小林市大字細野 小林土木事務所	0.3
		国道219号	西都市黒生野	児湯郡西米良村大字板谷	68.2
		広域農道	児湯郡木城町	児湯郡都農町	27.6
		主地宮崎高鍋線	児湯郡新富町	児湯郡高鍋町	9.3
		広域農道	日向市大字塩見	日向市東郷町	19.3
		国道327号	日向市大字塩見	日向市本町	3.2
	計			348.4	
重点路線	署予備	主地日南高岡線	宮崎市田野町 田野 I C	宮崎市田野町 北郷町境	6.5
		同上	日南市一里松	日南市北郷町 田野町境	27.2
		国道448号	日南市南郷町 南郷駅前	日南市南郷町 串間市境	7.0
		同上	串間市大字西方	串間市大字市木 南郷町境	34.5
		主地高鍋高岡線	宮崎市高岡町大字五町	東諸県郡国富町大字三名	11.1
		同上	西都市大字右松	西都市大字荒武	15.7
		県道木城西都線	西都市大字右松 山崎オート前	西都市大字右松 大口川交差点	1.5
		広域農道	西都市大字右松 山崎オート前	西都市大字茶臼原	3.2
	計			106.7	
	合計	26路線		800.3	

<宮崎県内の緊急交通路>



ウ 交通規制の実施

(ア) 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施(発災直後)

交通調査班の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行うものとする。

- 家屋等の崩壊、火災による危険防止
- 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- 人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）
- 避難路の確保
- 交通渋滞緩和のための措置

a 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域或いは同路線に接続する道路を選定するものとする。

b 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあつては、現場警察官の指示で実施するものとする。

c 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しないものとする。また、危険防止上必要を認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外するものとする。

d 迂回路対策

交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行うものとする。

e 放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除するものとする。

(イ) 災害対策基本法に基づく交通規制の実施(発災直後から4、5日ないし1週間程度)

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図るものとする。

a 緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあつては、直ちに、交通規制を実施するものとする。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換えるものとする。(規制表示の変更)

b 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させるものとする。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

c 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とするものとする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしないものとする。

d 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあつては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置するものとする。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置するものとする。

e 迂回路対策

県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行うものとする。

f 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人力的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用するものとする。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行うものとする。

g 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行うものとする。

h 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資するものとする。

i 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置するものとする。

(ウ) 道路交通法に基づく交通規制(4、5日ないし1週間以降)

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

ア 根拠

交通の方法に関する教則(昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号)第10章 交通事故、故障、災害などのとき、第3節 災害などのとき

イ 内容

(ア) 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置をとるようにする。

a 車を運転中に大地震が発生したとき

- 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
- 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(イ) 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県(これに隣接し又は近接する都道府県を含む。)において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう)内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

a 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

- 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

○ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

- b 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- c 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 自動車運転者のとるべき義務

ア 根拠

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の2

イ 内容

(7) 自動車運転者のとるべき義務

- a 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- b 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。
- c 前記 a b の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(4) 駐車の適用除外

- a 前記(7)の a b による駐車については、道路交通法第3章第9節及び第9節の2〔停車及び駐車(第44条から第51条の15)〕及び第75条の8(高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止)の規定は、適用されない。
- b 前記(7)の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

3 道路(緊急輸送道路)の応急復旧

(1) 被害状況の把握

【県、市町村、各道路管理者】

県、市町村及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

【県】

県は、緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。啓開作業を

実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行う。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交通ができる待避所を設ける。

【市町村】

市町村は、行政区域内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

【九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

国土交通省宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、西日本高速道路株式会社及び県道路公社は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保

【県、市町村、各道路管理者】

県は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

【県、市町村、各道路管理者】

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

(5) 応急復旧

【県、市町村、各道路管理者】

被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

4 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

【県、市町村、防災関係機関】

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者(以下「車両等」という。)の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行うものとする。

(ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等

(イ) 公共的団体に属する車両等

(ウ) 自衛隊の車両等

(エ) 営業用の車両等(トラック協会等)

(オ) 自家用の車両等

イ 被災地の市町村内で車両等の確保が困難な場合、または輸送上他の市町村で車両を確保の方が効率的な場合は、隣接の市町村または県に協力を要請して車両等の確保を図るものとする。

(2) 県における車両等の確保

【県】

県が業務遂行上必要とする車両の確保は、次の方法により行うものとする。

ア 県有自動車の掌握は総務部(総務事務センター)において行うものとする。

イ 県の各部(局)は県有自動車を必要とするときは、災害対策本部総合対策部支援班を通じて総務部(総務事務センター)に配車を要請するものとする。

ウ 総務部(総務事務センター)は上記要請があった場合は、車両等の保有状況等を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知するものとする。

エ 県有以外の車両等を確保する必要がある場合は、県の各部(局)は災害対策本部総合対策部支援班に確保を要請するものとする。

オ 災害対策本部総合対策部支援班は、県において必要があるときまたは市町村その他の輸送実務機関から災害対策本部総合対策部連絡調整班等の関係班を経由して要請があつ

たときは、宮崎運輸支局に対し、車両等の確保を要請するものとする。

(3) 九州運輸局の緊急輸送

【九州運輸局宮崎運輸支局】

九州運輸局(陸上輸送に関すること)は、緊急輸送の要請を受けた場合には、宮崎運輸支局を通じて関係協会及び当運輸支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで速やかに関係自動車運送事業者に出動できるよう体制を整えさせることとする。

(4) 集積場所及び要員の確保

【県】

ア 地方支部、市町村ごとの物資集積場所を事前に定めておくものとする。

イ 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ県職員を派遣する。

5 鉄道の応急復旧

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

地震発生時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

ア 災害対策本部の設置

防災業務計画(昭和62年8月総第36号)に基づく震度6弱以上(地震計が250ガル以上)の地震が発生した場合、自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社(支社)に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

イ 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市町村・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

ウ 応急措置の実施

(ア) 初動措置

a 運転規制

輸送指令は強い地震を感知した場合、観測した震度により必要な運転規制を行うため、次の各号の取扱いを行う。

(a) 震度5弱以上(80ガル以上)のとき

輸送指令員は、当該運転規制区間を運転する全列車について、列車の運転中止を指示し、保線社員等による線路点検を実施し、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

(b) 震度4(40ガル以上80ガル未満)のとき

輸送指令員は、当該運転規制区間を運転する全列車について、25km/h以下の速度規制を実施し、保線社員等が要注意箇所の点検を行い、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

b 乗務員の取扱い

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して列車の運転に危険があると思われる場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、列車の停止位置が築堤、切り取り、橋梁上、陸橋下、トンネル等の場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。なお列車を停止させた場合は、輸送指令員等と連絡を取り、その指示を受ける。

c 駅長の取扱い

駅長は、強い地震を感知して列車の運転に危険があると認めた場合は、列車の運転を見合わせ直ちに輸送指令員等に報告する。なお、地震計設置箇所の駅長は、震度4以上を観測したときは速やかに輸送指令に報告する。

d 工務センター所長の取扱い

工務センター所長は、輸送指令及び駅長から震度4以上を観測した旨の通報を受けた場合は、下記に定める取扱いを行う。

(a) 震度5弱以上の場合

全区間において、徒歩巡回又は軌道モーターカー等による点検を実施し、路盤及び線路構造物等に異常の有無を確認し、輸送指令に報告する。

(b) 震度4の場合

要注意箇所及び徐行箇所並びに仮設物等を使用している工事現場は、徒歩又は列車巡回等により異常の有無を確認し、輸送指令に報告する。

(イ) 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

a 駅長が行う避難誘導

(a) 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないよう誘導し避難させる。

(b) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。

b 乗務員が行う避難誘導

(a) 列車が駅に停止している場合は、輸送指令員等の指示による。

(b) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

① 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。

② 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

③ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(ロ) 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

エ 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、大災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第3款 海上輸送体制の確立

第1項 基本方針

港湾及び漁港の被害、復旧情報に基づき、海上輸送ルートを定めるとともに港湾、漁港の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

また、緊急輸送実施機関は輸送手段の確保を図るものとする。

第2項 対策

1 海上輸送路の確保

2 港湾、漁港の応急復旧

(1) 緊急輸送港啓開の実施

(2) 復旧作業の実施

(3) 係留許可

- 3 輸送手段の確保
- 4 集積場所及び要員の確保

1 海上輸送路の確保

【県】

- (1) 港湾及び漁港の管理者は、市町村、自衛隊、宮崎海上保安部等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、災害対策本部に報告する。
- (2) 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを決める。
- (3) 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、宮崎海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

2 港湾、漁港の応急復旧

【県】

- (1) 緊急輸送港啓開の実施
港湾、漁港の管理者は、緊急輸送港の被害状況、緊急輸送港の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。
- (2) 復旧作業の実施
港湾、漁港の管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。
- (3) 係留許可
県は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

3 輸送手段の確保

緊急輸送は、海上自衛隊、宮崎海上保安部、九州運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

なお、知事は必要に応じ国及び他の都道府県に対し協力を要請する。

- ① 県有船舶
- ② 海上自衛隊の艦艇
- ③ 海上保安庁の船艇
- ④ 民間船舶及び漁船

4 集積場所及び要員の確保

- (1) 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。
- (2) 物資の集積配分業を円滑に行うため、物資の集積場所には必要に応じ県職員を派遣する。

第4款 航空輸送体制の確立

第1項 基本方針

宮崎空港の応急復旧を行うとともに臨時ヘリポートを確保する。

また、航空交通の輻輳による二次災害防止のため航空管制を行うとともに、輸送手段を確保し、輸送体制を確立する。

第2項 対策

- 1 空港の応急復旧
 - (1) 空港基本施設及び電源施設
 - (2) 管制施設、航空保安施設及び専用電話回線

- 2 空港における航空輸送の確保
 - (1) 空港基本施設・航空保安施設の緊急点検
 - (2) 空港施設の被害状況に基づく運航条件の決定
- 3 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保等
- 4 飛行情報の提供と緊急用航空輸送の確保
 - (1) 宮崎空港における措置
 - (2) 自衛隊による飛行情報の提供
 - (3) 情報の提供
- 5 航空輸送手段の確保
- 6 集積場所及び要員の確保

1 空港の応急復旧

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 空港基本施設及び電源施設

施設の被害状況を速やかに調査し、基本施設については、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するための応急復旧措置を講ずる。

また、電源施設については、必要に応じ、施設の機能損傷箇所の応急復旧措置を講ずるとともに、被害の状況によっては、電力会社に対し、非常用発電機、変圧器等の貸与等、必要な電源が優先的に確保できるよう要請する。

(2) 管制施設、航空保安施設及び専用電話回線

施設の被害状況を速やかに調査し、復旧要員及び復旧用資機材に応じ、優先順位を付けて復旧を行う。

また、管制用専用電話等の回線に損傷を受けた場合は、直ちにN T Tに調査を依頼するとともに、必要に応じ可搬無線機等による回線の確保を要請する。

2 空港における航空輸送の確保

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 空港基本施設・航空保安施設の緊急点検

ア 地震発生後、直ちに航空機の離着陸を禁止し、速やかに滑走路等の空港基本施設の点検を行い、異常の有無を確認する。

イ 地震発生後、直ちに管制施設、無線施設、航空灯火等の航空保安施設及び非常用発電機等電源施設の機能・作動状況等を確認し異常の有無を確認する。

(2) 空港施設の被害状況に基づく運航条件の決定

ア 空港基本施設及び管制施設の被害状況に基づき、航空機の運航の可否(全機種不可、ヘリコプターのみ可、使用可能滑走路の長さによる機種限定等)について決定する。

イ 航空保安施設及び電源施設の被害状況に基づき、航空機の運航制限の条件(夜間における離着陸の禁止、計器気象状態における飛行の禁止等)について決定する。

3 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保等

【県】

- (1) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めた離着陸場で行うことを原則とする。
- (2) 地方支部は、管内市町村を通じあらかじめ定めた離着陸場の使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。
- (3) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

4 飛行情報の提供と緊急用航空輸送の確保

大規模地震時には、緊急輸送、負傷者搬送、消火活動等のための航空機のほか、報道機関による撮影のための航空機による運航が想定されるため、緊急性・重要性を考慮したうえで、二次災害防止の措置を講じ、緊急用航空輸送を確保するものとする。

(1) 宮崎空港における措置

【大阪航空局宮崎空港事務所】

上局との調整を踏まえ、緊急用航空輸送を確保するため、以下の措置を講ずる。

ア 消火、救急救難等に従事する(消防・防災)、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機の宮崎空港における離着陸の禁止又は制限を行う。

イ 宮崎空港周辺及び離着陸コース周辺において、公的航空機・救援物資輸送機と他の航空機との間における輻輳回避、衝突防止のため臨時的緊急輸送ルート、待機空域の設定等、飛行制限措置を講ずる。

また、宮崎空港及び近隣・近県他空港・飛行場と被災地におけるヘリコプター基地との間に、必要に応じ緊急輸送ルートを設定し、他の航空機との輻輳回避、衝突防止のための飛行制限措置を講ずる。

ウ 場外着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応措置を講ずる。

(2) 自衛隊による飛行情報の提供

【自衛隊】

宮崎空港周辺外及び離着陸コース周辺外における緊急時ヘリコプターの離着陸場においては、宮崎空港事務所と調整の上、自衛隊が必要に応じて二次災害防止のため飛行情報所を開設し、前記の空域を飛行する航空機は、当該飛行情報所の情報提供により、行動するものとする。

(3) 情報の提供

【大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊】

ア 宮崎空港の離着陸規制、空港周辺空域における飛行規制、緊急輸送ルートの設定及びそれに係る飛行規制等については、航空情報(ノータム)の発行を航空情報センターに依頼し、関係航空機及び関係機関に周知を図る。

イ 自衛隊は飛行情報所を開設したときは、関係航空機及び関係機関に周知を図るものとする。

5 航空輸送手段の確保

【県】

緊急輸送は、県防災救急ヘリコプターによるほか、自衛隊、日本赤十字社宮崎県支部等の協力を得て次の航空機により行う。

- ① 自衛隊の航空機
- ② 県警察のヘリコプター
- ③ 赤十字飛行隊宮崎支隊及び民間の航空機

6 集積場所及び要員の確保

臨時ヘリポート周辺に集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。

第5款 燃料の確保

【県】

1 県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、事前に業者等に協力を要請し確保に努める。

2 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

第7節 避難収容活動

第1款 避難誘導の実施

第1項 基本方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難誘導時の救出に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

- 1 避難対策の実施責任者
 - (1) 避難の勧告・指示
 - (2) 警戒区域の設定
 - (3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容
- 2 避難勧告・指示
 - (1) 避難が必要となる災害
 - (2) 避難の勧告または指示
 - (3) 避難勧告・指示の内容
 - (4) 避難措置の周知
- 3 避難実施の方法
 - (1) 避難の順位
 - (2) 避難者の誘導
- 4 警戒区域の設定
 - (1) 設定の基準(災害全般)
 - (2) 規制の内容及び実施方法
- 5 避難地への市町村職員等の配置
- 6 避難地における救護等
- 7 避難状況の報告

1 避難対策の実施責任者

(1) 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第60条第5項～7項)

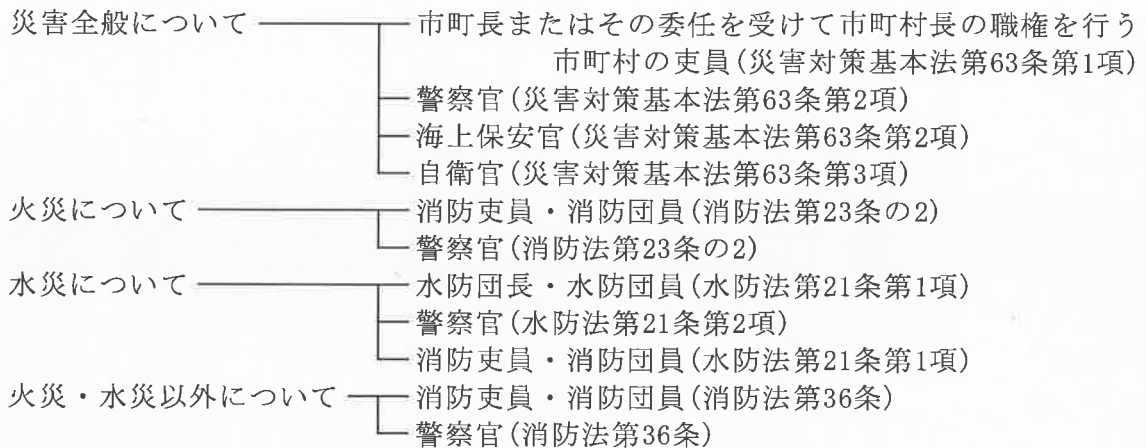
ア 避難の勧告 — 災害全般について — 市町村長 (災害対策基本法第60条)

イ 避難の指示

— 災害全般について —	— 市町村長 (災害対策基本法第60条)
	— 警察官 (警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条)
	— 自衛官 (自衛隊法第94条)
— 洪水について —	— 海上保安官 (災害対策基本法第61条)
	— 知事またはその命を受けた職員 (水防法第29条)
— 地すべりについて —	— 水防管理者 (水防法第29条)
	— 知事またはその命を受けた吏員 (地すべり等防止法第25条)

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行うこととする。なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。(災害対策基本法第73条第1項)



(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の勧告、指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告・指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、市町村が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

2 避難勧告・指示

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・津波 ・土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流) ・延焼火災 ・危険物漏えい(劇毒物、爆発物) 	<ul style="list-style-type: none"> ・余震による建物倒壊 ・地震水害(河川、海岸、ため池等) ・その他
---	---

(2) 避難の勧告または指示

【市町村長及び水防管理者】

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。

【警察官及び海上保安官】

警察官及び海上保安官は、市町村長が指示できないと認めるとき、または市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

【警察官】

警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官又は海上保安官がその場にはいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

【知事またはその委任を受けた職員】

ア 知事は、災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。

イ 知事またはその委任を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

(3) 避難勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- カ 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

(4) 避難措置の周知

ア 市町村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき関係市町村長及び関係機関に通知するものとする。

イ 市町村長はみずから避難の勧告または指示を行ったとき、または避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ア) 関係機関への連絡

県及び市町村長は、避難勧告又は指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(イ) 住民への周知徹底

市町村長は、避難勧告・指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- a 直接的な周知として、サイレン、警鐘、有線放送、拡声器、口頭等を用いまたは併用し、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめる。
- b 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

3 避難実施の方法

【市町村職員、警察官、消防職員、海上保安官等】

避難の指示者及び市町村長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- ア 高齢者、乳幼児、小児、心身障害者等災害時要援護者
- イ 防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

ア 避難に当たっては、市町村、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図るものとする。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

- ウ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の实情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。
- エ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。
- オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、または要救出者の有無を確かめるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

- ア 市町村長は、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- イ 警察官または海上保安官は、市町村長(権限の委託を受けた市町村の職員を含む。)が現場にいないとき、または市町村長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。
- ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市町村長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市町村長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

5 避難地への市町村職員等の配置

市町村が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町村職員(消防職員、団員を含む。)、警察官を配置する。

6 避難地における救護等

- (1) 避難地に配置された市町村職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - ア 津波・火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
 - イ 避難した者の掌握
 - ウ 必要な応急の救護
 - エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容
- (2) 市町村が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

7 避難状況の報告

- (1) 市町村は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。
 - ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)
 - (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - (ウ) 市町村等に対する要請事項
 - イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。
 - (ア) 避難地名
 - (イ) 避難者数・避難世帯数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市町村等に対する要請事項

(2) 市町村は、避難状況について、県へ報告する。

第2款 避難所の開設、運営

第1項 基本方針

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難所の開設、運営に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

- (1) 避難所の開設
- (2) 避難所の運営

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

【市町村】

市町村は、避難所を開設する必要があると認められる時は、次により速やかに避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導すること。

特に、災害時要援護者への避難誘導に留意すること。

ア 基本事項

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)
- c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ・市町村長の避難命令を受けた者
 - ・市町村長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

(イ) 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設すること。
- b あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設すること。
- c 災害の様相が深刻で、市町村内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設すること。
- d 災害時要援護者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を配置すること。

なお、災害時要援護者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させること。

(ウ) 設置期間

- a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは 逐次開設数を整理縮小すること。
- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図ること。

c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設をすすめること。

d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。

ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生大臣の承認を必要とするため県と協議すること。

(エ) 県への報告

市町村は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告すること。

この場合の報告事項はおおむね次のとおりである。

- ・ 避難所の開設の日時及び場所
- ・ 開設数及び収容人員
- ・ 開設見込み期間

(オ) 県への要請

市町村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設等に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

【県】

県は市町村から要請があった場合、あるいは市町村の被害の状況により必要があると判断した場合は、他の市町村に対して避難所開設について協力を依頼するとともに、必要な資材等の調達を支援すること。

(2) 避難所の運営

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当るものとする。

ア 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として市町村職員の管理責任者を配置すること。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

(ア) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、災害時要援護者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備すること。

(イ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握すること。

災害時要援護者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行うこと。

(ウ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市町村災害対策本部と連絡を行うこと。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておくこと。

(エ) ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行うこと。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応すること。

(ア) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布すること。

(イ) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮等、生活環境の改善対策を順次講ずること。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

(イ) 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、災害時要援護者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。

(エ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保すること。

(オ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保すること。

(カ) 避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施すること。

なお、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。

エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりを支援すること。

オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所への避難が困難等により、指定された避難所以外に避難した被災者に対してもその避難状況の把握に努め、食品や飲料水、生活必需品の供給を行うとともに、円滑な生活支援がなされるよう指定避難所への速やかな避難を支援すること。

【県】

県は、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い市町村の対応を支援するものとする。

第3款 被災者の把握

第1項 基本方針

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

第2項 対策

- 1 避難者、在宅被災者の把握
 - (1) 避難者の状況把握
 - (2) 在宅被災者の状況把握
- 2 被災認定

1 避難者、在宅被災者の把握

【市町村】

- (1) 避難者の状況把握

市町村は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (ウ) 親族の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (カ) 災害時要援護者の状況
- (キ) その他、必要とする項目

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。

ウ 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、市町村の災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難してしくない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握すること。

特に、災害時要援護者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意すること。

【県】

被害の状況が甚大で、市町村において避難者の状況把握等が困難な場合は、関係機関、関係部局の職員が連携し、避難者等の状況把握や相談に対応する。

2 被災認定

【市町村】

当該市町村は被災認定を、第3章第18節第1款の基準により行う。

第4款 避難生活環境の確保

第1項 基本方針

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾患や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 避難所生活環境の整備

- (1) 衛生環境の維持
- (2) 清潔保持に必要な知識の普及

2 健康管理

- (1) 被災者の健康状態の把握
- (2) 被災者の精神状態の把握
- (3) 継続的要援助者のリストアップ
- (4) 関係機関との連携の強化

1 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

【市町村】

市町村は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

【県】

県は、市町村からの要請があった場合、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼する。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

【県、市町村】

県及び市町村は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

2 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

【県、市町村】

ア 県及び市町村は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

【県、市町村】

ア 県は、被災によって生ずるPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症(示している)する(した)者(被災者)及びPTSDによる不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行うために、保健所に心の相談所を速やかに設置し、カウンセリング等適切な対応を行うとともに、広報活動により周知徹底する。

イ 県は、継続的内服が必要な精神障害者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失した者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努める。

ウ 市町村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

エ 市町村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

【県、市町村】

県及び市町村は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

【県、市町村】

県及び市町村は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

第5款 災害時要援護者等への配慮

第1項 基本方針

地震災害時には、災害時要援護者は自力では避難できないことや、言葉の障害からの確かな避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、災害時要援護者に対しては、その個々のハンディキャップの状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う災害時要援護者等への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

- 1 災害時要援護者に配慮した応急対策の実施
 - (1) 災害発生直後に必要な対策
 - (2) 早期に必要な対策
- 2 関係団体等との連携
- 3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策
 - (1) 救助及び避難誘導
 - (2) 搬送及び受入先の確保
 - (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達
 - (4) 介助職員等の確保
 - (5) 相談窓口開設への協力
 - (6) その他
- 4 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策
 - (1) 支援要員の確保
 - (2) 安否確認、救助活動
 - (3) 搬送体制の確保
 - (4) 要援護者の状況調査及び情報の提供
 - (5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮
 - (6) 保健・福祉巡回サービス
 - (7) 保健・福祉相談窓口の開設
 - (8) 避難所における災害時要援護者に対する支援対策
- 5 外国人に対する安全確保対策
 - (1) 外国人の避難誘導
 - (2) 安否確認、救助活動
 - (3) 情報の提供
 - (4) 外国人相談窓口の開設
 - (5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等

1 災害時要援護者に配慮した応急対策の実施

【市町村】

(1) 災害発生直後に必要な対策

ア 災害時要援護者のリストに基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。

イ 避難の必要な災害時要援護者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行うこと。

(2) 早期に必要となる対策

災害時要援護者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努めること。

ア 一般の避難所での対策

(ア) 避難所の管理責任者は、災害時要援護者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。

(イ) 障害者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、災害時要援護者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。

(ウ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において災害時要援護者が不利とならないように介助に配慮すること。

また、食品の供与に当たっては、災害時要援護者が食べやすい食品を供給すること。

(エ) 避難所での生活情報の伝達において、災害時要援護者が不利とならないように、聴覚障害に対しては掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字など災害時要援護者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。

(オ) 災害時要援護者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。

(カ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意すること。

(ア) 災害時要援護者の相談や生活支援に当たる介助員を常時配置すること。

(イ) 相談等に当たる介助員は、災害時要援護者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。

(ウ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、災害時要援護者の状況に応じた対応を行うこと。

【県】

県は、災害時要援護者の被災状況、避難の状況等を市町村を通じて把握するとともに、保健医療サービスや福祉サービスが十分に行われるよう、関係部局とも連携し、市町村を支援する。

2 関係団体等との連携

【市町村】

市町村は、避難所又は在宅の災害時要援護者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図ること。

【県】

県は、市町村の行う関係機関・団体との連携を支援するとともに、社会福祉施設等への入所について調整を行う。

3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

【社会福祉施設管理者】

(1) 救助及び避難誘導

地震防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、市町村等に対して供給応援を要請すること。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

(5) 相談窓口開設への協力

市町村の実施する避難所や在宅の災害時要援護者への相談窓口開設に協力すること。

(6) その他

防災関係の厚生労働省からの各通知及び「社会福祉施設地震防災マニュアル」（厚生省社会援護局施設人材課監修）等により、対応すること。

【県 市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

【各ライフライン事業者】

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

(1) 要員の確保

【市町村】

市町村は、災害時要援護者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障害者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

(2) 安否確認、救助活動

【県、市町村】

県及び市町村は、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

【県警察本部】

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、災害時要援護者の把握に努めるとともに、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、安否確認や救助活動を推進する。

(3) 搬送体制の確保

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要援護者の状況調査及び情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時要援護者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

【県、市町村】

県及び市町村は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステ

ムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要援護者に対する支援対策

【市町村】

ア 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置する。

ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(7) 市町村は、必要に応じ要援護者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

(イ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、市町村と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

(ウ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

【県、市町村】

県及び市町村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

【市町村】

市町村は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

【県、市町村】

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県及び市町村は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び市町村は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

【県、市町村】

県は、(財)宮崎県国際交流協会内に災害に関する外国人の「相談窓口」を開設し、総合的な相談に応じる。

市町村においても、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、県及び市町村は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る

情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等

【県、県国際交流協会】

ア 受入体制の確保

県国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

イ 「受入れ窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示す通りである。

(ア) 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣

(イ) 県担当窓口や市町村等との連絡調整

(ウ) その他

ウ 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

(ア) 外国語の通訳

(イ) 外国語の資料の作成・翻訳

(ウ) その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第6款 応急住宅の確保

第1項 基本方針

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して県、市町村は①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村に対して行われる応急仮設住宅の建設及び応急修理に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 基本事項

2 応急仮設住宅の供与・管理

(1) 供与期間等

(2) 設置戸数の決定

(3) 設置場所の提供等

(4) 建設資材の調達

(5) 入居者の選定等

(6) 福祉仮設住宅の設置

(7) 応急仮設住宅の管理

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

(9) 地域社会づくり

(10) 応急仮設住宅の早期解消

3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

(2) 応急修理の戸数の決定

(3) 応急修理の規模

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

(5) 建築相談窓口の設置

4 公的住宅等の空き家の活用

1 基本事項

- (1) 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法の適用のあった市町村については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。
なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、当該市町村長が行うものとする。
- (2) 県は応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、社団法人プレハブ建築協会及び県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。
- (3) 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

2 応急仮設住宅の供与・管理

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

(1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

(2) 設置戸数の決定

県は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、市町村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。

なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

県は、市町村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、市町村においては、入所の選定に当たって災害救助法担当課、民生委員等からなる選考委員会を設置すること。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア 県は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならない。

ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の市長村長に委任することができる。

イ 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の

期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。

イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成に配慮するものとする。

ウ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。

エ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

ア 恒久住宅需要の的確な把握

イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ その他、住宅等に関する情報の提供

3 被災住宅の応急修理

【県、市町村】

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

(2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

県は、市町村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。

なお、市町村においては、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生員等からなる選考委員会を設置すること。

ア 半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当って日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところのなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

県は、土木事務所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。市町村も同様とする。

市町村長は、この事務について、市町村職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

4 公的住宅等の空き家の活用

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入

居させる。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

なお、国家公務員宿舎については、国有財産法第18条第6項及び第19条により、使用の許可を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1款 食料の供給

第1項 基本方針

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法又は国民保護法の適用があった市町村から食料供給要請があった場合、備蓄等から食料を供給するほか、当該市町村が食料供給に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

- 1 食料の調達
 - (1) 公的備蓄
 - (2) 流通在庫備蓄
 - (3) 他都道府県からの調達
 - (4) 政府所有の米穀の調達
- 2 炊出しその他による食料の給与
 - (1) 対象者
 - (2) 給与の内容
 - (3) 給与の方法
 - (4) 県、近隣市町村への協力要請
 - (5) 品目
- 3 食料集積地の指定及び管理
 - (1) 食料集積地の指定
 - (2) 集積地の管理

1 食料の調達

県は、市町村から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

(1) 公的備蓄

【県】

県は、次の手順により、食料を迅速に供給する。

ア 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定締結している県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通在庫備蓄

【県】

県は、次の手順により食料を迅速に調達し供給する。

ア 事業者等が輸送する場合

(ア) 県は、市町村及び協定締結している県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

(イ) 県は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請を行う。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

(ロ) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(ハ) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

(ア) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊に対し航空機及び車両による輸送を要請するものとする。

(イ) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、トラック協会等に輸送を要請する。

(3) 他都道府県からの調達

【県】

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、九州農政局及び他の都道府県に応援を要請する。

(4) 政府所有の米穀の調達

【農林水産省生産局、県、市町村】

ア 知事は、地震が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認められるときは、速やかに災害発生状況又は、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀(「応急用米穀」という。)の数量等を農林水産省生産局長(以下「局長」という。)に通知する。

イ 局長は、アの通知を受けたときは、米穀販売事業者の精米手持状況等を参酌の上、米穀販売事業者に対し知事又は知事の指定する者に対する売却を指示するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を受託事業体に対して知事又は知事の指定する者に売却を指示する。

ウ 災害救助法又は国民保護法が発動された場合には、上記ア、イの手続きによるほか「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、知事又は市町村長から緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

エ 売却の方法

売却の方法、その他売却の手続等については「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によるものとする。

2 炊出しその他による食料の給与

【市町村】

市町村は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出や公的備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

避難所に收容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

(2) 給与の内容

ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給すること。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給すること。

ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図ること。

(3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

(4) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

【県】

県は、市町村から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

イ 集団給食施設への炊飯委託

ウ 調理不要な食パン等の供給

3 食料集積地の指定及び管理

(1) 食料集積地の指定

【県】

県は、災害が発生した場合において、あらかじめ指定した広域防災活動拠点を活用し、調達した食料の集積及び配分を行う。

【市町村】

市町村はあらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配を行う。

(2) 集積地の管理

【県、市町村】

県及び市町村は、食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期するものとする。

第2款 飲料水の供給及び給水の実施

第1項 基本方針

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない

場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が飲料水の供給に要した費用について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

- 1 飲料水の供給
- 2 応急給水の実施
 - (1) 公平で効率的な応急給水
 - (2) 応急給水基本計画
 - (3) 作業体制の確保
 - (4) 重要施設の優先的給水

1 飲料水の供給

【市町村】

市町村は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。

イ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受けること。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

【県】

(1) 市町村からの支援要請に対する対応

県は、市町村から飲料水の供給に関して支援要請を受けたとき、飲料水製造業者や小売り業者等関係業界からの飲料水の供給について支援調整を行うほか、災害救助法が適用となった市町村からの支援要請については、流通在庫備蓄等からの供給を行うものとする。

また、県のみで市町村からの支援要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

2 応急給水の実施

【水道事業者】

(1) 公平で効率的な応急給水

水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

(2) 応急給水基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。

(3) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効

率的な応急給水を行うものとする。

(4) 重要施設の優先的給水

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

第3款 生活必需品の供給

第1項 基本方針

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には市町村が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用があった市町村から生活必需品の供給要請があった場合、備蓄等から生活必需品を供給するほか、当該市町村が生活必需品給(貸)与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 生活必需品の調達

- (1) 公的備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 他都道府県からの調達

2 生活必需品の給(貸)与

1 生活必需品の調達

【県】

県は、市町村からの支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、他県や小売業等関係業界に対し生活必需品の供給を要請する。

(1) 公的備蓄

県は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

ア 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。

同時に輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定を締結している都道府県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通在庫備蓄

県は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し供給する。

ア 事業者等が輸送する場合

(ア) 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

(イ) 県は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請をする。

同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

(ウ) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(エ) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

(ア) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。

(イ) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、トラック協会等に輸送を要請する。

(3) 他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な生活必需品の調達・供給ができないと認めた時は、他の都道府県に応援を要請する。

2 生活必需品の給(貸)与

【市町村】

市町村は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給(貸)与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者。

(2) 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。

(3) 給(貸)与の方法

ア 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与すること。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給(貸)与すること。

ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与すること。

(4) 品目の例示

① 寝具(毛布等)

② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等)

③ 衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)

④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)

⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)

⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類

⑧ その他(ビニールシート等)

(5) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

【県】

(1) 市町村からの支援要請に対する対応

県は、市町村から生活必需品の調達の支援要請を受けた場合、生活必需品製造業者及び小売業者等関係業界からの調達を支援する。

また、災害救助法の適用のあった市町村への生活必需品の供給については、県の公的備蓄や流通在庫備蓄から供給する。

(2) 他の都道府県への要請

県のみで市町村からの調達要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応

援を要請する。

第9節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき 処理等に関する活動

地震災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行うものとする。

第1款 保健衛生対策の実施

第1項 基本方針

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、県及び市町村は、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスカケアを実施するものとする。

第2項 対策

1 健康対策の実施

(1) 救護所の設置等

- (2) 巡回健康相談の実施
- (3) 巡回栄養相談の実施

2 精神医療、メンタルヘルスカケアの実施

- (1) 精神科救急医療の確保
- (2) メンタルヘルスカケア、カウンセリングの実施
- (3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

1 健康対策の実施

【県、市町村】

(1) 救護所の設置等

避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(2) 巡回健康相談の実施

ア 県及び市町村は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。

イ 県及び市町村は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。

ウ 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町村に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーデ

ィネートを行うこととする。

エ 県は、巡回健康相談の実施にあたり、市町村と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(3) 巡回栄養相談の実施

ア 県及び市町村は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。

イ 県及び市町村は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。

ウ 県は、巡回栄養相談の実施にあたり、市町村と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。

2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) 精神科救急医療の確保

【県】

県は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。

こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行う。

(2) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

ア 心の相談所の設置と救護活動の実施

【県、市町村】

県は、市町村(保健センター)の協力を得ながら、保健所に心の相談所を設置する。

また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。

心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

(ア) 第一段階

常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

(イ) 第二段階

a 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第三段階

各心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

(エ) 第四段階

a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

b PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供(FAXニュース等)は、原則としてセンターに一元化する。センターは、保健所における心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム(ボランティアによる派遣チーム等を含む。)等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施にあたっての治療、ケアの方針等を示す。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

【県、市町村】

被災者の心理的ケアに対応するため、県、市町村は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2款 防疫・食品衛生対策の実施

第1項 基本方針

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び市町村は、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

第2項 対策

- 1 防疫対策の実施
 - (1) 防疫組織の設置
 - (2) 防疫措置情報の収集・報告
 - (3) 防疫対策
 - (4) 消毒薬品・器具機材等の調達
 - (5) 防疫措置等の実施
 - (6) 臨時予防接種の実施
 - (7) 患者等の措置
 - (8) 予防教育及び広報活動
 - (9) 記録の整備及び状況等の報告
 - (10) その他
- 2 食品衛生対策の実施
 - (1) 食中毒の未然防止
 - (2) 食中毒発生時の対応
 - (3) 食品衛生に関する広報

1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

【県、市町村】

県は、感染症のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、対策本部内及び保健所毎に防疫関係の組織を設置するとともに、平常時より職員の防疫作業の習熟を図る。

市町村は、それぞれ防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

【県、市町村、医療機関】

県及び市町村は、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、市町村または保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

【県、市町村】

県及び市町村は、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

【県】

県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の

事項を行う。

また被災状況に応じ、自衛隊及び他県等関係機関に対し、防疫活動を要請する。

ア 被害状況の調査及び市町村指導

イ 検病調査及び健康診断

ウ 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導

エ 飲料水等の消毒指導

オ その他の防疫措置に必要な事項

【市町村】

市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行うものとする。

(6) 臨時予防接種の実施

【県】

県は感染症の予防上必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日を指定して臨時の予防接種を実施するものとする。

実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の操上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所または環境衛生上病毒伝播のおそれがある地域に患者もしくは保菌者が発見され、流行のおそれがある場合には緊急に予防接種を実施するものとする。

(7) 患者等の措置

【県】

保健所長は、被災地において、感染症患者（一部疑似症を含む。）または病原体保有者を入院させるに当たっては、交通途

絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、感染症指定医療機関以外の病院もしくは診療所であって、知事が適当と認めるものに入院させる措置を講ずる。

(8) 予防教育及び広報活動

【県、市町村】

県及び市町村は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(9) 記録の整備及び状況等の報告

【県】

保健所長は災害防疫に関し、市町村等からの報告をとりまとめて記録を整備するとともに、早急、また必要に応じ逐次、次の事項を県福祉保健部長に報告するものとする。

なお、県は保健所から報告をとりまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに必要に応じ厚生労働省に報告する。

ア 被害状況

イ 防疫活動状況

ウ 防疫活動に必要な物品及び経費

エ 防疫活動の終息と事務処理の結果等

【市町村】

市町村は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(10) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

2 食品衛生対策の実施

【県】

(1) 食中毒の未然防止

県は、被災地における食品の衛生確保を図るため、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

ア 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。

イ 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

ウ 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上の改善を必要に応じ指導する。

エ 食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、被災地の保健所と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導するよう要請する。

オ 被災地の保健所との連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合には、被害の拡大及び再発防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

ア 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大及び再発防止に努める。

イ 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、状況により近隣各県や厚生労働省に支援要請を行う。

(3) 食品衛生に関する広報

県は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第3款 し尿、ゴミ、がれきの処理

第1項 基本方針

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等によるがれきの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ゴミ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が行う住家に流入した土石や竹木等の障害物除去に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 し尿処理

- (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握
- (2) 作業体制の確保
- (3) 処理の実施
- (4) 県の措置
- (5) 県民及び自主防災組織の行動

2 ごみ処理

- (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握
- (2) 作業体制の確保
- (3) 処理の実施
- (4) 県の措置

(5) 県民の行動

3 がれきの処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

(2) 作業体制の確保

(3) 処理の実施

(4) 県の措置

1 し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

ア 市町村は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。

イ 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

ウ 市町村は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア 人員、資機材等の確保

市町村は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

(ア) 市町村は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(イ) 市町村は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

市町村は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

エ 仮設(簡易)トイレの設置

市町村は、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるかを確認し、受入について検討するものとする。

(4) 県の措置

【県】

ア 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ 県は、被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、支援を要請する。

ウ 県は、大規模災害時等、市町村から要請があった場合に仮設トイレの斡旋を行う。

(5) 県民及び自主防災組織の行動

ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。

イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

2 ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

ア 市町村は、災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと一般生活により発生するごみに区分し、各々について排出量を推定する。

イ 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

ウ 市町村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア 人員、資機材等の確保

市町村は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

イ 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

市町村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とするものとする。

イ ごみの一時保管場所の確保

市町村は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をするものとする。

ウ 住民への広報

市町村は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(4) 県の措置

【県】

ア 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

イ 県は、被災市町村や県内市町村で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、応援を要請することとする。

(5) 県民の行動

ア ごみは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

3 がれきの処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

市町村は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア 人員、資機材等の確保

市町村は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

市町村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア 撤去作業

市町村は、地震等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

イ 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

市町村は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確認する。

(4) 県の措置

【県】

ア 職員の派遣

県は、市町村から要請があった場合、もしくは被災市町村の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を派遣して、被害状況等の情報収集、連絡調整等を実施する。

イ 最終処分場までのルートの確保

県は、市町村からの要請に基づき、最終処分までのルートの確保を応援する。

ウ 広域的応援要請

(ア) 県は、必要により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行う。

(イ) 被災市町村や県内市町村でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に応援を要請する。

エ 計画策定

がれきが大量に発生し、広域的な処理が必要であり、かつ、その処理に長期間を要する場合は、必要により、がれき処理を総合的かつ計画的に行うことができるよう、被災市町村のがれき処理計画をとりまとめ、全体計画を作成する。

第4款 環境対策の実施

第1項 基本方針

地震による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。

また、地震災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため県は、環境中の有害物質の種類・量(濃度)や粉じん等のモニタリング調査を行うとともに市町村等に対して適切に指導を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努めるものとする。

第2項 対策

1 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認

(1) 被害状況の把握

(2) 施設等の稼働体制の確認

2 応急対策の実施

- (1) 環境モニタリングの実施
- (2) 被災工場・事業場に対する措置
- (3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導
- (4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置
- (5) 環境情報の広報
- (6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

1 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認

(1) 被害状況の把握

【県】

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

(2) 施設等の稼働体制の確認

【県】

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認のうえ、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに、環境濃度の収集解析を行う。

2 応急対策の実施

【県】

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認 及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の搜索

第1項 基本方針

行方不明者及び遺体の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う、行方不明者及び遺体の搜索に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

- 1 行方不明者の調査
 - (1) 行方不明者相談所の開設
 - (2) 迷い人等（迷子・意識障害者等）の措置
 - (3) 行方不明者の措置
 - (4) 安否照会への対応
- 2 遺体の搜索
 - (1) 搜索活動の実施主体
 - (2) 搜索活動の実施

1 行方不明者の調査

【警察】

(1) 行方不明者相談所の開設

大地震発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の搜索及び迷い人等の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。また、外国人の行方不明者対策として、必要に応じて外国人相談窓口を設置する。

(2) 迷い人等（迷子・意識障害者等）の措置

- ア 迷い人等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。
- イ 保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所または福祉事務所に通告、または引き継ぐ。

(3) 行方不明者の措置

- ア 行方不明者届を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。
- イ 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

(4) 安否照会への対応

避難所等へ被害調査班を派遣して、避難者、迷い人及び行方不明者の把握に努め、把握した避難者等については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

2 遺体の搜索

(1) 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、市町村が、県・県警察本部・宮崎海上保安部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

(2) 搜索活動の実施

【市町村】

市町村は、災害による行方不明者等がある場合には、警察、宮崎海上保安部の協力を得て、消防職員、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と搜索する。

【県】

当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行う。

【警察】

警察は、市町村が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

発見した遺体については国家公安委員会規則に基づき、検視等所要の措置を講ずる。

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、市町村が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

第2款 遺体の確認、埋葬の実施

第1項 基本方針

遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図るものとする。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う、遺体識別等のための洗浄等及び埋葬に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

- 1 遺体の確認
- 2 遺体の処理
 - (1) 遺体の洗浄・縫合・消毒
 - (2) 検案
 - (3) 遺体の収容(安置)、一時保存
- 3 遺体の埋葬
 - (1) 死亡者数の確認
 - (2) 遺体の火葬、埋葬
 - (3) 広域火葬の実施

1 遺体の確認

【市町村、警察、宮崎海上保安部】

- (1) 市町村等は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。
- (2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、死体見分その他の所要の処理を行った後、関係者(遺族または市区長)に引き渡す。死体の見分に当たっては、指紋資料の採取、写真撮影等を行う。
- (3) 宮崎海上保安部は海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の遺体を、巡視船艇により収容するとともに、死体の見分及び検視を行い、遺族又は関係市町村長に対し引き渡す。
- (4) 市町村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。
- (5) 市町村は、身元不明遺体については、警察、宮崎海上保安部と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

- (6) 警察及び宮崎海上保安部は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書を添えて市町村長に引き渡す。

2 遺体の処理

【市町村、県】

遺体の処理は市町村が実施するものとする。ただし、市町村のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて市町村が行う遺体の処理に協力する。

上記により行う遺体の処理への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市町村等は、人心の安定上、腐敗防止上または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、市町村が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で市町村のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて検案活動に協力するものとする。

また、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

(3) 遺体の収容(安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市町村の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体収容所(安置所)の設置

市町村は被害地域の周辺の適切な場所(寺院 公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した市町村では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

イ 棺の確保

市町村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明遺体の集中安置

市町村は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

3 遺体の埋葬

(1) 死亡者数の確認

【市町村】

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

【市町村】

遺体の埋葬は、市町村が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

当該市町村の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第

遺族に引き渡す。

(3) 広域火葬の実施

【県、市町村】

ア 県は、県内市町村の火葬能力では不十分な場合、直接もしくは厚生労働省の協力を得て近隣県を通じて、他県の市町村での火葬の受入れを要請する。

イ 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。

ウ 市町村は、県の調整結果に基づき具体的に他県の市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

第1項 基本方針

震災時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、警察は、震災時においては早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

第2項 対策

- 1 予想される混乱
- 2 県民への広報・伝達
- 3 警備活動の強化
 - (1) 警備体制の確立
 - (2) 警備内容
 - (3) 地域安全対策
- 4 保安対策
 - (1) 危険物等に対する措置
 - (2) 経済事犯等に対する措置

1 予想される混乱

震災時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- (4) 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- (5) 真偽不明情報の流言による混乱
- (6) 被災地や避難所等での住民の混乱
- (7) 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

2 県民への広報・伝達

知事は、警察及び市町村の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置についてテレビ・ラジオ等の報道機関の協

力を得て呼びかけを行うものとする。

3 警備活動の強化

(1) 警備体制の確立

【警察】

ア 警備本部の設置

大震災が発生したときは、県警察本部及び警察署に「警備本部」を設置し指揮体制を確立する。

イ 警備部隊の運用

災害の種別、規模及び態様に応じ、災害警備計画の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

(2) 警備内容

【警察】

警備内容としては、次のものがあげられる。

- ① 被害実態の把握
- ② 救出救助
- ③ 避難誘導
- ④ 交通対策
- ⑤ 遺体の検視、見分
- ⑥ 地域安全対策
- ⑦ 保安対策
- ⑧ 避難所の防犯対策

(3) 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

ア 地域安全活動の実施

(ア) 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

(イ) 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、警察独自の警戒活動を強化するとともに、地域住民ボランティアと連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

(ウ) 警察安全相談活動

必要により、警察安全相談所を開設し、災害弱者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

(エ) 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

4 保安対策

(1) 危険物等に対する措置

ア 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等

により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。

イ 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域(警戒線)内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の不当な買占め、高価販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

第2款 物価の安定、物資の安定供給

第1項 基本方針

生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保するものとする。

第2項 対策

- 1 物価の安定
 - (1) 物価の実態把握
 - (2) 緊急措置
- 2 物資の供給確保
- 3 法律の発動の要請

1 物価の安定

【県、国】

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員等により生活関連物資の価格調査を実施する。

また、国は、必要な所管に係る価格調査を実施する。

イ 情報の収集

県は、消費生活センター等を通じ、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報の提供

県は、ホームページ等により県民に対して情報の提供を行う。

イ 事業者への指導

県は、関係業者に対して適正な物資等の供給、流通の要請や便乗値上げ等の是正指導を行う。

2 物資の供給確保

県は、生活関連物資の異常な価格の高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には状況に応じ、「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和54年条例第8号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

また、国は、状況に応じて所管の生活関連物資の増産・出荷の要請等必要な措置を行う。

3 法律の発動の要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の発動を、国に要請する。

3款 帰宅困難者対策

第1項 基本方針

地震の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる

第2項 対策

1 帰宅困難者対策の実施

1 帰宅困難者対策の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るものとする。

第12節 公共施設等の応急復旧活動

第1款 県有通信施設等の応急復旧

第1項 基本方針

県有通信施設や庁舎等は応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設であり、これらの施設に被害が生じた場合に直ちに応急復旧を行い、機能を確保するものとする。

第2項 対策

- 1 県総合情報ネットワークの機能確保
 - (1) 県庁統制局の機能確保
 - (2) 中継局の機能確保
 - (3) 支部局等の機能確保
 - (4) 市町村及び他機関端末局
- 2 警察無線通信の機能確保
- 3 災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保

1 県総合情報ネットワークの機能確保

(1) 県庁統制局の機能確保

ア 統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。

なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。

イ 県出先機関等及び市町村との連絡に障害がある場合は、孤立防止用無線、防災相互携帯無線、全県移動用携帯無線を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。

(2) 中継局の機能確保

ア 中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。

イ 多重区間に障害があり中継が困難な場合は、全県移動、又は土木地区局移動の各携帯無線機を使用して連絡を確保するとともに、口頭中継で統制局まで集中させる。

ウ ア、イによっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し

県下の東西2点において携帯無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。

(3) 支部局等の機能確保

ア 支部・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。

イ 電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、全県又は、地区移動等の携帯無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。

(4) 市町村及び他機関端末局

ア 端末局に障害がある場合は、シート交換による応急措置を行い通信の確保を図る。また交換機に障害があった場合は無線機単位による通話により通信の確保を図る。

イ 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町村広域無線及び消防全県共通無線を使用して応急回路の設定により、支部と市町村、支部と県庁の間の通信を確保する。

2 警察無線通信の機能確保

(1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用する。

(2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。

3 災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保

本部(県庁)、地方支部(県総合庁舎)及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

第2款 公共土木施設等の応急復旧

第1項 基本方針

道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図るものとする。

第2項 対策

1 道路の応急復旧

- (1) 応急措置
- (2) 応急復旧対策
- (3) 情報の連絡・広報

2 港湾、漁港の応急復旧

- (1) 被害状況の把握
- (2) 応急措置の実施
- (3) 復旧作業の実施

3 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

- (1) 河川施設
- (2) 砂防施設
- (3) 治山施設

4 農業用施設の応急復旧

- (1) 点検
- (2) 用水の確保
- (3) 排水の確保

(4) 農道の交通確保

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

【県、市町村】

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、防災救急ヘリコプターによる上空からの調査を行うとともに、各土木事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

【九州地方整備局】

被害状況を速やかに把握するため、必要に応じヘリコプター等による上空からの調査を行うとともに、河川国道事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。

また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

【西日本高速道路株式会社】

大震災が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかに警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び同社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

【県道路公社】

大震災が発生した場合には、速やかに同公社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、公社職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかにおおむね下記の基準に従って交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公社のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行者の安全確保に努める。

加 速 度 値	交通規制内容
50ガル(震度4)以上80ガル(震度5弱)未満または特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制
80ガル(震度5弱)以上	通行止

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2 港湾、漁港の応急復旧

(1) 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾、漁港施設について被害状況を調査する。その際、二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行う

ものとする。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

3 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

【国、県、市町村】

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害については土のうを設置するなど応急復旧を行うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

ダムや水門等の施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

4 農業用施設の応急復旧

【市町村、土地改良区】

地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については市町村において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市町村は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第13節 ライフライン施設の応急復旧

第1款 ライフライン途絶時の代替対策

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

第2項 対策

1 上水道停止時の代替措置

2 下水道停止時の代替措置

(1) 緊急汲取りの実施

(2) 仮設トイレの設置

- 3 ガス停止時の代替措置
- 4 電力停止時の代替措置
- 5 電話停止時の代替措置
 - (1) 警察消防回線（110・119）被災時の措置
 - (2) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放
 - (3) 通信の利用制限
 - (4) 輻輳緩和対策

1 上水道停止時の代替措置

【県、水道事業者】

「第3章第8節第2款 飲料水の供給及び給水の実施」参照

2 下水道停止時の代替措置

【県、市町村】

- (1) 緊急汲取りの実施
市町村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。
- (2) 仮設トイレの設置
市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

3 ガス停止時の代替措置

【宮崎ガス株式会社】

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- (1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- (2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。
- (3) 移動式ガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）のさらなる整備に努める。

4 電力停止時の代替措置

【九州電力株式会社(宮崎支社)】

- (1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- (2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- (3) 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、必要な箇所に照明器具などの仮設置を行う。

5 電話停止時の代替措置

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

(1-1) 警察110番通話

高度化緊急通信システム導入（平成11年3月）により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続が取れることにより通信の確保を図っている。

(1-2) 消防119番通話

1市6町（宮崎市及び周辺6町）については、110番同様、高度化緊急通信システムを導入済み。

なお、他市町村エリアについては、故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え通信の確保を図っている。

(2) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

ア 特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域または、これに準じた災害が発生した場合設置する。

イ 臨時公衆電話とは、災害時の通話を確保するために、特設公衆電話および既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話(有料)である。

ウ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

(3) 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

(4) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

<災害時のお願い>

- 1 ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- 2 地震などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくなかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- 3 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- 4 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短にすませる。

<災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法>

- 1 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- 2 サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

伝言の録音方法



伝言の再生方法



※電話番号は市外局番からダイヤルする。

第2款 ライフライン施設の応急復旧

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第2項 対策

- 1 上水道施設の応急復旧
 - (1) 応急復旧基本計画
 - (2) 作業体制の確保
 - (3) 重要施設の優先的復旧
- 2 下水道施設の応急復旧
 - (1) 被災状況の把握
 - (2) 作業体制の確保
 - (3) 応急復旧
 - (4) 情報の連絡・広報
- 3 工業用水道の応急復旧
- 4 都市ガス施設の応急復旧
 - (1) 被災状況の把握
 - (2) 作業体制の確保
 - (3) 応急措置
 - (4) 復旧対策
 - (5) 情報の連絡・広報
- 5 電力施設の応急復旧
 - (1) 九州電力における電力施設
 - (2) 県企業局における電力施設
- 6 通信施設の応急復旧
 - (1) 被災状況の把握
 - (2) 復旧要員の確保
 - (3) 資・機材の確保
 - (4) 復旧順位
 - (5) 広報

1 上水道施設の応急復旧

【水道事業者】

(1) 応急復旧基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておくこと。

(2) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

(3) 重要施設の優先的復旧

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようしておくものとする。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

下水道事業者等は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

市町村は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

【県】

県は、協力要請を受け、近隣市町村に対し応急復旧の協力依頼を行うとともに、必要に応じて九州山口ブロック災害時支援体制連絡会議に支援要請を行うなど、広域的な復旧体制の確保に努める。

(3) 応急復旧

【市町村】

市町村は、次の通り応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

【市町村】

ア 情報の連絡

市町村は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。

イ 住民への広報

市町村は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

3 工業用水道の応急復旧

【県】

県工業用水道施設の応急対策は、県企業局災害対策運営要領及び工業用水道事故処置要領等に基づいて実施するものとする。

4 都市ガス施設の応急復旧

【宮崎ガス株式会社】

(1) 被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、支店及び本社に伝達する。支店及び本社は被災状況の集約に努める。

(2) 作業体制の確保

ア 災害対策本部の設置

地震による災害が発生した場合は、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する（震度5弱以上の地震発生時には自動的に本部設置）。

イ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

(イ) 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

ウ 被害復旧活動資機材の備蓄

(ア) 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

(イ) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(ウ) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社も動員する。なお、必要に応じて他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大地震が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

ア 製造所の製造量及び送出量の調整・停止

イ ガバナーステーションからの送出量の調整・停止

ウ ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的シャ断

エ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報

オ その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理

イ 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開

ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報

エ その他、現場の状況により適切な措置

(5) 情報の連絡・広報

ア 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。

イ 広報

災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況および復旧状況や、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 電力施設の応急復旧

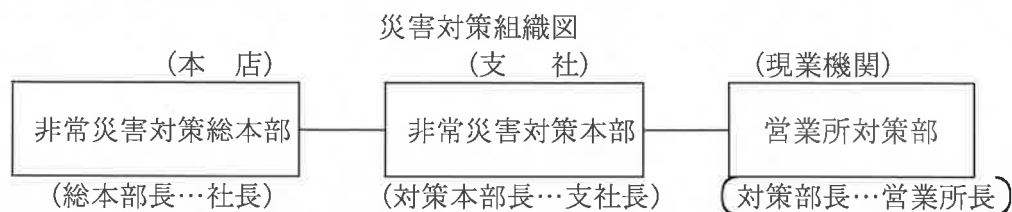
(1) 九州電力における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支社)】

ア 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。特に、供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、本店並びに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。



イ 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びNTT電話等を利用して行うこととする。

(イ) 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

a 一般情報

(a) 気象、地象情報

(b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(c) 対外対応状況

(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

(d) その他災害に関する情報(交通状況等)

b 当社被害情報

(a) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(b) 停電による主な影響

(c) 復旧機材、応援、食料等に関する事項

(d) 従業員の被災状況

(e) その他災害に関する情報

(ウ) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(エ) 通話制限

a 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

b 防災体制が発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限、その他必要な措置を講ずる。

ウ 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制が発令に備える。

(イ) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

(ウ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

エ 災害時における復旧資材の確保

(ア) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、

次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- a 現地調達
- b 対策組織相互の流用
- c 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

(ロ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

オ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

カ 災害時における応急工事

(ア) 応急工事の基本方針

a 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

b 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(a) 水力発電設備

移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(b) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

(c) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(d) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、確実な復旧を行う。

(e) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(イ) 復旧計画

a 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

(a) 復旧応援要員の必要の有無

(b) 復旧要員の配置状況

(c) 復旧資材の調達

(d) 復旧作業の日程

(e) 仮復旧の完了見込み

(f) 宿泊施設、食糧等の手配

(g) その他必要な対策

b 上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(ロ) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

キ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の応急対策は、県企業局災害対策運営要領に基づいて実施するものとする。

6 通信施設の応急復旧

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

ア 社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

イ 独自の調査

阪神・淡路大震災の教訓を基に、機動性に富んだ「バイク隊」を導入し、円滑かつ効率的な被災状況の把握や調査活動を行う。

(2) 復旧要員の確保

ア 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

体制は、「NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図」による。

イ 非常召集と自主出社

(ア) 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常召集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

(イ) NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）では、一定の規模以上の地震が発生した場合、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

ウ グループ一体となった復旧体制

NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制を取る。

エ 広域応援体制

大規模災害発生時に、NTT西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

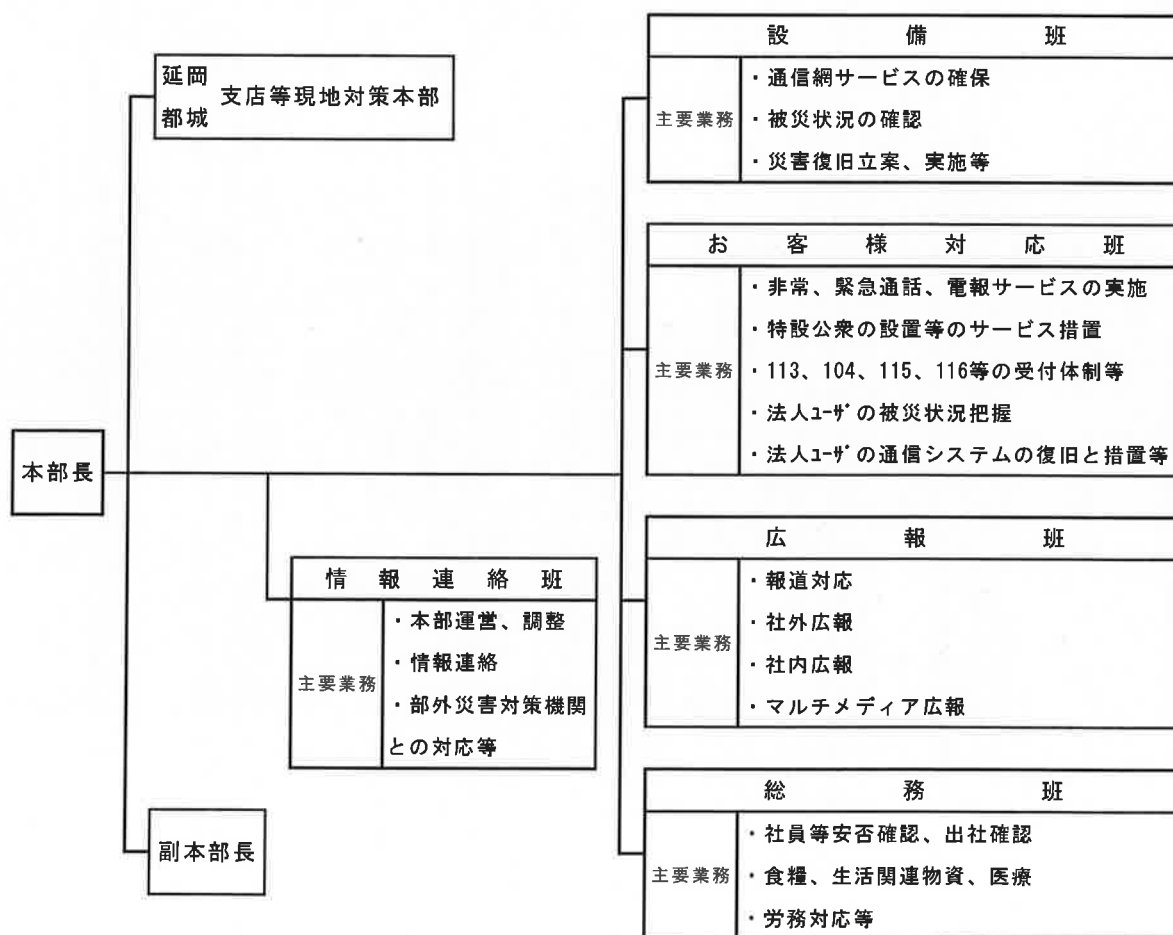
＜レスキュー隊＞

大規模災害時に、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成し、被災状況調査および移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

オ 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

図－NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図



(3) 資・機材の確保

ア 各種災対機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

<NTTの主な災害対策用機器・資材>

- ・ポータブル衛星：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。
- ・衛星通信車：衛星通信により中継伝送路等の確保に使用する。
- ・衛星携帯電話：地震などの大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。
- ・移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。
- ・非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。
- ・応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

イ 広域調達体制

NTT西日本宮崎支店に配備している、各種災害対策用機器・資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

ウ 緊急輸送

大規模災害発生時、復旧要員、資材及び災害対策用機器・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い、緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関等へ要請する。

(4) 復旧順位

ア 復旧の考え方

地震により災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置をとるとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの。

電気通信サービスの復旧順位

順位	復旧回線		
第一順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10(%)以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。 尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10(%)以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10(%)以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10(%)以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
加入電信サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		
第二順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第三順位	第1順位、第2順位に該当しないもの。		

(注) その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

(5) 広報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア マスメディアによる広報

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

イ 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第3款 事業者間の連絡・協力

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設や道路・港湾等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第2項 対策

- 1 連絡体制の確保
- 2 連絡・協議

1 連絡体制の確保

各事業者において災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で連絡を取り合う連絡協議会を設ける。

2 連絡・協議

連絡協議会を通じて、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、各事業者において協議結果をふまえて復旧を進める。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1款 被災者・県民への的確な情報伝達

第1項 基本方針

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

第2項 対策

- 1 ニーズの把握
 - (1) 被災者のニーズの把握
 - (2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握
- 2 生活情報の提供
 - (1) テレビ、ラジオの活用
 - (2) パソコン通信の活用
 - (3) インターネットの活用
 - (4) ファクシミリの活用
 - (5) 震災ニュースの発行
 - (6) 臨時FM局の設置、運営

1 ニーズの把握

【県、市町村】

(1) 被災者のニーズの把握

県及び市町村は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市町村職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 生活情報の提供

【県、市町村、報道機関、防災関係機関】

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

県ホームページを活用して、被災者・県民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時FM局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

第2款 相談窓口の設置

第1項 基本方針

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第2項 対策

- 1 総合窓口の設置
- 2 各種相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村は2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市町村、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

県の総合窓口は、災害対策本部総合対策部渉外班で対応する。

2 各種相談窓口の設置

【県、市町村、防災関係機関】

県各部局、市町村は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第15節 二次災害の防止活動

第1款 水害、土砂災害対策

第1項 基本方針

地震発生により河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施するものとする。

第2項 対策

- 1 水害防止対策
 - (1) 水防管理団体及び市町村の措置
 - (2) 県の措置
 - (3) 施設管理者の措置
- 2 土砂災害防止対策
 - (1) 現地状況の把握
 - (2) 応急措置
 - (3) 復旧対策
 - (4) 情報の連絡・広報

1 水害防止対策

震災時における水防活動は、市町村地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び市町村の措置

【水防管理団体、市町村】

地震が発生した場合、河川施設、ダム、ため池等の被害、またはダム放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者または市町村長は、地震(震度5強以上)が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、河川施設、ダム、ため池等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(2) 県の措置

【県】

県は、地震による洪水または津波による浸水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、次の措置を講ずる。

ア 水防情報の収集・伝達

- ① 水防警報の発表及び伝達
- ② 気象予警報等の伝達
- ③ 津波及び潮位に関する情報の収集・伝達
- ④ 被害及び水防活動に関する情報の収集・伝達

イ 水防に関する指示等

知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第30条及び基本法第72条第1項の規定に基づき、水防管理者または市町村長に対し必要な指示、勧告または助言を行う。

なお、予想される指示、勧告または助言等の内容は概ね次のとおりである。

- ① 避難
- ② 災害防御の実施方法
- ③ 他の水防管理団体または市町村への応援

ウ 自衛隊等に対する応援及び協力の要請

知事は、水防管理者または市町村長から要請があり、または災害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

(3) 施設管理者の措置

ア 応急措置

河川施設、ダム、ため池等の管理者は、地震(ダム、堤高15m以上のため池及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上)が発生した場合は、直ちに(津波が来襲する恐れがある場合は、その危険が去った後に)施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

イ 情報の広報

- ①河川管理者である国土交通省及び県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などの恐れがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。
- ②ため池の管理者である市町村及び土地改良区等は、ため池の決壊が予想され、下流域に土砂災害などの恐れがあると認められるときは、関係機関に伝達し、迅速・的確に避難等について地域住民に周知させる。

2 土砂災害防止対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることがあるため、適切な処置を行う。

なお、県は、宮崎地方気象台とともに、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを検討・実施するものとする。

(1) 現地状況の把握

県及び市町村は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の周知

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(3) 応急措置

県及び市町村は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ・避難勧告
- ・立ち入り規制
- ・クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ・観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

県及び市町村は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視をおこない、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(5) 情報の連絡・広報

県及び市町村は、土砂災害危険箇所についての情報を災害対策本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2款 建築物等の倒壊対策

第1項 基本方針

地震により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施するものとする。

第2項 対策

- 1 応急危険度判定
 - (1) 判定士派遣要請・派遣
 - (2) 応急危険度判定活動
- 2 二次災害防止のための応急措置

1 応急危険度判定

【県、市町村】

(1) 判定士派遣要請・派遣

ア 判定士派遣要請

市町村は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ 判定士の派遣

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行う。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象建築物は、市町村が定める判定街区の建築物とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、市町村が負う。

イ 判定の関係機関

- (ア) 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- (イ) 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、市町村の指示に従い実施する。
- (イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- (エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2 二次災害防止のための応急措置

市町村は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策

第1項 基本方針

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第2項 対策

1 危険物等流出対策

- (1) 連絡体制の確保
- (2) 危険物等取扱事業所の自衛対策
- (3) 県、市町村の対応
- (4) 地域住民に対する広報

2 石油類等危険物施設の安全確保

- (1) 事業所における応急処置の実施
- (2) 被害の把握と応急措置

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

- (1) 防災活動の実施
- (2) 災害情報の収集
- (3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

4 毒劇物取扱施設の安全確保

1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出または漏えいした場合は、県及び市町村並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市町村、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あら

かじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 県、市町村の対応

【市町村】

市町村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

【県】

県は、市町村から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

(4) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市町村、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

【市町村】

市町村は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

【県】

県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、防災救急ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

【危険物施設の管理者】

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

【市町村】

市町村は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消防・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

【県】

県は、市町村からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

(1) 防災活動の実施

【高圧ガス及び火薬類の取扱責任者】

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集

【県、県高圧ガス保安協会】

県及び県高圧ガス保安協会は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

(3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

【県、県高圧ガス保安協会】

県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

【県、市町村、毒劇物取扱施設の管理者】

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物の保管施設等に異常がないかどうかの点検を行う。さらに、当該施設管理者は、施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署、市町村、消防機関等に連絡し、被害の拡大防止に努める。

第4款 宅地等の崩壊対策

第1項 基本方針

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

第2項 対策

- 1 宅地危険度判定
 - (1) 宅地判定士派遣要請・派遣
 - (2) 宅地危険度判定活動
- 2 二次災害防止のための応急措置

1 宅地危険度判定

【県・市町村】

(1) 宅地判定士派遣要請・派遣

ア 宅地判定士派遣要請

市町村は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

イ 宅地判定士の派遣

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。

(2) 宅地危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象宅地は、市町村が定める判定実施区域内の宅地とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、市町村が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、市町村の指示に従い実施する。

(イ) 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

(ウ) 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

(エ) 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

2 二次災害防止のための応急措置

市町村は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第16節 海上災害の応急・復旧対策

第1款 海上災害の防止活動

第1項 基本方針

震災時には、船舶及び沿岸住民の生命、財産に多大な被害が生じることが予想される。このため、海上保安部は、海上において防災対策を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と緊密な連携をとりながら災害の防止及び被害の軽減に努めるものとする。

第2項 対策

- 1 海難救助活動
- 2 流出油等の防除活動
- 3 海上交通安全の確保
- 4 警戒区域の設定
- 5 治安の維持
- 6 危険物の保安措置

1 海難救助活動

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊により、捜索・救助活動を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により、消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請する。
- (3) 危険物が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

2 排出油等の防除活動

船舶又は備蓄タンク等から大量の排出油が発生した場合、宮崎県（北部・南部）排出油等防除協議会に出勤を要請するとともに、防災関係機関等と協力して次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① オイルフェンス展張作業
- ② 油処理剤散布作業
- ③ 油等回収作業
- ④ 回収油等の処理作業

3 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異常が認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等水路の安全を確保する。

- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、直ちに担当事務所へ通報し必要に応じて応急標識の設置に努めさせる。

4 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

5 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生区域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺において警戒を行う。

6 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船艇については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第2款 支援活動

第1項 基本方針

被災者や被災地及び防災関係機関の活動に対して、海上保安部の能力を十分に発揮して支援活動を行うものとする。

第2項 対策

- 1 物資の無償貸与又は譲与
- 2 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

1 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、被災者に対して、物資の無償貸与若しくは譲与を行う。

2 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (2) 災害応急対策従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (3) その他の支援活動については、その都度第十管区海上保安本部と協議のうえ決定する。

第3款 海上災害復旧活動

第1項 基本方針

被災地の復旧・復興にあたっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関等と連携を図りつつ、諸対策を講ずるものとする。

第2項 対策

- 1 海洋環境の汚染防止
- 2 災害廃棄物の処理
- 3 海上交通安全の確保

1 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の防止又は拡大防止のための適切な措置を講ずるものとする。

2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の海面埋立、海洋投入処分等にあたっては、海洋環境保全の観点からの指導、助言を行うとともに、関係機関等と協議するものとする。

3 海上交通安全の確保

災害復旧・復興にかかる工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第17節 自発的支援の受入れ

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 基本方針

大規模な地震災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

第2項 対策

- 1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営
 - (1) 県及び市町村における措置
 - (2) 受入れ体制の確保
 - (3) 「受入れ窓口」の運営
- 2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力
 - (1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携
 - (2) ボランティアに協力依頼する活動内容
 - (3) 活動拠点の提供
 - (4) ボランティア保険の加入促進

- 3 高校生のボランティア活動
 - (1) 一般ボランティア
 - (2) 専門ボランティア
- 4 赤十字防災ボランティアの活動
 - (1) 赤十字防災ボランティア「受入れ窓口」の設置・構成等
 - (2) 防災ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力
 - (3) 赤十字防災ボランティアの活動
 - (4) 赤十字防災ボランティア保険の加入促進
- 5 地域安全ボランティアの活動
 - (1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備
 - (2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成
 - (3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 県及び市町村における措置

【県、市町村】

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については災害対策本部内にボランティア対策班を編成し、ボランティアの総合調整を図るものとする。

なお、対策班は関係する担当部局とともに、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部等で編成する。

(2) 受入れ体制の確保

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害発生後直ちに、被災地の市町村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、被災地の市町村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備するなど支援体制の確立を図るものとする。

(3) 「受入れ窓口」の運営

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

ア ボランティア現地本部の活動内容

- ①被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- ②ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- ③活動中のボランティアへの支援
- ④ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- ⑤被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑥ボランティア連絡会議の開催
- ⑦ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑧災害対策本部との連絡調整
- ⑨「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- ⑩ボランティアコーディネーターの受入れ
- ⑪その他被災者の生活支援に必要な活動

イ ボランティア救援対策本部の活動内容

ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。

ボランティア救援対策本部は、現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるように全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボランティア活動保険の加入手続きや現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティア現地本部の役割の大部分を担うこととする。

- ① ボランティア現地本部の支援
- ② 県内外からのボランティアの登録と派遣
- ③ 全国からの支援の受入れと提供
- ④ ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
- ⑤ 被災地災害対策本部及びボランティア支援本部との緊密な連携

ウ ボランティア支援本部

- ① 報道機関等への情報提供・広報
- ② パソコン・FAX等を活用した情報提供
- ③ 他都道府県からの支援受入れと要請
- ④ ボランティア現地本部や災害対策本部内に編成されるボランティア対策班との連絡調整

エ 被災地外の市町村社会福祉協議会の窓口

当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめボランティア救援対策本部やボランティア支援本部に連絡(登録)するほか次の業務を担う。

- ① ボランティアコーディネーターの派遣
- ② 被災地の状況把握と関係団体への情報提供
- ③ ボランティア救援対策本部及びボランティア支援本部との連携

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

【県、市町村】

市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市町村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、県内部及びボランティア支援本部との連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

【県、市町村】

ボランティアに県・市町村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- ウ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

【県、市町村】

県及び市町村は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

3 高校生のボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

(1) 一般ボランティア

- ・ 救援物資の運搬、配布
- ・ 食事の準備
- ・ 危険の少ない範囲での片付け
- ・ 負傷者の看護補助

(2) 専門ボランティア

- ・ 専門高校の学科の特性を生かした参加
(看護科、工業科、農業科、水産科、家庭に関する学科等)
- ・ 無線部を有する学校の部活動の参加

4 赤十字防災ボランティアの活動

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティア「受入れ窓口」の設置・構成等

ア 赤十字防災ボランティア対策本部の設置

災害発生後直ちに、県支部にボランティア対策本部を設置しボランティアの受入れ体制をつくる。また、県に設置されるボランティア対策本部と連携しボランティアの受入れを実施する。

イ 赤十字防災ボランティア対策本部の構成等

赤十字防災ボランティア対策本部の構成等については、その都度、支部災害対策本部の定めるところによる。

(2) 防災ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

赤十字防災ボランティア対策本部は、ボランティア現地本部及び支援本部と連絡を密にして被災状況、被災者のニーズ等を把握し、活動内容及び派遣人員などの調整を行う。

(3) 赤十字防災ボランティアの活動

ア 赤十字防災ボランティアの活動内容

日赤宮崎県支部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を依頼する。

- (ア) 救援活動、応急手当、担架搬送、救護所の設営、医療救護
- (イ) 避難誘導、避難所の運営を協力、炊き出し、仮設住居等の設置
- (ウ) 救援物資等搬送、救援物資の整理・配送
- (エ) 障害物の除去、被災地片付け
- (オ) 情報収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング、安否調査
- (カ) 赤十字防災ボランティアの受付・連絡調整
- (キ) その他災害時に赤十字防災ボランティアに要請される活動

イ 赤十字防災ボランティアの招集

赤十字防災ボランティアの配備基準及び緊急連絡系統図は、別に定めるものとする。

ウ 赤十字防災ボランティア派遣の決定

支部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等を決定をする。

(4) 赤十字防災ボランティア保険の加入促進

活動を希望するボランティアに対し、赤十字防災ボランティア保険の積極的加入の呼び掛けを行う。

5 地域安全ボランティアの活動

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

については、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び

県・市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、警察及び防犯協会は、関係機関及びボランティアリーダーと協力して地域に必要な情報の提供活動(地域安全ニュースの発行等)や、地域のニーズに応じた活動について検討する。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- ・災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障害者等要援護者世帯の対する周知活動
- ・危険箇所の点検活動
- ・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- ・地域でのパトロール活動
- ・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- ・地域での安全パトロール活動
- ・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ・高齢者等の弱者宅訪問活動
- ・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等の恐れのある新たな危険箇所の確認活動
- ・防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

第2款 義援物資、義援金の受入れ

第1項 基本方針

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県、市町村及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図るものとする。

第2項 対策

1 災害義援物資の受け入れ

- (1) 募集
- (2) 輸送
- (3) 配分

2 義援金の受け入れ

- (1) 募集
- (2) 配分

1 災害義援物資の受け入れ

【県、市町村、関係機関】

(1) 募集

災害の発生に際して、県、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ア 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- イ 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- ウ 物資は、新品が望ましいこと。
- エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- オ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

(2) 輸送

県、市町村及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

(3) 配分

物資の配送を受けた被災市町村は、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分すること。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分封画書等を作成の上、計画的に配分すること。

2 義援金の受け入れ

【県、市町村、関係機関】

(1) 募集

災害の発生に際して、県、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

第18節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

第1項 基本方針

大地震発生時には、家屋の倒壊、火災、津波、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行うものとする。

第2項 対策

- 1 実施責任者
- 2 被災認定の基準
 - (1) 被災世帯の算定
 - (2) 住家の滅失等の算定
 - (3) 住家及び世帯の単位
- 3 救助法の適用基準
- 4 救助法の適用手続
- 5 救助の組織
- 6 災害救助法による救助の程度と期間

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

(救助の種類)

- ① 収容施設(避難所、応急仮設住宅)の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、①(応急仮設住宅を除く)、②、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩の救助については、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市町村長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、同法施行細則第2条の2により委任されている以外の救助についても、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、同法第30条により市町村長に委任することができる。

2 被災認定の基準

【市町村】

救助法の適用にあたっては、当該市町村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半壊、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

- (1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき

市 町 村 の 人 口		被災世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、市町村の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の2分の1に達したとき。
 (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
 (4) 市町村の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

救助法による市町村別適用基準法

(県人口1,135,233人)

区 分	人 口	適用世帯数	区 分	人 口	適用世帯数
市町村名			市町村名		
宮崎市	400,583	150	高鍋町	21,733	50
都城市	169,602	100	新富町	18,092	50
延岡市	131,182	100	西米良村	1,241	30
日南市	57,689	80	木城町	5,177	40
小林市	48,270	60	川南町	17,009	50
日向市	63,223	80	都農町	11,137	40
串間市	20,453	50	門川町	18,854	50
西都市	32,614	60	諸塚村	1,882	30
えびの市	21,606	50	椎葉村	3,092	30
三股町	24,800	50	美郷町	6,248	40
高原町	10,000	40	高千穂町	13,723	40
国富町	20,909	50	日之影町	4,463	40
綾町	7,224	40	五ヶ瀬町	4,427	30

(平成22年10月1日現在 (平成22年国勢調査結果))

4 救助法の適用手続

【市町村】

- (1) 災害に対し、市町村における被害が「3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。

【県】

- (1) 知事は、市町村長からの申請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、当該市町村長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。
- (2) 救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

5 救助の組織

県災対本部が設置された場合における救助の組織は、第1節、活動体制の確立に定めるところによるものとする。なお、県災対本部を設置するに至らない場合においては、平常の組織をもって対処するものとする。

6 災害救助法による救助の程度と期間

＜「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表＞

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別途定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1日1人当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊			夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
		全焼			冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
		流失			夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
半壊	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は既存誌、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒4,800円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号に規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

厚生労働省社会・援護局保護課

第19節 文教対策

第1款 学校教育対策

第1項 基本方針

学校は、地震発生時における児童生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

第2項 対策

- 1 応急教育
 - (1) 応急教育の実施責任者
 - (2) 応急教育計画の作成とその実施
 - (3) 児童生徒の安全の確保措置
 - (4) 施設の応急整備
 - (5) 教職員補充措置
- 2 就学援助に関する措置
- 3 学校給食の応急措置
- 4 災害時における環境衛生の確保
 - (1) 事前準備
 - (2) 災害時の措置
- 5 災害時における心の健康への支援
 - (1) 事前準備
 - (2) 災害時の措置
- 6 教育の再開
 - (1) 臨時のカリキュラムでの対応
 - (2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）
 - (3) 民間施設の活用
 - (4) プレハブ教室の早期設置
 - (5) 訪問教育の実施等

【県教育委員会、県立学校、市町村教育委員会、市町村立学校、私立学校設置者】

1 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

ア 市町村立学校の応急教育は、当該市町村教育委員会が計画し実施する。

イ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理運営規則に基づき、各学校においてこれを実施する。

ウ 私立学校の文教施設の災害応急復旧及び学生、生徒の応急の教育は、学校経営者が行うものとする。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 県立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じ次の事項の指導を行う。

(ア) 職員を派遣して、応急並びに事後の授業等に関する措置を指導する。

- (イ) 事前に災害が予知される場合は、あらかじめ校長に対し指導助言を行う。
- (ウ) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、他の公共施設を利用して早急に授業の再開を図る。

イ 市町村立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村教育委員会の了解のうえ、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

ウ 校長の措置

(7) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
 - (b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
 - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - (d) 県(市町村)教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う
 - (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知させておく。

(イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県(市町村)教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d 応急教育計画については、県(市町村)教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県(市町村)教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- c 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、県(市町村)教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

エ 私立学校における措置

私立学校における災害時の児童生徒の安全確認については、公立学校に準じて措置を講じるものとする。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合

県立学校にあつては、応急復旧工事を実施する。

市町村立学校にあつては、当該市町村において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・

設備を校長において確保することができない場合は次の措置を講じる。

- (ア) 県立学校については、県教育委員会が確保する。
- (イ) 市町村立学校については、当該市町村教育委員会から要請のあった場合に、県教育委員会は市町村教育委員会間の調整を図る。

(5) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア 県立学校に対する措置

- (ア) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、校長は、速やかに県教育委員会に報告する。
- (イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は、速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - a 条例定数の範囲内において、できる限りの常勤講師の補充を行う。
 - b 被災学校以外の学校に勤務する教職員を被災学校へ兼任させる。
 - c 必要に応じて、非常勤講師の配当を行う。
 - d 上記 a～c の措置によってもなお補充が十分でないときは、県教育委員会事務局、県教育研修センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣する。

イ 市町村立学校に対する措置

- (ア) 災害発生時における教職員の被害状況について、当該市町村教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。
- (イ) 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - a 条例定数の範囲内において、できうる限りの補充を行う。
 - b 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
 - c 必要に応じて、小・中学校にあっては非常勤講師の配当を行う。
 - d 上記 a～c の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員(地公法第22条)の予算措置を講じるとともに、さしあたって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、県及び市町村は、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった市町村立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう市町村教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、県及び市町村はその供給を支援する。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が行う義務教育中の児童生徒への教科書及び学用品の給与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内において支出する。

- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等(専修学校高等課程、特別支援学校を含む)及び中等教育学校(後期課程)等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- (4) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった私立高等学校の生徒の就学を援助するため、授業料の免除を行った、県内に私立高等学校を設置する学校法人に対して補助を行う。
- (5) 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

3 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- (1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市町村教育委員会(県立学校にあっては県教育委員会)に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。

- ア 被害があってもできる限り継続実施するよう努めること。
 - イ 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
 - ウ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
 - エ 被災地においては伝染病発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。
- (2) 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教育委員会に報告する。
県教育委員会は、報告に基づき、学校給食用物資の供給が円滑に行われるよう、関係機関への協力要請を行うとともに、県学校給食会を指導する。

4 災害時における環境衛生の確保

(1) 事前準備

- ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
- イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

(2) 災害時の措置

災害後の伝染病、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施し、災害に関連して心の傷を受けた児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、阪神・淡路大震災の経験を生かした指導を行う。

(1) 事前準備

- ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的にすすめる。
- イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

(2) 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援をする。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1) 臨時のカリキュラムでの対応

- ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
- イ 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組ませるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の早期設置

(5) 訪問教育の実施等

- ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。
- イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2款 文化財保護対策

第1項 基本方針

文化財の地震被害からの保護を図るため、教育委員会（県、市町村）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して耐震対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の耐震対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

第2項 対策

- 1 予防対策の実施
- 2 被害状況の把握と応急対策の実施
- 3 埋蔵文化財対策

1 予防対策の実施

【県】

- (1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。
- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るよう奨励する。
- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- (4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。
- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。
- (6) 文化財防火デー（毎年1月26日）の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

2 被害状況の把握と応急対策の実施

【県】

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

3 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

第20節 農林水産関係対策

大規模な地震災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとする。

第1款 農産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2 農産物対策

県は、市町村及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稲

- ア 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- イ 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ウ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

- ア 露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
- イ 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
- ウ 施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

(5) その他露地作物等

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

3 農産物流通対策

県は、被害の場所、生産物の種類ならびに被害の程度により異なるが、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

第2款 家畜応急対策

1 家畜防疫対策

- (1) 県は、市町村及び関係団体等を通じて畜舎及び家畜の被害状況を把握する。
- (2) 家畜保健衛生所は、市町村及び関係団体等に対して、家畜の被害状況を勘案し、死亡獣畜の処分施設、場所の確保を図らせるとともに、汚染物等の流出の危険がある家畜に対する流出阻止及び消毒の実施等を指導する。
- (3) 県は、農業共済組合家畜診療所に対し、診療体制を整備し、獣医師及び動物用医薬品の確保を図るよう指導する。
- (4) 県は、必要に応じて家畜伝染病予防法第48条の2の規定に基づく近隣県への家畜防疫員の派遣を要請する。

2 飼料確保対策

- (1) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災していない場合は、業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導する。
- (2) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災した場合は、業界団体に対して、被災地域外からの緊急輸送、製造受委託による被災地域外への生産シフト等により当面の必要量を確保するよう指導する。

3 畜産流通対策

県は、被害の場所及び程度等の状況により、災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、生産者手取り価格の維持に努めるものとする。

(1) 畜産

- ア 県は、食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供する。
- イ 農業共済組合家畜診療所及び開業獣医師は、被災家畜の予後を判定し、必要に応じて農家に緊急出荷を指導する。
- ウ 生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導する。

(2) 市場

家畜市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

第3款 林産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び林業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。

2 林産物対策

県は、必要に応じて市町村及び林業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図る。

第4款 水産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2 水産物対策

県は、市町村及び水産関係団体と協力して、漁業者等へ次の対策の徹底を図る。

(1) 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(2) 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(3) 水産物加工業

加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

県及び関係市町村は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

地震による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

地震による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。この場合、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1款 公共施設災害復旧事業計画

第1項 基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第2項 対策

- 1 事業計画の種別
- 2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進
- 3 緊急災害査定促進
- 4 災害復旧資金の確保措置

1 事業計画の種別

【県(各部局)、市町村】

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 道路施設災害復旧事業計画
- イ 河川施設災害復旧事業計画
- ウ 海岸施設災害復旧事業計画
- エ 砂防設備災害復旧事業計画
- オ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- カ 港湾施設災害復旧事業計画
- キ 漁港及び下水道施設災害復旧事業計画
- ク 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- ケ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- コ 下水道施設災害復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、県または市町村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。(次款に詳述)

3 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

4 災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

被災市町村において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

第2款 激甚災害の指定

第1項 基本方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

第2項 対策

- 1 制度の概要
- 2 災害調査
- 3 激甚災害指定の手続き
- 4 激甚災害指定の促進

5 激甚災害指定基準

- (1) 激甚災害指定基準(本激)
- (2) 激甚災害指定基準(局激)

1 制度の概要

激甚災害については、広域的(全国レベル)な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

(局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。)

2 災害調査

【県(各部局)】

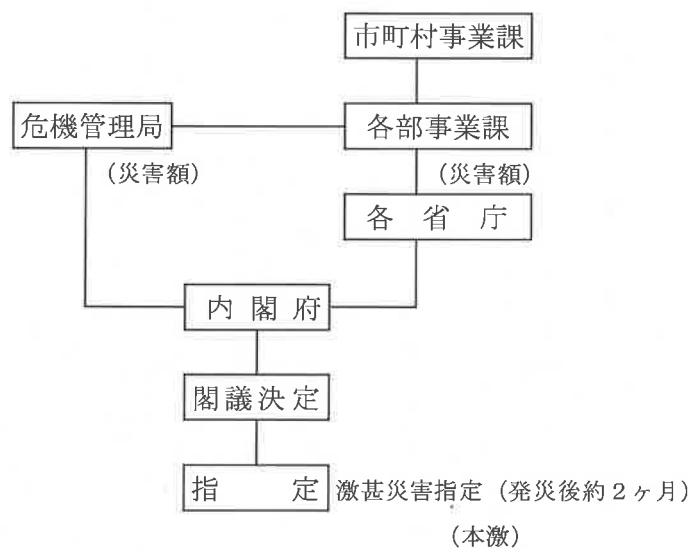
知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

【市町村】

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激甚災害指定フロー図

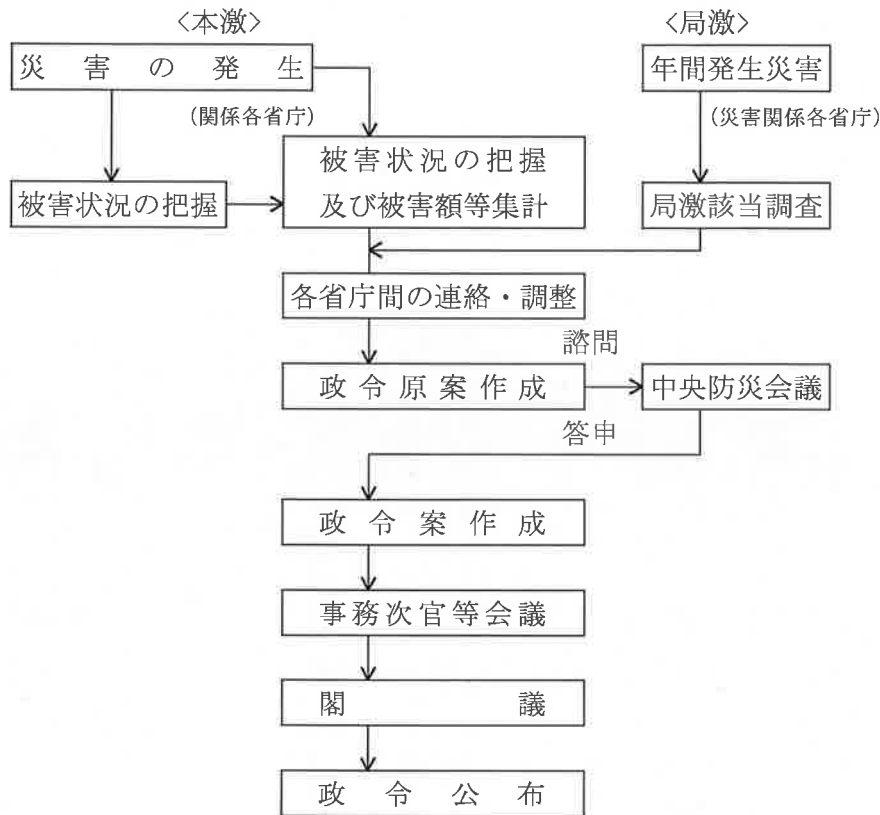


3 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

(災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。)

激甚災害及び適用措置の指定手順



4 激甚災害指定の促進

【県(各部局)】

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係各部局長は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

5 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準(本激)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章 第3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% (B基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% (2) 県内市町村の査定総見込額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%
法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第6条 (農林水産業共同 利用施設災害復 旧事業費の補助 の特例)	次の(1)又は(2)の要件に該当する災害 (1) 法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 1.5%で 法第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に 係るものについて、当該災害にかかる漁業被害見込額が農業被害見込 額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 \times 0.5% (4) 漁業被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 \times 1.5%で法第8条の措置 が適用される場合 ただし、(1)~(4)について、当該施設に係る被害見込額が5,000万 円以下と認められる場合を除く。
法第8条 (天災による被害 農林漁業者等 に対する資金の融 通に関する暫定 措置の特例)	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害 の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に 考慮 (A基準) 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 \times 0.5% (B基準) 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 \times 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県の特別被害農業者数 $>$ 当該都道府県の農業者 \times 3%
法第11条の2 (森林災害復旧事 業に対する補 助)	次のいずれかに該当する災害 ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推 定額は、木材生産部門に限る。 (A基準) 林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 \times 5% (B基準) 林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 \times 1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の林業被害見込額 $>$ 当該都道府県の生産林業 所得推定額 \times 60% (2) 一の都道府県の林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 \times 1%
法第12条 (中小企業信用保 険法による災害 関係保証の特 例) 法第13条 (小規模企業車等 設備導入資金助 成法による貸付 金の償還期間等 の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額 $>$ 全国中小企業所得推定額 \times 0.2% (B基準) 中小企業関係被害額 $>$ 全国中小企業所得推定額 \times 0.06% かつ、次のいずれかの要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 $>$ 当該都道府県の中小企 業所得推定額 \times 2% (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 $>$ 1,400億円 ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企 業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合について は、被害の実情に応じ特例措置が講ずることがある。
法第16条 (公立社会教育施 設災害復旧事業 に対する補助) 第17条 (私立学校施設災 害復旧事業の補 助) 第19条 (市町村施行の伝 染病予防事業に 関する負担の特 例)	法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認め られる場合を除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第22条 (り災者公営住宅 建設事業に対す る補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 被災地全域滅失戸数 $\geq 4,000$ 戸 (B基準) 次の(1)、(2)の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 (1) 被災地全域滅失戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ、 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の1割 (2) 被災地全域滅失戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ、 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の2割
法第24条 (小災害債に係る 元利償還金の基 準財政需要額へ の算入等)	法第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

(2) 激甚災害指定基準(局激)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章 第3条～4条 (公共土木施設災 害復旧事業等に 関する特別の財 政援助)	次のいずれかに該当する災害 (1) 共通 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費(1千万円以上) >当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$ *ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 (2) 標準税収入が50億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費(2.5億円超)>当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$ (3) 標準税収入50億円を超え、100億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費>当該市町村の標準税収入 $\times 20\% +$ (当該市町村の標準税収入—50億円) $\times 60\%$ (4) 早期局激 (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第5条 (農地等の災害復 旧事業に係る補 助の特別措 置)	次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第6条 (農林水産業共同 利用施設災害復 旧事業の補助の 特例)	次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害見込額が当該市町村内の農業被害見込額を超えかつ、 当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額 $\times 10\%$ (漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) >当該市町村に係る生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ、 (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) ×25%
法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満を除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	法第2章(第3条及び第4条)又は5条の措置が適用される場合

第3節 計画的復興の進め方

地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興にあたっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。

第1款 震災復興対策本部の設置

【市町村】

市町村は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市町村長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

【県(各部局)】

県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で震災復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする震災復興対策本部を設置する。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び震災復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

震災復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該市町村の震災復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び震災復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

第2款 震災復興方針・計画の策定

1 震災復興方針の策定

【市町村】

市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、市町村民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市町村民に公表する。

【県(震災復興対策本部)】

県は、複数の市町村で震災復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、県としての震災復興方針を策定する。この方針では、広域的な観点からの震災復興のあり方及び市町村支援等についての県の役割を示す。

2 震災復興計画の策定

【市町村】

市町村は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

【県(震災復興対策本部)】

県は、複数の市町村で震災復興の必要性を確認し、震災復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村の復興支援・相互調整に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3款 震災復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

【県(県土整備部)】

県は、建築主事を置かない市町村において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

【建築主事を置く市】

建築主事を置く市は、被災した市街地で土地区画整理事業のため、必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定により建築制限の区域を指定することとする。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

【市町村】

市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

【県】

県は、市町村による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

2 震災復興事業の実施

【市町村】

(1) 専管部署の設置

市町村は、震災復興に関する専管部署を設置する。

(2) 震災復興事業の実施

市町村は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

【県(震災復興対策本部)】

(1) 専管部署の設置

県は、震災復興計画を策定した場合、震災復興に関する専管部署を設置する。

(2) 震災復興事業

県は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

【県(各部局)】

(1) 震災復興事業の支援

県は、市町村が行う震災復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応える為、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

第1項 基本方針

県、市町村及び関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

第2項 対策

- 1 総合相談窓口の設置
- 2 出張相談所の開設

1 総合相談窓口の設置

県、市町村は、第3章第14節「被災者等への的確な情報伝達活動」第2款「相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

地方における総合相談窓口は地方支部に設置するものとする。

2 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため市町村と共同で出張相談所を開設するものとする。

出張相談所は県においては地方支部が調整を行う。

主な参加機関は次のとおりとする。

農林振興局、福祉子どもセンター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所(商工会)、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT、市町村

第2款 生活確保資金の融資等

第1項 基本方針

県及び関係市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、県及び関係市町村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。

第2項 対策

- 1 災害弔慰金等の支給
- 2 災害援護資金の貸付
- 3 生活福祉資金の災害援護資金の貸付
- 4 母子寡婦福祉資金の貸付
- 5 被災者生活再建支援制度
- 6 宮崎県・市町村災害時安心基金

1 災害弔慰金等の支給

市町村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48法82）に基づき、市町村の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。なお、費用負担は国1/2、県 1/4、市町村1/4となっている。

災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
		遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者が対象となる。)
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	上記「災害弔慰金」の場合と同じ
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度		<ul style="list-style-type: none"> ①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

※災害弔慰金については、自然災害によるもので法対象に満たない規模の災害について、県単独事業による弔慰金支給制度があるので市町村は所用の措置を講じること（費用負担県1/2、市町村1/2、支給額①生計維持者 500万円、②その他の者 250万円）

2 災害援護資金の貸付

市町村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48法82）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

なお、資金貸付の財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれの市町村に、無利子で貸付けることとなっている。

災 害 援 護 資 金	対災 象害	自然災害 — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
	貸 付 限 度 額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は()内の額 重複する場合は50万円を調整する	150万円 } 150万円 } 250万円 } 170万円 (250) } 270万円 } 250万円 (350) } 350万円 } 350万円	
金 件	貸 付 条 件	所 得 制 限	世帯人員 (市町村民税における総所得金額)	
			1 人	220万円
			2 人	430万円
			3 人	620万円
			4 人	730万円
	5 人以上	(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
	利 率	年3% (据置期間は無利子)		
据 置 期 間	3年 (特別の事情のある場合は5年)			
償 還 期 限	10年 (据置期間を含む)			
償 還 方 法	年賦又は半年賦			

3 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

【宮崎県社会福祉協議会】

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

	生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実 施 主 体	県社会福祉協議会(窓口は、各市町村社会福祉協議会)
対 象 災 害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた 低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。 または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。
貸付限度額	①災害臨時経費 150万円以内 ②住宅経費 250万円以内
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
措 置 期 間	6か月以内
償還期間	7年以内
償還方法	月賦

4 母子寡婦福祉資金の貸付

【県】

「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資金名	母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、西臼杵支庁福祉課、県福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、市福祉事務所)、宮崎市
貸付対象者	母子家庭の母または寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年1.5% ただし、据置期間中は無利子
据置期間	貸付の日から6箇月
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

5 被災者生活再建支援制度

【被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館内)】

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(10万人未満に限る。)における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金(基礎支援金、加算支援金)の合計額となる。
(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

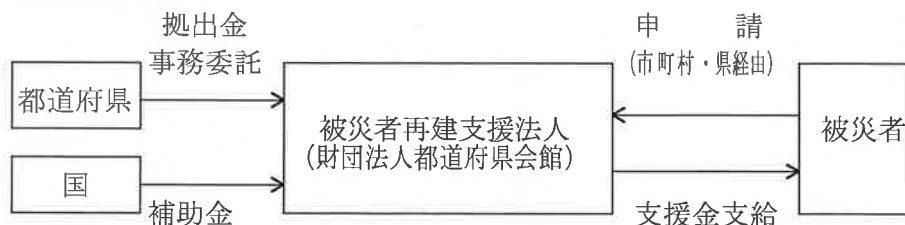
住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)

(4) 支給の仕組み



- ・申請窓口：市町村
- ・申請時の添付書面
 - ①基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
 - ②加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ・申請期間
 - ①基礎支援金 災害発生日から13月以内
 - ②加算支援金 災害発生日から37月以内

6 宮崎県・市町村災害時安心基金

【県、市町村】

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額

6億円（平成19年度から県、市町村が1億円ずつ3年間積み立て）

(2) 基金の設置場所

財団法人宮崎縣市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村

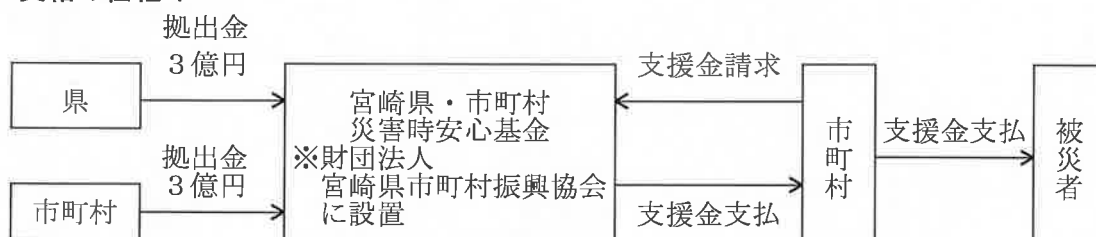
自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

(4) 支援金の額 1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

- ア 全壊 20万円
- イ 半壊 15万円
- ウ 床上浸水 10万円

(5) 支援金交付先 被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み



第3款 金融関係機関の応急措置

第1項 基本方針

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況、資金の需要状況に応じ、関係行政機関と連絡協調のうえ、次のとおり金融上の措置を講ずるものとする。

第2項 対策

1 災害応急措置

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
- (2) 金融機関の業務運営の確保
- (3) 金融機関による非常金融措置の実施
- (4) 各種金融措置に関する広報

2 災害復旧関係金融措置

1 災害応急措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、被災地金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

また、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、県知事又は、公安委員会に対し連絡するものとする。

(2) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ被災地金融機関が早急に営業開始を行いうるよう斡旋、指導等を行う。また、要すれば、金融機関相互間の申合せ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

(3) 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜をはかるため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申合せ等により次のような非常措置をとりうるよう斡旋、指導を行う。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(4) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、損傷貨幣の引換措置等については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧を資する。

2 災害復旧関係金融措置

被災地における金融秩序を維持し災害復旧に必要な金融の適正を期するため、被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融通について、金融機関の適切な措置がとられるよう指導する。

第4款 雇用の確保

第1項 基本方針

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第2項 対策

- 1 離職者への措置
- 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置
- 3 被災事業主に関する措置

1 離職者への措置

【公共職業安定所】

公共職業安定所の長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

- (1) 窓口の設置
被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置
公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。
- (3) 諸制度の活用
職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。
- (4) 労働者の斡旋
災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

【公共職業安定所】

- (1) 証明書による失業の認定
被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。
- (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

宮崎労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第5款 税対策等による被災者の負担の軽減

第1項 基本方針

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

第2項 対策

- 1 国税等の徴収猶予及び減免の措置
- 2 県税の徴収猶予及び減免等
 - (1) 県税に関する期限の延長
 - (2) 県税の徴収猶予
 - (3) 県税の減免

- 3 その他公共料金の特例措置
 - (1) 郵政事業
 - (2) 通信事業
 - (3) 電気事業
 - (4) 都市ガス事業

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

【市町村】

市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

【県】

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法及び宮崎県税条例(以下「県税条例」という。)の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

【国】

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

- (1) 申告等の期限の延長
- (2) 徴収猶予
 - ア 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ 通常の場合の徴収猶予
 - ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等
- (3) 減免措置

2 県税の徴収猶予及び減免等

(1) 県税に関する期限の延長

知事は「地方税法第20条の5の2」に基づき、「県税条例第22条」により、法またはこの条例の定める申告、申請、請求、その他書類の提出(不服申立に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、納税義務者等の申請により、その災害のやんだ日から2月をこえない限度において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、納税義務者等の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期間を延長することができる。

(2) 県税の徴収猶予

知事は「地方税法第15条」の規定に基づき、納税義務者等が、その財産について災害を受けた場合等において、その事実に基づいて、県税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その申請により1年以内の期間を限り(やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内)、その徴収を猶予することができる。

(3) 県税の減免

知事は地方税法第72条の62、第73条の31、第162条及び第194条の規定に基づき、「県税条例第23条」により、次に掲げる者について、その納付すべき事業税、不動産取得税、自動車税及び鉾区税を減免することができる。

ア 事業税の減免(個人の実業税に限る。)

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の4月1日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

- (ア) 自己の所有に係る事業用の資産について、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。(イ)において同じ。)が当該資産の

価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第72条の49の8第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が 1,000万円以下であるもの

- (イ) 自己(控除対象配偶者または扶養親族を含む。)の所有に係る住宅または家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅または家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの

事業の所得	減免の割合
500万円以下の金額	全部
500万円を超え、750万円以下の金額	10分の5
750万円を超える金額	10分の2.5

イ 不動産取得税の減免等

(ア) 災害のやんだ日から3年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

(イ) 不動産を取得した者で当該不動産取得税の納期限(当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して6か月を経過しているときは6か月経過日の前日)までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免するものとする。

(ロ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第3条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずるものとして知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税から住居の用に供していた不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

ウ 自動車税または鉦区税の減免

災害により自動車または鉦区について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の自動車税または鉦区税の税額の2分の1を軽減するものとする。

3 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

【郵便事業株式会社】

ア 被災者に対する通常葉書(1世帯当たり5枚)・郵便書簡(1枚)の無償交付
被災地の支店長が決定する。

イ 被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種または盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除
郵便事業株式会社九州支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 災害救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。

(イ) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパックまたは現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

(2) 通信事業

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生しまたは発生する恐れがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(3) 電気事業

【九州電力株式会社(宮崎支店)】

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

- ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)
- エ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除
- カ 被災により1年未満で廃止または減少した契約の料金精算の免除
- キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

【宮崎ガス株式会社】

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。九州経済産業局長の認可が必要。

- ア ガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- イ 不使用月のガス料金(基本料金)の免除
- ウ 被災により、ガス使用ができなくなった使用者が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
- エ 被災により、1年未満で廃止または減少した契約の料金精算(補償料)の免除

第6款 住宅確保の支援

第1項 基本方針

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市町村が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市町村で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行うものとする。

第2項 対策

- 1 災害公営住宅の建設
- 2 災害住宅融資
 - (1) 災害復興住宅融資対象地域の決定
 - (2) 災害復興住宅(新規、購入、補修)融資

1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(2) 災害公営住宅は原則として市町村が建設し管理するものとする。

(3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次によるものとする。

ア 入居者資格

次の各号(老人等にあつては、(ア)、(ウ)及び(エ))の条件を具備する者

- (7) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- (イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (ウ) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を超えないこと。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

- (7) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の3割(激甚災害は5割)以内とする。
ただし、他市町村で余分があるときは、3割(激甚災害は5割)をこえることができる。
- (イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割(激甚災害は5割)以下の場合、3割(激甚災害は5割)に達するまで建設することがある。

2 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、り災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

(2) 災害復興住宅(新規、購入、補修)融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者(り災の日から2年を経過しない場合に限る。)は、融資を受けることができるので、県及び市町村は、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

また市町村は、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努めるものとする。

第7款 災害復興基金の設立

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第1款 中小企業の復興支援

第1項 基本方針

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望するものとする。

第2項 対策

- 1 資金需要の把握連絡通報
- 2 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
- 3 中小企業者に対する金融制度の周知
- 4 金融相談の実施
- 5 国及び政府系金融機関に対する要請
- 6 融資の弾力的運用
- 7 その他の措置

1 資金需要の把握連絡通報

【県】

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

2 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

【県】

県は、関係金融機関と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

【県】

県は、市町村を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 金融相談の実施

県は、信用保証協会、関係商工会議所、関係商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行うものとする。

5 国に対する要請

県は、国に対して災害特別融資を要請するものとする。

6 融資の弾力的運用

県は、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに中小企業融資制度「経済変動・災害対策貸付」「セーフティネット貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金（設備貸与を含む。）、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応するとともに、小規模企業者等設備導入資金等の貸付が円滑に

行えるような措置を講ずる。

〔経済変動・災害対策貸付の融資条件等〕 (H23.4.1現在)

資金名	経済変動・災害対策貸付	
融資対象	災害復旧、事業の再建等を行う中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	3千万円(組合8千万円)
利率	1.8%～2.3% (別途、保証料0.40%～1.50%)	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

〔セーフティネット貸付の融資条件等〕 (H23.4.1現在)

資金名	セーフティネット貸付	
融資対象	セーフティネット保証4号(突発的災害(自然災害等))の要件に該当する中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	3千万円(組合8千万円)
利率	1.6%～2.1% (別途、保証料0.55%)	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

7 その他の措置

【県】

県は、金融の円滑化を図るため、必要に応じ一般金融機関及び政府系金融機関(商工組合中央金庫)に対し、県資金を預託するとともに、県信用保証協会に対し、損失補償等の措置を行う。

第2款 農林水産業の復興支援

第1項 基本方針

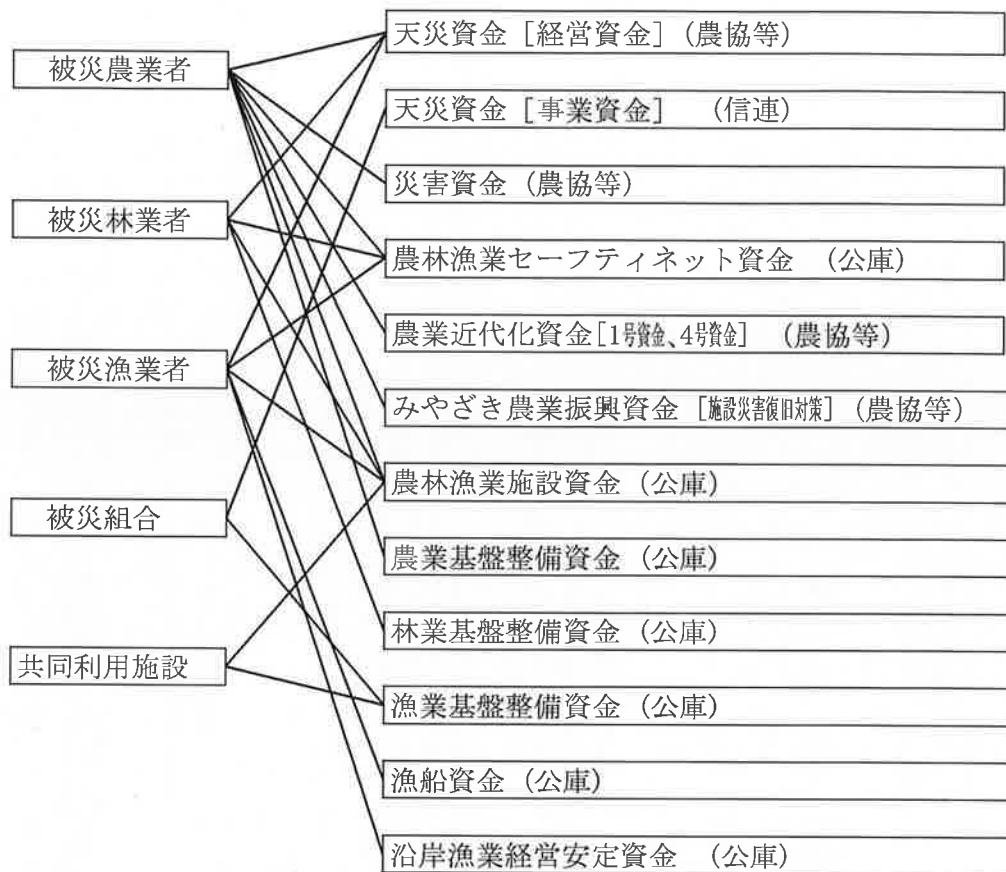
県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに国に対しても要望するものとする。

第2項 対策

- 1 農林漁業関係融資の種類
- 2 農業関係
- 3 林業関係
- 4 水産業関係
- 5 農林漁業関係融資制度一覧

1 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



※ 信連＝宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会

公庫＝株式会社日本政策金融公庫

2 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金（経営資金）、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図るものとする。

なお、農業用施設災害については、みやざき農業振興資金における県の貸付利率の特例（施設災害復旧対策）の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図るものとする。

5 農林漁業関係融資制度一覧（平成23年12月1日現在）

＜農業＞

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
天災資金	農業を営む個人及び法人で、政令で指定された天災による農産物の減収量が平年収穫量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の10%以上の者	経営資金	【個人】 一般 200万円 果樹等 500万円 【法人】 一般 2,000万円 果樹等 2,500万円	災害の都度、政令で指定 (特別被害農業者は3.0%以内)	なし	3～6年以内 (特別被害農業者は6年以内)	原則として、元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課 ※「特別被害農業者」とは、政令で指定された天災による農産物の減収による損失額が平年農業総収入額の50%以上の者又は果樹・茶樹・桑樹体の損失額が被害時価額の50%以上の者
災害資金	県が指定した災害による農畜産物の減収見込量が過去3か年の平均収量30%以上、かつ、減収見込額が過去3か年の平均農業総収入額の10%以上であることを市町村長が証明した農業者	経営再建に要する営農経費	300万円以内	災害の都度、県が指定	3年以内	7年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課
農林漁業セーフティネット資金 〔公庫資金〕	・認定農業者 ・農業所得(法人は農業に係る売上高)が総所得(法人は総売上高)の過半を占めている者又は粗収益が200万円以上 (法人は1,000万円以上)である者 ・認定就農者又は農業経営開始後3年以内の者 ・集落営農組織等	経営再建資金及び収入補填	【一般】 600万円 【特認】 年間経費等の12分の3以内	0.6%～0.85%	3年以内	10年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
農業近代化資金 (1号資金, 4号資金)	・認定農業者 ・認定農業者以外の対象者 (但し、復旧に必要な資金を除く。)	施設等の復旧	【個人】 1,800万円 【法人】 2億円	0.6%) 1.4%	2～7年以内	7～15年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課
みやざき農業振興資金 【施設災害復旧対策】	・県が指定した災害により被害を受け、その被害が、損失額又は損失面積が30%以上の次の者 ・認定農業者 ・認定農業者以外の次の対象者 ①農業を営む個人 ②農業を営む法人 ③農業を営む個人で構成される任意団体	施設等の復旧	農業近代化資金 【個人】 1,800万円 【法人】 3,600万円 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 【個人】 1,800万円 【法人】 3,600万円	0% (ただし貸付実行から5年経過後は通常金利)	2～7年以内	7～15年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課 ※ 指定災害による損失額又は損失面積については、市町村長の証明が必要
農林漁業施設資金 [公庫資金]	災害等で施設被害を受けた農業を営む者、土地改良区、農協、農業振興法人等	施設等の復旧等	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.6%) 1.55%	3～10年以内等	15～25年以内等	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫
農業基盤整備資金 [公庫資金]	災害等で農地、牧野の被害を受けた農業を営む者、土地改良区、農協、農業振興法人等	農地・牧野の災害復旧	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	1.6%) 1.9%	10年以内	25年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫

<林業>

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
林業基盤整備資金 (造林資金)	復旧造林(激甚法に関する法令施行令で告示された市町村の区域内で行う造林であり、かつ、森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく事業であるもの)	造林資金	森林組合、森林組合連合会、林業者等(借入者の負担する額の80%に相当する額。但し、計画森林の場合は90%)	0.6% ～ 1.4%	20年以内	補助30年以内 ----- 非補助35年以内 ----- 改善計画認定者補助40年以内 ----- 非補助45年以内	元利均等償還、元金不均等償還のいずれか最も認められる方法	公庫 10/10	
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設資金)	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成資金	樹苗養成の事業を営む者(借入者の負担する額の80%に相当する額)		5年以内	15年以内			
林業基盤整備資金 (林道資金)	林道の復旧	林道資金	森林組合、森林組合連合会、林業者等(借入者の負担する額の80%に相当する額)		3年以内	20年以内 ----- 改善計画認定者7年以内			
農林漁業施設資金 (共同利用施設のうち林業施設資金)	林産物の生産等に必要の共同利用施設等の復旧	林業施設資金	森林組合等(借入者の負担する額の80%に相当する額)		3年以内	20年以内			
農林漁業施設資金 (主務大臣施設のうち林業施設資金)	素材・樹苗・特用林産物の生産等機械・施設の復旧		林業を営む者(1施設当たり) 一般 300万円 特認 600万円			15年以内			
農林漁業セーフティネット資金	災害による被害を受けた林業者	災害復旧	一般 600万円 特認 年間経費等の12分の3以内	0.6% ～ 1.05%		10年以内			

<水産業>

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
漁業災害対策資金 (新みやざき漁業推進資金)	災害を受けた施設等の復旧を行う漁業者、漁協等	施設等復旧	個人等 9,000～ 36,000万 円 組合等 12億円	1.5% 但し 基準金利 3.0% まで	2～ 3年 以内	5～ 20年 以内	年賦	信漁連 漁協等 10/10	水産政策課
農林漁業施設資金 (共同利用施設)	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁業者、漁協等	施設復旧	借入者負担 の80%	0.55% ～ 1.3%	3年 以内	20年 以内		公庫 10/10	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁業者、漁協等	施設等復旧	漁船 1,000万 円 その他 300万円			15年 以内			
農林漁業セーフティネット資金	災害による被害を受けた漁業者	災害復旧	600万円			10年 以内			
漁船資金	災害を受けた漁船の復旧 (原則20トン以上)	施設復旧	借受者負担 の80%か漁 船1隻あた り4億5千万 円のいずれ か低い額		2年 以内	12年 以内			
漁業基盤整備資金	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁協等		借入者負担 額の80%		3年 以内	20年 以内			
天災資金 (天災融資法が発動された場合に 限る)	天災により被害を受けた漁業者が経営資金を必要とする場合	経営資金	※融資限度額、利率、据置期間、償還期間については、その都度政令で定められる。					漁協・ 市中銀行等 10/10	

第5章 津波対策

第1節 津波被害想定

第1款 宮崎県における津波被害

日本でも有数の津波の常襲地帯、四国太平洋岸付近に隣接する九州宮崎県沿岸は、過去に大小数多くの津波に襲われ、被害を被ってきた。

宮崎県沿岸に津波被害をもたらすような地震の発生する地域は、大きく2つに分けることができる。

1つは、宮崎県沿岸の前面、日向灘沖で起こる地震、もう1つは紀伊半島・南海道、東海道沖で起きる地震である。これらのうち、紀伊半島・南海道沖で発生する地震は、規模が大きいため、津波も、他の津波に比べると、波高が高く、被害も大きい。

宮崎県に人命の損失を含む大被害を与えた津波は、寛文2年(1662年)日向灘沖、宝永4年(1707年)紀伊半島・南海道沖、明和6年(1769年)日向灘沖、安政元年(1854年)東海道・南海道沖の4つの地震によるものである。

宮崎県に被害をもたらした主な地震、津波規模階級を以下に示した。

表5-1 宮崎県に被害をもたらした地震津波

地震名	発生日	波源(震源)		マグニチュード	
	日本歴(西暦)	東経(°)	北緯(°)	M	m
寛文地震	寛文2年9月20日 (1662 10 31)	132.0	31.7	7.6	2
宝永地震	宝永4年10月4日 (1707 10 28)	135.9	33.2	8.4	4
明和地震	明和6年7月28日 (1769 8 29)	132.1	33.0	7.4	1
安政東海地震	安政元年11月4日 (1854 12 23)	137.8	34.0	8.4	3
安政南海地震	安政元年11月5日 (1854 12 24)	135.0	33.0	8.4	4

mは津波規模階級

被害津波総覧

渡辺 偉夫著

表5-2 津波階級

規模階級	津波の高さ(H)	被害程度
-1	50cm以下	なし
0	1m程度	非常にわずかの被害
1	2m程度	海岸および船の被害
2	4~6m程度	若干の内陸までの被害や人的被害
3	10~20m程度	400km以上の海岸線に顕著な被害
4	30m以上	500km以上の海岸線に顕著な被害

これらの地震津波による津波被害は古文書等により、おおよそ伺い知ることができる。以下にこれらの地震津波による被害をまとめる。

寛文地震 1662年10月31日（寛文2年9月20日）

この地震が発生したのは、寛文2年9月19日午前0時頃であった。日向沿岸一带に大きな被害を与えたが、最大の惨状を呈したのは、青島付近で、殿所村は海中に陥没した。

「一宮巡詣記」には、「熊野原を行き過、たさしと言う所を通りけるに、入海広く見えたり。近き頃までは「とんところ」と云村ありしかとも、大地震に津波来りて、今は入り江になりたりと聞て、」とあり、「延陵世鑑」には「なかにも、宮崎・那珂の両郡甚しく、山崩れ、谷埋れ民屋の破損は数を知らず。海辺の田畑、海となる事凡そ七、八千石に余れり。常に潮の満に、岩の頭をひたす所、地震後は、岩頭三、四尺海底になり、是を以て見れば、地の陥る事、三、四尺余なるべし。前代未聞の大地震なり。」と記されている。また「日向纂記」では「那珂郡の内、下加江田・本郷所々の地陥つて海となること周囲七里三十五町、田畑八千五百石余に及び、米粟二千三百五十石余流失あり、潰家千二百十三戸の内、陥つて海に入るもの二百四十六戸、其人員二千三百九十八戸の内、溺死十五人、牛馬五頭に及へり。飢肥城にも石垣九ヶ所百九十二間破壊し、・・・」と記されている。

宮崎地方では、大淀河口北岸へ下別府が陥没したため、その地の住民は全部西方別府に避難移住して上野町と称し宮崎市開発の基を成したとされている。

宝永地震 1707年10月28日（宝永4年10月4日）

地震が発生したのは、宝永4年10月4日12時頃であった。

我が国最大級の地震の1つで、家屋倒潰地域は駿河湾中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山・出雲・三原・筑後にまで及んだ。

津波の被害は、伊豆半島から九州までの太平洋沿岸及び大阪湾・播磨・伊予・防長を襲い、八丈島をも襲った。

明和地震 1769年8月29日（明和6年7月28日）

地震が発生したのは、明和6年7月28日であった。

地震、津波による被害は、日向灘沿岸各地で起こり、大分城の門、櫓、石垣等が破損、寺社、町屋も大きな被害を受けた。また、高鍋城破損、延岡城石垣破損、築地城の塀破損等の被害を出した。また、薩摩で津波の被害を受けた。

安政東南海地震 1854年12月23、24日（安政元年11月4、5日）

この地震は安政東海地震によるものが安政元年11月4日9時頃、安政南海地震によるものが安政元年11月5日16時頃であった。地震津波被害は、安政東海地震が起こって、わずか32時間後に安政南海地震が起こっており、震災や津波の様子を、古文書から2つに区別することが難しい。

安政東海地震による津波の被害は房総半島から高知、九州の太平洋沿岸まで及んだ。特に被害の大きかった地域は、下田・遠州灘・伊勢志摩・熊野灘沿岸である。

安政南海地震による津波の被害は中部から九州に及ぶ。

第2款 津波被害想定結果の概要

1 津波危険度

津波については、想定地震と海底地形及び水深データに基づき、過去の宮崎県に被害をもたらした地震津波を参考にしつつ、シミュレーションを行った。

(1) 主な地点の津波最大波高

主な地点の津波最大波高を表5-3に示す。

表5-3 主な地点の津波最大波高(m)

地点	日向灘南部地震	日向灘北部地震
串間	3.53	3.27
日南	4.21	3.00
宮崎	3.62	3.25
日向	2.97	4.18
延岡	2.54	3.01

(2) 河川の遡上距離

河川の遡上距離を表5-4に示す。

表5-4 河川の遡上距離(m)

遡上場所	日向灘南部地震	日向灘北部地震
延岡市 五ヶ瀬川河口付近	約3,360	約3,360
門川町 門川湾付近	約 960	約 960
〃 市街地付近		約1,260
日向市 細島港付近	約 480	約1,600
〃 塩見川河口付近	約1,920	約1,920
高鍋町 小丸川河口付近	約4,000	約4,000
佐土原町 一ツ瀬川河口付近	約6,400	約6,400
宮崎市 大淀川河口付近	約2,560	約2,560
〃 清武川河口付近	約2,560	約2,400
日南市 広渡川河口付近	約1,760	約1,000
南郷町 外浦港河口付近	約1,120	約 640
串間市 市木川河口付近	約 640	
〃 本城川河口付近	約 640	約 480
〃 福島川河口付近	約3,040	約2,880

図5-1 最大水位分布図（日向灘南部地震）

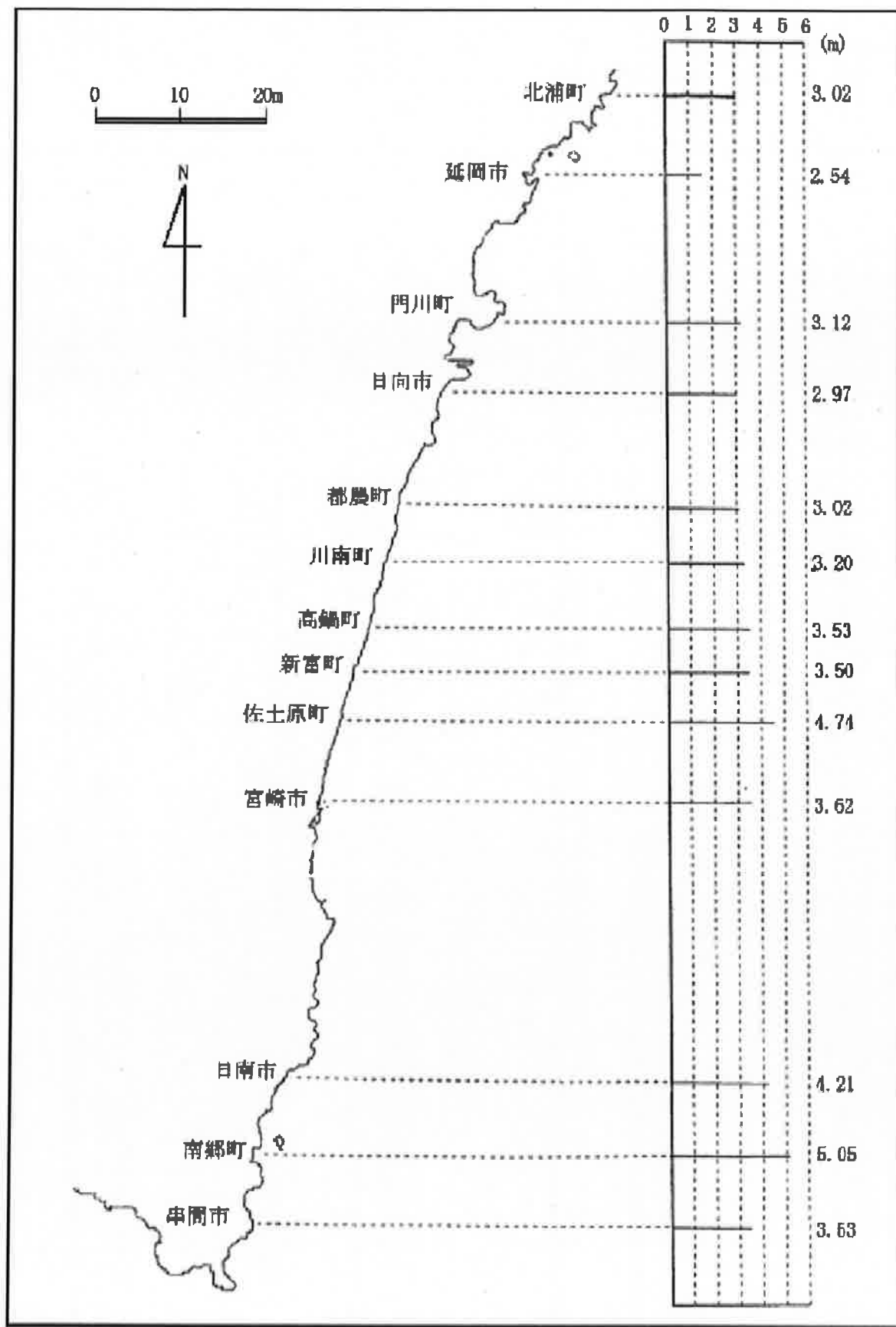
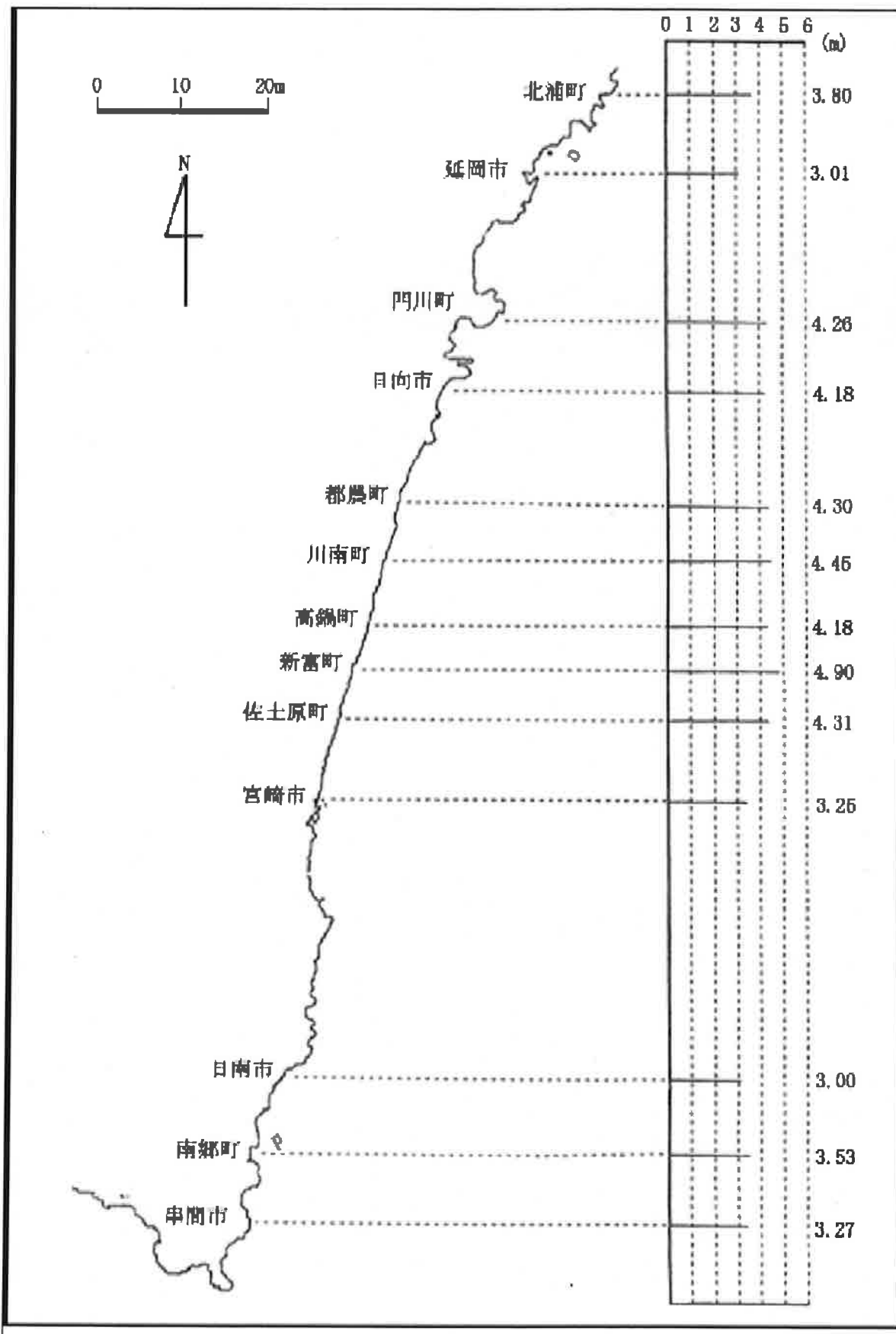


図5-2 最大水位分布図（日向灘北部地震）



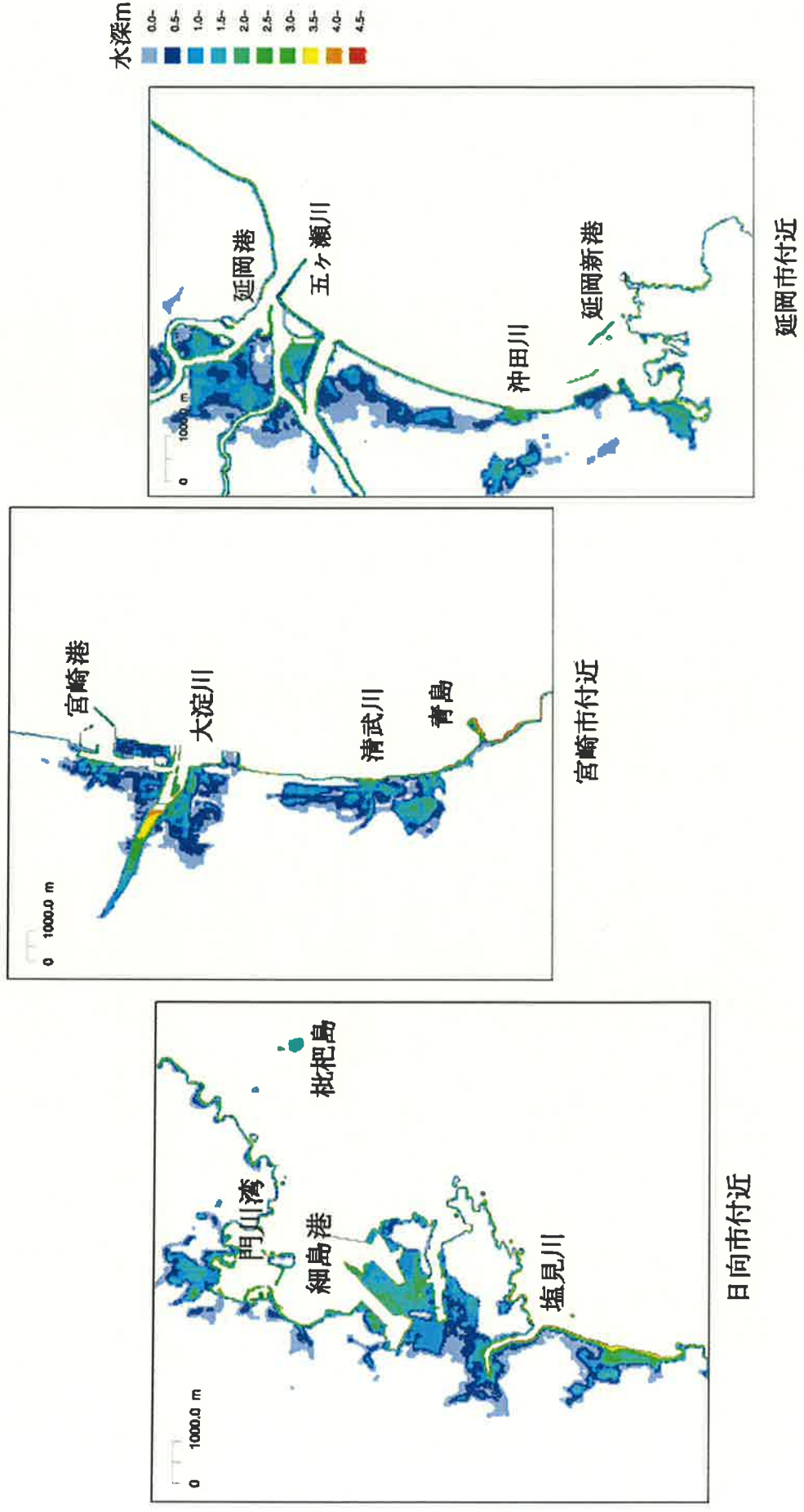


図 5-3 津波の遡上域と水深 (日向灘南部地震)

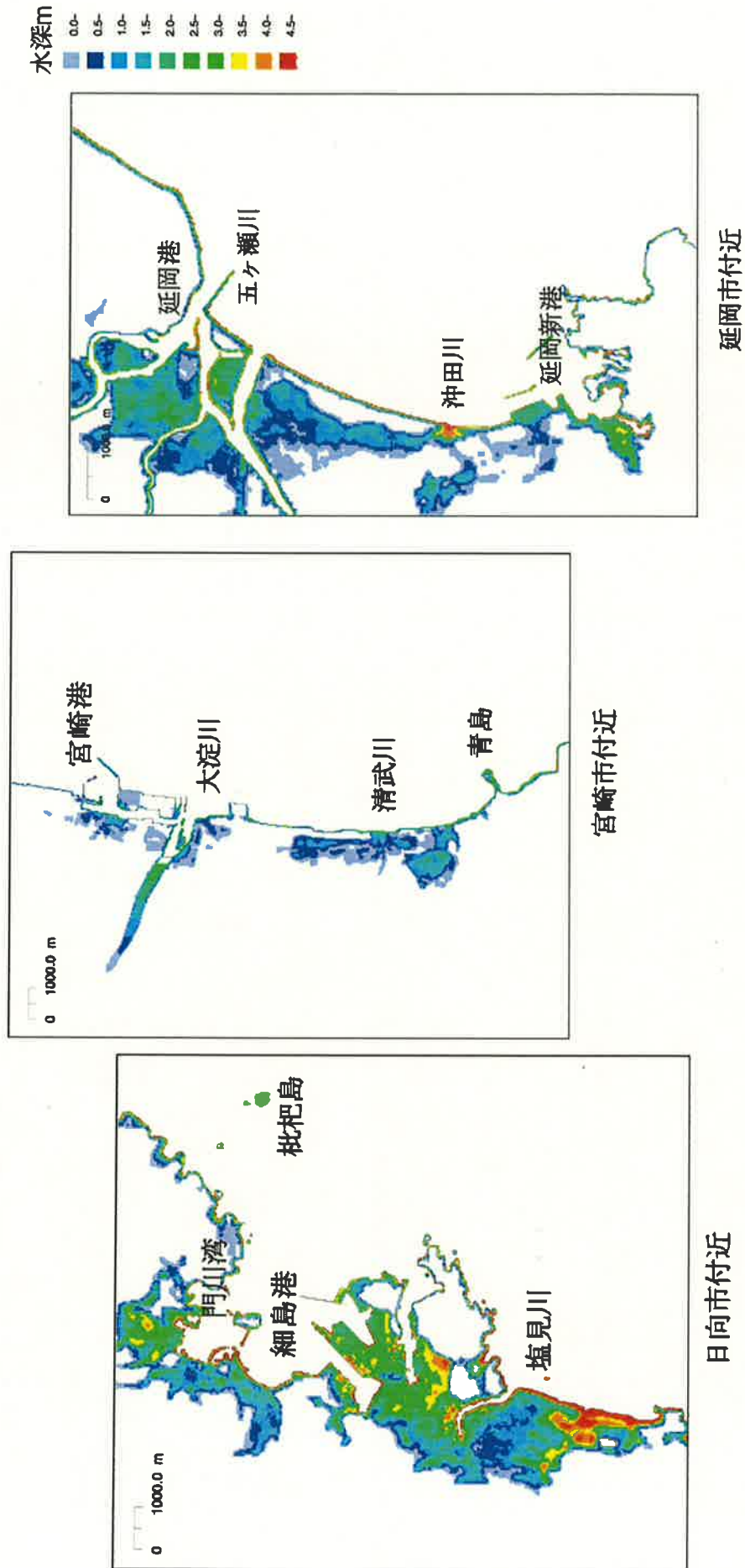


図5-4 津波の遡上域と水深（日向灘北部地震）

2 想定される被害の概要

津波の大きさと建物の被害の関係を表5-5及び表5-6に示す。

表5-5 津波波高と被害の関係

津波波高(m)	1	2	4	8	16
津波形態	潮汐	腫れ上がる	第2波砕波	第1波砕波	
木造家屋	半壊	全壊			
石造家屋	持ちこたえる		全面破壊		
鉄筋コンクリート家屋	持ちこたえる				全面破壊
漁船		被害発生	被害率50%	被害率100%	
防風林	被害軽微 津波軽減	漂流物阻止	部分的被害 漂流物阻止	全面被害 無効果	
養殖筏	被害発生				
沿岸集落		被害発生	被害率50%	被害率100%	
打上高(m)	1	2	4	8	16

表5-6 浸水域と被害区分の概要

被害区分	浸水深 (H)	
	木造	非木造
床上 (大破)	$2.0\text{m} \leq H$	---
床上 (中破)	$1.0\text{m} \leq H < 2.0\text{m}$	---
床上 (軽微)	$0.5\text{m} \leq H < 1.0\text{m}$	$0.5\text{m} \leq H$
床下浸水	$H < 0.5\text{m}$	$H < 0.5\text{m}$

表5-7及び表5-8に想定結果を整理したものを示す。

表5-7 建築物被害想定

想定地震	地点名	木造建物 (棟)		非木造建物 (棟)
		全壊 (大破)	半壊 (中破)	
日向灘南部地震	延岡市	364	2,057	0
	日向市	660	3,345	0
	宮崎市	267	1,260	0
	日南市	1,226	----	----
合計		2,517	6,662	0
日向灘北部地震	延岡市	1,412	2,924	0
	日向市	3,821	6,135	0
	宮崎市	68	437	0
	日南市	805	----	----
合計		6,106	9,496	0

表5-8 人的被害想定

想定地震	地点名	死者数 (人)	重傷者数 (人)	中等傷者数 (人)
日向灘南部地震	延岡市	114	157	659
	日向市	193	432	1,812
	宮崎市	73	66	278
	日南市	100	122	514
合計		480	777	3,246
日向灘北部地震	延岡市	239	651	2,732
	日向市	582	3,610	15,163
	宮崎市	23	7	30
	日南市	65	54	225
合計		909	4,322	18,150

第2節 災害予防

本県は、県の東側が太平洋に面し、海岸線の総延長は約400kmと長大であり、海水浴シーズンには年間数十万人を超える人が集まる多くの海水浴場を抱えていることや年間を通じて釣り人も多数に上ることから、津波災害の防止は重要な課題である。

また、地震被害想定調査や国（中央防災会議）が行った東南海・南海地震に係る被害想定においても津波による物的・人的被害が大きく想定されており、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定による東南海・南海地震防災対策推進地域としての指定を受けた地域のうち、海岸沿岸部の宮崎市、延岡市、日南市、日向市、新富町、門川町を中心とした津波対策の充実強化が急がれる。

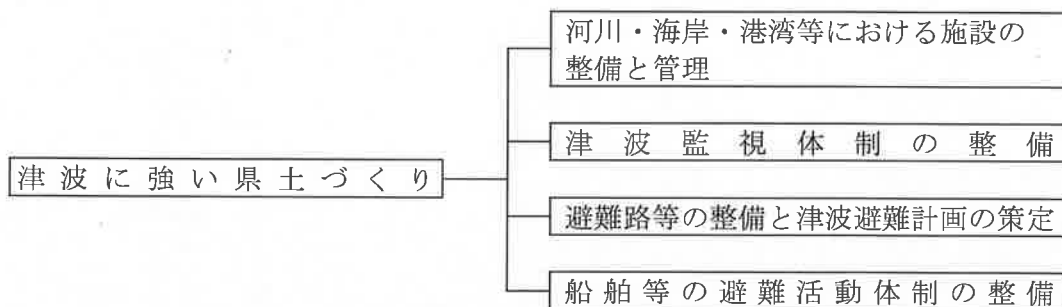
津波対策は、海岸保全施設の整備等、ハード対策を着実に推進するとともに、いかに早く安全な場所へ避難できるか等のソフト対策を平行して進めることが必要である。

第1款 津波に強い県土づくり

第1項 基本方針

津波による被害を軽減するための施設等の整備を進める。その際、最大クラスの津波が発生した場合でも、何としても人命を守るという考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、国、県、関係市町及び関係機関連携、協力の下、津波防災を効率的かつ効果的に推進する。

第2項 対策



1 河川・海岸・港湾等における施設の整備と管理

津波被害を受ける可能性のある地域について、海岸線の状況及び沿岸部の土地利用状況等を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備をはじめ、海難船舶、漂流物による航行船舶二次災害の防止などを推進するとともに、あらかじめ震災に備えた点検要領を定めておくものとする。

施設の整備については発生頻度の高い津波を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しても施設の効果が粘り強く発揮できるようにする。

また、水門、陸閘等の施設は、県と市町村、並びに操作・点検等を受託した団体等が連携してそれぞれの役割に応じて維持管理を行い有事の際には操作者の安全確保が図られた上で適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておくものとする。

(1) 河川

- ア 河口部で津波の遡上が想定される箇所の把握及び住民への情報提供
- イ 地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
- ウ 設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備を推進する

- エ 二次災害防止の観点からの低標高部分の内水・排水対策
- オ 主要河川構造物に対する点検要領と補強対策及び応急復旧要領の策定

(2) 海岸

- ア 各海岸で想定される津波高の把握及び住民への情報提供
- イ 地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握
- ウ 海岸施設に対する定期的な点検及び補強対策
- エ 設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備を推進する
- オ 海難船舶、漂流物による航行船舶等の二次災害の防止
- カ 油類等危険物の流出防止対策の徹底

(3) 港湾

- ア 想定される津波高さの把握及び港湾利用者等への情報提供
- イ 港湾施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ウ 貯蔵危険物の流出防止対策など危険物取扱施設の安全確保
- エ 港湾区域における非常時航路の確保及び沈船、漂着物等の除去対策
- オ 緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援体制の確立

(4) 漁港

- ア 想定される津波高さの把握及び漁港利用者等への情報提供
- イ 漁港施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ウ 油類等危険物の流出防止対策
- エ 沈船、漂流物等の除去対策
- オ 主要漁港における緊急輸送路の確保と災害復旧・復興支援体制の確立

【県、市町村等】

津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。

2 津波監視体制の整備

【市町村】

沿岸市町村は、震度4以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。

この場合において、次の事項について津波監視体制の整備を図り、市町村地域防災計画に監視場所、監視者、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(1) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(2) 陸上からの監視

ア 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全性の確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

イ 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

ウ 遠方監視設備等の導入

潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であることから、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備(監視カメラ等)の導入に努め

るものとする。

3 避難路等の整備と津波避難計画の策定

【市町村】

沿岸市町村は、住民に対し、日常から津波の危険性を広く啓蒙するとともに、地域の地形等に応じた避難路等を整備するとともに避難場所及び避難経路を含めた具体的避難計画を策定しておくものとする。

避難路等の整備及び避難計画の策定に当っては、震災対策編第2章第2節第6款「避難収容体制の整備」に基づくほか、下記の事項に留意するものとする。

(1) 避難路の整備

避難路の整備に当っては、高台等への経路には手すりを付けるとともにスロープ式にするなど、高齢者等災害時要援護者に配慮したものとする。

また、夜間にも安全に避難できるよう、地震による停電にも点灯可能な太陽蓄電池式パネル等の導入を図るものとする。

(2) 避難対象地区の指定

市町村は、地震被害想定調査に基づく津波危険度や地域の实情から判断して、津波による浸水の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を市町村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難体制の整備を図るものとする。

(3) 避難場所の指定等

緊急避難施設として鉄筋コンクリート造等の強固な建物を避難場所として指定しておくものとする。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定に努めるものとする。

なお、いずれの場合も、あらかじめ建物の所有者の了解を得ておくものとする。

(4) 一般住民の避難活動体制の整備

ア 過去の津波記録等を勘案して安全な場所や経路を周知し、個人の避難行動が容易に行えるよう日常からの啓蒙に努めるものとする。

イ 自主防災組織や警察官との協力のもとに、避難者の掌握や必要な応急の救護活動のための体制の整備を図るものとする。

(5) 観光地等の利用者の避難誘導

ア 観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。

イ 場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知するものとする。

(6) 災害時要援護者施設等

ア 災害時要援護者施設等は津波に対して安全な場所を確保するものとする。

イ 自主防災組織や地域住民に、災害時要援護者の避難誘導に対しての協力をあらかじめ得ておき万全を期すものとする。

(7) 避難場所、避難路の周知

適切な場所に統一的な図記号等を利用した分かり易い案内板等を設置するなどして、日頃から避難場所や避難路を周知しておくものとする。

4 交通対策

【各道路管理者及び県公安委員会】

各道路管理者は、津波浸水のおそれがある地域において、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、あらかじめ当該地域における道路規制の実施方法や周知方法等について、広域的な整合性に配慮しつつ、関係する道路管理者及び交通管理者と調整の上、具体的な対応策を定めるものとする。また、当該地域において道路規制を行う計画を定めた場合は、あらかじめ県民へ周知するものとする。

なお、県公安委員会は、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路を指定することができるが、このような広域的な交通規

制を実施するに当たっては、九州管区警察局及び隣接する県公安委員会等と緊密に連携の上、調整を図り、交通規制の整合性を図るものとする。

【宮崎海上保安部及び海事関係者】

- (1) 海事関係者は、情報伝達的手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な避難方法についてあらかじめ検討しておくなど、自らその避難計画を定めておくものとする。
- (2) 宮崎海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等の場を通じて津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難方法等について指導啓蒙を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導及びその交通整理に当たるものとする。

【大阪航空局宮崎空港事務所】

大阪航空局宮崎空港事務所は、津波が来襲する恐れがある場合、空港の運用制限の検討を行うなど、必要な安全確保対策についてあらかじめ講じておくものとする。

【JR九州株式会社】

走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行の停止や旅客や駅に滞在する者の避難誘導等の必要な安全確保対策について、あらかじめ講じておくものとする。

第2款 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

第1項 基本方針

津波に関する情報をより早く伝達して、素早く待避・避難できる体制を準備することが人的被害を防ぐ上で特に重要であり、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等に対する伝達体制を整えておくものとする。

第2項 対策

津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

1 津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

【市町村、海岸管理者、港湾管理者】

沿岸市町村は、住民等に対し、津波に関する情報の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、サイレン、半鐘等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、防災情報処理システムの適正な管理に努めるとともに、防災情報処理システムと市町村同報無線の自動接続設備の整備を図るものとする。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

【県・宮崎地方气象台・宮崎海上保安部・県警察本部・放送機関等】

防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸市町村や船舶等への津波に関する情報の伝達の迅速化を図るとともに、夜間、休日における確実な津波に関する情報の伝達体制を整えておくものとする。

【市町村、海岸管理者、港湾管理者等】

沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表するよう努めるものとする。

(参考) 津波に関する情報の種類

宮崎地方气象台（気象庁）が通知する津波に関する情報の種類は次のとおりである。

1 津波警報・注意報・予報

ア 津波注意報

予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合

イ 津波警報

(ア) 津波：予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合

(イ) 大津波：予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合

ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

エ 津波注意報解除及び津波警報解除

津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合

2 津波情報

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

ウ 津波観測に関する情報

津波の第1波観測時刻及びその高さ、津波の最大の高さ及びその観測時刻

エ 津波に関するその他の情報

3 地震解説資料

県内で震度4以上を観測した場合や津波予報区「宮崎県」に津波警報・注意報を発表した場合に作成し提供する。

過去に発生した地震状況、震央分布図、地震活動経過図などの情報

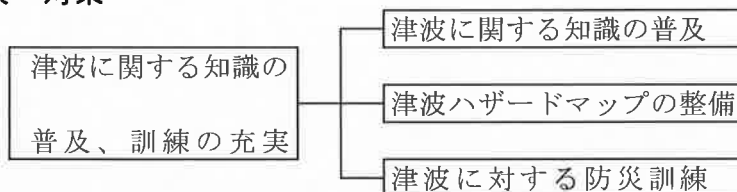
※ 地震情報については第3章震災応急対策に掲載

第3款 津波に関する知識の普及、訓練の充実

第1項 基本方針

被害想定調査に基づき、津波危険性地域を知らしめるとともに、津波の恐ろしさ、津波に関する情報の種類、避難措置等について周知徹底を図り、防災訓練の実施等により緊急を要する場合には、自主的な退避措置が講じられるよう指導するものとする。

第2項 対策



1 津波に関する知識の普及

【県、市町村、防災関係機関】

県及び市町村等防災関係機関は、津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

(1) 一般住民に対する内容

ア 津波警報、避難指示等の意味合い

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台などの安全な場所に急いで避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。

エ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除までは気をゆるめず、海浜部には近づかない。

(2) 船舶に対する内容

ア 津波警報、避難指示等の意味合い

- イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い地域）に退避する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- エ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外に退避する。
- オ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2 津波ハザードマップの整備

【市町村】

津波による浸水が予想される地域について県が作成した浸水予測図等を基に、避難地、避難路等を示した津波ハザードマップの整備を行い、住民等に周知するものとする。

なお、当該ハザードマップの整備に際しては、地域の実情を把握しているとともに、津波警報・注意報発表時等に避難の当事者となる地域住民の参画を得るよう努めるものとする。

3 津波に対する防災訓練

【県・市町村・防災関係機関】

防災関係機関は津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、自主防災組織等を含めた防災訓練を実施する。特に、津波については個人による自主避難行動が重要であることから、その啓蒙に努めるものとする。

(1) 一般住民の防災訓練等

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から避難場所、避難経路を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図るものとする。

(2) 教育施設での訓練等

ア 教育施設においては、日常の教育で避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行うものとする。

イ 野外活動中における津波発生に備え、避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図るものとする。

(3) 災害時要援護者及び医療施設での安全確保

ア 医療施設等は、基本的に津波に対して安全な場所を確保するほか、施設並びに関係機関を含めた防災組織の組織化を図り、万一の場合に備えた避難訓練を行うものとする。

イ 県及び市町村は、高齢者、障害者等の安全確保のために、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得た避難訓練を行う。

(4) 船舶等の安全確保

宮崎海上保安部、県及び市町村等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速適切に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せ、あるいは独自に船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓蒙に努める。

第3節 応急対策

日向灘でM6.5以上の地震が発生すると津波が発生するが、津波が沿岸に達するのは、地震被害想定調査では、最も早いところで約9分となっている。しかし、過去の地震では地震発生後1分で津波の第1波が観測されたことがあり、大きな揺れを感じたらすぐに津波に対する嚴重な注意をする必要がある。

また、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定によ

る東南海・南海地震防災対策推進地域としての指定を受けた地域のうち、海岸沿岸部の宮崎市、延岡市、日南市、日向市、新富町、門川町を中心とした6市町においては、東南海・南海地震の発生に伴う大津波の来襲等も懸念される。

気象官署から発表される津波に関する情報をいかに迅速・的確に沿岸地域の住民や観光客、釣り人等に伝達し、安全な場所に避難させるかということが、被害を軽減する上で最優先される事項である。

第1款 活動体制の確立

第1項 基本方針

津波の危険性を認知した県及び沿岸市町の職員は、勤務時間内外を問わず直ちに登庁し、初期的活動を展開するとともに、必要な体制の確立に努めるものとする。

津波警報発表時等の県、沿岸市町、防災関係機関の活動体制の確立は、第3章第1節「活動体制の確立」によるほか、本章の定めるところによるものとする。

第2項 対策

- 1 情報連絡本部の設置
- 2 災害警戒本部の設置
- 3 災害対策本部の設置
- 4 津波警報・注意報発令時の職員配備基準
- 5 夜間・休日における措置
- 6 市町村における活動体制の確立
- 7 消防機関等の活動
- 8 その他の防災機関等の活動

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 津波予報区「宮崎県」に津波注意報が発表されたとき。
- (2) その他危機管理課長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 津波予報区「宮崎県」に津波警報が発表されたとき。
- (2) その他危機管理局長が必要と認めたとき。

3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ア 津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたとき。
- イ その他津波に関する災害で知事が必要と認めた場合。

4 津波警報・注意報発表時の職員配備基準

津波警報・注意報発表時の県職員の配備基準は次頁のとおりとする。

津波警報・注意報発表時の職員配備基準

配備基準	危機管理局	本 課	地方支部事務局 及び 構成出先機関	県外事務所
津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表された場合	○全局員は登庁して配置につく	○各連絡調整課及び津波対策関係課の緊急要員は登庁して配置につく	○沿岸地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員は登庁して配置につく	○緊急要員は登庁して配置につく
津波予報区「宮崎県」に津波警報が発表された場合			○沿岸地方支部事務局の緊急要員は登庁して配置につく（その他の構成出先機関については、本課及び出先機関の所属長の判断による）	○所属長の判断による
津波予報区「宮崎県」に津波注意報が発表された場合	○待機2個班登庁	○津波対策関係課の緊急要員は登庁して配置につく		
※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 津波襲来時の気象条件など上記基準によりがたい状況にある場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。 ※3 津波対策関係課 水産政策課、漁港漁場整備課、河川課、港湾課、都市計画課				

5 夜間・休日における措置

県防災・防犯メールサービスによる情報配信等により、津波警報・注意報の発令を認知した県職員（危機管理局）は、居所から直ちに災害監視室を通じて市町村に一斉FAXするとともに迅速に登庁し、対策に当るものとする。

6 市町村における活動体制の確立

沿岸市町は県に準じて、職員の配備基準や災害対策本部の設置基準を定め、活動体制を確立するものとする。

夜間・休日における職員参集については、県防災・防犯メールサービスによる情報配信等の導入を図るなど万全を期すものとする。

7 水防活動

【県】

県は、市町村（水防管理団体）の実施する水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 国が管理する河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は県が管理する海岸、河川について水防警報を行ったときは、水防管理団体である市町村に通知する。
- (2) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。

- (3) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

【市町村（水防管理団体）】

市町村（水防管理団体）は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (7) 水防活動に従事する者の安全の確保
- (8) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水門、開門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (10) 水防資機材の点検、整備、配備

8 その他の防災機関等の活動

【水道事業関係】

水道事業者は、住民の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損などによる二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

具体的な措置内容は、水道事業者が別に定める。

【電気事業関係】

九州電力株式会社等の電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための設備形成等に努めるとともに、公衆感電事故や電気火災を未然に防止するための措置等に関する広報を実施するものとする。

具体的な措置内容は、電気事業者の管理者等が別に定める。

【ガス事業関係】

宮崎瓦斯株式会社等のガス事業者の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

具体的な措置内容は、ガス事業者の管理者等が別に定める。

【通信事業関係】

NTT西日本は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とすべき措置を講ずる。

【放送事業関係】

- (1) 各放送事業者は、放送が居住者や観光客等への正確かつ迅速な情報の伝達のために不可欠であることに鑑み、大きな揺れ又は長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波からの避難が必要な地域の居住者や観光客等に対し、津波警報等が発表される前であっても、津波への注意を喚起するよう努めるものとする。
- (2) 各放送事業者は、県や市町村等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。
- (3) 各放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第2款 津波に関する情報の迅速な伝達等

第1項 基本方針

地震や津波の被害を最小限にとどめるため国、県、市町村及び放送機関等は地震及び津波に関する情報を迅速かつ正確に沿岸住民や海水浴客、漁業・港湾関係者に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。

また、市町村等は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

第2項 対策

- 1 津波警報・注意報・予報・情報の伝達
 - (1) 津波警報・注意報・予報・情報の発表・解除とその基準
 - (2) 津波予報区
 - (3) 津波警報・注意報・情報伝達組織による迅速な伝達
- 2 津波潮位の監視
 - (1) 異常現象を発見した者の通報
 - (2) 高台等からの監視

1 津波警報・注意報・予報・情報の伝達

津波警報・注意報は日本の沿岸を66の津波予報区に分け、気象庁から発表される。

宮崎県沿岸は津波予報区「宮崎県」として発表され、宮崎地方気象台を經由し県、関係機関、市町村、住民へと伝達されることになる。

(1) 津波警報・注意報・予報・情報の発表・解除とその基準

津波警報・注意報・予報の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。

津波警報・注意報・予報・情報の種類及び予報文は次のとおりである。

ア 種類

- (ア) 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(7) 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3メートル程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2メートル程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5メートル程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(7) 津波情報

津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

【津波警報・注意報の発表例】

津波警報・注意報
平成20年 1月18日13時08分 気象庁発表

***** 見出し *****
大津波・津波の津波警報を発表しました
九州地方東部、近畿四国太平洋沿岸、種子島・屋久島地方
これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください
なお、これ以外に津波注意報を発表している沿岸があります

***** 本文 *****
津波警報を発表した沿岸は次のとおりです
<大津波>
*宮崎県
<津波>
*高知県、徳島県、愛媛県宇和海沿岸、大分県豊後水道沿岸、
鹿児島県東部、種子島・屋久島地方
これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください
津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです
<津波注意>
千葉県内房、伊豆諸島、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、
愛知県外海、三重県南部、淡路島南部、和歌山県、広島県、
～(途中略)～

以下の沿岸(上記の*印で示した沿岸)では直ちに津波が来襲すると予想されます
宮崎県、高知県

***** 解説 *****
<大津波の津波警報>
高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください
<津波の津波警報>
高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください
<津波注意報>
高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波警報・注意報の切替え例】

津波注意報
平成20年 1月18日14時08分 気象庁発表

津波注意報の切り替えをお知らせします

***** 本文 *****
津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです
<大津波から津波注意への切り替え>
愛媛県宇和海沿岸、高知県、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、
鹿児島県東部、種子島・屋久島地方
<津波から津波注意への切り替え>
千葉県内房、伊豆諸島、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、
愛知県外海、三重県南部、淡路島南部、和歌山県、広島県、徳島県、
愛媛県瀬戸内海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、有明・八代海、
～(途中略)～

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県九十九里・外房、東京湾内湾、
伊勢・三河湾、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、香川県、
～(途中略)～

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません
詳しくは津波予報(若干の海面変動)を参照してください

***** 発表状況 *****
現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです
<津波注意>
宮崎県、高知県、徳島県、愛媛県宇和海沿岸、大分県豊後水道沿岸、
鹿児島県東部、種子島・屋久島地方、千葉県内房、伊豆諸島、
～(途中略)～

***** 解説 *****
<津波注意報>
高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください
<津波予報(若干の海面変動)>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません

【津波警報・注意報の解除例】

津波警報・注意報
平成20年 3月31日10時29分 気象庁発表

津波警報・注意報の解除をお知らせします

***** 本文 *****
津波警報を解除した沿岸は次のとおりです
伊豆諸島、静岡県、愛知県外海、三重県南部、和歌山県

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです
千葉県九十九里・外房、千葉県内房、小笠原諸島、伊勢・三河湾、
淡路島南部、徳島県、高知県

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません
詳しくは津波予報(若干の海面変動)を参照してください

***** 発表状況 *****
現在津波警報・津波注意報を発表している沿岸はありません

***** 解説 *****
<津波予報(若干の海面変動)>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません

【津波情報(津波到達予想時刻・予想される

津波の高さに関する情報)の例】

津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)
平成20年 1月18日13時09分 気象庁発表

【津波到達予想時刻・予想される津波の高さ】
津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです

予報区名	津波到達予想時刻	予想される津波の高さ
<大津波>		
宮崎県	既に津波到達と推測	3m
<津波>		
徳島県	18日13時40分	1m
～(途中略)～		
<津波注意>		
千葉県内房	18日14時20分	0.5m
伊豆諸島	18日14時00分	0.5m
小笠原諸島	18日14時40分	0.5m
相模湾・三浦半島	18日14時20分	0.5m
静岡県	18日14時00分	0.5m
愛知県外海	18日14時10分	0.5m
三重県南部	18日13時50分	0.5m
～(途中略)～		

なお、場所によっては津波の高さが「予想される津波の高さ」より高くなる
可能性があります
これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配
はありません
詳しくは津波予報(若干の海面変動)を参照してください

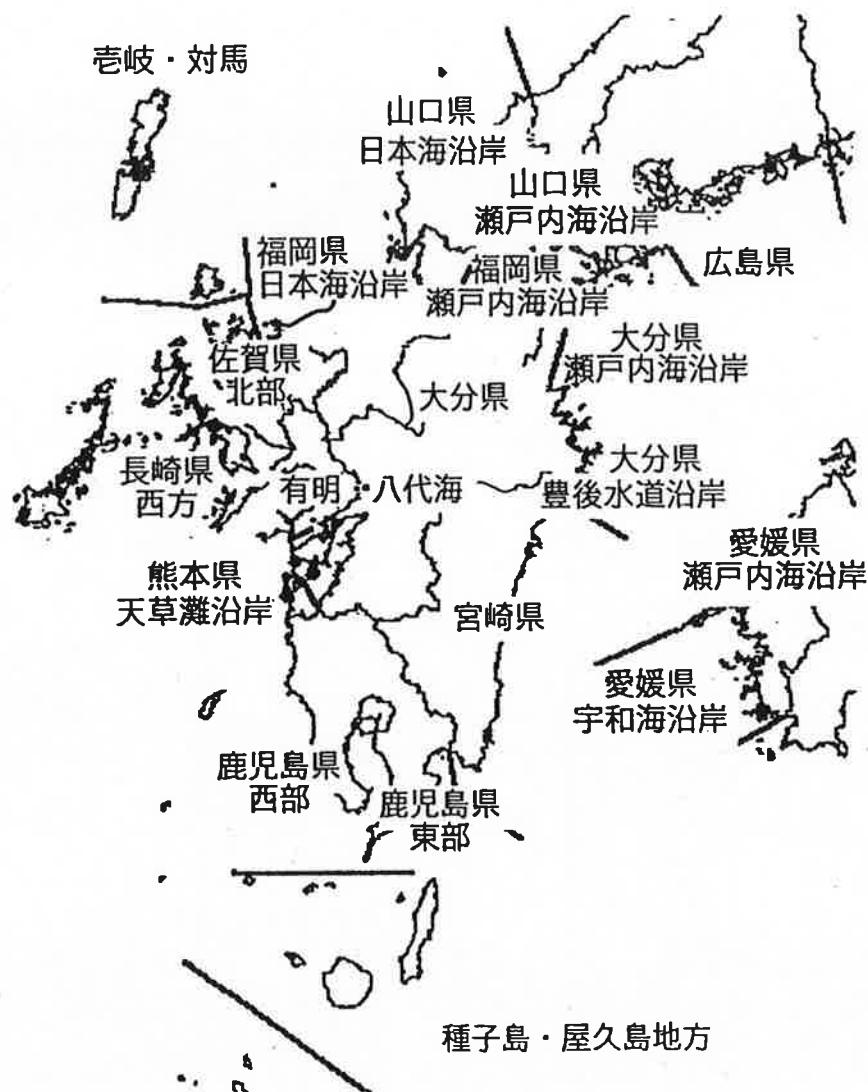
【震源、規模】
きょう18日13時05分頃地震がありました
震源地は、日向灘(北緯32.0度、東経132.0度、宮崎の東60km
付近)で、震源の深さは約10km、地震の規模(マグニチュード)は7.
6と推定されます
津波情報1号

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その
時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した
高さをいう。

(2) 津波予報区

津波予報区	区 域
宮崎県	宮崎県

九州付近の津波予報区

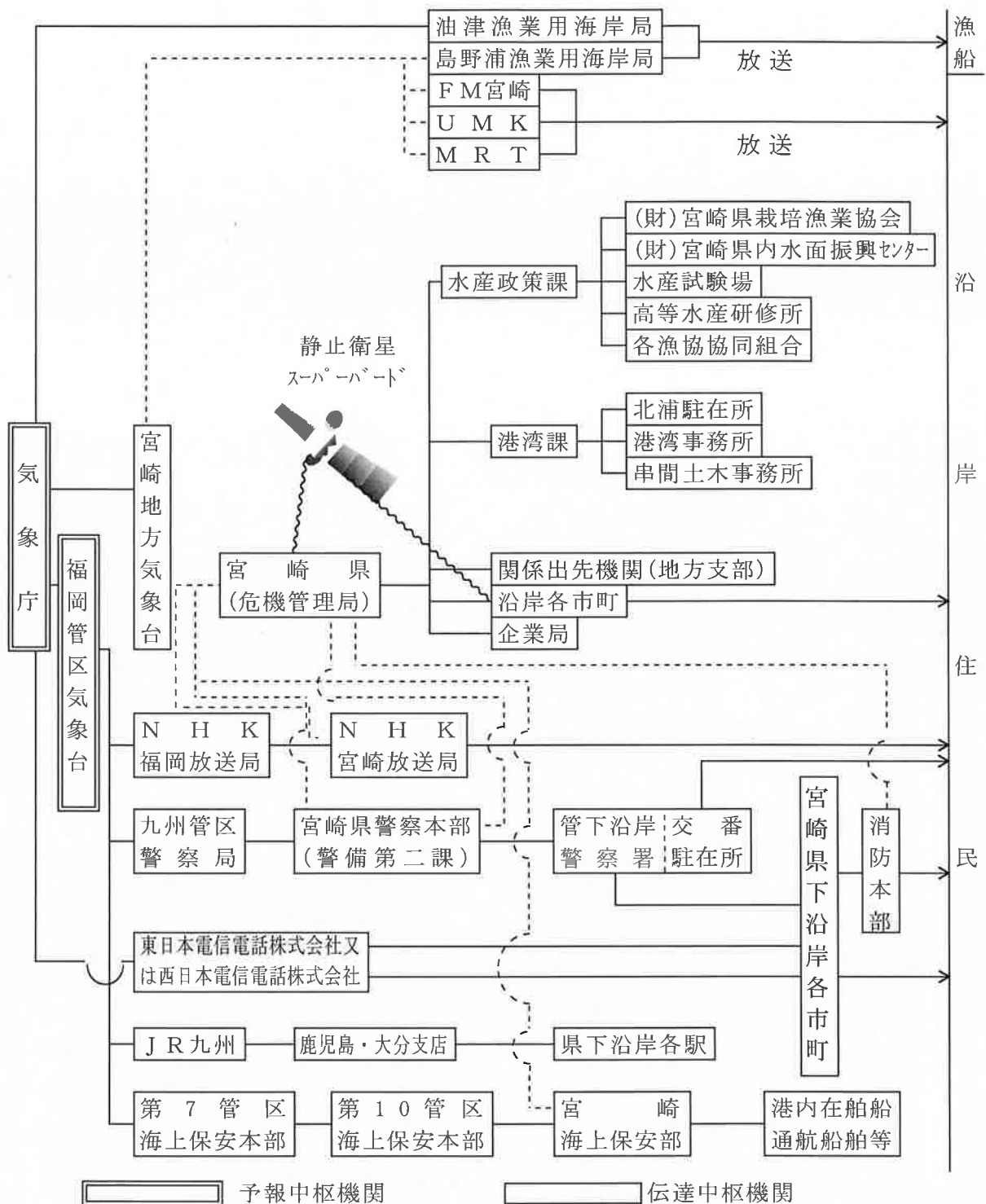


(3) 津波警報・注意報・情報伝達組織による迅速な伝達

津波の警報・注意報は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は別表の津波警報・注意報・情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確に津波警報等を伝達するものとする。

別表 津波警報・注意報及び情報は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

津波警報・注意報・情報伝達組織



(注) 1 災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣するなどの方法によって津波警報・注意報の確保に努めるものとする。

2 情報には地震情報と津波情報がある。

【宮崎地方気象台】

ア 津波警報・注意報の伝達

宮崎地方気象台は、気象庁が発表した津波予報区「宮崎県」に係る津波警報・注意報を受けたときは直ちに関係機関へ通知するものとする。

イ 地震及び津波に関する情報の伝達

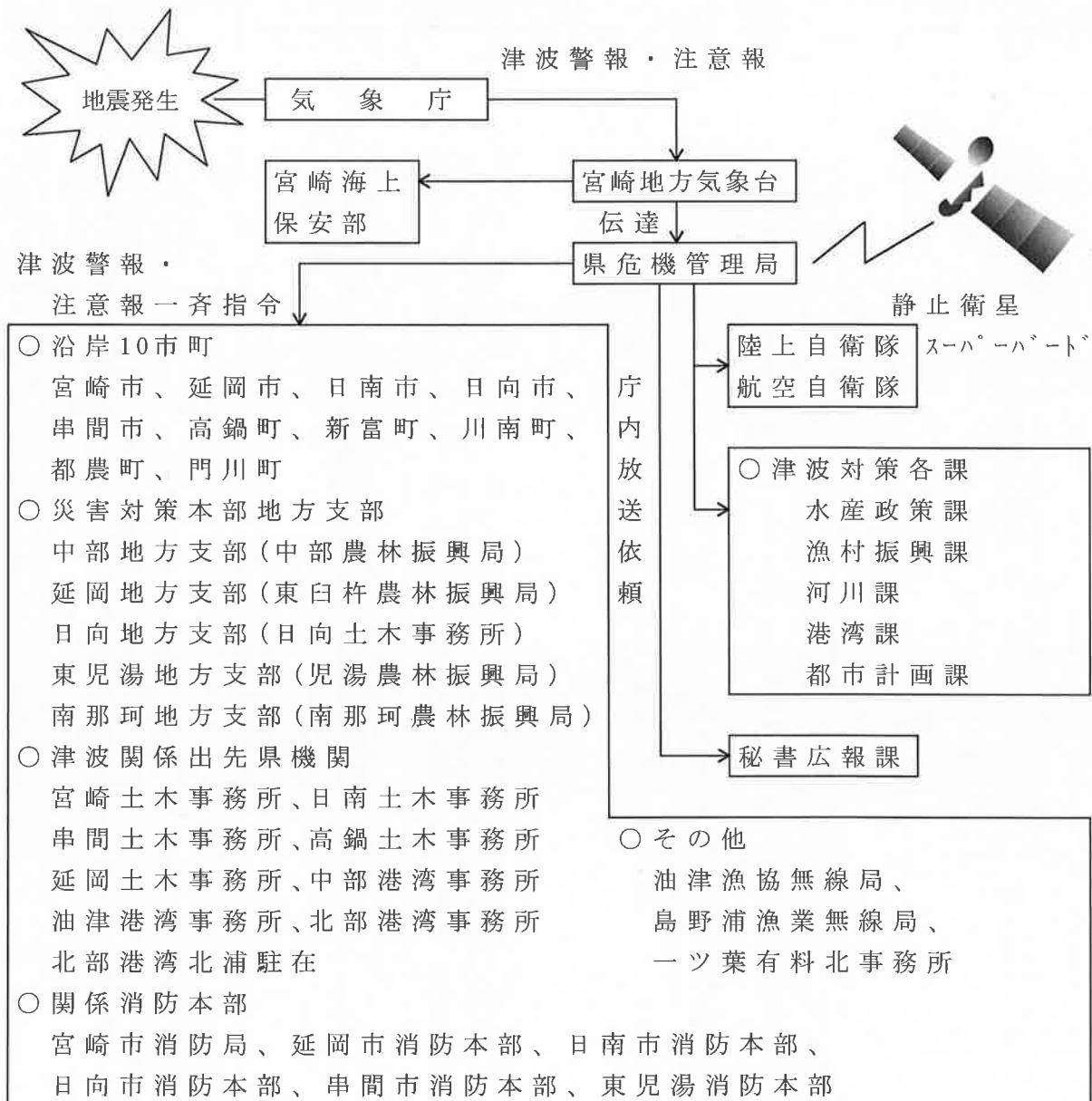
宮崎地方気象台は、地震情報、津波情報、地震解説資料のいずれかを発表した場合は、速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により関係機関に伝達するものとする。

【県】

県は、県総合情報ネットワークの一斉指令（音声、データ、FAX）により沿岸市町村、県の関係出先機関等へ伝達し、注意を喚起するものとする。

また、津波警報発表時には、防災救急ヘリコプターにより沿岸に対し警戒広報を行うよう努めるものとする。

図一 情報伝達経路



【県警察本部】

県警察本部（警備第二課、休日・勤務を要しない日及び執務時間外は総合当直）は他のすべての通信より優先し警察無線、警察電話、NTT加入電話等により海岸線市町村管轄署長に速報し、これを受理した署長は、関係市町村に伝達し、注意を喚起するものとする。また、津波警報発表時には、県警ヘリコプターにより沿岸に対し警戒広報を行うよう努めるものとする。

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、船舶用無線により津波に関する安全・緊急通報を行い船舶に対し周知するものとする。また、津波警報（大津波・津波）及び津波注意報並びに津波警報解除及び津波注意報解除が発表された場合は、巡視船艇を出動させ拡声器等により、在港船舶に対し周知するほか、NTT加入電話により可能な限り海事関係機関を通じて船舶に対し周知するものとする。

【放送機関】

放送機関はラジオにあっては番組間を利用し又は番組を中断し、テレビにあっては字幕又は番組を中断し、公衆に周知し、注意を喚起するものとする。

【NTT西日本】

NTT西日本は他のすべての通信より優先し、NTT加入電話により関係市町村に伝達し、注意を喚起するものとする。（津波警報及び津波警報解除に限る。）


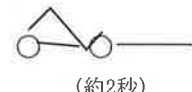
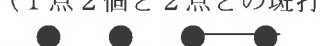
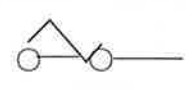

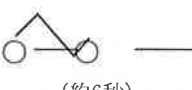

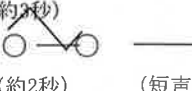
【沿岸市町村】

ア 沿岸市町村は、次の津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び所在の官公署へ速やかに周知し、必要に応じ避難勧告又は指示を行うものとする。

また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波に関する情報に接したときは、直ちに住民に周知するなど臨機な措置を行うものとする。

なお、住民への伝達については災害時要援護者にも配慮した方法を工夫し、市町村防災計画に定めておくものとする。

津波警報等の標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) 	(約2秒)  (約2秒) (短声連 点)

(注) 1. 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

- イ 市町村等は、速やかな津波警報・注意報の伝達を行うため、市町村防災行政無線の整備に努めるものとする。
- ウ 気象庁の警報事項を適時に受けることのできない場合の市町村長が、独自の観測（潮位の変化）等で津波警報を発した場合は、異常現象の発見体制にならって県を通じ宮崎地方気象台に通報するものとする。

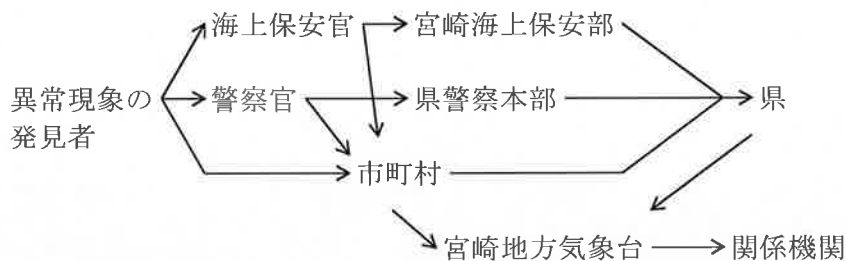
2 津波潮位の監視

(1) 異常現象を発見した者の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市町村長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市町村長がこれを受けた場合は県知事（危機管理局）及び宮崎地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は市町村長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに宮崎地方気象台に通報し、地震及び津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。

異常現象発見者の速報系統図



(2) 高台等からの監視

沿岸市町村においては、潮位監視のために職員を海岸近くに配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行うものとする。

第3款 沿岸住民、釣り人、海水浴客等の避難誘導

第1項 基本方針

津波による被害を最小限にするためには、一刻も早い避難が決め手となるので、関係機関は速やかに的確な避難勧告等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

第2項 対策

- 1 沿岸住民等への避難勧告等の実施
- 2 速やかな避難誘導の実施
- 3 関係機関の応急対策

1 沿岸住民等への避難勧告等の実施

沿岸市町村は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表された場合や強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い期間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町村長自らの判断で、海浜にある者（その沖合にある者を含む。以下同じ。）に対し、直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示をするものとする。また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民等に対し避難するよう勧告又は指示するものとする。

市町村長が必要と認める場合は、避難勧告又は指示について放送機関に放送要請し行うも

のとする。この場合、原則として県を通じてこれを行うものとする。

2 速やかな避難誘導の実施

沿岸市町村は、海浜にある者及び海岸付近の住民に避難するよう勧告又は指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行うものとする。

なお、海岸付近の住民等は、津波警報が発表された場合や震度4以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や老人の避難を互いに協力して行うものとする。

海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難すること。

(参考) 津波避難勧告文例

[防災行政無線]

こちらは、〇〇〇市(町)役所です。

(〇〇〇市(町)の災害対策本部です。)

ただいま、〇〇〇で大きな地震がありました。

〇〇地区の住民の皆さんは、津波の危険がありますので、直ちに〇〇〇へ(高台など安全な場所に)避難してください。

(繰り返し放送)

[広報車]

こちらは、〇〇〇市(町)広報車です。

(こちらは、〇〇〇市(町)の災害対策本部の広報車です。)

〇〇時〇〇分、〇〇地区に津波警報が出されました。

〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇〇へ(高台など安全な場所に)避難してください。

(繰り返し放送)

[放送機関への放送要請を行う場合]

放送申込書							
放送要請の理由	津波警報発表に伴い〇〇市長から避難勧告の放送要請があった。						
放送事項	津波警報が発表されたことに伴い、〇〇時〇〇分に〇〇市長から同市の次の地区の住民へ避難勧告が出されました。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>地区名 (ふりがな)</th> <th>避難場所名 (ふりがな)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇地区</td> <td>〇〇〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇地区</td> <td>〇〇〇〇公民館</td> </tr> </tbody> </table> 速やかに避難をお願いいたします。	地区名 (ふりがな)	避難場所名 (ふりがな)	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇小学校	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇公民館
地区名 (ふりがな)	避難場所名 (ふりがな)						
〇〇〇〇地区	〇〇〇〇小学校						
〇〇〇〇地区	〇〇〇〇公民館						
その他必要な事項	文字及びアナウンスにより放送願います。						
平成 年 月 日 (放送機関) 様							
宮崎県危機管理課長 氏名 印							

注) 市町村長から県知事に対し放送要請を依頼する場合は、これに準ずる。

3 関係機関の応急対策

【県】

- (1) 関係市町村への情報伝達
- (2) 市町村が行う避難対策に係る全体の状況把握、必要な連絡調整、指導及び協力
- (3) 管理施設のパトロール、潮位の変化の把握、被害状況の調査、情報の収集と報告
- (4) 津波の状況に応じ、管理道路の通行止等の措置を取る。
- (5) 工事中の建築物その他の工作物又は施設の工事の中断

【県警察本部】

- (1) 関係市町村への情報伝達
- (2) 津波警報が発表された地域を管轄する警察署は、市町村・消防等関係機関と協力して、海岸線の警戒、避難広報等に当たる。
- (3) 沿岸地区の管轄警察署長（交番・駐在所員等）が津波警報、注意報の発表前に、海面・潮位の変化、その他津波来襲の前兆現象を把握したときは、危険地域住民に対する避難指示等の措置をとる。

【宮崎海上保安部】

- (1) 船舶等への情報伝達
- (2) 非常配備態勢等とし、港内及びその付近等において、必要に応じ、巡視船艇等により警戒及び避難広報等に当たる。

【宮崎地方気象台】

- (1) 津波予報区「宮崎県」に津波警報・注意報が発表された場合、津波警報・注意報を所定の機関に伝達する。
- (2) 地震及び津波に関する情報を所定の機関へ随時伝達する。
 - ア 津波情報
 - イ 地震情報
 - ウ 地震解説資料
- (3) 被害状況の収集
- (4) (2)、(3)に並行し、地震及び津波に関して必要に応じ、災害対策本部に対し解説する。

【九州地方整備局】

- (1) 道路情報板により道路利用者へ津波情報提供
- (2) 津波影響区間及び港湾等工事中の請負者に対する避難の指示等
- (3) 津波の状況に応じ、管理道路の通行止、迂回路案内を実施
- (4) 港湾等施設（建設中、既設）の被害の有無の確認等
- (5) 国有作業船等の避難の指示及び被害の有無の確認

【陸上自衛隊】

- (1) 上級部隊（師団司令部）等への情報伝達
- (2) 必要に応じ
 - ア オートバイ、ジープ、ヘリコプターによる偵察
（主として津波による被害状況の把握）
 - イ 指揮、情報機関（指揮所等）の開設、情報収集
 - ウ 災害派遣準備
（被害が発生した場合、出動は基本的に県等の要請があった後）

【航空自衛隊】

- (1) 航空機による津波の偵察
- (2) 航空機による海岸、堤防等からの人員の避難状況の確認

【JR九州株式会社】

- (1) 津波警報・注意報が発表されたときは、あらかじめ定められた区間にある駅、保守現場長及び主要駅に連絡される。
 - ア 津波注意報の場合
指定された現場長は、駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。状況に応じ列車の運転を見合わせる手配をとる。又、留置車両の安全地帯への引き上げ、移動の計画を

検討する。

イ 津波警報（津波）の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。指令員等は対策本部と協議し、津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。又、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

ウ 津波警報（大津波）の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。無人駅に入る旅客に対し「大津波警報が発表された」旨を伝える。指令員等は対策本部と協議し津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。又、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

エ 列車の運転見合を解除する場合

列車の運転見合せの解除は、气象台及び県危機管理局からの情報により、支社対策本部において協議・決定する。

(2) 津波の来襲の恐れがある場合の旅客や駅に滞在する者の避難誘導

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 津波の来襲の恐れがある場合の空港の運用制限の検討

【県道路公社】

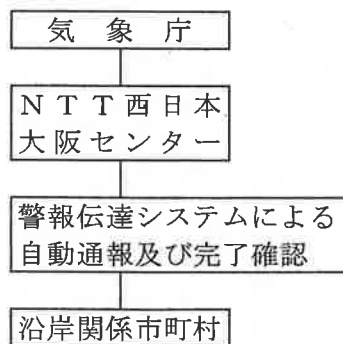
津波の状況に応じて、以下の対応を行う。

(1) 管理施設のパトロール、潮位の変化の把握、被害状況の調査、情報の収集と報告

(2) 管理道路の通行止等の措置

【NTT西日本】

NTT西日本における津波警報の伝達概要



「津波警報」及び「津波警報解除」のみの伝達
通報の未完了については、人手により伝達されるまで実施

宮崎県地域防災計画

第2巻

第1編	総論	1ページ
第2編	共通対策編	19ページ
第3編	風水害等対策編	255ページ
第4編	火山災害対策編	349ページ
第5編	海上災害対策編	409ページ
第6編	航空災害対策編	437ページ
第7編	鉄道災害対策編	455ページ
第8編	道路災害対策編	471ページ
第9編	危険物等災害対策編	489ページ
第10編	大規模な火事災害対策編	507ページ
第11編	林野火災対策編	539ページ

第 1 編

總 論

宮崎県地域防災計画（第2巻 第1編 総論）

目 次

第1章 総則

第1節 宮崎県地域防災計画の目的	3
第2節 計画の基本方針	3
第3節 計画の構成	3
第4節 用語の定義	4

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3節 住民の責務	16
第4節 減災に向けた県民運動の展開	16

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	17
第2節 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正	17

第1章 総則

第1節 宮崎県地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、宮崎県防災会議が本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定するものである。

この計画は、県民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため県、市町村、指定公共機関、指定地方行政機関等が、それぞれの有する全機能を有効に発揮して、本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害に関する予防、災害応急対策、災害復旧等を効果的に実施することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。

防災計画の策定に当たっては、震災対策編については宮崎県地震被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害、火山災害、林野火災等については本県の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障害者など、いわゆる災害時要援護者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、県民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画は、つぎのとおり現実の災害に即した構成とする。

第1巻

- 第1編 総論
- 第2編 震災対策編

第2巻

- 第1編 総論
- 第2編 共通対策編
- 第3編 風水害等対策編
- 第4編 火山災害対策編
- 第5編 海上災害対策編
- 第6編 航空災害対策編
- 第7編 鉄道災害対策編
- 第8編 道路災害対策編
- 第9編 危険物等災害対策編
- 第10編 大規模な火事災害対策編
- 第11編 林野火災対策編

第4節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|-----------------|--|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。 |
| 3 県防災計画 | 災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。 |
| 4 市町村防災計画 | 災害対策基本法に基づき、市町村防災会議が策定した市町村地域防災計画をいう。 |
| 5 県災対本部 | 災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。 |
| 6 県災対本部長 | 宮崎県災害対策本部長をいう。 |
| 7 地方支部 | 宮崎県災害対策本部地方支部をいう。 |
| 8 地方支部長 | 宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。 |
| 9 現地災対本部 | 宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。 |
| 10 現地災対本部長 | 宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。 |
| 11 市町村災対本部 | 災害対策基本法に基づき設置された市町村災害対策本部をいう。 |
| 12 宮崎県地震被害想定調査 | 宮崎県が平成7年度、8年度にかけて実施した宮崎県地震被害想定調査結果をいう。 |
| 13 防災関係機関 | 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。 |
| 14 その他の用語については、 | 災害対策基本法の例による。 |

第2章 防災関係機関の実施責任と 処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任

指定地方行政機関等は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正するものとする。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおりである。

1 県

県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

2 市町村

市町村は、市町村の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関する事
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
- (11) 防災知識の普及に関する事

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事
- (15) 災害救助法の適用に関する事
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事
- (23) 地域安全対策に関する事

(災害復旧)

- (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
- (25) 物価の安定に関する事
- (26) 義援金品の受領、配分に関する事
- (27) 災害復旧資材の確保に関する事
- (28) 災害融資等に関する事

2 市町村

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関する事
- (2) 市町村災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- (8) 給水体制の整備に関する事
- (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事
- (10) 災害危険区域の把握に関する事
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事

- (12) 防災知識の普及に関すること
(災害応急対策)
- (13) 水防・消防等応急対策に関すること
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (15) 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- (16) 災害時における文教、保健衛生に関すること
- (17) 災害広報に関すること
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- (19) 復旧資機材の確保に関すること
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関すること
- (21) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること
(災害復旧)
- (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
- (25) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関すること
- (26) 市町村村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
- (27) 義援金品の受領、配分に関すること

3 宮崎県警察本部

(災害予防)

- (1) 災害警備計画に関すること
- (2) 通信確保に関すること
- (3) 関係機関との連絡協調に関すること
- (4) 災害装備資機材の整備に関すること
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (7) 防災知識の普及に関すること
(災害応急対策)
- (8) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (9) 被害実態の把握に関すること
- (10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
- (11) 行方不明者の調査に関すること
- (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
- (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
- (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
- (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
- (17) 広報活動に関すること
- (18) 死体の見分・検視に関すること

指定地方行政機関

4 九州管区警察局

(災害予防)

- (1) 警備計画等の指導に関すること
(災害応急対策)
- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること

- (4) 他の管区警察局との連携に関する事
- (5) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (7) 警察通信の運用に関する事
- (8) 津波予報の伝達に関する事

〔宮崎県通信部〕

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関する事
- (2) 他の県通信部との連携に関する事
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (4) 警察通信運用に関する事

5 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関する事
 - (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関する事
- (災害復旧)
- (3) 被災施設の復旧事業費の査定に立会いに関する事
 - (4) 地方公共団体に対する災害融資に関する事

6 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

7 九州農政局

(災害予防)

- (1) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- (2) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事

(災害応急対策)

- (3) 農業関係被害の調査・報告に関する事
- (4) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
- (5) 応急用食料(米穀及び乾パンを除く)の調達・供給に関する事
- (6) 種子及び飼料の調達・供給に関する事

(災害復旧)

- (7) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関する事
- (8) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事
- (9) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事
- (10) 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- (11) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- (12) 技術者の緊急派遣等に関する事

〔九州農政局宮崎地域センター〕

(災害予防)

- (1) 応急食料(米穀)の備蓄に関する事
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における主要食料の供給に関する事

8 九州森林管理局(宮崎森林管理署)

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関する事
- (2) 林野火災予防体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (3) 林野火災対策の実施に関する事
 - (4) 災害対策用材の供給に関する事
- (災害復旧)
- (5) 復旧対策用材の供給に関する事

9 九州経済産業局

(災害予防)

- (1) 地盤沈下の防止に関する事
- (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

(災害応急対策)

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事

(災害復旧)

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事

10 九州産業保安監督部

(災害予防)

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事

- (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関する事

(災害応急対策)

- (4) 火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス等の危険物の保安確保に関する事

- (5) 鉱山における応急対策の監督指導に関する事

11 九州運輸局(宮崎運輸支局)

(災害予防)

- (1) 交通施設及び設備の整備に関する事

- (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事

(災害応急対策)

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事

- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事

- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事

- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事

- (7) 緊急輸送命令に関する事

12 大阪航空局(宮崎空港事務所)

(災害予防)

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事

- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事

- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事

13 宮崎海上保安部

(災害予防)

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
(災害応急対策)
- (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること
- (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること

14 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 気象状況の観測施設の整備に関すること
- (2) 防災気象知識の普及に関すること
(災害応急対策)
- (3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する予警報の発表及び伝達に関すること

15 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関すること
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
(災害応急対策)
- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること
- (4) 非常通信の統制、管理に関すること
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

16 宮崎労働局

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること
(災害補償対策)
- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること

17 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる

(災害予防)

- (1) 気象観測通報についての協力に関すること
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (3) 災害危険区域の選定または指導に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること
- (8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること
(災害応急対策)
- (9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること
- (10) 水防活動の指導に関すること
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること

- (12) 災害広報に関する事
- (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事
- (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事
- (15) 海上の流出油に対する防除措置に関する事
(災害復旧)
- (16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事
- (17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事
(その他)
- (18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関する事

18 自衛隊(陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊)

(災害予防)

- (1) 災害派遣計画の作成に関する事
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
(災害応急対策)
- (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

指定公共機関

19 郵便事業株式会社

(災害応急対策)

- (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 災害時における郵便事業運営の確保

20 郵便局株式会社(宮崎中央郵便局及び県内郵便局)

(災害応急対策)

- (1) 災害時における郵便局窓口業務の確保

21 九州旅客鉄道株式会社

(災害予防)

- (1) 鉄道施設の防火管理に関する事
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
(災害応急対策)
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
(災害復旧)
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

22 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)

(災害予防)

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事
(災害応急対策)
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- (4) 災害時における重要通信に関する事
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関する事

23 日本銀行(宮崎事務所)

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること

24 日本赤十字社(宮崎県支部)

(災害予防)

- (1) 災害医療体制の整備に関すること
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

25 日本放送協会(宮崎放送局)

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

26 西日本高速道路株式会社(九州支社都城管理事務所)

(災害予防)

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (2) 管理道路の疎通の確保に関すること

(災害復旧)

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること

27 日本通運株式会社(宮崎支店)

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

28 九州電力株式会社(宮崎支社)

(災害予防)

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること

(災害復旧)

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

指定地方公共機関

29 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

30 宮崎ガス株式会社

(災害予防)

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること
 - (2) 導管の耐震化の確保に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- (災害復旧)
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

31 宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
 - (2) 災害時における報道の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の報道周知に関すること
 - (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - (5) 災害時における広報に関すること
- (災害復旧)
- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

32 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
- (災害復旧)
- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

33 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
 - (2) 災害時における放送の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
 - (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - (6) 災害時における広報に関すること
- (災害復旧)
- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

34 宮崎県医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること

35 宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における歯科医療の実施
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施

36 宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給

37 宮崎県看護協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施

38 LPガス協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保

39 日豊汽船株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保

40 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工

41 宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における道路交通整理の補助

**42 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビューティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社
ケーブルメディアワイワイ**

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること
(災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること
(災害復旧)
- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

43 土地改良区

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 土地改良施設の整備
- (2) 農地湛水の防排除活動
- (3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧

44 農業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災農家に対する融資斡旋

45 森林組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

46 漁業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋

47 商工会議所、商工会等商工業関係団体

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

48 各港湾施設の管理機関

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 港湾施設(水門、護岸、堤防、防潮壁等)の維持管理
- (2) 施設の災害復旧の実施

49 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
- (2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備

50 金融機関

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 被災事業者等に対する資金融資

51 病院等医療施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

52 社会福祉施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

53 学校法人

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

54 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備

55 宮崎県道路公社

(災害予防)

- (1) 公社管理道路の整備と防災管理に関すること。

(災害応急対策)

- (2) 公社管理道路の疎通の確保に関すること。

(災害復旧)

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

第3節 住民の責務

基本法の平成7年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない(基本法第7条第2項)」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

第4節 減災に向けた県民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、市町村、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する県民運動の展開を図る。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施するものとする。

第2節 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

県、市町村はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。

- 1 都市化の急速な進展に伴って、都市部への人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層ビルの発達等が見られる。

これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図り、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある。

- 2 高齢者(とりわけ高齢者のみの世帯、独居老人)、障害者、外国人等、いわゆる災害時要援護者の増加傾向が見られる。

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、災害時要援護者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

- 3 社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。

これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

- 4 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。

これらの対応として、自主防災組織の育成、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

- 5 近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル等の増加、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び市町村防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。

第 2 編

共通対策編

宮崎県地域防災計画（2編 共通対策編）

目 次

第1章 基本的考え方	
第1節 基本的考え方	33
第2章 災害予防計画	
第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり	34
第1款 道路等交通関係施設の整備と管理	34
第2款 ライフライン施設の機能確保	35
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	40
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	40
第2款 活動体制の整備	44
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備	53
第4款 医療救護体制の整備	55
第5款 緊急輸送体制の整備	56
第6款 避難収容体制の整備	62
第7款 備蓄に対する基本的な考え方	65
第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	66
第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	70
第10款 災害時要援護者等安全確保体制の整備	72
第11款 防災関係機関の防災訓練の実施	74
第12款 災害復旧・復興への備え	77
第3節 県民の防災活動の促進	79
第1款 防災知識の普及	79
第2款 自主防災組織等の育成強化	81
第3款 ボランティアの環境整備	83
第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制の確立	86
第1款 県災害対策本部等の設置	86
第2款 職員の参集及び動員	97
第3款 市町村の活動体制の確立	100
第4款 防災関係機関の活動体制の確立	100
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	101
第1款 災害情報の収集・連絡	101
第2款 通信手段の確保	115
第3節 広域応援活動	122
第1款 地方公共団体による広域的な応援体制	122
第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	126
第3款 海上保安庁に対する支援要請	140
第4節 救助・救急及び消火活動	141
第1款 救助・救急活動	141
第2款 消火活動	143
第5節 医療救護活動	144
第1款 医療機関による医療救護活動	144
第2款 DMAT及び医療救護班による医療救護活動	144
第3款 搬送体制の確保	145

第4款	医薬品等の供給	145
第5款	医療情報の確保	146
第6款	重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策	146
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	147
第1款	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	147
第2款	陸上輸送体制の確立	149
第3款	海上輸送体制の確立	160
第4款	航空輸送体制の確立	161
第5款	燃料の確保	163
第7節	避難収容活動	163
第1款	避難誘導の実施	163
第2款	避難所の開設、運営	167
第3款	被災者の把握	169
第4款	避難生活環境の確保	170
第5款	災害時要援護者等への配慮	171
第6款	応急住宅の確保	175
第8節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	178
第1款	食料の供給	178
第2款	飲料水の供給及び給水の実施	180
第3款	生活必需品の供給	181
第9節	保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	183
第1款	保健衛生対策の実施	183
第2款	防疫・食品衛生対策の実施	185
第3款	し尿、ゴミ、がれきの処理	187
第4款	環境対策の実施	190
第10節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	191
第1款	行方不明者及び遺体の捜索	191
第2款	遺体の確認、埋葬の実施	192
第11節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	194
第1款	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	194
第2款	物価の安定、物資の安定供給	195
第3款	帰宅困難者対策	196
第12節	公共施設等の応急復旧活動	196
第1款	県有通信施設等の応急復旧	196
第2款	公共土木施設等の応急復旧	197
第13節	ライフライン施設の応急復旧	199
第1款	ライフライン途絶時の代替対策	199
第2款	ライフライン施設の応急復旧	201
第3款	事業者間の連絡・協力	209
第14節	被災者等への的確な情報伝達活動	209
第1款	被災者・県民への的確な情報伝達	209
第2款	相談窓口の設置	210
第15節	自発的支援の受入れ	211
第1款	ボランティア活動の受入れ	211
第2款	義援物資、義援金の受入れ	214
第16節	災害救助法の適用	215
第1款	災害救助法の適用	215
第17節	文教対策	222
第1款	学校教育対策	222
第2款	文化財保護対策	225

第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	227
第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向	227
第2款 被害が甚大な場合の基本的方向	227
第2節 迅速な現状復旧の進め方	227
第1款 公共施設災害復旧事業計画	227
第2款 激甚災害の指定	228
第3節 計画的復興の進め方	232
第1款 災害復興対策本部の設置	232
第2款 災害復興方針・計画の策定	233
第3款 災害復興事業の実施	233
第4節 被災者の生活再建等の支援	234
第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置	234
第2款 生活確保資金の融資等	235
第3款 金融関係機関の応急措置	240
第4款 雇用の確保	241
第5款 税対策等による被災者の負担の軽減	242
第6款 住宅確保の支援	244
第7款 災害復興基金の設立	245
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	246
第1款 中小企業の復興支援	246
第2款 農林水産業の復興支援	247

第1章 基本的考え方

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
1. 基本的考え方			危機管理局	33

第2章 災害予防計画

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
1. 災害に強い県土づくり、まちづくり	1. 道路等交通関係施設の整備と管理	1. 道路施設	道路建設課、道路保全課、都市計画課、農村整備課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社	34
		2. 鉄道施設	J R九州	34
		3. 港湾、漁港施設	港湾課、漁村振興課、九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所	34
		4. 空港施設の整備と管理	大阪航空局宮崎空港事務所	35
	2. ライフライン施設の機能確保	1. 上水道施設の整備	衛生管理課	35
		2. 下水道施設の整備	都市計画課、農村整備課	36
		3. 工業用水道施設の整備	企業局	36
		4. ガス施設の整備	宮崎ガス	36
		5. 電力施設の整備	九州電力、企業局	37
		6. 通信施設の整備	N T T 西日本	39
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 情報の収集・連絡体制の整備	1. 県総合情報ネットワークの充実・維持管理	危機管理局	40
		2. 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立		42
		3. 画像伝送システムの整備充実	県警察本部、危機管理局	43
		4. 市町村防災行政無線の整備	危機管理局	43
		5. 非常通信体制の強化	危機管理局、関係機関	44
		6. 通信訓練、研修会の実施等		44
	2. 活動体制の整備	1. 組織体制の整備	危機管理局、河川課、砂防課	44
		2. 初動体制確立への備え	危機管理局、全部局	46
		3. 災害対策中核拠点施設の整備	危機管理局、総務課、営繕課	47
		4. 航空消防防災体制の整備	危機管理局	47
		5. 広域応援体制等の整備充実	危機管理局、県警察本部	47
		6. 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	危機管理局	49
		7. アクセス整備	危機管理局、関係機関	52
	3. 救急・救助及び消火活動体制の整備	1. 消防力の充実強化	危機管理局	53
		2. 消防水利の確保		54
		3. 救急・救助体制の整備	危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部自衛隊	54
	4. 医療救護体制の整備	1. 災害拠点病院等の整備充実	医療薬務課、病院局	55
		2. 医薬品等の備蓄体制の整備	医療薬務課、病院局、県薬剤師会、日赤県支部	56
		3. 災害時における医療情報の確保	医療薬務課、県医師会、県薬剤師会、日赤県支部	56
	5. 緊急輸送体制の整備	1. 緊急輸送道路ネットワークの整備	道路保全課、道路建設課、都市計画課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社、港湾課、漁村振興課	57
		2. 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度	県警察本部	60
		3. 交通管理体制の整備	道路建設課、道路保全課、県警察本部	61
		4. 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保	道路保全課、総合交通課、水産政策課、総務事務センター	62
	6. 避難収容体制の整備	1. 避難計画の策定と避難対象地区の指定	危機管理局	62
		2. 避難場所、避難路の確保	危機管理局、都市計画課	63

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
		3. 避難場所等の広報と周知	危機管理局	63
		4. 避難施設の安全性確保と設備の整備	福祉保健課、財務福利課、農政企画課、農村整備課、営農支援課、危機管理局	64
		5. 応急仮設住宅の供与体制の整備	建築住宅課、福祉保健課	64
	7. 備蓄に対する基本的な考え方		福祉保健課、危機管理局、商工政策課、農産園芸課	65
	8. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	1. 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備	福祉保健課、農政企画課、農産園芸課、九州農政局宮崎農政事務所、衛生管理課	66
		2. 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備	福祉保健課、商工政策課	69
	9. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	1. 市町村防災行政無線等の整備	危機管理局	70
		2. 広報体制の整備	秘書広報課、危機管理局、県警察本部	71
		3. 被災者からの問合せに対する体制の整備	秘書広報課、県警察本部、危機管理局	71
	10. 災害時要援護者等安全確保体制の整備	1. 社会福祉施設等の防災体制の充実	福祉保健課、国保・援護課、長寿介護課、障害福祉課、こども政策局	72
		2. 在宅災害時要援護者の救護体制の整備	福祉保健課、障害福祉課、長寿介護課、国保・援護課、生活・協働・男女参画課	72
		3. 外国人に対する防災対策の充実	文化文教・国際課	73
	11. 防災関係機関の防災訓練の実施	1. 県総合防災訓練の実施	危機管理局	74
		2. 個別防災訓練の実施	危機管理局、関係機関	75
		3. 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施	危機管理局	76
		4. 防災訓練の検証		77
	12. 災害復旧・復興への備え	1. 各種データの保存・整備	危機管理局、関係各課、関係機関	77
		2. 災害対策基金等の積立と管理	福祉保健課、財政課	77
		3. 防災資機材等の備蓄	福祉保健課、河川課、九州森林管理局	78
3. 県民の防災活動の促進	1. 防災知識の普及	1. 一般県民に対する防災知識	危機管理局、関係各課、関係機関	79
		2. 児童生徒等に対する防災教育	学校政策課	80
		3. 防災要員に対する教育	危機管理局、各部局、関係機関	80
		4. 観光客等への広報	危機管理局、関係各課、関係機関	81
		5. 相談窓口の設置	危機管理局	81
	2. 自主防災組織等の育成強化	1. 組織率の向上と活動支援		81
		2. 訓練の実施による災害対応力の強化	危機管理局	82
		3. 事業所防災体制の強化		82
	3. ボランティアの環境整備	1. 活動促進のための拠点づくり		83
		2. 宮崎県ボランティア基金の活用	生活・協働・男女参画課	83
		3. 活動促進のための体制づくり	生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、福祉保健課、長寿介護課、障害福祉課、砂防課、建築住宅課、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日赤県支部、学校政策課、危機管理局	83
		4. 赤十字防災ボランティア活動体制整備	日赤県支部	85
		5. 地域安全活動ボランティアの体制整備	県警察本部	85

第3章 災害応急対策計画

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
1. 活動体制の確立	1. 県災害対策本部等の設置	1. 情報連絡本部の設置	危機管理局	86	
		2. 災害警戒本部の設置		86	
		3. 災害対策本部の設置		86	
		4. 災害対策本部の組織等		87	
		5. 災害対策現地合同調整本部の設置		90	
		6. 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請		90	
		7. 非常(緊急)災害現地対策本部との連携		90	
		8. 災害対策本部・支部の廃止		90	
		9. 災害対策室の設置		90	
	2. 職員の参集及び動員	1. 職員の自主参集	危機管理局、人事課	97	
		2. 職員の動員		97	
		3. 職員の対応		97	
		4. 体制確立時の報告		97	
	3. 市町村の活動体制の確立	1. 市町村災害対策組織の確立	危機管理局	100	
		2. 市町村災害対策本部の設置基準		100	
		3. 県等への報告・通報		100	
	4. 防災関係機関の活動体制の確立	1. 災害対策組織の確立	危機管理局	100	
		2. 県災害対策本部への連絡員の派遣		100	
	2. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	1. 災害情報の収集・連絡	1. 被害状況の早期把握	危機管理局、県警察本部、自衛隊、宮崎海上保安部	101
			2. 第1次情報等の収集		101
3. 被害情報、応急対策活動情報の連絡			102		
4. 被害状況等の集約			112		
5. 県民への広報			113		
2. 通信手段の確保		1. 専用通信設備の運用	危機管理局、NTT西日本	115	
		2. 代替通信機能の確保		115	
3. 広域応援活動	1. 地方公共団体による広域的な応援体制	1. 応援要請の実施	危機管理局	122	
		2. 応援受入体制の確保		124	
		3. 消防機関の応援要請		125	
		4. 他都道府県被災時の応援		125	
	2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	1. 自衛隊に対する災害派遣要請	危機管理局、自衛隊	126	
		2. 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣		131	
		3. 自衛隊受入れ体制の確立		132	
		4. 災害派遣部隊等の活動		132	
		5. 派遣部隊等の撤収要請		133	
		6. 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備		134	
		7. 災害時における地上と自衛隊航空機との通信方法		137	
	3. 海上保安庁に対する支援要請	1. 支援要請事項	危機管理局、宮崎海上保安部	140	
		2. 支援要請手続き		140	
		3. 市町村長の支援要請の依頼手続き	危機管理局、宮崎海上保安部	140	
		4. 海上保安庁との連絡		140	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ		
4. 救助・救急及び 消火活動	1. 救助・救急活動	1. 救助・救急活動の原則	危機管理局	141		
		2. 市町村及び消防機関による 救助・救急活動		141		
		3. 県等のとる措置	危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部	142		
		4. 住民相互、自主防災組織、 事業所等による救助活動の 実施	危機管理局	142		
	2. 消火活動	1. 消防機関による消火活動	危機管理局	143		
5. 医療救護活動	1. 医療機関による 医療救護活動	1. 災害拠点病院等による医療 救護活動	医療薬務課、県医師会、日赤県支部、県薬剤 師会、看護協会、病院局	144		
		2. DMAT及び医 療救護班による 医療救護活動		144		
	3. 搬送体制の確保	1. 傷病者の搬送		145		
		2. 医療救護スタッフの搬送		145		
		3. 医薬品等の医療物資の輸送		145		
	4. 医薬品等の供給	医薬品等の供給		医療薬務課、県医師会、日赤県支部、県薬剤 師会、病院局	145	
	5. 医療情報の確保等	医療情報の確保等		医療薬務課、危機管理局	146	
	6. 重大事故等突 発的災害発生時の 救急医療対策	1. 災害発生時の迅速な通報連 絡		1. 災害発生時の迅速な通報連 絡	医療薬務課、危機管理局	146
				2. 医師等医療関係者の出動		146
				3. 救急医療の範囲	医療薬務課、危機管理局、県医師会、日赤県 支部、薬剤師会	146
				4. 医療材料等の確保		146
				5. 対策本部の設置		147
				6. 傷病者の搬送	医療薬務課、危機管理局、県医師会、日赤県 支部	147
				7. 傷病者の収容		147
				8. 費用の範囲と負担区分		147
				9. 補償	福祉保健課、医療薬務課	147
	6. 緊急輸送のため の交通の確保・ 緊急輸送活動	1. 交通の確保・緊 急輸送活動の基 本方針		1. 輸送に当たっての配慮事項	県警察本部、危機管理局	148
				2. 災害発生後の各段階におい て優先されるもの		148
				3. 市町村及び防災関係機関の 緊急輸送		148
4. 緊急輸送状況の把握と輸送 の調整			149			
2. 陸上輸送体制の 確立		1. 対策の概要	危機管理局	149		
		2. 交通規制の実施及び緊 急交通路の確保	県警察本部、道路保全課、西日本高速道路、 県道路公社、九州地方整備局	150		
		3. 道路（緊急輸送道路）の応 急復旧	道路保全課、九州地方整備局、西日本高速 道路、県道路公社	158		
		4. 道路輸送手段の確保	危機管理局、総務事務センター、 九州運輸局宮崎運輸支局	159		
		5. 鉄道の応急復旧	J R 九州	159		
3. 海上輸送体制の 確立		1. 海上輸送路の確保	港湾課、漁村振興課、宮崎海上保安部、	160		
		2. 港湾、漁港の応急復旧	港湾課、漁村振興課	161		
		3. 輸送手段の確保	港湾課、漁村振興課、宮崎海上保安部、 九州運輸局宮崎運輸支局	161		
		4. 集積場所及び要員の確保	港湾課、漁村振興課	161		
4. 航空輸送体制の 確立		1. 空港の応急復旧	大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊、危機管 理局	161		
		2. 空港における航空輸送の確 保		162		
		3. 緊急時ヘリコプターの離発 着場の確保等		162		
		4. 飛行情報の提供と緊急用航 空輸送の確保		162		

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
		5. 航空輸送手段の確保	大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊、危機管理局、日赤県支部	163	
		6. 集積場所及び要員の確保	大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊、危機管理局	163	
	5. 燃料の確保		危機管理局	163	
7. 避難収容活動	1. 避難誘導の実施	1. 避難対策の実施責任者	危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部	163	
		2. 避難勧告・指示		164	
		3. 避難実施の方法		165	
		4. 警戒区域の設定		166	
		5. 避難地への市町村職員等の配置		166	
		6. 避難地における救護等		166	
		7. 避難状況の報告		167	
	2. 避難所の開設、運営	1. 避難所の開設、運営	福祉保健課、危機管理局	167	
	3. 被災者の把握	1. 避難者、在宅被災者の把握		170	
		2. 被災認定	関係機関	170	
	4. 避難生活環境の確保	1. 避難所生活環境の整備	福祉保健課、健康増進課、医療薬務課、県医師会	170	
		2. 健康管理	福祉保健課、障害福祉課、健康増進課、医療薬務課、県医師会、こども政策局	171	
	5. 災害時要援護者等への配慮	1. 災害時要援護者に配慮した応急対策の実施	福祉保健課、国保・援護課、医療薬務課、長寿介護課、こども政策局、障害福祉課、健康増進課	172	
		2. 関係団体等との連携		172	
		3. 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策		173	
		4. 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策	福祉保健課、長寿介護課、こども政策局、障害福祉課、国保・援護課、医療薬務課、健康増進課、県警察本部	173	
		5. 外国人に対する安全確保対策	文化文教・国際課	174	
	6. 応急住宅の確保	1. 基本事項	建築住宅課、福祉保健課	175	
		2. 応急仮設住宅の供与・管理	建築住宅課、福祉保健課、九州財務局宮崎財務事務所	176	
		3. 被災住宅の応急修理	建築住宅課、福祉保健課	177	
4. 公的住宅等の空き家の活用		建築住宅課	177		
8. 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	1. 食料の供給	1. 食料の調達	福祉保健課、農産園芸課、九州農政局宮崎農政事務所	178	
		2. 炊出しその他による食料の給与	福祉保健課、農産園芸課	179	
		3. 食料集積地の指定及び管理		180	
	2. 飲料水の供給及び給水の実施	1. 飲料水の供給	福祉保健課、衛生管理課	180	
		2. 応急給水の実施		181	
	3. 生活必需品の供給	1. 生活必需品の調達	福祉保健課、商工政策課	181	
		2. 生活必需品の給(貸)与		182	
	9. 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	1. 保健衛生対策の実施	1. 健康対策の実施	健康増進課、医療薬務課・福祉保健課	183
			2. 精神医療、メンタルヘルスケアの実施	障害福祉課	184
2. 防疫・食品衛生対策の実施		1. 防疫対策の実施	健康増進課、衛生管理課、医療薬務課	185	
		2. 食品衛生対策の実施	健康増進課、衛生管理課	186	
3. し尿、ゴミ、がれきの処理		1. し尿処理	循環社会推進課	187	
		2. ごみ処理		188	
		3. がれきの処理		189	
4. 環境対策の実施		1. 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認	環境管理課	190	
		2. 応急対策の実施	環境管理課、循環社会推進課	190	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
10. 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	1. 行方不明者及び遺体の捜索	1. 行方不明者の調査	県警察本部	191
		2. 遺体の捜索	県警察本部、宮崎海上保安部	191
	2. 遺体の確認、埋葬の実施	1. 遺体の確認	県警察本部、宮崎海上保安部、福祉保健課 県医師会、歯科医師会、日赤県支部	192
		2. 遺体の処理	県警察本部、宮崎海上保安部、福祉保健課 衛生管理課、医療業務課、県医師会、歯科医師会、日赤県支部	192
	3. 遺体の埋葬	福祉保健課、衛生管理課	193	
11. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	1. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	1. 予想される混乱	県警察本部	194
		2. 県民への広報・伝達		194
		3. 警備活動の強化		194
		4. 保安対策		195
	2. 物価の安定、物資の安定供給	1. 物価の安定	生活・協働・男女参画課、商工政策課、九州経済産業局	195
		2. 物資の供給確保		196
		3. 法律の発動の要請		196
3. 帰宅困難者対策	帰宅困難者対策の実施	危機管理局、関係各課、関係機関	196	
12. 公共施設等の応急復旧活動	1. 県有通信施設等の応急復旧	1. 県総合情報ネットワークの機能確保	危機管理局	197
		2. 警察無線通信の機能確保	県警察本部	197
		3. 災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保	総務課、営繕課他	197
	2. 公共土木施設等の応急復旧	1. 道路の応急復旧	道路保全課、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社	198
		2. 港湾、漁港の応急復旧	港湾課、漁村振興課	198
		3. 河川、砂防及び治山施設の応急復旧	河川課、砂防課、自然環境課	198
		4. 農業用施設の応急復旧	農村整備課	199
13. ライフライン施設の応急復旧	1. ライフライン途絶時の代替対策	1. 上水道停止時の代替措置	衛生管理課	199
		2. 下水道停止時の代替措置	循環社会推進課	199
		3. ガス停止時の代替措置	宮崎ガス	199
		4. 電力停止時の代替措置	九州電力	200
		5. 電話停止時の代替措置	N T T 西日本	200
	2. ライフライン施設の応急復旧	1. 上水道施設の応急復旧	衛生管理課	201
		2. 下水道施設の応急復旧	都市計画課、農村整備課	201
		3. 工業用水道の応急復旧	企業局	202
		4. 都市ガス施設の応急復旧	宮崎ガス	202
		5. 電力施設の応急復旧	九州電力、企業局	203
		6. 通信施設の応急復旧	N T T 西日本	206
3. 事業者間の連絡・協力	1. 連絡体制の確保	危機管理局	209	
	2. 連絡・協議		209	
14. 被災者等への的確な情報伝達活動	1. 被災者・県民への的確な情報伝達	1. ニーズの把握	福祉保健課、長寿介護課、障害福祉課、健康増進課	209
		2. 生活情報の提供	秘書広報課、危機管理局	210
	2. 相談窓口の設置	1. 総合窓口の設置	秘書広報課、危機管理局、関係各課	210
		2. 各種相談窓口の設置		211
15. 自発的支援の受入れ	1. ボランティア活動の受入れ	1. ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営	生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、福祉保健課、長寿介護課、障害福祉課、危機管理局、砂防課、建築住宅課、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日赤県支部	211
		2. ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力	生活・協働・男女参画課、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会	212
		3. 高校生のボランティア活動	学校政策課	213

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
		4. 赤十字防災ボランティアの活動	日赤県支部	213
		5. 地域安全ボランティアの活動		214
	2. 義援物資、義援金の受入れ	1. 災害義援物資の受け入れ	福祉保健課、共同募金会、県社会福祉協議会、日赤県支部	214
		2. 義援金の受け入れ		215
16. 災害救助法の適用	1. 災害救助法の適用	1. 実施責任者	福祉保健課	215
		2. 被災認定の基準		216
		3. 救助法の適用基準		216
		4. 救助法の適用手続		217
		5. 救助の組織		218
		6. 災害救助法による救助の程度と期間		219
17. 文教対策	1. 学校教育対策	1. 応急教育	学校政策課、教職員課、特別支援教育室、文化文教・国際課	222
		2. 就学援助に関する措置		224
		3. 学校給食の応急措置		224
		4. 災害時における環境衛生の確保		224
		5. 災害時における心の健康への支援		224
		6. 教育の再開		225
	2. 文化財保護対策	1. 予防対策の実施	文化財課	225
		2. 被害状況の把握と応急対策の実施		226
		3. 埋蔵文化財対策		226

第4章 災害復旧・復興計画

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
1. 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向		危機管理局	227
	2. 被害が甚大な場合の基本的方向			227
2. 迅速な現状復旧の進め方	1. 公共施設災害復旧事業計画	1. 事業計画の種別	関係各課	227
		2. 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進		228
		3. 緊急災害査定促進		228
		4. 災害復旧資金の確保措置		228
	2. 激甚災害の指定	1. 制度の概要		228
		2. 災害調査		229
		3. 激甚災害指定の手続き		229
		4. 激甚災害指定の促進		230
		5. 激甚災害指定基準		230
	3. 計画的復興の進め方	1. 災害復興対策本部の設置		
2. 災害復興方針・計画の策定		1. 災害復興方針の策定		233
		2. 災害復興計画の策定		233
3. 災害復興事業の実施		1. 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施	都市計画課、建築住宅課	234
	2. 災害復興事業の実施	危機管理局他	234	
4. 被災者の生活再建等の支援	1. 被災者への広報及び相談窓口の設置	1. 総合相談窓口の設置	秘書広報課、危機管理局、関係各課	235
		2. 出張相談所の開設		235
	2. 生活確保資金の融資等	1. 災害弔慰金等の支給	福祉保健課	236
		2. 災害援護資金の貸付		237
		3. 生活福祉資金の災害援護資金の貸付	県社会福祉協議会	238
		4. 母子寡婦福祉資金の貸付	こども家庭課	238
		5. 被災者生活再建支援制度		238
		6. 宮崎県・市町村災害時安心基金	福祉保健課	239
	3. 金融関係機関の応急措置	1. 災害応急措置	日本銀行宮崎事務所	240
		2. 災害復旧関係金融措置		241
	4. 雇用の確保	1. 離職者への措置	宮崎労働局	241
		2. 雇用保険の失業給付に関する特例措置		241
		3. 被災事業主に関する措置		241
	5. 税対策等による被災者の負担の軽減	1. 国税等の徴収猶予及び減免の措置	税務署、税務課	242
		2. 県税の徴収猶予及び減免等		242
		3. その他公共料金の特別措置	郵便事業株式会社、NTT西日本、九州電力、宮崎ガス	243
	6. 住宅確保の支援	1. 災害公営住宅の建設	建築住宅課	244
2. 災害住宅融資		245		
7. 災害復興基金の設立		財政課	245	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
5. 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	1. 中小企業の復興支援	1. 資金需要の把握連絡通報	商工政策課	246
		2. 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置		246
		3. 中小企業者に対する金融制度の周知		246
		4. 金融巡回相談の実施		246
		5. 国及び政府系金融機関に対する要請		246
		6. 融資の弾力的運用		246
		7. その他の措置		247
	2. 農林水産業の復興支援	1. 農林漁業関係融資の種類	営農支援課、水産政策課、山村・木材振興課	248
		2. 農業関係	営農支援課	248
		3. 林業関係	山村・木材振興課	248
		4. 水産業関係	水産政策課	249
		5. 農林漁業関係融資制度一覧	営農支援課、水産政策課、山村・木材振興課	250

第1章 基本的考え方

第1節 基本的考え方

本編は、県地域防災計画の第3編風水害等対策編、第4編火山災害対策編、第5編海上災害対策編、第6編航空災害対策編、第7編鉄道災害対策編、第8編道路災害対策編、第9編危険物等災害対策編、第10編大規模な火事災害対策編、第11編林野火災対策編に共通する事項を定めるものとする。

第3編から第11編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）によるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり

第1款 道路等交通関係施設の整備と管理

第1項 基本方針

道路・鉄道等の公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第2項 対策

1 道路施設

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 道路施設の安全性の向上

ア 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

ア 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。

また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。

イ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

ウ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

(3) 緊急用河川敷道路の整備

災害発生時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。

(4) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅」等の整備を図る。

(5) 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

2 鉄道施設

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

災害の発生に伴う被害が予想される土木構造物(高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等)及び電気設備(電力設備・信号保安設備等)の定期的な検査を行い、安全性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

3 港湾、漁港施設

【県、宮崎港湾・空港整備事務所】

(1) 港湾の耐震化の推進

港湾の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の輸送基地等としての機能を果たし得るように十分な耐震性を有する岸壁を国の計画と整合を図りながら整備し、今後の保全に努める。

ア 細島港

県北部における輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

イ 宮崎港

県中部における輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

ウ 油津港

県南部における輸送拠点として、耐震強化岸壁の整備を図る。

(2) 漁港の安全性の確保

川南・北浦・都井漁港において、漁港空間の持つ特性を活かしながら、災害時はもとより市民生活や経済活動の復興にも貢献していくため、緊急物資を受入れる拠点として、また、被災地の復興支援拠点として国の計画と整合を図りながら整備を図る。

4 空港施設の整備と管理

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 安全確保対策

空港・航空保安施設の安全対策について、次の措置を講じており、今後の保全に努める。

ア 商用電源の停電に備えて、非常用発電装置（発動発電機2基）を設置している。

イ 管制用対空通信施設については、非常用発電装置の停止に備えて、無停電（バッテリー）装置を整備しており、さらに管制塔には緊急用対空通信装置（充電式）を設置している。

ウ 電話の不通に備えて、県防災無線電話が設置されている。

第2款 ライフライン施設の機能確保

第1項 基本方針

電力、電話、ガス、上下水道等施設は、日常の生活に必要な不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。

第2項 対策

1 上水道施設の整備

【水道事業者】

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時には飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- ① 応急給水・復旧体制の整備
- ② 相互応援体制の整備
- ③ 基幹的施設の安全性の向上
- ④ 安全性の高い水道システムの構築
- ⑤ 給水の安全性の確保

【県】

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- ① 広域相互応援体制の整備

- ② 供給拠点の設定
- ③ 応援資機材等の情報収集
- ④ 水質検査体制の整備

2 下水道施設の整備

(1) 既存施設の安全性の向上

【市町村】

市町村は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い安全性が確保できるよう配慮する。

【県】

県は、市町村が行う安全化対策に関する助言及び指導を行う。

(2) 新設施設の安全性の確保

【県、市町村】

市町村は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において安全化対策を講ずる。また、県は市町村が行う安全化対策に関する助言及び指導を行う。

3 工業用水道施設の整備

【県】

県工業用水道施設の災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 施設の防災性の強化

施設は送・配水管と電気・機械設備関係に大別されるが、特に送・配水管については、災害等により欠損し、これによる被害が、産業に与える影響を考慮して、保安設備の充実を図ることとする。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視、点検を行い保安の確保を図るものとする。

イ 災害復旧要員及び資機材等の確保

災害時に備え、災害復旧要員や資材、機材等の確保体制を確立するものとする。

ウ 情報連絡体制

災害時に備え、立地企業、関係機関・団体、住民等への情報連絡体制を確立するものとする。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、企業局及び立地企業・関係団体が一体となって訓練に努めるものとする。

(3) 施設概要

- ① 給水能力：125,000m³/日
- ② 浄水場：電気設備・取水設備・浄水設備・ポンプ設備
- ③ 送水路：総延長L=9.3km
- ④ 配水池：容量23,400m³
- ⑤ 配水路：総延長L=2.7km (H23.4.1現在)

4 ガス施設の整備

【宮崎ガス株式会社】

ガス施設の災害発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

(1) 工場設備

ア 設備の保全基準の維持

施設全体について、台風、地震、火災等の災害に対する予防対策として、施設のそれぞれについて保全基準(点検、検査基準)を策定の上実施するものとする。

イ 台風及び地震対策

工場は「災害予防計画」を策定し、警戒体制及び非常体制の具体的措置を定めるものとする。

ウ 防火管理

工場は「火災予防計画」及び「消防計画」を策定し、防火責任者を選任して次の予防点検を実施する。

(ア) 調査

毎年1回、危険物関係及び高圧ガス関係防火対象物並びに消火設備について調査しリスト及び配置図を作成する。

(イ) 防火責任者の予防点検

防火責任者は、次の事項について定期及び臨時の点検を行う。

建物、工作物、火気使用場所、危険物関係施設、電気機械設備、消火設備、通報設備、避難救助設備、その他

(2) 導管設備

導管の材質接合方法、工事方法等の設置基準及び作業基準を定めて実施するほか、次のような保安対策を平常業務として実施する。

ア 漏洩調査

導管漏洩調査、臭覚調査、橋梁管調査、自社地下埋設物調査、大口需要家調査、需要家巡回調査を定期的に実施するほか、漏洩多発箇所、自社工事跡等について重点的に特別調査を実施する。

イ 他工事現場の防護

他企業の地下埋設工事等については、宮崎県地下埋設工事等連絡協議会において策定した長期計画に基づき、関係機関と緊密な連絡の下に導管等の防護に当たる。

ウ 中圧路線調査

前記の漏洩調査以外に、路線パトロール及び毎年1回特別調査を実施する。

(3) 需要家関係施設

ア 各需要家宅の屋内におけるガス漏洩防止策として、メーター入口の手前には、すべてメーターガス栓を取付ける。又、流量センサー、圧力センサー、感震器等と接続された遮断回路及び遮断弁を内蔵したマイコンメーターの普及を図る。

イ 引込管内径70mm以上の需要家その他必要と認められる需要家には、道路と敷地の境界付近部分に遮断バルブを設置する。

ウ 各需要家宅の屋内におけるガス漏洩早期発見対策として、ガス漏れ警報器等の普及を図る。

5 電力施設の整備

(1) 九州電力における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支社)】

ア 電力設備の災害予防措置

(ア) 水害対策

a 水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化・ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検・整備を実施する。

- ① ダム、取水口の諸設備及び調整池・貯水池の上下流護岸
- ② 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- ③ 護岸、水制工、山留壁
- ④ 土捨場
- ⑤ 水位計

- b 送電設備
 - (a) 架空電線路
土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所へのルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。
 - (b) 地中電線路
ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
 - c 変電設備
浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。
また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。
 - (イ) 風害対策
建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。
 - (ロ) 塩害対策
塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。
 - a 送電設備
耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし掃除を実施する。
 - b 変電設備
塩分測定装置により、がいしの汚損状況の把握を行い、必要に応じてがいし洗浄を実施する。
 - c 配電設備
耐塩用がいし、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。
 - (ハ) 雷害対策
 - a 送電設備
架空地線の設置、アークホーンの取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行う。
また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止、又は拡大防止に努める。
 - b 変電設備
「電気設備に関する技術基準」による雷害対策のほか、必要な箇所には耐雷遮への強化を行う。
また、重要系統の保護継電装置を強化する。
 - c 配電設備
襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け対処する。
 - (ニ) 土砂崩れ対策
土砂崩れ対策は、地形、地質等を考慮して、状況によりよう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。
また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。
なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係箇所へのPRを徹底する。
- イ 防災業務施設及び設備の整備
- (ア) 観測、予報施設及び設備の整備
局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量等の観測施設及び設備を強化、整備する。

(イ) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

ウ 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて次の事項に対する認識を高めていただくよう広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。

ア 発電設備

県営発電所は県内に12か所あり、これらの発電所の各設備は、設計基準に基づいて耐震設計あるいは耐震補強がなされており、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるものとする。

イ 送電設備等

地震による不等沈下を生ずるおそれのある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの軟弱地盤への設備の設置は極力行わないものとする。

6 通信施設の整備

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

(1) 通信設備

ア 中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ 耐震・防風対策

NTTビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

エ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- ・ 104呼 九州管内の104センタへランダム分散受付される。
- ・ 116呼 宮崎をはじめ九州管内の116センタへ分散受付される。
- ・ 113呼 受付交換機の分散化を図っていく。
- ・ 115呼 九州管内の115センタへ分散される。

カ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

(2) 建物

ア 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

イ 防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板を設置している。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

第1項 基本方針

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努めるものとする。

第2項 対策

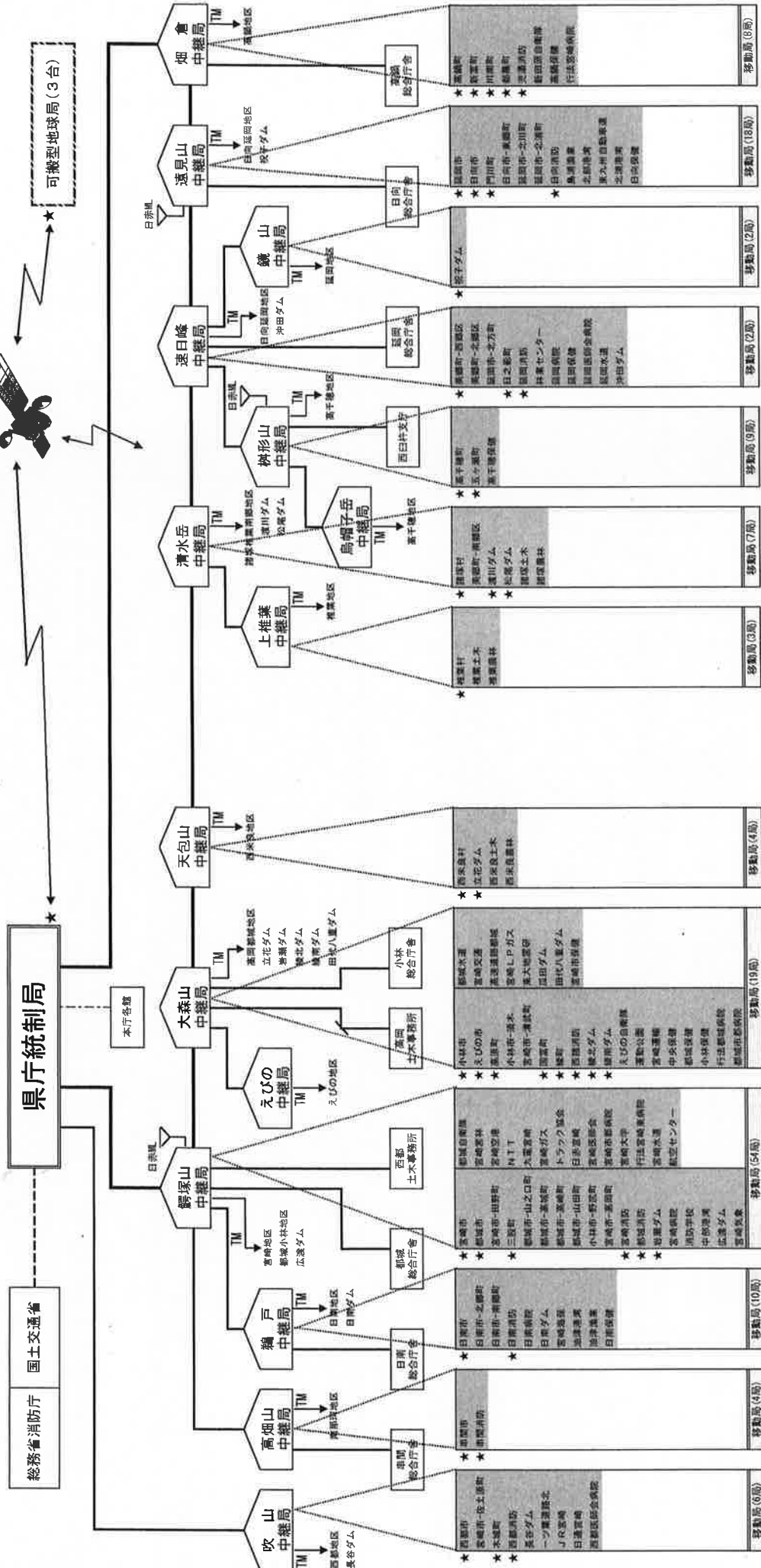
1 県総合情報ネットワークの充実・維持管理

平成5年度から整備を進めていた総合情報ネットワークは、県と市町村及び各防災機関を結ぶもので、通信回線の幹線をループ化した地上系回線に加え新たに衛星系回線を整備し、通信ルートが二重化されたことでより災害に強いネットワークとなった。総合情報ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、非常時においてもその機能を十分発揮できるよう、通信施設の安全性を確保するとともに、非常用電源設備を設置し電気の安定供給を図るなど停電対策を講じている。

今後は、この総合情報ネットワークをより効果的に運用できるようネットワークの充実と維持管理に努め、防災対策のより一層の推進を図る。

総合情報ネットワーク 回線系統図

スーパータード B2号機



- (凡例)
- ★ : 衛星地球局
 - : 多重無線回線
 - : 多重無線回線(県防災行政無線)
 - : 反射板
 - : 県防災行政無線一端末回線(MCA方式)
 - : テレメータ回線(水位、雨量観測等)
 - : 県庁内線回線(有線路)
 - : 県防災行政無線一端末局(MCA方式)
 - : 県防災行政無線一端末局(MCA方式)
 - : 日赤基
 - : 日赤基地局

県防災行政無線

地上系		衛星系	
県庁局	1局	県庁局	1局
防災行政無線一端末局(MCA移動局)	11局	市町村局	26局
県防災行政無線一端末局(MCA移動局)	127局	消防本部局	9局
県防災行政無線一端末局(MCA移動局)	146局	ダム局	7局
無線中継局	15局	可搬型局	2局
計	300局	計	45局

※衛星系は、吾崎市が独自構築しているが、箇所数としては計上 H23. 4. 1現在

2 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立

【県(各部局)】

(1) 気象情報等の伝達

災害時には、各機関が出来る限りの確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速かつ確実な情報の収集が必要である。

防災情報処理システムでは、総合情報ネットワークを通じ、気象台、気象会社、気象衛星等からの、様々な気象・地震等のデータを受信し、処理したデータを県出先機関・市町村・消防本部等に配信できるようになっている。

(2) 休日・夜間における情報の収集・伝達

休日・夜間における情報の収集・伝達は、災害監視室からの連絡のほか、職員自動参集システム（携帯メール）により職員を召集し行う。

市町村、消防本部等へは、防災情報処理システムにより直ちに気象情報等が伝達される。

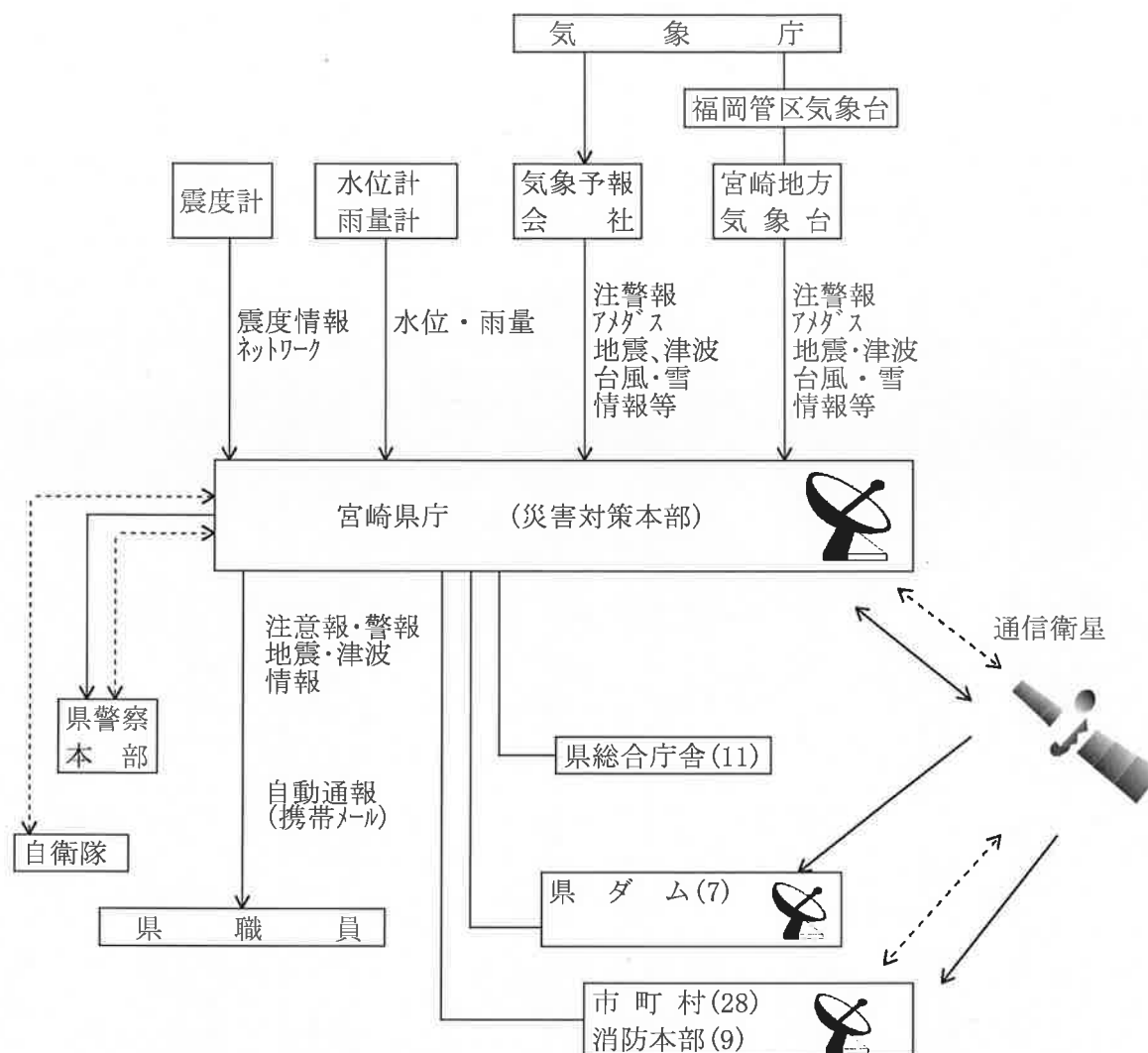
(3) 災害情報等の収集・蓄積・検索

防災情報処理システムのサブシステムとして防災データベースシステムがある。防災データベースシステムは市町村・消防本部・県出先機関からの災害データの収集・集計を自動化し、結果を市町村、消防本部へ配信する通信機能のほか、データを蓄積し、検索を行う蓄積機能・検索機能を有している。

(4) システムの充実強化及び運用

今後は、これらのシステムの充実強化、特に収集する災害データ項目の増加と防災データベースの充実を図るとともに、平常時においては電子メールを使用した一般行政文書の交換等に使用し、関係者へのシステム講習等を行うことにより、運用体制の確立に努めるものとする。

<宮崎県防災情報システム>



——> 気象情報
 -----> 災害情報

【市町村、関係機関】

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

3 画像伝送システムの整備充実

県では、総合情報ネットワークを通じて、県警のヘリコプター搭載テレビカメラからの画像情報を各市町村及び関係機関で見ることができているシステムが整備されている。

今後、緊急時ヘリポート候補地等に固定監視カメラを設置するなど画像情報の充実を図る予定であるが、さらに各消防本部の監視カメラや県警の交通監視用カメラからの画像の受信についても検討する。

4 市町村防災行政無線の整備

第9款「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載

5 非常通信体制の強化

【県、関係機関】

県は、県総合情報ネットワークのほか、防災相互無線、災害応急復旧用無線電話、孤立防止用無線電話、携帯電話、自動車電話等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関、その他の非常通信連絡会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

6 通信訓練、研修会の実施等

【県、市町村】

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

第2款 活動体制の整備

第1項 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第2項 対策

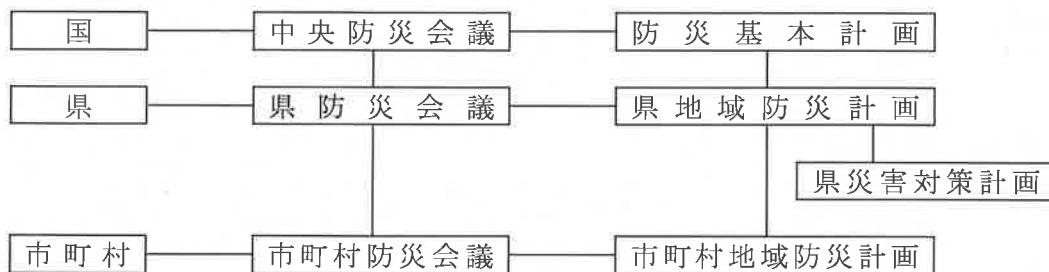
1 組織体制の整備

(1) 県の組織体制整備

【県(各部局)】

県は、防災会議を設置して、地域防災計画を作成し、それに基づき、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

基本法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



ア 県防災会議

県は、基本法第14条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長または県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

法定委員（指定地方行政機関の長又は職員・陸自の長・県警察本部長）		
※ 第1号	九州管区警察局長 九州総合通信局無線通信部長 九州財務局宮崎財務事務所長 九州厚生局長 宮崎労働局長 九州農政局長 九州森林管理局长 九州経済産業局総務企画部長	九州産業保安監督部長 九州地方整備局長 九州運輸局宮崎運輸支局長 大阪航空局宮崎空港事務所空港長 宮崎地方气象台長 宮崎海上保安部長 九州地方環境事務所長
2	陸上自衛隊第43普通科連隊長	
3	宮崎県教育委員会教育長	
4	宮崎県警察本部長	
5	副知事	総務部長
知事任命委員（市町村長・消防機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長）		
6	宮崎県市長会長 宮崎県町村長会長	宮崎県消防長会長 宮崎県消防協会長
7	郵便事業株式会社宮崎支店長 日本銀行宮崎事務所長 日本赤十字宮崎県支部事務所長 日本放送協会宮崎放送局長 西日本高速道路株式会社 九州支社都城管理事務所長 九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部長 西日本電信電話株式会社宮崎支店長 日本通運株式会社宮崎支店長 九州電力株式会社宮崎支社長 株式会社宮崎日日新聞社代表取締役社長	株式会社宮崎放送代表取締役副社長 株式会社テレビ宮崎代表取締役社長 株式会社エフエム宮崎代表取締役社長 宮崎ケーブルテレビ株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県医師会長 社団法人宮崎県看護協会会長 宮崎ガス株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県エルピーガス協会会長 宮崎交通株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県トラック協会専務理事

※災害対策基本法第15条第5項による区分

イ 関連する県の防災組織

(7) 県災害対策本部

a 設置の根拠

基本法第23条

b 所掌事務

地域防災計画の定めによる県地域の災害予防及び災害応急対策の実施

c 組織

第3章第1節「県災害対策本部等の設置」に記載

(イ) 県水防本部

a 設置の根拠

水防法第7条

b 所掌事務

県内の各河川、海岸における水災の警戒と防御

c 組織

風水害等対策編第3章第3節第1款水防計画に記載

ウ 県災害対策会議による庁内体制の整備

副知事を議長とする宮崎県災害対策会議を適宜開催し、災害対策に関して庁内の連絡調整を図り、これを総合的、計画的、統一的に推進するものとする。（宮崎県災害対策会議設置要綱）

(2) 市町村の組織体制整備

【市町村】

市町村は、基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

(3) 防災関係機関の組織体制整備

【指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者】

県の地域を管轄し、または県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村等との連携を密にする。

2 初動体制確立への備え

【県、市町村】

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするるとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、各所属は防災情報処理システムのポケットベル自動呼び出し機能の活用、携帯電話・ポケットベルの利用等を検討する。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組合わせて、随時行うものとする。

訓練の目的	
①	異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
②	防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
③	災害警戒本部・津波関係4課など実働部門の訓練
④	災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
⑤	救助関係機関合同訓練
訓練の時期	
A	平日の早朝
B	木曜・金曜の夜間
C	休祭日の昼間
D	勤務時間内
訓練の内容	
イ	緊急動員訓練
ロ	緊急伝達訓練
ハ	総合指揮本部・現地本部訓練
ニ	機器の設置訓練
ホ	機器取扱い習熟訓練
ヘ	総合防災訓練

(5) 行動要領(マニュアル)の作成

県及び市町村の各部局は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領(マニュアル)を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

県危機管理局及び市町村の消防防災担当課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行うものとする。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

県及び市町村の各部局は災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

(1) 県の防災活動拠点の整備

【県】

ア 災害対策本部室の整備

県は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、県庁舎内に災害対策の拠点となる災害対策本部会議室及び総合対策部室を整備した。

イ 代替拠点施設の整備

県は、県庁舎の被災時の代替拠点として、防災センター（仮称）の整備を検討することとする。

(2) 市町村の防災活動拠点の整備

【市町村】

市町村は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

4 航空消防防災体制の整備

(1) 県の航空消防防災体制の整備

県は、航空消防防災体制を整備するため、防災救急ヘリコプターを導入し、防災救急航空センターの設置を図るものとする。

また、市町村や消防本部など関係機関と調整を図り、効率的な運用ができるよう、運航基準や管理規程などを整備していくとともに、他県との相互応援体制の推進を図り、広域的な航空消防防災体制の整備に努めるものとする。

(2) 市町村の航空消防防災体制の整備

市町村は、県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

(3) 防災関係機関の航空消防防災体制の整備

防災関係機関は、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や市町村等との連携を密にするものとする。

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア 九州・山口9県の連携強化

県は、他の九州各県及び山口県に応援を要請もしくは応援を行うのにあたって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

イ 全国都道府県との連携強化

全国都道府県における災害時の広域応援協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

協定名	締結団体	締結年月日
九州・山口9県災害時相互応援協定	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成23年10月31日
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国47都道府県	平成8年7月18日

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

【市町村】

市町村は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

(3) 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備

【県、市町村】

県、市町村と自衛隊は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

【警察】

警察は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

【消防機関】

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(5) 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備

【県】

ア 応援要請に対応するための体制整備

県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

また、緊急消防援助隊について、緊急消防援助隊宮崎県隊応援等実施計画に基づく体制整備を行う。

イ 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備

知事、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

6 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておくものとする。

また、ヘリコプターによる現地訓練を実施し、その検証を行うものとする。

【県】

県は県内の緊急時ヘリコプター離着陸場に関する「緊急時ヘリコプター離着陸場台帳」（以下「台帳」という）を作成し、事前に、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上保安庁等のヘリ保有

機関に配布するものとする。

また、上記台帳を防災情報システム上にデータベースとして整備し、今後、ヘリ保有機関と協力して計画的に画像データ等についても整備を進めていくものとする。

【市町村】

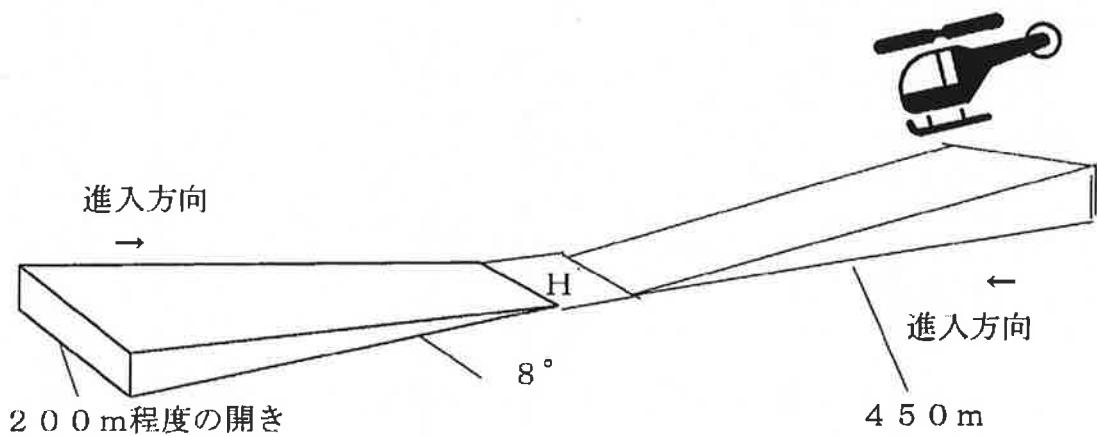
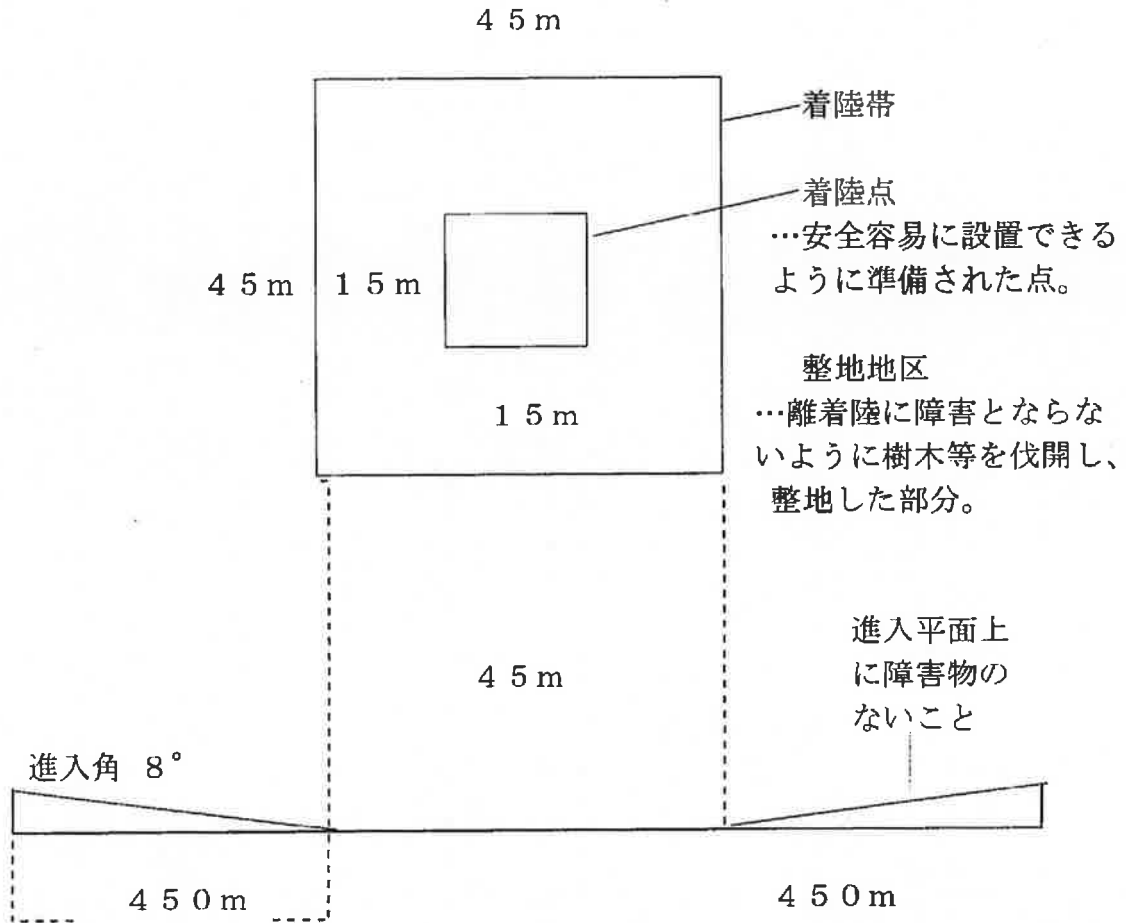
市町村は、資料「緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件、用件A及びB」に基づき最低2か所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、市においては2箇所、町村においては1か所選定しておくものとする。

<緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件>

●要件A

1 離着陸のための必要最小限度の地積

- (1) 45m×45m の地積は無障害地帯であること(下図参照)。
- (2) 進入平面より上に障害物のないこと。



2 地表面等の状況

- (1) 地表面は、堅固であること。(コンクリート、芝生は最適)
- (2) 十分に平坦であること。
- (3) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5%であること。
- (4) 四囲にあまり障害物のないこと。
- (5) 車両の進入路のあること。

●要件B

林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

1 地積

最低10,000m²(100×100)m²の広さを有し、平坦であること。
(地積はできれば15,000m²以上が望ましい。)

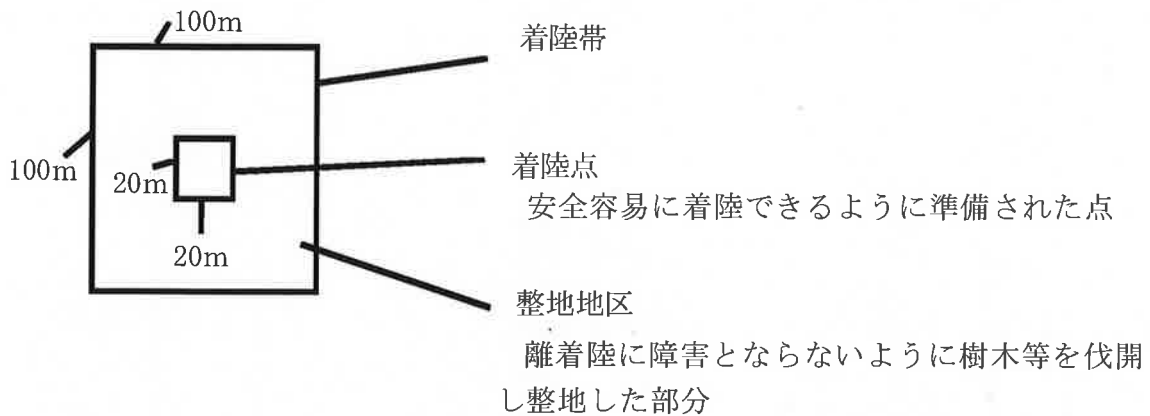
2 水利

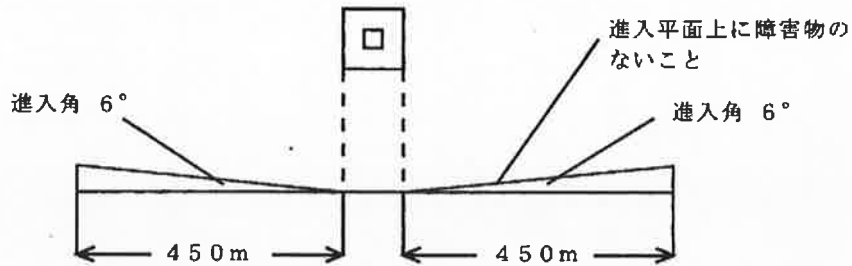
- (1) 近くに水源があること。
- (2) 水源は、最低100トンはあること。
- (3) 1m³/分以上の取水が可能であること。

3 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。
(10トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

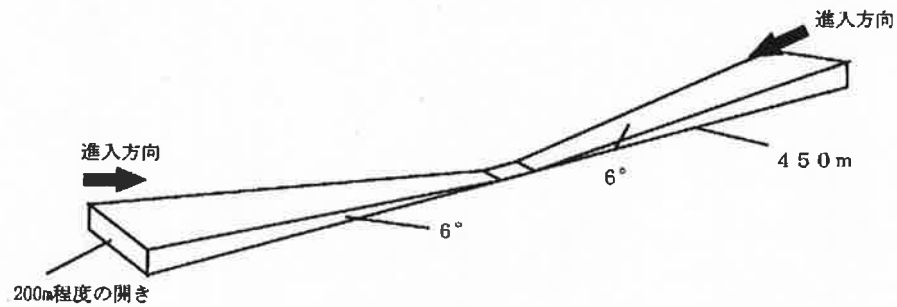
参考 (C H47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積)





災害時の運用に当たっては、「第3章 災害応急対策計画第3節広域応援活動、自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保・6緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に従うこと。

CH47ヘリコプター



7 アクセス整備

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努めるものとする。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第2項 対策

1 消防力の充実強化

(1) 消防の常備化の推進

【県、市町村】

本県では、消防職員を配置せず消防団のみで、火災をはじめとする災害に対応している市町村がまだ7団体も存在しており、消防職員を配置（消防常備化）している市町村数の割合は76.6%と全国で2番目に低くなっている。

各種の災害に迅速に対応するためには、消防常備体制を整備することが是非とも必要であり、県及び市町村は今後とも非常備地域の解消に取り組むものとする。

(2) 消防の広域化の推進

【県、市町村】

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模災害に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び市町村は、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、非常備町村も含めて、常備消防の広域化を検討する。

(3) 消防施設・設備の強化と保全

【市町村】

市町村は、「消防力の基準」に基づき消防施設を拡充強化し、また、その保全を図るものとする。

ア 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防署、同出張所を設置し、消防ポンプ自動車を配置するものとする。

イ 地域の実情に応じて、化学消防自動車、救急自動車及び消防艇等を配備するものとする。

ウ 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の安全性の確保、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

エ 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、市町村は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

オ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

(4) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

【市町村】

多大な動員力を有する消防団は地域防災の中核的存在であり、市町村は消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。

(5) 総合的な消防計画の策定

【市町村】

市町村は災害に対応した消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

(6) 消防職団員の教育訓練

【県】

消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。

【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

2 消防水利の確保

【市町村】

(1) 市町村は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールやビルの保有水の活用、河川、濠、海等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

【県】

(1) 県は、消防施設等整備費補助事業など、国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うほか、防災施設等総合整備事業を実施し、市町村の消防水利の確保を促進する。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

【県、市町村】

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 救急救命士の計画的な養成

イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ 救急隊員の専任化の促進

エ 救急教育の早急かつ計画的な実施

オ 消防本部管内の医療機関との連携強化

カ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

【県、市町村】

ア 市町村は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボートなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

イ 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

ウ 市町村は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

(3) 救助機関の連携体制の強化

【県、市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊】

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置した。

今後、この連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図ることとする。

[宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織]

議長 危機管理課長

機 関 名	委 員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長 消防保安課長

第4款 医療救護体制の整備**第1項 基本方針**

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、県民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定されている。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要があり、災害拠点病院の整備充実を図るなど、医療救護体制の整備を積極的に推進していくものとする。

第2項 対策**1 災害拠点病院等の整備充実**

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域災害医療センター

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる「地域災害医療センター」を全ての二次医療圏に計9病院指定している。

当センターは、各二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、今後、各センターの実状に応じて施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの

確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進める。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

(2) 基幹災害医療センター

地域災害医療センターの機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害医療センター」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院を指定している。当センターは県全体の災害拠点病院の中核となる施設であり、今後、施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保等に努めるとともに、その訓練・研修機能の強化を図る。

災害拠点病院一覧

種別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター	全医療圏	県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院
地域災害医療センター	県北部	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
	西諸	小林市立病院
都城北諸県	都城市郡医師会病院	
日南串間	県立日南病院	

2 DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班の体制整備

大規模災害及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであるDMAT（災害派遣医療チーム）は、県内に6医療機関9チームが編成されている。（平成24年1月現在）

今後、DMATの更なる養成に加え、各DMATの通信機器を含む資機材の充実や各種訓練・研修等によるレベルアップを図る。また、DMATが活動を行う超急性期以降の医療救護活動を担う医療救護班について、県内での各種訓練等を通じて、関係機関との連携強化を図る。

3 医薬品等の備蓄体制の整備

県は、医薬品（解熱鎮痛消炎剤、精神神経用剤、抗生物質等）などの備蓄及び保管場所の整備を行っている。

また、輸血用血液製剤は、宮崎県赤十字血液センターにおいて確保する。

なお、大規模災害時において輸血用血液製剤が不足する場合は、日本赤十字社九州血液センターを通じてその確保に努める。

4 災害時における医療情報の確保

災害時に迅速かつ的確に救護・救助活動を行うためには、正しい情報を速やかに把握することが重要である。

このため、DMAT及び災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。さらに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用することで、被災地域のみならず、全国の医療機関等とも連携した対応を行う。

なお、普段は使用しないこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるように訓練等を定期的に行い、非常時に備える。

第5款 緊急輸送体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

第2項 対策

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

【県】

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」を選定する。

ア 第1次緊急輸送道路

- ① 主な都市間を結ぶ主要道路
- ② 関係機関を結ぶ主要な道路

イ 第2次緊急輸送道路

- ① 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- ② 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路の計画図を次々頁の表に示す。

(2) 緊急輸送道路の整備

【九州地方整備局、県、市町村、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、計画的な緊急輸送道路の整備を行う。

(3) 港湾・漁港の指定と整備

【県、市町村】

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急輸送等を行う拠点として、考えられる港湾・漁港を指定し、港湾・漁港の整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

防災拠点の一覧表

()重複で内数

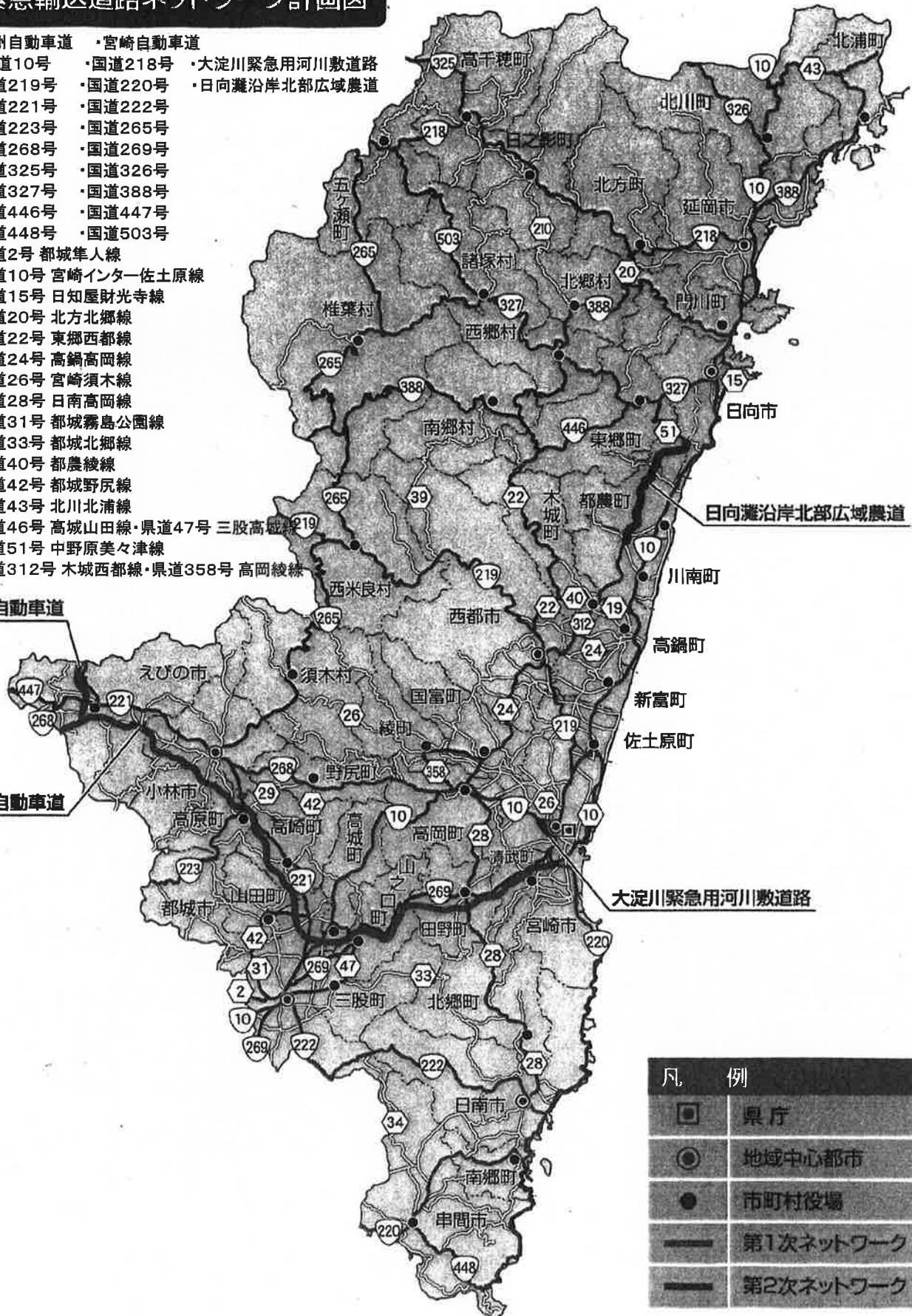
拠点種類	拠点名	備考	拠点数	道路区分		
				第1次	第2次	
1. 地方公共団体	県庁舎		1	●		
	地域中心都市の役場	延岡、日向、西都、宮崎、都城、小林、日南	7	●		
	その他の市町村役場		37		●	
	支庁	西臼杵支庁	1		●	
	道路管理事務所	土木事務所	16		●	
	水道局	宮崎市、延岡市、都城市	3		●	
	災害対策本部	宮崎県庁(県庁舎と同じ)	(1) 1		●	
	災害対策地方支部	農林振興局、土木事務所、支庁(支庁、土木事務所と同じ)	(9) 9		●	
2. 指定行政機関/ 指定地方行政機関等	国土交通省	河川国道事務所	2		●	
		出張所	12		●	
		宮崎港湾・空港整備事務所	1		●	
		大阪航空局宮崎空港事務所	1		●	
		宮崎地方気象台	1		●	
		宮崎海上保安部	1		●	
		宮崎運輸支局	1		●	
		財務省	宮崎財務事務所	1		●
	農林水産省	九州農政局宮崎農政事務所	1		●	
	厚生労働省	宮崎労働局(財務事務所と同じ)	(1) 1		●	
	警察機関	県警本部	1		●	
		警察署	13		●	
	消防機関	消防署	13		●	
3. 指定公共機関/ 指定地方公共機関等	日本郵政公社	宮崎中央郵便局	1		●	
		普通郵便局	11		●	
	西日本高速道路	工事事務所	2		●	
		管理事務所	1		●	
	道路公社	宮崎県道路公社	1		●	
		道路管理事務所	2		●	
	ライフライン	電気(営業所以上)(本店、宮崎支店と同じ)	(1) 17		●	
		電話	8		●	
		ガス	3		●	
	鉄道管理者	J R 総合鉄道事業部	1		●	
		J R 保線区	2		●	
	放送局	NHK	1		●	
		テレビ局	6		●	
ラジオ局		1		●		
4. 自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊	2		●	
		航空自衛隊	1		●	
		地方連絡部	1		●	
5. 救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	空港	宮崎空港	1	●		
	ヘリポート	大型ヘリ離着陸可能地	50		●	
		港湾、漁港	重要港湾	3	●	
			地方港湾	13		●
		第2種、第4種漁港	12		●	
	鉄道駅前広場	地域中心都市	6		●	
	物流拠点	市場	3		●	
		トラックターミナル	29		●	
	都市公園を利用した防災拠点	県総合運動公園	1		●	
	広域防災拠点(備蓄基地)	食料、医薬品、衣料(赤十字社、延岡土木と同じ)	(2) 6		●	
	道路空間を利用した防災拠点	I. C. S. A. P. A	17		●	
		道の駅	8		●	
	6. 災害医療拠点	総合病院等	日本赤十字社	1		●
国立病院			5		●	
県立病院			5		●	
その他公立病院			19		●	
その他総合病院			56		●	
血液センター			1		●	
保健所			11		●	
計			(15) 433			

緊急輸送道路ネットワーク計画図

- ・九州自動車道
- ・国道10号
- ・国道219号
- ・国道221号
- ・国道223号
- ・国道268号
- ・国道325号
- ・国道327号
- ・国道446号
- ・国道448号
- ・宮崎自動車道
- ・国道218号
- ・国道220号
- ・国道222号
- ・国道265号
- ・国道269号
- ・国道326号
- ・国道388号
- ・国道447号
- ・国道503号
- ・大淀川緊急用河川敷道路
- ・日向灘沿岸北部広域農道
- ・県道2号 都城隼人線
- ・県道10号 宮崎インター-佐土原線
- ・県道15号 日知屋財光寺線
- ・県道20号 北方北郷線
- ・県道22号 東郷西都線
- ・県道24号 高鍋高岡線
- ・県道26号 宮崎須木線
- ・県道28号 日南高岡線
- ・県道31号 都城霧島公園線
- ・県道33号 都城北郷線
- ・県道40号 都農綾線
- ・県道42号 都城野尻線
- ・県道43号 北川北浦線
- ・県道46号 高城山田線・県道47号 三股高城線
- ・県道51号 中野原美々津線
- ・県道312号 木城西都線・県道358号 高岡綾線

九州自動車道

宮崎自動車道



凡 例	
	県庁
	地域中心都市
	市町村役場
	第1次ネットワーク
	第2次ネットワーク

2 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度

【県警察本部】

(1) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行なうための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道の中から緊急交通路の候補路線を選定し、あらかじめ指定している。※指定路線26路線、詳細は第3章応急対策計画第6節第2款

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を受理するものとする。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合。

(ア) 災害時に、基本法第50条第1項の業務に従事する車両

(イ) 指定行政機関等の所有車両等

イ 事前届出の申請手続

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。

(ウ) 申請書類

a 緊急通行車両等事前届出書（様式1）

b 自動車検査証の写し

c 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を各2通

ウ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式1の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

様式-1 事前届出書

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 印	
番号欄に表示されている番号		(注)1.大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2.届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、宮崎県公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3.次に該当するときは、 <u>本届出済証を返還</u> してください。 (1)緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2)緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3)その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者 住所 氏名	() 局 番		
出 発 地			
(注)この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、高速道路交通警察隊又は警察本部に提出してください。			
備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。			

3 交通管理体制の整備

【県、県警察本部】

(1) 道路防災情報施設等の整備

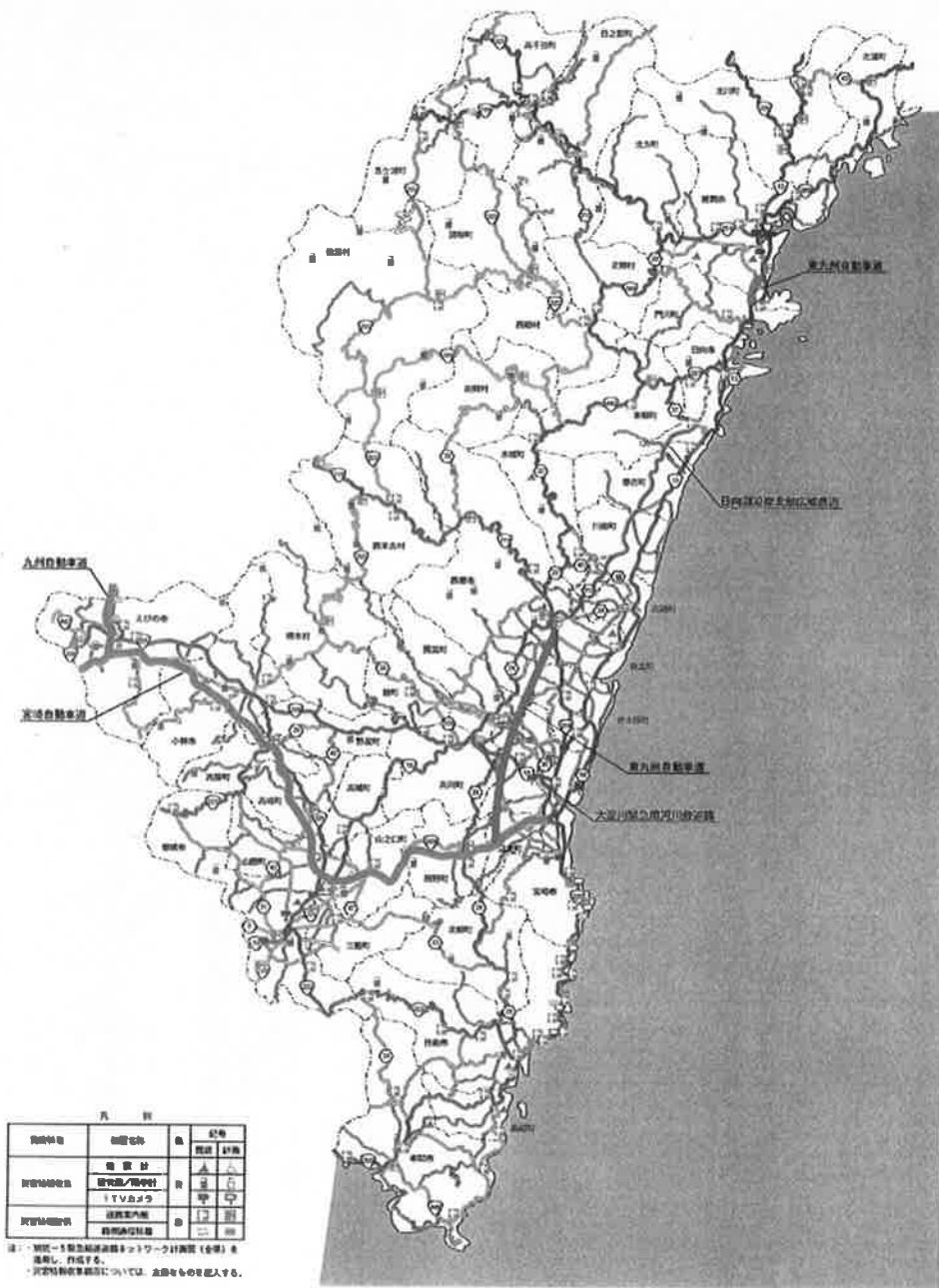
県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を道路防災情報ネットワーク計画に基づき整備する。

(2) 交通管制施設等の整備

県警察本部は、交通管制が実効あるものとするため、交通情報板、交通流監視用カメラ、自動起動型信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

さらに、県警備業協会との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、災害時の交通管制が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

道路防災情報ネットワーク計画図（宮崎県）



※宮崎市内においては、道路防災情報施設が重複するため表示しない。

4 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保

(1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

【道路管理者】

道路管理者は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備するものとする。

(2) 輸送車両、船舶等の確保

【県】

県は、県の保有車両、船舶等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努めるものとする。

【港湾管理者】

港湾管理者は、建設業者等との協定などにより、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第6款 避難収容体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

第2項 対策

1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

【市町村】

(1) 避難計画の策定

市町村は次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するものとする。

ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所(避難地及び避難所)の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所への経路及び誘導方法

エ 避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 飲料水の供給

(イ) 炊き出しその他による食品の供給

(ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与

(エ) 負傷者に対する応急救護

(オ) 災害時要援護者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

市町村は、地域の実情から判断して、津波による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大

等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を市町村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

2 避難場所、避難路の確保

(1) 避難場所の指定

【市町村】

市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難場所（避難地及び避難所）を指定する。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

- ア 避難所の指定に当っては、当該地区の避難者数を想定し、その量的な確保を図る。
- イ 避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限り生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とする。

なお、学校を避難所として指定する場合については、学校が教育の場であることを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整を図ること。

- ウ 都市化の進んだ人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。

(ア) 隣接する市町村の公共施設等の利用

(イ) 企業や個人が保有する施設等の利用

- エ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

【県】

県は、市町村が行う避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について支援する。

また、市町村の避難所の確保を支援するため県有施設の利用を推進する。

(2) 避難路の確保

【市町村】

市町村は、避難場所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画街路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じるものとする。

【県】

県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

【市町村】

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3 避難場所等の広報と周知

市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

(1) 避難場所の広報

避難場所の指定を行った市町村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

- ア 避難場所の名称
- イ 避難場所の所在位置
- ウ 避難場所への経路
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

市町村は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

【県、市町村】

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

【市町村】

市町村は、平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

【県】

県は、避難所に指定されている県の施設のうち、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築を計画的に行っていくものとする。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や災害時要援護者にも配慮した避難所生活に必要な資材や設備の整備に努めるものとする。

また、災害時要援護者に対応するため、伝達事項の掲示板の設置や出入口の段差解消のスロープ等の整備に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

【県】

県は、市町村の避難所の備蓄物資及び設備の整備に関して助言指導を行うとともに、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名・住所等に関する被災者情報のシステムを整備するものとする。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与体制を整備するものとする。

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備すること。

(1) 建設用地の選定

- ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。
- イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等用地利用関係について明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

- ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。
- イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等により実施すること。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障害者等の災害時要援護者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

【県】

県は、災害救助法の適用があった場合、当該市町村と協議の上、必要戸数について応急仮設住宅の建設を行う。

また、市町村の応急仮設住宅の建設にあたっては、社団法人プレハブ建築協会との協定（「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）等により支援を行う。

第7款 備蓄に対する基本的な考え方

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

県及び市町村は、次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮するものとする。

【市町村】

1 備蓄方法

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉

庫等での公的備蓄に努めること。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努めること。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めること。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくこと。

2 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給すること。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者へ配慮された物資の供給に配慮すること。

【県】

県は、市町村の物資入手に関して、民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用のあった場合、当該市町村からの要請に応じて、速やかに物資の供給が図られるよう、物資の公的備蓄や流通在庫備蓄に努める。

【県、市町村】

1 各家庭や職場での物資等の備蓄

県、市町村は、県民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するものとする。

2 災害対策要員分の備蓄

県、市町村は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄を検討するものとする。

第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、 供給体制の整備

第1項 基本方針

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

また、県は災害救助法の適用に当たって食品等の物資を供給する場合に備え、災害救助基金において物資の備蓄に努めるものとする。

第2項 対策

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 県の体制整備

県は、市町村の食料入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村へ食料を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

(イ) 公的備蓄

【県】

県は現在以下の食料備蓄を行っており、今後も備蓄に努める。

a 備蓄品目

アルファ米、おかゆ、パンの缶詰、ドライミルク

b 備蓄場所

- ① 日本赤十字社宮崎県支部
- ② 延岡総合庁舎（飲料水）
- ③ 都城総合庁舎（飲料水）
- ④ 西臼杵支庁（飲料水）

(イ) 流通在庫備蓄

【県】

県は、食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料の確保に努めるものとする。

また、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

a 輸送方法

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(ウ) 政府所有の米穀の調達体制の整備

【県、農林水産省生産局】

県及び農林水産省生産局は、災害時における市町村からの支援要請に対応し、政府所有の米穀の買い受け・引き渡しを円滑に行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

イ 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

(ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努めること。

(イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても備蓄に努めること。

(ウ) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

ウ 事業所、住民等の備蓄

【事業所、住民】

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

【水道事業者】

水道事業者は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備するものとする。

なお、計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等をを定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3ℓ/人日
- ・7日目まで 20ℓ/人日
- ・14日目まで 100ℓ/人日
- ・15日から28日目まで 250ℓ/人日
- ・29日目以降 通常通水

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間 避難所
- ・7日目まで 避難所・給水拠点
- ・14日目まで 150m程度
- ・15日から28日目まで 10m以内
- ・29日目以降 通常通水

カ 応急資機材の確保

他県からの応援資機材量を勘案のうえ合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

ク 応援受入拠点の整備

・応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
・緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

【県】

県は、応急給水・復旧に係る連絡調整を行う体制を整備するとともに、あらかじめ応援資機材等の備蓄量を把握するなど広域的相互応援体制の整備を行うものとする。

また、緊急時の水質検査体制の整備を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった場合、必要に応じて当該市町村に飲料水を速やかに供給できるよう、簡易浄水器具等の公的備蓄やペットボトル等の流通在庫備蓄に努めるものとする。

ア 県内市町村水道事業者間の相互応援体制の整備

県は、県内市町村水道事業者間の相互応援協定等の締結指導など応援体制の整備を行う。

イ 他県との広域相互応援体制の整備

県は、他県との広域相互応援体制について、あらかじめ国及び他県等と協議・調整を行う。

ウ 応急給水等訓練の実施

県は、水道事業者が策定する応急給水・復旧基本計画に基づいた広域的な応急給水等訓練を行う。

エ 応援資機材等の把握

県は、県内水道事業者の応援資機材の備蓄量を把握し、水道事業者に情報提供を行う。

オ 応援連絡体制の把握

県は、県内水道事業者の応援連絡体制を把握するとともに、水道事業者に応援可能事業者等の情報提供を行う。

カ 水質検査体制の整備

県は、緊急時における水質検査体制の整備を行う。

【市町村】

市町村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 県の体制整備

【県】

県は、市町村の生活必需品の入手に関して民間業者等と市町村間との調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村への生活必需品を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

ア 公的備蓄

県は現在、次の生活必需品等の備蓄を行っており、今後も備蓄に努める。

(ア) 備蓄品目

毛布、タオル、肌着セット、組立トイレ等

(イ) 備蓄場所

- ① 日本赤十字社宮崎県支部
- ② 消防学校
- ③ 都城総合庁舎
- ④ 延岡総合庁舎
- ⑤ 小林総合庁舎
- ⑥ 日南市保健福祉総合センター
- ⑦ 西臼杵支庁

イ 流通在庫備蓄

県は、小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、生活必需品の確保に努めるとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

なお、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

(ア) 輸送方法

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(2) 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努めること。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、災害時要援護者にも配慮した物資の給(貸)与に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ 生活必需品の例示

- ・寝具
就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
- ・外衣
ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
- ・肌着

- 男女下着、子供下着等
 - ・身の回り品
 - タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
 - ・食器、日用品
 - 食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、電池等
 - ・その他、応急的に必要な生活必需品
- (3) 事業所、住民等の備蓄
- 【事業所、住民】
- 事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記アに掲げる品目を備えるものとする。

第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第1項 基本方針

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

第2項 対策

1 市町村防災行政無線等の整備

【市町村】

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

市町村が使用する防災行政無線には、次の3種類がある。

- ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム
- イ 同報系無線：災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム
- ウ 地域防災無線：市町村、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行うシステム

県内の整備状況は次の通りである。(平成21年4月1日現在)

- ・同報系 23市町村
- ・移動系 28市町村
- ・地域防災系 3市町村

市町村は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市町村防災行政無線の整備を推進するものとする。

(2) 消防無線整備の推進

消防無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

【県】

県は、消防施設等整備費補助事業など国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うほか、防災施設等総合整備事業により財政支援を行い、市町村防災行政無線等の整備を促進する。

(3) 多様な手段の整備

【市町村】

被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、有線系や携帯電話も含め災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておくこととする。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておくものとする。

【県】

(1) 取材への対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理局が、災害対策本部設置時には、総合対策本部渉外班が行うこととする。

また必要に応じて、秘書広報班が総合対策本部渉外班の支援にあたるものとする。

(2) 県は各放送局とは、資料「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」のとおり災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

【警察】

報道対応窓口を1本化し責任ある報道対応を行うものとし、報道発表に当たっては、県と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

なお、災害認定については、災害認定機関である市町村と意思を確認した上で報告するものとする。

【市町村】

(1) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよう体制を整えておく必要がある。

【県、警察】

(1) 住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

ア 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保

イ 各部局ごとの窓口対応職員の指定

(2) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

【市町村】

(1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。

(2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

(3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

第10款 災害時要援護者等安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人などいわゆる災害時要援護者と呼ばれる人々の犠牲が多くなっている。このため、社会の高齢化や国際化の急速な進展を迎え、県、市町村及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、災害から災害時要援護者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における災害時要援護者等の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策

1 社会福祉施設等の防災体制の充実

【社会福祉施設管理者】

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者(以下、「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備するものとする。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とすること。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

(3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておくこと。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

【県、市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行うこと。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておくこと。

2 在宅災害時要援護者の救護体制の整備

【市町村】

市町村は、災害時要援護者の安否確認や速やかな避難及び救護を実施するため、あらかじめ次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 在宅災害時要援護者の状況把握

ア 保健医療サービスや福祉サービスを受けている災害時要援護者のリストなどにより、避難所で介助を要する災害時要援護者のリスト等を整備し、平常時からその状況を把握

しておくこと。

イ 民生・児童委員、地域住民、ボランティア組織等と連携し、速やかに災害時要援護者の安否確認ができる体制を整備しておくこと。

ウ 安否確認を行う上で、災害時要援護者のプライバシーに係わる情報を開示する場合も想定されることから、災害時の情報開示について本人等から同意を得ておくなど、災害時要援護者に関する情報開示の方法を検討しておくこと。

(2) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておくこと。

(3) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する災害時要援護者を收容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備しておくこと。

【県】

県は、市町村の行う在宅災害時要援護者の救護体制の整備について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

【市町村】

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

【県】

県は、外国人の所在の把握についての指導・助言を行う。

(2) 防災知識の普及・啓発

【県、市町村】

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

【県、市町村】

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び(財)宮崎県国際交流協会の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

【県、市町村】

市町村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように

努める。

また、県及び市町村は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

ウ 外国人への行政情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。また、活字にはふりがなをつけることなども検討する。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

【県、市町村】

県及び市町村は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力しながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

【県国際交流協会】

県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。

カ 語学ボランティアの登録・養成

【県国際交流協会】

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。

第11款 防災関係機関の防災訓練の実施

第1項 基本方針

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとする。

第2項 対策

1 県総合防災訓練の実施

【県、市町村、防災関係機関】

県は、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

(2) 実施場所

県内全ての市町村において、各地域において実施する。

(3) 訓練種目

- ① 災害対策本部設置、運営
- ② 交通規制及び交通整理
- ③ 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④ 救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ ライフライン復旧
- ⑥ 各種火災消火
- ⑦ 道路復旧、障害物排除
- ⑧ 緊急物資輸送
- ⑨ 無線による被害情報収集伝達
- ⑩ 海上流出油防除
- ⑪ 各関係機関の共同連携要領
- ⑫ その他起こりうるあらゆる災害を想定し、本計画に定める応急対策を中心に幅広い種目について訓練を実施する。

(4) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア組織、災害時要援護者も含めた地域住民等とも連携するとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

(5) 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

2 個別防災訓練の実施

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するものとする。

(1) 水防訓練

【県、水防管理団体】

県及び水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

(2) 消防訓練

【消防関係機関】

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う。

(3) 災害救助訓練

【県、災害救助実施機関】

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

県救助機関災害対策連絡会議構成機関は合同で情報伝達・収集、指揮活動等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

【県、防災関係機関】

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、宮崎地区非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(5) 避難訓練

【市町村、警察等避難訓練実施機関】

市町村及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院・集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ちの実施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 災害警備活動及び交通規制訓練

【警察】

県警察本部は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により災害警備活動及び交通規制訓練を実施する。

(9) 海上防災訓練

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、流出油事故による海上災害が発生した場合を想定し、迅速的確な情報伝達・流出油の防除・消火等の応急作業を訓練するとともに関係機関との協力体制の確立及び流出油災害対策の充実強化を図る。

(10) 広域防災訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 広域災害対処訓練

【陸上自衛隊、県、市町村】

陸上自衛隊は、県又は市町村が実施する災害対処のための指揮活動等の訓練に積極的に参加する。

(12) ライフライン復旧訓練

【ライフライン事業者】

ライフライン機関は、復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

【事業所、自主防災組織、住民】

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確

保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般県民の訓練

県民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、県及び市町村をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して災害時要援護者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

4 防災訓練の検証

県、市町村及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

第12款 災害復旧・復興への備え

第1項 基本方針

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

第2項 対策

1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

【県】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【市町村】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

【関係機関】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2 災害対策基金等の積立と管理

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図るものとする。

(1) 災害救助基金

ア 積立

県は、災害救助法の適用時に要する費用に充てるため、次により災害救助基金を積み立てるものとする。

- ① 銀行への預金
- ② 債権の買入
- ③ 物資の備蓄

イ 積立額

災害救助基金の各年度における最小額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1,000に相当する額とする。

(2) 財政調整積立金

県は地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、宮崎県財政調整積立金条例(昭和36年宮崎県条例第6号)を定めて、財政調整積立金を設置し、その運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

ア 積立額

- (ア) 積立額は、地方財政法第4条の3第1項又は第7条第1項の規定により、予算で定める。
- (イ) 積立金から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れる。

イ 管理

銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元金の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運営する。

ウ 処分

- 次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。
- (ア) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (イ) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (ウ) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (エ) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

3 防災資機材等の備蓄

(1) 救助物資の備蓄

県における救助物資の現況及び整備は、次によるものとする。

ア 現況

(ア) 備蓄場所

宮崎市別府町3	日本赤十字社宮崎県支部倉庫
宮崎市大字郡司分210	消防学校倉庫
宮崎市大字熊野1443の12	県総合運動公園倉庫
都城市北原町24の21	都城総合庁舎倉庫
延岡市愛宕町2の2323	延岡総合庁舎倉庫
日南市中央通1番地2	日南市福祉総合センター
小林市大字細野367-2	小林総合庁舎倉庫
西臼杵郡高千穂町大字三田井22	西臼杵支庁倉庫

(イ) 備蓄状況

県における救助物資の備蓄品は、毛布、コンパクト肌着、缶詰等である。

イ 整備

災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、速やかに物資の補充を行うものとする。

(2) 水防倉庫及び水防資機材

ア 水防管理団体は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

イ 水防倉庫既設箇所及び水防資機材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

ウ 水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県において備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。

県水防緊急整備備蓄資機材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

(3) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第1項 基本方針

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政的的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため県、市町村、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

第2項 対策

1 一般県民に対する防災知識の普及

(1) 講習会等の開催

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 地域の防災リーダーの育成

【県】

県は、県民防災講座を実施し、地域の防災リーダーを育成することによって、県民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

ア 広報紙、パンフレットの配布

イ 広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

イ その他のメディアの活用

① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

② ビデオ、フィルムの製作、貸出

③ キャプテンシステム、文字放送の活用

④ パソコン通信およびインターネットの活用

(4) 「宮崎県防災の日」、「防災週間」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普

及活動の実施

【県、市町村、防災関係機関】

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間及び1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるものとする。

【県、市町村】

(1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、児童生徒の発達の段階に応じた防災教育を行い、災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道德等の指導内容と関連づけ、体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、役割分担及び指導の具体的な内容について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため指導の手引書等の作成・配布および管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

【県、市町村、事業者】

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

【県、市町村等】

県及び市町村等は現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第2款 自主防災組織等の育成強化

第1項 基本方針

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県及び市町村は、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどして、組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の組織率の向上及び活動の活性化を促進するものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2項 対策

1 組織率の向上と活動支援

(1) 組織率の向上

【県、市町村】

ア 自主防災組織の整備

県及び市町村は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

県及び市町村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 災害時要援護者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

県及び市町村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び

助成を行う。

資機材については、市町村は（財）自治総合センターのコミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）及び県の地域防災力向上促進事業等の制度を活用し、県民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努めるものとする。

（自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例）

情報連絡用：携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

消 火 用：可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

水 防 用：救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等

救出救護用：A E D、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等

給食給水用：給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等

避難所・避難用：リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等

防災教育用：模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

（3）リーダーの養成

県及び市町村は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自自主防災組織等は、第2章第2節第12款3(2)に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

3 事業所防災活動の推進

【県、市町村、施設管理者、企業】

（1）事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

（2）防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

（3）危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の環境整備を図っていくこととする。

第2項 対策

1 活動促進のための拠点づくり

【県】

ボランティア活動促進の中核として、宮崎県社会福祉協議会が設置する宮崎県ボランティアセンターの機能充実を図るとともに、県民が身近なところで、ボランティア活動についての相談や支援が受けられるよう、ボランティアセンターの全市町村設置による地域の拠点づくりを進める。

2 宮崎県ボランティア基金の活用

【県】

「宮崎県ボランティア基金」の効果的活用により、県・市町村社会福祉協議会の設置するボランティアセンターが、活動の普及啓発や人材育成など地域での活動促進を図るための事業を推進したり、ボランティア保険への加入助成など、県民が安心して活動に参加できるための基盤整備を進める。

3 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) ボランティアの「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、「受入れ窓口」の体制整備を強化する。また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

ア 市町村社会福祉協議会における業務

- (ア) 被災者のニーズ調査
- (イ) 被災者やボランティアからの相談受付
- (ウ) 要援護者への支援
 - ・ボランティア活動希望者の派遣
 - ・ボランティア活動プログラムの策定と提供
 - ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- (エ) 被災者やボランティアに対する情報提供
- (オ) 各関係機関・団体との連絡・調整
- イ 県社会福祉協議会における業務
 - (ア) 現地本部の支援
 - ・全国からのボランティアの登録と派遣
 - ・全国からの支援の受入れと被災者への提供
 - ・ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
 - (イ) 県内外への情報提供
 - (ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整
- (4) ボランティアの養成・登録等
 - ア ボランティアコーディネーターの養成
 - 【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】
 - 災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。
 - イ ボランティアリーダー等の養成と組織化
 - 【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】
 - 災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。
 - また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。
 - ウ ボランティア研修の実施
 - 【県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会】
 - 災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。
 - エ ボランティアの登録
 - 【市町村社会福祉協議会】
 - 災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。
 - また、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部とも登録情報の共有化を図る。
- (5) ボランティアの活動環境の整備
 - ア ボランティア活動の普及・啓発
 - 【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】
 - 災害時のボランティア活動に県民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から県民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。
 - イ ボランティアの活動拠点等の整備
 - 【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】
 - 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。
 - ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定
 - 【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】
 - 県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社県支部と連携しながら災

害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

エ ボランティアコーディネーターの配置

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

オ ボランティア保険への加入促進

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

(6) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

4 赤十字防災ボランティア活動体制整備

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

ア 赤十字奉仕団員

イ 赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、予め支部又は所在地の地区区分において登録をした個人又は団体。

ウ 災害発生時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、支部又は所在地の地区区分において適任と認め、登録をした個人又は団体。

(2) 赤十字防災ボランティアの養成

ア 赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

イ 赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に赤十字防災ボランティア活動の地区リーダーとして地域的個人的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成する。

ウ 赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

5 地域安全活動ボランティアの体制整備

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障害者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、暗がりの安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施する地域安全ボランティア活動への協力、支援体制を防犯協会、警察、県・市町村、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、市町村の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

第1項 基本方針

県は、宮崎県内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確に災害対策を推進するための体制を整え、被害を最小限にとどめる責任を有する。

県は、防災対策の中核機関として災害対策の業務を統括するため、それぞれ災害対策本部等を設置して、防災諸業務の遂行にあたるものとする。

第2項 対策

1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、危機管理室長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

2 災害警戒本部の設置

災害対策本部が設置される前の災害対策に関し、必要と認められる場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

(2) 知事の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ災害応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるとき又は知事が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

第1順位 副知事

第2順位 総務部長

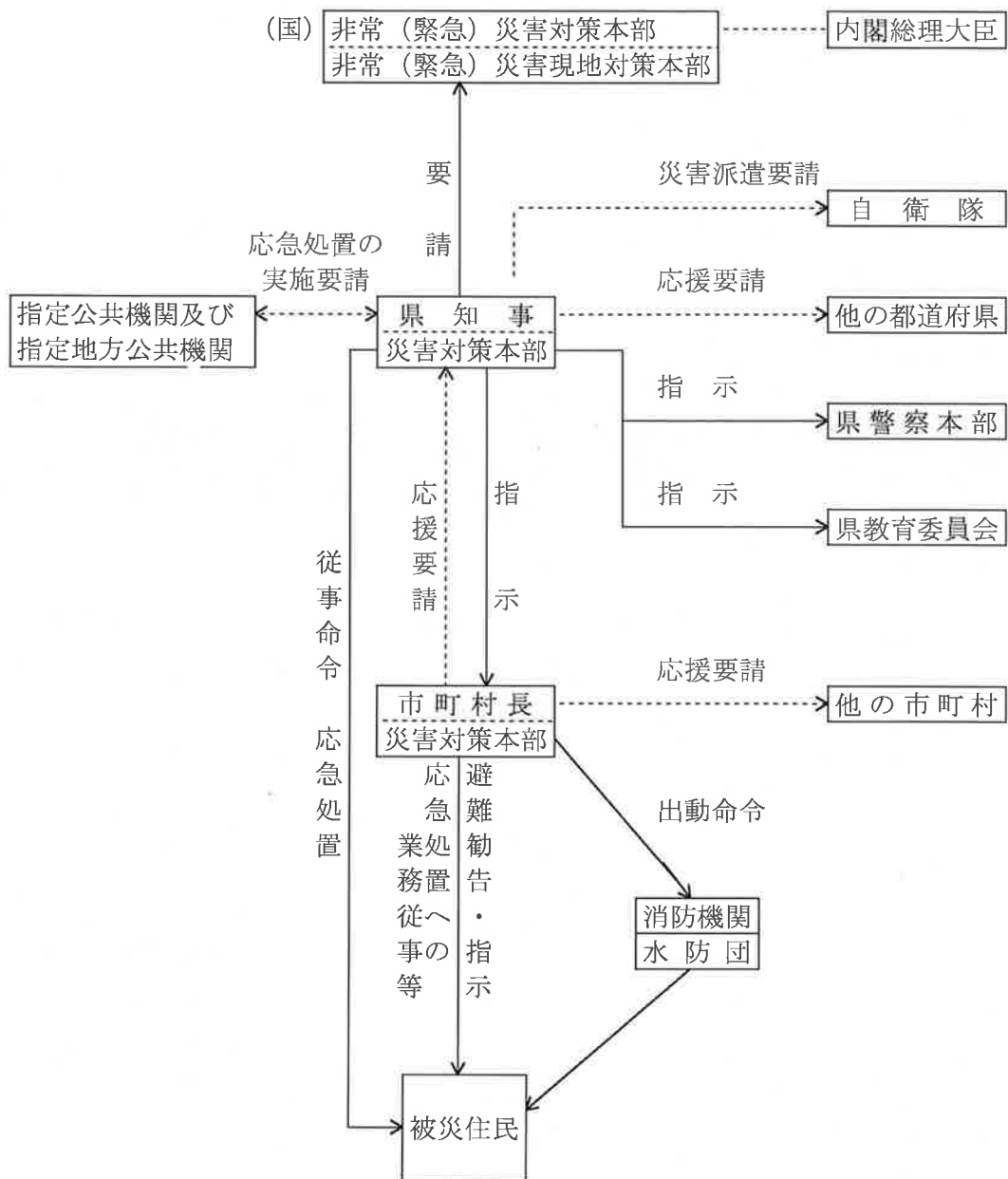
第3順位 危機管理統括監

第4順位 危機管理局次長

(3) 総合防災体制の体系

災害対策本部は、本県地域における総合防災体制の中核として、国及び各防災関係機関等との連絡調整を図り、総合的に効果的な応急対策の実施を推進するものとする。

その体系を図示すれば次頁のとおりである。

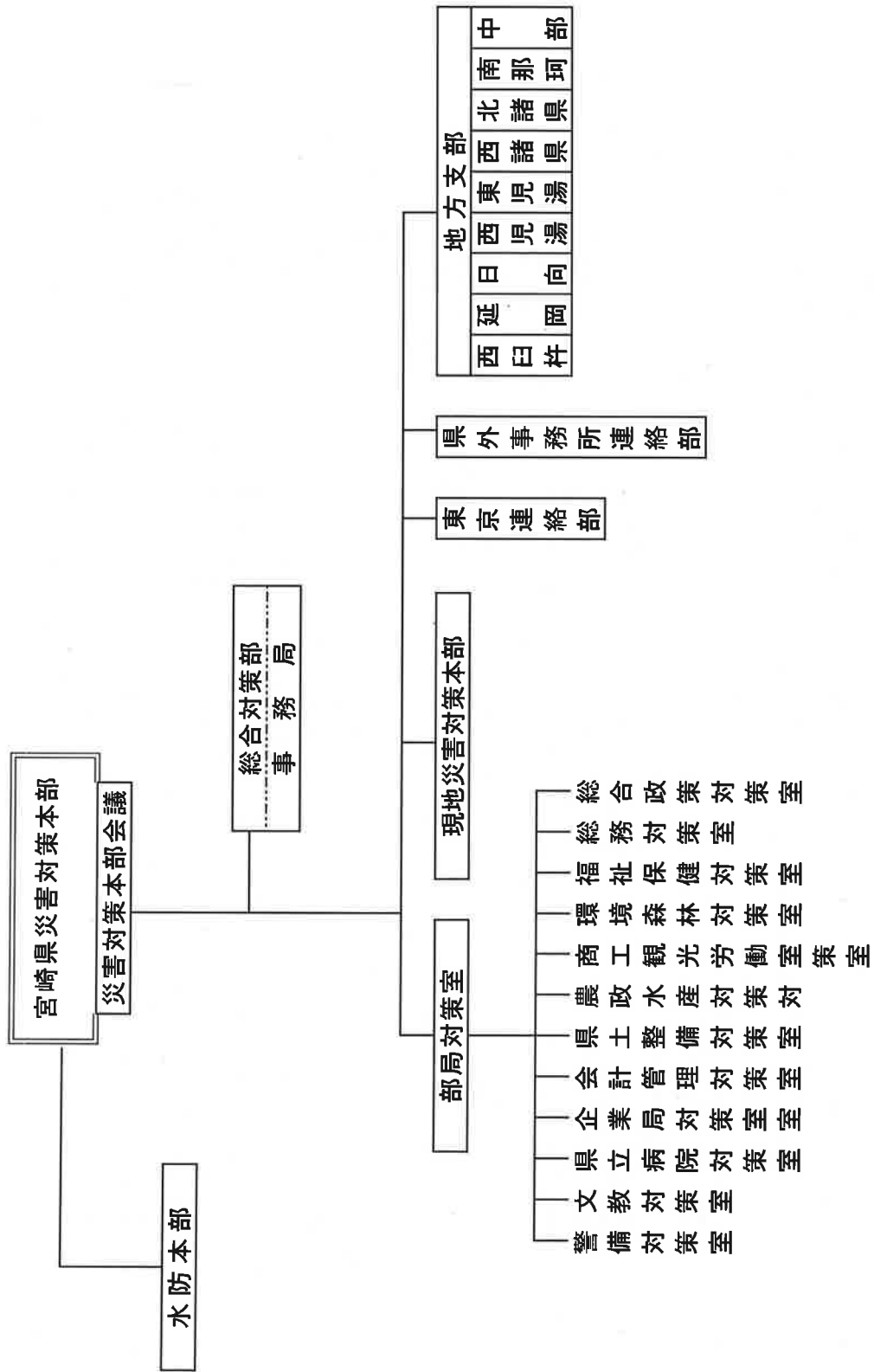


4 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

災害対策本部の構成については、別図「宮崎県災害対策本部組織図」のとおりとする。

＜宮崎県災害対策本部組織図＞



(1) 災害対策本部長等

災害対策本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てるものとする。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部に災害対策本部会議を置き、各部局長をもって構成し、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意志決定機関とする。

(3) 総合対策部

災害対策本部に総合対策部を置き、災害応急対策の総合的な実施及び調整等に当たるものとする。

総合対策部長は危機管理統括監をもって充てる。

総合対策部に、総括班など6班を置く。

総合対策部各班の事務分掌については表1のとおりとする。

(4) 災害対策本部の設置場所

総合対策部は、災害対策本部総合対策部室（1号館5階）、県庁講堂、企業局県電ホール、危機管理局に設置するものとする。

但し、緊急やむを得ない場合には、他の県有施設等に設置するものとする。

(5) 災害対策本部の室

災害対策本部に通常の業務を通じて災害対策にあたる12室を置き、室長は各部局の部長をもって充てる。

室に総合対策部に準じた班を置く。

各室各班の事務分掌については、表2のとおりとする。

(6) 災害対策本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、次の要領により国及び指定地方行政機関等関係機関に通知するとともに、報道機関を通じて公表するものとする。

通知先又は公表先	担 当 部 班	通 知 又 は 公 表 方 法
本 部 構 成 員	総合対策部 総 括 班	庁内放送電話その他迅速な放送で通知
地 方 支 部	〃 連絡調整班	電話その他迅速な方法で通知
関 係 機 関	〃 〃	
国（消防庁等）	〃 〃	
一 般	〃 渉 外 班	

(7) 災害対策本部室への部外者立入り禁止措置

災害対策本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、災害対策本部室への部外者の立入りを禁止するものとする。

(8) 地方支部

地方における災害対策の推進を図るため、地方支部を置く。

地方支部は、その所管区域に所在する県出先機関をもって組織する。

地方支部に支部長を置き、支庁長、農林振興局長（日向地方支部にあつては日向土木事務所長、西児湯地方支部にあつては西都土木事務所長）をもって充てる。

地方支部の名称、設置場所、所管区域及び事務分掌については、表3のとおりとする。

地方支部の組織は、災害対策本部の組織に準じて地方支部長が定める。

地方支部長は、災害対策本部からの通知またはその他の方法で、災害対策本部の設置を知ったときは、直ちに、地方支部を設置し、その旨を災害対策本部長に報告する。但し、災害の状況に応じその設置の必要を認めない場合は、その旨を災害対策本部長に申し出て指示を受けるものとする。

地方支部長は、設置を決定したときは、各班に通知するとともに、市町村本部に連絡するものとする。

(9) 東京連絡部等

災害対策本部長は、必要に応じ東京連絡部を設置するものとする。

東京連絡部に東京連絡部長を置き、東京事務所長をもって充てる。

東京連絡部は、災害対策本部長の命を受け、政府、国会その他関係機関との情報連絡及び陳情に関する事項及び県内出身者等からの被災者の安否や災害状況の問い合わせ等の事項を処理する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ県外事務所連絡部(大阪事務所連絡部、福岡事務所連絡部)を設置するものとする。県外事務所連絡部に県外事務所連絡部長を置き、県外事務所長をもって充てる。

県外事務所連絡部は、県内出身者等からの被災者の安否や災害状況の問い合わせ等の事項を処理する。

(10) 現地災害対策本部

災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

現地災害対策本部長に総務部次長(財務担当)を、副本部長に被災地を管轄する地方支部長をもって充てる。

現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準ずるものとし、現地本部長は現地災害対策本部の事務を掌理するものとする。

現地災害対策本部長は、災害対策本部長、同副本部長及び同総合対策部長の指揮を受ける。

5 災害対策現地合同調整本部の設置

大規模な事故等の災害発生時に、被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、知事が必要と認めるときは、関係機関と協議し、現地合同調整本部を設置するものとする。

合同調整本部の本部長は、知事が指名した県の職員をもって充てるものとする。

現地合同調整本部は、法に基づく組織ではなく、県が中心となって救助関係機関等の総合調整を行うために設置するものである。

なお、任務・組織等については、「宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱」に基づくものとする。

6 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

災害対策本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ① 指定地方行政機関
- ② 宮崎県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
- ③ 市町村
- ④ 指定地方公共機関

7 非常(緊急)災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

8 災害対策本部・支部の廃止

災害対策本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部、地方支部又は現地災害対策本部を廃止する。

9 災害対策室の設置

災害対策本部が廃止された場合において、復旧活動への円滑な移行のために関係機関相互の調整が必要とされる場合は、災害対策室を設置するものとする。

災害対策室の組織については、別に定める。

<表1 総合対策部各班の事務分掌>

各班の共事事務	
1 災害対策本部長の特に命ずること 2 総合対策部長の特に命ずること（総合対策部に限る。） 3 他の部、室及び班の応援に関する事	
班名	分掌事務
総括班	1 総合対策部の総合調整に関する事 2 災害対策の総合調整に関する事 3 災害対策本部要員の確保に関する事 4 自衛隊の災害派遣要請に関する事 5 国への連絡及び被害報告に関する事
連絡調整班	1 災害情報の収集及び分析に関する事 2 被害情報の収集及び分析に関する事 3 地方支部との連絡に関する事 4 市町村との連絡に関する事 5 市町村からの各種要請に関する事 6 各部局対策室との連絡に関する事 7 応急対策の連携及び調整に関する事 8 防災関係機関との情報交換、連絡及び連携に関する事 9 ライフライン機関との情報交換及び連絡に関する事 11 ライフラインの復旧等の連携に関する事
情報通信班	1 災害情報の記録に関する事 2 被害情報の記録及び集計に関する事 3 災害対策の記録に関する事 4 災害情報、被害情報及び災害対策に係る資料の整理及び保管に関する事 5 情報通信網の確立に関する事 6 現地等機器通信の確立に関する事 7 非常無線通信に関する事
支援班	1 災害対策用装備資機材の確保及び管理に関する事 2 災害対策用人員及び装備、救援資材及び物資等の輸送及び調整に関する事 3 各種広域応援協定の運用に関する事 4 協定外支援（災害ボランティアを含む。）に関する事 5 本部、本部会議及び総合対策部の庶務に関する事 6 総合対策部員の給食に関する事 7 総合対策部員の健康管理に関する事
渉外班	1 災害広報に関する事 2 災害写真等の収集整理に関する事 3 被害者相談総合窓口に関する事 4 被害状況等の問い合わせに関する事 5 防災関係機関からの派遣者の対応に関する事 6 県議会への報告及び連絡に関する事
現地災害対策本部対応班	1 災害現地対策及び調査に関する事

＜表2 宮崎県災害対策本部各対策室・班の事務分掌＞

各対策室・班の共通事務分掌		
1 災害対策本部長の特に命ずること		
2 総合対策部長の特に命ずること。(総合対策部に限る。)		
3 他の部、室及び班への応援に関すること		
室名	班名	分掌事務
総合政策対策室	総合政策班	1 総合政策対策室内の連絡調整に関すること 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 政府、国会等への陳情等の総括に関すること 4 東京連絡部及び県外事務所連絡部との連絡に関する こと
	秘書広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 政府、国会等の災害視察に関すること 3 現地視察及び激励の企画及び実施に関すること 4 総合対策部渉外班の支援に関すること
	統計調査班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
	総合交通班	1 交通関係施設の被害調査に関すること
	中山間・地域 政策班	1 土地利用対策の総合調整に関すること
	生活・協働・ 男女参画班	1 ボランティアの対応及び調整に関すること 2 ボランティア関係機関との連絡及び調整に関する こと 3 消費者行政対策及び物価行政対策の総合調整に関す ること
	文化文教・ 国際班	1 私立学校の災害対策及び被害調整に関すること 2 在日外国公館との連絡調整に関すること 3 外国人の救援及び救護の総合調整に関すること
	人権同和対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
	情報政策班	1 県庁LANの復旧に関すること 2 各所属のコンピューターの被害状況の把握に関する こと 3 情報関連施設の被害状況の把握に関すること
	総務対策室	総務班
人事班		1 総合対策部要員確保の支援に関すること 2 職員の災害補償に関すること 3 国及び他の都道府県の職員の派遣応援に関すること
行政経営班		1 総合対策部及び他班への応援に関すること
財政班		1 災害対策の予算及び資金に関すること
税務班		1 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免に関する こと
市町村班		1 災市町村の行財政指導に関すること
総務事務 センター班		1 総合対策部及び他班への応援に関すること 2 庁内自動車の管理及び輸送に必要な措置に関する こと
福祉保健対策室		福祉保健班

		<ol style="list-style-type: none"> 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること 4 災害救助法に関係する機関との連携に関すること 5 被災者用生活物資の確保及び調整に関すること 6 義援金品、見舞金等の配分に関すること 7 社会福祉施設（国保・援護班、長寿介護班、障害福祉班、健康増進班及びこども政策班の分掌事務に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること
	医療業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療保健関係事務の総轄に関すること 2 災害時の医療及び助産に関すること 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること 4 毒劇物の災害対策に関すること
	国保・援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療保険給付についての指導に関すること 2 国民健康保険直営診療施設の災害対策及び被害調査に関すること
	長寿介護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設等の災害対策及び被害調査に関すること
	障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者施設等の災害対策及び被害調査に関すること 2 精神保健及び母子保健喚起施設の災害対策及び被害調査に関すること
	衛生管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の食品衛生に関すること。 2 環境衛生施設の災害対策及び被害調査に関すること 3 水道の災害対策及び被害調査に関すること 4 と畜場及び食鳥処理場の被害調査に関すること 5 被災動物等の災害対策及び被害調査に関すること 6 県有施設の被害調査に関すること
	健康増進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の防疫に関すること。 2 市町村保健センター（母子保健センターを含む。）等の災害対策及び被害調査に関すること
	こども政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、母子、婦人等福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 幼稚園の災害対策及び被害調査に関すること 3 幼児の被災状況の把握及び避難に関すること 4 被災した幼児の応急の教育に関すること
環境森林対策室	環境森林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境森林対策室内の連絡調整に関すること 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 県有林の災害対策及び被害調査に関すること 4 災害用県有林の払下げに関すること
	環境管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境汚染の調査及び対策に関すること
	循環社会推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の廃棄物対策に関すること
	自然環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然公園施設等の災害対策及び被害調査に関すること 2 林地及び治山施設の災害対策及び被害調査に関すること
	森林経営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道の災害対策及び被害調査に関すること 2 造林及び種苗の災害対策及び被害調査に関すること
	山村・木材振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害林業者等に対する災害融資に関すること

		2 災害対策用国有林材の払下げに関する事 3 災害対策用原木及び製材品の確保に関する事 4 木材加工施設の被害状況把握及び対策に関する事 5 林業構造改善施設の被害状況把握及び対策に関する事 6 特用林産施設の被害状況把握及び対策に関する事	
	工事検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事	
商工観光労働対策室	商工政策班	1 商工観光労働対策室内の連絡調整に関する事 2 総合対策部との連絡調整に関する事 3 災害救助物資の入手及び斡旋に関する事 4 被害事業者の金融及び経営診断に関する事	
	工業支援班	1 県内事業者(工業。ただし誘致企業を除く。)の災害対策及び被害調査に関する事	
	商業支援班	1 県内事業者(商業等。ただし誘致企業を除く。)の災害対策及び被害調査に関する事	
	労働政策班	1 災害勤労者の生活資金及び住宅資金に関する事	
	企業立地推進班	1 県内事業者(誘致企業)の災害対策及び被害調査に関する事	
	観光交流推進班	1 観光施設の災害対策及び被害調査に関する事	
	農政水産対策室	農政企画班	1 農政水産対策室内の連絡調整に関する事 2 総合対策部との連絡調整に関する事 3 農業共同利用施設の災害対策及び被害調査に関する事 4 災害時における農産物(食料)の流通対策の総合調整に関する事。
地域農業推進班		1 被害農家の経営指導に関する事	
営農支援班		1 被害農家の災害融資に関する事 2 被害農家の営農指導に関する事 3 農作物の災害対策及び被害調査に関する事	
農産園芸班		1 農産物(食料)の供給に関する事	
畜産・口蹄疫復興対策班		1 家畜、畜産施設及び飼料作物の災害対策及び被害調査に関する事	
農村計画班		1 総合対策部及び他班への応援に関する事	
農村整備班		1 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 補助農業用共同利用施設の災害対策及び被害調査に関する事	
水産政策班		1 県有施設の水産施設、水産物等の災害対策及び被害調査に関する事	
漁村振興班		1 漁場施設等の災害対策及び被害調査に関する事	
工事検査班		1 総合対策部及び他班への応援に関する事	
県土整備対策室		管理班	1 県土整備対策室内の連絡調整に関する事 2 総合対策部との連絡調整に関する事
		用地対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
		技術検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
	工事検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事	
	道路建設班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事	
	道路保全班	1 道路の災害対策及び被害調査に関する事 2 道路の交通規制に関する事	

	河川班	1 河川、ダム及び海岸保全施設（国土交通省所管に限る。）の災害対策及び被害調査に関する事 2 公共土木施設関係の被害調査に関する事
	砂防班	1 砂防、地すべり及び急傾斜地の災害対策及び被害調査に関する事
	港湾班	1 港湾及び海岸保全施設（国土交通省所管に限る。）の災害対策及び被害調査に関する事
	都市計画班	1 都市施設の災害対策及び被害調査に関する事
	建築住宅班	1 建築物の災害対策及び被害調査に関する事 2 被害住宅復興資金に関する事 3 応急仮設住宅の建設に関する事
	営繕班	1 庁舎等の電気設備の機能維持(回復)に関する事 2 庁舎等の電話設備の機能維持(回復)に関する事 3 庁内放送施設の機能維持(回復)に関する事 4 災害対策本部室の整備及び設営に関する事 5 庁舎等の被害調査及び被害報告に関する事 6 庁舎等の災害対策(被害箇所の応急対策)に関する事 7 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関する事
	高速道対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
会計管理対策室	会計班	1 会計管理対策室内の連絡調整に関する事 2 総合対策部との連絡調整に関する事 3 義援金品、見舞金品等の受付、保管及び整備に関する事
企業局対策室	企業局総務班	1 企業局対策室内の連絡調整に関する事 2 総合対策部との連絡調整に関する事 3 企業局庁舎等の災害対策及び被害調査に関する事
	工務班	1 県営電力施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 県営工業用水道施設の災害対策及び被害調査に関する事 3 地域振興施設の災害対策及び被害調査に関する事 4 建設事業施設の災害対策及び被害調査に関する事
	電気班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
	施設管理班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
	総合制御班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
県立病院対策室	経営管理班	1 県立病院施設の災害対策及び被害調査に関する事
文教対策室	文教総務班	1 文教対策室内の連絡調整に関する事 2 総合対策部との連絡調整に関する事 3 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事
	財務福利班	1 教育施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 教職員住宅の災害対策及び被害調査に関する事
	学校政策班	1 幼児、児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関する事 2 被災した幼児、児童及び生徒の応急の教育に関する事 3 小中学校の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関する事
	特別支援教育班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事
	教職員班	1 学校職員に係る災害関係職員の動員及び職員の派遣

		に関すること 2 学校職員の災害補償に関すること
	生涯学習班	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 災害活動に協力する婦人会、青年団体等の連絡調整に関すること
	スポーツ振興班	1 災害時の保健体育及び野外活動に関すること 2 保健体育施設設備の災害対策及び被害調査に関すること 3 災害時の学校給食に関すること
	文化財対策班	1 文化財の災害対策及び被害調査に関すること
	人権同和教育班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
警備対策室	警備班	1 警備対策室内の連絡調整に関すること 2 総合対策部との連絡調整に関すること 3 災害警備活動に関すること
	警務班	1 災害警備活動の支援に関すること
	交通班	1 交通の確保及び交通災害情報に関すること 2 交通規制に関すること 3 緊急通行車両に関すること
	刑事班	1 犯罪捜査に関すること 2 死体の検視に関すること
	生活安全班	1 地域安全対策に関すること 2 保安対策に関すること
	通信班	1 警察通信の維持管理に関すること 2 災害通信に関すること
水防本部	指揮班	1 水防本部の庶務に関すること 2 情報の収集及び伝達に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること 4 水防警報の発令及び伝達に関すること 5 水防無線に関すること 6 水防応急対策に関すること 7 水防資材に関すること

※全庁一体となって災害応急対策を推進するため、県議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局は、災害対策本部長から災害対策本部各対策室及び総合対策部への応援を求められた場合は、協力体制を執るものとする。

表3 宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所、所管区域及び事務分掌

名 称	設 置 場 所	管 轄 区 域
中部地方支部	宮崎市 宮崎県中部農林振興局内	宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡
南那珂地方支部	日南市 宮崎県南那珂農林振興局内	日南市、串間市
北諸県地方支部	都城市 宮崎県北諸県農林振興局内	都城市及び北諸県郡
西諸県地方支部	小林市 宮崎県西諸県農林振興局内	小林市、えびの市 及び西諸県郡
東児湯地方支部	高鍋町 宮崎県児湯農林振興局内	高鍋町、新富町、木城町、 川南町及び都農町
西児湯地方支部	西都市 宮崎県西都土木事務所内	西都市及び西米良村
日向地方支部	日向市 宮崎県日向土木事務所内	日向市及び東臼杵郡
延岡地方支部	延岡市 宮崎県東臼杵農林振興局内	延岡市
西臼杵地方支部	高千穂町 宮崎県西臼杵支庁内	西臼杵郡

所 掌 事 務
1 災害の調査に関すること
2 市町村情報の収集に関すること
3 災害対策に関すること
4 本部各対策部室への災害報告に関すること
5 本部との通報連絡に関すること
6 支部各対策班及び関係機関との連絡調査に関すること
7 被災者の相談窓口に関すること
8 その他必要な災害事務に関すること

第2款 職員の参集及び動員

第1項 基本方針

職員は、県内において大規模災害が発生した場合は、定められた基準に従い、勤務時間内外を問わず速やかに登庁し、必要な体制の確立に努め、災害対策本部等の業務に従事するなど初期的活動を展開するものとする。

第2項 対策

1 職員の自主参集

あらかじめ定められた職員は、災害の発生を認知したときは、「職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 人的及び物的な被害に関する情報の収集
- (3) その他応急対策に関する業務

に従事するものとする。

2 職員の動員

(1) 動員の指示

知事は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

知事は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

(2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとする。庁

内放送及び庁内電話が使用できない場合は、連絡員の使走により各部局の連絡調整課を通じ伝達するものとする。

○庁内放送文（例）

「知事の緊急命令を伝達します。（2回繰り返す。）ただ今の大規模災害で県内に被害が発生した模様である。○時○分災害対策本部を設置し、○号体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰り返します。」

勤務時間外においては、職員緊急動員伝達系統（別表）に従って電話連絡するものとする。

加入電話が使用不能の場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK等放送機関に動員に関する放送を要請し伝達するものとする。

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達するものとする。

3 職員の対応

(1) 職員の登庁

職員は、地震が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた課所に登庁し、災害対策業務に従事するものとする。

地震の発生を認知した職員は、電話応答処理サービスに架電して確認するなど積極的に情報収集にあたるものとする。

(2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

(3) 登庁できない場合の措置

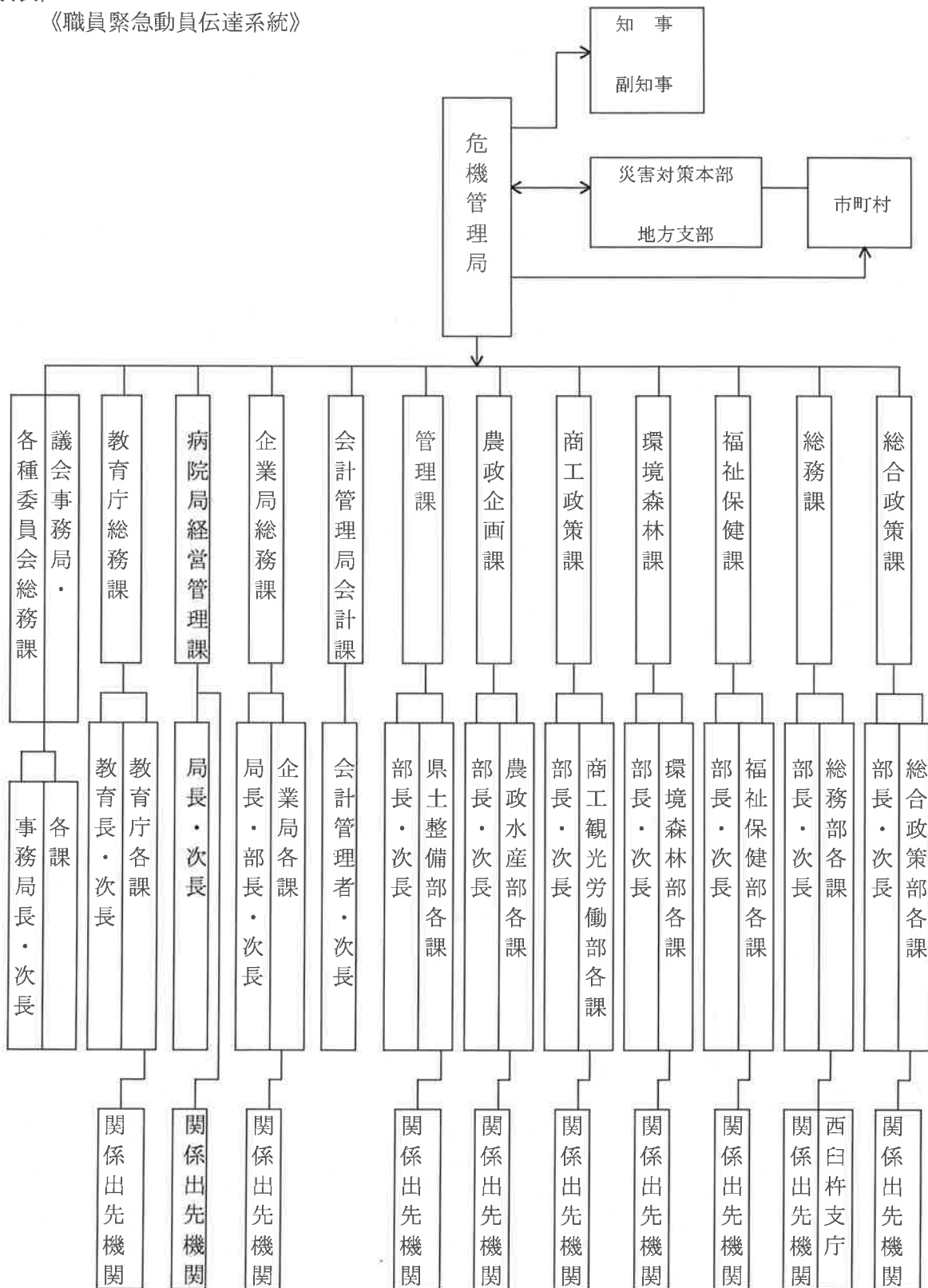
職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告の上、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

(別表)

《職員緊急動員伝達系統》



※ 議会事務局及び各種委員会は必要に応じて伝達するものとする。

第3款 市町村の活動体制の確立

第1項 基本方針

市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するものとする。

第2項 対策

1 市町村災害対策組織の確立

市町村は次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

- (1) 職員の自主参集及び動員
- (2) 配備体制
- (3) 職員動員伝達系統
- (4) 意志決定代理者
- (5) 災害対策本部設置の基準等

2 市町村災害対策本部の設置基準

市町村災害対策本部は、おおむね次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 当該市町村の区域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 当該市町村の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。
- (3) 県災害対策本部が設置された場合において、市町村災害対策本部設置の必要を認めたととき。

3 県等への報告・通報

市町村は、市町村災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県(県災害対策本部設置前には危機管理局、県災害対策本部設置後には総合対策部連絡調整班)にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

第4款 防災関係機関の活動体制の確立

第1項 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

第2項 対策

1 災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 県災害対策本部への連絡員の派遣

県災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するもの

とし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。

連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第1款 災害情報の収集・連絡

第1項 基本方針

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

第2項 対策

1 被害状況の早期把握

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 上空からの概況把握

ア 県防災救急ヘリコプターによる概況把握

県は、被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに防災救急ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

イ 警察ヘリコプターによる概況把握

警察は、被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに警察ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

ウ 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、宮崎海上保安部およびヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

2 第1次情報等の収集

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

県災害対策本部および地方支部は、災害発生後直ちに市町村ならびに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し県全体の被害概況を把握する。

市町村、防災関係機関は、災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。報告は防災情報処理システムもしくは電話、FAX等により行う。

(2) 現地調査班の派遣

県は災害による被害程度が相当のものと認められ、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部または地方支部の職員を派遣して、現地

での被害状況調査と連絡員の役割を担わせる。

(3) その他の手段による情報の収集

ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

エ 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

オ パソコン通信利用者の協力による情報収集

パソコン通信利用者の協力を得て情報を収集する。

3 被害情報、応急対策活動情報の連絡

【県、市町村、防災関係機関】

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に県及び市町村災害対策本部に連絡する。

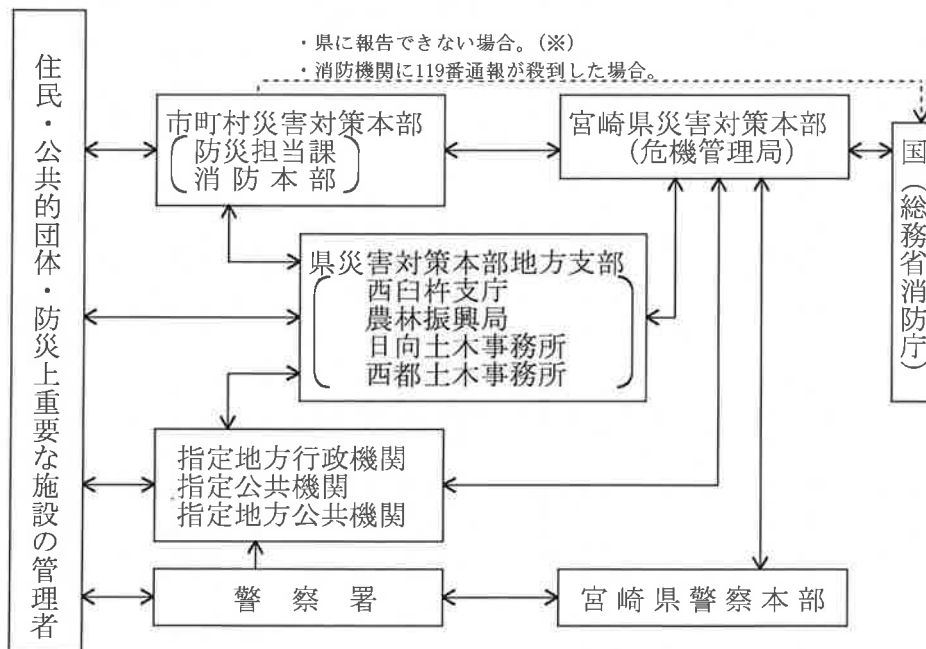
県及び市町村災害対策本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

(1) 情報伝達の流れ

災害現場からの情報は、市町村(消防機関)及び警察署等防災関係機関から収集し、県災害対策本部において集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に県災害対策本部に集約する。

これらの情報は、県災害対策本部から国及び指定地方行政機関等に通知するものとする。なお、県災害対策本部未設置段階では、危機管理局が情報を集約する。

<情報収集・伝達の流れ>



(※) は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

(2) 被害情報等の伝達手段

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 被害状況等の報告は、有線又は無線電話（FAXを含む）若しくは電報のうち、最も

迅速確実な手段を使うものとする。

イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

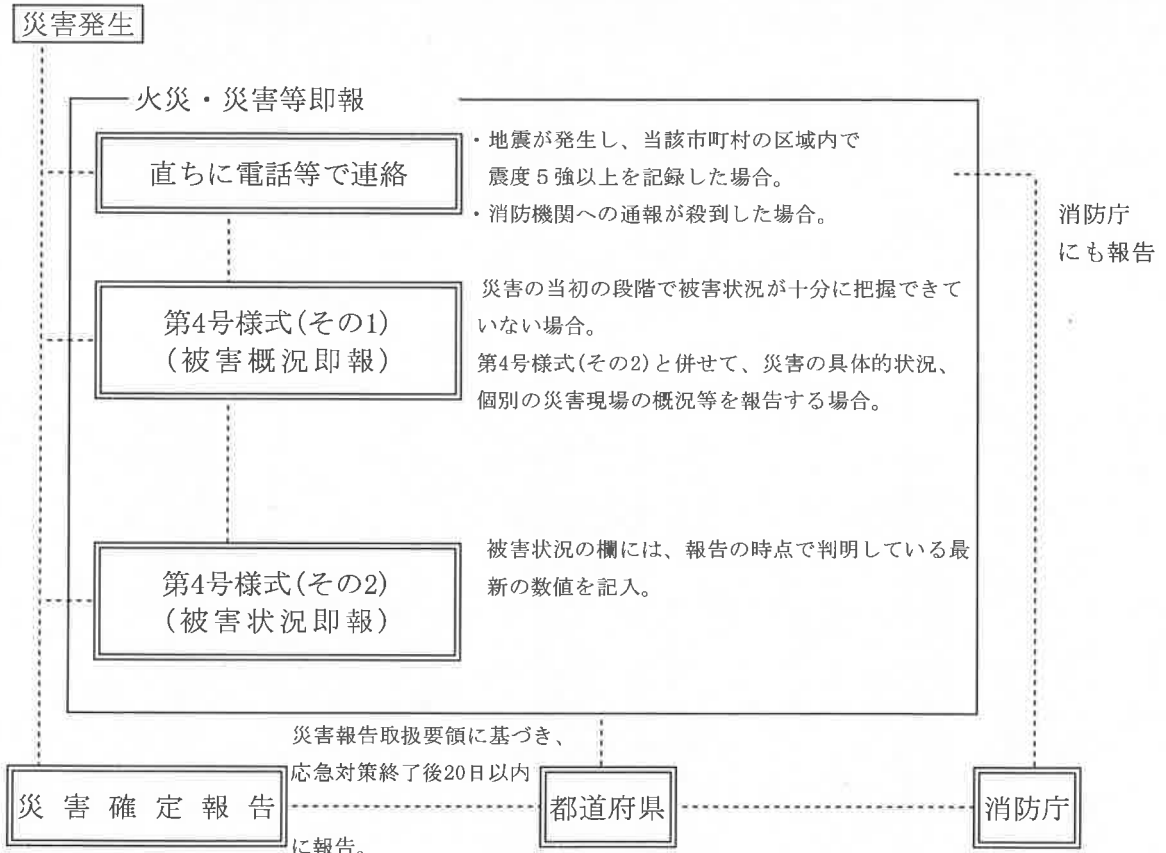
ア 即報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

応急対策終了後20日以内に報告。

ウ 事務処理フロー



報告先 消防庁	平日	夜間・休日
	(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) (消防防災無線) 90-49013 90-49033 (FAX) (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033 (FAX)	(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7557 (FAX) (消防防災無線) 90-49012 90-49036 (FAX) (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036 (FAX)

(参考) 災害報告取扱要領

第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<第4号様式－その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおくこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合にはその要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

<第4号様式—その2（被害状況即報）>

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部設置市町村名

市町村毎に、設置及び解散の日時を記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

・消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・災害ボランティアの活動状況 など

オ 119番通報件数

10件単位で記入すること。

表-2 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住 家 の 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

被害区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取扱うものとする。
	畑の冠水	
5 その他 の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。	

被害区分	判定基準	
5 その 他の 被害	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

【市町村】

ア 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後15日以内に行うものとする。

(ア) 市町村災害対策本部が設置されたとき

(イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

(エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 消防庁への直接報告

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

【県】

ア 県災害対策地方支部は、市町村からの報告をとりまとめ、県災害対策本部に対して報告するものとする。また、状況に応じて、現場写真等を撮影して独自に被害状況の収集にあたる。被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大

であるために情報収集伝達が困難な市町村に対しては、応援要員の派遣ならびに県災害対策本部に対し応援を求めるものとする。

イ 県災害対策本部は、県災害対策地方支部からの報告をとりまとめ、関係する機関に対して情報伝達する。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告に支障のある市町村及び地方支部に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

ウ 県各部署は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、県災害対策本部に報告するとともに、関係機関に伝達する。

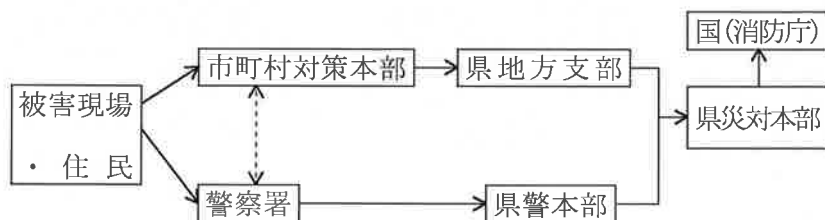
【防災関係機関】

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

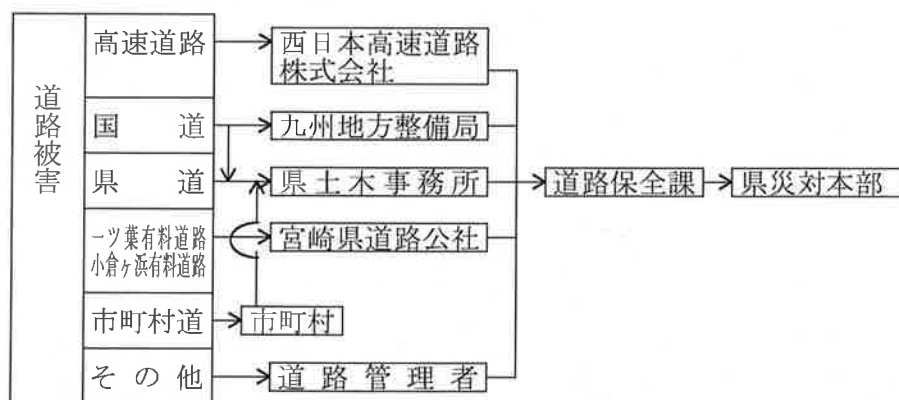
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

ア 情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)

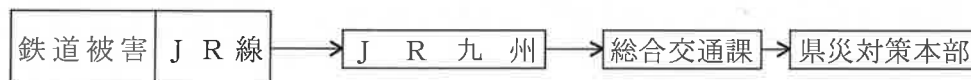


※ 情報の収集に際しては、県は、市町村等関係機関からの報告を待つ姿勢ではなく、積極的に情報収集にあたるものとする。

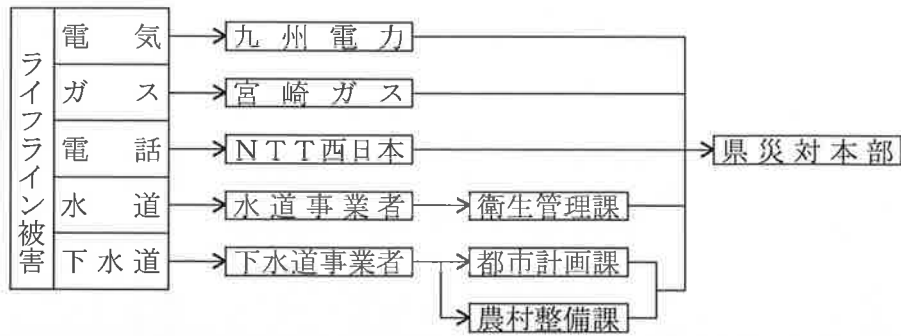
イ 情報収集・伝達系統2(道路被害)



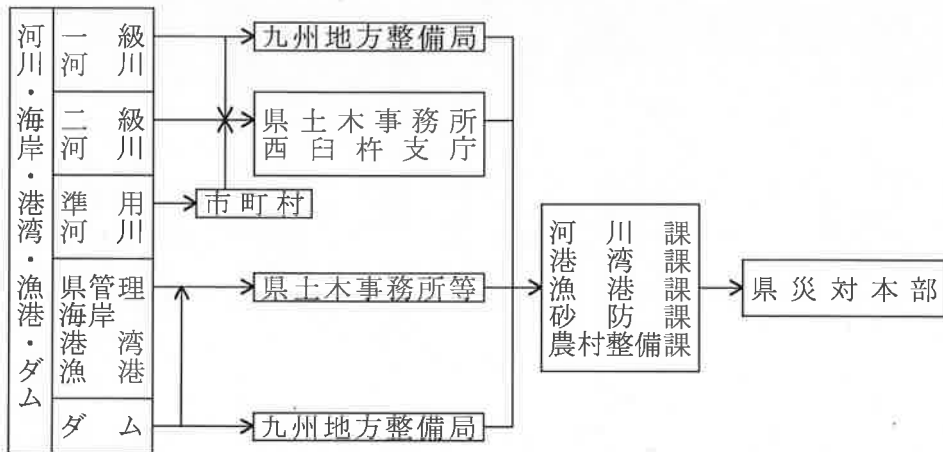
ウ 情報収集・伝達系統3(鉄道被害)



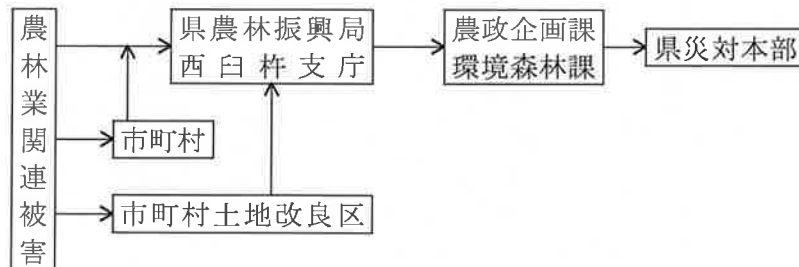
エ 情報収集・伝達系統4(ライフライン被害)



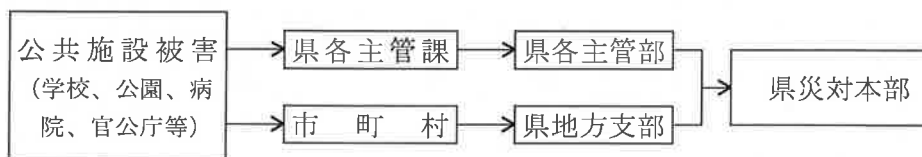
オ 情報収集・伝達系統5(河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



カ 情報収集・伝達系統6(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



キ 情報収集・伝達系統7(その他公共施設)



4 被害状況等の集約

【県、市町村】

(1) 被災状況等の集約

県及び市町村災害対策本部は、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

(2) 国への報告

ア 消防庁への報告

【県】

- (7) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものとする。
- a 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき
 - b 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき（厚生労働省へも同時に報告すること。）
 - c 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるものまたは2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき
 - e 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- (4) 県は、災害即報についてはその都度、災害確定報告については応急対策完了後 20日以内に、それぞれ情報を整理し国(消防庁)に報告する。

5 県民への広報

(1) 広報活動

【県、市町村、報道機関、防災関係機関】

ア 広報内容

(7) 被災地住民等に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

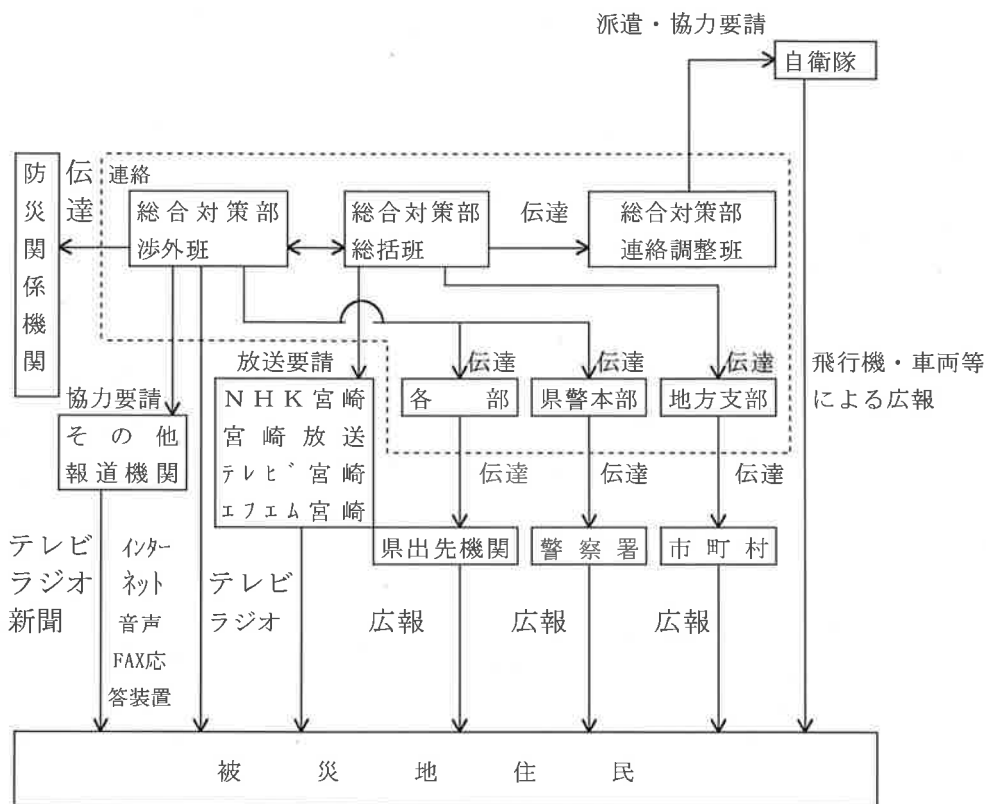
- ① 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- ② 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所(福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

(4) 被災地外の住民に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ② 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥ 全般的な被害状況
- ⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 広報手段



広報活動実施系統図

(ア) 報道機関への依頼

県はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関(NHK宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎)に対して上記の内容を広報するよう依頼する。

また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、県はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

(イ) 独自の手段による広報

県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① 防災行政無線(同報系)
- ② 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- ③ 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- ④ 広報車による呼びかけ
- ⑤ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑥ ビラの配布
- ⑦ 有線放送
- ⑧ インターネット
- ⑨ パソコン通信
- ⑩ 立看板、掲示板

(ウ) 自衛隊等への広報要請

県及び市町村は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は第3章第3節第2款を参照。

(2) 報道機関への対応

ア 報道活動への協力

【県(各部局)、市町村、防災関係機関】

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、県、市町村、防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

イ 報道機関への発表

(7) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(4) 発表は、原則として災害対策本部総合対策部渉外班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部総合対策部渉外班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部総合対策部渉外班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮するものとする。

(5) 災害対策本部総合対策部渉外班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第2款 通信手段の確保

第1項 基本方針

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令、勧告等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

第2項 対策

1 専用通信設備の運用

【県、市町村、防災関係機関】

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

ア 気象警報等共通の情報を県庁(統制局)、農林振興局及び土木事務所(支部局)からの関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。

ウ 被災現場より直接通信の必要がある場合は、移動無線(車載及び携帯)により通信を行う。

エ その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

2 代替通信機能の確保

【県、市町村、防災関係機関】

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な

代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）へ依頼する。

(2) NTTの非常・緊急通話の利用

震災時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは、困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

ア 非常通話とは、地震、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合（または、発生のおそれがある場合）救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のための通話である。

イ 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順となっており、あらかじめNTTに電話番号を登録しておく事が必要である。（県庁重要加入電話）

ウ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

＜非常・緊急通話をご利用になれる機関例＞

非常通話	<ul style="list-style-type: none"> ・気象機関相互間 ・水防機関相互間 ・消防機関相互間 ・水防機関と消防機関相互間 ・災害救助機関相互間 ・消防機関と災害救助機関相互間 ・輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間 ・警察機関相互間など
緊急通話	<ul style="list-style-type: none"> ・予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間 ・緊急事態発生のおそれを知ったものと前項の機関との間 ・犯罪が発生、または発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間 ・選挙管理機関相互間 ・新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間など ・水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など

＜非常・緊急通話の利用方法＞

102をダイヤルして、オペレータ応答後下記の内容を告げる。

- ・非常扱い、緊急扱いを告げる。
- ・登録された電話番号と機関などの名称
- ・相手の電話番号
- ・通話の内容

(3) 携帯電話の使用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(4) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

ウ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- (ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
 - (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
 - (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
 - (エ) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

エ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号
- (イ) 本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)
- (ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

県(総合情報ネットワーク)、警察、九州地方整備局、宮崎地方气象台、宮崎海上保安部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、宮崎ガス株式会社

通信設備が優先利(使)用できる機関名

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長	県 総合情報ネットワーク	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部一通信指令室長 各警察署一署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方气象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	JR九州鹿児島支社	駅長・情報区長
	九州電力株式会社	支社・お客さまセンター・電力センター・耳川水力整備事務所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
航空自衛隊	その都度依頼する。	

(6) 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このため西日本電信電話（株）は孤立防止対策用衛星電話を、N T Tの各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用する。

<利用方法>

●電話をかけるとき

★MODEランプ消灯時（オペレータ扱い）：通常はこの状態

ア 受話器をはずします。

イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。

（注）MODEランプ消灯時は102，117以外は使用できません。

ウ オペレータが出ましたら下記のことをお告げください。

- ・衛星電話からの通話であること。
- ・非常扱いの通話または緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・お客様の機関の名称
- ・相手の電話番号
- ・お話になる内容

エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話をください。

★MODEランプ消灯時（自動接続）：災害時などに遠隔で設定

ア 受話器をはずします。

イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。

ウ 応答がありましたらお話をください。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

（I資料5-6 孤立防止対策用衛星電話設置一覧表参照）

(7) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。保有機関は現在では、宮崎県、県内24市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局である。

防災相互通信用無線局整備状況【158.35MHz】

免許人名	設置場所(住所)
警察庁	宮崎市旭1-8-28 宮崎県警察本部内
海上保安庁	日南市油津4-12-1 宮崎海上保安部内
宮崎県	宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県庁内 10台
宮崎市	宮崎市和知川原1-64-2 宮崎市消防局内
	宮崎市吉村町嶋田甲744-1 東分署内
	宮崎市佐土原町大字下那珂字町田12900 北部出張所内
	国富町大字嵐田字中須2416-1 西部出張所内
	宮崎市大字本郷北方3160-1 南消防署内
	宮崎市生目台東1-2-1 中部出張所内
	宮崎市青島町3-4-22 青島出張所内
清武町大字今泉字上の原甲3609-5 南部出張所内	
西都市	西都市大字三宅三茶嶋2445-13 西都市消防署内
小林市(須木村)	小林市須木大字中原1757 須木庁舎内
宮崎県東児湯消防組合	高鍋町大字上富田6346 新富分遣所内
	高鍋町大字持田3419-9
	川南町大字川南字平田1407-39 川南分遣所内
	都農町大字川北5434-1 都農分遣所内
西諸広域行政事務組合	野尻町大字東麓1147-1 中央消防署野尻分遣所内

【466.775MHz】

免許人名	設置場所(住所)
宮崎県	宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県庁舎内 10台
宮崎市(高岡町)	宮崎市高岡町大字内山2887
宮崎市(田野町)	宮崎市田野町甲2818 田野総合支所内
	宮崎市田野町乙7696 宮崎市立田野病院内
都城市(山之口町)	都城市山之口町大字花木2005 山之口総合支所内
都城市(高城町)	都城市高城町大字石山萱場昼原50二林班
	都城市高城町大字穂満坊306
延岡市	延岡市岡富山1775 延岡防災高平基地局内
	延岡市土々呂町3-846-110 延岡市伊形支所内
	延岡市稲葉崎町1-2624-5 延岡市東海支所内
	延岡市熊野江町2454-5 延岡市南浦支所内
	延岡市島浦町745-1 延岡市島浦支所内
	延岡市船倉町2-3-2 延岡市消防本部内
延岡市(北浦町)	延岡市東本小路2-1 延岡市役所内
延岡市(北浦町)	延岡市北浦町大字古江字弘川918-1 陣ヶ峰中継局内
	延岡市北浦町大字古江1930 北浦町総合支所内
延岡市(北川町)	延岡市北川町大字川内名6672-2 鏡山中継局内
	延岡市北川町大字川内名7250 北川町総合支所内
延岡市(北方町)	延岡市北方町卯682 北方町総合支所内
日南市	日南市大字板敷字菜萁木5515-8 乱杭野中継局内
	日南市大字富士字瀬平967 富士中継局内
	日南市中央通1-1-1 日南市役所内
日南市(北郷町)	日南市北郷町大字郷之原乙1477 北郷町総合支所内
日南市(南郷町)	日南市南郷町南町8-1 南郷町総合支所内
小林市	小林市大字4353-10 消防第4分団 第6部
	小林市大字細野2062-5 消防第1分団 第4部
	小林市大字細野300 小林市役所内
	小林市大字細野38 小林市民体育館内
	小林市大字細野3921 消防第2分団 第2部
	小林市大字細野414-9 消防第1分団 第1部
	小林市大字細野4373 細野地区体育館内
	小林市大字細野4982 大王公民館内
	小林市大字真方4353-10 消防第4分団 第6部
	小林市大字真方5630-6 消防第4分団 第15部
	小林市大字真方793-3 消防第1分団 第5部
	小林市大字水流迫731 消防第2分団 第12部
	小林市大字堤3483-18 消防第2分団 第3部

免許人名	設置場所(住所)
小林市	小林市大字堤3699 勤労者体育センター内
	小林市大字東方3844-7 消防第4分団 第7部
	小林市大字東方4738 東方森林体育館内
	小林市大字南西方2894-1 消防第3分団 第11部
	小林市大字南西方5165-7 消防第3分団 第10部
	小林市大字南西方6212 西小林地区体育館内
	小林市大字南西方7813 生駒公民館内
	小林市大字南西方8790 環野公民館内
	小林市大字北西方1659-1 消防第3分団 第9部
	小林市大字北西方3997-6 消防第4分団 第8部
	小林市大字北西方4076 永久津地区体育館内
	小林市野尻町東麓1183-2 野尻総合支所内
	日向市(東郷町)
日向市東郷町大字下三ヶ1590-8 消防6部車庫内	
日向市東郷町大字下三ヶ1615-3 越表地区生活改善センター内	
日向市東郷町大字下三ヶ2034 下渡川集会施設内	
日向市東郷町大字山陰乙1782-1 消防2部車庫内	
日向市東郷町大字山陰己694-1 消防10部車庫内	
日向市東郷町大字山陰庚1267 消防3部車庫内	
日向市東郷町大字山陰甲339-5 山ノ口地区集落センター内	
日向市東郷町大字山陰甲348-2 消防7部車庫内	
日向市東郷町大字山陰辛409-1 消防8部車庫内	
日向市東郷町大字山陰丁232-1 消防4部車庫内	
日向市東郷町大字山陰丙1369-イ 消防1部車庫内	
日向市東郷町大字山陰丙1374 東郷町消防本部内	
日向市東郷町大字山陰丙1374 日向市東郷町地域自治センター内	
日向市東郷町大字山陰戊477-8 消防11部車庫内	
日向市東郷町大字坪谷229-7 消防5部車庫内	
日向市東郷町大字八重原迫野内696-1 消防9部車庫内	
西都市	
えびの市	えびの市大字栗下1292 えびの市役所内
高原町	高原町大字西麓899 高原町役場内 高原町大字西麓176-1 西諸広域行政事務組合中央消防署南分遣所内
国富町	国富町大字本庄4800 国富町役場内
綾町	綾町大字北俣4998 尾立中継局内 綾町大字南俣515 綾町役場内
高鍋町	高鍋町大字上江1207-1 高鍋町役場内 高鍋町大字上江1303 高鍋町水道課内
新富町	新富町大字上富田7491 新富町役場内
西米良村	西米良村大字村所15 西米良村役場内
木城町	木城町石河内浜口247-か 木城町防災行政無線白木八重中継局内
	木城町大字中之又松尾4-1 木城町防災行政無線松尾中継局内
	木城町大字高城1227-1 木城町役場内
川南町	川南町大字川南13680-1 川南町役場内
	川南町大字川南13482-17 社会教育課
	川南町大字平田2386-1 老人ホーム
都農町	都農町大字川北4874-2 都農町役場内
門川町	門川町大字庵川1402 第4分団第9部車庫内
	門川町大字庵川2703-30 第4分団第10部車庫内
	門川町大字加草3369-1 第4分団第11部車庫内
	門川町大字加草4-14 第4分団第8部車庫内
	門川町大字川内1939 三ヶ瀬集会施設内
	門川町大字川内3428 松瀬集会施設内
	門川町大字川内4395 第1分団第2部車庫内
	門川町大字川内5-7 第1分団第1部車庫内
	門川町大字川内6964-3 第1分団第3部車庫内
	門川町大字門川尾末4681 第2分団第4部車庫内
	門川町大字門川尾末8782 第3分団第7部車庫内
	門川町大字門川尾末8807 第3分団第6部車庫内
	門川町大字門川尾末9166 第4分団第12部車庫内
門川町東栄町2-2 第4分団第12部車庫内	

免許人名	設置場所(住所)
門川町	門川町本町1-1 門川町役場内
	門川町本町1-35 第2分団第5部車庫内
諸塚村	美郷町西郷区大字三ヶ3993タ3 清水岳中継局舎内
	諸塚村大字家代2683 諸塚村役場内
	諸塚村大字家代3041 林務駐在所内
	諸塚村大字家代3303 ウッドピア諸塚内
	諸塚村大字家代4336-1 森林組合内
	諸塚村大字家代6901-2 荒谷生活改善センター内
	諸塚村大字七ツ山1144-12 穂白尾公民館内
	諸塚村大字七ツ山2049 七ツ山公民館内
	諸塚村大字七ツ山2899-2 川内公民館内
	諸塚村大字七ツ山4458-7 小原井公民館内
	諸塚村大字七ツ山4801-5 八重の平生活改善センター内
	諸塚村大字七ツ山7195-1 立岩公民館内
	諸塚村大字七ツ山8743 飯干公民館内
	美郷町西郷区大字田代1
美郷町(南郷区)	美郷町南郷区神門36-1
	美郷町南郷区南町8-1
	美郷町南郷区大字神門287 美郷町南郷支所内
高千穂町	高千穂町大字向山字蟻谷2463
	高千穂町大字三田井13 高千穂町役場内
日之影町	日之影町大字見立2052番地 消防団第3分団第15部内
	日之影町大字岩井川3398-1 日之影町役場内
	日之影町大字七折2898 消防団第1分団第1部内
	日之影町大字岩井川3183 消防団第1分団第3部内
	日之影町大字分城1146-2 消防団第2分団第7部内
	日之影町大字見立3051-1 日之影町消防団第3分団第14部内
	日之影町大字岩井川600-1 日之影町消防団第4分団第17部内
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670
	五ヶ瀬町大字三ヶ所10725 国民健康保険病院内
	五ヶ瀬町大字三ヶ所895-1 五ヶ瀬町鏡山中継局内
	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670 五ヶ瀬町役場内

(9) 放送機能の利用

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

具体的な要請手続については、資料「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を参照のこと。

(10) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(11) 自衛隊の通信支援

県、市町村、防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章第3節第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

(12) アマチュア無線ボランティアの活用

【県、市町村、宮崎地区非常通信協議会】

ア 受入れ体制の確保

宮崎地区非常通信協議会は、平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアを確保する。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ① 非常通信
- ② その他の情報収集活動

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第1項 基本方針

県及び市町村等は、県内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、県は、他都道府県で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

第2項 対策

1 応援要請の実施

(1) 県の応援要請

【県】

ア 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示または調整を行う。

- ① 応援を求める理由
- ② 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ③ 応援を求める場所
- ④ 応援を求める期間

⑤ その他応援に関し必要な事項

イ 他都道府県等への応援要請

(ア) 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、上記協定に基づき他の県知事に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

a 応援要請

九州・山口9県災害時相互応援協定に基づき、関係県に対して直接又は幹事県を通じて応援要請を行う。

b 応援要請項目

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難・収容施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤ 医療支援
- ⑥ その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(イ) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく応援要請

知事は、上記(ア)の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、他のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

(ア) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(イ) 内閣総理大臣に対する職員派遣の斡旋

知事は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)の職員の派遣について斡旋を求める。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

エ 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)または指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急対策の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)または指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

オ 民間団体等に対する要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県域を統轄する民間団体等に対し協力を要請する。

(2) 市町村の応援要請

【市町村】

ア 他市町村への要請

市町村長は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する

必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

イ 県への応援要請または職員派遣の斡旋

市町村長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(ア) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- ⑥ その他必要な事項

(イ) 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

【県、市町村】

(1) 連絡体制の確保

知事及び市町村長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連

絡窓口を定めておくものとする。

特に、県においては、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、警察庁及び九州管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制も確保するように努めるものとする。

イ 受入施設の整備

知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 消防機関の応援要請

【県、市町村】

(1) 応援要請

被災市町村は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

4 他都道府県被災時の応援

【県】

県は、他都道府県において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難であるため応援要請がされた場合は、基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。

なお、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の実施に際しては、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、幹事県の調整のもとに自主的に他県に応援をするものとする。

(1) 支援対策本部の設置

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災都道府県への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災都道府県の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくは斡旋を行うものとする。

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

第1項 基本方針

知事は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

第2項 対策

1 自衛隊に対する災害派遣要請

【県、市町村等】

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(2) 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である。（以下「知事等」という。）

(3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ア 県下市町村長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合

イ 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

<大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図>

自衛隊 支援内容	県庁	
	課	部
知事、副知事との連絡調整	秘書広報課	県民政策部
TacCP等県庁内施設の使用	総務課	総務部
損害賠償事故の処理要請	危機管理局	総務部
物品の管理	総務事務センター	会計管理局
緊急調達	総務事務センター	会計管理局
経費負担区分に対する協定	財政課	総務部
記者発表、資料提供	秘書広報課	県民政策部
被害状況全般	危機管理局	総務部
避難者情報、避難勧告(命令)状況	危機管理局	総務部
道路被害・復旧情報	道路保全課	県土整備部
緊急輸送ルートの確立	道路保全課	県土整備部
河川被害・復旧情報	河川課	県土整備部
鉄道被害・復旧情報	総合交通課	地域生活部
山崩れ、崖崩れ等被害・復旧情報	危機管理局	総務部
被害情報		警察本部
緊急輸送ルートの決定	危機管理局	総務部
水道断水・復旧情報	衛生管理課	福祉保健部
住宅(仮設住宅等)情報	建築住宅課	県土整備部
ガス被害・復旧情報	危機管理局	総務部
給水・浴場関連情報	衛生管理課	福祉保健部
災害派遣要請等に関する調整	危機管理局	総務部
部隊運用に関する全般調整(県庁全般)	危機管理局	総務部
テント設営のための組み立て足場輸送	危機管理局	総務部
生活必需品等の輸送	福祉保健課	福祉保健部
入浴	衛生管理課	福祉保健部
生活必需品等の輸送	福祉保健課	福祉保健部
トラックによる遺体輸送	衛生管理課	福祉保健部
自転車の保健所への輸送	福祉保健課	福祉保健部
衛生物資の輸送	福祉保健課	福祉保健部
がれき対策	環境対策推進課	環境森林部
食事の運搬	農産園芸課	農政水産部
食事の充実	農産園芸課	農政水産部
医療品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
港湾施設災害復旧	港湾課	県土整備部
緊急給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
病院に対する給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
生活用水の供給	衛生管理課	福祉保健部
防塵マスクの輸送		警察本部
崖崩防災点検(陸航空)	道路保全課	県土整備部
	河川課	県土整備部
	砂防課	県土整備部
ヘリポート適地調整	危機管理局	総務部
ヘリによる患者輸送	危機管理局	総務部
避難所巡回診察	福祉保健課	福祉保健部
避難所救護センター医療スタッフ差出	医療薬務課	福祉保健部
患者輸送	医療薬務課	福祉保健部
避難所歯科診療	医療薬務課	福祉保健部
倒壊地域の防疫(消毒)	健康増進課	福祉保健部
医薬品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
県庁内電話の構成	営繕課	県土整備部
	危機管理局	総務部
緊急物資等揚陸	港湾課	県土整備部
船舶係留岸壁の調整	港湾課	県土整備部

(5) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は以下のとおりである。

区 分	あ て 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986 (23) 3944	
〃	陸上自衛隊第24普通科連隊長	えびの市大河平堀浦	0984 (33) 3904	
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983 (35) 1121	
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方総監	呉市幸町3丁目	0823 (22) 5511	
〃	海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第1航空群司令	鹿屋市西原町	09944 (3) 3111	

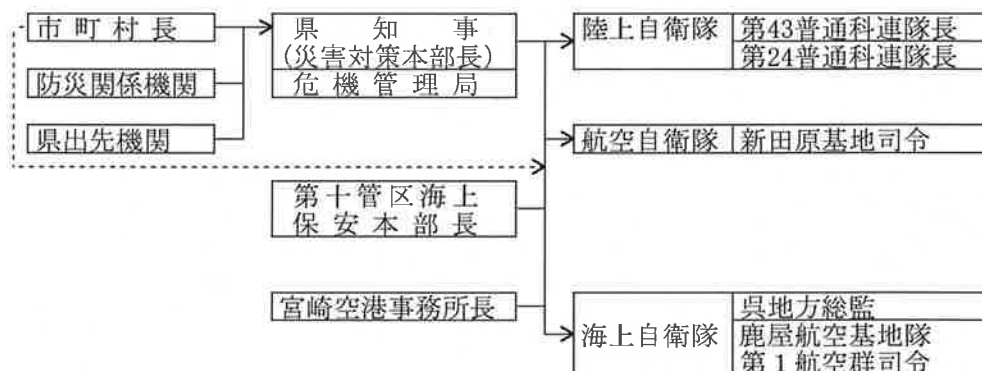
(注) 陸上自衛隊の担当区域

第24普通科連隊…えびの市、小林市、西諸県郡

第43普通科連隊…県内全域

但し、えびの市、小林市、西諸県郡を除く

<災害派遣要請系統図>



(6) 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

<災害派遣要請書様式>

(陸上自衛隊第43普通科連隊長) 殿	文書番号 年 月 日
宮崎県知事	
自衛隊の災害派遣について (要請)	
自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(7) 市町村長の知事への派遣要請

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(危機管理局)に要求するものとする。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<知事への要求書様式>

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日
(市町村長)	印
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(8) 市町村長が県に依頼することができない場合の措置

市町村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、市町村長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(9) 自衛隊との連絡調整

県は、平素から、自衛隊等救助機関と連携を図ることを目的として設置された「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 連絡班の派遣依頼

県は、自衛隊に対して災害派遣要請を行った場合は、自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、自衛隊に対して連絡班の派遣を依頼する。

ウ 連絡所の設置

県は、イの依頼をした場合、県災害対策本部等に自衛隊連絡班の連絡所を設置する。

なお、設置にあたって県は連絡手段として、N T Tの電話・F A Xを提供する。また、可能な範囲で宿泊、食事等についても配慮するものとする。

エ 調整上の留意事項

県は、イの依頼をした場合、自衛隊の活動内容・地域及びそれらの優先順位を明らかにして、連絡班に通知するものとする。

2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

(4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近

傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

3 自衛隊受入れ体制の確立

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 体制整備の連絡

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村または関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村または関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

(2) 派遣部隊の誘導

県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導するものとする。

(3) 受入れ側の活動

災害派遣を要求した市町村長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- (イ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(4) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。（6「緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に詳述）

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは市町村の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
 - イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
 - ウ 活動のため現地で調達した資器材の費用
 - エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
 - オ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議するものとする。

4 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生直後の初期活動（情報の収集・準備の推進）

ア 連絡班及び偵察班の派遣

(ア) 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

(イ) 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

(ウ) 通信中継

自衛隊は、通信中継所の設置を必要とする場合、中継所の細部の位置を県に通報し使用の統制及び借り上げ等の処置を依頼して、通信の確保を図る。

(2) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4) 災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(3) 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地等の一時使用等

ウ 現場の被災工作物の除去等

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 派遣部隊等の撤収要請

(1) 知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を要求した市町村長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を要求するものとする。

<知事への要求書様式>

		文書番号
		年 月 日
宮崎県知事殿	(市町村長)	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。		
記		
1. 撤収開始日時		
2. 撤収の理由等		

- (2) 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

<災害派遣撤収要請書様式>

	文書番号 年 月 日
(陸上自衛隊第43普通科連隊長) 殿	
宮崎県知事	印
自衛隊災害派遣部隊の撤収について (要請)	
年 月 日付 (文書番号) で派遣を要請した標記について、 年 月 日 時 分をもって撤収を要請します。	

- (3) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

市町村が災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、次のとおりとする。

- (1) 使用離着陸場名(特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する)、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県(危機管理局)に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。
(図1)
- (4) 夜間は、離着陸場(別に指定するものに限る。)にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 離着陸場と市町村役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (6) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (7) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (8) 四方に仰角9度(0H-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。又離着に要する地積は(図2)に示すとおりである。
- (9) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- (10) 大型車両等が進入できること。
- (11) 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
- (12) 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

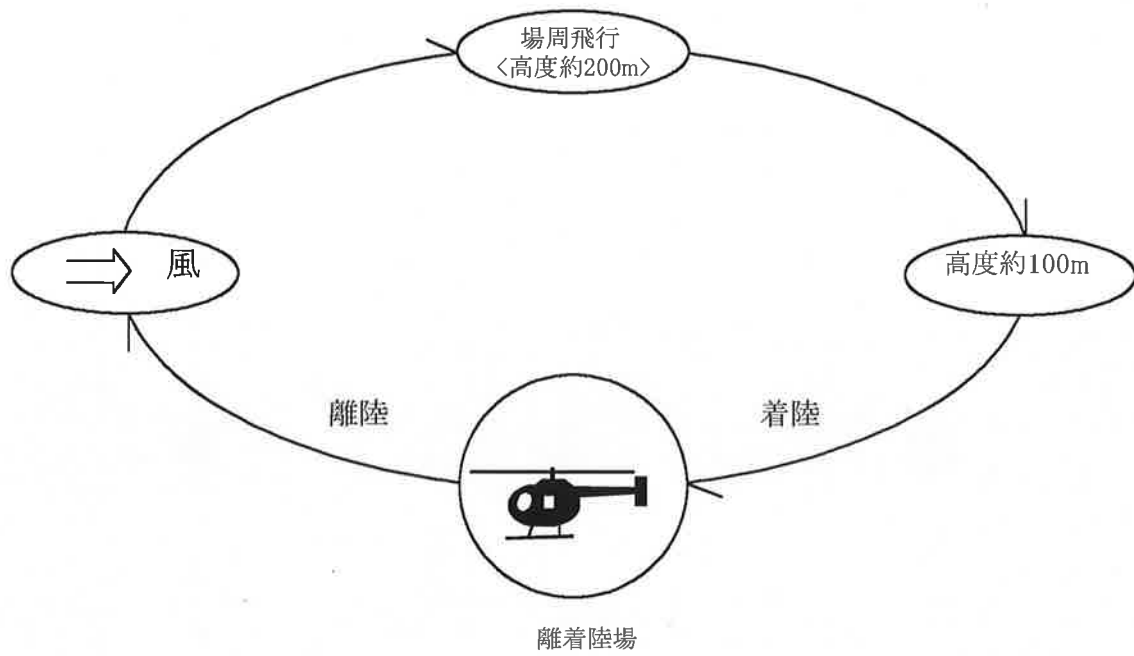


図-1 離着陸場

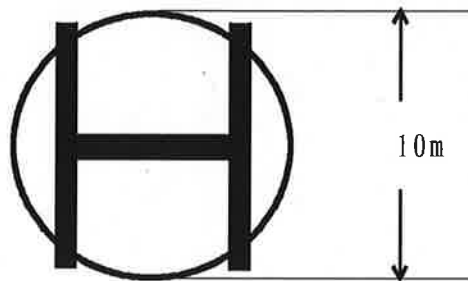


図-2 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

1 着陸のための最小限所要地積



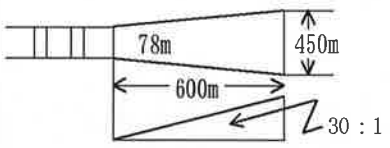
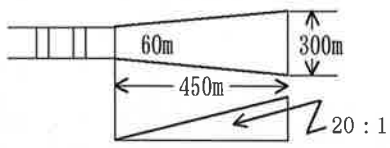
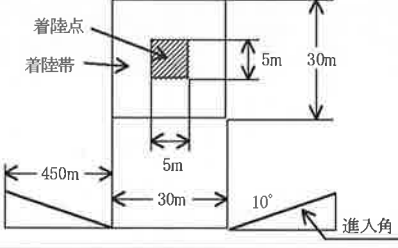
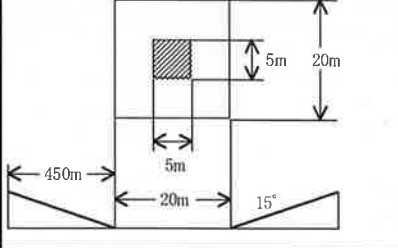
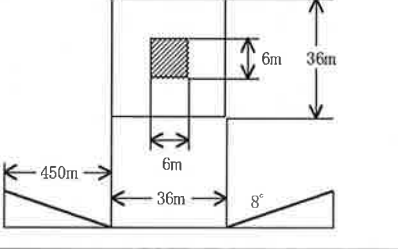
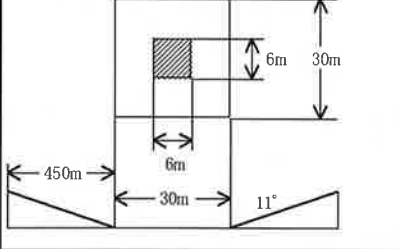
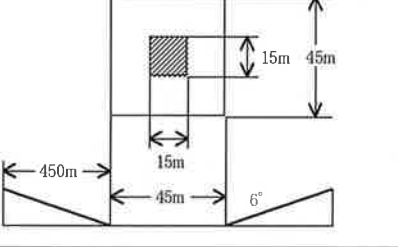
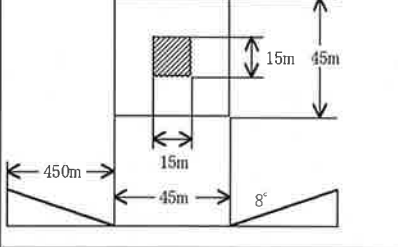
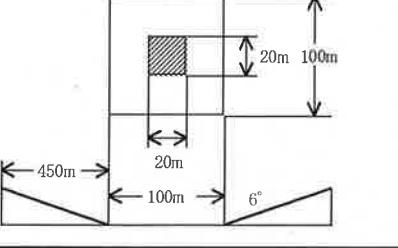
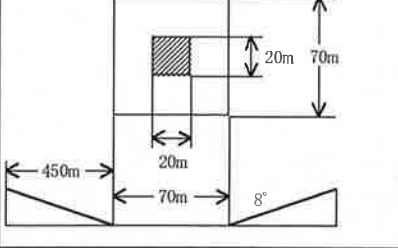
1		a	b	c
		項 目	標 準	応 急
2	固定翼機	滑走路	30m 	20m 
		LR-1 進入区域		
3 4 5 6	回 轉 翼 機	OH-6		
		UH-1H AH-1S		
		V-107 UH-60J		
		CH-47		
備考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回轉翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

図-2

2 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
		4	12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

7 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

①旗による信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項	適要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

②身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り (YES)		間もなく進行できるので出来れば待て
	否 (NO)		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

③生存者対空信号

生存者の使用する対空目視信号の記号

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援助を要する。
3	N	否定。
4	Y	肯定。
5	↑	この方向に前進中。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

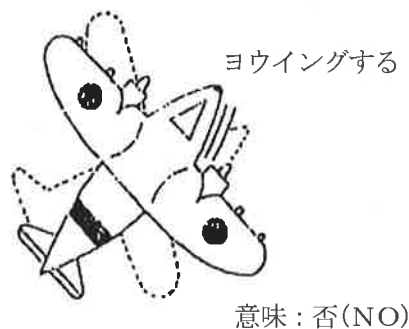
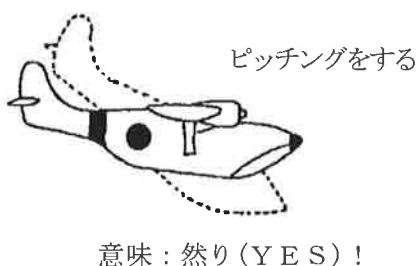
事項	信号
了解	翼を振る (ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行 (機首を左右交互に向ける)

(3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

<対空目視信号>

- ・航空機の応答信号
- ア 昼間又は月夜



イ 夜間

- (ア) 発光信号（緑）による点滅「・・・」の連続
意味：連絡事項は了承した！
- (イ) 発光信号（赤）による点滅の連続
意味：信号は受けたが理解できない！

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径10mのHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→ト）で明確に示すものとする。

第3款 海上保安庁に対する支援要請

第1項 基本方針

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

第2項 対策

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市町村が行う災害応急対策の支援

2 支援要請手続き

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、宮崎海上保安部を窓口として海上保安庁第十管区海上保安本部長に要請する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、宮崎海上保安部との連絡が困難である場合には、第十管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとする(海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波を搭載)。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 市町村長の支援要請の依頼手続き

市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について2の(1)～(4)の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

4 海上保安庁との連絡

連絡員の派遣

災害が発生したときは、宮崎海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。

第4節 救助・救急及び消火活動

第1款 救助・救急活動

第1項 基本方針

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施するものとする。

第2項 対策

1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、市町村長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市町村長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 市町村は、当該市町村の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- (6) 自衛隊の救助・救急活動は「第3節 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

2 市町村及び消防機関による救助・救急活動

【市町村】

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

3 県等のとる措置

【県】

- (1) 県は、市町村から負傷者等の救助・救急活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。
 - ア 県職員を派遣し、救助・救急活動を支援する。
 - イ 他の市町村長に対し応援を指示する。
 - ウ 自衛隊に対し支援を要請する。
 - エ 緊急消防援助隊または他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。
 - オ 救助・救急活動の総合調整を行う。
- (2) 救助活動を行うに当たり、関係機関が活動の重複を避け、効率的活動が展開されるようにするため、県は、災害対策本部内に「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関を召集し、調整を行う。
- (3) 災害救助法に基づく県の実施事項については、「第16節災害救助法の適用」による。ただし実施期間については、状況に応じ国と協議して延長する。

【県警察本部】

(1) 機動隊等の派遣

県警察本部は機動隊等を派遣し、情報収集、救出・救助活動、緊急交通路の確保等の初動措置に当たるものとする。

(2) 被災者の救出・搬送

県警察本部は、県、市町村等から救助・救急活動の応援要請があった場合、または自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救助・救急活動を実施する。

(3) 道路情報の収集、緊急交通路の指定、緊急通行車両等の円滑な通行の確保

県警察本部は、大規模災害が発生したときは道路管理者と連携を図り道路情報の収集に努めるとともに、通行可能な道路の中から速やかに緊急交通路を指定するものとする。また必要に応じて交通検問所を設置し、災害応急対策活動等に従事する緊急通行車両等の円滑な通行を確保するものとする。(第6節 第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針)

(4) 広域緊急援助隊の援助要請

県公安委員会は、広域緊急援助隊の援助の必要を認めるときは、警察庁又は都道府県警察に対し、援助要請を行う。

【宮崎海上保安部】

船舶海難等の災害により、被災者または行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、投入する巡視船艇、航空機を決定し、これにより救出、捜索に当たる。

【自衛隊】

県の要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

4 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

【住民(自主防災組織等)】

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- (1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第2款 消火活動

第1項 基本方針

消防組織法に規定するように消防責任は市町村にある。従って、消防活動は市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合または被災市町村より要請のある場合は、必要な措置を補完するものとする。

第2項 対策

1 消防機関による消火活動

【市町村(消防本部、消防団)】

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長(場合によっては知事)に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 応援派遣要請

市町村は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(3) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」(宮崎県消防長会)等により直ちに出動できる体制を確保する。

(4) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「大規模災害消防応援実施計画(受援計画)」(宮崎県消防長会)に基づいて行う。

(5) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

第5節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動

第1項 基本方針

医療救護は県民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期するものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村に対して行われる医療に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 災害拠点病院等による医療救護活動

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤宮崎県支部、消防本部等の関係機関との連携を図りながら、災害拠点病院を中心とした医療救護活動を行うものとする。

(1) 地域災害医療センター

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療を行うとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣等を行う。

また、適切なトリアージを行い、限られた医療資源を有効に利用することに努める。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

(2) 基幹災害医療センター

県全体の災害拠点病院の中核となり、地域災害医療センターの後方施設として、さらに高度な医療救護活動を行う。

第2款 DMA T及び医療救護班による医療救護活動

災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じてDMA T及び医療救護班を現地に派遣するものとする。その編成等は次のとおりとする。

1 DMA Tによる医療救護活動

(1) DMA Tの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMA Tの派遣等の協力を申し出たDMA T指定医療機関が編成する。

(2) DMA Tの構成

医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準とする。

(3) DMA Tによる活動

県は、統括DMA Tと連携し、各DMA Tへの派遣要請及び参集場所の設定等を行う。

各DMA Tは、活動拠点本部等における統括DMA T等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ア 災害現場での医療情報の収集と伝達
- イ 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- ウ 被災地内の病院における診療支援
- エ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

2 医療救護班による医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

機 関 名	名 称	備 考
県立病院	県立病院救護班	
日本赤十字社	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班 日本赤十字社宮崎県支部現地医療班	
医 師 会	JMAT（日本医師会災害医療 チーム）	民間医療機関等で構成
国立病院等	協力医療救護班	国立病院等で編成
市町村	市町村医療救護班	市町村立医療機関で編成
保健所	保健所医療救護班	

(2) 医療救護班の構成

医師 1名

保健師、助産師、または看護師（准看護師を含む）3名

事務担当者 1名

(3) 医療救護班による活動

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用して臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行うものとする。

ア 救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所

イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所

第3款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

1 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するものとするが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するものとするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとするが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

第4款 医薬品等の供給

県は宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、すみやかに供給する。

また、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給する。

さらに、必要に応じて日本赤十字社九州血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

第5款 医療情報の確保等

県、市町村、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

1 災害発生時の迅速な通報連絡

【県、市町村、関係機関】

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、または災害の発見者は、ただちにその旨を市町村長または警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官、または海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた市町村長は、その旨を県農林振興局長等(地方支部長)及び市郡医師会へ通報連絡するものとする。
- (4) 通報連絡を受けた県農林振興局長等(地方支部長)は、その旨を県保健所長及び知事(危機管理局)へ報告するものとし、知事(危機管理局及び福祉保健部)は、自衛隊、DMAT指定医療機関、日赤県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。
- (5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会及び同市郡医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- (6) 通報を受けた海上保安部は、運輸局及び関係漁業協同組合へ通報連絡するものとする。
- (7) 通報の内容は次のとおりとする。
 - ・事故等発生(発見)の日時・事故等発生(発見)の場所
 - ・事故等発生(発見)の状況・その他参考事項

2 医師等医療関係者の出動

【県、市町村、日赤県支部、県医師会他】

知事または市町村長は、事故の通報連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、知事は、DMAT指定医療機関、日赤県支部長、県医師会長及び国立医療施設の管理者へDMATもしくは医療救護班の出動を要請するとともに、自らのDMATもしくは医療救護班を派遣するものとし、市町村長は、日赤地区長、分区長及び市郡医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、自らの医療救護班を派遣するものとする。

要請を受けたDMAT指定医療機関、日赤県支部長、県医師会長、国立医療施設の管理者、日赤地区長、分区長及び市郡医師会長はただちにDMATもしくは医療救護班を派遣するものとする。県は、DMAT指定医療機関、日赤県支部、県医師会及び市郡医師会と緊密な連絡のもとDMATもしくは医療救護班の出動について十分な調整を行うものとする。

特に、現地におけるDMATもしくは医療救護班と既存の医療施設との関連を考慮して行うものとする。県は、必要に応じて、厚生労働省、他都道府県からの医療班出動について調整を行うものとする。

3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

4 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日赤県支部、医師会・薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

5 対策本部の設置

【県、市町村】

災害発生地を管轄する市町村長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地对策本部を設け、県、市町村、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。対策本部の総括責任者は、市町村長とする。但し、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

6 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、知事及び市町村長がそれぞれの地域防災計画に基づいて行うものとする。

7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市町村長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日赤宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び市郡医師会長において十分配慮するものとする。

8 費用の範囲と負担区分

【県、市町村】

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担するものとする。

イ 災害発生の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する当該市町村が負担するものとする。

ウ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

9 補償

【県、市町村】

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規程及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

第1項 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規

制、応急復旧・輸送活動を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う輸送に要した経費について災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 輸送に当たっての配慮事項

【県、市町村、防災関係機関】

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。
 - ア 人命の救助、安全の確保
 - イ 被害の拡大防止
 - ウ 災害応急対策の円滑な実施
- (3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は災害時における応援協定を締結している各都道府県に協力を要請する。

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 第1段階(災害発生直後の初動期)

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- オ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- キ ヘリコプター等の燃料

(2) 第2段階(応急対策活動期)

- ア 前記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階(復旧活動期)

- ア 前記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

3 市町村及び防災関係機関の緊急輸送

【市町村】

- (1) 市町村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町村が行うことを原則とする。
- (2) 市町村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 市町村は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

【防災関係機関】

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ

れ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

4 緊急輸送状況の把握と輸送の調整

【県】

- (1) 県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口（災害対策本部（支援班））を設置し、緊急輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。
- (2) 県は、市町村及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次のような場合は、災害対策本部（支援班）において調整を行う。
 - ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
 - イ 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

第2款 陸上輸送体制の確立

第1項 基本方針

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

第2項 対策

1 対策の概要

- (1) 県警察本部は交通規制を実施するとともに、緊急交通路の確保に努める。
- (2) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、県災害対策本部に連絡する。
- (3) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- (4) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された1次、2次の緊急輸送道路の順に緊急輸送道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- (5) 緊急輸送実施者は、輸送手段を確保する。
- (6) 鉄道事業者は速やかに応急復旧を行い、鉄道交通を確保する。

2 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

ア 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。

(ア) 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限するものとする。（道路法第46条）

(イ) 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（道路交通法第4条）

また、必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施するものとする。（道路交通法第4条・第5条）

(ウ) 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

（災害対策基本法第76条第1項）

イ 交通施設の緊急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行うものとする。

(2) 交通規制の種別と措置内容

ア 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

(ア) 危険箇所における規制

a 道路法に基づく規制（同法第46条）

b 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

(イ) 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

イ 危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

ウ 緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

(ア) 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限したときは次の措置をとるものとする。

a 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間、及び期間を記載した様式1による標示を設置して行う。緊急を要するために標示を設置することができないときは警察官の現場における指示により行う。

b 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、予め当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、予め当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

c 周知措置

本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

エ 警察官等の措置命令等

(ア) 警察官の措置命令（災害対策基本法第76条の3第1項、第2項）

a 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対して、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

b aにより措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

c bの場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(イ) 自衛官及び消防吏員の措置

a 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

b 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員はaの措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

オ 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

(ア) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

a 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

b 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式2の標章及び様式3の証明書を交付する。

(イ) 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

a 確認の申請

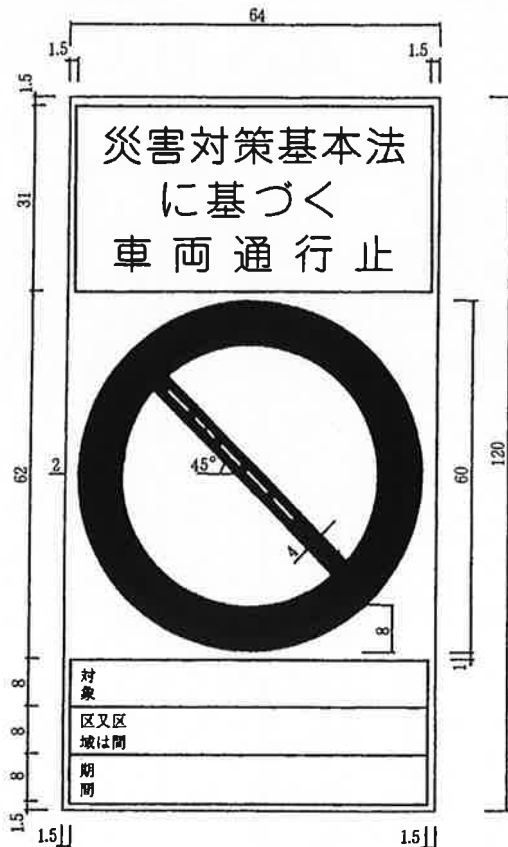
災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、様式4の確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請するものとする。

b 警察署等は、審査・確認を行い、様式2の標章と様式3の証明書を交付する。

カ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

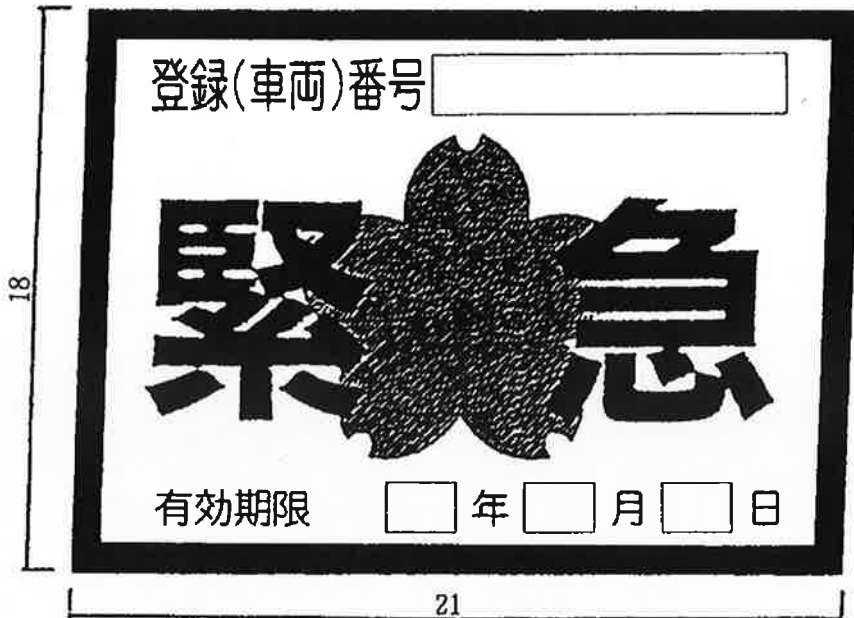
様式1 (標示)



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2 (標章)



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3 (証明書)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
宮崎県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式4 (確認申請書)

地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等 確認申請書 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3) 緊急交通路の確保

ア 緊急交通路の意義

緊急交通路は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものであり、災害発生時において災害対策基本法又は道路交通法により通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているもの。

イ 緊急交通路の種類、路線、及び優先順位

緊急交通路は、県公安委員会が指定する九州管区警察局指定路線(管区指定緊急交通路、管区指定予備路線、主要幹線道路と呼称する)と、警察署指定路線(署指定緊急交通路、署指定予備路線と呼称する)の26路線から構成され、路線の重要度に応じて最優先道路、優先道路、重点路線に区分する。(別表 交通規制路線参照)

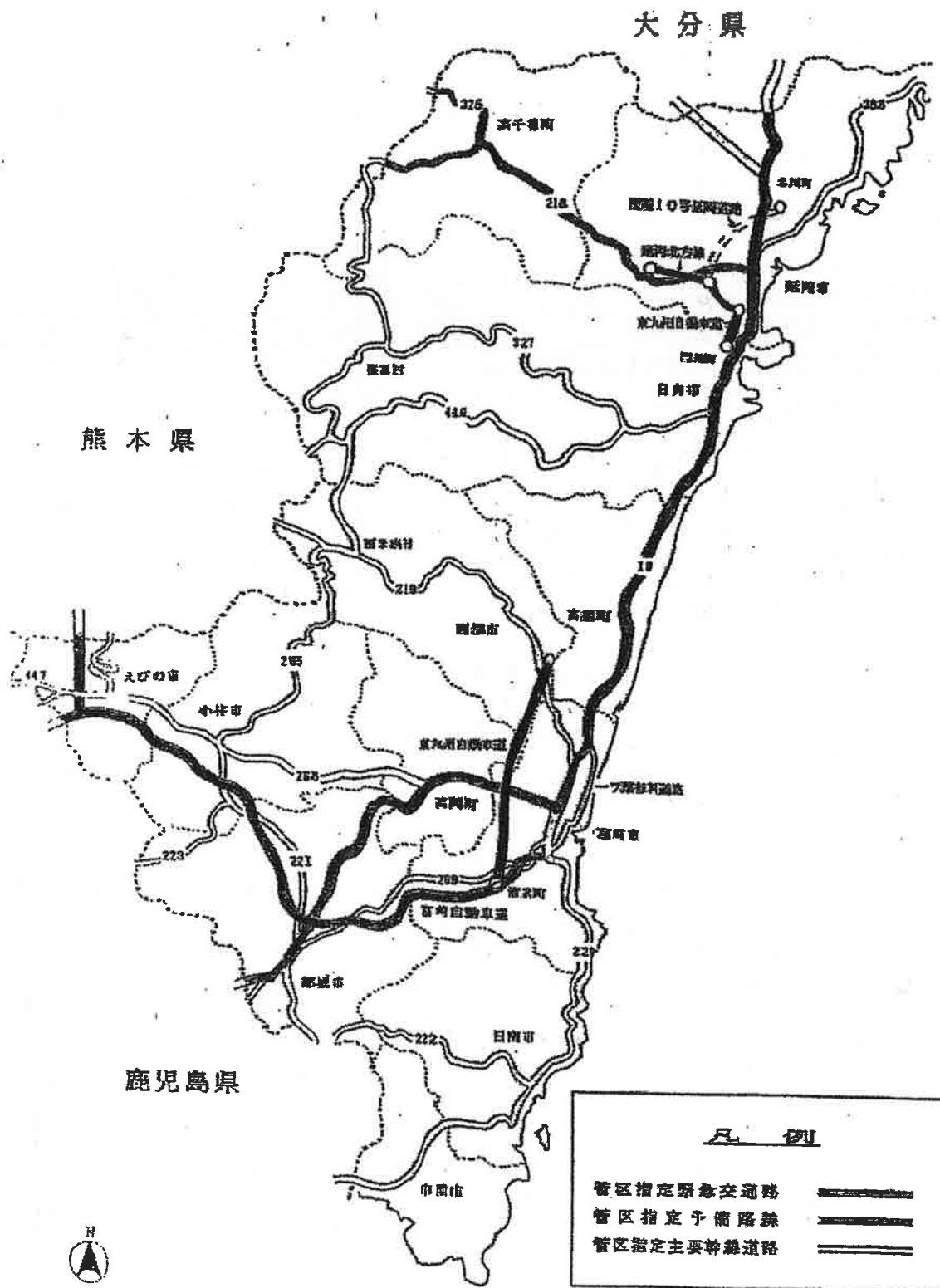
順位区分	管区指定名称・路線数	署指定名称・路線数
最優先道路	緊急交通路 2	
	予備路線 2	
優先道路	主要幹線道路 6	緊急交通路 8
重点道路		予備路線 8

<交通規制路線>

(県警察本部)

区分	路線名	起点	終点	距離 (km)	
最優先道路	管区緊急	国道10号	延岡市北川町 大分県境	都城市平塚町 鹿児島県境	182.1
		国道218号	延岡市昭和町	西臼杵郡五ヶ瀬町 熊本県境	68.1
	管区予備	宮崎自動車道	えびの市大字永山	宮崎市大字本郷北方	80.5
		国道325号	西臼杵郡高千穂町大字三田井	西臼杵郡高千穂町大字河内	14.5
		計			345.2
優先道路	管区主要幹線	国道220号	宮崎市橋通3丁目	串間市大字高松 鹿児島県境	92.5
		国道221号	都城市都北町	えびの市大字向江 鹿児島県境	57.6
		国道223号	西諸県郡高原町大字西麓	都城市吉之元町 鹿児島県境	21.0
		国道268号	えびの市大字小田	えびの市大字亀沢 鹿児島県境	8.2
		国道325号	西臼杵郡高千穂町大字三田井	西臼杵郡高千穂町大字河内	14.5
		国道326号	延岡市北川町大字熊田	延岡市北川町大字上赤 県境	14.4
	署緊急	主地宮崎インター佐土原線	宮崎市佐土原町 佐土原ランプ	宮崎市新栄町	12.1
		小林市道	小林市大字細野 坂下石油	小林市大字細野 小林市役所	0.2
		小林市道	小林市大字細野 落合病院	小林市大字細野 小林土木事務所	0.3
		国道219号	西都市黒生野	児湯郡西米良村大字板谷	68.2
		広域農道	児湯郡木城町	児湯郡都農町	27.6
		主地宮崎高鍋線	児湯郡新富町	児湯郡高鍋町	9.3
		広域農道	日向市大字塩見	日向市東郷町	19.3
		国道327号	日向市大字塩見	日向市本町	3.2
		計			348.4
重点路線	署予備	主地日南高岡線	宮崎市田野町 田野IC	宮崎市田野町 北郷町境	6.5
		同上	日南市一里松	日南市北郷町 田野町境	27.2
		国道448号	日南市南郷町 南郷駅前	日南市南郷町 串間市境	7.0
		同上	串間市大字西方	串間市大字市木 南郷町境	34.5
		主地高鍋高岡線	宮崎市高岡町大字五町	東諸県郡国富町大字三名	11.1
		同上	西都市大字右松	西都市大字荒武	15.7
		県道木城西都線	西都市大字右松 山崎オート前	西都市大字右松 大口川交差点	1.5
		広域農道	西都市大字右松 山崎オート前	西都市大字茶臼原	3.2
計			106.7		
	合計	26路線		800.3	

<宮崎県内の緊急交通路>



凡 例

管区指定緊急交通路	
管区指定予備路線	
管区指定主要幹線道路	

※ 警察署指定緊急交通路、警察署指定予備路線は省略した。

ウ 交通規制の実施

(ア) 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施(発災直後)

交通調査班の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行うものとする。

- 家屋等の崩壊、火災による危険防止
- 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- 人命救助活動等のための通行路の確保(交通規制路線との接続)
- 避難路の確保
- 交通渋滞緩和のための措置

a 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域或いは同路線に接続する道路を選定するものとする。

b 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあつては、現場警察官の指示で実施するものとする。

c 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しないものとする。また、危険防止上必要を認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外するものとする。

d 迂回路対策

交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行うものとする。

e 放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除するものとする。

(イ) 災害対策基本法に基づく交通規制の実施(発災直後から4、5日ないし1週間程度)

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図るものとする。

a 緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあつては、直ちに、交通規制を実施するものとする。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換えるものとする。(規制表示の変更)

b 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させるものとする。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

c 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とするものとする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしないものとする。

d 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあつては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置するものとする。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置するものとする。

e 迂回路対策

県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行うものとする。

f 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人力的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用するものとする。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行うものとする。

g 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行うものとする。

h 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資するものとする。

i 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置するものとする。

(ウ) 道路交通法に基づく交通規制(4、5日ないし1週間以降)

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

ア 根拠

交通の方法に関する教則(昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号)第10章 交通事故、故障、災害などのとき、第3節 災害などのとき

イ 内容

災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき
災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県(これに隣接し又は近接する都道府県を含む。)において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう)内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ア) 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

○ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

○ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派

遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 自動車運転者のとるべき義務

ア 根拠

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の2

イ 内容

(7) 自動車運転者のとるべき義務

- a 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- b 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。
- c 前記 a b の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(イ) 駐車適用除外

- a 前記(7)の a b による駐車については、道路交通法第3章第9節〔停車及び駐車(第44条から第51条の4)〕及び第75条の8(高速自動車国道等における停車及び駐車禁止)の規定は、適用されない。
- b 前記(7)の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

3 道路(緊急輸送道路)の応急復旧

(1) 被害状況の把握

【県、市町村、各道路管理者】

県、市町村及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

【県】

県は、緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。啓開作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行う。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交通ができる待避所を設ける。

【市町村】

市町村は、行政区域内の緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

【九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

国土交通省宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、西日本高速道路株式会社及び県道路公社は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保

【県、市町村、各道路管理者】

県は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

【県、市町村、各道路管理者】

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

(5) 応急復旧

【県、市町村、各道路管理者】

被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

4 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

【県、市町村、防災関係機関】

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者(以下「車両等」という。)の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行うものとする。

(ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等

(イ) 公共的団体に属する車両等

(ウ) 自衛隊の車両等

(エ) 営業用の車両等(トラック協会等)

(オ) 自家用の車両等

イ 被災地の市町村内で車両等の確保が困難な場合、または輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村または県に協力を要請して車両等の確保を図るものとする。

(2) 県における車両等の確保

【県】

県が業務遂行上必要とする車両の確保は、次の方法により行うものとする。

ア 県有自動車の掌握は総務部(総務事務センター)において行うものとする。

イ 県の各部(局)は県有自動車を必要とするときは、災害対策本部総合対策部支援班を通じて総務部(総務事務センター)に配車を要請するものとする。

ウ 総務部(総務事務センター)は上記要請があった場合は、車両等の保有状況等を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知するものとする。

エ 県有以外の車両等を確保する必要がある場合は、県の各部(局)は災害対策本部総合対策部支援班に確保を要請するものとする。

オ 災害対策本部総合対策部支援班は、県において必要があるときまたは市町村その他の輸送実務機関から災害対策本部総合対策部連絡調整班等の関係班を経由して要請があったときは、宮崎運輸支局に対し、車両等の確保を要請するものとする。

(3) 九州運輸局の緊急輸送

【九州運輸局宮崎運輸支局】

九州運輸局(陸上輸送に関すること)は、緊急輸送の要請を受けた場合には、宮崎運輸支局を通じて関係協会及び当運輸支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで速やかに関係自動車運送事業者に出動できるよう体制を整えさせることとする。

(4) 集積場所及び要員の確保

【県】

ア 地方支部、市町村ごとの物資集積場所を事前に定めておくものとする。

イ 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ県職員を派遣する。

5 鉄道の応急復旧

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

大規模災害発生時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

ア 災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合、必要に応じ自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社(支社)に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

イ 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市町村・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

ウ 応急措置の実施

(ア) 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

a 駅長が行う避難誘導

(a) 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないよう誘導し避難させる。

(b) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。

b 乗務員が行う避難誘導

(a) 列車が駅に停止している場合は、輸送指令員等の指示による。

(b) 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

① 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。

② 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

③ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(ウ) 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

エ 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、大災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第3款 海上輸送体制の確立

第1項 基本方針

港湾及び漁港の被害、復旧情報に基づき、海上輸送ルートを定めるとともに港湾、漁港の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

また、緊急輸送実施機関は輸送手段の確保を図るものとする。

第2項 対策

1 海上輸送路の確保

【県】

- (1) 港湾及び漁港の管理者は、市町村、自衛隊、宮崎海上保安部等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、災害対策本部に報告する。
- (2) 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを決める。
- (3) 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、宮崎海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

2 港湾、漁港の応急復旧

【県】

(1) 緊急輸送港啓開の実施

港湾、漁港の管理者は、緊急輸送港の被害状況、緊急輸送港の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。

(2) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるように、復旧工事を実施する。

(3) 係留許可

県は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

3 輸送手段の確保

緊急輸送は、海上自衛隊、宮崎海上保安部、九州運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

なお、知事は必要に応じ国及び他の都道府県に対し協力を要請する。

- ① 県有船舶
- ② 海上自衛隊の艦艇
- ③ 海上保安庁の船艇
- ④ 民間船舶及び漁船

4 集積場所及び要員の確保

- (1) 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。
- (2) 物資の集積配分業を円滑に行うため、物資の集積場所には必要に応じ県職員を派遣する。

第4款 航空輸送体制の確立

第1項 基本方針

宮崎空港の応急復旧を行うとともに臨時ヘリポートを確保する。

また、航空交通の輻輳による二次災害防止のため航空管制を行うとともに、輸送手段を確保し、輸送体制を確立する。

第2項 対策

1 空港の応急復旧

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 空港基本施設及び電源施設

施設の被害状況を速やかに調査し、基本施設については、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するための応急復旧措置を講ずる。

また、電源施設については、必要に応じ、施設の機能損傷箇所の応急復旧措置を講ずるとともに、被害の状況によっては、電力会社に対し、非常用発電機、変圧器等の貸与等、

必要な電源が優先的に確保できるよう要請する。

(2) 管制施設、航空保安施設及び専用電話回線

施設の被害状況を速やかに調査し、復旧要員及び復旧用資機材に応じ、優先順位を付けて復旧を行う。

また、管制用専用電話等の回線に損傷を受けた場合は、直ちにN T Tに調査を依頼するとともに、必要に応じ可搬無線機等による回線の確保を要請する。

2 空港における航空輸送の確保

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 空港基本施設・航空保安施設の緊急点検

ア 災害発生後、直ちに航空機の離着陸を禁止し、速やかに滑走路等の空港基本施設の点検を行い、異常の有無を確認する。

イ 災害発生後、直ちに管制施設、無線施設、航空灯火等の航空保安施設及び非常用発電機等電源施設の機能・作動状況等を確認し異常の有無を確認する。

(2) 空港施設の被害状況に基づく運航条件の決定

ア 空港基本施設及び管制施設の被害状況に基づき、航空機の運航の可否(全機種不可、ヘリコプターのみ可、使用可能滑走路の長さによる機種の限定等)について決定する。

イ 航空保安施設及び電源施設の被害状況に基づき、航空機の運航制限の条件(夜間における離着陸の禁止、計器気象状態における飛行の禁止等)について決定する。

3 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保等

【県】

(1) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めた離着陸場で行うことを原則とする。

(2) 地方支部は、管内市町村を通じあらかじめ定めた離着陸場の使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。

(3) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

4 飛行情報の提供と緊急用航空輸送の確保

大規模災害時には、緊急輸送、負傷者搬送、消火活動等のための航空機のほか、報道機関による撮影のための航空機による運航が想定されるため、緊急性・重要性を考慮したうえで、二次災害防止の措置を講じ、緊急用航空輸送を確保するものとする。

(1) 宮崎空港における措置

【大阪航空局宮崎空港事務所】

上局との調整を踏まえ、緊急用航空輸送を確保するため、以下の措置を講ずる。

ア 消火、救急救難等に従事する(消防・防災)、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機の宮崎空港における離着陸の禁止又は制限を行う。

イ 宮崎空港周辺及び離着陸コース周辺において、公的航空機・救援物資輸送機と他の航空機との間における輻輳回避、衝突防止のため臨時的緊急輸送ルート、待機空域の設定等、飛行制限措置を講ずる。

また、宮崎空港及び近隣・近県他空港・飛行場と被災地におけるヘリコプター基地との間に、必要に応じ緊急輸送ルートを設定し、他の航空機との輻輳回避、衝突防止のための飛行制限措置を講ずる。

ウ 場外着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応措置を講ずる。

(2) 自衛隊による飛行情報の提供

【自衛隊】

宮崎空港周辺外及び離着陸コース周辺外における緊急時ヘリコプターの離着陸場においては、宮崎空港事務所と調整の上、自衛隊が必要に応じて二次災害防止のための飛行情報所を開設し、前記の空域を飛行する航空機は、当該飛行情報所の情報提供により、行動するものとする。

(3) 情報の提供

【大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊】

- ア 宮崎空港の離着陸規制、空港周辺空域における飛行規制、緊急輸送ルートの設定及びそれに係る飛行規制等については、航空情報（ノータム）の発行を航空情報センターに依頼し、関係航空機及び関係機関に周知を図る。
- イ 自衛隊は飛行情報所を開設したときは、関係航空機及び関係機関に周知を図るものとする。

5 航空輸送手段の確保

【県】

緊急輸送は、県防災救急ヘリコプターによるほか、自衛隊、日本赤十字社宮崎県支部等の協力を得て次の航空機により行う。

- ① 自衛隊の航空機
- ② 県警察のヘリコプター
- ③ 赤十字飛行隊宮崎支隊及び民間の航空機

6 集積場所及び要員の確保

臨時ヘリポート周辺に集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。

第5款 燃料の確保

【県】

- 1 県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、事前に業者等に協力を要請し確保に努める。
- 2 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

第7節 避難収容活動

第1款 避難誘導の実施

第1項 基本方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難誘導時の救出に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

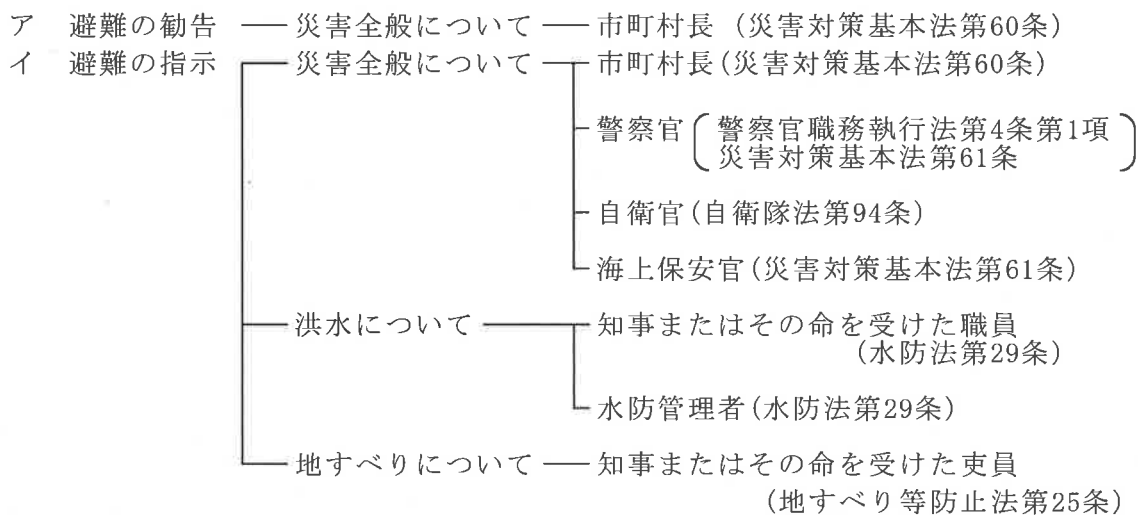
第2項 対策

1 避難対策の実施責任者

(1) 避難の勧告・指示

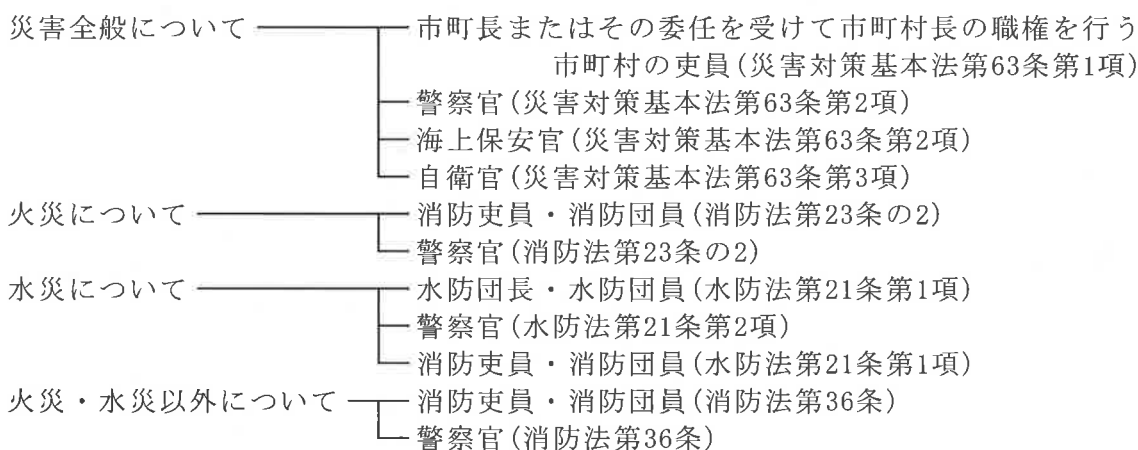
避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する

こととする。（災害対策基本法第60条第5項～7項）



(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行うこととする。なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。
 (災害対策基本法第73条第1項)



(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の勧告、指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告・指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、市町村が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

2 避難勧告・指示

(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

・土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流)	・建物倒壊
・延焼火災	・水害(河川、海岸、ため池等)
・危険物漏えい(劇毒物、爆発物)	・その他

(2) 避難の勧告または指示

【市町村長及び水防管理者】

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水、高潮等の事態が発生し、または発生

するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。

【警察官及び海上保安官】

警察官及び海上保安官は、市町村長が指示できないと認めるとき、または市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

【警察官】

警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官又は海上保安官がその場にはいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

【知事またはその委任を受けた職員】

ア 知事は、災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。

イ 地すべり法第25条に基づき知事またはその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示することができる。

(3) 避難勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- カ 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

(4) 避難措置の周知

ア 市町村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき関係市町村長及び関係機関に通知するものとする。

イ 市町村長はみずから避難の勧告または指示を行ったとき、または避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ア) 関係機関への連絡

県及び市町村長は、避難勧告又は指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(イ) 住民への周知徹底

市町村長は、避難勧告・指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- a 直接的な周知として、サイレン、警鐘、有線放送、拡声器、口頭等を用いまたは併用し、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめる。
- b 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

3 避難実施の方法

【市町村職員、警察官、消防職員、海上保安官等】

避難の指示者及び市町村長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- ア 高齢者、乳幼児、小児、心身障害者等災害時要援護者
- イ 防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

- ア 避難に当たっては、市町村、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図るものとする。
- イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- ウ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。
- エ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。
- オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、または要救出者の有無を確かめるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

- ア 市町村長は、災害が発生したまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- イ 警察官または海上保安官は、市町村長(権限の委託を受けた市町村の職員を含む。)が現場にいないとき、または市町村長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。
- ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市町村長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市町村長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

5 避難地への市町村職員等の配置

市町村が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町村職員(消防職員、団員を含む。)、警察官を配置する。

6 避難地における救護等

(1) 避難地に配置された市町村職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
- イ 避難した者の掌握
- ウ 必要な応急の救護
- エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

(2) 市町村が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

7 避難状況の報告

- (1) 市町村は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。
 - ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)
 - (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - (ウ) 市町村等に対する要請事項
 - イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。
 - (ア) 避難地名
 - (イ) 避難者数・避難世帯数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容
 - (エ) 市町村等に対する要請事項
- (2) 市町村は、避難状況について、県へ報告する。

第2款 避難所の開設、運営

第1項 基本方針

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難所の開設、運営に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

【市町村】

市町村は、避難所を開設する必要があると認められる時は、次により速やかに避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導すること。

特に、災害時要援護者への避難誘導に留意すること。

ア 基本事項

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)
- c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ・市町村長の避難命令を受けた者
 - ・市町村長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

(イ) 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設すること。
- b あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設すること。
- c 災害の様相が深刻で、市町村内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設すること。
- d 災害時要援護者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を配置すること。

なお、災害時要援護者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させること。

(ウ) 設置期間

- a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは 逐次開設数を整理縮小すること。
- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。
特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図ること。
- c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設をすすめること。
- d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。
ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生大臣の承認を必要とするため県と協議すること。

(エ) 県への報告

市町村は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告すること。
この場合の報告事項はおおむね次のとおりである。

- ・ 避難所の開設の日時及び場所
- ・ 開設数及び収容人員
- ・ 開設見込み期間

(オ) 県への要請

市町村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設等に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

【県】

県は市町村から要請があった場合、あるいは市町村の被害の状況により必要があると判断した場合は、他の市町村に対して避難所開設について協力を依頼するとともに、必要な資材等の調達を支援すること。

(2) 避難所の運営

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当るものとする。

ア 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として市町村職員の管理責任者を配置すること。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

- (ア) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、災害時要援護者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備すること。
- (イ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握すること。
災害時要援護者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行うこと。
- (ウ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市町村災害対策本部と連絡を行うこと。
また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておくこと。
- (エ) ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行うこと。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応すること。

- (ア) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布すること。
- (イ) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮等、生活環境の改善対策を順次講ずること。
- (設備、備品の例示)
- ・ 畳、マット、カーペット
 - ・ 間仕切り用パーティション
 - ・ 冷暖房機器
 - ・ 仮設風呂・シャワー
 - ・ 洗濯機・乾燥機
 - ・ 仮設トイレ
 - ・ その他必要な設備・備品
- (ウ) 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、災害時要援護者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。
- (エ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保すること。
- (オ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保すること。
- (カ) 避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施すること。

なお、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。

エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりを支援すること。

オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所への避難が困難等により、指定された避難所以外に避難した被災者に対してもその避難状況の把握に努め、食品や飲料水、生活必需品の供給を行うとともに、円滑な生活支援がなされるよう指定避難所への速やかな避難を支援すること。

【県】

県は、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い市町村の対応を支援するものとする。

第3款 被災者の把握

第1項 基本方針

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

第2項 対策

1 避難者、在宅被災者の把握

【市町村】

(1) 避難者の状況把握

市町村は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (ウ) 親族の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (カ) 災害時要援護者の状況
- (キ) その他、必要とする項目

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。

ウ 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、市町村の災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難してしない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握すること。

特に、災害時要援護者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意すること。

【県】

被害の状況が甚大で、市町村において避難者の状況把握等が困難な場合は、関係機関、関係部局の職員が連携し、避難者等の状況把握や相談に対応する。

2 被災認定

【市町村】

当該市町村は被災認定を、第3章第17節第1款の基準により行う。

第4款 避難生活環境の確保

第1項 基本方針

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

【市町村】

市町村は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

【県】

県は、市町村からの要請があった場合、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼する。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

【県、市町村】

県及び市町村は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

2 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

【県、市町村】

ア 県及び市町村は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

【県、市町村】

ア 県は、被災によって生ずるPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症(示している)する(した)者(被災者)及びPTSDによる不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行うために、保健所に心の相談所を速やかに設置し、カウンセリング等適切な対応を行うとともに、広報活動により周知徹底する。

イ 県は、継続的内服が必要な精神障害者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失した者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努める。

ウ 市町村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

エ 市町村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

【県、市町村】

県及び市町村は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

【県、市町村】

県及び市町村は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行う。

第5款 災害時要援護者等への配慮

第1項 基本方針

災害時には、災害時要援護者は自力では避難できないことや、言葉の障害からの確かな避難

情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、災害時要援護者に対しては、その個々のハンディキャップの状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う災害時要援護者等への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 災害時要援護者に配慮した応急対策の実施

【市町村】

(1) 災害発生直後に必要な対策

ア 災害時要援護者のリストに基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。

イ 避難に必要な災害時要援護者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行うこと。

(2) 早期に必要なとなる対策

災害時要援護者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努めること。

ア 一般の避難所での対策

(ア) 避難所の管理責任者は、災害時要援護者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。

(イ) 障害者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、災害時要援護者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。

(ウ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において災害時要援護者が不利とならないように介助に配慮すること。

また、食品の供与に当たっては、災害時要援護者が食べやすい食品を供給すること。

(エ) 避難所での生活情報の伝達において、災害時要援護者が不利とならないように、聴覚障害者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字など災害時要援護者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。

(オ) 災害時要援護者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。

(カ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意すること。

(ア) 災害時要援護者の相談や生活支援に当たる介助員を常時配置すること。

(イ) 相談等に当たる介助員は、災害時要援護者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。

(ウ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、災害時要援護者の状況に応じた対応を行うこと。

【県】

県は、災害時要援護者の被災状況、避難の状況等を市町村を通じて把握するとともに、保健医療サービスや福祉サービスが十分に行われるよう、関係部局とも連携し、市町村を支援する。

2 関係団体等との連携

【市町村】

市町村は、避難所又は在宅の災害時要援護者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健婦、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図ること。

【県】

県は、市町村の行う関係機関・団体との連携を支援するとともに、社会福祉施設等への入所について調整を行う。

3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

【社会福祉施設管理者】

(1) 救助及び避難誘導

各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、市町村等に対して供給応援を要請すること。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

(5) 相談窓口開設への協力

市町村の実施する避難所や在宅の災害時要援護者への相談窓口開設に協力すること。

(6) その他

防災関係の厚生労働省からの各通知等により、対応すること。

【県 市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

【各ライフライン事業者】

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

(1) 支援要員の確保

【市町村】

市町村は、災害時要援護者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障害者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

(2) 安否確認、救助活動

【県、市町村】

県及び市町村は、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

【県警察本部】

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、災害時要援護者の把握に努めるとともに、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、安否確認や救助活動を推進する。

(3) 搬送体制の確保

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要援護者の状況調査及び情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時要援護者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

【県、市町村】

県及び市町村は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要援護者に対する支援対策

【市町村】

ア 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置する。

ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(7) 市町村は、必要に応じ要援護者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

(イ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、市町村と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

(ウ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

【県、市町村】

県及び市町村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

【市町村】

市町村は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

【県、市町村】

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県及び市町村は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び市町村は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

【県、市町村】

県は、(財)宮崎県国際交流協会内に災害に関する外国人の「相談窓口」を開設し、総合的な相談に応じる。

市町村においても、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、県及び市町村は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等

【県、県国際交流協会】

ア 受入体制の確保

県国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

イ 「受入れ窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示す通りである。

(ア) 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣

(イ) 県担当窓口や市町村等との連絡調整

(ウ) その他

ウ 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

(ア) 外国語の通訳

(イ) 外国語の資料の作成・翻訳

(ウ) その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第6款 応急住宅の確保

第1項 基本方針

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して県、市町村は①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村に対して行われる応急仮設住宅の建設及び応急修理に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 基本事項

(1) 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法の適用のあった市町村については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、当該市町村長が行うものとする。

(2) 県は応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場

合には、社団法人プレハブ建築協会及び県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。

(3) 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

2 応急仮設住宅の供与・管理

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

(1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

(2) 設置戸数の決定

県は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、市町村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。

なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建設業協会等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

県は、市町村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、市町村においては、入所の選定に当たって災害救助法担当課、民生委員等からなる選考委員会を設置すること。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者
で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア 県は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならない。

ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の市長村長に委任することができる。

イ 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。

イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるた

めに自治会などの育成に配慮するものとする。

ウ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。

エ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

ア 恒久住宅需要の的確な把握

イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ その他、住宅等に関する情報の提供

3 被災住宅の応急修理

【県、市町村】

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

(2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

県は、市町村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。

なお、市町村においては、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生員等からなる選考委員会を設置すること。

ア 半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当って日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところのなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

県は、土木事務所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。市町村も同様とする。

市町村長は、この事務について、市町村職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

4 公的住宅等の空き家の活用

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

なお、国家公務員宿舎については、国有財産法第18条第6条及び第19条により使用の許可を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1款 食料の供給

第1項 基本方針

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法又は国民保護法の適用があった市町村から食料供給要請があった場合、備蓄等から食料を供給するほか、当該市町村が食料供給に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 食料の調達

県は、市町村から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

(1) 公的備蓄

【県】

県は、次の手順により、食料を迅速に供給する。

ア 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定締結している県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通在庫備蓄

【県】

県は、次の手順により食料を迅速に調達し供給する。

ア 事業者等が輸送する場合

(ア) 県は、市町村及び協定締結している県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

(イ) 県は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請を行う。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

(ロ) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(ハ) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

(ア) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊に対し航空機及び車両による輸送を要請するものとする。

(イ) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、トラック協会等に輸送を要請する。

(3) 他都道府県からの調達

【県】

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、九州農政局及び他の都道府県に応援を要請する。

(4) 政府所有の米穀の調達

【農林水産省生産局、県、市町村】

- ア 知事は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認められるときは、速やかに災害発生状況又は、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（「応急用米穀」という。）の数量等を農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に通知する。
- イ 局長は、アの通知を受けたときは、米穀販売事業者の精米手持状況等を参酌の上、米穀販売事業者に対し知事又は知事の指定する者に対する売却を指示するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を受託事業体に対して知事又は知事の指定する者に売却を指示する。
- ウ 災害救助法又は国民保護法が発動された場合には、上記ア、イの手続きによるほか「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、知事又は市町村長から緊急の引渡要請を踏まえ対応する。
- エ 売却の方法
売却の方法、その他売却の手続等については「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によるものとする。

2 炊出しその他による食料の給与

【市町村】

市町村は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出や公的備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

(2) 給与の内容

- ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給すること。
- イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給すること。
- ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図ること。

(3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

(4) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

【県】

県は、市町村から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

- ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
- イ 集団給食施設への炊飯委託
- ウ 調理不要な食パン等の供給

3 食料集積地の指定及び管理

(1) 食料集積地の指定

【県】

県は、災害が発生した場合において、あらかじめ指定した広域防災活動拠点を活用し、調達した食料の集積及び配分を行う。

【市町村】

市町村はあらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配を行う。

(2) 集積地の管理

【県、市町村】

県及び市町村は、食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期するものとする。

第2款 飲料水の供給及び給水の実施

第1項 基本方針

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が飲料水の供給に要した費用について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 飲料水の供給

【市町村】

市町村は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。

イ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受けること。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、

被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

【県】

(1) 市町村からの支援要請に対する対応

県は、市町村から飲料水の供給に関して支援要請を受けたとき、飲料水製造業者や小売り業者等関係業界からの飲料水の供給について支援調整を行うほか、災害救助法が適用となった市町村からの支援要請については、流通在庫備蓄等からの供給を行うものとする。

また、県のみで市町村からの支援要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

2 応急給水の実施

【水道事業者】

(1) 公平で効率的な応急給水

水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

(2) 応急給水基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。

(3) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

(4) 重要施設の優先的給水

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

第3款 生活必需品の供給

第1項 基本方針

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には市町村が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用があった市町村から生活必需品の供給要請があった場合、備蓄等から生活必需品を供給するほか、当該市町村が生活必需品給(貸)与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 生活必需品の調達

【県】

県は、市町村からの支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、他県や小売業等関係業界に対し生活必需品の供給を要請する。

(1) 公的備蓄

県は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

ア 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めるときは、県の備蓄物資の放出を決定する。

同時に輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定を締結している都道府県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通在庫備蓄

県は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し供給する。

ア 事業者等が輸送する場合

(ア) 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

(イ) 県は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請をする。

同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

(ウ) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(エ) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

(ア) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。

(イ) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、トラック協会等に輸送を要請する。

(3) 他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な生活必需品の調達・供給ができないと認めた時は、他の都道府県に応援を要請する。

2 生活必需品の給(貸)与

【市町村】

市町村は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給(貸)与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者。

(2) 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。

(3) 給(貸)与の方法

ア 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与すること。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給(貸)与すること。

ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与すること。

(4) 品目の例示

① 寝具(毛布等)

② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)

③ 衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)

④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)

⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)

- ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ⑧ その他(ビニールシート等)

(5) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

【県】

(1) 市町村からの支援要請に対する対応

県は、市町村から生活必需品の調達の支援要請を受けた場合、生活必需品製造業者及び小売業者等関係業界からの調達を支援する。

また、災害救助法の適用のあった市町村への生活必需品の供給については、県の公的備蓄や流通在庫備蓄から供給する。

(2) 他の都道府県への要請

県のみで市町村からの調達要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

第9節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき 処理等に関する活動

地震災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行うものとする。

第1款 保健衛生対策の実施

第1項 基本方針

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、県及び市町村は、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスカケアを実施するものとする。

第2項 対策

1 健康対策の実施

【県、市町村】

(1) 救護所の設置等

避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(2) 巡回健康相談の実施

ア 県及び市町村は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため

に、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。

イ 県及び市町村は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。

ウ 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町村に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。

エ 県は、巡回健康相談の実施にあたり、市町村と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(3) 巡回栄養相談の実施

ア 県及び市町村は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。

イ 県及び市町村は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。

ウ 県は、巡回栄養相談の実施にあたり、市町村と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。

2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) 精神科救急医療の確保

【県】

県は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。

こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行う。

(2) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

ア 心の相談所の設置と救護活動の実施

【県、市町村】

県は、市町村(保健センター)の協力を得ながら、保健所に心の相談所を設置する。

また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。

心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

(ア) 第一段階

常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

(イ) 第二段階

a 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第三段階

各心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

(エ) 第四段階

a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

b PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供(FAXニュース等)は、原則としてセンターに一元化する。センターは、保健所における心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム(ボランティアによる派遣チーム等を含む。)等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施にあたっての治療、ケアの方針等を示す。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

【県、市町村】

被災者の心理的ケアに対応するため、県、市町村は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2款 防疫・食品衛生対策の実施

第1項 基本方針

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び市町村は、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

第2項 対策

1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

【県、市町村】

県は、感染症のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、対策本部内及び保健所毎に防疫関係の組織を設置するとともに、平常時より職員の防疫作業の習熟を図る。

市町村は、それぞれ防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

【県、市町村、医療機関】

県及び市町村は、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、市町村または保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

【県、市町村】

県及び市町村は、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

【県】

県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。

また被災状況に応じ、自衛隊及び他県等関係機関に対し、防疫活動を要請する。

ア 被害状況の調査及び市町村指導

イ 検病調査及び健康診断

ウ 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導

エ 飲料水等の消毒指導

オ その他の防疫措置に必要な事項

【市町村】

市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その

他の措置等を行うものとする。

(6) 臨時予防接種の実施

【県】

県は感染症の予防上必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日を指定して臨時の予防接種を実施するものとする。

実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の操上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所または環境衛生上病毒伝播のおそれがある地域に患者もしくは保菌者が発見され、流行のおそれがある場合には緊急に予防接種を実施するものとする。

(7) 患者等の措置

【県】

保健所長は、被災地において、感染症患者（一部疑似症を含む。）または病原体保有者を入院させるに当たっては、交通途

絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、感染症指定医療機関以外の病院もしくは診療所であって、知事が適当と認めるものに入院させる措置を講ずる。

(8) 予防教育及び広報活動

【県、市町村】

県及び市町村は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(9) 記録の整備及び状況等の報告

【県】

保健所長は災害防疫に関し、市町村等からの報告をとりまとめて記録を整備するとともに、早急、また必要に応じ逐次、次の事項を県福祉保健部長に報告するものとする。

なお、県は保健所から報告をとりまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに必要に応じ厚生労働省に報告する。

ア 被害状況

イ 防疫活動状況

ウ 防疫活動に必要な物品及び経費

エ 防疫活動の終息と事務処理の結果等

【市町村】

市町村は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(10) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

2 食品衛生対策の実施

【県】

(1) 食中毒の未然防止

県は、被災地における食品の衛生確保を図るため、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

ア 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。

イ 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

ウ 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上の改善を必要に応じ指導する。

エ 食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、被災地の保健所と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導するよう要請する。

オ 被災地の保健所との連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合には、被害の拡大及び再発防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

ア 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大及び再発防止に努める。

イ 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、状況により近隣各県や厚生労働省に支援要請を行う。

(3) 食品衛生に関する広報

県は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第3款 し尿、ゴミ、がれきの処理

第1項 基本方針

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等によるがれきの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ゴミ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が行う住家に流入した土石や竹木等の障害物除去に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

ア 市町村は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。

イ 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

ウ 市町村は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア 人員、資機材等の確保

市町村は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

(ア) 市町村は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(イ) 市町村は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

市町村は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

エ 仮設(簡易)トイレの設置

市町村は、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるかを確認し、受入について検討するものとする。

(4) 県の措置

【県】

ア 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ 県は、被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、支援を要請する。

ウ 県は、大規模災害時等、市町村から要請があった場合に仮設トイレの斡旋を行う。

(5) 県民及び自主防災組織の行動

ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。

イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

2 ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

ア 市町村は、災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと一般生活により発生するごみとに区分し、各々について排出量を推定する。

イ 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

ウ 市町村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア 人員、資機材等の確保

市町村は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

イ 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

市町村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみ

の処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とするものとする。

イ ゴみの一時保管場所の確保

市町村は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をするものとする。

ウ 住民への広報

市町村は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(4) 県の措置

【県】

ア 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

イ 県は、被災市町村や県内市町村で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、応援を要請することとする。

(5) 県民の行動

ア ごみは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

3 がれきの処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

市町村は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア 人員、資機材等の確保

市町村は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

市町村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア 撤去作業

市町村は、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

イ 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

市町村は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確認する。

(4) 県の措置

【県】

ア 職員の派遣

県は、市町村から要請があった場合、もしくは被災市町村の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を派遣して、被害状況等の情報収集、連絡調整等を実施する。

イ 最終処分場までのルートの確保

県は、市町村からの要請に基づき、最終処分までのルートの確保を応援する。

ウ 広域的応援要請

(ア) 県は、必要により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をする

ともに、応援活動の全体調整を行う。

(イ) 被災市町村や県内市町村でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に応援を要請する。

エ 計画策定

がれきが大量に発生し、広域的な処理が必要であり、かつ、その処理に長期間を要する場合は、必要により、がれき処理を総合的かつ計画的に行うことができるよう、被災市町村のがれき処理計画をとりまとめ、全体計画を作成する。

第4款 環境対策の実施

第1項 基本方針

大規模災害による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。また、災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため県は、環境中の有害物質の種類・量(濃度)や粉じん等のモニタリング調査を行うとともに市町村等に対して適切に指導を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努めるものとする。

第2項 対策

1 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認

(1) 被害状況の把握

【県】

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

(2) 施設等の稼働体制の確認

【県】

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認のうえ、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに、環境濃度の収集解析を行う。

2 応急対策の実施

【県】

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認 及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の搜索

第1項 基本方針

行方不明者及び遺体の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う、行方不明者及び遺体の搜索に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 行方不明者の調査

【警察】

(1) 行方不明者相談所の開設

災害発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の搜索及び迷い人等の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。また、外国人の行方不明者対策として、必要に応じて外国人相談窓口を設置する。

(2) 迷い人等（迷子・意識障害者等）の措置

ア 迷い人等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

イ 保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所または福祉事務所に通告、または引き継ぐ。

(3) 行方不明者の措置

ア 行方不明者届を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

イ 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

(4) 安否照会への対応

避難所等へ被害調査班を派遣して、避難者、迷い人及び行方不明者の把握に努め、把握した避難者等については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

2 遺体の搜索

(1) 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、市町村が、県・県警察本部・宮崎海上保安部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

(2) 搜索活動の実施

【市町村】

市町村は、災害による行方不明者等がある場合には、警察、宮崎海上保安部の協力を得て、消防職員、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と搜索する。

【県】

当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行う。

【警察】

警察は、市町村が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。
発見した遺体については国家公安委員会規則に基づき、検視等所要の措置を講ずる。

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、市町村が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

第2款 遺体の確認、埋葬の実施

第1項 基本方針

遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図るものとする。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う、遺体識別等のための洗浄等及び埋葬に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 遺体の確認

【市町村、警察、宮崎海上保安部】

- (1) 市町村等は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。
- (2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、死体見分その他の所要の処理を行った後、関係者(遺族または市区長)に引き渡す。死体の見分に当たっては、指紋資料の採取、写真撮影等を行う。
- (3) 宮崎海上保安部は海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の遺体を、巡視船艇により収容するとともに、死体の見分及び検視を行い、遺族又は関係市町村長に対し引き渡す。
- (4) 市町村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。
また、埋火葬許可証を発行する。
- (5) 市町村は、身元不明遺体については、警察、宮崎海上保安部と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。
- (6) 警察及び宮崎海上保安部は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書を添えて市町村長に引き渡す。

2 遺体の処理

【市町村、県】

遺体の処理は市町村が実施するものとする。ただし、市町村のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて市町村が行う遺体の処理に協力する。

上記により行う遺体の処理への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市町村等は、人心の安定上、腐敗防止上または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、市町村が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で市町村のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて検案活動に協力するものとする。

また、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

(3) 遺体の収容(安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市町村の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体収容所(安置所)の設置

市町村は被害地域の周辺の適切な場所(寺院 公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した市町村では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

イ 棺の確保

市町村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明遺体の集中安置

市町村は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

3 遺体の埋葬

(1) 死亡者数の確認

【市町村】

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

【市町村】

遺体の埋葬は、市町村が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

当該市町村の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

(3) 広域火葬の実施

【県、市町村】

ア 県は、県内市町村の火葬能力では不十分な場合、直接もしくは厚生労働省の協力を得て近隣県を通じて、他県の市町村での火葬の受入れを要請する。

イ 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。

ウ 市町村は、県の調整結果に基づき具体的に他県の市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

第1項 基本方針

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、警察は、災害時には早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

第2項 対策

1 予想される混乱

災害時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- (4) 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- (5) 真偽不明情報の流言による混乱
- (6) 被災地や避難所等での住民の混乱
- (7) 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

2 県民への広報・伝達

知事は、警察及び市町村の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置についてテレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て呼びかけを行うものとする。

3 警備活動の強化

(1) 警備体制の確立

【警察】

ア 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、県警察本部及び警察署に「警備本部」を設置し指揮体制を確立する。

イ 警備部隊の運用

災害の種別、規模及び態様に応じ、災害警備計画の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

(2) 警備内容

【警察】

警備内容としては、次のものがあげられる。

- ① 被害実態の把握
- ② 救出救助
- ③ 避難誘導
- ④ 交通対策
- ⑤ 遺体の検視、見分
- ⑥ 地域安全対策
- ⑦ 保安対策
- ⑧ 避難所の防犯対策

(3) 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

ア 地域安全活動の実施

(7) 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

(4) 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、警察独自の警戒活動を強化するとともに、地域住民ボランティアと連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

(6) 警察安全相談活動

必要により、警察安全相談所を開設し、災害弱者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

(エ) 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

4 保安対策

(1) 危険物等に対する措置

ア 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。

イ 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域(警戒線)内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の不当な買占め、高値販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

第2款 物価の安定、物資の安定供給

第1項 基本方針

生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保するものとする。

第2項 対策

1 物価の安定

【県、国】

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員等により生活関連物資の価格調査を実施する。
また、国は、必要な所管に係る価格調査を実施する。

イ 情報の収集

県は、消費生活センター等を通じ、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報の提供

県は、ホームページ等により県民に対して情報の提供を行う。

イ 事業者への指導

県は、関係業者に対して適正な物資等の供給、流通の要請や便乗値上げ等の是正指導を行う。

2 物資の供給確保

県は、生活関連物資の異常な価格の高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には状況に応じ、「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和54年条例第8号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

また、国は、状況に応じて所管の生活関連物資の増産・出荷の要請等必要な措置を行う。

3 法律の発動の要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の発動を、国に要請する。

第3款 帰宅困難者対策

第1項 基本方針

災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる

第2項 対策

1 帰宅困難者対策の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るものとする。

第12節 公共施設等の応急復旧活動

第1款 県有通信施設等の応急復旧

第1項 基本方針

県有通信施設や庁舎等は応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設であり、これらの施設に被害が生じた場合に直ちに応急復旧を行い、機能を確保するものとする。

第2項 対策

1 県総合情報ネットワークの機能確保

(1) 県庁統制局の機能確保

ア 統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。

なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。

イ 県出先機関等及び市町村との連絡に障害がある場合は、孤立防止用無線、防災相互携帯無線、全県移動用携帯無線を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。

(2) 中継局の機能確保

ア 中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。

イ 多重区間に障害があり中継が困難な場合は、全県移動、又は土木地区局移動の各携帯無線機を使用して連絡を確保するとともに、口頭中継で統制局まで集中させる。

ウ ア、イによっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において携帯無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。

(3) 支部局等の機能確保

ア 支部・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。

イ 電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、全県又は、地区移動等の携帯無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。

(4) 市町村及び他機関端末局

ア 端末局に障害がある場合は、シート交換による応急措置を行い、また交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。

イ 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町村広域無線及び消防全県共通無線を使用して応急回路の設定により、支部と市町村、支部と県庁の間の通信を確保する。

2 警察無線通信の機能確保

(1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用する。

(2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。

3 災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保

本部(県庁)、地方支部(県総合庁舎)及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

第2款 公共土木施設等の応急復旧

第1項 基本方針

道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図るものとする。

第2項 対策

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

【県、市町村】

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、防災救急ヘリコプターによる上空からの調査を行うとともに、各土木事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

【九州地方整備局】

被害状況を速やかに把握するため、必要に応じヘリコプター等による上空からの調査を行うとともに、河川国道事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。

また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

【西日本高速道路株式会社】

大規模災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。災害発生後、速やかに警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び同社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

【県道路公社】

大規模災害が発生した場合には、速やかに同公社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、公社職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。災害発生後、速やかにおおむね下記の基準に従って交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公社のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行者の安全確保に努める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2 港湾、漁港の応急復旧

(1) 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾、漁港施設について被害状況を調査する。その際、二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

3 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

【国、県、市町村】

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

水門及び排水機等の破壊については、二次災害の危険性を考慮して速やかに対処する。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

4 農業用施設の応急復旧

【市町村、土地改良区】

災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については市町村において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市町村は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第13節 ライフライン施設の応急復旧

第1款 ライフライン途絶時の代替対策

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

第2項 対策

1 上水道停止時の代替措置

【県、水道事業者】

「第3章第8節第2款 飲料水の供給及び給水の実施」参照

2 下水道停止時の代替措置

【県、市町村】

(1) 緊急汲取りの実施

市町村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

3 ガス停止時の代替措置

【宮崎ガス株式会社】

- (1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- (2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。
- (3) 移動式ガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）のさらなる整備に努める。

4 電力停止時の代替措置

【九州電力株式会社(宮崎支社)】

- (1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- (2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- (3) 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、必要な箇所に照明器具などの仮設置を行う。

5 電話停止時の代替措置

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

(1-1) 警察110番通話

高度化緊急通信システム導入（平成11年3月）により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続が取れることにより通信の確保を図っている。

(1-2) 消防119番通話

1市3町（宮崎市及び周辺3町）については、110番同様、高度化緊急通信システムを導入済み。

なお、他市町村エリアについては、故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え通信の確保を図っている。

(2) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

ア 特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域または、これに準じた災害が発生した場合設置する。

イ 臨時公衆電話とは、災害時の通話を確保するために、特設公衆電話および既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話(有料)である。

ウ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

(3) 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

(4) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

<災害時のお願い>

- 1 ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- 2 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せつかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- 3 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- 4 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

＜災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法＞

- 1 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- 2 サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

伝言の録音方法



伝言の再生方法



※ 電話番号は市外局番からダイヤルする。

第2款 ライフライン施設の応急復旧

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第2項 対策

1 上水道施設の応急復旧

【水道事業者】

(1) 応急復旧基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておくこと。

(2) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

(3) 重要施設の優先的復旧

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようしておくものとする。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

下水道事業者等は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

市町村は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

【県】

県は、協力要請を受け、近隣市町村に対し応急復旧の協力依頼を行うとともに、必要に応じて九州山ロブロック災害時支援体制連絡会議に支援要請を行うなど、広域的な復旧体制の確保に努める。

(3) 応急復旧

【市町村】

市町村は、次の通り応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

【市町村】

ア 情報の連絡

市町村は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。

イ 住民への広報

市町村は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

3 工業用水道の応急復旧

【県】

県工業用水道施設の応急対策は、県企業局災害対策運営要領及び工業用水道事故処置要領等に基づいて実施するものとする。

4 都市ガス施設の応急復旧

【宮崎ガス株式会社】

(1) 被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、支店及び本社に伝達する。支店及び本社は被災状況の集約に努める。

(2) 作業体制の確保

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

(イ) 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

ウ 被害復旧活動資機材の備蓄

(ア) 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

(イ) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(ウ) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

- ア 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- イ ガバナーステーションからの送出量の調整・停止
- ウ ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的しゃ断
- エ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- オ その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- イ 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
- ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- エ その他、現場の状況により適切な措置

(5) 情報の連絡・広報

ア 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。

イ 広報

災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況および復旧状況や、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 電力施設の応急復旧

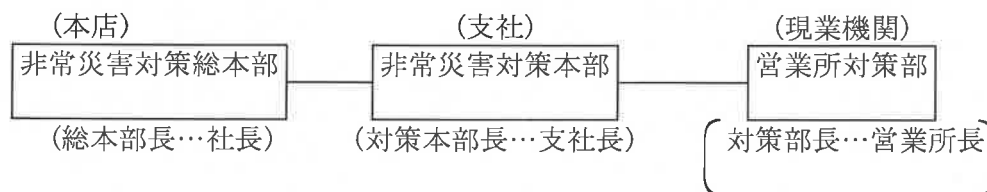
(1) 九州電力における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支社)】

ア 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

災害対策組織図



イ 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びN T T電話等を利用して行うこととする。

(イ) 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

a 一般情報

- (a) 気象、地象情報
- (b) 一般被害情報
一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報
- (c) 対外対応状況
(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)
- (d) その他災害に関する情報(交通状況等)
- b 当社被害情報
 - (a) 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - (b) 停電による主な影響
 - (c) 復旧機材、応援、食料等に関する事項
 - (d) 従業員の被災状況
 - (e) その他災害に関する情報
- (ウ) 情報の集約
上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。
- (エ) 通話制限
 - a 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めたととき、通話制限その他必要な措置を講ずる。
 - b 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたとときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限、その他必要な措置を講ずる。
- ウ 対策要員の確保
 - (ア) 夜間、休日に災害発生におそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
 - (イ) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。
 - (ウ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。
- エ 災害時における復旧資材の確保
 - (ア) 調達
対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
 - a 現地調達
 - b 対策組織相互の流用
 - c 他電力会社等からの融通
 - (イ) 輸送
災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。
 - (ウ) 復旧資材置場等の確保
災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。
- オ 災害時における危険予防措置
電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するのが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。
- カ 災害時における応急工事

(7) 応急工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

(イ) 応急工事の基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

a 水力発電設備

移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

b 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

c 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

d 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、確実な復旧を行う。

e 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

キ 復旧計画

(7) 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

a 復旧応援要員の必要の有無

b 復旧要員の配置状況

c 復旧資材の調達

d 復旧作業の日程

e 仮復旧の完了見込み

f 宿泊施設、食糧等の手配

g その他必要な対策

(イ) 上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ク 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

ケ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の応急対策は、県企業局災害対策運営要領に基づいて実施するものとする。

6 通信施設の応急復旧

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

ア 社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

イ 独自の調査

阪神・淡路大震災の教訓を基に、機動性に富んだ「バイク隊」を導入し、円滑かつ効率的な被災状況の把握や調査活動を行う。

(2) 復旧要員の確保

ア 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

体制は、「NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図」による。

イ 非常招集と自主出社

(ア) 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常招集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

(イ) N T T西日本宮崎支店（延岡・都城）では、一定の規模以上の地震が発生した場合等、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

ウ グループ一体となった復旧体制

N T T西日本宮崎支店（延岡・都城）で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制を取る。

エ 広域応援体制

大規模災害発生時に、N T T西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

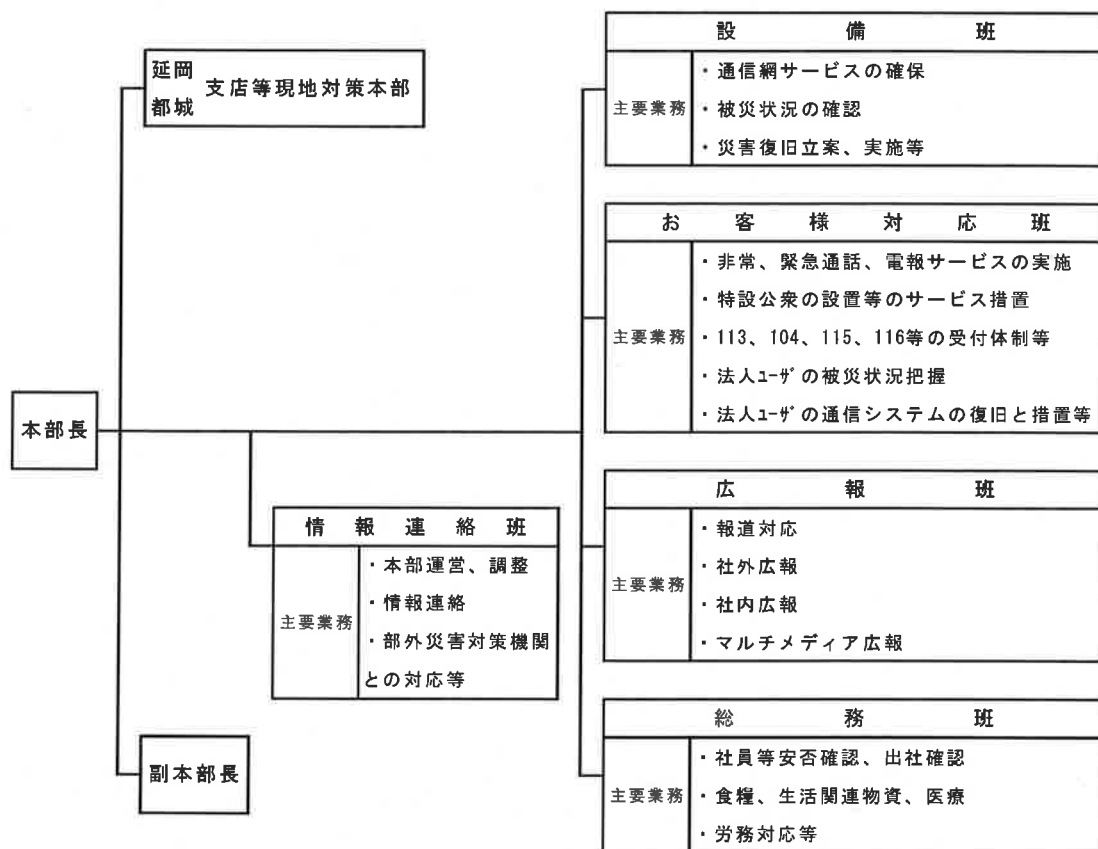
<レスキュー隊>

大規模災害時に、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成し、被災状況調査および移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

オ 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

図－N T T西日本宮崎支店災害対策本部体制図



(3) 資・機材の確保

ア 各種災対機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

< N T Tの主な災害対策用機器・資材 >

- ・ポータブル衛星：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。
- ・衛星通信車：衛星通信により中継伝送路等の確保に使用する。
- ・衛星携帯電話：地震などの大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。
- ・移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。
- ・非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。
- ・応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

イ 広域調達体制

NTT西日本宮崎支店に配備している、各種災害対策用機器・資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

ウ 緊急輸送

大規模災害発生時、復旧要員、資材及び災害対策用機・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い、緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関等へ要請する。

(4) 復旧順位

ア 復旧の考え方

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を取ることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

電気通信サービスの復旧順位

順位	復旧回線	
第一順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10(%)以上
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10(%)以上
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線1回線以上
	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
	国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10(%)以上
	国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10(%)以上
	社内専用線等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
第二順位	加入電信サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
第三順位	加入電信サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	第1順位、第2順位に該当しないもの。	

(注) その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

(5) 広報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア マスメディアによる広報

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

イ 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第3款 事業者間の連絡・協力

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設や道路・港湾等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第2項 対策

1 連絡体制の確保

各事業者において災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で連絡を取り合う連絡協議会を設ける。

2 連絡・協議

連絡協議会を通じて、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、各事業者において協議結果をふまえて復旧を進める。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1款 被災者・県民への的確な情報伝達

第1項 基本方針

災害発生後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

第2項 対策

1 ニーズの把握

【県、市町村】

(1) 被災者のニーズの把握

県及び市町村は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- ④ メンタルケア

- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市町村職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 生活情報の提供

【県、市町村、報道機関、防災関係機関】

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

県ホームページを活用して、被災者・県民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時FM局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

第2款 相談窓口の設置

第1項 基本方針

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第2項 対策

1 総合窓口の設置

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村は2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市町村、防災関係

機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

県の総合窓口は、災害対策本部総合対策部渉外班で対応する。

2 各種相談窓口の設置

【県、市町村、防災関係機関】

県各部局、市町村は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第15節 自発的支援の受入れ

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 基本方針

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

第2項 対策

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 県及び市町村における措置

【県、市町村】

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については災害対策本部内にボランティア対策班を編成し、ボランティアの総合調整を図るものとする。

なお、対策班は関係する担当部局とともに、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部等で編成する。

(2) 受入れ体制の確保

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害発生後直ちに、被災地の市町村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、被災地の市町村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備するなど支援体制の確立を図るものとする。

(3) 「受入れ窓口」の運営

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

ア ボランティア現地本部の活動内容

- ①被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- ②ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- ③活動中のボランティアへの支援

- ④ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- ⑤ 被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑥ ボランティア連絡会議の開催
- ⑦ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑧ 災害対策本部との連絡調整
- ⑨ 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- ⑩ ボランティアコーディネーターの受入れ
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

イ ボランティア救援対策本部の活動内容

ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。

ボランティア救援対策本部は、現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるよう全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボランティア活動保険の加入手続きや現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティア現地本部の役割の大部分を担うこととする。

- ① ボランティア現地本部の支援
- ② 県内外からのボランティアの登録と派遣
- ③ 全国からの支援の受入れと提供
- ④ ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
- ⑤ 被災地災害対策本部及びボランティア支援本部との緊密な連携

ウ ボランティア支援本部

- ① 報道機関等への情報提供・広報
- ② パソコン・FAX等を活用した情報提供
- ③ 他都道府県からの支援受入れと要請
- ④ ボランティア現地本部や災害対策本部内に編成されるボランティア対策班との連絡調整

エ 被災地外の市町村社会福祉協議会の窓口

当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめボランティア救援対策本部やボランティア支援本部に連絡(登録)するほか次の業務を担う。

- ① ボランティアコーディネーターの派遣
- ② 被災地の状況把握と関係団体への情報提供
- ③ ボランティア救援対策本部及びボランティア支援本部との連携

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

【県、市町村】

市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市町村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、県内部及びボランティア支援本部との連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

【県、市町村】

ボランティアに県・市町村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)

- ウ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

【県、市町村】

県及び市町村は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

3 高校生のボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

(1) 一般ボランティア

- ・ 救援物資の運搬、配布
- ・ 食事の準備
- ・ 危険の少ない範囲での片付け
- ・ 負傷者の看護補助

(2) 専門ボランティア

- ・ 専門高校の学科の特性を生かした参加
(看護科、工業科、農業科、水産科、家庭に関する学科等)
- ・ 無線部を有する学校の部活動の参加

4 赤十字防災ボランティアの活動

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティア「受入れ窓口」の設置・構成等

ア 赤十字防災ボランティア対策本部の設置

災害発生後直ちに、県支部にボランティア対策本部を設置しボランティアの受入れ体制をつくる。また、県に設置されるボランティア対策本部と連携しボランティアの受入れを実施する。

イ 赤十字防災ボランティア対策本部の構成等

赤十字防災ボランティア対策本部の構成等については、その都度、支部災害対策本部の定めるところによる。

(2) 防災ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

赤十字防災ボランティア対策本部は、ボランティア現地本部及び支援本部と連絡を密にして被災状況、被災者のニーズ等を把握し、活動内容及び派遣人員などの調整を行う。

(3) 赤十字防災ボランティアの活動

ア 赤十字防災ボランティアの活動内容

日赤宮崎県支部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を依頼する。

- (ア) 救出活動、応急手当、担架搬送、救護所の設営、医療救護
- (イ) 避難誘導、避難所の設営、避難所の世話、炊き出し、仮設住居等の設置
- (ウ) 救援物資等搬送、救援物資の整理・配送
- (エ) 障害物の除去、被災地片付け
- (オ) 情報収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング、安否調査
- (カ) 赤十字防災ボランティアの受付・連絡調整
- (キ) その他災害時に赤十字防災ボランティアに要請される活動

イ 赤十字防災ボランティアの招集

赤十字防災ボランティアの配備基準及び緊急連絡系統図は、別に定めるものとする。

ウ 赤十字防災ボランティア派遣の決定

支部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等を決定をする。

(4) 赤十字防災ボランティア保険の加入促進

活動を希望するボランティアに対し、赤十字防災ボランティア保険の積極的加入の呼び掛けを行う。

5 地域安全ボランティアの活動

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

については、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県・市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、県及び警察は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議の構成団体を通じて、情報誌の発行などにより、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努める。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- ・災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障害者等要援護者世帯に対する周知活動
- ・危険箇所の点検活動
- ・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- ・地域でのパトロール活動
- ・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- ・地域での安全パトロール活動
- ・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ・高齢者等の弱者宅訪問活動
- ・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等の恐れのある新たな危険箇所の確認活動
- ・防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

第2款 義援物資、義援金の受入れ

第1項 基本方針

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県、市町村及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図るものとする。

第2項 対策

1 災害義援物資の受け入れ

【県、市町村、関係機関】

(1) 募集

災害の発生に際して、県、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ア 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- イ 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- ウ 物資は、新品が望ましいこと。
- エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- オ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

(2) 輸送

県、市町村及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

(3) 配分

物資の配送を受けた被災市町村は、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分すること。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に配分すること。

2 義援金の受け入れ

【県、市町村、関係機関】

(1) 募集

災害の発生に際して、県、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第3者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

第16節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

第1項 基本方針

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行うものとする。

第2項 対策

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

(救助の種類)

- ① 収容施設(避難所、応急仮設住宅)の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、①(応急仮設住宅を除く)、②、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩の救助については、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市町村長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、同法施行細則第2条の2により委任されている以外の救助についても、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、同法第30条により市町村長に委任することができる。

2 被災認定の基準

【市町村】

救助法の適用にあたっては、当該市町村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半壊、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

(1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき

市 町 村 の 人 口		被 災 世 帯 数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、市町村の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の2分の1に達したとき。

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 市町村の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

救助法による市町村別適用基準法

(県人口1,135,233人)

区 分	人 口	適用世帯数	区 分	人 口	適用世帯数
市町村名			市町村名		
宮崎市	400,583	150	高鍋町	21,733	50
都城市	169,602	100	新富町	18,092	50
延岡市	131,182	100	西米良村	1,241	30
日南市	57,689	80	木城町	5,177	40
小林市	48,270	60	川南町	17,009	50
日向市	63,223	80	都農町	11,137	40
串間市	20,453	50	門川町	18,854	50
西都市	32,614	60	諸塚村	1,882	30
えびの市	21,606	50	椎葉村	3,092	30
三股町	24,800	50	美郷町	6,248	40
高原町	10,000	40	高千穂町	13,723	40
国富町	20,909	50	日之影町	4,463	40
綾町	7,224	40	五ヶ瀬町	4,427	30

(平成22年10月1日現在 (平成22年国勢調査結果))

4 救助法の適用手続

【市町村】

(1) 災害に対し、市町村における被害が「3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

(2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。

【県】

- (1) 知事は、市町村長からの申請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、当該市町村長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。
- (2) 救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

5 救助の組織

県災対本部が設置された場合における救助の組織は、第1節、活動体制の確立に定めるところによるものとする。なお、県災対本部を設置するに至らない場合においては、平常の組織をもって対処するものとする。

6 災害救助法による救助の程度と期間

＜「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表＞

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別途定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1日1人当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
					全壊	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800
		全焼	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400		
		流失	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400		
		半壊	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300		
		半焼									
床上											

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は既存誌、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒4,800円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号に規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

厚生労働省社会・援護局保護課

第17節 文教対策

第1款 学校教育対策

第1項 基本方針

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

第2項 対策

【県教育委員会、県立学校、市町村教育委員会、市町村立学校、私立学校設置者】

1 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

ア 市町村立学校の応急教育は、当該市町村教育委員会が計画し実施する。

イ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理運営規則に基づき、各学校においてこれを実施する。

ウ 私立学校の文教施設の災害応急復旧及び学生、生徒の応急の教育は、学校経営者が行うものとする。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 県立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じ次の事項の指導を行う。

(ア) 職員を派遣して、応急並びに事後の授業等に関する措置を指導する。

(イ) 事前に災害が予知される場合は、あらかじめ校長に対し指導助言を行う。

(ウ) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、他の公共施設を利用して早急に授業の再開を図る。

イ 市町村立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

ウ 校長の措置

(ア) 事前準備

a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。

b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。

(a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。

(b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。

(c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。

(d) 県(市町村)教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う

(e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知させておく。

(イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県(市町村)教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d 応急教育計画については、県(市町村)教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県(市町村)教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- c 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、県(市町村)教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

エ 私立学校における措置

私立学校における災害時の児童生徒の安全確認については、公立学校に準じて措置を講じるものとする。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合

県立学校にあつては、応急復旧工事を実施する。

市町村立学校にあつては、当該市町村において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は次の措置を講じる。

(ア) 県立学校については、県教育委員会が確保する。

(イ) 市町村立学校については、当該市町村教育委員会から要請のあった場合に、県教育委員会は市町村教育委員会間の調整を図る。

(5) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア 県立学校に対する措置

(ア) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、校長は、速やかに県教育委員会に報告する。

(イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

a 条例定数の範囲内においてできる限りの常勤講師の補充を行う。

b 被災学校以外の学校に勤務する教職員を被災学校へ兼任させる。

c 必要に応じて、非常勤講師の配当を行う。

d 上記 a～c の措置によってもなお補充が十分でないときは、県教育委員会事務局、県教育研修センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣する。

イ 市町村立学校に対する措置

(ア) 災害発生時における教職員の被害状況について、当該市町村教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。

(イ) 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ速やかに次の措置を

講じ、教職員の補充を行う。

- a 条例定数の範囲内においてできる限りの補充を行う。
- b 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
- c 必要に応じて、小・中学校にあつては非常勤講師の配当を行う。
- d 上記 a～c の措置によつてもなお補充が十分でないときは、臨時職員(地公法第22条)の予算措置を講じるとともに、さしあたって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、県及び市町村は、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった市町村立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう市町村教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、県及び市町村はその供給を支援する。

なお、県は、災害救助法の適用のあつた市町村が行う義務教育中の児童生徒への教科書及び学用品の給与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内において支出する。

- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等(専修学校高等課程、特別支援学校を含む)及び中等教育学校(後期課程)等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- (4) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった私立高等学校の生徒の就学を援助するため、授業料の免除を行った、県内に私立高等学校を設置する学校法人に対して補助を行う。
- (5) 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

3 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- (1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があつた場合は、市町村教育委員会(県立学校にあつては県教育委員会)に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。

ア 被害があつてもできる限り継続実施するよう努めること。

イ 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。

ウ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。

エ 被災地においては伝染病発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。

- (2) 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教育委員会に報告する。

県教育委員会は、報告に基づき、学校給食用物資の供給が円滑に行われるよう、関係機関への協力要請を行うとともに、県学校給食会を指導する。

4 災害時における環境衛生の確保

(1) 事前準備

ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。

イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

(2) 災害時の措置

災害後の伝染病、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施し、災害に関連して心の傷を受けた児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、阪神・淡路大震災の経験を生かした指導

を行う。

(1) 事前準備

- ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的にすすめる。
- イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について教職員の研修を実施する。

(2) 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援をする。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1) 臨時のカリキュラムでの対応

- ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
- イ 児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は家の手伝い等させるなど状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等で授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブの設置を早期に行う。

(5) 訪問教育の実施等

- ア 児童生徒の通学路が、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師の訪問指導を実施する。
- イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2款 文化財保護対策

第1項 基本方針

大規模災害被害から文化財の保護を図るため、教育委員会（県、市町村）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の災害対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

第2項 対策

1 予防対策の実施

【県】

- (1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。
- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。
- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- (4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。
- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文

化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。

(6) 文化財防火デー(毎年1月26日)の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

2 被害状況の把握と応急対策の実施

【県】

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

3 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

県及び関係市町村は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。この場合、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1款 公共施設災害復旧事業計画

第1項 基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第2項 対策

1 事業計画の種類別

【県(各部局)、市町村】

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 道路施設災害復旧事業計画

イ 河川施設災害復旧事業計画

ウ 海岸施設災害復旧事業計画

エ 砂防設備災害復旧事業計画

オ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

カ 港湾施設災害復旧事業計画

- キ 漁港施設災害復旧事業計画
- ク 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- ケ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- コ 下水道施設災害復旧事業計画
- サ 公園施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、県または市町村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。(次款に詳述)

3 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

4 災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

被災市町村において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

第2款 激甚災害の指定

第1項 基本方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

第2項 対策

1 制度の概要

激甚災害については、広域的(全国レベル)な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

(局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度

末に一括して指定される。)

2 災害調査

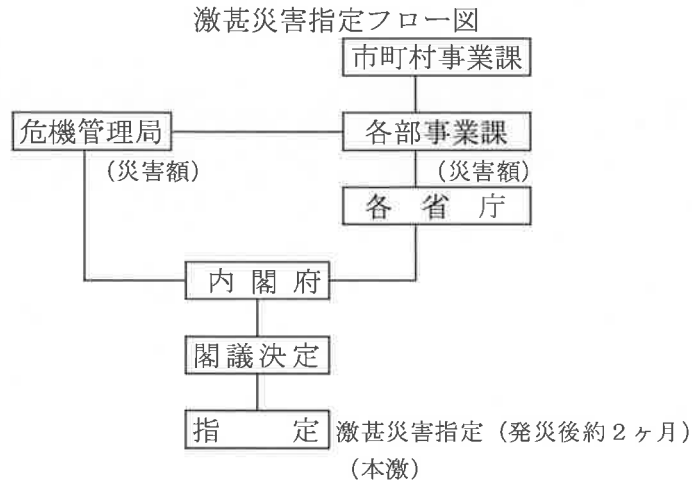
【県(各部署)】

知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

【市町村】

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。



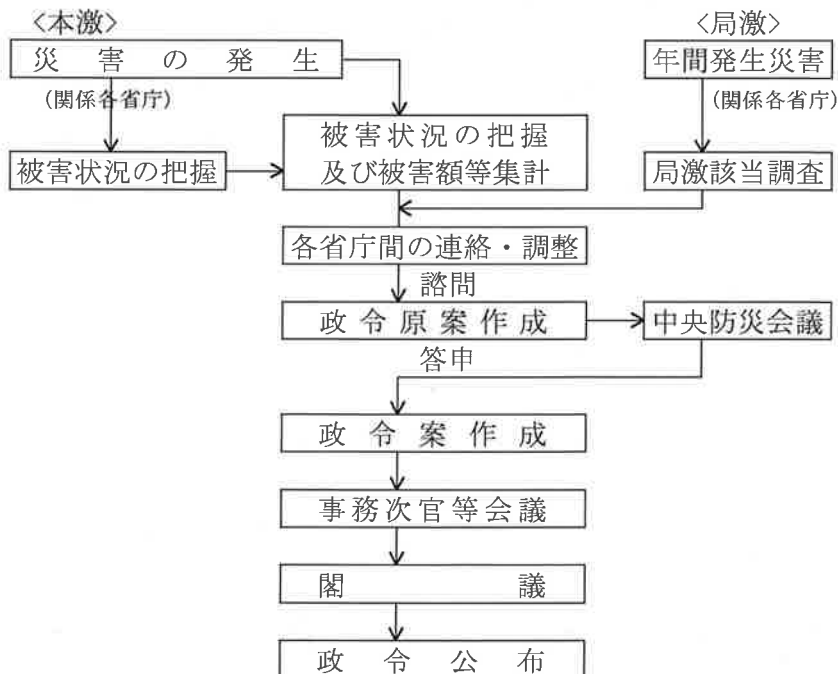
3 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

(災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。)

激甚災害及び適用措置の指定手順



4 激甚災害指定の促進

【県(各部局)】

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係各部長は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

5 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準(本激)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第2章 第3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% (B基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% (2) 県内市町村の査定総見込額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%</p>
<p>法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円</p>
<p>法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の(1)又は(2)の要件に該当する災害 (1) 法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 1.5% で 法第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害にかかる漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で法第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)～(4)について、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。</p>
<p>法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県の特別被害農業者数 > 当該都道府県の農業者 × 3%</p>
<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は、木材生産部門に限る。 (A基準) 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (B基準) 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条 (小規模企業車等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% (B基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次のいずれかの要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ずることがある。
法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助) 第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)	法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000戸 (B基準) 次の(1)、(2)の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。 (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000戸 かつ、一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200戸 又は 住宅戸数の1割 (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200戸 かつ、一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400戸 又は 住宅戸数の2割
法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	法第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

(2) 激甚災害指定基準(局激)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章 第3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (1) 共通 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費(1千万円以上) > 当該市町村の標準税収入 × 50% *ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 (2) 標準税収入が50億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費(2.5億円超) > 当該市町村の標準税収入 × 20% (3) 標準税収入50億円を超え、100億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50億円) × 60% (4) 早期局激 (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみ

	て(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
第5条 (農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額 \times 10% (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて (1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額 \times 10% (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて (1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害見込額が当該市町村内の農業被害見込額を超えかつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 \gt 当該市町村の漁業所得推定額 \times 10% (漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) \gt 当該市町村に係る生産林業所得(木材生産部門)推定額 \times 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ、 (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 \gt 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 \gt 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) \times 25%
法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)	中小企業関係被害額 \gt 当該市町村の中小企業所得推定額 \times 10% (被害額が1千万円未満を除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	法第2章(第3条及び第4条)又は5条の措置が適用される場合

第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興にあたっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。

第1款 災害復興対策本部の設置

【市町村】

市町村は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市町村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

【県(各部局)】

県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

災害復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該市町村の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

第2款 災害復興方針・計画の策定

1 災害復興方針の策定

【市町村】

市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、市町村民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市町村民に公表する。

【県(災害復興対策本部)】

県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、県としての災害復興方針を策定する。この方針では、広域的な観点からの災害復興のあり方及び市町村支援等についての県の役割を示す。

2 災害復興計画の策定

【市町村】

市町村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

【県(災害復興対策本部)】

県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認し、災害復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村の復興支援・相互調整に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3款 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

【県(県土整備部)】

県は、建築主事を置かない市町村において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

【建築主事を置く市】

建築主事を置く市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

【市町村】

市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

【県】

県は、市町村による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

2 災害復興事業の実施

【市町村】

(1) 専管部署の設置

市町村は、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業の実施

市町村は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

【県(災害復興対策本部)】

(1) 専管部署の設置

県は、災害復興計画を策定した場合、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業

県は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

【県(各部局)】

(1) 災害復興事業の支援

県は、市町村が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応える為、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

第1項 基本方針

県、市町村及び関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

第2項 対策

1 総合相談窓口の設置

県、市町村は、第3章第14節「被災者等への的確な情報伝達活動」第2款「相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

地方における総合相談窓口は地方支部に設置するものとする。

2 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため市町村と共同で出張相談所を開設するものとする。

出張相談所は県においては地方支部が調整を行う。

主な参加機関は次のとおりとする。

農林振興局、こども福祉センター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所(商工会)、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT、市町村

第2款 生活確保資金の融資等

第1項 基本方針

県及び関係市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、県及び関係市町村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。

第2項 対策

- 1 災害弔慰金等の支給
- 2 災害援護資金の貸付
- 3 生活福祉資金の災害援護資金の貸付
- 4 母子寡婦福祉資金の貸付
- 5 被災者生活再建支援制度
- 6 宮崎県・市町村災害時安心基金

1 災害弔慰金等の支給

市町村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48法82）に基づき、市町村の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。なお、費用負担は国1/2、県 1/4、市町村1/4となっている。

災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
		遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 （兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者が対象となる）
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	上記「災害弔慰金」の場合と同じ
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
		障害の程度	①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

※災害弔慰金については、自然災害によるもので法対象に満たない規模の災害について、県単独事業による弔慰金支給制度があるので市町村は所用の措置を講じること（費用負担県1/2、市町村1/2、支給額①生計維持者 500万円、②その他の者 250万円）

2 災害援護資金の貸付

市町村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48法82)に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

なお、資金貸付の財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれの市町村に、無利子で貸し付けることとなっている。

災害援護資金	対災害象害	自然災害 — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
	貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170万円(250) ④住居の全壊 250万円(350) ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 350万円 特別の事情がある場合は()内の額重複する場合は50万円を調整する	
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(一人増すごとに30万円に30万円を加えた額)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
利率	年3%(据置期間は無利子)		
据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)		
償還期限	10年(据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦		

3 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

【宮崎県社会福祉協議会】

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

	生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会(窓口は、各市町村社会福祉協議会)
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた 低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。 または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。
貸付限度額	①災害臨時経費 150万円以内 ②住宅経費 250万円以内
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
措置期間	6か月以内
償還期間	7年以内
償還方法	月賦

4 母子寡婦福祉資金の貸付

【県】

「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資金名	母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、西臼杵支庁福祉課、県福祉子どもセンター、児湯福祉事務所、市福祉事務所)、宮崎市
貸付対象者	母子家庭の母または寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年1.5% ただし、据置期間中は無利子
据置期間	貸付の日から6箇月
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

5 被災者生活再建支援制度

【被災者生活再建支援法人（財団法人道府県会館内）】

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10万人未満に限る。）における自然災害

オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

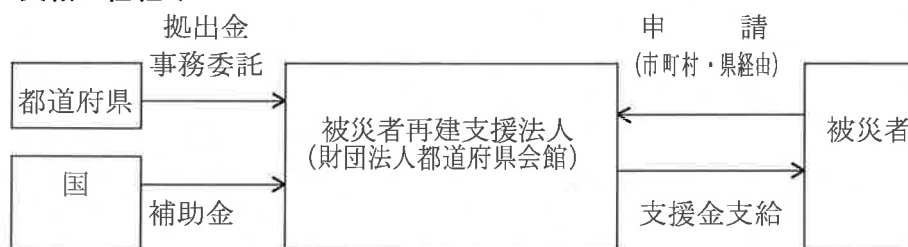
住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(4) 支給の仕組み



・申請窓口：市町村

・申請時の添付書面

①基礎支援金 罹災証明書、住民票 等

②加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

・申請期間

①基礎支援金 災害発生日から13月以内

②加算支援金 災害発生日から37月以内

6 宮崎県・市町村災害時安心基金

【県、市町村】

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額

6億円（平成19年度から県、市町村が1億円ずつ3年間積み立て）

(2) 基金の設置場所

財団法人宮崎縣市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があつた市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあつた市町村）

(4) 支援金の額

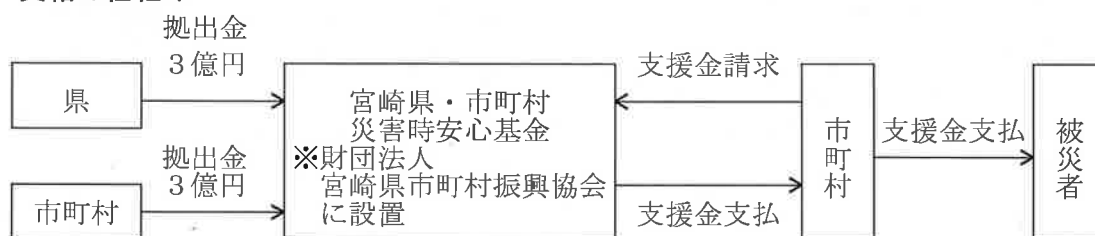
1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

- ア 全壊 20万円
- イ 半壊 15万円
- ウ 床上浸水 10万円

(5) 支援金交付先

被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み



第3款 金融関係機関の応急措置

第1項 基本方針

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況、資金の需要状況に応じ、関係行政機関と連絡協調のうえ、次のとおり金融上の措置を講ずるものとする。

第2項 対策

1 災害応急措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、被災地金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

また、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、県知事又は、公安委員会に対し連絡するものとする。

(2) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ被災地金融機関が早急に営業開始を行いうるよう斡旋、指導等を行う。また、要すれば、金融機関相互間の申合せ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

(3) 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜をはかるため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申合せ等により次のような非常措置をとりうるよう斡旋、指導を行う。

- ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等

の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(4) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、損傷貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧を資する。

2 災害復旧関係金融措置

被災地における金融秩序を維持し災害復旧に必要な金融の適正を期するため、被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融通について、金融機関の適切な措置がとられるよう指導する。

第4款 雇用の確保

第1項 基本方針

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第2項 対策

1 離職者への措置

【公共職業安定所】

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 労働者の斡旋

災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

【公共職業安定所】

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

宮崎労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第5款 税対策等による被災者の負担の軽減

第1項 基本方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

第2項 対策

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

【市町村】

市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

【県】

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法及び宮崎県税条例(以下「県税条例」という。)の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

【国】

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

(1) 申告等の期限の延長

(2) 徴収猶予

ア 納期限未到来の場合の徴収猶予

イ 通常の場合の徴収猶予

ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等

(3) 減免措置

2 県税の徴収猶予及び減免等

(1) 県税に関する期限の延長

知事は「地方税法第20条の5の2」に基づき、「県税条例第22条」により、法またはこの条例の定める申告、申請、請求、その他書類の提出(不服申立に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、納税義務者等の申請により、その災害のやんだ日から2月をこえない限度において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、納税義務者等の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期間を延長することができる。

(2) 県税の徴収猶予

知事は「地方税法第15条」の規定に基づき、納税義務者等が、その財産について災害を受けた場合等において、その事実に基づいて、県税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その申請により1年以内の期間を限り(やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内)、その徴収を猶予することができる。

(3) 県税の減免

知事は地方税法第72条の62、第73条の31、第162条及び第194条の規定に基づき、「県税条例第23条」により、次に掲げる者について、その納付すべき事業税、不動産取得税、自動車税及び鉦区税を減免することができる。

ア 事業税の減免(個人の事業税に限る。)

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の4月1日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

(ア) 自己の所有に係る事業用の資産について、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。(イ)において同じ。)が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第72条の49の8第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が 1,000万円以下であるもの

(イ) 自己(控除対象配偶者または扶養親族を含む。)の所有に係る住宅または家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅または家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの

事業の所得	減免の割合
500万円以下の金額	全部
500万円を超え、750万円以下の金額	10分の5
750万円を超える金額	10分の2.5

イ 不動産取得税の減免等

(ア) 災害のやんだ日から3年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

(イ) 不動産を取得した者で当該不動産取得税の納期限(当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して6か月を経過しているときは6か月経過日の前日)までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免するものとする。

(ウ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第3条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずるものとして知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税から住居の用に供していた不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

ウ 自動車税または鉦区税の減免

災害により自動車または鉦区について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の自動車税または鉦区税の税額の2分の1を軽減するものとする。

3 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

【郵便事業株式会社】

ア 被災者に対する通常葉書(1世帯当たり5枚)・郵便書簡(1枚)の無償交付
被災地の支店長が決定する。

イ 被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種または盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除
郵便事業株式会社九州支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 災害救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。

(イ) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパックまたは現金書留で、分配方法等につい

て条件をつけないものに限る。

(2) 通信事業

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生しまたは発生する恐れがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(3) 電気事業

【九州電力株式会社(宮崎支社)】

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

- ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)
- エ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除
- カ 被災により1年未満で廃止または減少した契約の料金精算の免除
- キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

【宮崎ガス株式会社】

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。九州経済産業局長の認可が必要。

- ア ガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- イ 不使用月のガス料金(基本料金)の免除
- ウ 被災により、ガス使用ができなくなった使用者が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
- エ 被災により、1年未満で廃止または減少した契約の料金精算(補償料)の免除

第6款 住宅確保の支援

第1項 基本方針

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市町村が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市町村で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行うものとする。

第2項 対策

1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(2) 災害公営住宅は原則として市町村が建設し管理するものとする。

(3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次によるものとする。

ア 入居者資格

次の各号（老人等にあつては、(ア)、(ウ)及び(エ)）の条件を具備する者

- (ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- (イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (ウ) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第5項第2号に規定する金額を超えないこと。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

- (ア) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。
ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）をこえることができる。
- (イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割（激甚災害は5割）以下の場合、3割（激甚災害は5割）に達するまで建設することがある。

2 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、り災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

(2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者（り災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、県及び市町村は、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

また市町村は、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努めるものとする。

第7款 災害復興基金の設立

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第1款 中小企業の復興支援

第1項 基本方針

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望するものとする。

第2項 対策

1 資金需要の把握連絡通報

【県】

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

2 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

【県】

県は、関係金融機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

【県】

県は、市町村を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 金融相談の実施

県は、信用保証協会、関係商工会議所、関係商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行うものとする。

5 国に対する要請

県は、国に対して災害特別融資を要請するものとする。

6 融資の弾力的運用

県は、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに県中小企業融資制度「経済変動・災害対策貸付」「セーフティネット貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金(設備貸与を含む)、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応するとともに、小規模企業者等設備導入資金等の貸付が円滑に行えるような措置を講ずる。

〔経済変動・災害対策貸付の融資条件等〕 (H23.4.1現在)

資金名	経済変動・災害対策貸付	
融資対象	災害復旧、事業の再建等を行う中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	： 運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	： 3千万円(組合8千万円)
利率	1.8%～2.3% (別途、保証料0.40%～1.50%)	
据置期間	18月以内	： 12月以内
償還期間	10年以内	： 7年以内

〔セーフティネット貸付の融資条件等〕 (H23.4.1現在)

資金名	セーフティネット貸付	
融資対象	セーフティネット保証4号(突発的災害(自然災害等))の要件に該当する中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	： 運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	： 3千万円(組合8千万円)
利率	1.6%～2.1% (別途、保証料0.55%)	
据置期間	18月以内	： 12月以内
償還期間	10年以内	： 7年以内

7 その他の措置

【県】

県は金融の円滑化を図るため、必要に応じ一般金融機関及び政府系金融機関(商工組合中央金庫)に対し、県資金を預託するとともに、県信用保証協会に対し損失保証等の措置を行う。

第2款 農林水産業の復興支援

第1項 基本方針

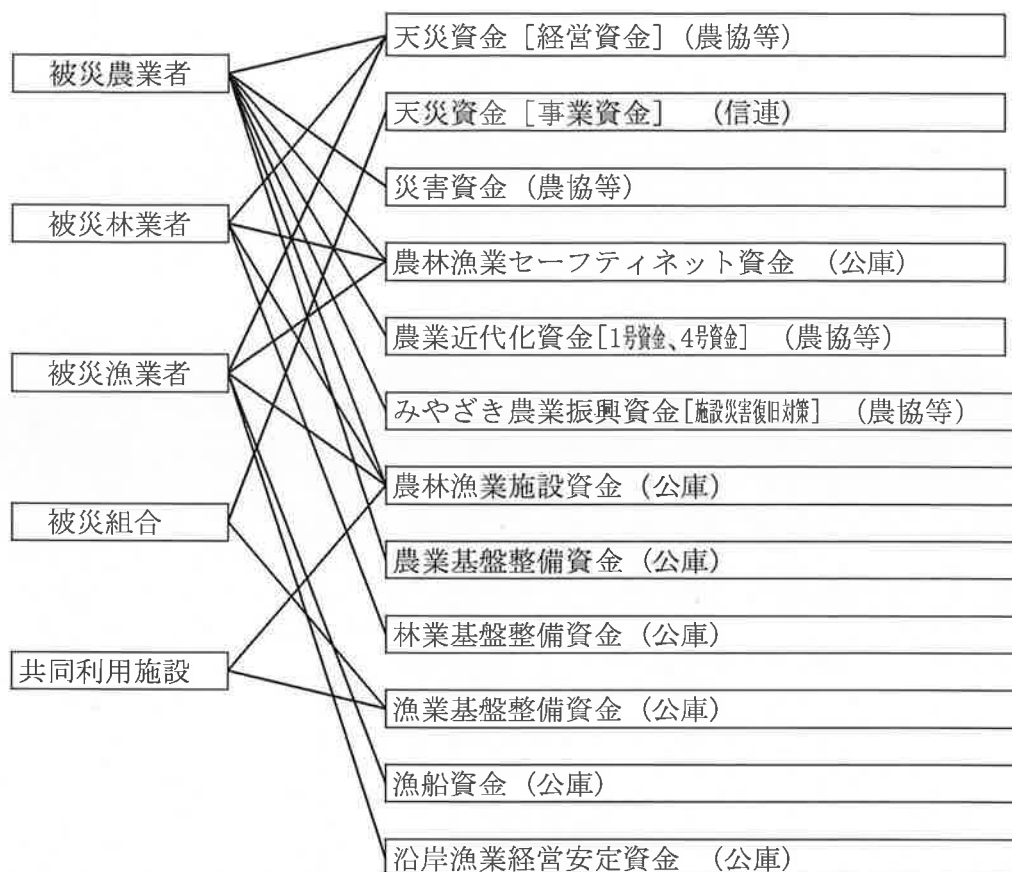
県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに国に対しても要望するものとする。

第2項 対策

- 1 農林漁業関係融資の種類
- 2 農業関係
- 3 林業関係
- 4 水産業関係
- 5 農林漁業関係融資制度一覧

1 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



※ 信連＝宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会
公庫＝株式会社日本政策金融公庫

2 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金（経営資金）、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図るものとする。

なお、農業用施設災害については、みやざき農業振興資金における県の貸付利率の特例（施設災害復旧対策）の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図るものとする。

5 農林漁業関係融資制度一覧（平成23年12月1日現在）

＜農業＞

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
天災資金	農業を営む個人及び法人で、政令で指定された天災による農産物の減収量が平年収穫量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の10%以上の者	経営資金	【個人】 一般 200万円 果樹等 500万円 【法人】 一般 2,000万円 果樹等 2,500万円	災害の都度、政令で指定 (特別被害農業者は3.0%以内)	なし	3～6年以内 (特別被害農業者は6年以内)	原則として、元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課 ※「特別被害農業者」とは、政令で指定された天災による農産物の減収による損失額が平年農業総収入額の50%以上の者又は果樹・茶樹・桑樹体の損失額が被害時価額の50%以上の者
災害資金	県が指定した災害による農畜産物の減収見込量が過去3か年の平均収量30%以上、かつ、減収見込額が過去3か年の平均農業総収入額の10%以上であることを市町村長が証明した農業者	経営再建に要する営農経費	300万円以内	災害の都度、県が指定	3年以内	7年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課
農林漁業セーフティネット資金 〔公庫資金〕	・認定農業者 ・農業所得(法人は農業に係る売上高)が総所得(法人は総売上高)の過半を占めている者又は粗収益が200万円以上 (法人は1,000万円以上)である者 ・認定就農者又は農業経営開始後3年以内の者 ・集落営農組織等	経営再建資金及び収入補填	【一般】 600万円 【特認】 年間経費等の12分の3以内	0.6%～0.85%	3年以内	10年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	営農支援課

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
農業近代化資金 (1号資金, 4号資金)	・認定農業者 ・認定農業者以外の対象者 (但し、復旧に必要な資金を除く。)	施設等の復旧	【個人】 1,800万円 【法人】 2億円	0.6%) 1.4%	2～7年以内	7～15年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課
みやざき農業振興資金 【施設災害復旧対策】	・県が指定した災害により被害を受け、その被害が、損失額又は損失面積が30%以上の次の者 ・認定農業者 ・認定農業者以外の次の対象者(但し、復旧に必要な資金を除く。) ①農業を営む個人 ②農業を営む法人 ③農業を営む個人で構成される任意団体	施設等の復旧	農業近代化資金 【個人】 1,800万円 【法人】 3,600万円 ----- 農業経営基盤強化資金(スｰﾊﾟｰL資金) 【個人】 3,000万円 【法人】 6,000万円	0% (ただし貸付実行から5年経過後は通常金利)	2～7年以内	7～15年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課 ※ 指定災害による損失額又は損失面積については、市町村長の証明が必要
農林漁業施設資金 [公庫資金]	災害等で施設被害を受けた農業を営む者、土地改良区、農協、農業振興法人等	施設等の復旧等	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.6%) 1.55%	3～10年以内等	15～25年以内等	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫
農業基盤整備資金 [公庫資金]	災害等で農地、牧野の被害を受けた農業を営む者、土地改良区、農協、農業振興法人等	農地・牧野の災害復旧	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	1.6%) 1.9%	10年以内	25年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫

< 林業 >

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
林業基盤整備資金 (造林資金)	復旧造林(激甚法に関する法律施行令で告示された市町村の区域内で行う造林であり、かつ、森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく事業であるもの)	造林資金	森林組合、連合会、林業者等(借入者の負担する額の80%に相当する額。但し、計画森林の場合は90%)	0.6% ～ 1.4%	20年以内	補助30年以内 ----- 非補助35年以内 ----- 改善認定者補助40年以内 ----- 非補助45年以内	元利均等償還、元金不均等償還のいずれか最も認められる方法	公庫 10/10	
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設資金)	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成資金	樹苗養成の事業を営む者(借入者の負担する額の80%に相当する額)		5年以内	15年以内			
林業基盤整備資金 (林道資金)	林道の復旧	林道資金	森林組合、連合会、林業者等(借入者の負担する額の80%に相当する額)		3年以内	20年以内			
農林漁業施設資金 (共同利用施設のうち林業施設資金)	林産物の生産等に必要な共同利用施設等の復旧	林業施設資金	森林組合等(借入者の負担する額の80%に相当する額)		3年以内	20年以内			
農林漁業施設資金 (主務大臣施設のうち林業施設資金)	素材・樹苗・特用林産物の生産等機械・施設の復旧		林業を営む者(1施設当たり) 一般 600万円 特認 600万円			15年以内			
農林漁業セーフティネット資金	災害による被害を受けた林業者	災害復旧	一般 600万円 特認 年間経費等の12分の3以内	0.6% ～ 1.05%		10年以内			

＜水産業＞

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
漁業災害対策資金 (新みやざき漁業推進資金)	災害を受けた施設等の復旧を行う漁業者、漁協等	施設等復旧	個人等 9,000～ 36,000万 円 組合等 12億円	1.5% 但し 基準利 3.0% まで	2～ 3年 以内	5～ 20年 以内	年賦	信漁連 漁協等 10/10	水産政策課
農林漁業施設資金 (共同利用施設)	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁業者、漁協等	施設復旧	借入者負担 の80%	0.55% ～ 1.3%	3年 以内	20年 以内		公庫 10/10	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁業者、漁協等	施設等復旧	漁船 1,000万 円 その他 300万円			15年 以内			
農林漁業セーフティネット資金	災害による被害を受けた漁業者	災害復旧	600万円			10年 以内			
漁船資金	災害を受けた漁船の復旧 (原則20トン 以上)	施設復旧	借受者負担 の80%か漁 船1隻あた り4億5千万 円のいずれ か低い額		2年 以内	12年 以内			
漁業基盤整備資金	災害を受けた共同利用利用施設の復旧を行う漁協等		借入者負担 額の80%		3年 以内	20年 以内			
天災資金 (天災融資法が発動された場合に 限る)	天災により被災を受けた漁業者が経営資金を必要とする場合	経営資金	※融資限度額、利率、据置期間、償還期間については、その都度政令で定められる。					漁協・ 市中銀行等 10/10	

第 3 編

風水害等対策編

宮崎県地域防災計画（第3編 風水害等対策編）

目 次

第1章 災害特性等	
第1節 基本的考え方	263
第2節 本県における風水害の概況	263
第1款 台風による災害	263
第2款 高潮	269
第3款 低気圧と前線	271
第4款 竜巻等の突風	271
第3節 災害の想定	272
第2章 風水害予防対策計画	
第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり	273
第1款 風水害に強い県土の形成	273
第2款 風水害に強いまちづくり	276
第3款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）	279
第4款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）	279
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	
第1款 災害発生直前における体制の整備	280
第2款 情報の収集・連絡体制の整備	284
第3款 活動体制の整備（共通対策編）	284
第4款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）	284
第5款 医療救護体制の整備（共通対策編）	284
第6款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	285
第7款 避難収容体制の整備（共通対策編）	285
第8款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）	285
第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）	285
第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）	285
第11款 災害時要援護者等安全確保体制の整備（共通対策編）	285
第12款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	285
第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）	285
第3節 県民の防災活動の促進	285
第1款 防災知識の普及（共通対策編）	285
第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）	285
第3款 ボランティアの環境整備（共通対策編）	285
第4節 風水害に関する調査・研究の推進	285
第1款 調査・研究の推進	285
第2款 調査・研究体制の整備	285
第3款 調査・研究項目	285
第3章 風水害応急対策計画	
第1節 災害発生直前の対応	286
第1款 警報等の伝達	286
第2款 避難誘導の実施	301
第3款 災害の未然防止対策	302
第2節 活動体制の確立	303
第1款 県災害対策本部等の設置	303

第2款	職員の参集及び動員	304
第3節	県水防計画等	305
第1款	水防計画	305
第4節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	340
第1款	災害情報の収集・連絡（共通対策編）	340
第2款	通信手段の確保（共通対策編）	340
第5節	広域応援活動	340
第1款	地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）	340
第2款	自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）	340
第6節	救助・救急活動	340
第1款	救助・救急活動（共通対策編）	340
第7節	医療救護活動	340
第1款	医療機関による医療救護活動（共通対策編）	340
第2款	医療救護班による医療救護活動（共通対策編）	340
第3款	搬送体制の確保（共通対策編）	340
第4款	医薬品等の供給（共通対策編）	340
第5款	医療情報の確保（共通対策編）	340
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	341
第1款	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）	341
第2款	陸上輸送体制の確立（共通対策編）	341
第3款	海上輸送体制の確立	341
第4款	航空輸送体制の確立（共通対策編）	341
第5款	燃料の確保（共通対策編）	341
第9節	避難收容活動	341
第1款	避難誘導の実施（共通対策編）	341
第2款	避難所の開設、運営（共通対策編）	341
第3款	被災者の把握（共通対策編）	341
第4款	避難生活環境の確保（共通対策編）	341
第5款	災害時要援護者等への配慮（共通対策編）	341
第6款	応急住宅の確保（共通対策編）	341
第10節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	341
第1款	食料の供給（共通対策編）	341
第2款	飲料水の供給及び給水の実施（共通対策編）	341
第3款	生活必需品の供給（共通対策編）	341
第11節	保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	341
第1款	保健衛生対策の実施（共通対策編）	341
第2款	防疫・食品衛生対策の実施（共通対策編）	341
第3款	し尿、ゴミ、がれきの処理（共通対策編）	341
第4款	環境対策の実施（共通対策編）	341
第12節	行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	341
第1款	行方不明者及び遺体の搜索（共通対策編）	341
第2款	遺体の確認、埋葬の実施（共通対策編）	341
第13節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	341
第1款	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持（共通対策編）	341
第2款	物価の安定、物資の安定供給（共通対策編）	341
第14節	公共施設等の応急復旧活動	342
第1款	県有通信施設等の応急復旧（共通対策編）	342
第2款	公共土木施設等の応急復旧（共通対策編）	342
第15節	ライフライン施設の応急復旧	342
第1款	ライフライン途絶時の代替対策（共通対策編）	342

第2款	ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）	342
第3款	事業者間の連絡・協力（共通対策編）	342
第16節	被災者等への的確な情報伝達活動	342
第1款	被災者・県民への的確な情報伝達（共通対策編）	342
第2款	相談窓口の設置（共通対策編）	342
第17節	自発的支援の受入れ	342
第1款	ボランティア活動の受入れ（共通対策編）	342
第2款	義援物資、義援金の受入れ（共通対策編）	342
第18節	災害救助法の適用	342
第1款	災害救助法の適用（共通対策編）	342
第19節	在港船舶対策計画	342
第20節	農林水産物応急対策計画	343
第21節	雪害対策計画	344
第4章	風水害復旧・復興計画	
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	348
第1款	被害が比較的軽い場合の基本的方向（共通対策編）	348
第2款	被害が甚大な場合の基本的方向（共通対策編）	348
第2節	迅速な現状復旧の進め方	348
第1款	公共施設災害復旧事業計画（共通対策編）	348
第2款	激甚災害の指定（共通対策編）	348
第3節	計画的復興の進め方	348
第1款	災害復興対策本部の設置（共通対策編）	348
第2款	災害復興方針・計画の策定（共通対策編）	348
第3款	災害復興事業の実施（共通対策編）	348
第4節	被災者の生活再建等の支援	348
第1款	被災者への広報及び相談窓口の設置（共通対策編）	348
第2款	生活確保資金の融資等（共通対策編）	348
第3款	金融関係機関の応急措置（共通対策編）	348
第4款	雇用の確保（共通対策編）	348
第5款	税対策等による被災者の負担の軽減（共通対策編）	348
第6款	住宅確保の支援（共通対策編）	348
第7款	災害復興基金の設立（共通対策編）	348
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	348
第1款	中小企業の復興支援（共通対策編）	348
第2款	農林水産業の復興支援（共通対策編）	348

宮崎県地域防災計画（風水害等対策編）目次

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
第1章 災害特性等					
1. 基本的考え方			危機管理局	263	
2. 本県における風水害の概況	1. 台風による災害	1. 台風災害の状況	宮崎地方気象台、危機管理局	264	
		2. 本県における台風の特性		264	
		3. 台風と水害		268	
	2. 高潮	1. 日向灘沿岸の高潮の実例		269	
	3. 低気圧と前線			271	
4. 竜巻等の突風		271			
3. 災害の想定			危機管理局	272	
第2章 風水害予防対策計画					
1. 風水害に強い県土づくり、まちづくり	1. 風水害に強い県土の形成	1. 治山事業	自然環境課	273	
		2. 治水事業	河川課	273	
		3. 砂防事業	砂防課	274	
		4. 地すべり対策事業	砂防課、自然環境課、農村整備課、九州森林管理局	274	
		5. 急傾斜地崩壊対策事業	砂防課	274	
		6. 海岸保全事業	農村整備課、港湾課、漁村振興課、河川課	274	
		7. 農地防災の推進	農村整備課、農政企画課	275	
	2. 風水害に強いまちづくり	1. 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等	1. 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等	九州地方整備局、河川課	276
			2. 土砂災害警戒区域の指定等	砂防課	277
			3. 災害危険箇所対策の実施	河川課、砂防課、道路保全課、建築住宅課 自然環境課、農村整備課	277
			4. 建築物の安全性確保	建築住宅課	279
			5. 重要施設の安全性確保	営繕課、福祉保健課、国保・援護課、病院経営課、長寿介護課、障害福祉課、こども政策局、財務福利課、県警察本部、危機管理局、建築住宅課	279
	3. 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）				279
	4. ライフライン施設の機能確保（共通対策編）				279
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 災害発生直前における体制の整備	1. 警報等の伝達体制の整備	危機管理局、河川課、砂防課、自然環境課、農村整備課	280	
		2. 避難誘導体制の整備		280	
		3. 災害未然防止活動体制の整備		282	
		4. 水防計画等の整備		河川課、九州地方整備局	283
	2. 情報の収集・連絡体制の整備	1. 気象観測施設等の整備	危機管理局、河川課、九州地方整備局	284	
		2. 気象観測施設の現況		284	
		3. 道路防災情報ネットワークの整備		284	
		4. 広域気象情報等収集システム		危機管理局、河川課、砂防課、道路保全課、九州地方整備局他	284
		5. データの共有		284	
	3. 活動体制の整備（共通対策編）				284

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
		4. 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）		284	
		5. 医療救護体制の整備（共通対策編）		284	
		6. 緊急輸送体制の整備（共通対策編）		285	
		7. 避難収容体制の整備（共通対策編）		285	
		8. 備蓄に対する基本的考え方（共通対策編）		285	
		9. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）		285	
		10. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）		285	
		11. 災害時要援護者等安全確保体制の整備（共通対策編）		285	
		12. 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）		285	
		13. 災害復旧・復興への備え（共通対策編）		285	
3. 県民の防災活動の促進（共通対策編）				285	
4. 風水害に関する調査・研究の推進	1. 調査・研究の推進		危機管理局・関係機関	285	
	2. 調査・研究体制の整備			285	
	3. 調査・研究項目			285	
第3章 風水害応急対策計画					
1. 災害発生直前の対応	1. 警報等の伝達	1. 気象注意報、警報等の発表解除とその基準及び形式	宮崎地方気象台、危機管理局、九州地方整備局、河川課	286	
		2. 警報時の伝達組織及び伝達方法	宮崎地方気象台、危機管理局	296	
		3. 異常現象発見時における措置	宮崎地方気象台、危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部	300	
	2. 避難誘導の実施	1. 警戒活動の実施		危機管理局、河川課、砂防課、自然環境課、農村整備課	301
		2. 要避難状況の早期把握			301
		3. 避難対策の必要性の早期判断			301
		4. 早期自主避難の実施			302
	3. 災害の未然防止対策	1. 河川堤防等の巡視		危機管理局、河川課、砂防課、道路保全課	302
		2. ダム、水門等の適切な操作			302
		3. 道路パトロール、事前規制等の措置			302
		4. 異常現象の通報			303
	2. 活動体制の確立	1. 県災害対策本部等の設置	1. 情報連絡本部の設置	危機管理局	303
2. 災害警戒本部の設置			303		
3. 災害対策本部の設置			303		
2. 職員の参集及び動員			危機管理局、人事課	304	
3. 県水防計画等	1. 水防計画	1. 目的	河川課	305	
		2. 水防責任		305	
		3. 水防組織		306	
		4. 水防施設		307	
		5. 通信連絡及びその系統		307	
		6. 重要水防区域及び水害危険箇所	河川課、砂防課	307	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
		7. 水防警報	河川課	307
		8. 大淀川水系洪水予報		310
		9. 小丸川洪水予報		316
		10. 五ヶ瀬川・大瀬川洪水予報		318
		11. 川内川洪水予報		320
		12. 広渡川水系洪水予報		323
		13. 清武洪水予報		327
		14. 水位情報通知及び周知		329
		15. 水防活動		336
4. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）				340
5. 広域応援活動	1. 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）			340
	2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）			340
6. 救助・救急活動	1. 救助・救急活動（共通対策編）			340
7. 医療救護活動	1. 医療機関による医療救護活動（共通対策編）			340
	2. 医療救護班による医療救護活動（共通対策編）			340
	3. 搬送体制の確保（共通対策編）			340
	4. 医薬品等の供給（共通対策編）			340
	5. 医療情報の確保（共通対策編）			340
8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）			341
	2. 陸上輸送体制の確立（共通対策編）			341
	3. 海上輸送体制の確立		港湾課、漁村振興課、宮崎海上保安部	341
				341
	4. 航空輸送体制の確立（共通対策編）			341
	5. 燃料の確保（共通対策編）			341
9. 避難収容活動（共通対策編）				341
10. 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）				341
11. 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動（共通対策編）				341
12. 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）				341
13. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）				341
14. 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）				342
15. ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）				342
16. 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）				342
17. 自発的支援の受入れ（共通対策編）				342
18. 災害救助法の適用（共通対策編）				342
19. 在港船舶対策計画		1. 在港船舶対策	港湾課、水産政策課、漁村振興課、宮崎海上保安部、九州運輸局宮崎運輸支局、県警察本部	342
20. 農林水産物応急対策計画	1. 農林水産物の事前及び事後対策		営農支援課、農産園芸課	343
	2. 農産物応急対策			343
	3. 家畜応急対策		畜産課	343
	4. 水産物応急対策		水産政策課、漁村振興課	344
21. 雪害対策計画	1. 実施責任者		危機管理局、道路保全課	344
	2. 組織の確立			344
	3. 道路交通の確保			344
	4. なだれ対策			345
	5. 医療品の確保及び医療措置		医療薬務課	345
	6. 主要食料等の確保		営農支援課、農産園芸課	346

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
		7. 農林対策	営農支援課、農産園芸課、畜産課、山村・木材振興課	346
		8. 通学児童生徒に対する措置	学校政策課	347
第4章 風水害復旧・復興計画				
		1. 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）		348
		2. 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）		348
		3. 計画的復興の進め方（共通対策編）		348
		4. 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）		348
		5. 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）		348

第1章 災害特性等

第1節 基本的考え方

本県は台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により県民は大きな被害を被っている。

このため、本編は県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成5年の台風13号、平成9年の台風19号をはじめ過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、県民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県における風水害の概況

本県の気象災害を原因別、月別に整理したものを表1-1に示す。本県における主な災害は台風による暴風雨災害及びこれに伴う高潮災害並びに低気圧、前線等による水害であって、これらによりしばしば大被害を受けている。

表1-1 月別気象災害発生件数（昭和20年～平成8年）

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台 風	暴風雨害						5	23	40	32	11	2		113
	風 害							1	2	3	1			7
	水 害						1	6	11	2	1			21
梅 雨	水 害					6	64	34	1					105
低 前 気 暴 圧 風	暴風雨害	1						1						2
	大(豪)雨害	2	4	9	21	17	23	11	22	32	16	8	1	166
	強風害	1	1	5	3	3						2		15
雷	雨 害			1	2	1		3	3					10
大	雪 害	6	3										2	11
長	雨 害		1	1	2	2		2		3			1	12
干	害	1			1	1	3	3	2			1	1	13
暖	冬 害		1										2	3
寒	(冷) 害	10	1	1	1			1						14
季	節 風 害		2											2
凍	霜 害	6	1	10	14	2						2	1	36
たつ	卷・せん風害		1		1	1	1	1	5	7	3	2	1	23
高	潮 害								1	2				3
落	雷 害			1	1		2	5	7	1	1			18
雹	害			1		6	4					1		12
視	程 障 害					1								1
高	水 害							1						1

- (注) 1. 上表の干害、暖冬のような長期にわたる災害はその発生月の欄に掲げた。
 2. 二つ以上の現象があった場合は重複して算出した。
 3. 上表は宮崎県刊行の「宮崎県災異史」による。

第1款 台風による災害

台風災害は本県の気象災害中、その首位を占めるものである。地理的立地条件は台風のたびたびの襲来を受け、年々被むる台風災害は莫大なものである。

これは

- (1) 台風の襲来回数が多い
 - (2) 台風の最盛期(中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる)に本県を襲うことが多い
 - (3) 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長いこと
- などが、その主な原因である。
- 1個の台風で死傷者565名、住家33,850戸を全半壊させた例もある(昭和20年9月17日枕崎台風)。

1 台風災害の状況

台風による被害は周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その程度は1個の台風で死傷者 369名、住家11,837戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の2倍以上となった例もある。(昭和26年10月14日のルース台風)。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが県民の経済を左右しているほどである。

2 本県における台風の特性

本県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山脈を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、本県は毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと次のとおりである。

(1) 台風の襲来回数

本県に被害を及ぼした台風を調べると(統計期間1949～2008年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。) 年平均2.9個となっており、毎年2個以上の台風から被害をうけている。

(2) 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別で見ると表1-3のとおりである。これによると、台風の襲来期間は7月上旬から10月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7月下旬は18回、8月下旬は19回と圧倒的に多くなっている。

表1-3 台風の月別襲来回数(昭和40年～平成20年)

旬	7月	8月	9月	10月
上旬	4	11	9	7
中旬	5	14	16	7
下旬	18	19	14	3
月合計	27	44	39	17

注) この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている本県に影響した台風についてまとめた。

(3) 台風の経路

本県に影響を及ぼす台風の約70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料(昭和24年～平成20年)で県内に大きな災害をもたらした台風42個(被害総額50億円以上について調査した)についての経路をみると、つぎのようになっている。

- ①九州南部に上陸した九州縦断・・・・・・・・・・13個
- ②九州西部に上陸した九州斜断・・・・・・・・・・6個
- ③日向灘を北上・・・・・・・・・・7個
- ④九州西方海上を北上・・・・・・・・・・12個
- ⑤その他・・・・・・・・・・4個

(図1-1に示す)

(4) 本県における台風の強さ

本県で観測された台風の最大風速は細島で69.3m/s(1951年10月14日、ルース台風)を観測している。また、日最大降水量は田口原839mm(1971年8月29日、台風第23号)を記録している。このことから本県における台風の強さが極めて強烈であることをうかがい知ることができよう。さらに台風による風雨の強さを示すと、表1-4・表1-5のとおりである。

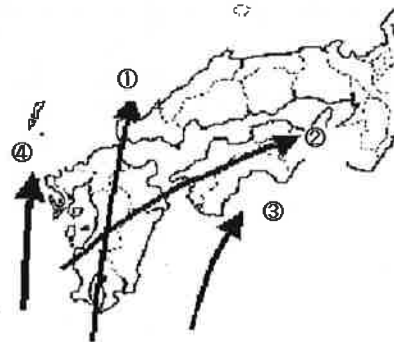


図 1-1 宮崎県に被害をもたらした台風の経路
(昭 24 ~ 平 20 年)

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど8~10月に起きているが、降水量はややばらつき6~10月の間に起きている。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。本県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

1954年9月14日の台風第12号では、宮崎は11日12時にはじまり、14日の16時まで76時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間を調べると、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ19時間、21時間となっている。また、本県を通過し、その後、本州を北東に進んだ1954年8月17日の台風第5号の例でも、宮崎の72時間に対して、足摺岬41時間、潮岬36時間、名古屋、東京いずれも23時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯23~25度まで北上すると、本県ではしゅう雨(驟雨)が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100~200mmの降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風が中心が宮崎から600kmの距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

本県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

表1-4(1) 台風による日最大風速の累計順位 (m/sec)

地名	種別/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
		風速	39.2	35.2	32.6	31.3	
宮崎	風向	SSE	SE	SSE	SE	ESE	2011.12
	年月日	1945.9.17	1954.9.7	1955.9.30	1954.9.26	1911.9.21	
延岡	風速	23.7	23.7	22.7	21.8	21.7	1961.8~
	風向	S	SSE	SSE	SSE	NW	2011.12
年月日	2004.9.7	1965.8.6	1971.8.5	2005.9.6	1964.9.24		
都城	風速	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1	1943.1~
	風向	SSE	SE	NE	NNE	SSE	2011.12
年月日	1945.9.17	1951.10.14	1954.9.7	1946.7.29	1955.9.30		
油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1~
	風向	SE	SSE	ESE	S	S	2011.12
年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20		

表1-4(2) 台風による日最大瞬間風速の累計順位 (m/sec)

	地名	種別/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大瞬間風速	宮崎	風速	57.9	46.8	45.3	44.3	44.0	1937.1~ 2011.12
		風向 年月日	SE 1993.9.3	SE 1969.8.22	SE 1981.7.31	SE 2004.8.30	SSE 1955.9.30	
	延岡	風速	51.9	47.2	45.0	44.9	43.1	1961.6~ 2011.12
		風向 年月日	SSE 1999.9.24	SSE 2004.8.30	S 2004.9.7	SSE 1992.8.8	SE 2005.9.6	
都城	風速	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6	1951.1~ 2011.12	
	風向 年月日	SE 1951.10.14	E 1993.9.3	NE 1954.9.7	ESE 1955.9.29	SE 1992.8.8		
油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4~ 2011.12	
	風向 年月日	SSW 2007.7.14	S 2004.8.30	S 1989.9.19	SSW 1996.7.18	SE 2005.9.6		

表1-5 日最大降水量・日最大1時間降水量の累年順位 (mm)

	地名	種類/順位	1位	2位	3位	統計期間
日最大降水量	宮崎	降水量	587.2	490.2	437.5	1886.1~ 2011.12
		年月日	1939.10.16	1886.9.24	1990.9.29	
	延岡	降水量	363.5	315.0	308.4	1961.8~ 2011.12
		年月日	2001.10.16	2004.10.20	1966.8.15	
	都城	降水量	429.0	400.5	344.5	1943.1~ 2011.12
		年月日	2005.9.5	1982.8.26	1971.8.29	
	油津	降水量	348.7	346.0	325.0	1949.1~ 2011.12
		年月日	1951.6.30	2008.9.18	1988.7.25	
	高千穂	降水量	355.0	317.0	314.0	1979.1~ 2011.12
年月日		2005.9.6	2004.8.30	1997.9.16		
神門	降水量	628.0	584.0	535.0	1979.2~ 2011.12	
	年月日	2005.9.6	2004.8.30	2005.9.5		
西米良	降水量	354.0	333.0	331.0	1979.1~ 2011.12	
	年月日	2005.9.5	2005.9.6	2004.8.30		
えびの	降水量	715.0	688.0	639.0	1976.1~ 2011.12	
	年月日	1996.7.18	1997.9.16	2005.9.6		
見立	降水量	558.0	540.0	530.0	1978.8~ 2011.12	
	年月日	2005.9.5	1993.9.3	2005.9.6		
日最大1時間降水量	宮崎	降水量	139.5	134.0	91.6	1925.1~ 2011.12
		年月日	1995.9.30	1939.10.16	1942.6.23	
	延岡	降水量	82.7	80.0	76.0	1961.6~ 2011.12
		年月日	1963.10.25	2000.7.27	2000.9.22	
都城	降水量	76.5	73.5	72.5	1942.6~ 2011.12	
	年月日	2008.8.5	1949.6.19	2006.6.24		
油津	降水量	89.5	84.0	77.5	1949.1~ 2011.12	
	年月日	1981.9.25	1974.9.26	1970.7.3		

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって本県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、または九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

ア 台風の経路別にみた本県の暴風の特性

台風の経路により本県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおり

である。

(7) 台風の進路で異なる本県の暴風

本県に影響を及ぼした代表的な台風19個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと表1-6のとおりである。

これによると

- ①九州南部に上陸し縦断北上したもの(上陸縦断型)・・・風速30m/s前後から40m/s弱で最も強い。
- ②九州西方海上を通過したもの(西方型)・・・・・・・・風速20m/s前後で①次ぐ。
- ③九州東方海上を通過したもの(東方型)・・・・・・・・風速20m/s以下で最も弱い。

表1-6 台風の経路別風速表 (宮崎地方気象台観測)

①上陸縦断型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 20. 9. 17	枕崎台風	SSE 39.2
29. 9. 7	台風第13号	S E 35.2
30. 9. 30	台風第22号	SSE 32.6
39. 9. 24	台風第20号	ESE 29.2
44. 8. 22	台風第9号	S E 29.2
平成 5. 9. 3	台風第13号	S E 27.4

②西方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 24. 7. 17	フェイ台風	ESE 20.1
25. 7. 20	グレイス台風	S E 18.0
31. 9. 10	台風第12号	SSE 18.8
32. 8. 19	台風第7号	ESE 22.0
平成 1. 7. 27	台風第11号	E 20.4
5. 8. 10	台風第7号	ESE 17.5
17. 9. 6	台風第14号	ESE 21.1

③東方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 36. 9. 16	第2室戸台風	W 19.7
38. 8. 8	台風第9号	N E 18.0
54. 9. 30	台風第16号	N 17.3
平成 2. 9. 29	台風第20号	N E 17.0
15. 8. 8	台風第10号	N E 15.9
16. 10. 20	台風第23号	NNE 16.9

(統計期間：1945～2008年)

(イ) 宮崎県の暴風の状況と台風的位置との関係

- ① 西方型・・・宮崎の暴風(「10m/s以上の風」)以下同(じ)は台風が北緯25°付近に達したところから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したところ観測される。
- ② 上陸縦断型・暴風の始まりは北緯28°付近に達したところで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯30°線に達したところに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。
- ③ 東方型・・・暴風は、台風が北緯27°付近に達したところから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったところに吹き終る。最大風速は、北緯31°～32°付近で観測される。

イ 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によってだいたいの型がある。また台風の経路により本県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと次のとおりである。

(ア) 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

- ① 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。
- ② 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。
- ③ 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときとか、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

(イ) 宮崎の降雨状況と台風的位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯23～25°付近に達したところ宮崎では雨が降り始め、台風が中心が宮崎から約600kmの距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

3 台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、表1-7のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量200mmで、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350mm以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

表1-7 総降水量と水害の程度

被害種類 降水量	床上浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200mm以下	なし	なし	少	少	なし
300mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350mm以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

第2款 高潮

台風被害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすものは高潮である。昭和34年の伊勢湾台風時の高潮による大惨事はいまだにわたしどもの記憶に残るところである。本県においても台風来襲時に沿岸の各地で高潮による被害が発生している。過去の資料から日向灘沿岸に高潮を起こした事例を調べてみると次のとおりである。

1 日向灘沿岸の高潮の実例

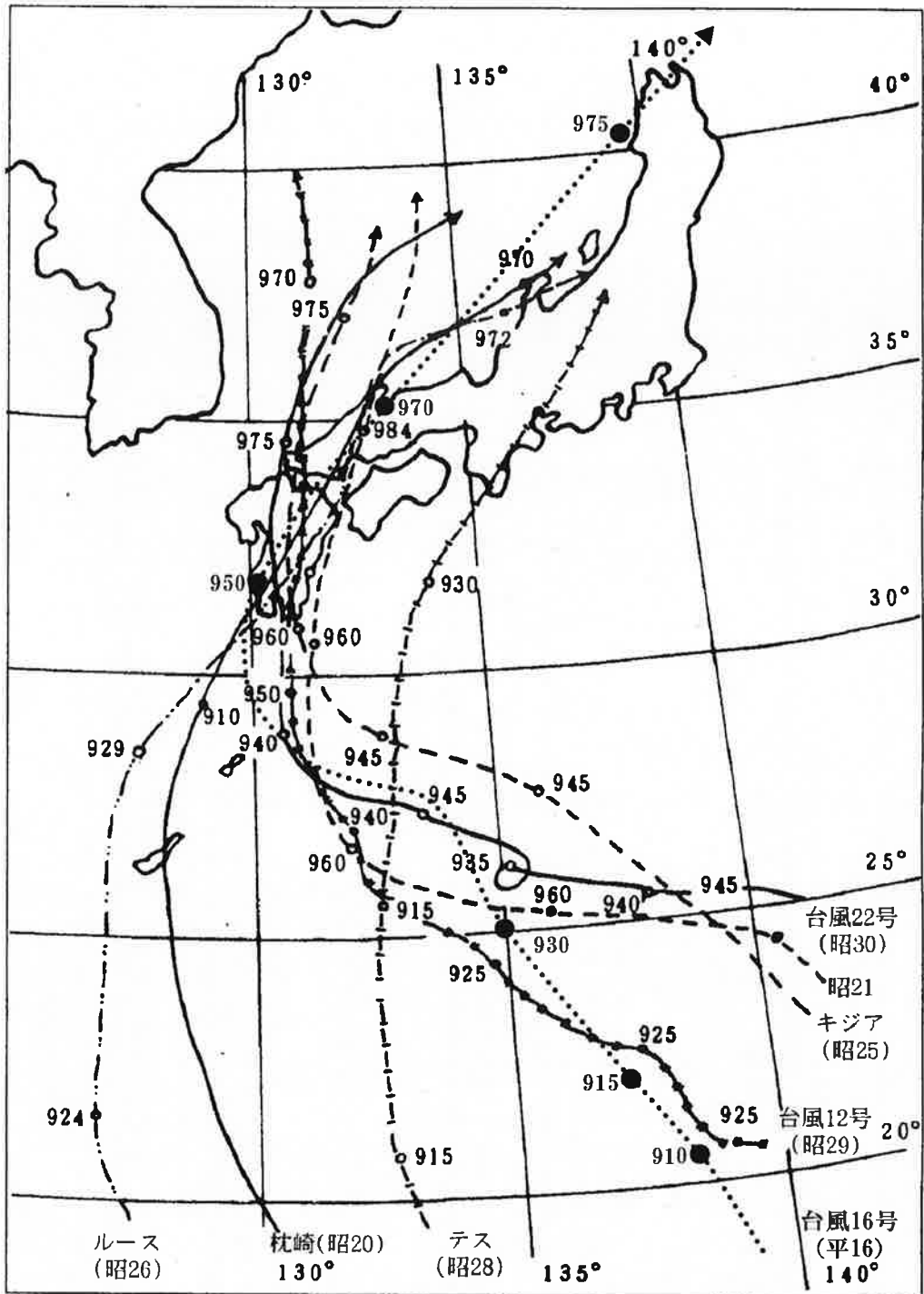
- (1) 図1-2は日向灘に高潮を起こした台風の経路の一例である。台風が中心が満潮時かその後、しかも宮崎の西側を通った場合に高潮の高さは大きくなる。
- (2) 表1-8は日向灘で高潮を観測した例である。高潮が最も大きくなったのは、昭和29年9月の台風第12号に伴うもので、油津では1m以上となっている。

表1-8 日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位：平滑値）

台風名	最低気圧 hpa	最大風速		最高潮位		潮位偏差		備考
		宮崎	油津	細島	油津	細島	油津	
		m/s	m/s	cm	cm	cm	cm	
S20.9.17 (枕崎)	944.2	SSE 39.2	-	272	400	-	60~70	細島港にウネリ100cm
S25.9.13 (キジア)	967.2	E 23.8	NNW 30.6	299	302	63	(70)	最水浸地の最高潮位は、 地面上120cm
S28.9.25 (13号)	989.7	NNE 13.0	N 18.4	273	302	45	38	県北海岸に高潮
S29.9.13 (12号)	960.7	ESE 26.1	SE 25.1	307	(340)	71	93~101	台風通過後は干潮時で、 潮位の瞬間最高305cm
S38.8.9 (9号)	976.1	W 16.3	NE 19.2		294		60	
S39.9.24 (20号)	954.2	ESE 29.2	NSE 24.7		337		80	
S49.8.18 (14号)	997.4	ENE 13.0	NNE 22.5		299		35	
H16.8.30 (16号)	969.0	ESE 21.4	SE 37.0		323		74	

- 注) 1. 最低気圧: 宮崎地方気象台観測値
 2. 最高潮位基準: 細島港 平均潮位下 106cm
 油津港 " 116cm
 3. ()の数字: 目視観測
 4. 潮位偏差=実測潮位-推算潮位+D
 (D=実測月平均潮位-推算月平均潮位)

図1-2 日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路



第3款 低気圧と前線

低気圧や前線も水害を起こし、その件数は台風に次いで多い。

その雨量は、ときに平地で日雨量 400mm越えるほどの大雨になった記録(宮崎で観測した 587.2mm、昭14.10.16)もあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通1回の低気圧がもたらす雨量は夏期50～100mm、冬期は10～40 mm程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など停滞前線による雨は雨量も多く、水害を引き起こしやすい。これに対して寒冷前線のような移動性の前線は一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

第4款 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

本県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991年から2010年の統計では21個であり、全国3位の多さとなっている。

竜巻が発生する要因は、本県では台風によるものが多く、台風の中心が本県から見て、南から西にあり、200km～300km離れて位置する場合に発生しやすい。

また、本県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

1 本県の竜巻災害の実例

①延岡市で発生した竜巻(平成18年台風第13号)

平成18年9月17日、14時頃、台風第13号の九州地方への接近に伴い、竜巻災害が発生し、死者3名、負傷者143名、住宅全壊79棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約7.5km、幅150m～300mにおよび、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

竜巻の移動速度は時速約90kmと推定され、竜巻の強度は、「多数の住宅の屋根瓦が飛んだり屋根がはぎ取られた」、「樹木が倒れていたり、折れていた」「自動車が横転した」等の被害状況から藤田スケールでF2と推定された。

(参考) 竜巻の強さと基準(藤田スケール)

F 0	17～32m/s(約15秒間の平均) 煙突やテレビのアンテナが壊れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れるかもしれない。
F 1	33～49m/s(約10秒間の平均) 屋根瓦が飛び、ガラス窓は割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木の幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
F 2	50～69m/s(約7秒間の平均) 住家の屋根がはぎ取られ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られたりする。自動車が道から吹き飛ばされ、また汽車が脱線することがある。
F 3	70～92m/s(約5秒間の平均) 壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨造りでも潰れる。汽車は転覆し、自動車が持ち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半は折れるか倒れるかし、また引き抜かれることもある。
F 4	93～116m/s(約4秒間の平均) 住家はバラバラになってあたりに飛散し、弱い非住家は跡形もなく吹き飛ばされてしまう。鉄骨造りでもペシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。1トン以上もある物体が降ってきて、危険この上ない。
F 5	117～142m/s(約3秒間の平均) 住家は跡形もなく吹き飛ばされるし、立木の皮が剥ぎ取られてしまったりする。自動車、列車などが持ち上げられて飛行し、とんでもないところまで飛ばされる。数トンもある物体がどこからともなく降ってくる。

第3節 災害の想定

この計画の樹立に当たっては、本県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後県地域に発生することを想定して策定した。

(1) 台風13号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日	平成5年9月2日
最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	404.0mm（えびの）
死傷者	145名
家屋全半壊流出	385戸
一部損壊	33,444戸

(2) 台風12号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	昭和29年9月13日
最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	1,265.6mm（渡川）
死傷者	129名
家屋全半壊流出	2,430戸

(3) 枕崎台風（風が強く被害の大きかった代表的な台風）

来襲年月日	昭和20年9月17日
最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	550.4mm（神門）
死傷者	565名
家屋全半壊流出	33,944戸

(4) 台風19号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成9年9月15日
最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	927.0mm（神門）
死傷者	12名
家屋全半壊流出	13戸
床上浸水	2,486戸

第2章 風水害予防対策計画

第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり

第1款 風水害に強い県土の形成

第1項 基本方針

治山、治水事業等の積極的推進により、風水害に強い県土の形成を図るものとする。

第2項 対策

1 治山事業

(1) 現況

本県の森林面積は、590千haで県土面積の約76%に及び、その分布域は各河川の上流域にあたるため、防災上特に重要な地域である。

県北部は、急峻な山岳地で河川は峡谷を成し、地質は第三紀の四万十累層群に属する砂岩、泥岩等からなり、一部第四紀古生層、阿蘇火砕流が介在している。また、県南部は、大部分がシラス、ボラ等の火山堆積物からなる特殊土壌地帯であり、県内全域において山腹崩壊等が発生し易い地形地質となっている。

さらに、国土開発、都市化の進展により国土の高密な利用、開発が山地山麓部に進行し、山地に起因する災害が多発する傾向にある。このため、新生崩壊地、既崩壊地、地すべり地域や山地災害危険地区等の早期復旧並びに予防対策は、極めて重要な課題となっている。

なお、山地災害危険地区は、資料3-2のとおりである。

保安林の整備については、森林法に基づいて策定された地域森林計画に即して、保安林の適正配備を進めるとともに、機能が低下している保安林については、特定保安林に指定し、所期の機能を確保するための措置を講じている。平成20年3月末現在の民有保安林は、4,493箇所、面積103,066haである。

なお、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況は、資料3-3のとおりである。

(2) 計画

治山事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」に基づき実施されており、「森林整備保全事業計画」に基づき緊急かつ計画的に推進し、荒廃森林の復旧、山地災害危険地区の解消及び水源地域の水土保全施設の整備に努めるとともに、保安林機能の強化を図るため、保安林改良及び保育事業を実施し、国土保全、水源かん養等の公益的機能の維持増進に努める。

2 治水事業

(1) 現況

本県の河川は、河川法(昭和40年4月1日より施行)の適用を受ける河川が、一級河川5水系 237河川 1,366.1km、二級河川53水系 237河川 1,282.205km、準用河川20水系 103河川16 6,502kmとなっている(平成23年11月1日現在)。

これらの河川は、山地が県面積の76%を占める地形的条件のため急流河川であり、又年間降水量が2,000~3,000mmという気象条件とあいまって、その洪水時の流量は著しく大きく、過去に幾多の災害を惹起してきたところである。また、近年においては、都市部における開発の進展に伴い都市河川の改修の必要性も高まっている。

このような状況に対処するため、社会資本整備重点整備計画に基づき大淀川、五ヶ瀬川、小丸川、川内川の直轄管理区間については、国土交通省直轄事業として改修が進められているところであり、一方、県ではその他の河川について、河川改修、災害復旧など総合的な治水事業の促進に取り組んでいるところである。

しかし、県管理区間河川における整備率は未だ低い状況であり、さらに整備促進を図る

必要がある。

(2) 計画

現在進行中である河川の改修の早期完成を目指すことはもちろん、災害復旧においても早期復旧と再度災害を防止するための改良及び復旧の促進を図ることとしている。さらに、新たな課題である河川環境の整備や都市河川対策についても、十分に配慮し、社会資本整備重点計画に基づいて治水施設の整備及び水資源開発を国土交通省直轄事業との調整を図りながら、計画的に推進し治水事業の推進を図る。

3 砂防事業

(1) 現況

砂防事業は、昭和7年から荒廃した上流山地の土砂生産の抑止抑制と溪流土砂の貯砂・調節によって下流河川の河道安定と下流部の被害の未然防止を目的として、砂防ダムや流路工等を整備している。

(2) 計画

国の社会資本整備重点計画に基づき、土石流危険溪流等の土砂流出の恐れのある溪流について計画的に整備を進め、砂防事業の推進を図る。

4 地すべり対策事業

(1) 現況

本県の地すべり危険箇所は主に県北では九州山地に、県南では南那珂山地に存する。その形態は崩壊性の地すべりに分類される。

破碎帯地すべりは、第三紀層地すべりのように降雨に関係なく緩慢な断続的移動をするものではなく、むしろ豪雨時に崩壊に近い地すべりを起こすものであり、その処置は非常に困難なものになっている。

また、第三紀層地すべりは、古来より長年月にわたり移動している傾向がある。

(2) 計画

国土交通省所管においては、社会資本整備重点整備計画に基づき整備を進める。

林野庁所管においては、森林整備保全事業計画(平成21年度～平成25年度)に基づいて整備を進める。

農村振興局所管においては、7地区を地すべり防止区域に指定し、7地区が概成している。

5 急傾斜地崩壊対策事業

(1) 現況

急傾斜地・がけ崩れ危険箇所は、高千穂、延岡、日向等の県北山岳地域、日南、串間等の県南地方をはじめとして、県土全域に分布している。これら危険箇所の解消のため、緊急性・危険性の高い所から順次整備を実施してきている。

(2) 計画

国の社会資本整備重点整備計画に基づき、県内の危険箇所のうち緊急性・危険度の高い箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

6 海岸保全事業

本県は約400kmに及ぶ海岸線を有しているが、海岸保全施設は未整備の部分があり、保全機能を十分果たしていないので高潮及び津波等の災害から保護するため、次の事項を中心にこれらの整備を進めてゆくものとする。

(1) 防護を必要とする区域のうち、現在まで梅ヶ浜海岸等139海岸を保全区域に指定している。

(2) 海岸の所管が各省庁にまたがっているので、相互の関連を考慮して調整を図る。

(3) 未整備の保全施設については年次的に事業を促進する。

7 農地防災の推進

農業災害予防のための農地農業用施設の保全及び長期計画の推進等は、次によるものとする。

(1) 農地農業用施設の保全

ア 農地保全整備事業

(ア) 農地侵食防止工事

a シラス対策

県南及び西部地方一帯は、いわゆる「シラス」と称する特殊な地質により構成されており、これが数十mの厚さをもって台地を形成し、その周辺部は急傾斜または断がいをなして沖積平野にのぞんでいる、このシラスは、海底火山の噴出物で地盤の隆起運動によって水面上に出現したものと考えられており、自然の乾いた状態では、相当固く崩れ難いが、一度流水に洗われ水を含むと、極めて崩れやすく、かつ流れやすくなる。この地域に分布する数十のシラス台地は久しい期間にわたる自然の侵食を受けてきたものといわれ、これと併行して現在の沖積平野が台地丘陵の間に形成されている。

台地は一般に広大、平たんで主に畑地として利用され、台地周辺部の斜面は林地、原野、沖積平野は水田として利用されている。したがって、この地域においては、生産集約地帯のほとんど全部がシラスの分布地帯に展開されているので、シラスの崩壊に伴う災害は、この地域の生産全体に極めて深い影響を及ぼしている。

この台地の周辺部及び丘陵地の斜面は豪雨時においては、シラスの水に対する脆弱性のため大規模な崩壊が発生しやすく、崩壊した土砂は単に局部の畑、水田を流出埋没するだけではなく、更に低位部の水田及びその附帯施設、あるいは地区、道路、河川等に極めて大きな被害を及ぼすので、いわゆる「シラス被害」と称せられ、この地域の発展を阻害する要因をなしている。

以上のような状況にあるので、政府においても災害防除の重要性にかんがみ、昭和27年に「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」を制定公布し、シラス、赤ホヤなどの土壤地帯における災害防止事業の促進を図っている。

b 特殊土壤対策

本県の大部分に分布する赤ホヤ地帯の保全事業で、その性状はシラスによく似ており、その対策もシラスとはほとんど同じである。

c 急傾斜対策

本県は、地形的に急傾斜の農地が多い。これらの農地の土壤侵食を防止するための排水路、集水路、承水路等及びこれと併せて農道の新設または改修事業を実施し、急傾斜地帯における農業生産の基礎条件を整備する。

(イ) 特殊農地保全整備工事

南九州の特殊土壤地帯において、土地基盤整備を図るためには、第一に防災上からの農地保全事業を必須条件として、これと重複するほ場整備事業、畑地かんがい事業等の諸事業を計画的総合的に進めるもので、本県は全域がこの事業に該当している。

イ ため池等整備事業

(ア) ため池整備事業工事

県下に所在するかんがい用水ため池のうち設置年次が古いこと等により、ダム及びその施設が老朽化し、ダム決壊により下流地域に洪水発生のおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補強事業を実施している。

(イ) 土砂崩壊防止工事

農地農業用施設及びその他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、補強・整備を実施している。

(ウ) 用排水施設整備工事

自然的、社会的状況の変化により、農地・農業用施設及びその他に被害を及ぼすおそれのある施設で、早急に整備を要する水路、樋門、頭首工等の改修事業を進めている。

(エ) 農業用河川工作物応急対策事業

治水上災害の危険がある農業用河川工作物について、緊急に補強、改修を行い、洪水による災害を未然に防止する。

ウ 農村地域環境保全整備事業

社会経済条件の変化に起因する土地改良施設の機能低下や混住化により被害が増大している地域において、密接な関連のある各種農地防災保全事業を計画的・一体的に実施する。

エ 中山間地域総合農地防災事業

中山間地域において適正な農業生産の活動を図り、安心して居住できる条件の整備を図るとともに、国土、自然環境の維持、保全機能の向上を図る必要があることから、農地防災、保全施設の整備を総合的に実施する。

オ 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去または軽減するため、地すべりの崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定を図るため、承水路、排水路、排水ボーリング等の新設または改修を行う事業である。

カ 湛水防除事業

自然的・社会的条件の変化により、湛水被害を生じるようになった地区で、これを防止するために排水改良施設の整備を行う。

キ 海岸保全施設整備事業

高潮、波浪または津波により被害が発生するおそれがある海岸地区に防護のための堤防、樋門等を改修または新設し整備を行う。

(2) 長期計画の推進等

本県では、農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を積極的に推進してきた。

今後は平成3年度からスタートした「第四次農業振興長期計画」に基づき、標高差や温暖多雨な気候など宮崎の特性を生かした農業の確立を図るとともに、うるおいと活力ある農村づくりを推進していく。

このため、市町村や農業団体をはじめ、消費者や学識経験者等県民の幅広い意見を聴きながら、計画の推進に当たることとする。

ア 推進協議会の活用

県、西臼杵支庁及び各農林振興局段階で設置した「第四次農業振興推進協議会」を中心として、関係諸機関との連携を保ちながら、計画の強力な推進を図る。

イ 普及指導機関の指導

災害の予防及び事後対策に当たっては、試験研究機関や気象台等との連携のもと、普及指導機関による的確な技術指導を行う。

ウ 試験研究の充実

試験研究機関にあっては、バイオテクノロジーの活用等新技術の開発にも努め、病害虫に強い品種の育成等を図る。

第2款 風水害に強いまちづくり

第1項 基本方針

災害危険箇所対策等の実施などにより、風水害に強いまちづくりを進めるものとする。

災害危険箇所対策は、前款「風水害に強い県土の形成」によるほか、本款によるものとする。

第2項 対策

1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

【九州地方整備局、県】

水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下同じ。）を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

【市町村】

- (1) 浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。
- (2) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

【地下街等の管理者】

地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画を定めた浸水気害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

2 土砂災害警戒区域の指定等

【県・市町村】

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

【市町村】

- (1) 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

(1) 危険箇所の調査

県及び市町村は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため洪水、高潮、津波、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

(2) 危険箇所

ア 山地災害危険箇所等

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与える恐れのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所の住民への周知を図る。

(山地災害危険箇所の現況は、資料3-2のとおりである。)

イ 土石流危険溪流等

土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

ウ 地すべり危険箇所等

地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所等を調査・把握し、そのうち、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こす恐れのある極めて大きい区域、及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発する恐れのある極めて大きい地域を、主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所等

がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所等を調査・把握し、そのうち崩壊の恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者、その他の者に危害が生ずる恐れがあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域について、県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

オ 建築基準法に基づく災害危険区域

県及び市町村は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を推進する。(「2 建築物の安全性確保」に詳述)

カ 水防計画の重要水防箇所

水防管理者(市町村長)は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「宮崎県水防計画書」に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団(消防団)を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

キ 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の土木事務所において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

ク その他の災害危険箇所

市町村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても把握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

市町村は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 市町村は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市町村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(イ) 各市町村独自に、新たに、把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市町村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

(ア) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を市町村地域防災計画に明示・位置付ける。

(イ) 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図(防災マップ)の作成・掲示・配付

(ウ) 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

4 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。

(1) 防災建築の促進

ア 木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進するものとする。

イ 県、市町村公営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図るものとする。

イ なだれ、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険をおよぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住しているものが、危険地域外に移転する場合の住宅の新築並びに建築基準法第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転または改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築または改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県で必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と併わせ、これを促進し住民の生命の安全を図るものとする。

5 重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第3款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）

第4款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第1項 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備するものとする。

特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を伝達するものとする。

第2項 対策

1 警報等の伝達体制の整備

【県、市町村、関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

市町村は、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておくものとする。

2 避難誘導體制の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備しておくものとする。

避難誘導體制の整備については、共通対策編2章2節6款避難収容体制の整備によるほか、本款の定めによるものとする。

(1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

市町村は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくものとする。

(2) 避難計画の作成

【市町村】

市町村は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成しておくものとする。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況

イ 住民への情報伝達方法

市町村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

ウ 避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の災害時要援護者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

(3) 災害時要援護者対策

【市町村】

高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(4) 避難の勧告、指示の基準の明確化

ア 市町村長は、原則として、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階に分けて避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

一般的な基準は次のとおりである。

(ア) 避難準備情報

a 次の警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき。

大雨警報、暴風警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報

b 河川水位がはん濫注意水位（水防法第12条第2項で規定される警戒水位。以下同じ。）を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。

c 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県が提供する土砂災害発生予測情報等により、土砂災害発生の危険性が高くなったと判断されるとき

d その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。

(イ) 避難勧告又は避難指示

a 河川水位が避難判断水位に達し、又ははん濫危険水位に達すると予想され、洪水のおそれがあるとき。

b 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき。

c 土砂災害等により著しい危険が切迫しているとき。

d 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等により、土砂災害発生の危険性が著しく高くなったと判断されるとき

e その他人命保護上避難を要すると認められるとき。

(5) 避難所・避難路の安全確保

市町村は、避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

(6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

市町村は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のようあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ（親子ラジオを含む）、有線放送、電話等の利用により伝達する。

(7) 自主避難体制の整備

市町村は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的

に避難するよう心掛けるものとする。

3 災害未然防止活動体制の整備

(1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、水防管理者は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を行っておくものとする。

(2) 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等はダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

(3) 水防施設等の整備

ア 水防倉庫

(ア) 水防管理団体(市町村)は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

(イ) 水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

イ 資材並びに器材

(ア) 水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県においても水防資材並びに器材を備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。県水防緊急整備備蓄資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

(イ) 水防資器材器具の備蓄基準

以下に示すとおりとする。

水防管理団体の水防備蓄資機材の基準

品名	単位	数量	品名	単位	数量
杉丸太 長 6メートル 経 0.06メートル	本	50	鍬	丁	4
杉丸太 長 3メートル 経 0.06メートル	本	80	掛矢	丁	4
杉丸太 長 2メートル 経 0.06メートル	本	70	のこ	丁	4
竹 長 6メートル 経 0.06メートル	本	70	ベンチ(6インチ)	丁	6
空 俵	俵	200	担棒	個	20
か ま す	枚	200	てみ	個	20
む し ろ	枚	100	もっこ	個	20
縄 (1巻3貫物)	玉	20	懐中電灯	個	10
鉄 線	キログラム	60	照明灯	個	2
ス コ ッ プ	丁	20	おの	丁	3
片 ハ ン マ ー	丁	3	工業車	台	1
鎚	個	2	かすがい	本	30

備考

- 洪水防御のため必要な土砂、竹木、そだ等の採取箇所をあらかじめ選定しておくこと。
- むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予定してあらかじめ調達の方法を講じておくこと。
- 標準備蓄材のほか、水防作業員が各自携帯することができる資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充当するものとする。
- 標準備蓄員数は現地水防に適切な員数として適宜変更するものとする。
- 資材中腐敗損傷のおそれあるものは水防に支障がない範囲で転用し、常に新しいものを備えること。

4 水防計画等の整備

(1) 県が実施する計画

【県】

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防計画の策定に当たっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮しなければならない。

また、水防組織、予警報の伝達、活動の基準、重要水防箇所、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- ア 水防計画の策定
- イ 水防協議会の設立
- ウ 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- エ 大雨、洪水、高潮及び津波に関する注意報、警報の伝達体制の整備
- オ 水防信号の決定
- カ 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- キ 水防管理団体への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
- ク 水防上緊急を要する事項の指示体制の整備
- ケ 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体(指定水防管理団体)の指定
- コ 水防管理団体の定員の基準の設定
- サ 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- シ 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- ス 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- セ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。

(2) 市町村が実施する計画

【市町村】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄他、次に掲げる事項
 - (ア) 重要水防箇所周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - (イ) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- エ 平常時における河川、海岸、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退の指示体制の整備
- キ 洪水時等における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

また、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。なお、水防計画の策定に当たっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮しなければならない。

- ケ 水防機関の整備
- コ 水防計画の策定
- サ 水防協議会の設立
- シ 水防訓練の実施(年1回以上)
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発。

(3) 関係機関が実施する計画

【九州地方整備局】

- ア 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
- イ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習

熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

第2款 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については、共通対策編第2章第2節第1款によるほか、以下の通りとする。

1 気象観測施設等の整備

【宮崎地方气象台、県、関係機関】

- (1) 気象観測施設等を有する機関は、当該施設を十分活用するとともに、設備の適切な配置や老朽設備の更新等観測施設の整備に努めるものとする。
- (2) 気象観測施設を有する各機関は、観測資料の提供等に積極的に協力し、総合的連絡体制の整備をはかるものとする。

2 気象観測施設の現況

【宮崎地方气象台、県、関係機関】

- (1) 気象観測施設
県内における主要な雨量観測所は、資料-17及び資料-18のとおりである。
- (2) 水位観測施設
県内における水位観測施設は、水防計画に示すとおりである。
- (3) 波浪観測施設及び検潮施設
県内における主要な波浪観測所及び検潮所は、資料-19及び資料-20のとおりである。

3 道路防災情報ネットワークの整備

【県】

県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を整備する。

4 広域気象情報等収集システム

【県】

県北の河川では、隣接する県（大分県）の雨量による増水等が特に多く、大分県雨量情報等を収集し配信するシステムを構築する。

5 データの共有

【県、関係機関】

県及び関係機関は、気象・水防・砂防・道路等の防災に係わるデータを相互に送受信し、共有する体制の整備を図るものとする。

6 情報伝達体制の整備

国（宮崎地方气象台、九州地方整備局）、県及び市町村は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。

また、県及び市町村は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図るものとする。

第3款 活動体制の整備（共通対策編）

第4款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第5款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第6款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第7款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第8款 備蓄に対する基本的考え方（共通対策編）

第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第11款 災害弱者等安全確保体制の整備（共通対策編）

第12款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第3節 県民の防災活動の促進（共通対策編）

第4節 風水害に関する調査・研究の推進

第1款 調査・研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進するものとする。

第2款 調査・研究体制の整備

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。このため、防災関係機関は、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図るものとする。

また、防災関係機関は、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備するものとする。

第3款 調査・研究項目

以下の項目について調査・研究を実施するものとする。

- ①本県災害の特性と傾向
- ②危険地区の実態把握
- ③被害の想定
- ④災害情報システム（観測システムも含む）
- ⑤救助活動支援システム

第3章 風水害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

第1節 災害発生直前の対応

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期すものとする。

第1款 警報等の伝達

第1項 基本方針

県及び市町村は住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行うものとする。

第2項 対策

1 気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行うものとする。

(1) 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び基準

警報 注意報発表基準一覧表

(福岡管区気象台管内)

発表自署		宮崎地方気象台				
府県予報区		宮崎県				
一次細分区域		南部予報部	北部予報部	南部山沿い	北部山沿い	
市町村等をまとめた地域		宮崎地区	日南・串間地区	延岡・日向地区	西諸川・高鍋地区	
		小林・えびの地区	都農地区	高千穂地区	椎葉・美郷地区	
警 報	大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 20m/s		20m/s		
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う		
	大雪	平地 24時間降雪の深さ10cm, 山地 24時間降雪の深さ30cm			24時間降雪の深さ30cm	平地 24時間降雪の深さ10cm 山地 24時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)	6.0m				
注 意 報	高潮	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	陸上 10m/s, 海上 10m/s		10m/s		
	風雪(平均風速)	陸上 10m/s, 海上 10m/s 雪を伴う		10m/s 雪を伴う		
	大雪	平地 24時間降雪の深さ5cm, 山地 24時間降雪の深さ10cm			24時間降雪の深さ10cm	平地 24時間降雪の深さ5cm 山地 24時間降雪の深さ10cm
	波浪(有義波高)	2.5m				
	高潮	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m		100m		
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度6%				
報	なげれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温が0℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上				
	低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日か5日続いた後、さらに2日以上連続と予想される場合 冬期: 平年より最低気温が-5℃以下、山沿いで最低気温が-8℃以下				
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜、最低気温0℃以下				
	着氷・着雪					
	記録的1時間大雨	110mm				

大雨警報基準(別表1)

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
宮崎地区	宮崎市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=80	180
	国富町	R1=70	184
	綾町	R1=70	193
日南・串間地区	日南市	R1=60 (日南市北郷町・南郷町を除く)	171
		R1=80 (日南市北郷町に限る)	
	串間市	R1=60 (日南市南郷町に限る) R1=70	166
延岡・日向地区	延岡市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70	164
	日向市	R1=60	182
	門川町	R1=70	178
西都・高鍋地区	西都市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	184
	高鍋町	R1=70	180
	新富町	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	180
	木城町	R1=80	189
	川南町	R1=70	184
	都農町	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70	189
小林・えびの地区	小林市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	184
	えびの市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	207
	高原町	R1=60	189
都城地区	都城市	R1=70	180
	三股町	R1=70	193
高千穂地区	高千穂町	R1=70	171
	日之影町	R1=80	176
	五ヶ瀬町	R1=70	176
椎葉・美郷地区	西米良村	R1=80	207
	諸塚村	R1=80	207
	椎葉村	R1=80	211
	美郷町	R1=70	207

洪水警報基準(別表2)

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
宮崎地区	宮崎市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=80	石崎川流域=20, 浦之名川流域=23	平地地:R1=50 かつ 大淀川流域=49
	国富町	R1=70	深年川流域=15, 三名川流域=13	—
	綾町	R1=70	綾北川流域=25, 浦之名川流域=23	—
日南・串間地区	日南市	R1=60 (日南市北郷町・南郷町を除 R1=80 (日南市北郷町に限る))	細田川流域=9, 南郷川流域=10	—
		R1=60 (日南市南郷町に限る))	—	—
		R1=60 (日南市南郷町に限る))	南郷川流域=17	R1=30 かつ 南郷川流域=11
串間市	R1=70	大平川流域=18, 福島川流域=21	—	
延岡・日向地区	延岡市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70	祝子川流域=26, 北川流域=58, 曾木 川流域=27,	—
	日向市	R1=60	耳川流域=51, 石並川流域=19, 渡川 流域=22,	—
	門川町	R1=70	五十鈴川流域=28	R1=50 かつ 五十鈴川流域=23
西都・高鍋地区	西都市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	一ツ瀬川流域=45, 三納川流域=17, 三財川流域=23,	—
	高鍋町	R1=70	宮田川流域=12, 切原川流域=13	—
	新富町	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	一ツ瀬川流域=46, 鬼付女川流域=16	—
	木城町	R1=80	—	—
	川南町	R1=70	平田川流域=13, 名貫川流域=18	—
	都農町	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70	名貫川流域=21	—
小林・えびの地区	小林市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	本庄川流域=26, 石氷川流域=23, 浜 ノ瀬川流域=22,	—
	えびの市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	石氷川流域=17	—
	高原町	R1=60	岩瀬川流域=43, 大丸川流域=21	—
都城地区	都城市	R1=70	丸谷川流域=17, 高崎川流域=20, 庄 内川流域=28	平地地:R1=50 かつ 大淀川流域=41
	三股町	R1=70	沖水川流域=23	—
高千穂地区	高千穂町	R1=70	五ヶ瀬川流域=39, 岩戸川流域=22	—
	日之影町	R1=80	五ヶ瀬川流域=71, 日之影川流域 =24,	—
	五ヶ瀬町	R1=70	三ヶ所川流域=18, 五ヶ瀬川流域=39	—
椎葉・美郷地区	西米良村	R1=80	一ツ瀬川流域=42, 板谷川流域=20	—
	諸塚村	R1=80	柳原川流域=20, 耳川流域=52	—
	椎葉村	R1=80	耳川流域=48, 十根川流域=23, 一ツ 瀬川流域=24	—
	美郷町	R1=70	耳川流域=57, 小丸川流域=27, 五十 鈴川流域=33	—

大雨注意報基準(別表3)

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
宮崎地区	宮崎市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=50	106
	国富町	R1=40	108
	綾町	R1=40	113
日南・串間地区	日南市	R1=40 (日南市北郷町・南郷町を除く)	117
		R1=40 (日南市北郷町に限る)	
		R1=40 (日南市南郷町に限る)	
	串間市	R1=40	114
延岡・日向地区	延岡市	R1=40	114
	日向市	R1=40	127
	門川町	R1=40	124
西都・高鍋地区	西都市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	114
	高鍋町	R1=40	111
	新富町	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	111
	木城町	R1=40	117
	川南町	R1=40	114
	都農町	R1=40	117
小林・えびの地区	小林市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	138
	えびの市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	155
	高原町	R1=40	141
都城地区	都城市	R1=40	127
	三股町	R1=40	137
高千穂地区	高千穂町	R1=40	129
	日之影町	R1=50	133
	五ヶ瀬町	R1=40	133
椎葉・美郷地区	西米良村	R1=50	134
	諸塚村	R1=50	134
	椎葉村	R1=40	137
	美郷町	R1=40	134

洪水注意報基準(別表4)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
宮崎地区	宮崎市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=50	石崎川流域=16, 浦之名川流域=13	—
	国富町	R1=40	深年川流域=12, 三名川流域=10	—
	綾町	R1=40	綾北川流域=20, 浦之名川流域=18	—
日南・串間地区	日南市	R1=40 (日南市北郷町・南郷町を除く)	細田川流域=7, 南郷川流域=8	—
		R1=40 (日南市北郷町に限る)	—	—
		R1=40 (日南市南郷町に限る)	南郷川流域=14	R1=20 かつ 南郷川流域=11
	串間市	R1=40	大平川流域=14, 福島川流域=17	—
延岡・日向地区	延岡市	R1=40	祝子川流域=21, 北川流域=46, 曾木川流域=22,	—
	日向市	R1=40	耳川流域=41, 石並川流域=15, 渡川流域=18,	—
	門川町	R1=40	五十鈴川流域=17	—
西都・高鍋地区	西都市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	一ツ瀬川流域=36, 三納川流域=13, 三財川流域=18,	—
	高鍋町	R1=40	宮田川流域=6, 切原川流域=10	—
	新富町	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	一ツ瀬川流域=37, 鬼付女川流域=13	—
	木城町	R1=40	—	—
	川南町	R1=40	平田川流域=10, 名貫川流域=14	—
	都農町	R1=40	名貫川流域=16	—
小林・えびの地区	小林市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	本庄川流域=21, 石氷川流域=18, 浜ノ瀬川流域=18,	—
	えびの市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	石氷川流域=14	—
	高原町	R1=40	岩瀬川流域=34, 大丸川流域=17	—
都城地区	都城市	R1=40	丸谷川流域=10, 高崎川流域=16, 庄内川流域=22	平地地:R1=30 かつ 大淀川流域=41
	三股町	R1=40	沖水川流域=15	—
高千穂地区	高千穂町	R1=40	五ヶ瀬川流域=31, 岩戸川流域=18	—
	日之影町	R1=50	五ヶ瀬川流域=57, 日之影川流域=19,	—
	五ヶ瀬町	R1=40	三ヶ所川流域=14, 五ヶ瀬川流域=31	—
椎葉・美郷地区	西米良村	R1=50	一ツ瀬川流域=34, 板谷川流域=16	—
	諸塚村	R1=50	柳原川流域=16, 耳川流域=39	—
	椎葉村	R1=40	耳川流域=38, 十根川流域=18, 一ツ瀬川流域=19	—
	美郷町	R1=40	耳川流域=40, 小丸川流域=22, 五十鈴川流域=26	—

高潮警報・注意報基準(別表5)

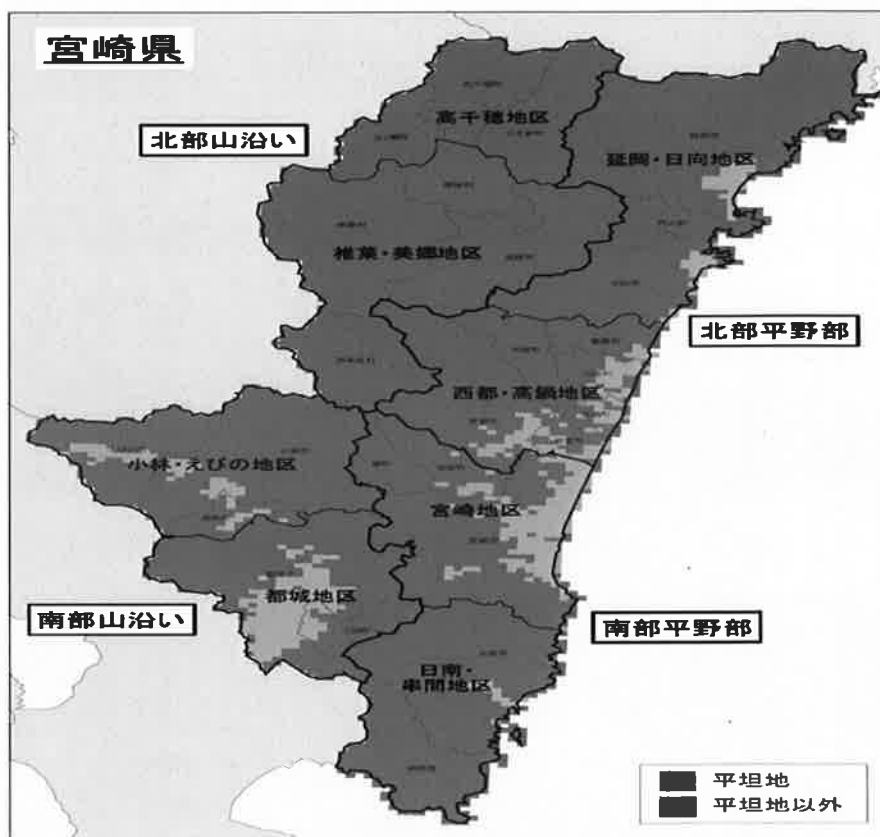
市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
宮崎地区	宮崎市	2.0m	1.6m
	国富町	—	—
	綾町	—	—
日南・串間地区	日南市	1.8m	1.4m
	串間市	1.8m	1.4m
延岡・日向地区	延岡市	1.9m	1.5m
	日向市	2.0m	1.6m
	門川町	2.0m	1.6m
西都・高鍋地区	西都市	—	—
	高鍋町	2.0m	1.6m
	新富町	2.0m	1.6m
	木城町	—	—
	川南町	2.2m	1.7m
	都農町	2.2m	1.7m
小林・えびの地区	小林市	—	—
	えびの市	—	—
	高原町	—	—
都城地区	都城市	—	—
	三股町	—	—
高千穂地区	高千穂町	—	—
	日之影町	—	—
	五ヶ瀬町	—	—
椎葉・美郷地区	西米良村	—	—
	諸塚村	—	—
	椎葉村	—	—
	美郷町	—	—

警報・注意報基準一覧の解説

- ① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象庁が発表の基準を定めておこなう。予報は、気象庁が発表の基準を定めておこなう。
- ② 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報の欄の()内は基準として用いる気象要素、記録的短時間大雨警報の()内は基準を示す。なお、府県予報区・次報区又は市町村予報をまとめた地域(取り扱)が異なる場合は、個々の欄に記載している。
- ③ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風警報、強風注意報、風雪注意報又は記録的短時間大雨警報では、基準における「以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準(表)の記載のため、省略されていない。
- ④ 表中において、発表言語が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域で基準値を記述する場合がある。
- ⑤ 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等(現象)が現れる警報・注意報について、その欄を斜線で、また、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報について、その欄を空白でそれぞれ示している。
- ⑥ 地震や火山の噴火等、不測の事象により気象災害につながる事象(例)が、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期継続すると考えられる場合は、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常よりも基準を適用することがある。

大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表(表1～5)の解説

- ① 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域(欄中、()内)は、府県予報区又は次報区を示す。
- ② 大雨及び洪水の警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち、基準を設定していないもの、および、高潮警報・注意報の現象が現れる基準を設定していない市町村等について、その欄を“—”で示している。
- ③ 大雨及び洪水の欄中において、平地、平地以外等の地域で基準値を記述する場合がある。平地、平地以外等の地域(詳細地図 http://www.jma.go.jp/fm/kishou/know/kijun/index_heitanchi.html)を参照。
- ④ 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ、3時間雨量を示す。例えば「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- ⑤ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水)」；土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」；両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水)」として発表する。
- ⑥ 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準は、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料(http://www.jma.go.jp/fm/kishou/know/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- ⑦ 洪水の欄中「○○川流域30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- ⑧ 高潮警報・注意報の基準(潮位)は一般の高さを示す「標高」で表す。標高の基準面として東京湾平均海面(Ⅱ)を用いるが、高潮警報の一部(国土地理院による高さの基準面)は、MSL(平均潮位)等を用いる。



ア 発表基準欄に記載した数値は、宮崎県における過去の災害発生ひん度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である

イ 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

ウ その他の気象情報

①竜巻注意情報

竜巻注意情報は、今まさに竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状態である場合に発表される。発表情報の有効期間は、発表の時間から1時間。気象状況が継続すれば、その時間毎に竜巻注意情報が発表される。注意報等のような解除通知はない。

②土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まっている状態である場合に発表される。都道府県の砂防部局と気象台が共同して発表するもので、市町村単位で発表（避難を必要とする土砂災害の危険性が認められない市町村は除く。）される。

(2) 宮崎県の細分区域図

宮崎県の細分区域

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等
北部平野部	延岡・日向地区	延岡市、日向市、門川町
	西郷・高鍋地区	西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	高千穂地区	高千穂町、目之影町、五ヶ瀬町
	椎葉・美郷地区	西米良村、美郷町、錦塚村、椎葉村
南部平野部	宮崎地区	宮崎市、国富町、隼町
	日南・串間地区	日南市、串間市
南部山沿い	小林・えびの地区	小林市、えびの市、高原町
	都城市地区	都城市、三股町

平成22年5月27日現在



(3) 警報文及び注意報文の構成（かな漢字電文の形式）

- ア 発表日時・官署行
 発表した日時（年月日時分）及び発表気象官署名を記述する。
- イ 見出し行
 注意警戒文を記述する。見出し行の先頭には、「（（」、末尾には「）」」を付加する。
 重要な事項を注意警戒文として100文字以内で記述する。
- ウ お知らせ行
 連絡する事項がある場合のみ、「お知らせ」に続いて記述する。
- エ 標題行
 担当するすべての二次細分区域のそれぞれについて、二次細分区域名、発表中の警報の種類名、発表中の注意報の種類名を記述する。
 使用する二次細分区域名は、二次細分区域の名称で示すもののほかは、市町村の名称である。
- （ア）二次細分区域ごとに改行する。
- （イ）発表中の警報、あるいは注意報が無い場合は、種類名に代わり「なし」を記述する。
- （ウ）警報、注意報の種類名の表記では、末尾の「警報」、「注意報」を略す。
- （エ）発表中の警報、注意報の種類が複数の場合は「,」で区切って列記する
- （オ）大雨警報の場合は、特に警戒すべき事項（「土砂災害」、「浸水害」、または「土砂災害、浸水害」）を原則として種類名に付記する。
- オ 訓練又は試験のための電文の取り扱い
 訓練又は試験のための電文については、発表日時・官署行の前及び本文の末尾に、それを明示する行を挿入する。

(4) 警報、及び注意報の切替、解除等

- ア 以下の場合には警報・注意報の切替を行う。

- (ア) 警報・注意報の種類を変更（追加・削除を含む）する必要がある場合。
- (イ) 対象とする細分区域を変更（追加・削除を含む）する必要がある場合。
- (ウ) 注意報から警報への変更、あるいはその逆を行う必要がある場合。
- (エ) 警報・注意報を公表後、その内容（量的予想、期間等）が適切でなくなった場合で、警報・注意報の内容が現況と大きく異なるか、あるいは予想を大幅に修正する必要があると判断した場合。
- (オ) 警報発表の可能性の有無にかかわる場合。
- (カ) 大雨警報の特記事項のうち特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）に変更を行う必要がある場合。

イ 解除について

現象が終了もしくは弱まり、警報・注意報を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除する。

(5) 府県気象情報

府県気象情報とは、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する情報である。

ア 24 時間程度先から1 週間程度先までの予告的情報

24 時間程度先から1 週間程度先までを対象とする気象情報の必要があると判断されるときである。具体的には、以下のような場合である。

- (ア) 雨、雪、風、波浪などの現象で警報基準を超える可能性がある場合
- (イ) 社会的に大きな影響を与えるような顕著現象（広い範囲における雷、竜巻などの激しい突風、顕著な低温など）が発現する可能性がある場合

イ 警報・注意報発表中の補完的情報

警報発表中に現象の予想に変化が生じた場合や特に警戒を呼びかける必要がある場合には補完的な府県気象情報を発表する。

(6) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、府県予報区において数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測もしくは解析した場合、さらに強く警戒を呼び掛けるために発表する。宮崎県の発表基準は、1時間雨量110mmである。

宮崎県記録的短時間大雨情報の例

宮崎県記録的短時間大雨情報 第1号 平成〇年〇月〇日 02時24分 宮崎地方気象台発表 02時宮崎県で記録的短時間大雨 都城市付近で120ミリ以上
--

(7) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、さらに土砂災害の発生のおそれが高まった場合に、宮崎地方気象台が宮崎県と共同で発表する。大雨警報を公表していない状況で土砂災害警戒情報の発表が必要となった場合には、速やかに大雨警報を公表し、続いて土砂災害警戒情報を発表する。

(8) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省または知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

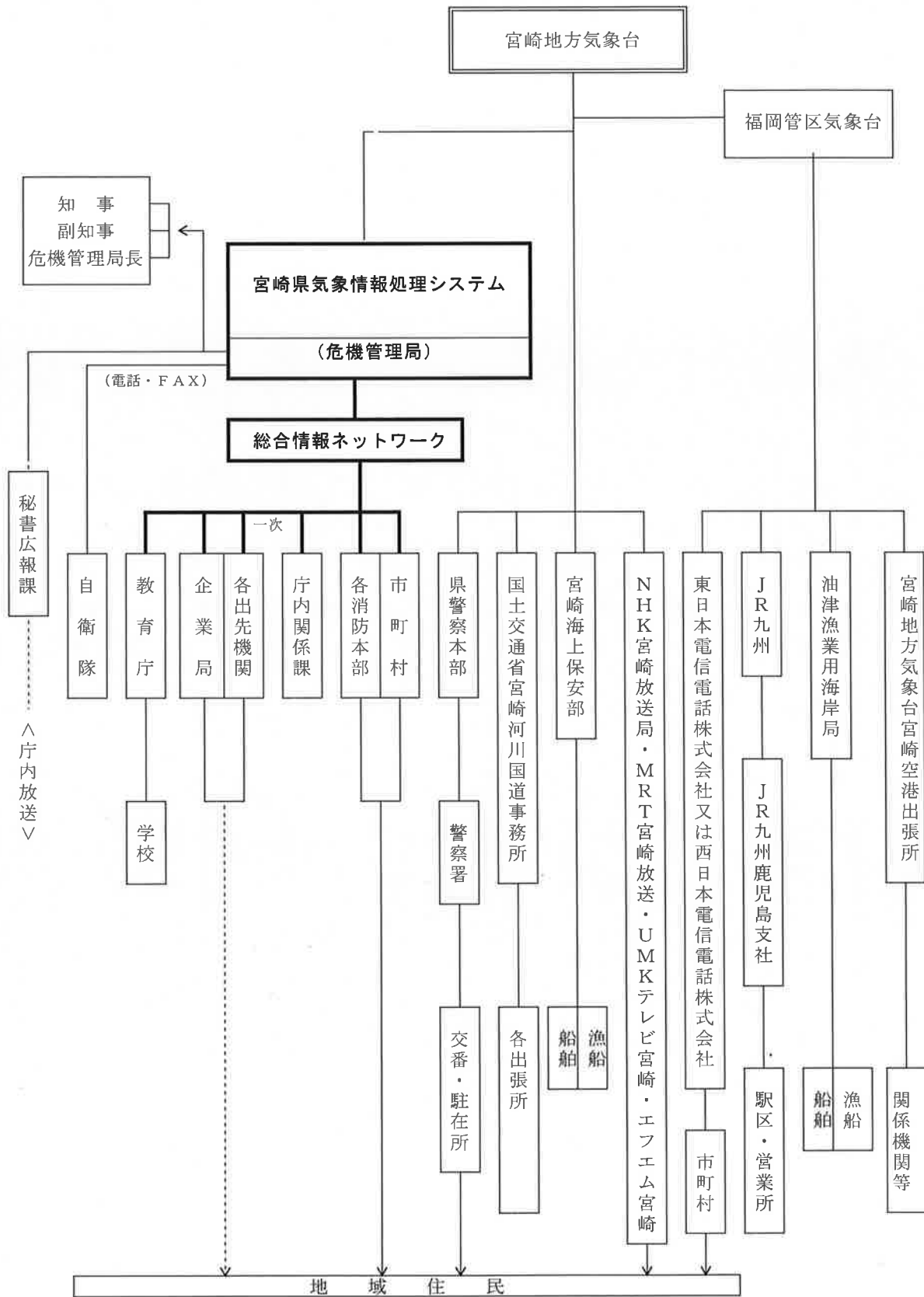
2 警報時の伝達組織及び伝達方法

気象警報等

(1) 伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

(伝達系統)



(2) 伝達方法

ア 伝達要領

- (ア) 宮崎地方気象台は、気象警報を公表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。
- (イ) 宮崎地方気象台から、(ア)の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。
- (ウ) 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。
- (エ) 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。

イ 伝達の方法

- (ア) 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、防災情報提供装置によるものとする。
- (イ) 県はウに定める要領による。
- (ウ) 警察本部、JR九州、九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎海上保安部及び宮崎地方気象台空港出張所は、それぞれ所管の通信網による。
- (エ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。
- (オ) 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎は放送による。

ウ 県における伝達要領

- (ア) 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、宮崎県気象情報処理システムにより総合情報ネットワークを通じて、市町村をはじめ関係機関に自動配信を行う。
- (イ) 当直員等は、次に掲げる場合には、ただちに本庁にあっては、危機管理局長に、危機管理局長は知事、副知事、部長に、出先機関にあっては、関係出先機関の長にそれぞれ連絡しなければならない。
 - a 宮崎地方気象台から災害発生のおそれのある気象情報等の通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報が市町村長等からあったとき。
- (ウ) 秘書広報課は、必要のある場合は県庁各課、教育庁に庁内放送その他の方法によって伝達する。
- (エ) 営農支援課は、地域農業改良普及センターに伝達するとともに、災害対策に必要な措置をとるものとする。
- (オ) 河川課は、西臼杵支庁、各土木事務所に伝達し、西臼杵支庁、土木事務所は管内市町村に伝達するとともに、災害対策に必要な措置をとるものとする。
- (カ) 西臼杵支庁、各農林振興局、日向土木事務所及び西都土木事務所は、ただちに関係出先機関及び市町村に電話その他の方法により伝達するものとする。
- (キ) 市町村における伝達要領
市町村は、あらかじめ定めた方法手段により、速やかに住民に伝達するものとする。

(3) 注意報等

ア 気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達するものとする。

イ 気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

ウ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

る。

エ 土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基づき防災関係機関、報道機関等へ伝達するものとする。

オ 土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

(参考)

熱帯低気圧の分類

熱帯低気圧	最大風速 (10分間平均) 17m/s未満
台風	最大風速 (10分間平均) 17m/s以上

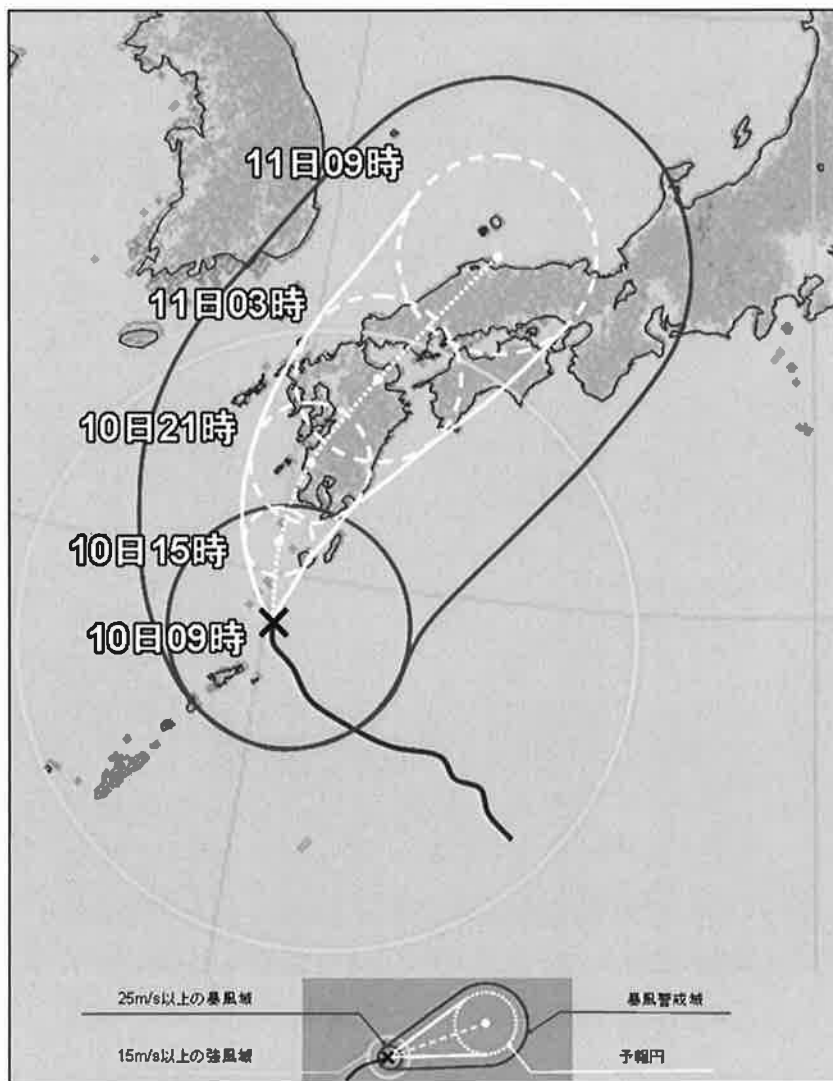
台風の大きさ

階 級	風速15m/s以上の半径
大型 (大きい)	500km以上～800km未満
超大型 (非常に大きい)	800km以上

台風の強さ

階 級	中心付近の最大風速
強い	33m/s以上～44m/s未満
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

台風の進路予報図 (例)



- ・ 実況部分: 台風の中心位置、進行方向・速度、中心気圧、最大風速 (10分間平均)、暴風域、強風域を表示。

- ・ 暴風警戒域：台風の原因が予報円内に進んだ場合に暴風域に入るおそれのある範囲で、実線で標示される。そのため、予想円に予想される暴風域の半径を加えた半径が通過する範囲を赤色の実線で表示。
- ・ 予報円：台風の原因が到達すると予想される範囲。

(24時間予報までを表示する場合)

6、12、18、24時間予報を表示

(72時間予報までを表示する場合)

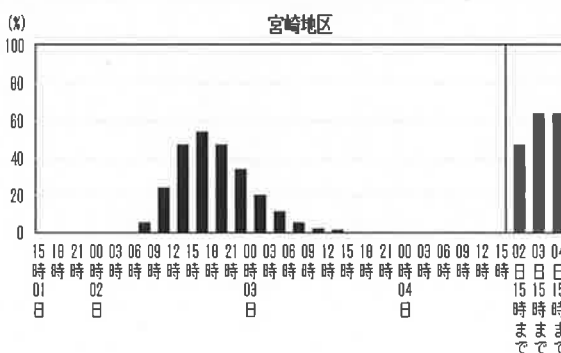
12、24、48、72時間予報を表示

- ・ 予報した時刻に予報円内に台風の原因が入る確率は70%。
- ・ 暴風域：平均風速で、おおむね25m/s以上の暴風が吹いているか、地形などの影響などが無い場合に吹く可能性のある範囲を実線の内線で表示。
- ・ 台風の動きが遅い場合には、12時間先の予報を省略することがある。また、暴風域や暴風警戒域のない台風の場合には、予報円と強風域のみの表示になる。
- ・ 日本列島に大きな影響を及ぼす台風が接近している時には、1時間ごとに現在の中心位置などを知らせる。同時に観測時刻の1時間後、さらに24時間先までの3時間刻みの中心位置なども知らせる。
- ・ また、市町村等をまとめた地域毎に「暴風域に入る確率」が発表される。

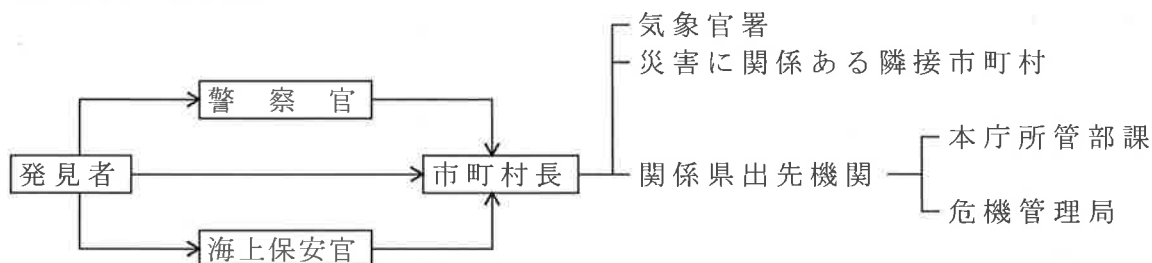
右図に48時間先までの3時間毎の値の時系列を示している。

値の増加が大きな時間帯に暴風域に入る可能性が高く、確率値の減少が大きな時間帯に暴風域から抜ける可能性が高くなる。

確率の数値の大小よりも、むしろ変化傾向やピークの時間帯に注目する必要がある。



(6) 異常現象通報系統



(7) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象	備 考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	たつまき、強い降雹等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

第2款 避難誘導の実施

第1項 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備えるものとする。

風水害時の避難誘導は、共通対策編第3章第7節避難収容活動によるほか、本款によるものとする。

第2項 対策

1 警戒活動等の実施

【市町村】

市町村長は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施するものとする。

2 要避難状況の早期把握

【市町村】

市町村長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令等をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるものとする。

3 避難対策の必要性の早期判断

【市町村等】

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

(1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市町村・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

市町村・消防本部その他は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

4 早期自主避難の実施

【市町村】

市町村長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川がはん濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合

カ その他

第3款 災害の未然防止対策

第1項 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努めるものとする。

第2項 対策

1 河川堤防等の巡視

【水防管理者(市町村長)】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

2 ダム、水門等の適切な操作

【河川管理者、ダム管理者等】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

3 道路パトロール、事前規制等の措置

【道路管理者】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

4 異常現象の通報

【住民等】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。

第2節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

県災害対策本部等の設置については、共通対策編第3章第1節第1款によるほか、以下の通りとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理室長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき
- (2) その他危機管理課長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 大雨警報又は洪水警報発表時で、被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき
- (2) その他危機管理局長が必要と認めたとき

3 災害対策本部の設置

次の場合は災害対策本部を設置する。

- (1) 台風が本県を直撃することが明らかとなるとき
- (2) 台風の通過により本県が暴風域に入ることが明らかでかなりの被害が予想されるとき
- (3) 大雨警報又は洪水警報発表時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき
- (4) その他災害対策本部長が必要と認めたとき

第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

<風水害時の職員参集・配備基準>

大雨時の職員の配備については次表のとおりとする。

配備基準	危機管理局	本課	地方支部事務局 及び 構成出先機関
大雨警報又は洪水警報発表時で、災害対策本部が設置された場合	○全課員は、登庁して配置につく	○各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び公園下水道課の緊急要員は登庁して配置につく	○警報発表管内の地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく
大雨警報又は洪水警報発表時で、災害警戒本部が設置された場合		○災害警戒本部構成課及び公園下水道課の緊急要員は、登庁して配置につく	○警報発表管内の地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）
大雨警報又は洪水警報が発表された場合	○待機1個班登庁	○大雨・洪水対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく	
※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準により難い状況にある場合あるいは事態の推移により、配備する職員の増減については、所属長の判断による。 ※3 大雨・洪水対策関係課 福祉保健課、道路保全課、河川課、砂防課、公園下水道課、企業局工務課			

第3節 県水防計画等

第1款 水防計画

水防計画については、水防法第7条の規定に基づき、別に定める宮崎県水防計画によるものとするが、その概要は次のとおりとする。

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という）の趣旨に基づき、洪水・津波または高潮等による水災を警戒し、これによる被害を軽減するため、宮崎県下の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送及びダム等の操作、水防のための水防団（消防団）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難立退き等について実施の大綱を明示し、もって水防の万全を図ることを目的とする。

なお、この計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

2 水防責任

水防の責任は、水防法により各々次のように規定されている。

(1) 県の責任

ア 宮崎県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導を行うとともに、水防能力の確保に努める責任を有する。

イ 知事が気象庁長官と協議して洪水予報河川に指定した河川において、気象庁長官と共同で洪水予報を実施するとともに、知事の管理する河川及び海岸で、水防警報河川及び水位周知河川に指定したものについて、あらかじめ定めた基準に基づき、水防警報及び河川の水位が避難判断水位に達した旨の通知（以下「水防警報等」という。）を行う。

ウ 国土交通大臣が行う洪水予報、水防警報等を受けたとき又は前項の水防警報等を行ったときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(2) 水防管理団体の責任

その管理区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。

(3) 気象庁長官（宮崎地方気象台長）の責任

気象の状況により、洪水又は高潮等のおそれがあると認められるとき、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれらを一般住民に周知させなければならない。また、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と協議して洪水予報河川に指定した河川において、気象庁長官は国土交通大臣又は知事と共同で洪水予報を実施する。

(4) 国土交通大臣（九州地方整備局長）の責任

五ヶ瀬川、小丸川、大淀川、川内川等の国土交通大臣が管理する河川（以下「国管理河川」という。）のうち気象庁長官と協議して洪水予報河川に指定したものについて、気象庁長官と共同で洪水予報を実施するとともに、国管理河川のうち水防警報河川及び水位周知河川に指定したものについて、水防警報等を行う。

(5) 量水標管理者の責任

量水標の水位が水防計画に定める水防団待機水位を越えるときは、その水位の状況を水防本部及び関係者に通報しなければならない。

(6) 一般住民の義務

常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

3 水防組織

(1) 県水防本部の組織

知事は、法第10条第1項の規定により気象庁長官(宮崎地方気象台長)から気象状況の通知を受けた場合において、洪水又は高潮等のおそれが著しく高い時で、水防の推進を図るため必要があると認めたときは、そのときから洪水又は高潮等に対する危険がなくなるまでの間、次の機構による宮崎県水防本部を県庁内(県土整備部河川課)に置き、水防業務の総括に当たる。

なお、水災に関して宮崎県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の一環として、同時に水防本部が設置されたものとする。



(2) 指定水防管理団体及びその管理区域

ア 指定水防管理団体は次のとおりである。

- 宮崎市、都城市、延岡市、日向市、串間市、日南市、西都市、えびの市
 (北諸県郡)三股町
- (西諸県郡)高原町
- (東諸県郡)国富町、綾町
- (児湯郡)高鍋町、新富町、木城町
- (東臼杵郡)門川町

合計 16市町

イ 管理区域

指定水防管理団体の管理区域は、当該管理団体の行政管轄区域内とする。ただし、隣接の水防管理団体との協議により管理区域の特例を定めた場合においては、それに従うものとする。

4 水防施設

(1) 水防倉庫及び資器材

水防倉庫及び資器材の現況は、県水防計画書に記載のとおりである。

5 通信連絡及びその系統

(1) 通信連絡

通信連絡の確保は水防活動の根源である。特に大災害時に発生する有線通信の途絶や通信施設の停電等に係る対策を強化し、迅速で確実な連絡を行うため、無線通信施設の適正な維持管理に努めるものとする。

ア 県の無線通信施設

県の無線通信施設は、宮崎県防災行政情報通信ネットワークとして整備され、この施設で水防活動に必要な水防情報の収集連絡を行う。

イ 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めなければならない。

なお、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も利用できるよう平常より協議しておくものとする。

ウ 非常無線通信

国土交通大臣、知事、水防団（消防団）長、消防機関の長またはこれらの命を受けたものは、有線通信施設を利用することができない場合、水防上緊急を要する通信を行うため非常無線通信を利用することができる。

エ 報道機関の活用

県水防本部は、各種災害対策事項の伝達については、放送局及び新聞社の全面的な協力によりこれを報道するものとし、県下各関係機関及び住民は、報道聴取の徹底と停電時に対処し得るため、携帯ラジオを備えるように努めるものとする。

(2) 各種情報、警報等の受領及び伝達

気象情報や水防警報、水位等の情報、ダム放流の通報を関係機関及び住民の末端まで周知徹底せしめるための伝達系統及び県内のハイダム（高さ15メートル以上）の位置等は県水防計画書に記載のとおりである。

6 重要水防箇所等

河川のはん濫等による浸水被害を警戒すべき箇所を重要水防箇所という。

なお、重要水防箇所は県水防計画書に記載のとおりである。

(1) 河川及び海岸

県内の河川及び海岸における重要水防箇所は県水防計画書に記載のとおりである。

(2) 砂防（土砂災害危険箇所）

県内における土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）とする。

なお、土砂災害危険箇所については、砂防課でとりまとめている。

〔土砂災害危険箇所の内訳〕

- ・土石流危険渓流……………3,239箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所……8,314箇所
- ・地すべり危険箇所……………273箇所

(3) 道路

県内における主要交通途絶予想箇所は県水防計画書に記載のとおりである。

7 水防警報

(1) 水防警報を行う河川及び海岸

国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川、海岸及びその区域は県水防計画書に記載のとおりである。

(2) 水防警報を発する基準

ア 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位がはん濫注意水位に達するか、又ははん濫注意水位を越えるおそれがあるとき、または津波・高潮の発生が予想されるときであり、国土交通大臣もしくは知事が水防警報の発令を行う。

水防警報に関する基準等は県水防計画書に記載のとおりである。

イ 水防警報の段階

河川及び海岸に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

(ア) 河川

待機：水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき

準備：水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき

出動：水防機関が出動する必要があるとき

警戒：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

(イ) 海岸

準備：気象に関する情報、注意報、警報により高潮の危険が予想されるとき。

出動：潮位が異常を呈し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県もしくはその近くを通過するおそれがあるとき。

解除：潮位が警戒を要する水位以下に減じ水防作業の必要がなくなったとき。

(3) 水防警報の発報担当者及び受報者

ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川の水防警報担当者、受報、連絡担当者及び連絡受理担当者は次のとおりである。

水系名	河川名	発報担当者	受理、連絡担当者 ()を經由し水防管理者へ連絡	連絡受理担当者 (水防管理者)
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川 大瀬川 祝子川 北川	国土交通省 延岡河川国道事務所長	宮崎県河川課長 (県延岡土木事務所長)	延岡市長
小丸川	小丸川	国土交通省 宮崎河川国道事務所長	宮崎県河川課長 (県高鍋土木事務所長)	高鍋町長 木城町長
大淀川	大淀川 (下流)	〃	宮崎県河川課長 (県宮崎土木事務所長)	宮崎市長
	大淀川 (中流)	〃	宮崎県河川課長 (県高岡土木事務所長)	宮崎市長
	大淀川 (上流)	〃	宮崎県河川課長 (県都城土木事務所長)	都城市長
	本庄川	〃	宮崎県河川課長 (県宮崎土木事務所長) (県高岡土木事務所長)	宮崎市長 国富町長 綾町長
	綾北川	〃	宮崎県河川課長 (県高岡土木事務所長)	国富町長 綾町長
	深年川 (下流)	〃	宮崎県河川課長 (県高岡土木事務所長)	国富町長
川内川	川内川 長江川 (下流)	国土交通省 川内川河川事務所長	宮崎県河川課長 (県小林土木事務所長)	えびの市長

イ 知事が水防警報を行う河川及び海岸の水防警報発報担当者及び受報担当者は、次のとおりである。

(ア) 河川

水系名	河川名	発報担当者	受報担当者
五ヶ瀬川	三ヶ所川	西白杵支庁長	五ヶ瀬町長
	五ヶ瀬川 (上流)	〃	高千穂町長、日之影町長
	五ヶ瀬川 (下流)	県延岡土木事務所長	延岡市長
	小川	〃	〃
	北川	〃	〃
	祝子川	〃	〃
沖田川	沖田川	〃	〃
小丸川	小丸川 (上流)	県日向土木事務所長	美郷町長
	小丸川 (下流)	〃	日向市長
五十鈴川	五十鈴川	〃	門川町長、美郷町長
塩見川	塩見川	〃	日向市長
耳川	耳川	〃	〃
一ツ瀬川	一ツ瀬川 (上流)	県西都土木事務所長	西米良村長
	一ツ瀬川 (下流)	〃	西都市長、宮崎市長、新富町長
	三財川	〃	西都市長
	三納川	〃	〃
石崎川	石崎川	県宮崎土木事務所長	宮崎市長
大淀川	萩原川	県都城土木事務所長	都城市長
	沖水川	〃	都城市長、三股町長
	丸谷川	〃	都城市長
	東岳川	〃	〃
	高崎川	〃	〃
	本庄川	県小林土木事務所長	小林市長
	岩瀬川	〃	小林市長、高原町長
	瓜田川	県高岡土木事務所長	宮崎市長
	大谷川	県宮崎土木事務所長	〃
	八重川	〃	〃
新別府川	〃	〃	
清武川	清武川	〃	宮崎市長
加江田川	加江田川	〃	宮崎市長
広渡川	広渡川	県日南土木事務所長	日南市長
	酒谷川	〃	〃
細田川	細田川	〃	〃
潟上川	潟上川	〃	〃
市木川	市木川	県串間土木事務所長	串間市長
本城川	本城川	〃	〃
福島川	福島川	〃	〃
川内川	長江川	県小林土木事務所長	えびの市長

(イ) 海岸

海岸名	発報担当者	受報担当者
宮崎市沿岸	中部港湾事務所長	宮崎市長
日南市沿岸	油津港湾事務所長	日南市長
延岡市、日向市、門川町沿岸	北部港湾事務所長	延岡市長、日向市長、門川町長

(4) 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

ア 警戒信号(水防第1信号)

はん濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防(消防)団幹部の出動を行い水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

イ 出動信号(水防第2信号)

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

ウ 協力信号(水防第3信号)

当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

エ 避難信号(水防第4信号)

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

区分 \ 方法	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号			
(水防第1信号) 警戒信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○	約15秒 休 止	約5秒 ○	約15秒 休 止
(水防第2信号) 出動信号	○○	○○	○○	約5秒 ○	約6秒 休 止	約5秒 ○	約6秒 休 止
(水防第3信号) 協力信号	○○○○	○○○○	○○○○	約10秒 ○	約5秒 休 止	約10秒 ○	約5秒 休 止
(水防第4信号) 避難信号	乱 打			約1分 ○	約5秒 休 止	約1分 ○	約5秒 休 止

- (備考) 1. 信号は適宜の時間継続すること。
 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3. 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させるものとする。

8 大淀川水系洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(宮崎河川国道事務所)と気象庁(宮崎地方气象台)が共同して行う大淀川洪水予報は、次のとおりである。

(1) 洪水予報実施区間

大淀川上流部

- 左 岸：宮崎県都城市大字五十町字瀬戸上1, 294番地2の乙地先 から
 宮崎県都城市高崎町大字繩瀬字下小牧4, 188番地先 まで
 右 岸：宮崎県都城市大字五十町字瀧脇5, 294番の3の地先 から
 宮崎県都城市高城町大字有水字上大久保1, 233番の92地先 まで

大淀川下流部

左右岸：宮崎県宮崎市高岡町大字浦之名字古川4, 576番地先の柚ノ木崎橋から海まで本庄川

- 左 岸：宮崎県東諸県郡綾町大字入野字四枝607番地の1地先から大淀川への合流点まで
 右 岸：宮崎県東諸県郡綾町大字入野字中川原118番の2地先から大淀川への合流点まで

(2) 基準地点

岳下観測所・高岡観測所・柏田観測所・嵐田観測所・樋渡観測所

(3) 洪水予報の種類

ア 洪水注意報 イ 洪水警報

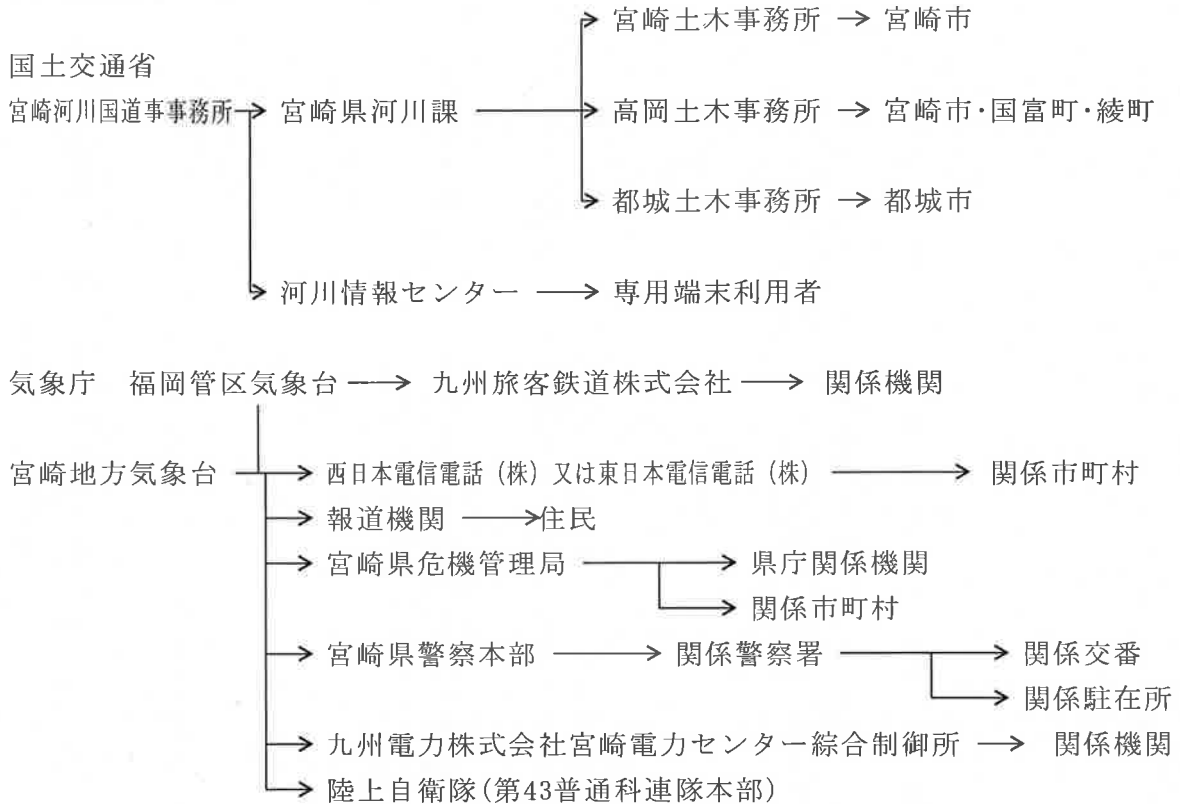
(4) 標題

- ア 大淀川上流部はん濫注意情報・大淀川下流部はん濫注意情報・本庄川はん濫注意情報
- イ 大淀川上流部はん濫警戒情報・大淀川下流部はん濫警戒情報・本庄川はん濫警戒情報
- ウ 大淀川上流部はん濫危険情報・大淀川下流部はん濫危険情報・本庄川はん濫危険情報
- エ 大淀川上流部はん濫発生情報・大淀川下流部はん濫発生情報・本庄川はん濫発生情報

(5) 洪水予報の発表基準

- ア はん濫注意情報（洪水注意報）：基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- イ はん濫警戒情報（洪水警報）：基準地点の水位が避難判断水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は、はん濫危険水位に達することが予想されるとき発表する。
- ウ はん濫危険情報（洪水警報）：基準地点の水位がはん濫危険水位に達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。
- エ はん濫発生情報（洪水警報）：洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。

(6) 伝達系統



※ 但し、西日本電信電話（株）又は東日本電信電話（株）への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

大淀川上流部 はん濫注意情報

大淀川上流部洪水予報 第〇号
洪水注意報 (発表)
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省宮崎河川国道事務所
気象庁宮崎地方气象台 共同発表

(見出し)

大淀川上流部では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇

(主文)

大淀川上流の岳下水位観測所(宮崎県都城市都島町)では、はん濫注意水位(レベル2)に到達しました。

水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(降雨と水位の現況)

梅雨前線による大雨により、

降り始めの11日2時から13日02時までの、大淀川上流部の流域平均雨量は、170ミリに達しました。

また、ところにより1時間に70ミリの雨が降っています。

大淀川上流の水位は13日02時現在、次のとおりです。

岳下水位観測所〔宮崎県都城市都島町〕で3.30m(水位危険度レベル2)(上昇中)

(降雨と水位の予想)

この雨は、今後一層強まるでしょう。

13日03時から13日05時までの大淀川上流部の流域平均雨量は、150ミリの見込みです。

大淀川上流の水位は13日05時には、次のように見込まれます。

岳下水位観測所〔宮崎県都城市都島町〕で4.5m程度(水位危険度レベル3)。

(参考資料)

岳下水位観測所〔宮崎県都城市都島町〕受け持ち区間

左岸：都城市野々美谷町から都城市五十町瀬戸上(庄内川合流点から大岩田橋まで)

右岸：都城市金田町から都城市五十町瀧脇(庄内川合流点から大岩田橋まで)

はん濫危険水位 4.80m 避難判断水位4.10m はん濫注意水位(警戒水位) 3.70m

水防団待機水位3.20m 平常水位 -0.50m

樋渡水位観測所〔宮崎県都城市高崎町〕受け持ち区間

左岸：都城市高崎町縄瀬から都城市野々美谷町(樋渡橋の下流から庄内川合流点まで)

右岸：都城市高城町有水から都城市金田町(樋渡橋の下流から庄内川合流点まで)

はん濫危険水位 9.20m 避難判断水位 8.30m はん濫注意水位(警戒水位) 6.00m

水防団待機水位 5.40m 平常水位 0.20m

水位危険度レベル

■レベル5 はん濫の発生

■レベル4 はん濫危険水位超過

■レベル3 避難判断水位超過

■レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過

■レベル1 水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

水位関係：国土交通省 宮崎河川国道事務所 調査第一課 0985-24-8221

気象関係：気象庁 宮崎地方气象台 技術課 0985-25-4031

大淀川下流部 はんらん警戒情報

大淀川下流部洪水予報 第〇号
洪水警戒（発表）
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省宮崎河川国道事務所
気象庁宮崎地方气象台 共同発表

（見出し）

大淀川下流部では避難判断水位に到達 今後ははん濫危険水位に達する見込み

（主文）

大淀川下流の柏田水位観測所（宮崎県宮崎市瓜生野）では、避難判断水位（レベル3）に達しました。

水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。

（降雨と水位の現況）

台風第18号の通過による大雨により、
降り始めの

13日7時から14日9時までの、大淀川下流域の流域平均雨量は、200ミリに達しました。

また、所により1時間に30ミリの雨が降っています。

大淀川下流の水位は14日9時現在、次のとおりです。

(1) 柏田水位観測所〔宮崎県宮崎市瓜生野〕で5.50m（水位危険度レベル2）（上昇中）

（降雨と水位の予想）

この雨は、今後一層強まるでしょう。

14日9時から14日12時までの、大淀川下流域の流域平均雨量は、50ミリの見込みです。大淀川下流の水位は14日12時には、次のように見込まれます。

(1) 柏田水位観測所（宮崎県宮崎市瓜生野）で9.10m（水位危険度レベル4）

※柏田水位観測所の水位は14日〇時頃最高となり、その水位は9.20m程度と見込まれます。

（注意事項）

※大淀川の増水により、宮崎県〇〇市〇〇町付近では〇〇日〇〇時頃浸水すると見込まれますので厳重に警戒して下さい。

※今回の増水は平成17年9月の台風を上回る規模と見込まれます。

〔参考資料〕

高岡水位観測所（宮崎県宮崎市高岡町）

受け持ち区間

左岸：宮崎市糸原から宮崎市高岡町浦之名（有田橋から柚ノ木崎橋まで）

右岸：宮崎市富吉から宮崎市高岡町高浜（有田橋から柚ノ木崎橋まで）

はん濫危険水位 8.10m 避難判断水位 7.60m はん濫注意水位 5.80m 水防団待機水位 5.40m

平常水位 - 0.10m

柏田水位観測所（宮崎県宮崎市瓜生野）

受け持ち区間

左岸：宮崎市高洲町から宮崎市大瀬町（河口から有田橋まで）

右岸：宮崎市田吉から宮崎市有田（河口から有田橋まで）

はん濫危険水位 9.10m 避難判断水位 8.50m はん濫注意水位（警戒水位） 5.70m

水防団待機水位 5.30m 平常水位 0.40m

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

（問い合わせ先）

水位関係：国土交通省 宮崎河川国道事務所 調査第一課 0985-24-8221

気象関係：気象庁 宮崎地方气象台 技術課 0985-25-4031

大淀川下流部 はん濫発生情報

大淀川下流部洪水予報 第〇号
洪水警報
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省宮崎河川国道事務所
気象庁宮崎地方气象台 共同発表

(見出し)
大淀川下流部で、はん濫発生

(主文)
大淀川下流部では宮崎市高洲町(左岸・右岸)付近より氾濫し、水位危険度はレベル5に移行しました。

(降雨と水位の予想)
この雨は、当分この状態が続くでしょう。11日23時から12日2時までの大淀川流域の流域平均雨量は、100ミリの見込みです。

[参考資料]
高岡水位観測所(宮崎県宮崎市高岡町)

受け持ち区間

左岸：宮崎市糸原から宮崎市高岡町浦之名(有田橋から柚ノ木崎橋まで)
右岸：宮崎市富吉から宮崎市高岡町高浜(有田橋から柚ノ木崎橋まで)
はん濫危険水位 8.10 m 避難判断水位 7.60m はん濫注意水位 5.80 m
水防団待機水位 5.40 m 平常水位 - 0.10 m

柏田水位観測所(宮崎県宮崎市瓜生野)

受け持ち区間

左岸：宮崎市高洲町から宮崎市大瀬町(河口から有田橋まで)
右岸：宮崎市田吉から宮崎市有田(河口から有田橋まで)
はん濫危険水位 9.10m 避難判断水位 8.50m はん濫注意水位 5.70m
水防団待機水位 5.30m 平常水位 0.40m

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過
- レベル1 水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

水位関係：国土交通省 宮崎河川国道事務所 調査第一課 0985-24-8221
気象関係：気象庁 宮崎地方气象台 技術課 0985-25-4031

本庄川 はん濫危険情報

本庄川洪水予報 第〇号
洪水警報 (発表)
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省宮崎河川国道事務所
気象庁宮崎地方气象台 共同発表

(見出し)

本庄川では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり

(主文)

本庄川の嵐田水位観測所 (宮崎県東諸県郡国富町大字本庄) では、はん濫危険断水位 (レベル4) に到達しました。
はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。

(降雨と水位の現況)

台風第18号の通過による大雨により、
降り始めの

13日7時から14日9時までの、本庄川流域の流域平均雨量は、200ミリに達しました。

また、所により1時間に30ミリの雨が降っています。
本庄川流域の水位は14日9時現在、次のとおりです。

(1) 嵐田水位観測所 [宮崎県東諸県郡国富町大字本庄] で4.50m (水位危険度レベル4) (上昇中)

(降雨と水位の予想)

この雨は、今後一層強まるでしょう。

14日9時から14日12時までの、本庄川流域の流域平均雨量は、50ミリの見込みです。
本庄川の水位は14日12時には、次のように見込まれます。

(1) 嵐田水位観測所 [宮崎県東諸県郡国富町大字本庄] で4.60m程度 (水位危険度レベル4)

※嵐田水位観測所の水位は14日〇時頃最高となり、その水位は5.00m程度と見込まれます。

(注意事項)

※本庄川の増水により、宮崎県〇〇市〇〇町付近では〇〇日〇〇時頃浸水すると見込まれますので嚴重に警戒して下さい。

[参考資料]

嵐田水位観測所 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄

受け持ち区間

左岸：宮崎市大瀬町から綾町大字南俣柳瀬橋から上畑橋まで

右岸：宮崎市糸原から綾町大字入野柳瀬橋から上畑橋まで

はん濫危険水位 5.20m 避難判断水位4.80m はん濫注意水位 (警戒水位) 4.30m

水防団待機水位3.90m 平常水位0.20m

はん濫のおそれのある地区：国富町、綾町

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 超過
- レベル1 水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

水位関係：国土交通省 宮崎河川国道事務所 調査第一課 0985-24-8221

気象関係：気象庁 宮崎地方气象台 技術課 0985-25-4031

9 小丸川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(宮崎河川国道事務所)と気象庁(宮崎地方气象台)が共同して行う小丸川洪水予報は、次のとおりである。

(1) 洪水予報実施区間

- 左 岸：宮崎県児湯郡木城町大字高城字山塚原4,870番の4地先から海まで
- 右 岸：宮崎県児湯郡木城町大字椎木字山宮1,267番地先から海まで

(2) 基準地点

小丸大橋観測所

(3) 洪水予報の種類

- ア 洪水注意報 イ 洪水警報

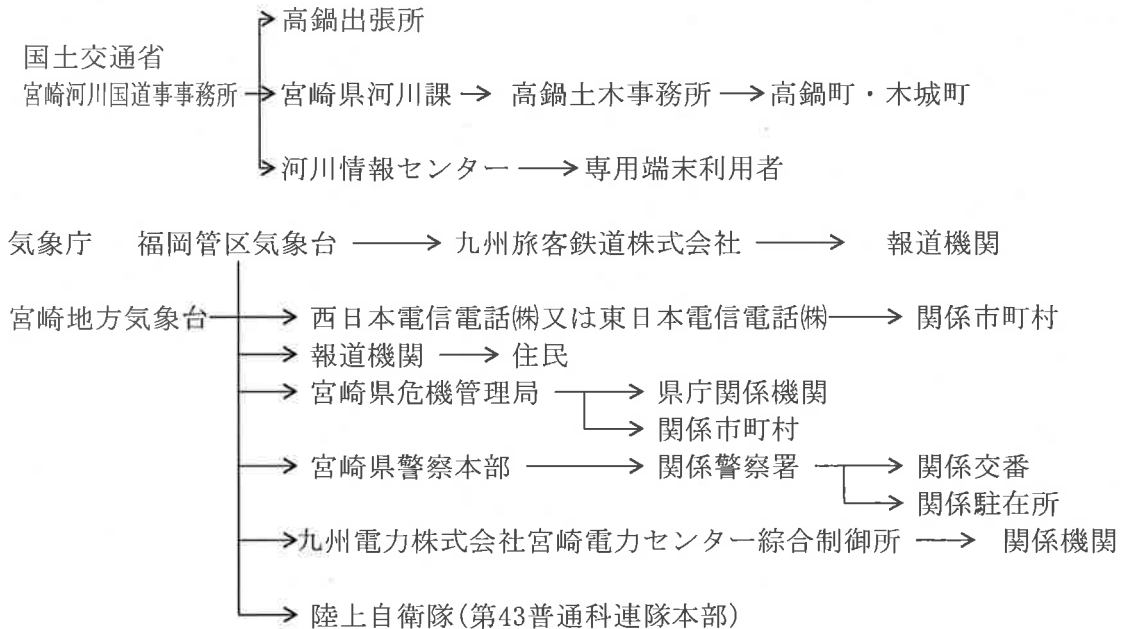
(4) 標題

- ア 小丸川はん濫注意情報 イ 小丸川はん濫警戒情報
- ウ 小丸川はん濫危険情報 エ 小丸川はん濫発生情報

(5) 洪水予報の発表基準

- ア はん濫注意情報(洪水注意報)：基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- イ はん濫警戒情報(洪水警報)：基準地点の水位が避難判断水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は、はん濫危険水位に達することが予想されるとき発表する。
- ウ はん濫危険情報(洪水警報)：基準地点の水位がはん濫危険水位に達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。
- エ はん濫発生情報(洪水警報)：洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。

(6) 伝達系統



※ 但し、西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

小丸川洪水予報文例

小丸川 はん濫注意情報

小丸川洪水予報 第〇号
洪水注意報（警報解除）
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省宮崎河川国道事務所
気象庁宮崎地方気象台 共同発表

（見出し）

小丸川 避難判断水位を下回る 水位はさらに下降見込み

（主文）

小丸川の小丸大橋水位観測所（宮崎県児湯郡高鍋町大字持田）では、避難判断水位を下回りレベル2に移行しました。水位はさらに下降する見込みです。高鍋町持田～木城町高城では引き続き十分な注意をしてください。

（降雨と水位の現況）

台風14号による降り始めの11日2時から11日19時までの、小丸川流域の流域平均雨量は、150ミリに達しました。また、ところにより1時間に60ミリの雨が降っています。小丸川の水位は11日19時30分現在、次のとおりになっています。小丸大橋水位観測所（宮崎県児湯郡高鍋町大字持田）で3.7m（水位危険度レベル2）（1時間に5cmの速さで下降中）

（降雨と水位の予想）

この雨は、今後次第に弱まるでしょう。11日19時から22時までの小丸川流域の流域平均雨量は、50ミリの見込みです。小丸川の水位は、22時頃には、次のとおりと見込まれます。
・小丸大橋水位観測所（宮崎県児湯郡高鍋町大字持田）で3.5m程度（水位危険度レベル2）

〔参考資料〕

小丸大橋水位観測所（宮崎県児湯郡高鍋町大字持田）
受け持ち区間

左岸：宮崎市大瀬町から綾町大字南俣（柳瀬橋から上畑橋まで）
右岸：宮崎市糸原から綾町大字入野（柳瀬橋から上畑橋まで）
はん濫危険水位 5.50m 避難判断水位 5.00m はん濫注意水位 3.50m
水防団待機水位 3.00m 平常水位 0.20m

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

（問い合わせ先）

水位関係：国土交通省 宮崎河川国道事務所 調査第一課 0985-24-8221
気象関係：気象庁 宮崎地方気象台 技術課 0985-25-4031

10 五ヶ瀬・大瀬川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(延岡河川国道事務所)と気象庁(宮崎地方气象台)が共同して行う五ヶ瀬川水系予報は、次のとおりである。

(1) 洪水予報実施区間

五ヶ瀬川

左岸：宮崎県延岡市貝の畑町2, 413番の1地先から海まで

右岸：宮崎県延岡市下三輪町1, 661番の25地先から海まで

大瀬川

左右岸：五ヶ瀬川からの分派点から海まで

(2) 基準地点

三ツ瀬観測所・松山観測所

(3) 洪水予報の種類

ア 洪水注意報 イ 洪水警報

(4) 標題

ア 五ヶ瀬川・大瀬川はん濫注意情報 イ 五ヶ瀬川・大瀬川はん濫警戒情報

ウ 五ヶ瀬川・大瀬川はん濫危険情報 エ 五ヶ瀬川・大瀬川はん濫発生情報

(5) 洪水予報の発表基準

ア はん濫注意情報(洪水注意報)：基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。

イ はん濫警戒情報(洪水警報)：基準地点の水位が避難判断水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は、はん濫危険水位に達することが予想されるとき発表する。

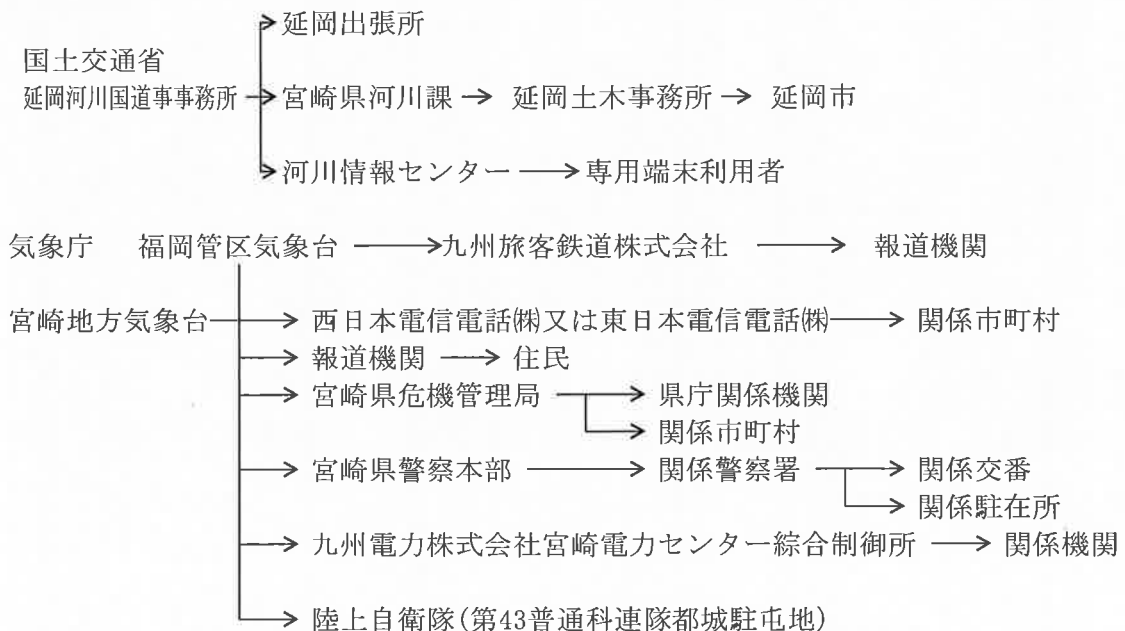
ウ はん濫危険情報(洪水警報)：基準地点の水位がはん濫危険水位に達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。

エ はん濫発生情報(洪水警報)：洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。

(6) 洪水情報

洪水情報及び洪水警報を補足説明するときに発表する。

(7) 伝達系統



※ 但し、西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

五ヶ瀬川・大瀬川洪水予報文例

五ヶ瀬川・大瀬川 はん濫警戒情報

五ヶ瀬川・大瀬川洪水予報 第〇号
洪水警報（発表）
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省延岡河川国道事務所
気象庁宮崎地方気象台 共同発表

（見出し）

五ヶ瀬川・大瀬川では避難判断水位に到達 今後ははん濫危険水位に達する見込み

（主文）

大瀬川の三ツ瀬水位観測所（宮崎県延岡市柳沢町）では、避難判断水位（レベル3）に達しました。

水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。

（降雨と水位の現況）

台風第18号の通過による大雨により、降り始めの13日7時から14日9時までの、五ヶ瀬川・大瀬川の流域平均雨量は、200ミリに達しました。

また、所により1時間に30ミリの雨が降っています。

五ヶ瀬川・大瀬川の水位は14日9時現在、次のとおりです。

(1) 三ツ瀬水位観測所（宮崎県延岡市柳沢町）で4.70m（水位危険度レベル3）
（上昇中）

（降雨と水位の予想）

この雨は、今後一層強まるでしょう。

14日9時から14日12時までの、五ヶ瀬川・大瀬川の流域平均雨量は、50ミリの見込みです。五ヶ瀬川・大瀬川の水位は14日12時には、次のように見込まれます。

三ツ瀬水位観測所（宮崎県延岡市柳沢町）で5.40m（水位危険度レベル4）

※三ツ瀬水位観測所の水位は14日〇時頃最高となりその水位は6.00m程度と見込まれます。

（注意事項）

※五ヶ瀬川・大瀬川の増水により、宮崎県〇〇市〇〇町付近では〇〇日〇〇時頃浸水すると見込まれますので嚴重に警戒して下さい。

※今回の増水は平成15年7月の梅雨を上回る規模と見込まれます。

〔参考資料〕

三ツ瀬水位観測所（宮崎県延岡市柳沢町）

受け持ち区間

五ヶ瀬川 左岸：延岡市貝の畑町2413番の1地先から海まで

右岸：延岡市下三輪町1661番の25地先から海まで

大瀬川 五ヶ瀬川からの分岐点から海まで

はん濫危険水位 5.30 m 避難判断水位 4.60m はん濫注意水位 3.90 m

水防団待機水位 3.40 m 平常水位 - 0.40 m

松山水位観測所（宮崎県延岡市野田町）

受け持ち区間

五ヶ瀬川 左岸：延岡市貝の畑町2413番の1地先から海まで

右岸：延岡市下三輪町1661番の25地先から海まで

大瀬川 五ヶ瀬川からの分派点から海まで

はん濫危険水位 5.90 m 避難判断水位 5.10m はん濫注意水位 4.10 m

水防団待機水位 3.50 m 平常水位 - 0.40 m

水位の確認はこちらから↓↓↓↓↓↓

五ヶ瀬川防災情報システム <http://gokasegawa-bousai.qsr.mlit.go.jp/index.php>

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

（問い合わせ先）

水位関係：国土交通省 延岡河川国道事務所 調査第一課 0982-31-1155

気象関係：気象庁 宮崎地方気象台 技術課 0985-25-4031

11 川内川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(川内川河川事務所)と気象庁(鹿児島地方気象台)が共同して行う川内川洪水予報は、次のとおりである。

(1) 洪水予報実施区間

川内川

左岸:えびの市大字原田字池元3824番の1地先から鶴田ダムまで

右岸:えびの市大字原田字佐院3871番の1地先から鶴田ダムまで

長江川

左岸:えびの市大字栗下字奈多良1145番の3地先から幹川合流地点まで

右岸:えびの市大字栗下字鶴田1255番の2地先から幹川合流地点まで

(2) 基準地点

栗野橋水位観測所・真幸水位観測所

(3) 洪水予報の種類

ア 洪水注意報 イ 洪水警報

(4) 標題

ア 川内川はん濫注意情報

イ 川内川はん濫警戒情報

ウ 川内川はん濫危険情報

エ 川内川はん濫発生情報

(5) 洪水予報の発表基準

ア はん濫注意情報(洪水注意報):基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。

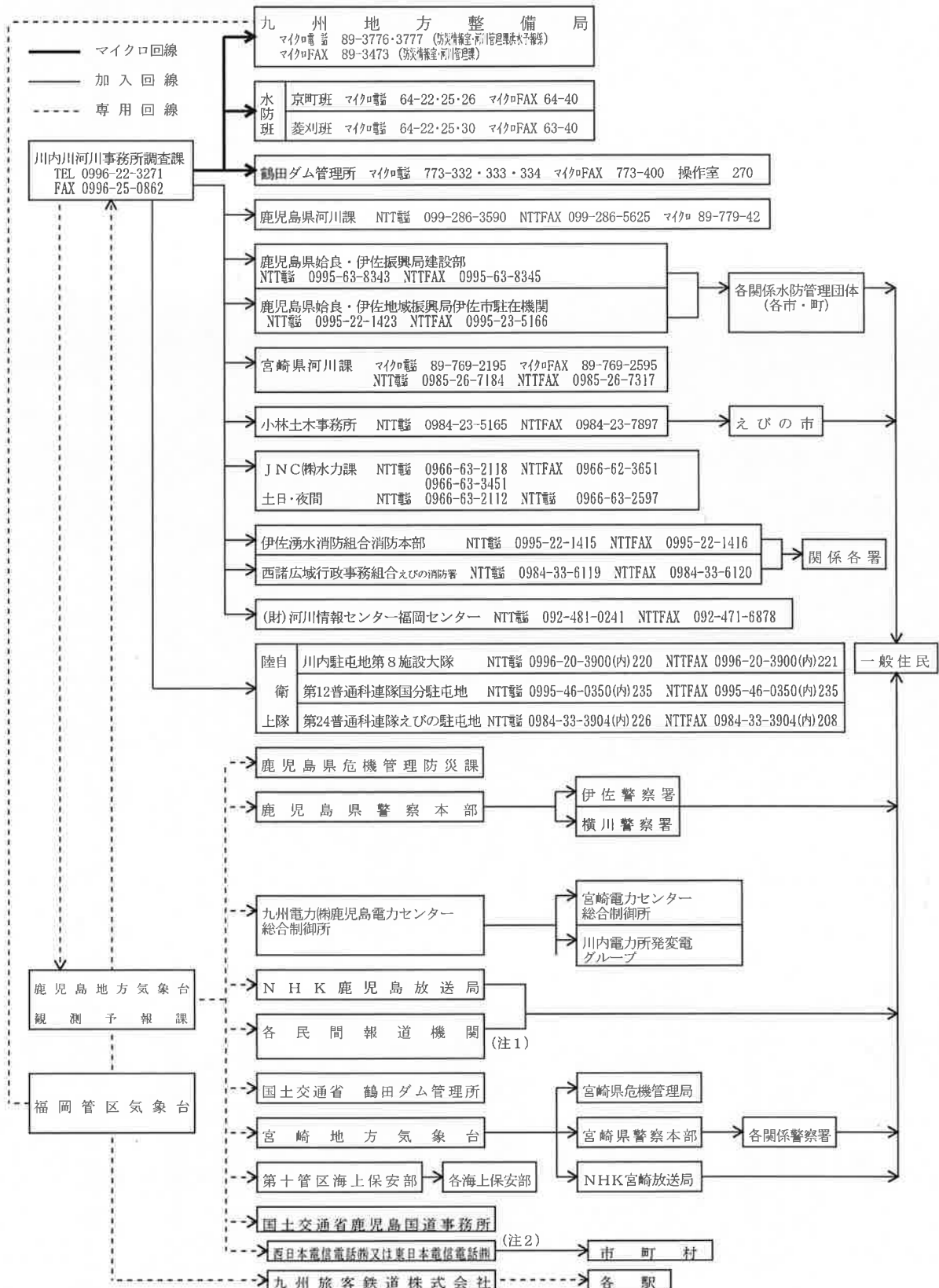
イ はん濫警戒情報(洪水警報):基準地点の水位が避難判断水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は、はん濫危険水位に達することが予想されるとき発表する。

ウ はん濫危険情報(洪水警報):基準地点の水位がはん濫危険水位に達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。

エ はん濫発生情報(洪水警報):洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。

(6) 伝達系統

川内川上流伝達系統図



注) 1. 各民間各報道機関は、防災情報提供装置に接続しているもの。
 2. 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。

川内川上流部洪水予報文例

川内川上流部はん濫警戒情報

川内川上流部洪水予報 第〇号
洪水警報（発表）
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省川内川河川事務所
気象庁鹿児島地方气象台 共同発表

（見出し）

川内川上流部では避難判断水位に到達 今後ははん濫危険水位に達する見込み

（主文）

川内川上流の（栗野橋水位観測所[鹿児島県始良郡湧水町木場地先]）では、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。

今後ははん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。

市町村からの避難情報に留意して下さい。

川内川上流部の（真幸水位観測所[宮崎県えびの市大字水流地先]）では、避難判断水位（レベル3）に達しました。

水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。

（降雨と水位の現況）

台風第18号の通過による大雨により、降り始めの

13日7時から14日9時までの、川内川上流部の流域平均雨量は、200ミリに達しました。

また、所により1時間に30ミリの雨が降っています。

川内川上流部の水位は14日9時現在、次のとおりです。

(1) 真幸水位観測所[宮崎県えびの市大字水流地先]で4.10m（水位危険度レベル3）上昇中

(2) 栗野橋水位観測所[鹿児島県始良郡湧水町木場地先]で4.50m（水位危険度レベル2）上昇中

（降雨と水位の予想）

この雨は、今後一層強まるでしょう。

14日9時から14日12時までの、川内川上流部の流域平均雨量は、50ミリの見込みです。

川内川上流の水位は14日12時頃には、次のように見込まれます。

(1) 真幸水位観測所[宮崎県えびの市大字水流地先]で4.50m程度（水位危険度レベル3）

(2) 栗野橋水位観測所[鹿児島県始良郡湧水町木場地先]で6.10m程度（水位危険度レベル4）

（注意事項）

*洪水警報は、避難勧告等の目安のひとつとなる情報です。

市町村長が発する避難情報や、周囲の状況の確認など厳重な警戒をお願いします。

〔参考資料〕

真幸水位観測所[宮崎県えびの市大字水流地先]

受け持ち区間

川内川 左岸：えびの市大字原田地先～えびの市大字亀沢地先、

右岸：えびの市大字原田地先～えびの市大字岡松地先

長江川 左岸：えびの市大字栗下地先～川内川への合流点

右岸：えびの市大字栗下地先～川内川への合流点

はん濫危険水位 4.70m 避難判断水位 4.00m はん濫注意水位（警戒水位） 3.30m

水防団待機水位 2.40m 平常水位 1.22m

氾濫の恐れのある地区：えびの市

栗野橋水位観測所[鹿児島県始良郡湧水町木場地先]

受け持ち区間

川内川 左岸：湧水町大字鶴丸地先～鶴田ダム

右岸：湧水町大字般若寺地先～鶴田ダム

はん濫危険水位 5.80m 避難判断水位 5.10m はん濫注意水位（警戒水位） 4.40m

水防団待機水位 3.80m 平常水位 0.09m

はん濫の恐れのある地区：湧水町・菱刈町・大口市

水位危険度レベル

■レベル5 はん濫の発生

■レベル4 はん濫危険水位超過

■レベル3 避難判断水位超過

■レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過

■レベル1 水防団待機水位超過

（問い合わせ先）

水位関係： 国土交通省川内川河川事務所 調査課

0996-22-3271

気象関係： 気象庁鹿児島地方气象台 観測予報課

099-250-9913

12 広渡川水系洪水予報

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、宮崎県（日南土木事務所）と気象庁（宮崎地方气象台）が共同して行う広渡川・酒谷川洪水予報は、次のとおりである。

(1) 予報実施区域

広渡川

左 岸：宮崎県日南市北郷町郷之原甲字下村甲3713番3地先から海まで

右 岸：宮崎県日南市北郷町郷之原甲字壺町田甲3871番1地先から海まで

酒谷川

左 岸：宮崎県日南市酒谷字上床乙237番地先から広渡川への合流点まで

右 岸：宮崎県日南市酒谷字種子田乙1853番の4地先から広渡川への合流点まで

(2) 基準地点

東郷橋観測所・谷之城橋観測所・東光寺橋観測所・本町橋観測所

(3) 洪水予報の種類

ア 洪水注意報 イ 洪水警報

(4) 標題

ア 広渡川水系広渡川はん濫注意情報・広渡水系酒谷川はん濫注意情報

イ 広渡川水系広渡川はん濫警戒情報・広渡水系酒谷川はん濫警戒情報

ウ 広渡川水系広渡川はん濫危険情報・広渡水系酒谷川はん濫危険情報

エ 広渡川水系広渡川はん濫発生情報・広渡水系酒谷川はん濫発生情報

(5) 洪水予報の発表基準

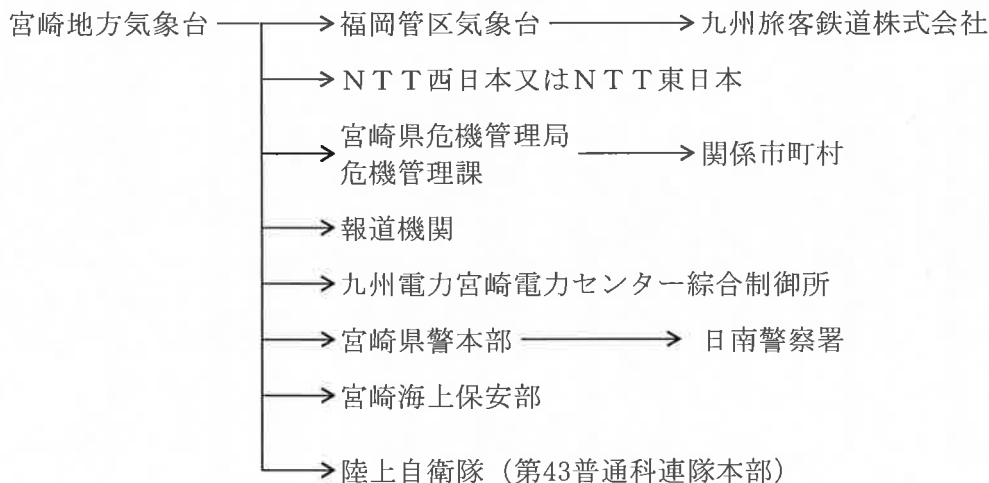
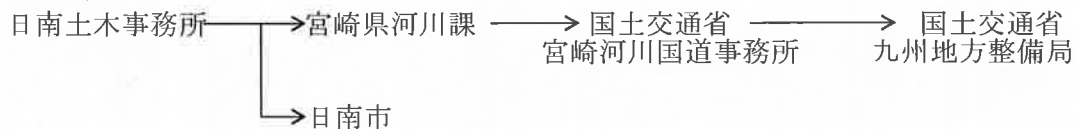
ア はん濫注意情報（洪水注意報）：基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。

イ はん濫警戒情報（洪水警報）：基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。

ウ はん濫危険情報（洪水警報）：基準地点の水位がはん濫危険水位に達したときに発表する。

エ はん濫発生情報（洪水警報）：洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。

(6) 伝達系統



※但し、西日本電信電話（株）又は東日本電信電話（株）への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

広渡川水系広渡川洪水予報文例

広渡川水系広渡川はん濫警戒情報

広渡川水系広渡川洪水予報 第〇号
洪水警戒（発表）
平成〇年〇月〇日〇時〇分
宮崎県 日南土木事務所
宮崎地方气象台 共同発表

（見出し）

広渡川 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み

（主文）

広渡川の宮崎県日南市大字松永の東郷橋水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に達しました。今後はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町からの避難情報に留意してください。

広渡川の宮崎県日南市北郷町郷之原の谷之城橋水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に達しました。今後はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市からの避難情報に留意してください。

（注意事項）

今回の洪水は平成〇年〇月の台風第〇号による大雨時を上回る規模と見込まれます。

（現況・予想）

東郷橋上流域の流域平均雨量

1日16時00分から1日22時00分までの6時間の現況 150ミリ

1日22時00分から2日 1時00分までの3時間の予想 30ミリ

谷之城橋上流域の流域平均雨量

1日16時00分から1日22時00分までの6時間の現況 150ミリ

1日22時00分から2日 1時00分までの3時間の予想 30ミリ

広渡川東郷橋水位観測所〔日南市〕の水位

1日22時00分の現況 4.0メートル（上昇中）（水位危険度レベル3）

2日 1時00分の予測 5.0メートル（水位危険度レベル4）

広渡川谷之城橋水位観測所〔日南市北郷町〕の水位

1日22時00分の現況 5.5メートル（上昇中）（水位危険度レベル3）

2日 1時00分の予測 6.0メートル（水位危険度レベル4）

【参考】

東郷橋水位観測所〔日南市〕

はん濫危険水位 4.1m 避難判断水位 3.8m はん濫注意水位（警戒水位） 3.6m

水防団待機水位 3.2m 平常水位 0.44m

谷之城橋水位観測所〔日南市北郷町〕

はん濫危険水位 5.6m 避難判断水位 5.3m はん濫注意水位（警戒水位） 5.1m

水防団待機水位 4.7m 平常水位 2.38m

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

〔問い合わせ先〕

水位関係：宮崎県 日南土木事務所 TEL 0987-23-4661

気象関係：気象庁 宮崎地方气象台 技術課 TEL 0985-25-4031

広渡川水系酒谷川はん濫警戒情報

広渡川水系酒谷川洪水予報 第〇号
洪水警報（発表）
平成〇年〇月〇日〇時〇分
宮崎県 日南土木事務所
宮崎地方気象台 共同発表

（見出し）

酒谷川 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み

（主文）

酒谷川の宮崎県日南市大字戸高の東光寺橋水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に達しました。今後はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市からの避難情報に留意してください。

酒谷川の宮崎県日南市大字本町の本町橋水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に達しました。今後はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市からの避難情報に留意してください。

（注意事項）

今回の洪水は平成〇年〇月の台風第〇号による大雨時を上回る規模と見込まれます。

（現況・予想）

東光寺橋上流域の流域平均雨量

1日16時00分から1日22時00分までの6時間の現況 100ミリ

1日22時00分から2日 1時00分までの3時間の予想 30ミリ

本町橋上流域の流域平均雨量

1日16時00分から1日22時00分までの6時間の現況 100ミリ

1日22時00分から2日 1時00分までの3時間の予想 30ミリ

酒谷川東光寺橋水位観測所〔日南市〕の水位

1日22時00分の現況 4.0メートル（上昇中）（水位危険度レベル3）

2日 1時00分の予測 4.5メートル（水位危険度レベル4）

酒谷川本町橋水位観測所〔日南市〕の水位

1日22時00分の現況 3.0メートル（上昇中）（水位危険度レベル3）

2日 1時00分の予測 4.0メートル（水位危険度レベル4）

【参考】

東光寺橋水位観測所〔宮崎県日南市大字戸高〕

はん濫危険水位 4.3m 避難判断水位 3.8m はん濫注意水位（警戒水位） 3.5m

水防団待機水位 3.1m 平常水位 0.66m

本町橋水位観測所〔宮崎県日南市大字本町〕

はん濫危険水位 3.7m 避難判断水位 3.3m はん濫注意水位（警戒水位） 2.3m

水防団待機水位 2.0m 平常水位 -0.60m

水位危険度レベル

■レベル5 はん濫の発生

■レベル4 はん濫危険水位超過

■レベル3 避難判断水位超過

■レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過

■レベル1 水防団待機水位超過

〔問い合わせ先〕

水位関係：宮崎県 日南土木事務所 TEL 0987-23-4661

気象関係：気象庁 宮崎地方気象台 技術課 TEL 0985-25-4031

緊急時に発表する簡略な洪水予報文例

広渡川水系広渡川はん濫警戒情報

広渡川水系広渡川洪水予報 第〇号
洪水警戒（発表）
平成〇年〇月〇日〇時〇分
宮崎県 日南土木事務所
宮崎地方气象台 共同発表

（見出し）

広渡川 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み

（主文）

広渡川の宮崎県日南市大字松永の東郷橋水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に達しました。今後はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市からの避難情報に留意してください。

13 清武川洪水予報

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、宮崎県（宮崎土木事務所）と気象庁（宮崎地方气象台）が共同して行う清武川洪水予報は、次のとおりである。

(1) 予報実施区域

清武川

左 岸：宮崎県宮崎市清武町船引字黒北南3611番2地先から海まで

右 岸：宮崎県宮崎市清武町船引字安ヶ野2357番3地先から海まで

(2) 基準地点

清滝橋観測所

(3) 洪水予報の種類

ア 洪水注意報 イ 洪水警報

(4) 標題

ア 清武川水系清武川はん濫注意情報

イ 清武川水系清武川はん濫警戒情報

ウ 清武川水系清武川はん濫危険情報

エ 清武川水系清武川はん濫発生情報

(5) 洪水予報の発表基準

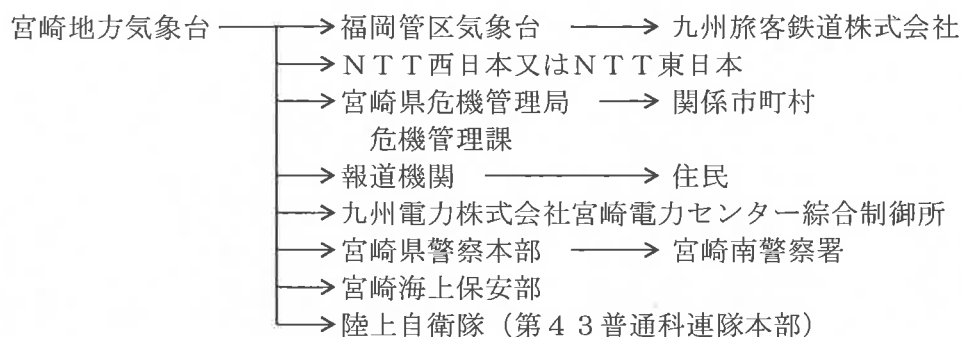
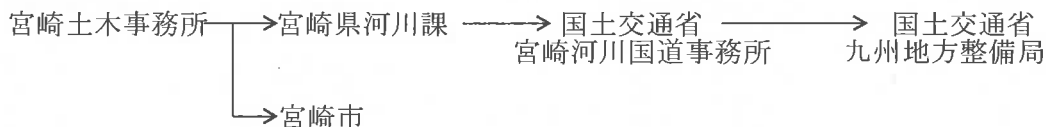
ア はん濫注意情報（洪水注意報）：基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。

イ はん濫警戒情報（洪水警報）：基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達するが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。

ウ はん濫危険情報（洪水警報）：基準地点の水位がはん濫危険水位に達したときに発表する。

エ はん濫発生情報（洪水警報）：洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。

(6) 伝達系統



※但し、西日本電信電話（株）又は東日本電信電話（株）への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。

清武川はん濫警戒情報

清武川水系清武川洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
平成〇年〇月〇日〇時〇分
宮崎県 宮崎土木事務所
宮崎地方気象台共同発表

（見出し）

清武川 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み

（主文）

清武川の宮崎県宮崎市清武町の清滝橋水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に達しました。今後はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町からの避難情報に留意してください。

（注意事項）

今回の洪水は平成〇年〇月の台風第〇号による大雨時を上回る規模と見込まれます。

（現況・予想）

清武川の流域平均雨量

1日16時00分から1日22時00分までの6時間の現況 150ミリ

1日22時00分から2日1時00分までの3時間の予想 30ミリ

清武川清滝橋水位観測所〔宮崎県宮崎市清武町〕の水位

1日22時00分の現況 4.4メートル（上昇中）（水位危険度レベル3）

2日1時00分の予測 4.8メートル（水位危険度レベル4）

【参考】

清滝橋水位観測所〔宮崎市清武町〕

はん濫危険水位 4.7m 避難判断水位 4.2 m

はん濫注意水位（警戒水位） 3.6m 水防団待機水位 2.9m

平常水位 0.5m

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

〔問い合わせ先〕

水位関係 宮崎県宮崎土木事務所 TEL0985-26-7285

気象関係 宮崎地方気象台技術課 TEL0985-25-4031

14 水位情報通知及び周知

水防法第13条第1項に基づき国土交通大臣が、又は、同法同条第2項に基づき知事が行う水位情報の通知及び周知は、次のとおりである。

(1) 水位情報の通知及び周知の対象区域

ア 国土交通大臣が、水位が避難判断水位に達した旨、通知及び周知する水位周知河川、水位観測所及び対象水防管理団体は、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	水防管理団体名
五ヶ瀬川	祝子川	祝子橋	延岡市
	北川	川島橋	延岡市
大淀川	深年川	太田原	国富町
	綾北川	入野橋	綾町

イ 知事が、水位が避難判断水位に達した旨、通知及び周知する水位周知河川、水位観測所及び対象水防管理団体は、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	水防管理団体名
五ヶ瀬川	三ヶ所川	貫原橋	五ヶ瀬町
	五ヶ瀬川	音の谷吊橋	高千穂町、日之影町
		日之影橋	日之影町
		川水流橋	延岡市
	小川	葛葉大橋	延岡市
	北川	熊田橋	延岡市
		川島橋	延岡市
祝子川	祝子橋	延岡市	
沖田川	沖田川	口広橋	延岡市
小丸川	小丸川	天神橋	美郷町
		中水流橋	日向市
五十鈴川	五十鈴川	中原橋	美郷町
		更正橋	門川町
塩見川	塩見川	縁開橋	日向市
耳川	耳川	東郷橋	日向市
一ツ瀬川	一ツ瀬川	村所橋	西米良村
		杉安橋	西都市、宮崎市、新富町
		瀬口橋	西都市、宮崎市、新富町
		一ツ瀬橋	宮崎市、新富町
	三財川	岩崎橋	西都市
		鳥子	西都市
三納川	吐合橋	西都市	
石崎川	石崎川	石崎橋	宮崎市
大淀川	萩原川	栄源寺橋	都城市
	沖水川	沖水橋	都城市、三股町
	丸谷川	向洲橋	都城市
	東岳川	大井出橋	都城市
	高崎川	高崎橋	都城市
	本庄川	須木	小林市
	岩瀬川	岩瀬橋	小林市
	瓜田川	番所橋	宮崎市
	大谷川	城の下橋	宮崎市
	八重川	両国橋	宮崎市
新別府川	浮之城上橋	宮崎市	
加江田川	加江田川	第一竹の内橋	宮崎市
細田川	細田川	大堂津橋	日南市

水系名	河川名	観測所名	水防管理団体名
潟上川	潟上川	宮之前橋	日南市
市木川	市木川	古都橋	串間市
本城川	本城川	小田代橋	串間市
福島川	福島川	上町橋	串間市
		蔵元橋	串間市
川内川	長江川	柳ヶ本橋	えびの市

(2) 水位情報通知及び周知の目的

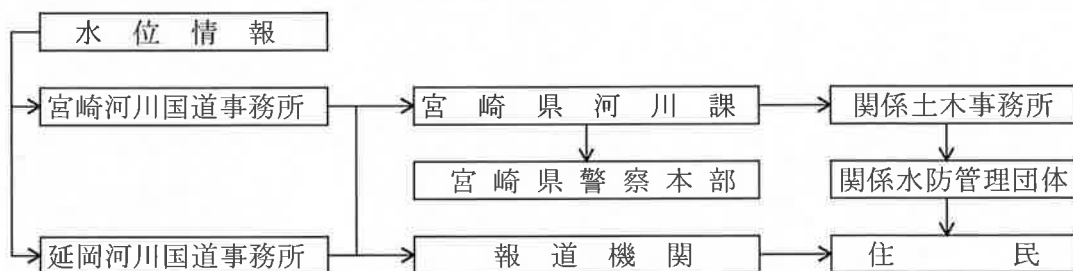
洪水時に住民が円滑かつ迅速な避難できるような情報を、水防管理団体が洪水情報としての確に提供（河川管理者などからの情報により得られる実際の洪水時の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況、河川管理施設の状況などと併せて総合的に判断して提供）できるようにする。

(3) 水位情報の通知及び周知基準

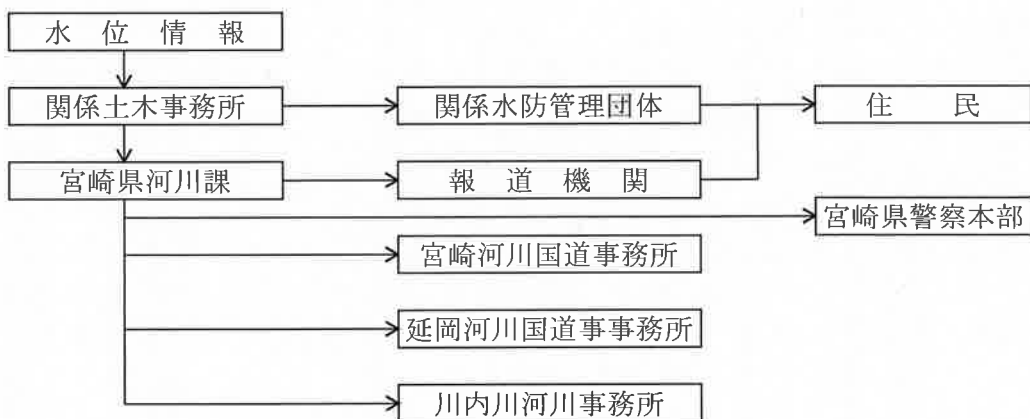
国土交通大臣又は知事が、水位周知河川の水位を関係水防管理団体及び報道機関へ通知・発表する基準となる避難判断水位は、県水防計画書に記載のとおりである。

(4) 伝達系統

ア 国土交通大臣が水位情報を通知・発表する区域



イ 知事が水位情報を通知・発表する区域



〇〇川 避難判断水位到達情報 第〇号

平成〇年〇月〇日
〇〇時〇〇分発表
〇〇〇〇事務所

【主文】

〇〇川は、〇〇時〇分に、□□市△△橋の〇〇水位観測所で、避難勧告の目安のひとつとなる水位である避難判断水位〇.〇〇mに達しました。

家屋等の浸水被害等が発生するおそれが高まっていますので、避難勧告等について検討してください。

※避難判断水位…水防法第13条に規定される特別警戒水位

〇〇観測所では、〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分の1時間に、約△cm水位が上昇し、今後とも上昇が見込まれます。

放送機関が報道される際には、下記の文例を参考にしてください。

河川のはん濫等による浸水被害のおそれが高まっていますので、市町村長が発する避難情報に注意するとともに、携行品、避難場所の確認等、避難準備を至急行ってください。

<参考>

〇〇川〇〇水位観測所 (〇〇市(町・村)〇〇付近)

計画高水位	〇.〇〇m	河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位
はん濫危険水位	〇.〇〇m	洪水により堤防決壊等の災害や浸水被害の発生のおそれがある水位
避難判断水位	〇.〇〇m	市町村長が避難勧告等を発令する目安となる水位

注)参考として、「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」(<http://kasen.pref.miyazaki.jp/index.html>)の該当観測所の水位グラフを添付します。

〔問い合わせ先〕

〇〇〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇課

電話 0000-00-0000

FAX 0000-00-0000

避難判断水位に達した後、はん濫危険水位に達したときに使用する様式

〇〇川 避難判断水位到達情報 第〇号

平成〇年〇月〇日
〇〇時〇〇分発表
〇〇〇〇事務所

【主文】

〇〇川は、〇〇時〇分に、□□市△△橋の〇〇水位観測所で、避難勧告の目安のひとつとなる水位である避難判断水位〇.〇〇mを越えており、なお上昇中です(水位は、〇〇時〇〇分現在、はん濫危険水位〇.〇〇に達しています。)

家屋の浸水等、重大な被害が発生するおそれがありますので、避難勧告の検討等、引き続き厳重な警戒をしてください。

※避難判断水位…水防法第13条に規定される特別警戒水位

〇〇観測所では、〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分の1時間に、約△cm水位が上昇し、今後とも上昇が見込まれます。

放送機関が報道される際には、下記の文例を参考にしてください。

河川のはん濫等により重大な浸水被害が発生するおそれがあります。市町村長から避難勧告等が発表されたら、落ち着いて、直ちに避難しましょう。

<参考>

〇〇川〇〇水位観測所 (〇〇市(町・村)〇〇付近)

計画高水位	〇.〇〇m	河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位
はん濫危険水位	〇.〇〇m	洪水により堤防決壊等の災害や浸水被害の発生のおそれがある水位
避難判断水位	〇.〇〇m	市町村長が避難勧告等を発令する目安となる水位

注)参考として、「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」(<http://kasen.pref.miyazaki.jp/index.html>)の該当観測所の水位グラフを添付します。

〔問い合わせ先〕

〇〇〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇課
電話 0000-00-0000
FAX 0000-00-0000

水位が避難判断水位を下回り、再び上昇する見込みがないときに使用する様式

〇〇川 避難判断水位到達情報 第〇号

平成 〇 年 〇 月 〇 日
〇 〇 時 〇 〇 分 発表
〇 〇 〇 〇 事務所

〇〇川の 〇〇〇 水位観測所の水位は、〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分現在、避難判断水位（〇〇 . 〇〇m）を下回り下降中ですのでお知らせします（避難判断水位到達情報は解除となります。）。

なお、〇〇川の水位は下降中ですが、現在まだ、はん濫注意水位を越えていますので、水防団等による警戒活動等、今後とも注意は必要です。

<参考>

〇〇川〇〇水位観測所	(〇〇市(町・村)〇〇付近)	
計画高水位	〇 . 〇〇m	河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位
はん濫危険水位	〇 . 〇〇m	洪水により堤防決壊等の災害や浸水被害の発生のおそれがある水位
避難判断水位	〇 . 〇〇m	市町村長が避難勧告等を発令する目安となる水位
はん濫注意水位	〇 . 〇〇m	消防団等が、河川の巡視等の警戒活動（水防活動）を行う基準となる水位

問い合わせ先	〇〇土木事務所	〇〇課	〇〇担当
	電 話	〇〇〇〇-〇〇	-〇〇〇〇
	F A X	〇〇〇〇-〇〇	-〇〇〇〇

水位がはん濫危険水位を下回る

〇〇川 避難判断水位到達情報 第〇号

平成〇年〇月〇日
〇〇時〇〇分発表
〇〇〇〇事務所

〇〇川の〇〇〇水位観測所の水位は、〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分現在、はん濫危険水位（〇〇．〇〇m）を下回
りましたのでお知らせします。

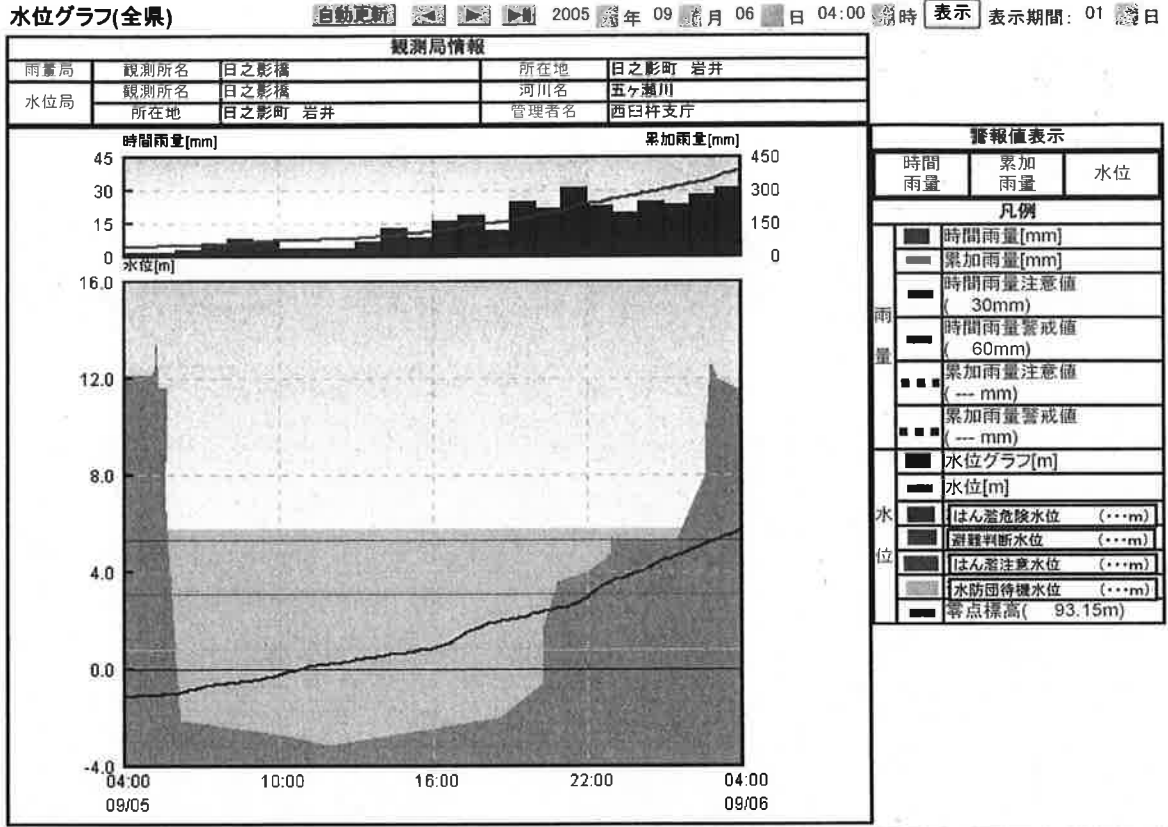
なお、〇〇川の水位は、はん濫危険水位を下回りましたが、
現在まだ、避難判断水位を越えていますので、厳重な警戒が必
要です。市町村の発表する避難情報に引き続き十分に注意する
よう住民へ周知してください。

<参考>

〇〇川〇〇水位観測所	(〇〇市(町・村)〇〇付近)	
計画高水位	〇．〇〇m	河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位
はん濫危険水位	〇．〇〇m	洪水により堤防決壊等の災害や浸水被害の発生のおそれがある水位
避難判断水位	〇．〇〇m	市町村長が避難勧告等を発令する目安となる水位

問い合わせ先	〇〇土木事務所	〇〇課	〇〇担当
	電話	〇〇〇〇-〇〇	-〇〇〇〇
	FAX	〇〇〇〇-〇〇	-〇〇〇〇

※ 水位周知河川の避難判断水位到達情報 に添付する水位グラフの例



観測データ (09/05 05:00—09/06 04:00)

月/日	09/05												データ表示	
時:分	05:00	06:00	07:00	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	簡易帳票 表示	
時間雨量	2.0	2.0	3.0	6.0	8.0	7.0	4.0	4.0	4.0	7.0	13.0	9.0		
累加雨量	46.0	48.0	51.0	57.0	65.0	72.0	76.0	80.0	84.0	91.0	104.0	113.0		
水位	-1.08	-1.00	-0.75	-0.59	-0.48	-0.22	0.07	0.23	0.39	0.53	0.67	0.85		
月/日	09/05						09/06							
時:分	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	01:00	02:00	03:00	04:00		
時間雨量	16.0	19.0	12.0	25.0	22.0	31.0	23.0	20.0	25.0	24.0	28.0	31.0		
累加雨量	129.0	148.0	160.0	185.0	207.0	238.0	261.0	281.0	306.0	330.0	358.0	389.0		
水位	1.31	1.81	2.04	2.31	2.50	2.94	3.67	4.01	4.52	4.90	5.32	5.78		

15 水防活動

(1) 予報及び警報とその措置

ア 水防に必要な予報及び警報の種類

気象業務法第14条の2に基づき、気象庁が行う水防に必要な予報及び警報は、次のとおりである。

- | | |
|----------------|-----------|
| (ア) 気象注意報、気象警報 | 宮崎地方気象台発表 |
| (イ) 高潮注意報、高潮警報 | 宮崎地方気象台発表 |
| (ウ) 洪水注意報、洪水警報 | 宮崎地方気象台発表 |
| (エ) 津波注意報・津波警報 | 宮崎地方気象台発表 |

ただし、川内川の鹿児島県内流域に関する上記気象注意報・警報の発表については、鹿児島地方気象台が行う。

イ 措置

(ア) 県水防本部

県水防本部（水防本部が設置されていないときは、県土整備部河川課。以下同じ。）は、宮崎地方気象台及び国土交通省九州地方整備局より水防に関する通知を受けたときは、直ちに宮崎地方気象台及び九州地方整備局宮崎河川国道事務所、同延岡河川国道事務所並びに同川内川河川事務所（京町出張所）と相互連絡を行うとともに、速やかに無線電話または有線電話で土木事務所、港湾事務所に連絡するものとする。

ただし、緊急に必要な場合は関係水防管理団体と直接連絡することがある。

(イ) 土木事務所

土木事務所は、県水防本部より水防に関する通報連絡を受けたとき又は気象状況等により必要と認めるときは、それぞれの観測を強化して、雨量、水位の観測資料を収集し、関係水防管理団体への周知、関係水防管理団体の状況把握に努める。ダムを管理する土木事務所においては、直ちにダム操作規則に定めるところに従いダムの操作体制に入り、必要に応じダム操作規則に定める下流関係機関に通報するものとする。

また、その状況を県水防本部に報告するとともに、必要に応じ関係警察署、九州地方整備局河川国道（河川）事務所に連絡するものとする。

(ウ) 港湾事務所、海岸関係土木事務所

港湾事務所及び海岸関係土木事務所は、県水防本部より水防に関する通報連絡を受けたとき、又は気象状況等により必要と認めるときは、それぞれの観測を強化して、潮位の観測資料を収集し、関係水防管理団体に通知するとともに、関係水防管理団体の状況把握に努めるものとする。

また、その状況を県水防本部に報告するとともに必要に応じ関係警察署、土木事務所等に連絡するものとする。

(エ) 水防管理団体

水防管理団体は、次の場合直ちに土木事務所、港湾事務所に連絡するものとする。

- a 水防団または消防団が水防のため出動したとき
- b 水防作業を開始したとき

(オ) 用排水路、ため池、干拓堤防等の管理者

用排水路、ため池、干拓堤防等の管理者は、次の場合直ちに農林振興局及び水防管理団体に連絡するものとする。

- a 用排水路、ため池、干拓堤防等に水害発生のおそれがあるとき
- b 用排水路、ため池、干拓堤防等に異常が発生したとき

(2) 雨量の通報

ア 通報

(ア) 土木事務所の雨量観測者はイの要領に従い、県水防本部に通報しなければならない。

(イ) 土木事務所は、常に的確な気象状況を把握するため、警察、九州電力、気象台、測候所、J R、その他の機関と密接な連絡をとり管下の正確な資料を入手し、必要に応じ県水防本部に通報するものとする。

(ウ) 県水防本部は、気象台から受けた雨量に関する資料を関係土木事務所に速やかに通

報するものとする。

イ 通報の要領

雨量観測者は、次の要領により通報しなければならない。

- (ア) 雨が降り始めてから50ミリメートルに達したとき、その時刻と降り始めの時刻
- (イ) その後は毎時ごとの観測地
- (ウ) 雨が止んだときは、その時刻と雨量

ウ 水防本部に通報する県の雨量観測所は、県水防計画書に記載のとおりである。

(3) 水位の通報

ア 通報

土木事務所又は農林振興局は、河川、ため池の水位が水防団待機水位に達したときは、この要領により県水防本部、関係水防管理団体に連絡しなければならない。

イ 通報要領

土木事務所は、次の要領により連絡しなければならない。

- (ア) 水防団待機水位に達したときは同水位に復するまで1時間ごとの水位
- (イ) はん濫注意水位に達したとき及び減水し同水位に復したときの時刻
- (ウ) はん濫注意水位を越えたときは同水位に復するまで毎時ごとの水位
- (エ) 避難判断水位に達したとき及び減水し同水位に復したときの時刻
- (オ) 最高水位に達し減水に向かうときはその水位と時刻

ウ 水位の通知及び公表

県水防本部及び土木事務所は、水防法第12条第1項及び第2項に規定される水位の通知及び公表を次のとおり行う。

(ア) 水防法第12条第1項の通知

水防警報発令の基準となる水位データを確認する水位観測所において各水防団待機水位に達したとき、水防警報発令の対象となっている水防管理団体に対し、水防警報の形式により通知する。

(イ) 水防法第12条第2項の公表

水位の情報をインターネット上の「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」(<http://kasen.pref.miyazaki.jp/>)に掲載することにより公表する

エ 水位報告通信系統は、次図のとおりである。

(4) 潮位の通報

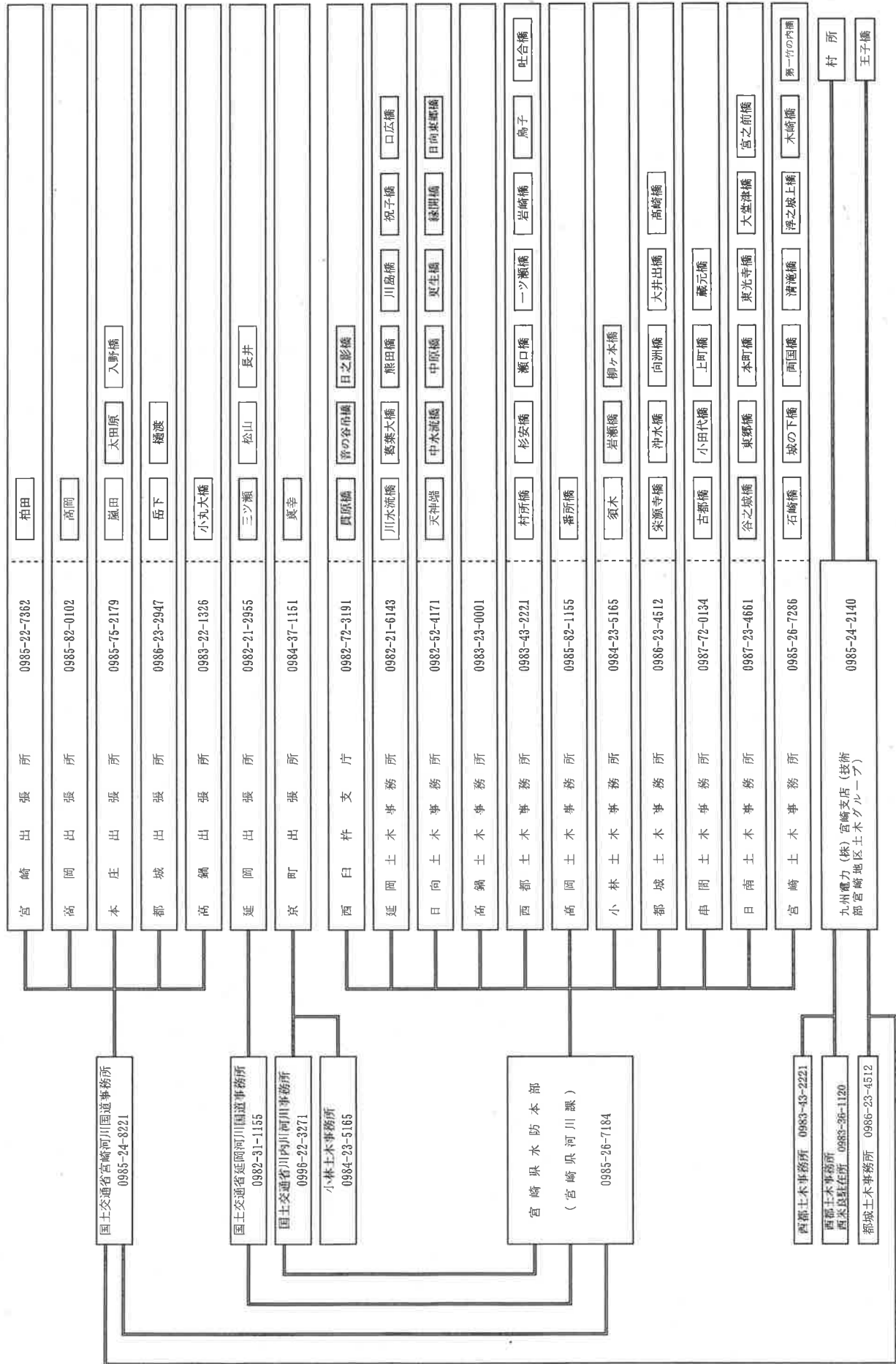
ア 通報

港湾事務所は、異常高潮のおそれがあると予知されるときは、情報収集を行い、必要に応じて県水防本部に連絡しなければならない。

イ 通報の主な事項

- (ア) 風向及び風速の概要
- (イ) 潮位
- (ウ) 波高(潮位の動きの平均より波頭までの高さ)及び波頭より防潮堤防上端までの余裕
- (エ) 気象潮量(その時刻の推定潮位と観測潮位との差)

水位報告通信系統図



(5) 水防団(消防団)の出勤

水防管理者は、次に示す基準により水防団(消防団)にあらかじめ定められた計画に従って出勤準備または出勤の指令を出し、水防団(消防団)の水防活動を適切に行わせるものとする。なお、津波発生時等危険を伴う水防活動については、水防団(消防団)の安全確保について配慮しなければならない。

ア 出勤準備

県の計画で定められた出勤準備基準によるほか、次の場合水防管理者は水防団(消防団)に出勤準備をさせるものとする。

- (ア) 洪水予報が発せられたとき、または県水防計画に定められたはん濫注意水位に達するおそれがあると予想される時。
- (イ) 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、その他の水防上必要と認められる時。
- (ウ) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水、津波又は高潮の危険が予想される時。

イ 出勤

県の計画に定められた出勤準備によるほか、次の場合水防管理者は、水防団(消防団)を出勤させるものとする。

- (ア) 水防計画に定められたはん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び干拓堤防、ため池、用排水路に水害発生のおそれがあるとき。
- (イ) 潮位が異常を示し高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- (ウ) 地震の発生等に伴い、沿岸部に津波が到達するおそれがあるとき
- (エ) その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

(6) 監視及び警戒

ア 常時監視

水防管理者は、関係河川、海岸、堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、土木事務所に連絡するものとする。

水防管理者は、ため池については前記に準じ巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ため池管理者、農林振興局に連絡するものとする。

イ 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の川側と上端と居住地側の3班に分かれて巡視し、特にその状態に注意し、次のような異常を発見した場合は直ちに土木事務所または農林振興局に連絡するとともに水防作業を開始する。

- (ア) 居住地側堤防斜面の漏水または堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (イ) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂または一部流出(崩壊)
- (ウ) 堤防上端の亀裂または沈下
- (エ) 堤防から水があふれている状況
- (オ) 排水門の両袖または底部よりの漏水と扉の締め具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

ため池については以上のほか、取水口の閉塞状況、流域の山崩れの状態、流入並びにその浮遊物の状態、余水吐及び放水路付近の状態、排水門の漏水による亀裂及び堤防斜面の崩れ等に注意するものとする。

(7) 水門、こう門、ダム等の操作

水門、こう門、ダム等の管理者(操作責任者を含む)は気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

前項の管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

(8) 決壊等の通報並びに決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防(消防)団長は直ちにその旨を土木事務所、農林振興局及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

土木事務所または農林振興局は、県水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(9) 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮等のおそれがなくなったときは、これを一般に周知するとともに、土木事務所又はその他の事務所に対しその旨通報するものとする。この通報を受けた土木事務所等は直ちに県水防本部に報告するものとする。

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）

第1款 災害情報の収集・連絡（共通対策編）

第2款 通信手段の確保（共通対策編）

第5節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）

第6節 救助・救急活動

第1款 救助・救急活動（共通対策編）

第7節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動（共通対策編）

第2款 医療救護班による医療救護活動（共通対策編）

第3款 搬送体制の確保（共通対策編）

第4款 医薬品等の供給（共通対策編）

第5款 医療情報の確保（共通対策編）

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第2款 陸上輸送体制の確立（共通対策編）

第3款 海上輸送体制の確立

海上輸送体制の確立については、共通対策編第3章第6節第3款によるほか、以下のとおりとする。

国土交通省及び県は、開港保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第4款 航空輸送体制の確立（共通対策編）

第5款 燃料の確保（共通対策編）

第9節 避難収容活動（共通対策編）

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第11節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動（共通対策編）

第12節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動 （共通対策編）

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第14節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第15節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第17節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第18節 災害救助法の適用（共通対策編）

第19節 在港船舶対策計画

風水害時における在港船舶対策は、次によるものとする。

1 在港船舶対策

海上保安部、運輸支局、県、警察、市町村及び漁業協同組合救難対策協議会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船舶の万全を期するため、相互に緊密な関係のもとに次の措置を講ずるものとする。

(1) 船舶の被害防止対策

船舶に被害を防止するため災害が発生するおそれのある場合は、関係機関は港内放送あるいは無線連絡又は巡視船の巡回伝達等の方法で在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講ずるものとする。

ア 港内停泊船舶は安全な泊地に移動させるほか、港内における停泊方法を指導する。

イ 岸壁係留船舶は離岸して錨泊させるか離岸できないときは、岸壁等に乗り上げないように係留方法について指導する。

ウ 荷役中の船舶は速やかに荷役を終了又は中止させる。

エ 航行中の船舶は早めに安全な港に避難するよう勧告する。

オ 災害により港内または港内の境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物件を生じたときは、その物件の所有者等にその物件の除去を命ずるとともに、港内船舶又は入港船舶に対しその旨通報する。

(2) 避難港の状況

県内における避難港は、資料9-6のとおりである。

第20節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、次によるものとする。

1 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

県は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策

(1) 種苗確保

ア 災害により、農産物の播きなおし及び植えかえを必要とする場合は、被害地市町村長は関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 市町村長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保するものとする。

ウ 県は連合会等から種苗の斡旋依頼があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策の樹立

県は、県病虫害防除協議会に諮り、災害による病虫害緊急防除対策を樹立し、市町村及び農業関係団体に対し具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めるときは、緊急防除指導班(営農支援課、農産園芸課、総合農業試験場、病虫害防除・肥料検査センターの担当職員で構成)を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

ウ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、市町村においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病の発生防止のため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、県(家畜保健衛生所)は、市町村及び農業共済組合、獣医師会の協力を得て家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班を組織し必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡獣畜については、化製場で処理するものとするが、道路の寸断等により、処理ができない場合は、家畜の飼養者に対して、市町村長に届出を行わせるとともに知事の許可を受けて、死亡獣畜の埋却または焼却を行わせるものとする。

ア 被災家畜には伝染性疾病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班を被災地に派遣し緊急予防処

置をとるものとする。

イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市町村長の要請により診療班を被災地に派遣するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、市町村長の要請に基づき、県は政府保有の飼料用穀類の放出を要請するほか、農業団体及びその他飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するための斡旋の措置を講ずるものとする。

(2) 病害虫等の防除指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合又はその発生まんえんのため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験機関に対し防除対策について指導を行わせるものとする。

第21節 雪害対策計画

豪雪に際し、県民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、県内主要道路の交通の確保を図り、併せて、豪雪災害の拡大を防止するための対策は次によるものとする。

1 実施責任者

県及び市町村は指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な関係を保ち、雪害対策についての迅速適切な措置を講ずるものとする。

2 組織の確立

豪雪による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県災対本部を設置し、必要な配備体制をとるものとする。

なお、被害の発生が特定地域に限られ、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災対本部を設置し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るものとする。

3 道路交通の確保

(1) 除雪路線の決定

県内の主要道路を主体として、隣県との連絡、物資の輸送及び民生の安定を図る上に重要な路線について、交通量、道路現況及び気象条件等を勘案して決定する。

(2) 除雪計画路線

県における除雪計画路線は、次のとおりとする。

番号	関係土木事務所	路線名	区 域	延長	巾 員
1	西臼杵支庁土木課	218号	県界～高巣野	23.8km	5.5m
2	〃	325号	三田井～県界	16.8	3.5
3	〃	鞍岡赤谷	鞍岡～赤谷	10.5	3.5
4	〃	土生高千穂	土生～高千穂	13.4	4.0
5	〃	諸塚高千穂	秋元～御塩井	13.4	3.5
6	〃	緒方高千穂	岩井～中の内	10.0	3.5
7	〃	竹田五ヶ瀬	三ヶ所～波帰之瀬	17.9	3.5
8	〃	竹田五ヶ瀬	河内～県界	8.6	3.5
9	〃	岩戸延岡	岩戸～今藤	11.4	3.5
10	〃	日之影字目	見立～下組	13.0	3.5
11	日向土木事務所	327号	下椎葉～岩屋戸	7.0	3.5
12	〃	上椎葉湯前	上椎葉～不土野	25.8	3.5
13	〃	諸塚高千穂	吉原～立岩	7.0	3.5
14	西都土木事務所	219号	県界～村所	15.0	4.0
15	小林土木事務所	221号	えびの～加久藤トンネル	7.6	8.0
16	〃	えびの高原小田	えびの高原～上門町	12.0	6.0
17	〃	小林えびの高原牧園	生駒～えびの高原	18.0	5.5
18	西臼杵支庁土木課 日向土木事務所	503号	諸塚村長谷～ 五ヶ瀬町赤谷	30.0	3.5
19	西臼杵支庁土木課 日向土木事務所 西都土木事務所 小林土木事務所	265号	五ヶ瀬町県界～ 小林市須木	150.0	3.5
20	小林土木事務所	中河間多良木	中河間～堂屋敷	15.0	5.0
21	〃	447号	中内堅～県界	10.0	5.0

(3) 除雪体制の整備

除雪に当っては、早急に対応するものとし、直ちに出勤できる体制を整備しておくものとする。

(4) 情報連絡

情報連絡については、第4節第1款災害状況等の収集計画によるものとするが、特に市町村長は、その地域内の積雪、除雪路線の状況を地方支部を通じ県本部へ通報するものとする。

4 なだれ対策

(1) 危険個所の査察等

市町村及び各関係機関は、それぞれの管轄区域内でなだれの発生が予想される箇所の巡回査察を行い、早期発見に努めるとともにその対策をも検討しておくものとする。

(2) 標識の設置

なだれの発生が予想される危険箇所にはその旨を標示し、住民に周知徹底を図り、災害の防止に努めるものとする。

(3) 事故防止対策

気象予報の周知徹底に努め、あらかじめ避難所を開設し、主要資器材の備蓄を図るものとする。

5 医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送等の対策は、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置するものとする。

6 主要食料等の確保

(1) 米穀

長期豪雪が心配される地域の冬期間の供給については、必要に応じ、卸売販売業者から小売販売業者に対する輸送の迅速化と消費者に対する供給の円滑化についての事前の調整指導を行うものとする。

(2) 生鮮食料品

貯蔵性のあるものをあらかじめ購入貯蔵するよう指導するとともに、関係団体、隣接市場と事前に協議を行い、迅速なる補給体制を確立しておくものとする。

7 農林対策

(1) 農作物対策

ア 麦類

- (ア) 積雪までに十分な生育量を確保するために、播種期が遅れないように適期播種に努めること。
- (イ) 窒素過多になると被害が大きくなるので、適正施肥を行うこと。特に常襲積雪地ではリン酸、加里を多めに施用すること。
- (ウ) 麦体を硬く作ることが必要であるので、中耕や麦ふみを十分実施すること。
- (エ) 土壌水分が多いと雪ぐされ病が発生しやすいので、排水をよくしておくこと。
- (オ) 融雪後、雪害がみられたときは、三要素の追肥を行って生育の回復を図ること。

イ 茶樹

- (ア) 秋芽の充実を図るために、秋の管理(深耕、施肥)を適期にかつ十分に実施し秋の施肥は窒素の割合を減らすこと。
- (イ) 秋の整枝を避けて春整枝を行うこと。
- (ウ) 被害が出た場合は、被害部を剪除すること。
- (エ) 被害園は、春肥、芽出し肥の量を増して樹勢の回復を図ること。
- (オ) 防風垣などによる強風防止
- (カ) 敷草などによる土壌被覆で地温の低下防止、蒸散の抑制を行う。
- (キ) 蒸散抑制剤の散布により被害防止に努める。

ウ 果樹

枝折、枝裂け等の被害を防止するための指導を事前に実施するものとする。

エ 園芸

施設ハウスやビニールトンネル施設は、積雪の被害を受けやすいので、積雪地帯においては積雪に耐える施設としての構造、資材や補強等事前対策について指導を行うものとする。

(2) 畜産対策

家畜ふん尿の処理等畜舎衛生の保全に努めるとともに、飼料などを事前に十分確保しておくよう、飼養者を指導するものとする。

(3) 林産対策

(造林地、苗畑)

ア 造林地、苗畑の被害復旧には、倒伏木の倒木起し等手入れに多くの縄、支柱等の資材が必要なので、市町村、森林組合、農業協同組合等と十分連絡をとり、これらの確保を図るものとする。

イ 雪害によって「キクイムシ類」の発生が予想される場所では、損傷木を速やかに林外に撤出し、後日の病虫害発生に万全を期するものとする。

ウ 森林国営保険の対象雪害地については、被害の状況を適確に把握し、早急に必要な事務手続きをとるよう指導するものとする。

(しいたけ栽培地)

ア 人工ほだ場が破損した場合、早急に復旧するよう指導する。

イ 伏込地の原木及びほだ場のほだ木が倒伏した場合は、長く放置せず組み直すよう指導

するものとする。

8 通学児童生徒に対する措置

市町村教育委員会は、児童生徒に対し、なだれの発生が予想される危険箇所の周知徹底を図るとともに、なだれ発生が予想される時期の登下校には集団、あるいは保護者、教員の引率または危険箇所を迂回して登下校するよう指導するものとする。

第4章 風水害復旧・復興対策

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

第4編

火山災害対策編

宮崎県地域防災計画（第4編 火山災害対策編）

目 次

第1章 計画の概要等

第1節 基本的な考え方	357
第2節 霧島山火山の特徴	358
第3節 霧島山火山地域の社会条件	367
第4節 災害の想定	370
第1款 予想される噴火	370
第2款 火山災害危険区域と災害の予測	373

第2章 火山災害予防計画

第1節 火山災害に強い地域づくり	377
第1款 土地保全事業の推進	377
第2款 火山災害に強いまちづくり	378
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	379
第1款 災害発生直前における体制の整備	379
第2款 情報の収集・連絡体制の整備	380
第3款 活動体制の整備	381
第4款 消防、救急・救助体制の整備	381
第5款 医療救護体制の整備（共通対策編）	381
第6款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	381
第7款 避難収容体制の整備（共通対策編）	382
第8款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）	382
第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）	382
第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）	382
第11款 災害時要援護者等安全確保体制の整備（共通対策編）	382
第12款 二次災害防止体制の整備	382
第13款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	382
第14款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）	382
第3節 県民の防災活動の促進	382
第1款 防災知識の普及	382
第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）	383
第3款 ボランティアの環境整備（共通対策編）	383
第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	383

第3章 火山災害応急対策計画

第1節 災害発生直前対策	384
第1款 火山災害に関する情報の伝達	384
第2款 霧島山火山対策連絡会議の開催	391
第3款 警戒区域の設定、避難勧告等	392
第2節 活動体制の確立	398
第1款 県災害対策本部等の設置	398
第2款 職員の参集及び動員	399
第3款 市町村の活動体制の確立	399
第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	400
第4節 広域応援活動	400
第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）	400

第2款	自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）	400
第5節	救助・救急及び消火活動	400
第1款	救助・救急活動（共通対策編）	400
第2款	消火活動（共通対策編）	400
第6節	医療救護活動	400
第1款	医療機関による医療救護活動（共通対策編）	400
第2款	医療救護班による医療救護活動（共通対策編）	400
第3款	搬送体制の確保（共通対策編）	400
第4款	医薬品等の供給（共通対策編）	400
第5款	医療情報の確保（共通対策編）	400
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	400
第1款	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）	400
第2款	陸上輸送体制の確立（共通対策編）	400
第3款	海上輸送体制の確立（共通対策編）	400
第4款	航空輸送体制の確立（共通対策編）	400
第5款	燃料の確保（共通対策編）	400
第8節	避難収容活動	401
第1款	「避難勧告」段階の避難	401
第2款	「避難指示」段階の避難	402
第3款	避難場所の開設、運営（共通対策編）	403
第4款	被災者の把握（共通対策編）	403
第5款	避難生活環境の確保（共通対策編）	403
第6款	災害時要援護者等への配慮（共通対策編）	403
第7款	応急住宅の確保（共通対策編）	403
第9節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	403
第1款	食料の供給（共通対策編）	403
第2款	飲料水の供給及び給水の実施（共通対策編）	403
第3款	生活必需品の供給（共通対策編）	403
第10節	保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	403
第1款	保健衛生対策の実施（共通対策編）	403
第2款	防疫・食品衛生対策の実施（共通対策編）	403
第3款	し尿、ゴミ、がれきの処理（共通対策編）	403
第4款	環境対策の実施（共通対策編）	403
第11節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	403
第1款	行方不明者及び遺体の捜索（共通対策編）	403
第2款	遺体の確認、埋葬の実施（共通対策編）	403
第12節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	403
第1款	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持（共通対策編）	403
第2款	物価の安定、物資の安定供給（共通対策編）	403
第13節	公共施設等の応急復旧活動	403
第1款	県有通信施設等の応急復旧（共通対策編）	403
第2款	公共土木施設等の応急復旧（共通対策編）	403
第14節	ライフライン施設の応急復旧	403
第1款	ライフライン途絶時の代替対策（共通対策編）	403
第2款	ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）	403
第3款	事業者間の連絡・協力（共通対策編）	403
第15節	被災者等への的確な情報伝達活動	403
第16節	二次災害の防止活動	404
第17節	自発的支援の受入れ	405
第1款	ボランティア活動の受入れ（共通対策編）	405

第2款	義援物資、義援金の受入れ（共通対策編）	405
第18節	災害救助法の適用	405
第1款	災害救助法の適用（共通対策編）	405
第19節	農林水産物応急対策	405
第4章	火山災害復旧・復興計画	
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	406
第1款	被害が比較的軽い場合の基本的方向（共通対策編）	406
第2款	被害が甚大な場合の基本的方向（共通対策編）	406
第2節	迅速な現状復旧の進め方	406
第1款	公共施設災害復旧事業計画（共通対策編）	406
第2款	激甚災害の指定（共通対策編）	406
第3節	計画的復興の進め方	406
第1款	災害復興対策本部の設置（共通対策編）	406
第2款	災害復興方針・計画の策定（共通対策編）	406
第3款	災害復興事業の実施（共通対策編）	406
第4節	被災者の生活再建等の支援	406
第1款	被災者への広報及び相談窓口の設置（共通対策編）	406
第2款	生活確保資金の融資等（共通対策編）	406
第3款	金融関係機関の応急措置（共通対策編）	406
第4款	雇用の確保（共通対策編）	406
第5款	税対策等による被災者の負担の軽減（共通対策編）	406
第6款	住宅確保の支援（共通対策編）	406
第7款	災害復興基金の設立（共通対策編）	406
第5章	継続災害への対応方針	
第1節	継続災害への対応方針	407

宮崎県地域防災計画（火山災害対策編）目次

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
第1章 計画の概要等					
1. 基本的な考え方		1. 計画の目的	危機管理局	357	
		2. 計画の理念		357	
		3. 計画の目標		357	
2. 霧島山火山の特徴		1. 霧島山火山の概要			358
		2. 霧島山火山の活動史			360
		3. 霧島山火山の噴火の特徴			366
3. 霧島山火山地域の社会条件		1. 人口			367
		2. 交通			367
		3. 土地利用			368
		4. 防災施設			368
		5. 観測体制			369
4. 災害の想定	1. 予想される噴火	1. 対象とする噴火			370
		2. 予想される噴火のシナリオ			371
		3. 噴火前兆現象		371	
	2. 火山災害危険区域と災害の予測	1. 噴火場所と火山災害要因の予測		373	
		2. 火山災害危険区域の予測		374	
		3. 火山災害の予測		374	
第2章 火山災害予防計画					
1. 火山災害に強い地域づくり	1. 土地保全事業の推進	1. 治山事業の推進	九州森林管理局、自然環境課	377	
		2. 治水事業の推進	九州地方整備局、河川課、砂防課	377	
		3. 砂防事業の推進	九州農政局、九州森林管理局、九州地方整備局、砂防課、自然環境課、農村整備課	377	
	2. 火山災害に強いまちづくり	1. 警戒避難体制の強化・拡充		都市計画課、建築住宅課、危機管理局、砂防課、九州地方整備局	378
				危機管理局、砂防課、九州地方整備局	378
		2. 避難道路の整備	西日本高速道路、道路建設課、道路保全課	378	
		3. 退避舎・退避壕等の整備	危機管理局	378	
		4. 避難場所の整備	危機管理局、福祉保健課	378	
		5. 公共施設等の安全性の確保	営繕課、福祉保健課、国保・援護課、長寿介護課、子ども政策局、障害福祉課、財務福利課、県警察本部・建築住宅課	379	
		6. ライフライン施設等の代替性の確保	衛生管理課、都市計画課、農村整備課、九州電力、宮崎ガス、NTT西日本	379	
7. 観光客等の安全の確保	危機管理局	379			
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 災害発生直前における体制の整備	1. 火山情報等の伝達体制の整備	危機管理局	379	
		2. 避難誘導体制の整備		380	
	2. 情報の収集・連絡体制の整備	1. 住民からの連絡体制		380	
		2. 気象庁との連携強化		380	
		3. 大学等研究機関等との連携		380	
		4. 情報の分析整理		381	
	3. 活動体制の整備	1. 「霧島山火山対策連絡会議」の設置		381	
	4. 消防、救急・救助体制の整備	1. 林野火災への備え		381	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
	5.	医療救護体制の整備（共通対策編）		381
	6.	緊急輸送体制の整備（共通対策編）		381
	7.	避難収容体制の整備（共通対策編）		382
	8.	備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）		382
	9.	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）		382
	10.	被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）		382
	11.	災害時要援護者等安全確保体制の整備（共通対策編）		382
	12.	二次災害防止体制の整備	1. 土砂災害防止体制の整備 九州地方整備局、砂防課、自然環境課	382
	13.	防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）		382
	14.	災害復旧・復興への備え（共通対策編）		381
3.	1.	防災知識の普及	危機管理局、砂防課、自然環境課	382
	2.	自主防災組織等の育成強化（共通対策編）		383
	3.	ボランティアの環境整備（共通対策編）		383
4.		1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進 危機管理局	383
		2. 火山観測及び研究体制の充実等の要請		383
第3章 火山災害応急対策計画				
1.	1.	1. 火山災害に関する情報の伝達	1. 噴火前兆現象情報の収集と通報 危機管理局、県警察本部、宮崎地方気象台	384
		2. 噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報の発表と通報	宮崎地方気象台、危機管理局	385
	2.	1. 霧島山火山対策連絡会議の設置目的	危機管理局	391
		2. 構成機関等		391
		3. 霧島山火山対策連絡会議の任務		392
		4. 会議の開催		392
		5. 事務局		392
	3.	1. 警戒区域の設定等	危機管理局、県警察本部	392
		2. 避難の実施基準		393
		3. 避難指示等の助言・指示権者	危機管理局、県警察本部、自衛隊	393
		4. 避難指示の伝達要領		393
		5. 伝達の方法、内容、防災信号	危機管理局、県警察本部	393
		6. 報告・通報		394
		7. 事前避難		394
		8. 避難準備段階における小中高等学校等の対策	危機管理局、福祉保健課、学校政策課、特別支援教育室、文化文教・国際課	395
		9. 避難勧告等の解除		395
		10. 登山規制	危機管理局	395
2.	1.	1. 県災害対策本部等の設置	危機管理局	398
		2. 災害警戒本部の設置		398
		3. 災害対策本部の設置		398
	2.	職員の参集及び動員		399
	3.	市町村の活動体制の確立		399

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
3. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		1. 災害状況等の緊急把握	危機管理局	400
4. 広域応援活動	1. 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）			400
	2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）			400
5. 救助・救急及び消火活動（共通対策編）				400
6. 医療救護活動	1. 医療機関による医療救護活動（共通対策編）			400
	2. 医療救護班による医療救護活動（共通対策編）			400
	3. 搬送体制の確保（共通対策編）			400
	4. 医薬品等の供給（共通対策編）			400
	5. 医療情報の確保（共通対策編）			400
7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）				400
8. 避難収容活動	1. 「避難勧告」段階の避難	1. 「避難勧告」段階の避難誘導	危機管理局	401
		2. 避難状況の把握・報告		401
		3. 避難勧告段階における小中高等学校等の対策	危機管理局、学校政策課、特別支援教育室、文教文化・国際課	402
		4. 輸送不可能時における残留者の安全対策	危機管理局	402
	2. 「避難指示」段階の避難	1. 避難確認の強化		402
		3. 避難所の開設、運営（共通対策編）		403
		4. 被災者の把握（共通対策編）		403
		5. 避難生活環境の確保（共通対策編）		403
		6. 災害時要援護者等への配慮（共通対策編）		403
		7. 応急住宅の確保（共通対策編）		403
9. 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）				403
10. 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動（共通対策編）				403
11. 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）				403
12. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）				403
13. 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）				403
14. ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）				403
15. 被災者等への的確な情報伝達活動	1. 被災者等への広報			403
	2. 県民への的確な情報の伝達		危機管理局、秘書広報課	404
16. 二次災害の防止活動		1. 土砂二次災害の防止活動	九州地方整備局、砂防課、自然環境課	404
17. 自発的支援の受入れ（共通対策編）				405
18. 災害救助法の適用（共通対策編）				405
19. 農林水産物応急対策	1. 農産物応急対策		営農支援課、農産園芸課	405
	2. 家畜応急対策		畜産課	405
	3. 林産物応急対策		山村・木材振興課	405
	4. 水産物応急対策		水産政策課、漁村振興課	405
第4章 火山災害復旧・復興計画				
1. 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）				406
2. 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）				406
3. 計画的復興の進め方（共通対策編）				406
4. 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）				406

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
第5章 継続災害への対応方針				
1. 継続災害への対応方針		1. 避難対策	危機管理局	407
		2. 安全確保対策		407
		3. 被災者の生活支援対策		407

第1章 計画の概要等

第1節 基本的な考え方

1 計画の目的

本編は、霧島山火山の噴火による災害を軽減するための災害予防対策を示すとともに、噴火が起こったりまたはその恐れがある場合において、防災関係機関が協力して住民の避難、救助等の災害応急対策を実施するための手順及び災害復旧・復興の進め方を示すことを目的とする。なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2 計画の理念

火山活動によって本県に被害をもたらす可能性のある火山は、霧島山、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳の五山であるが、このうち霧島山を除く他の火山の火山活動により受ける本県の被害は、降灰による農業関係の被害が主であると考えられるので、本編（火山災害対策編）では降灰対策に関する計画以外は、霧島山における火山災害を対象とする。

霧島山火山が噴火した場合は様々な被害が発生することが予想されるが、最優先で対応すべきは、地域住民及び観光客等の安全である。そのためには、下記の事項を重点的に推進していくものとする。

- ①霧島山火山の危険性を防災機関だけでなく、地域住民及び観光客等に正しく認識させること
- ②噴火等が発生した場合でも、被害を軽減できるような火山災害に強い地域づくりを進めること
- ③危険が迫った時にいち早く避難のできるように情報の収集、伝達のネットワークづくりを進めること
- ④被害を最小限に食い止めるための防災活動が円滑に行えるよう防災機関、公共機関、住民組織等のそれぞれの体制づくりと円滑な協力体制づくりを進めること

3 計画の目標

(1) 霧島山火山の危険性の認識とその周知

研究機関等と協力して、霧島山火山について研究するとともに、地域住民及び観光客等へ防災思想と防災知識の普及を図る。

また、県、関係市町村、関係機関等が推進する防災事業の周知にも努める。

(2) 火山災害に強い地域づくり

治山、治水事業等の基盤の整備を進め、災害が発生しても被害を軽減できるような地域づくりを進める。

また、各種の施設、機器、資材等の整備を進め、火山災害に備える。

(3) 事態に迅速に対応できる情報ネットワークづくり

霧島山火山における火山情報を的確に把握できる観測システムの充実を図るとともに、地域住民、観光客、関係市町村等からの火山情報、被害情報等を円滑、確実に伝達できる情報システムの確立を図る。

(4) 応急対策を円滑に行える組織づくり

火山災害が発生した場合に、避難活動、救助活動、医療活動等が円滑に行えるように各防災関係機関の防災力の向上を図るとともに、各防災関係機関相互の協力と連携体制の充実を図る。

第2節 霧島山火山の特徴

1 霧島山火山の概要

(1) 地形・地質の概要

霧島山火山は宮崎県と鹿児島県の県境にあり、標高1,700mの韓国岳をはじめ、噴火活動の文書記録のある新燃岳や御鉢火山など20あまりの小規模火山が北西-南東方向に伸びた楕円形をした地域に分布している。

霧島山火山の活動は、およそ30万年前ごろに宮崎県えびの市を中心にした加久藤カルデラを形成する活動が終了した後に始まり、およそ20km×30kmの楕円形地域で複数の火山が噴火を繰り返し、現在の山体を形成した。霧島山火山に分布する火山は1回だけ活動をした単成火山、何回も活動を繰り返した複式火山が混在している。いずれの火山も安山岩質あるいは玄武岩質の溶岩や火山砕屑物からなっている。図2-1-1には、霧島山火山周辺の地形図を示す。

(2) 気象条件

ア 風速

1995年の高層気象観測データ(観測点：鹿児島(鹿児島市東郡元町)から、霧島山周辺上空(3,000m~10,000m)での風向・風速を季節ごとにまとめると以下のとおりとなる。

風向：春季、秋・冬季の上層風は上空3,000m~10,000mまでほとんどが西風である。

夏季は南西の風の頻度が高い。

高度による風向の差は殆どない。

風速：冬季は偏西風の影響で上空10,000m付近では秒速80mを越えることがある。

夏季はどの高度でも秒速20mを越えることはあまりない。

なお、上空5,600m付近の風向風速を図2-1-2に示す。

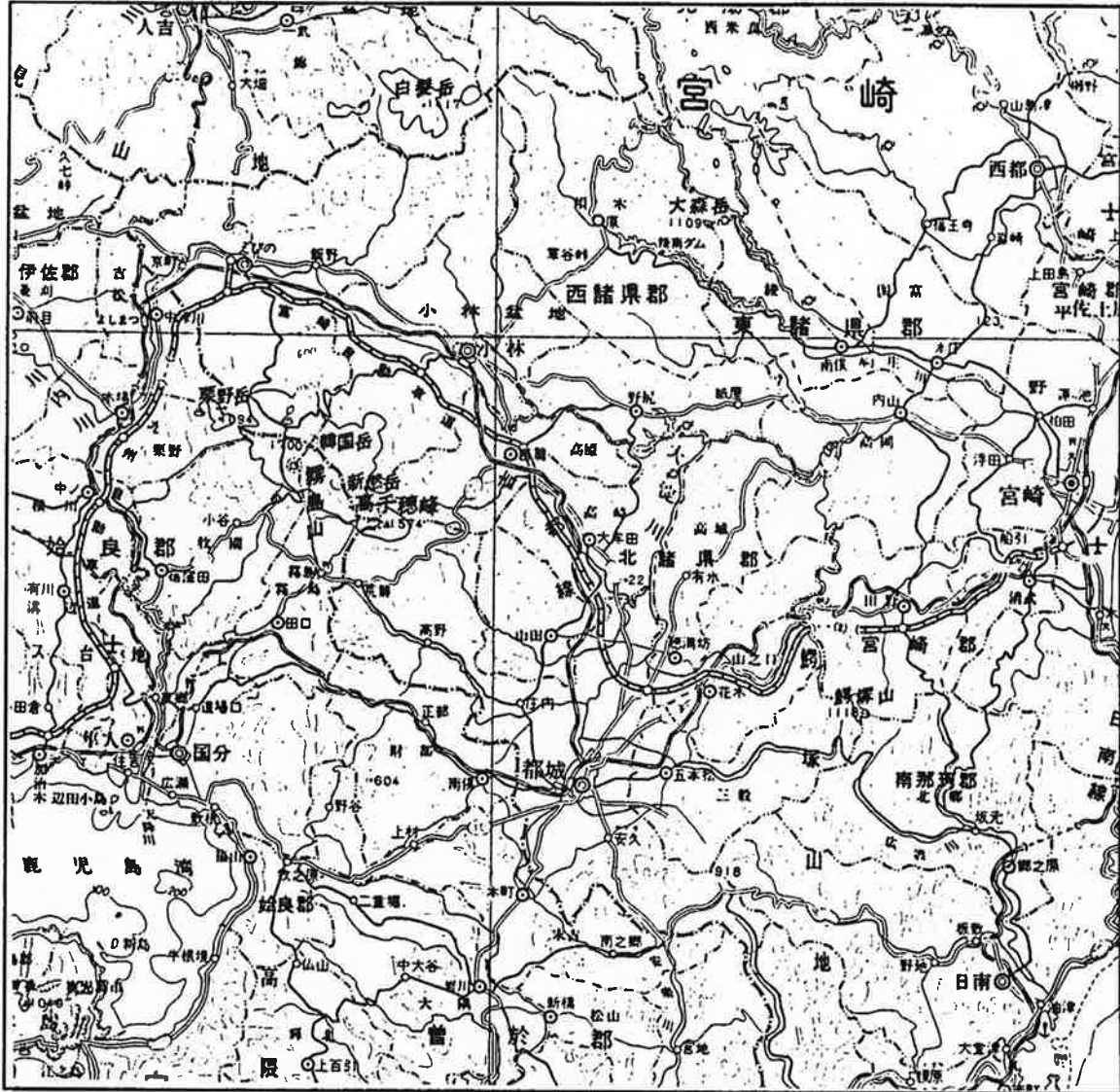


図2-1-1 霧島山火山周辺の地形

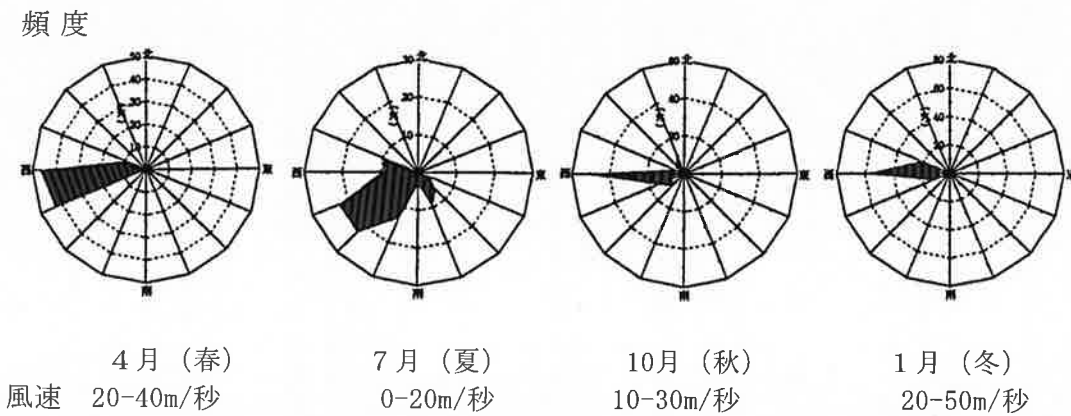


図2-1-2 季節ごとの風向の頻度と平均的な風速(上空5,600m付近)

イ 降水量

福岡管区気象台都城特別地域気象観測所で観測されている平年値を図2-1-3に示す。霧島山火山周辺では、梅雨及び台風の到来する6月から8月にかけて降水量が多く、月平均300mm以上の降水量が観測されている。一方、冬季の11月から1月までの間は、月平均100mm以下である。

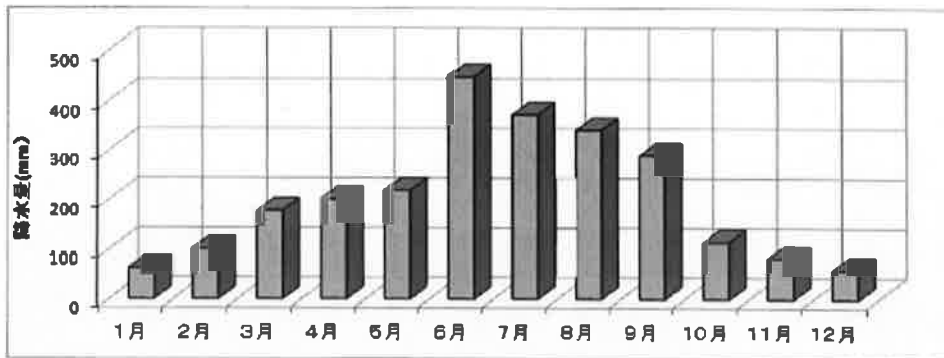


図2-1-3 霧島山周辺の降水量の平年値(1981~2010年)

2 霧島山火山の活動史

(1) 霧島山火山の生い立ち

霧島山火山の活動は、約30万年前に発生した加久藤火砕流の噴出後に始まったといわれている。

活動は数万年の休止期を挟んで古期火山群と新期火山群を形成した活動期に区分されている(井村, 1994)。

ア 古期霧島火山

今からおよそ30万年前から15万年前に溶岩や火山灰などを噴出した。この時代には、烏帽子岳、栗野岳、湯之谷岳、獅子戸岳、矢岳、栗野岳南東の1046.9mの無名山が活動した。



イ 新期霧島火山

新期霧島火山の噴火活動は約10万年前ころからはじまり、現在に至まで断続的に続いている。

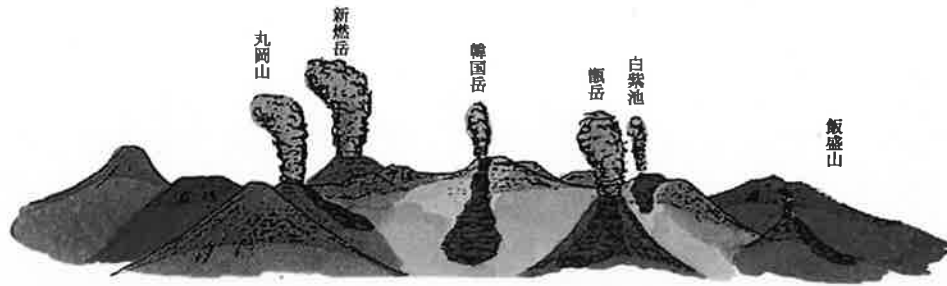
(ア) 10万年前~2万5千年前

白鳥山、えびの岳、龍王岳、二子石、大浪池、夷守岳、大幡山などが噴火をし、3万5千年前には夷守岳で大規模な山体崩壊が起こった。



(イ) 2万5千年前～1万8千年前

飯盛山、丸岡山、韓国岳、甑岳、新燃岳などの小型の成層火山が活動し、白紫池からは溶岩が流出した。



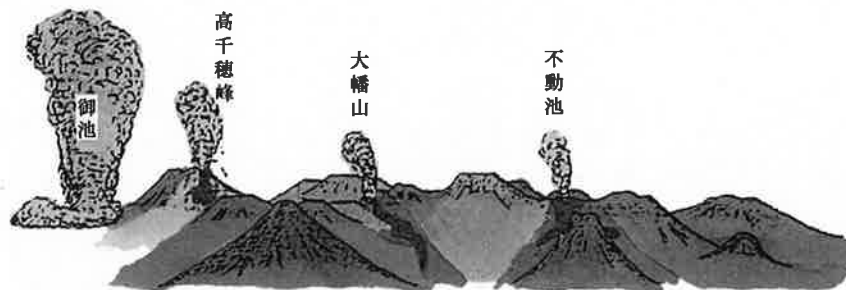
(ウ) 1万8千年前～6千3百年前

韓国岳が大噴火を起こし、中岳、大幡池でも噴火が始まった。また、1万年前頃から古高千穂が噴火を始めた。



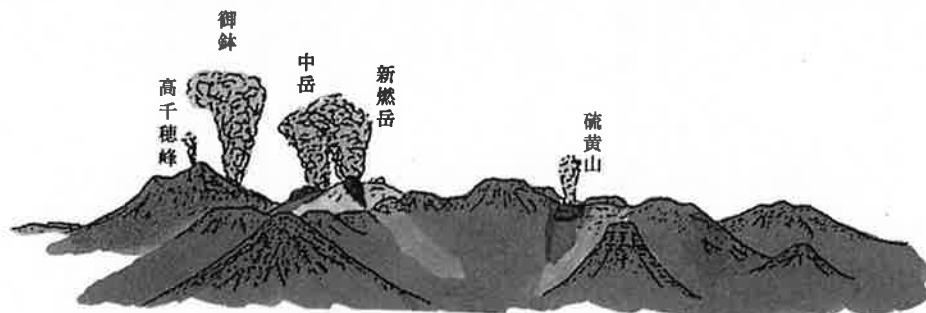
(エ) 6千3百年前～3千年前

6千3百年前から現在までの活動は霧島火山南東部に集中している。6千3百年前から3千年前に高千穂峰が成長を始め、不動池や大幡山からは溶岩を流出した。3千年前には霧島火山の南東で爆発的な噴火が起こり、御池ができた。



(オ) 3千年前～現在まで

御鉢が活動を開始し中岳も溶岩を流出した。歴史時代には、御鉢と新燃岳が繰り返し噴火をしたほか、えびの高原で噴火がはじまり、硫黄山が誕生した。



(2) 霧島山新期火山群の活動(約10万年前～現在)

新期霧島山火山の噴火活動は約10万年前ころからはじまり現在に至るまで断続的に続いている。韓国岳や新燃岳など20数個の小規模火山が北西－南東方向に配列し霧島山火山の伸びの方向を決定している。

新期火山群の活動期間後期の約2万5千年前に始良カルデラ(鹿児島湾付近)で大規模な火山活動があり、入戸火砕流を噴出している。霧島山火山の活動中心もこの時代に変化しているため、今後の火山活動を考えるときには、2万5千年前以降の噴火活動を基に検討を行うこととした。

16世紀以前の記録には噴火地点の記録はないが、被害の範囲などから御鉢の噴火と考えられており、歴史時代の噴火のほとんどは新燃岳か御鉢で起こっているといえる。1768年にはえびの高原から噴火がはじまり硫黄山が形成された。また、2011年1月下旬から新燃岳で噴火が発生し、現在も活動は継続している。図2-1-6には歴史時代の噴火記録を示す。また、表2-1-1には、大きな被害の記録が残っている噴火の一覧を示す。

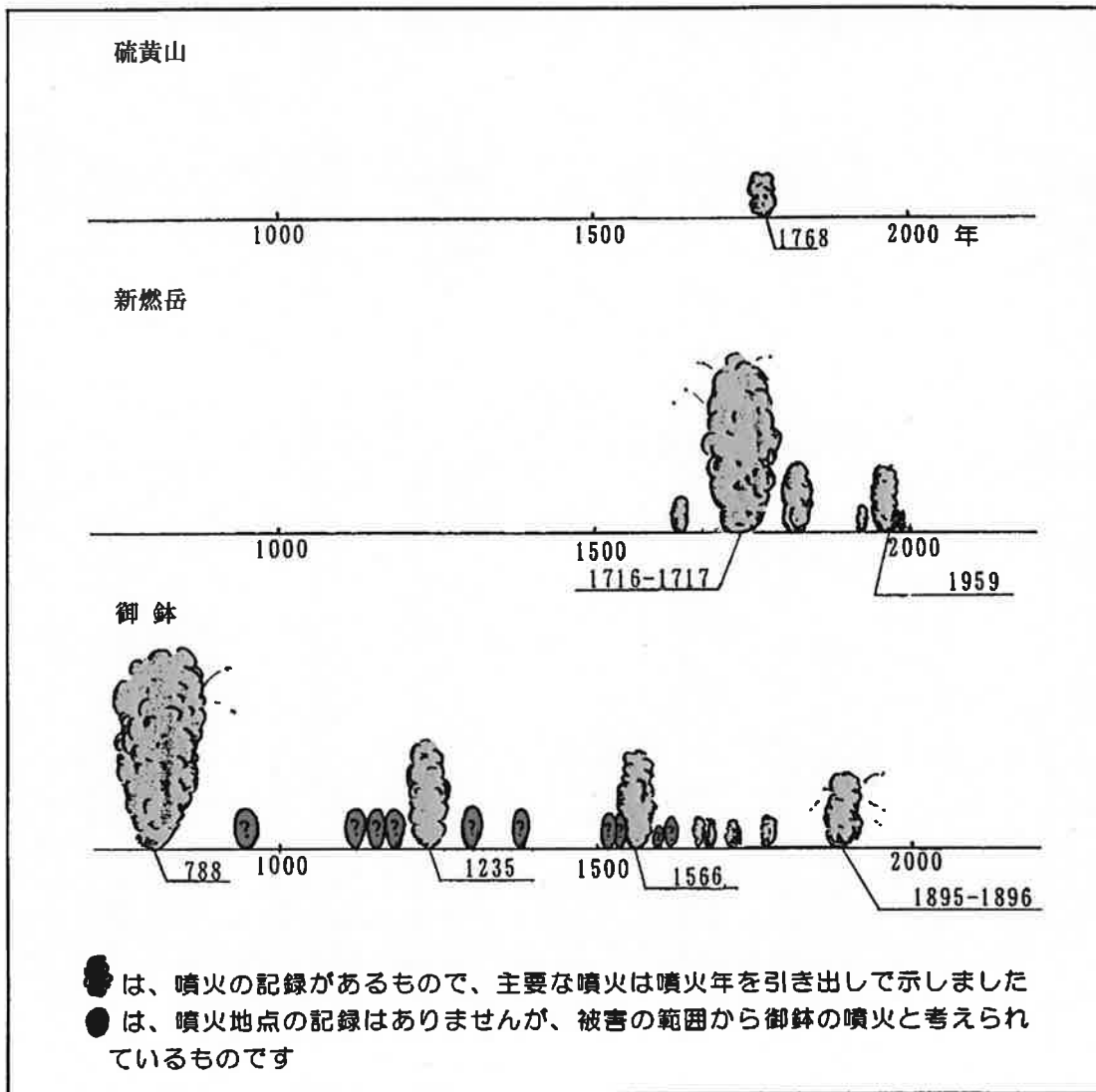


図2-1-6 霧島山火山における歴史時代の噴火記録

ア 御鉢火山の噴火

御鉢には多くの噴火記録がある。788年には歴史時代で最大の噴火が起こり、火砕流や溶岩を流出した。高千穂河原にあった霧島神宮はこの噴火により焼失した。

また、明治13年から大正12年にかけての約43年間に噴火を繰り返し、火口から数kmの範囲に噴出岩塊を放出した。この時に放出された噴出岩塊は、大きいもので長径が2mを越すものもあり、現在でも登山道で見ることができる。

なお、大正12年以降現在までは活動の記録はない。

イ 新燃岳の噴火

新燃岳は1637年以降7回の噴火が記録されている。1716年～1717年には主要地方道小林えびの高原牧園線に達するような火砕流を流出し、東側に大量の火山灰を降下させた。また、噴火後の降雨によって土石流が発生している。

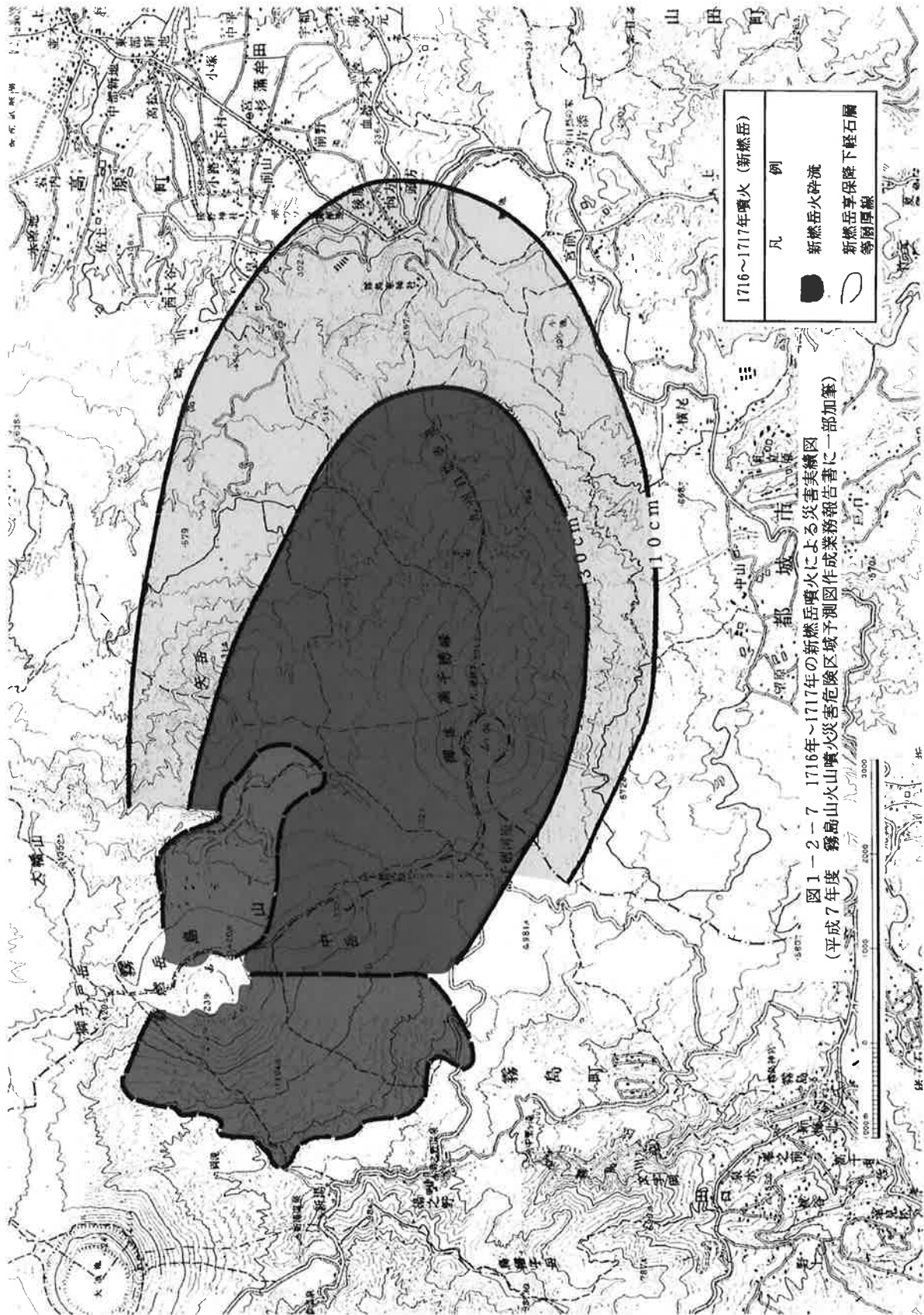
最近では、1959年（昭和34年）及び2011年（平成23年）に噴火し、周辺の農作物に大きな被害を出した。1716年～1717年の新燃岳噴火による災害実績図を図2-1-7に、1959年の新燃岳噴火による災害実績図を図2-1-8に示す。

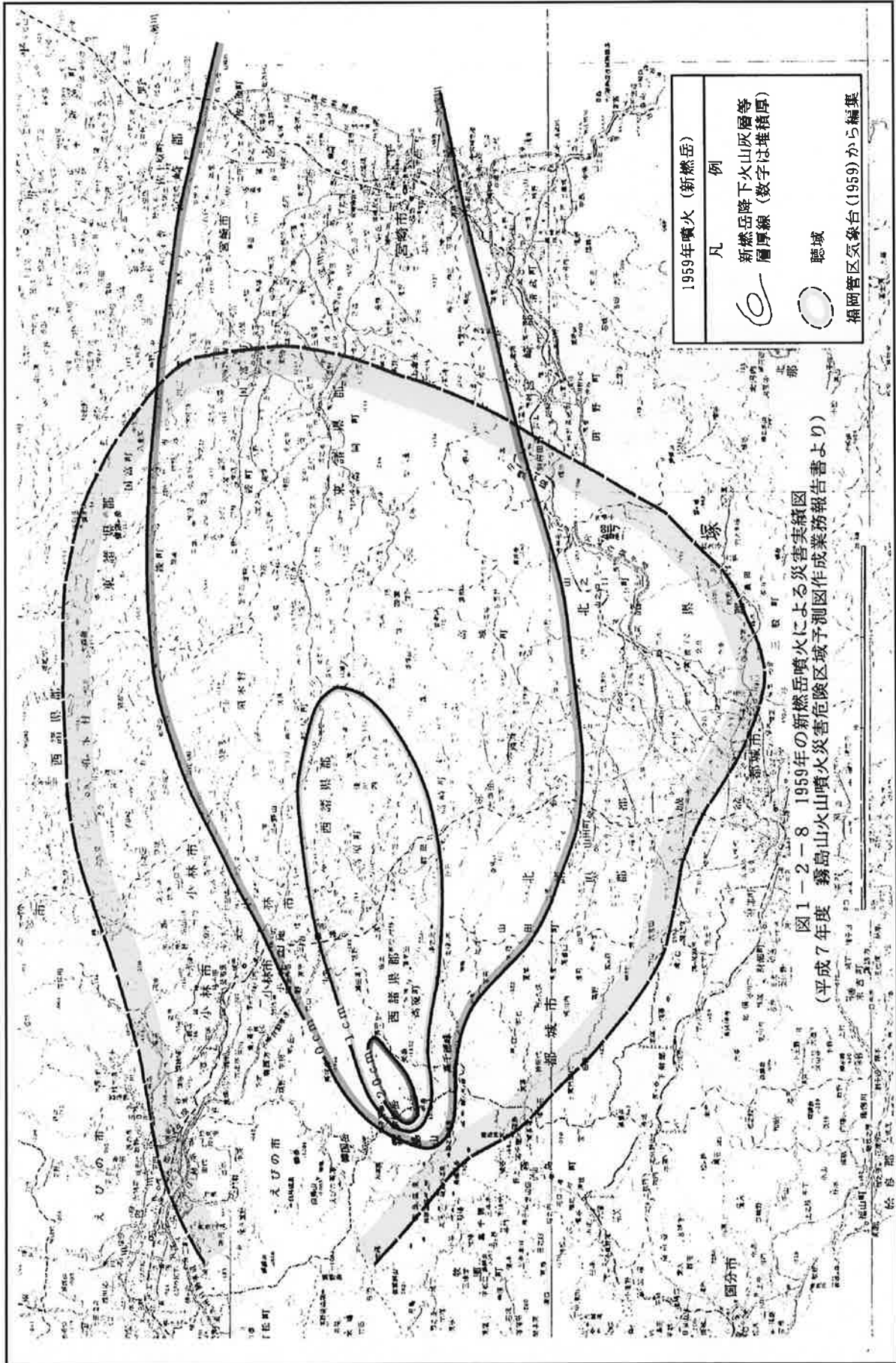
ウ 硫黄山の噴火

1768年に韓国岳の北西から溶岩が流出し、硫黄山が形成された。

表2-1-1 霧島山火山で大きな被害の記録が残っている噴火一覧

発生年	発生場所	火山活動の状況	災害状況
788	御鉢	溶岩流、火砕流 降下火砕物	霧島神宮焼失
1235	御鉢	噴火	社寺什宝等焼失
1566	御鉢	噴火	死者多数
1637	新燃岳	噴火	寺院焼失
1706	御鉢	噴火	神社等焼失
1716 - 1717	新燃岳	火砕流・泥流 降下火砕流	死傷者60名以上。寺社・ 家屋焼失、農作物に被害
1771 - 1772	新燃岳	噴火、降灰 火砕流、泥流	田畑に埋没
1895(明治28年)	御鉢	噴石 降下火砕物	噴石による死者4名、 火災発生
1896(明治29年)	御鉢	噴火	登山者1名死亡
1900(明治33年)	御鉢	噴火	死者2名
1923(大正12年)	御鉢	噴火	死者1名
1959(昭和34年)	新燃岳	水蒸気爆発 (降下火砕物)	森林、農作物等に被害
2010(平成23年)	新燃岳	噴火、爆発的噴 火、噴石、降灰	森林、農作物等に被害





3 霧島山火山の噴火の特徴

(1) 噴火の規模と頻度

霧島山起源の降下火砕物調査(井村, 1994)によると、最新の活動期である7,000年前から現在までの間には、500年に一度の割合で1千万 m^3 以上の降下火砕物を噴出する噴火が発生している。また、噴火記録が多く残っている明治以降(1867年～)の活動を見ると、約140年間で20回は新燃岳あるいは御鉢で、山頂付近に噴石を放出するなどの小規模な噴火が発生している。

これらのことから、

500年に一度:1千万 m^3 以上の降下火砕物を噴出する噴火 10年に一度:小規模な噴火
--

が生じているといえる。

(2) 噴火の発生場所

霧島山火山の火口の大部分は、北西の飯盛山から韓国岳、新燃岳、御鉢をつなぐ北西-南東方向の帯上に分布しており、山体の伸長方向に調和的である。また、約3,000年前に活動した御池のように、霧島山火山の山麓でも噴火が生じている。

火山活動の中心は、時代とともに北部(韓国岳周辺)から南部(高千穂峰周辺)に移動しているが、不動池や硫黄山の活動、新燃岳の活動など、北部から南部まで小規模な噴火活動が続いている。

歴史時代の噴火活動は、主に御鉢と新燃岳で生じているが、1768年の硫黄山のように北部地域での噴火も記録されている。また、噴火活動の記録はないが、大幡池周辺では地震活動が活発である。

(3) 噴火の様式

霧島山火山の噴火様式は、各火山ごとに異なる。また、同一の火山でも様々な様式で噴火を行っている。ここでは、歴史時代に活動の記録のある3火山について、噴火様式を示す。

○硫黄山：溶岩流の流出

○新燃岳：9,000年前及び4,000年前に爆発的な軽石噴火が起こり、瀬田尾軽石層、前山軽石層をそれぞれ噴出した。歴史時代には、水蒸気爆発からマグマ性の火山活動へ移行する噴火を繰り返し、火砕流の発生とともに大量の火砕物の降下させた。

○御鉢：ストロンボリ式から準プリニー式噴火まで多様な噴火形式を見せ、スコリアの噴出と溶岩の流出を繰り返す。歴史時代には、準プリニー式噴火、ブルカノ式の噴火が発生し、噴出岩塊、降下火砕物、溶岩流、スコリア流(火砕流)を噴出した。また、水蒸気爆発のみで終息したものもある。

また、噴火活動が起こっていない平常時でも、霧島山周辺には火山ガスの噴気地帯が多数分布している。これらの噴気地帯では有毒ガスが噴出しており、ガスによる中毒事故の危険がある。硫黄岳周辺には噴気地帯があり、噴気地帯を主要地方道小林えびの高原牧園線が通過している。また、気象条件によってはえびの高原一帯にも有毒ガスが滞留する恐れがある。鹿児島県では、1989年には新湯の浴室で火山ガスにより2名が死亡したほか、1971年には手洗温泉で噴気孔が土砂で埋まり、地中のガス圧が上昇したために小規模な水蒸気爆発が発生した。

このほかに、夷守岳では25,000年前以前に山体崩壊が発生し、北東側に岩層なだれが流下している。また、韓国岳でも山頂付近が崩壊しており、発生場所を特定することはできないが山体崩壊が発生する可能性がある。

(4) 発生する恐れのある火山災害要因

過去の噴火の事例をもとに、霧島山火山で噴火が発生した際に考えられる災害要因を整理すると、表2-1-2のようになる。

表2-1-2 火山災害要因

災害要因	韓国岳 周 辺	大幡池 周 辺	新燃岳 周 辺	御 鉢 周 辺
噴火岩塊の落下	○	△	○	○
火砕物の降下	○	△	○	○
溶岩の流下	○	△	△	○
火砕物の流下	△	△	○	○
岩屑なだれの流下	×	×	×	×
泥石流・土石流の流下	○	×	○	○
洪水の流下	×	×	×	×
地すべり・斜面崩壊	○	×	○	○
津 波	×	×	×	×
火山ガス	△	×	○	△
空 振	○	×	○	○
地 震 動	×	×	×	×
地殻変動	×	×	×	×
地熱活動	×	×	×	×
地下水・温泉変動	×	×	×	×

注) 夷守岳で山体崩壊の履歴がある。

○：有史以後発生 of 記録がある。

△：有史以後に発生 of 記録はないが、25,000年前までには履歴がある。

×：過去に発生 of 記録がない。

第3節 霧島山火山地域の社会条件

1 人口

国勢調査（平成17年度）によると、関係市町村の人口の合計は249,477人、世帯数の合計は100,144世帯であり、県全体の約2割の人々が居住している。

5歳未満の幼児は10,941人、高齢者は66,706人となっている。高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）は、全体では県の平均よりも若干高くなっている。

乳幼児や高齢者等は災害時要援護者になる可能性が高く、これらの人々に対する災害時の対策を検討する必要がある。

表3-1-1関係市町村の人口等

(平成17年国勢調査)

関 係 市町村	総 人 口 人	一般世帯数 世帯	1世帯当たり の人数 人	幼 児 数 (5歳未満) 人	高 齢 者 数 人	高 齢 化 率 %
都 城 市	170,955	67,939	2.45	7,716	41,960	24.5
小 林 市	41,150	15,788	2.53	1,740	10,936	26.6
えびの市	23,079	9,119	2.45	828	7,700	33.4
高 原 町	10,623	4,063	2.56	322	3,382	31.8
野 尻 町	8,670	3,235	2.60	335	2,728	31.5
合 計	249,477	100,144	—	10,941	66,706	26.7
宮 崎 県	1,153,042	449,269	2.50	51,322	270,586	23.5

2 交通

(1) 道路

霧島山火山周辺には、九州自動車道、宮崎自動車道、国道221号、国道223号等の幹線道

路が走っており、陸上交通の重要な幹線ルートとなっている。また、霧島山火山の中央には、主要地方道小林えびの高原牧園線が通っており、多くの観光客に利用されている。これらの幹線道路は、災害時には緊急輸送道路等として重要な役割を期待されている。

(2) 鉄道

JR九州吉都線が霧島山火山の東部・北部を通っている。車社会の進展の中で、鉄道の輸送手段としての位置付けは徐々に低下しつつある。

(3) 航空

霧島山火山のほぼ60km東に宮崎空港があり、県における重要な空の足となっている。霧島山火山が噴火した場合は風向きによっては、その運行に影響が出てくる。

3 土地利用

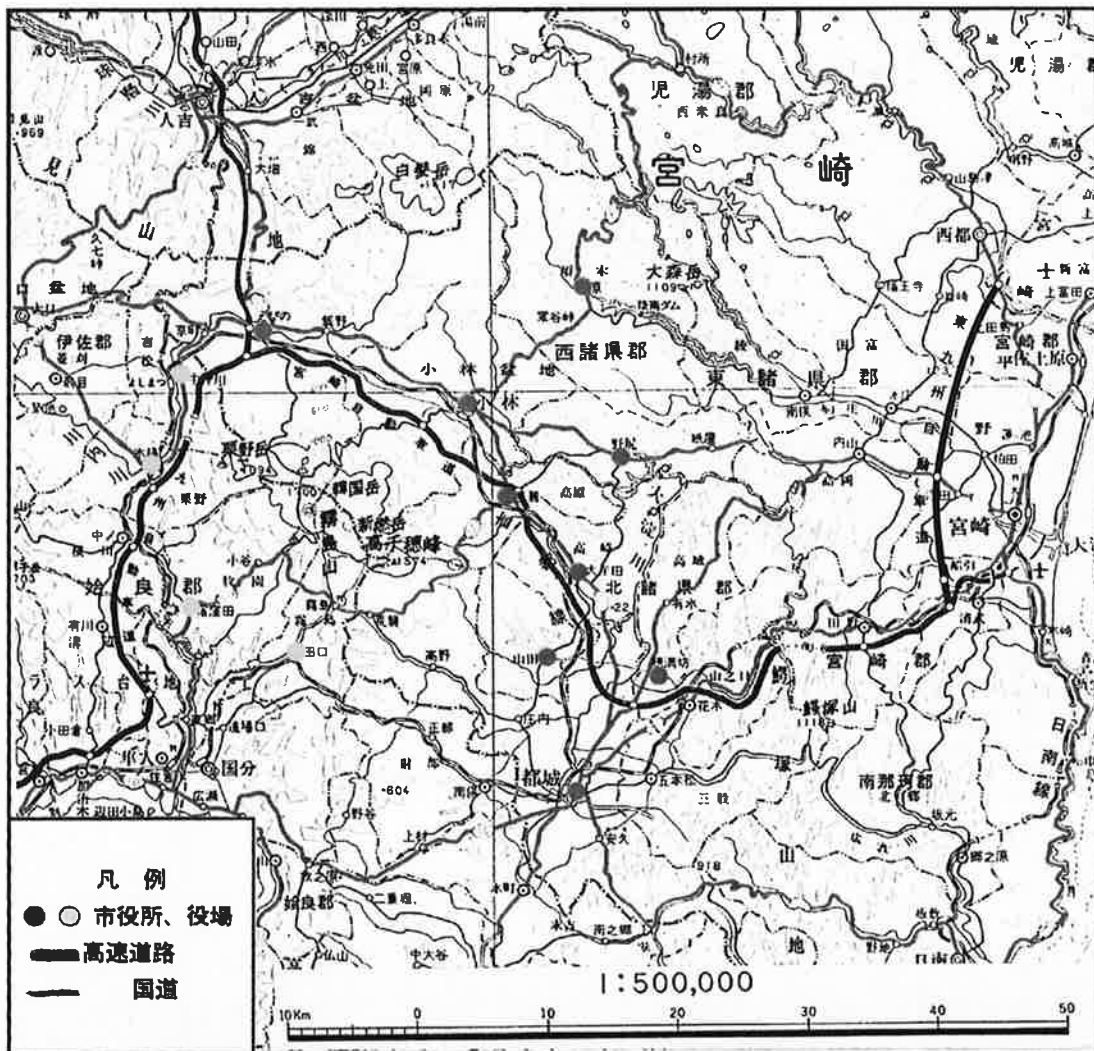
霧島山火山周辺の河川沿いの低地やシラス台地上は古くから市街地、集落や農地として利用されている。また、近年山地でも比較的緩斜面のところは牧場や農地として活用されている。

霧島山火山周辺には、えびの高原、生駒高原、白鳥温泉及びゴルフ場等多くの観光地があり、多くの観光客が訪れている。

4 防災施設

霧島山火山は、行政区的に宮崎県の5市町村、鹿児島県の4市町にまたがっている。霧島山火山の災害対策においてはこれらの市町村が市町村レベルで関連してくる。

霧島山火山の山頂、山腹及び山麓に分布する防災施設は、次図のとおりである。



5 観測体制

霧島山火山は火山噴火予知計画において、特に重点的に観測研究を行う必要のある火山(国内で13火山)に指定され、気象庁より常時観測が実施されている。

また、東京大学霧島火山観測所で地震観測を主体とした火山観測が行われているほか、電気抵抗構造の調査、光波測量等が行われている。

表3-5-1 常時観測装置一覧

区分	地震計	空撮計	傾斜計	GPS	降灰計	その他
気象庁	8地点	6地点	7地点	11地点	3地点	遠望カメラ 5地点
東京大学地震研究所	17地点	1地点				
九州大学地震火山観測研究センター	2地点	1地点	1地点			
防災科学技術研究所	5地点		2地点			
鹿児島大学	1地点					
国土地理院				5地点		

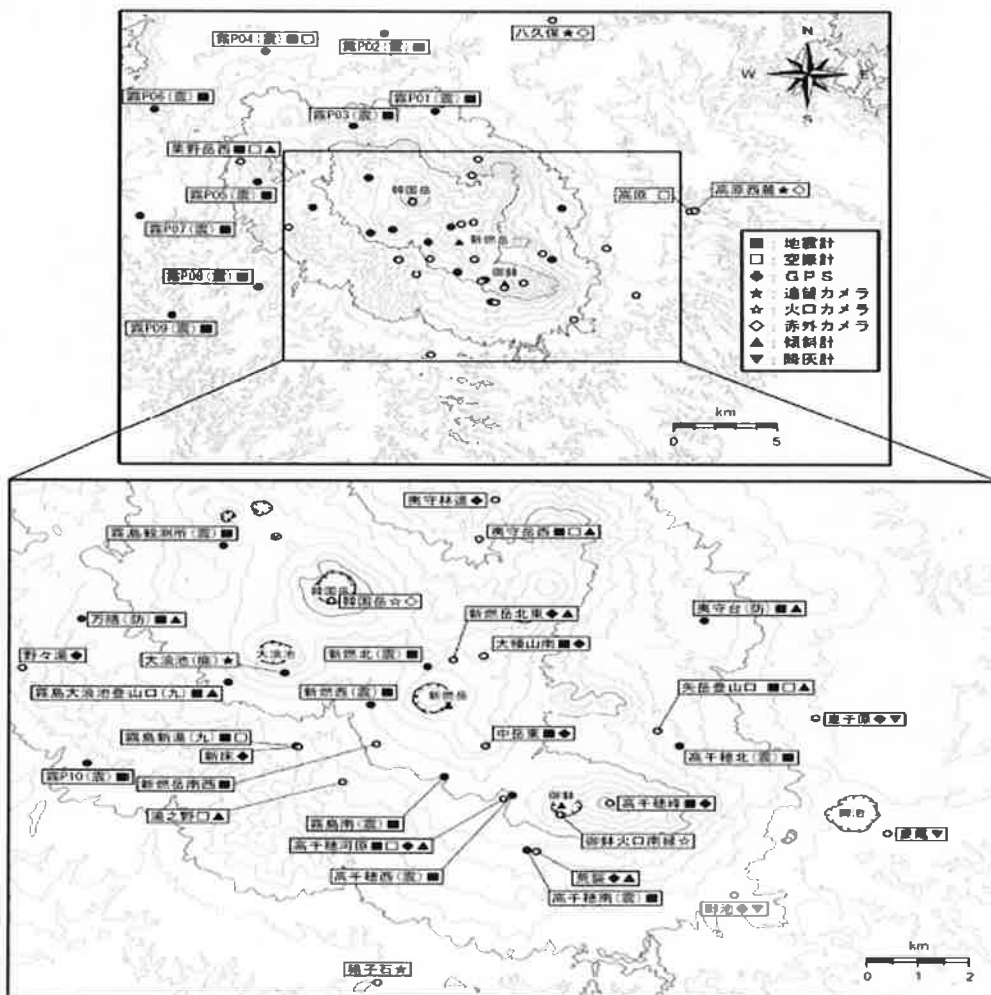


図3-5-1 観測施設配置図

第4節 災害の想定

第1款 予想される噴火

1 対象とする噴火

霧島山火山の今後の噴火活動に伴う現象について、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようなものであるかを想定することは困難である。特に霧島山火山は多数の火口を持っており、その中には単成火山（一回の噴火で活動を終了した火山）も多く含まれているため、過去に活動した火口だけでなく、それ以外の場所からの噴火の可能性もある。さらに、3,000年前には山麓で爆発的な噴火が発生し御池が生じたように、山麓でも大きな噴火が発生する恐れがある（ただし、御池のような活動は霧島山火山の30万年間の活動の中で、噴火口が残っているのは2箇所(回)と発生頻度は非常に少ない）。

このように、現在の火口以外からの噴火については場所、規模ともに想定することは不可能であり、現段階では、現存火口以外からの噴火を想定した効果的な火山災害対策計画を策定することは困難である。

一方、歴史時代で最大規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、これに対する火山災害対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられる788年、1716年～1717年規模の噴火及びそれに伴う現象を計画対象噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の何れかとする。

平成7年度に霧島火山の噴火災害危険区域予測図を作成し、788年規模の噴火が起った際の災害要因の影響範囲などを推定していることから、本計画では、平成7年度の噴火災害危険区域予測図の成果を想定災害とする。

表4-2-1 想定噴火の概要

噴火様式	プリニー式噴火（溶岩と火砕流の噴出を伴う）
噴火規模	788年の御鉢での噴火規模。ただし、火砕流の規模は1716～1717年の新燃岳の噴火で発生した火砕流の規模。
噴火場所	硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の4火口。ただし、この他の地域からも噴火の可能性はある。
災害要因	噴出岩塊、降下火砕物、火砕流、溶岩流、岩屑なだれ、泥石流・土石流、空振、火山ガス、地すべり・斜面崩壊。

2 予想される噴火のシナリオ

霧島山火山で予測される噴火のシナリオは、過去の噴火の経過等から見て、以下に示す図4-2-1のとおりである。

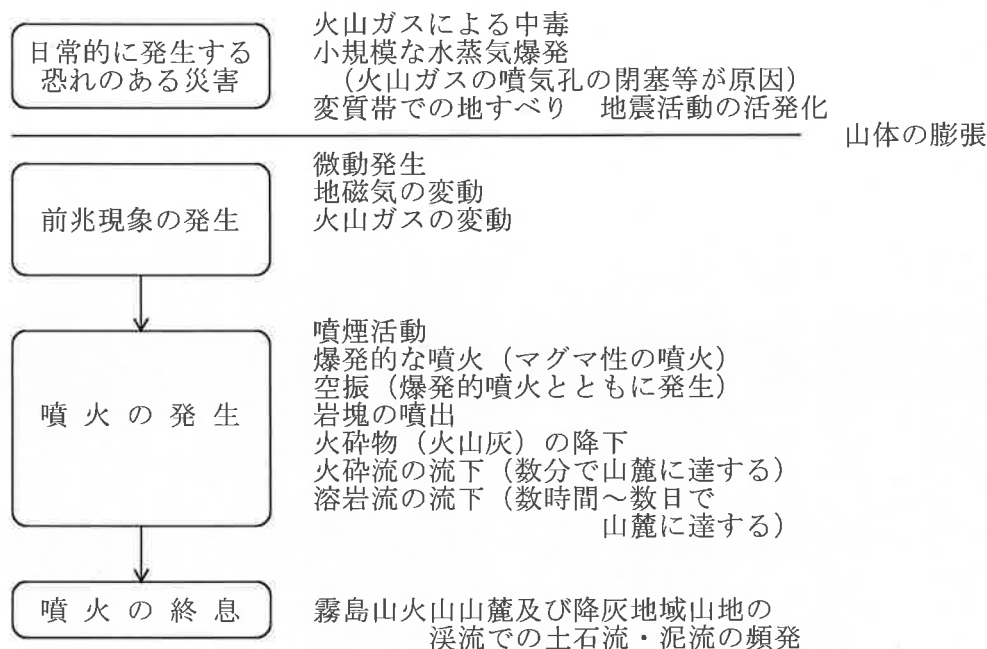


図4-2-1 霧島山火山で予測される噴火のシナリオ

3 噴火前兆現象

霧島山火山において、788年及び1716年～1717年に発生した大規模な噴火では、前兆現象についての記録は特に報告されていない。福岡管区気象台要報によると明治以降の噴火のいくつかには、前駆地震が観測されたという記載がある(1913年噴火)が、1959年(昭和34年)の噴火では前兆現象は見られなかったとする報告がなされている。

一方、新燃岳では最近の物理観測と1991年の噴火活動から、噴火に至るまでの前兆の典型的な例が推定されている。このような前兆は他の火口でも生じる可能性があり、災害対策に役立つことが期待される。

(1) 霧島山火山で記録のある噴火前兆現象

1913年の噴火の記録には、噴火前兆現象(前駆地震)の記載がある。以下にこの噴火前の地震の状況をまとめる。

[1913年(大正2年)11月8日噴火の前兆現象]
 大正2年5月19日 午前4時20分:宮崎県西諸県郡加久藤村(現えびの市)で地震を感知
 同年9月1日までに加久藤真幸で175回の地震
 同年10月17日～19日:3日間に3回の強震が発生
 同年11月8日 午後11時:霧島山火山(御鉢)で噴火

この記録から噴火の前兆現象のモードは以下のように想定できる。

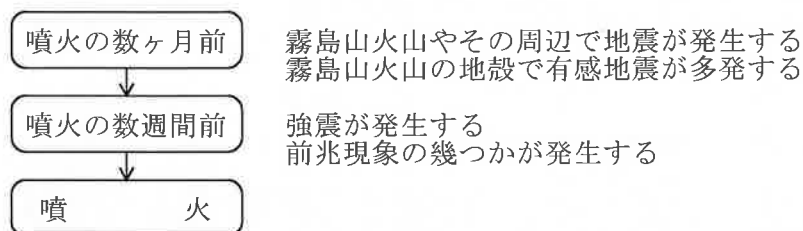


図4-3-1 噴火の前兆現象発生経過

(2) 霧島山以外の火山で発生した噴火の前兆現象

以下の現象は霧島山火山以外の火山で規模の大きい噴火が発生したときに見られたものである。霧島山でも他火山と同様に地下のマグマが上昇し、噴火に至る経過をたどるので同様の前兆が発生し、発見される可能性がある。

- ①地下水量・井戸水の変化
井戸水の水位が急に増減する。ところによっては、湧水の現れるところもある。また、井戸水の水温上昇も起こる。
- ②温泉の変化
新しい温泉が湧き出したり、既存の湧出量・温度・色・においが変化する。
- ③噴気孔の変化
新しい噴気、噴気孔の拡大、噴気量・温度・色・においが変化する。
- ④地温の異常上昇
大きな噴火の前に土地の温度が高まり、草木が立ち枯れることもある。
- ⑤川水の変色
川の水が変色、にごりがみられたり、異臭、魚介類の死滅等の現象がみられる。
- ⑥動物の異常挙動
地温の上昇、地震動、火山ガスの臭い等に反応して動物が日常と違う挙動をしたり、ふだん山中にいる動物が人家周辺に出現する。
- ⑦地鳴り
大きな噴火の数日前から地鳴りが起こる。

(3) 噴火に至るまでの典型的な前兆の例（新燃岳）

新燃岳で推定されている噴火に至るまでの典型的な活動の推移を図4-3-2に示す。

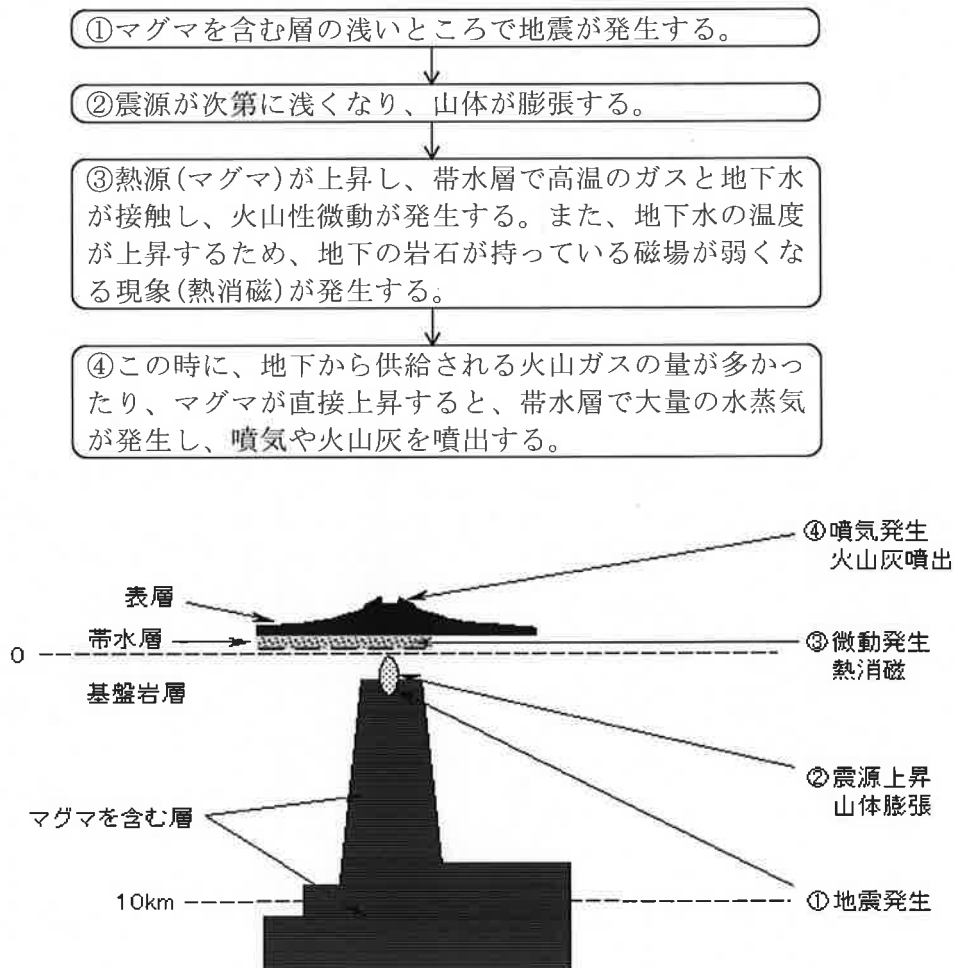


図4-3-2 新燃岳の地下構造と噴火に至るまでの活動の推移(鍵山による)
(ただし、これらの前兆現象が現れないこともある)

第2款 火山災害危険区域と災害の予測

1 噴火場所と火山災害要因の予測

霧島山火山では、過去にいろいろな場所から様々なタイプの噴火が発生している。噴火が発生する場所やその規模によって、発生する災害要因や影響範囲が大きく変化する。表4-2-2には霧島山火山で起こり得る噴火の場所と規模、及び災害要因を示す。

表4-2-2 霧島山火山で起こり得る噴火の場所・規模と災害要因

想定噴火場所	大規模な噴火（1回/500年）	中規模な噴火（1回/数十年）
硫黄山	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流 空振	噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流)
大幡池	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流	—————
新燃岳	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流 空振	噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流)
御鉢	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流（スコリア流） 溶岩流 泥石流・土石流 空振	噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流)

日常的に発生する恐れのある災害	地すべり 火山ガス 小規模な水蒸気爆発
-----------------	---------------------------

その他	山体崩壊
-----	------

なお、本計画においては、中規模～大規模噴火を想定災害としている。

2 火山災害危険区域の予測

災害危険区域は、国土庁防災局「火山噴火災害危険区域予測図作成指針」（平成4年）に基づき、霧島山火山噴火災害予測調査検討委員会が検討したものを採用する（図 ）。

3 火山災害の予測

霧島山火山が大規模噴火（788年噴火程度）した際に予想される宮崎県における被災地域及び災害状況を下表に示す。

表4-2-2(1) 霧島山火山の噴火による予想災害

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
噴出岩塊	<p>人間や家畜が死亡したり、車両、建物、道路等が破壊されたりする。熱い岩塊が落下した場合は火災が発生することもある。</p> <p>噴火口から4kmの範囲に直径10cmから数mの岩塊が落下する。</p> <p>硫黄山：えびの高原、韓国岳、大浪池、主要地方道*</p> <p>大幡池：新燃岳、夷守台</p> <p>新燃岳：高千穂河原</p> <p>御 鉢：高千穂河原</p>	<p>爆発的な噴火と同時に噴出される</p>
降下火砕物	<p>直径十数cmの降下火砕物が直撃すると、人間や家畜が死亡したり、車両に被害が生じる。また、降下火砕物が厚く堆積すると、木造建物やビニールハウスが破壊され、農作物に甚大な被害が生じる。</p> <p>風下側に20kmで20cm以上堆積し、九州自動車道や宮崎自動車道をはじめ、周辺交通機関にも影響が生じる。特に、霧島山火山上空は偏西風の影響で西風が卓越しており、霧島山火山の東側に火砕物が降下する可能性が高く、風向きによっては宮崎市に達する恐れもある。</p>	<p>粒径が大きな火砕物は早い時間で降下する。</p> <p>細かいものは遠くに飛散し、ゆっくりと降下する。</p>

表4-2-2(2) 霧島山火山の噴火による予想災害

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
火砕流	<p>火砕流の本体が流下、堆積したところでは建物、樹木はなぎ倒され、焼失し、埋没する。また、本体から500m外側の範囲でも熱風の影響を受け、火災が発生する。霧島山火山で発生が予測される火砕流は、火口から高温の軽石等が溢れ出ることで発生するものと考えられている。</p> <p>硫黄山：えびの高原、主要地方道* 大幡池：環野、夷守台、高崎川上流 新燃岳：高崎川上流、主要地方道* 御 鉢：高崎川上流、主要地方道*</p>	<p>時速100km以上で流下し、数分で山麓に到達する。</p>
溶岩流	<p>溶岩の流下域にあたる地域では、土地や家屋の破壊、埋没等の破壊的被害が生じる。</p> <p>溶岩流は地形的低所に沿って流下する。</p> <p>硫黄山：えびの高原、霧島道路(数分～) 北東側に流出→小林市環野 北側に流出 →えびの市末野 北西側に流出→えびの市尾八重野 大幡池：北側に流出 →小林市環野 南東側に流出→高原町西大谷 新燃岳：北東側に流出→高原町西大谷 御 鉢：北東側に流出→高原町西大谷</p>	<p>火山口から数時間から数日で山麓に到達する。</p> <p>なお、左の欄で注記のないものは、火口からの到達時間が数時間以上である。</p>
泥流・土石流	<p>泥流・土石流の流下域では、建物や農地は流失、埋没する。</p> <p>霧島山やその周辺地域の山地で、上流域に多量の降下火砕物が堆積したところや非溶結の火砕流が堆積した河川で発生する危険が高い。</p>	<p>噴火後数年間、大雨時に発生する。</p> <p>時速40km程度で流下する。</p>
空振	<p>窓ガラスの破壊等の被害が生じる。</p> <p>被害は、100km離れた地域に及ぶこともある。</p>	<p>爆発的噴火に伴って発生する。</p>
斜面崩壊	<p>噴気活動や地震にともなって発生するもので火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。</p>	<p>爆発的な噴火あるいは、地震に伴って発生する。</p>
地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発	<p>温泉・火山ガス噴気帯では、熱水によって地盤が変質し、地すべりが発生しやすくなっている。また、噴気帯からは、有毒な火山ガスが噴出しており、気象条件によっては人体に影響を及ぼすことがある。さらに、このような噴気帯において、噴気孔が一時的に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。</p>	<p>日常的に発生する恐れがある。</p>

主要地方道*：主要地方道小林えびの高原牧園線

第2章 火山災害予防計画

第1節 火山災害に強い地域づくり

第1款 土地保全事業の推進

第1項 基本方針

霧島山火山の噴火により、溶岩流や火砕流、泥石流・土石流が流下する可能性があり、また斜面崩壊や地すべりなどの土砂災害も予想される。霧島山火山周辺は、地形地質条件からみて土砂災害を起こしやすく、火山噴火と豪雨とが重なると大きな被害が発生する恐れもある。

火山災害に強い県土の形成を図るため、治山・治水事業、砂防事業、その他の土地保全事業の火山災害対策事業を計画的・総合的に推進するものとする。

第2項 対策

1 治山事業の推進

【九州森林管理局、県】

霧島山火山周辺の河川沿いの低地やシラス台地上には古くから市街地や農地として利用されている。生産性が低く、しかも水に対して極めて弱いため、本県のような台風、豪雨の頻度が高いところでは、山腹崩壊による災害を受けやすく、火山噴火と豪雨とが重なると大きな被害が予想される。

治山事業は、「森林法」「地すべり等防止法」に基づき実施されており、「森林整備保全事業計画」に基づき緊急かつ計画的に推進し、荒廃森林の復旧、山地災害危険地区の解消及び水源地域の水土保全施設の整備に努めるとともに、保安林機能の強化を図るため、保安林改良及び保育事業を実施し、国土保全、水源かん養等の公益的機能の維持増進に努める。

2 治水事業の推進

(1) 大淀川・川内川水系の治水事業

霧島山火山の噴火危険地域及びその下流域である大淀川・川内川水系について、火山災害に伴う氾濫等の河川災害を防止するため、河川改修事業を推進する。

3 砂防事業の推進

【九州地方整備局、県】

霧島山火山には、地形地質条件からみて荒廃しやすい溪流が多く、出水時には山崩れや侵食崩壊が起りやすい。このように河川の水源地帯の溪流では、土砂崩壊と土砂流出によって土砂災害が起りやすく、下流河川の護岸堤防はもとより家屋、公共施設、田畑などに多大の災害を発生させる原因となる。本県は、台風常襲地帯で年間降水量も2,500mmと多く、昔から土砂災害に悩まされてきた。

一方、最近の災害発生の傾向として、一見安定した河状、林相を呈している地域に異常豪雨による土石流が発生し、人家集落に甚大な災害をもたらしている。

以上のような本県の実状及び予想される火山噴火災害に鑑み、国の社会資本整備重点計画に基づき、次の事項について計画的に整備を進める。

(1) 土石流対策

大淀川・川内川の水系の霧島山地域の重荒廃山地・一般荒廃山地の保全を推進するとともに、土石流の危険度の高い溪流には必要な砂防設備などの対策を講ずる。

(2) 地すべり対策

【県】

霧島山火山周辺には起伏の激しい地区が多く、地すべりをおこす危険のある区域が多く存在している。このため、噴火が発生した場合だけでなく、日常的にも危険性のある地域となっている。

地すべりの危険度の高い地域には必要な地すべり防止対策を講ずる。

(3) 急傾斜地対策

【県、市町村】

霧島山火山周辺には起伏の激しい地区が多く、がけ崩れをおこすおそれのある危険箇所が多く分布している。

これらの危険箇所には、必要な対策を講ずる。

第2款 火山災害に強いまちづくり

第1項 基本方針

霧島山火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山災害の危険区域において、防災施設整備を進めるとともに安全の確保しやすい地域づくりを推進するものとする。

第2項 対策

1 警戒避難体制の強化・拡充

(1) 危険区域の土地利用抑制

【県、市町村】

霧島山噴火災害危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流地区）内では開発整備を抑制する。やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を講ずる。

(2) 監視・観測機器等の整備

【県、市町村、九州地方整備局】

監視カメラやガス探知機等の警戒避難体制の整備に必要な機器の整備を図る。また、霧島山火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

2 避難道路の整備

【西日本高速道路株式会社、県、市町村】

火山噴火による危険から逃れるため、霧島山火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等が避難可能となる避難道路の改良・整備に努める。また、霧島山火山内にいる観光客や観光業者等が素早く避難できるよう既存道路の主要地方道小林えびの高原牧園線、えびの高原小田線をはじめ、九州自動車道、宮崎自動車道そして国道221、223号等の道路について、日常から、法面や擁壁の点検に努め、道路上に堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図る。なお、避難方向や避難場所等がわかるよう、標識や案内板等の設置に努める。

3 退避舎・退避壕等の整備

【県、市町村】

噴出岩塊の落下が予想される地区については、今後、退避舎や退避壕を整備するよう努める。具体的には既存の道路沿いや、霧島道路、九州自然歩道沿いに整備する。

4 避難場所の整備

【県、市町村】

大きな噴火が予想されるときは、危険区域で生活している住民は速やかに危険区域外に避難することが必要である。霧島山火山の噴火は過去の経緯などから避難期間が長期間に及ぶことはないかと予測されているが、万一の場合を想定し、避難所として専有できる施設を設け、

長期間の避難生活に耐えられる設備の整備に努める。この避難所は火山災害用だけでなく他の災害の避難所としても活用する。

なお、関係市町村は避難所が不足する場合に備え、隣接市町村との避難所の提供に関する広域の協力体制の整備を図るものとする。

5 公共施設等の安全性の確保

【県、市町村】

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関、防災拠点等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

公共施設の立地条件等の安全性の点検を適宜実施し、点検に基づき安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改修、整備等を実施する。

6 ライフライン施設等の代替性の確保

【県、市町村、九州電力株式会社、宮崎ガス株式会社、宮崎県LPガス協会、西日本電信電話株式会社】

上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

7 観光客等の安全の確保

【県、市町村】

霧島山火山周辺には多くの観光客が訪れ、滞在している。これらの観光客及び観光事業者に対する安全性の確保を図るため、霧島山火山の危険性を周知させるとともに、噴火等の火山災害が発生した場合の情報の伝達、安全な避難の確保等についての対策を推進する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第1項 基本方針

火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、住民や観光客等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、予め情報伝達体制、避難誘導體制を整備しておく。特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるようにする。

第2項 対策

1 噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報の伝達体制の整備

【県、市町村、宮崎地方気象台、防災関係機関】

噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報（以下「噴火警報」という。）報の発表基準、通報・伝達経路については、第3章第1節第1款「火山災害に関する情報の伝達」のとおりであるが、県及び市町村は、気象台及び防災関係機関との連携をとりながら、霧島山火山活動に異常な現象が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるように体制の整備を図る。

特に霧島山及びその周辺においては、住民及び観光客の間で多くの情報が輻輳し、あるいは途絶するなど、情報が混乱する恐れがあるとともに、火山活動状況によっては避難等に緊急を要することもあり得る。そうした場合でも、正しい情報を住民・観光客に伝達できるよう情報伝達のネットワーク化を推進するものとする。

2 避難誘導體制の整備

【県、市町村】

(1) 地域住民に対する避難誘導體制の整備

県及び市町村は、住民の生命・身体等に危険が生じる恐れがある場合に迅速かつ円滑な避難誘導活動が行えるよう、予め避難計画を作成しておくとともに、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(2) 災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備

県及び市町村は、地域住民、自主防災組織、老人福祉施設等と連携しながら、高齢者、心身障害者その他いわゆる災害時要援護者の発災時の避難誘導體制の整備に努める。

(3) 観光客に対する避難誘導體制の整備

霧島山火山周辺地区には多くの観光客・宿泊客がみられる。県及び市町村は、不特定多数の利用が予定されている施設の管理者に対して、霧島山火山防災マップを掲示するなどして火山の特性を周知する他、速やかに避難誘導するための計画を作成し、訓練を行うよう指導する。

また、県及び市町村においても、災害時に観光客、宿泊客等の避難誘導が円滑に実施されるよう、訓練の実施に努めるものとする。

(4) 避難誘導のための警報装置等の整備

県及び市町村は、地域住民や観光客等が集中し、かつ予め火山ガス等の噴出の危険性があると判断される地区には、事前にガス探知機等を常設し、警戒避難に備える。

第2款 情報の収集・連絡体制の整備

第1項 基本方針

火山噴火に伴う情報は、住民から送られてくる噴火前兆現象や被害に関する情報、県及び市町村が収集する情報及び気象台から発表される噴火警報等と大きく区分される。

住民や観光客等の安全な避難のためには、これらの情報を正確かつ迅速に伝達することが重要であり、事前にこれらの体制を整備するものとする。

第2項 対策

共通対策編第2章第2節第1款によるほか、次によるものとする。

1 住民からの連絡体制

関係市町村は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図るものとする。

2 気象庁との連携強化

県は、住民及び関係機関からの情報を入手したときは、直ちに宮崎地方気象台に情報を伝達し、また、気象台が観測等によって得た噴火に関する情報を速やかに県危機管理局（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていくものとする。

3 大学等研究機関等との連携

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときには、直ちに東京大学地震研究所霧島火山観測所に情報を伝達し、また、その観測等によって得た噴火に関する情報を速やかに県（危機管理局）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていくものとする。

4 情報の分析整理

(1) 霧島山火山対策連絡会議の開催

【県、市町村、関係機関】

県及び関係市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、霧島山火山の観測・研究に携わっている東京大学霧島山火山観測所の研究員等による情報交換の場として「霧島山火山対策連絡会議」を開催し、情報の分析能力を高め、かつ、お互いの人間関係を深め、情報が正確に伝達できる体制を確立しておく。(第3章第1節第2款「霧島山火山対策会議の開催」参照)

(2) 災害情報システムの充実・強化

県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の最新データの収集・備蓄に努め、必要に応じ災害対策を支援するシステムの構築についても検討を行うものとする。

第3款 活動体制の整備

第1項 基本方針

霧島火山で火山災害が発生した場合もしくは災害の恐れがある場合に、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るため、県、関係市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第2項 対策

共通対策編第2章第2節第2款によるほか、次によるものとする。

1 「霧島山火山対策連絡会議」の設置

霧島山火山が噴火等し、災害が発生したりする恐れがある場合に、霧島山の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援体制の確立等を推進するために「霧島山火山対策連絡会議」を設置する。

(第3章第1節第2款参照)

第4款 消防、救急・救助体制の整備

第1項 基本方針

火山災害時には、死傷者の発生や火災の発生が予想される。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救急・救助体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

第2項 対策

共通対策編第2章第2節第3款によるほか次によるものとする。

1 林野火災への備え

【県、市町村】

熱い火山噴出物によって林野火災が発生する可能性がある。そこで林野火災に備え、林野火災空中消火資機材の整備を進めるとともに、消防組織法第30条の規定に基づく広域航空消防応援及び自衛隊の災害派遣等による空中消火体制を検討する。

第5款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第6款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第7款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第8款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第11款 災害弱者等安全確保体制の整備（共通対策編）

第12款 二次災害防止体制の整備

第1項 基本方針

ひとたび火山噴火が始まると、その後豪雨等に伴う土砂災害の発生が予想される。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

第2項 対策

1. 土砂災害防止体制の整備

【県、市町村】

豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。

第13款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第14款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

防災知識の普及については、共通対策編第2章第3節第1款による他、次のとおりとする。

(1) 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

【県、市町村】

県及び関係市町村は、それぞれの火山の特質を考慮して、霧島山火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成し、それを基に研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

(2) イベント等の開催

【県、市町村】

県及び関係市町村は、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害の防止に関する総合的な知識の普及に努める。

第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第3款 ボランティアの環境整備（共通対策編）

第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

第1項 基本方針

地域住民、観光客等の安全を確保するには、迅速な避難活動を始め、的確な応急活動が必要である。そのため、火山災害や災害対策等に対する研究を推進するとともに、観測活動の充実を図るものとする。

第2項 対策

1 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進

(1) 研究機関と行政機関の連携

【県】

県は、火山災害及び火山災害対策に関する研究機関と行政機関の連携を推進し、防災施策に生かすよう国等に要請する。

2 火山観測及び研究体制の充実等の要請

【県、市町村】

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆を把握することが重要である。

そのために、県及び関係市町村は、気象台、大学等の火山観測及び研究体制の充実等が図られるよう国の関係省庁機関等に要請する。

第3章 火山災害応急対策計画

第1節 災害発生直前対策

第1款 火山災害に関する情報の伝達

第1項 基本方針

霧島山火山は、噴火の前兆現象（第1章第4節第1款3「噴火前兆現象」参照）が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に災害形態が移行していくと予想される（第1章第4節第1款2「予想される噴火のシナリオ」及び第2款3「火山災害の予測」参照）。

これらのことから、地域住民や観光客等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要があれば避難の誘導、登山規制等の措置を講じる。

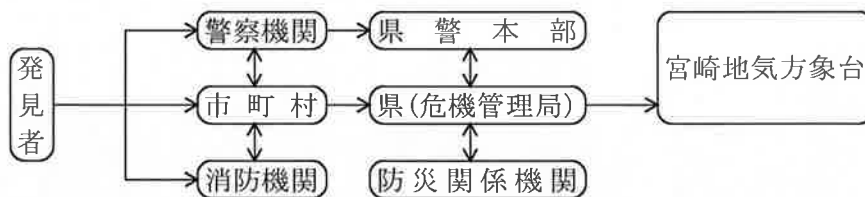
第2項 対策

1 噴火前兆現象情報の収集と通報

【県、市町村、県警察本部】

(1) 通報体制

住民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、各関係市町村及び関係機関は、情報の通報を実施する。通報体制は次のとおりとする。



(2) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

なお、住民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○ 顕著な地形の変化	* 山、崖等の崩壊 * 地割れ
○ 噴気、噴煙の異常	* 土地の隆起・沈降等 * 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等 * 噴気・噴煙の量の増減
○ 湧泉の異常	* 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常 * 新しい湧泉の発見 * 既存湧泉の枯渇
○ 顕著な地温の上昇	* 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等 * 新しい地熱地帯の発見 * 地熱による草木の立ち枯れ等
○ 湖沼・河川の異常	* 動物の挙動異常 * 水量・濁度・臭い・色・温度の異常 * 軽石・死魚の浮上 * 泡の発生
○ 有感地震の発生及び群発	
○ 鳴動の発生	

(3) 異常現象の調査と速報

住民等から異常現象発見の通報を受けた市役所、町村役場の職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

速報の内容

- | |
|--------------------------------|
| ○発生の事実（発生または確認時刻、異常現象の状況、通報者等） |
| ○発生場所（どの火口で確認されたか） |
| ○発生による影響（住民、動植物、施設への影響） |

2 噴火警報等の発表と伝達及び通報

(1) 噴火警報等の種類

【宮崎地方気象台】

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。

①噴火警報・予報

ア 噴火警報は、気象業務法第13条第1項の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(ア) 居住地域を対象とする場合

噴火警報（居住地域） 略称：「噴火警報」

(イ) 火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合

噴火警報（火口周辺） 略称：「火口周辺警報」

(ウ) 海底火山の場合

噴火警報（周辺海域）

イ 噴火予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

②噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。

ア それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「避難準備」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

イ 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。




ウ 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」による。

対象範囲を付した噴火警報の呼び方とキーワード

噴火警戒レベル導入火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報(居住地域)  (略称) 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	噴火警報(火口周辺)  (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
噴火警報	噴火警報(火口周辺)  (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	-	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル未導入火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報(居住地域)*  (略称) 噴火警報	居住地域又は山麓 及びそれより 火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒**)	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報(火口周辺)  (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火警報	噴火警報(火口周辺)  (略称) 火口周辺警報	火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

*居住地域が不明確な場合は「噴火警報(山麓)」

**居住地域が不明確な場合は「山麓嚴重警戒」と記載。

海底火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報(周辺海域)	周辺 海域	海底火山及びその周辺海域で警戒 (周辺海域警戒)	海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	-	直上	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達するような噴火の発生が切迫している 【享保年間の噴火の事例】 1716年～17年 火砕流が約3.5 kmまで到達
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし ・火砕流が火口から概ね3kmを越える可能性・大きな噴石が火口から概ね4kmを越える可能性 【過去事例】観測事例なし
ま火で口のか広らい居住範囲の地火域口近周く辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火砕流が火口から概ね3km以内に到達する可能性 【過去事例】明確な記録なし ・大きな噴石が火口から概ね4km以内に飛散 【過去事例】 2011年1月：軽石や火山灰を多量に噴出した26日～27日の噴火 2011年2月：大きな噴石が火口から最大約3.2kmに飛散 1959年2月：山頂西側の斜面で割れ目噴火、大きな噴石が1～2km程度まで飛散
火口まかでらの少火し口離周れ辺た所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、大きな噴石が火口から概ね1km以内に飛散 【過去事例】 2010年7月：大きな噴石が火口周辺に飛散 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1991年11月～1992年2月： 火山性地震や火山性微動が増加、ごく小規模噴火が発生
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり

注) ここでいう大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをいう。風下側では、遠方でも風に流されて小さな噴石が降る場合がある。

霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【1235年の事例】 1月25日： 火砕流が火口から約3kmまで到達 溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1235年1月25日、998年： 溶岩流が火口から約5kmまで到達
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
ま火で口のか広らい居範住圏圏の地火域口近周く辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流が火口から概ね2.5km以内に到達する可能性 【過去事例】 明確な記録なし 火口から概ね2.5km以内に噴石飛散 【過去事例】 1900年2月16日：約1.8kmに噴石飛散 1895年10月：約2kmまで噴石飛散
火口まかでらの少火し口離周れ辺た所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 1923年7月：噴火 1896年3月：噴火 小噴火の発生が予想される 【過去事例】 2003年12月：火山性微動、噴気活動活発 1899年7月、10月：黒煙噴出
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

③降灰予報

降灰予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定の規模以上の噴火が発生した場合に発表する。

④火山ガス予報

火山ガス予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に発表する。

⑤火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報で、火山活動の状況に応じて適時発表する。

イ 火山活動解説資料

火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料で、毎月1回または必要に応じ適時発表する。

ウ 週間火山概況

過去1週間の火山活動を取りまとめ、現状及び今後の防災上の留意事項も記載した資料で、気象庁本庁が毎週金曜日に発表する。

エ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめ、発表時の火山活動の状況、予報事項、警報事項の解説を記載した資料で、毎月1回発表する。

(2) 火山情報の発表及び通報伝達官署

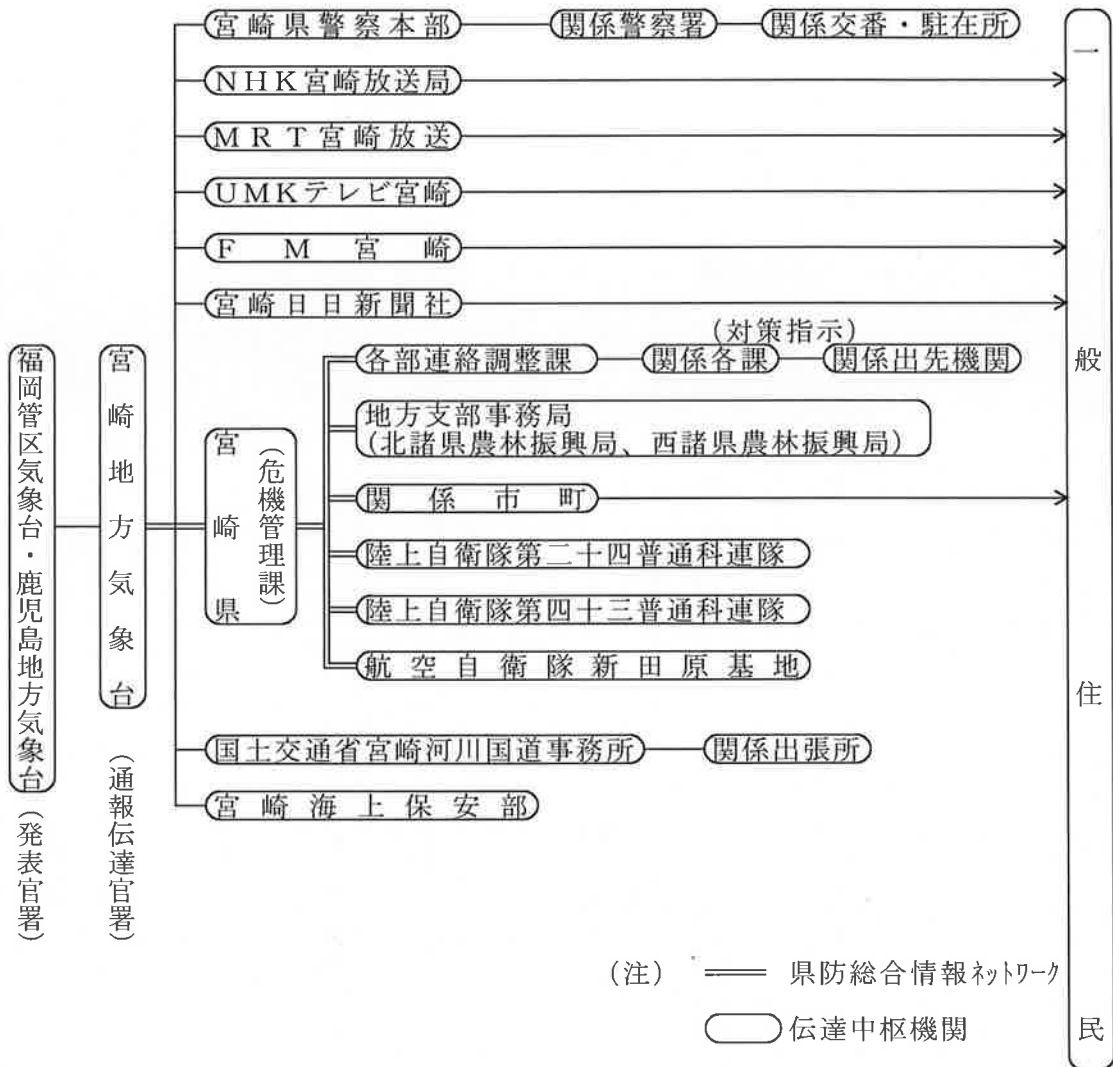
宮崎県に関する火山情報の発表及び通報伝達官署は、次のとおりである。

火 山	発 表 官 署	通 報 伝 達 官 署	情 報 の 種 類
霧島山	福岡管区気象台	宮崎地方気象台	火山現象に関する予報及び警報 ・噴火予報 ・噴火警報（居住地域） 略称：噴火警報 ・噴火警報（火口周辺） 略称：火口周辺警報 ・噴火警報（周辺海域） ・降灰予報 ・火山ガス予報 火山現象に関する情報 ・火山の状況に関する解説資料 ・火山活動解説資料 ・週間火山概況 ・月間火山概況
桜島	鹿児島地方気象台		
阿蘇山	福岡管区気象台		
九重山			
鶴見岳			

(3) 噴火警報等の通報・伝達系統

【宮崎地方気象台、県、市町村、関係機関】

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、次のとおりとする。



(注) ——— 県防総合情報ネットワーク
 ○ 伝達中枢機関

(4) 通報・伝達要領

【宮崎地方気象台、県、市町村、関係機関】

- ア 宮崎地方気象台は、噴火警報等を受け、当該噴火警報等を速やかに県、その他関係機関に伝達する。
- イ 宮崎地方気象台からアの情報を受けた関係機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関等に伝達する。
- ウ 下部伝達機関は、掲示、有・無線放送等の方法により、一般住民に周知徹底を図る。

(5) 通報・伝達方法

【宮崎地方気象台、県、市町村、関係機関】

- ア 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、噴火警報等を伝達する場合は、防災情報提供システムによる。
- イ 県は、(6)に定めた要領による。
- ウ 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎は、放送による。
- エ その他の伝達中枢機関は、それぞれ所管の通信網による。

(6) 県における措置

【県】

ア 噴火警報等の受理

宮崎地方気象台から通報される噴火警報等は、危機管理局において受理する。

なお、勤務時間外においては災害監視室が受理し、直ちに危機管理課主幹（防災企画担当）に連絡する。

イ 噴火警報等の伝達要領

(7) 火山現象に関する情報の伝達要領

危機管理局において火山現象に関する情報を受け、必要と認められるとき「噴火警報等の通報・伝達系統」により庁内関係各課、関係県出先機関、関係市町村、陸上自衛隊第24普通科連隊、第43普通科連隊及び航空自衛隊新田原基地に伝達する。

(4) 噴火予報、噴火警報の伝達要領

① 危機管理局において噴火予報、噴火警報を受理したときは、ただちに「噴火警報等の通報・伝達系統」により伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市町村及びその他の防災関係機関に対し、必要な通報又は要請を行うものとする。

② 危機管理局から伝達を受けた関係各課は、必要があると認められるときは、関係県出先機関に対し予想される事態に対してとるべき措置を指示するものとする。

(7) 関係市町村における措置

【市町村】

県からの伝達を受けた周辺市町村は、伝達に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達する。この場合において必要があると認められるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、必要な通報又は警告をする。

第2款 霧島山火山対策連絡会議の開催

第1項 基本方針

霧島山火山が噴火等し、災害が発生したりする恐れがある場合に、県、関係市町村、関係機関及び研究機関による「霧島山火山対策連絡会議」を開催し、霧島山火山の火山噴火情報等の収集と分析を行い、霧島山火山の火山活動の活発化に伴う災害防止等に関する調査を実施し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図る。

第2項 対策

1 霧島山火山対策連絡会議の設置目的

県は、霧島山火山災害に関して、県、市町村及び関係機関の連携を確立し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図るため、霧島山火山対策連絡会議を設置する。

2 構成機関等

構成機関等は、次に示すとおりとする。ただし、状況により必要とされる機関を追加することができる。

(1) 構成機関

県、県警察本部、宮崎地方気象台、九州地方整備局宮崎河川国道事務所、陸上自衛隊第43普通科連隊、陸上自衛隊第24普通科連隊、日本赤十字社宮崎県支部、N T T宮崎支店、九州電力宮崎支店、都城市、小林市、えびの市、高原町、都城市消防局、西諸広域行政事務組合消防本部

(2) オブザーバー機関

東京大学地震研究所霧島火山観測所

3 霧島山火山対策連絡会議の任務

【県、市町村、関係機関】

霧島山火山対策連絡会議の任務は、情報の収集・交換、避難対策の検討、応急対策等の検討及び関係機関の連絡・調整である。具体的には、次のものがあげられる。

- (1) 霧島山火山の火山噴火情報等の収集、分析
- (2) 避難の時期に関する提言
- (3) 避難収容活動等応急対策に関する連絡調整
- (4) 応援協力体制の確立及び推進
- (5) その他必要と認められる事項

4 会議の開催

【県、市町村、関係機関】

県は、必要に応じて構成機関の中から必要な責任者の出席を求めて霧島山火山対策連絡会議を開催する。

構成機関は、所属職員の中から連絡員を定め、県の要請に応じて派遣する。

5 事務局

【県】

霧島山火山対策連絡会議の事務局は、県危機管理局に置く。

第3款 警戒区域の設定、避難勧告等

第1項 基本方針

関係市町村長は、霧島山火山に噴火警報が発表された場合、または火山噴火等により災害が発生する恐れがある場合に、霧島山火山対策連絡会議をはじめとする関係機関の助言に基づき、住民の生命、身体等に危険があると判断される地域を対象に、必要に応じて警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

第2項 対策

1 警戒区域の設定等

【市町村】

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）を踏まえ、必要に応じて警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の範囲の基準

警戒区域の範囲は、霧島山火山の噴火に伴い噴出岩塊が落下する危険性のある火口から

約4kmの区域及び溶岩流・火砕流・泥流等の流下区域、また有毒ガス、強酸性の湧水の噴出により直接住民の人体等に影響を及ぼすと想定される区域を一応の基準とする。

関係市町村長は、噴火の場所や噴火の規模、また天候や風向等気象条件を勘案し、霧島山火山対策連絡会議等の助言を聞き、警戒区域を設定する。

(4) 風向の把握

降下火砕物の流下方向に当たる警戒区域を設定するために、宮崎地方気象台から霧島山火山周辺の風向（できれば高層風）に関する情報を受ける。

2 避難の実施基準

【市町村】

関係市町村長は、噴火警報（居住地域）が発表された場合及び火山の状況に応じて避難活動を、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3段階に分けて実施する。それぞれの実施基準は次のとおりである。

ア 避難準備

噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される（可能性が高まっている）とき

イ 避難勧告

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき

ウ 避難指示

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあり、事態が重大と認められるとき

なお、上記避難の実施基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。関係市町村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

① 勧告・指示より早く避難する時（住民による事前避難）

住民等の自主判断により、避難所に集まってしまった場合

② 避難が遅れる時

夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰による暗闇等による障害

3 避難指示等の助言・指示権者

【県】

(1) 県による助言

関係市町村長による避難措置は、各市町村において避難の要否決定の時期や判断に差異が生じると、混乱を招くおそれがある。そこで、県は「霧島山火山対策連絡会議」を開催し、宮崎地方気象台の情報、各観測所の資料及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。その結果を参考に、関係市町村長に助言する。

(2) 避難指示権者

関係市町村長の他、次の者が避難指示を実施することができる。

① 知事

② 警察官（災害対策基本法61条、警察官職務執行法4条）

③ 災害派遣時の自衛官（自衛隊法94条）

4 避難指示の伝達要領

【市町村】

避難指示の伝達は、関係市町村の防災計画に定められた系統に従って実施する。

5 伝達の方法、内容、防災信号

【市町村】

(1) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、おおむね次の方法による。

- ①防災行政無線による伝達
- ②伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達
- ③広報車(消防車等)による伝達
- ④サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- ⑤放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- ⑥有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達

(2) 伝達する内容

伝達する内容は、次のとおりである。

- ①避難先とその場所
- ②避難経路
- ③避難の理由
- ④その他の注意事項

(3) 防災信号

区分	掲載旗	サイレン	警 鐘
避難準備		5秒 ●—●—●— 休止 (約15秒)	1点打 ●休止●休止●
避難勧告		5秒5秒5秒 ●—●—●— 休止 (約6秒)	3点打 ●—●—●休止●—●—●
避難指示	赤 色	約1分 ●— ●— 休止 (約5秒)	連打 ●—●—●—●—●—●

6 報告・通報

【県、市町村】

市町村長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事(災害対策本部設置前には危機管理局、災害対策本部設置後には総合対策部地方対策班)に報告する。

県知事は、市町村長から報告を受けた場合、次の関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

なお、市町村長は知事に報告する暇がない場合(通信が途絶した場合を含む)は、直接下記に示す必要な機関に通報する。

- 宮崎地方気象台 ○報道機関
- 県教育庁 ○日本赤十字社宮崎県支部
- 県警察本部 ○その他必要とする市町村
- 自衛隊

7 事前避難

【市町村】

事前避難は、「避難準備」段階に入った場合、及び住民等の判断による自主的避難を指す。

(1) 避難誘導

この段階においては、特に避難誘導は実施しない。

(2) 避難手段

営業用バスを利用する。この時の運賃等は、事前避難者の負担とする。

(3) 避難先及び連絡

避難先は霧島山火山防災マップ等で指定された危険区域外の安全な避難所とする。事前避難をする者は、避難誘導責任者(自治会長等)に伝え、避難誘導責任者がとりまとめて市役所、町村役場に報告する。

避難誘導責任者は、事前避難者の連絡先等を整理し明確にしておく。

(4) 避難所の開設

関係市町村及び近隣市町村は、避難所を開設し、事前避難者を収容する。

(5) 避難所における措置

この段階においては、原則として、炊出し、衣服・寝具・生活必需品の給与及び医療・助産等は実施しない。

(6) 携帯品の制限

この段階における携帯品は、次のものとする。

- ラジオ
- 常用薬
- 懐中電灯
- 非常食
- ヘルメット(頭巾)
- かえ下着
- 迷子札
- 水
- マスク
- タオル
- 貴重品
- カップ(傘)
- 防塵眼鏡など

8 避難準備段階における小・中・高等学校等の対策

【県、市町村】

教育長は、「避難準備」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1) 児童生徒が家庭にいる場合

ア 教育長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずるものとする。学校長は、自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たず休校とする。

イ 児童生徒の措置

児童生徒は、避難の措置が発せられた場合は、登校をせず保護者とともに避難する。

(2) 児童生徒が学校にいる場合

ア 避難の準備・勧告が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

イ 避難指示が発せられた場合

学校長は、当該小・中・高等学校等に危険がせまり、避難する必要があると判断した時は、直接家族に引き渡す。家族に引き渡すことができなかった者は、あらかじめ定めた避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

【私立学校等の設置者】

私立学校、各種学校等の設置者は、県立、市町村立学校の例により適切な避難活動を実施する。

9 避難勧告等の解除

【市町村】

避難勧告等の解除に当たっては、噴火警報(居住地域)から噴火警報(火口周辺)に引き下げられた場合又は火山噴火等による災害のおそれなくなった地域がある場合に、霧島山火山対策連絡会議等の意見を聞きながら、地域住民の生活と安全性を十分に考慮したうえで決定する。

10 登山規制

【市町村】

市町村は、噴火警報(火口周辺)が発表された場合及び火山の状況に応じて登山者・入山者に対し、以下の入山規制などの措置を行う。

表 入山規制発令基準

(1) 御鉢

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【初期及び活発期】 火口から半径2.5km 以内立入禁止 (備考) 直近の都城市中山地区まで約2.8km 【活動安定期】 火口から半径2km 以内立入禁止 (備考) 中岳まで約2.4km	ア. 御鉢方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 御鉢方面以外へ通ずる登山口については、御鉢方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から半径1km 以内立入禁止	イ. 上記について、関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	火口内立入禁止	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

(2) 新燃岳

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまで立入禁止 (規制範囲は火口から概ね2km、3km又は4kmとなります) (備考) 直近の霧島市新湯地区まで約2.5km	ア. 新燃岳方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 新燃岳方面以外へ通ずる登山口については、新燃岳方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ. 関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から概ね1km以内立入禁止	イ. 関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	火口内及び火口の西側登山道の立入規制等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

(3) その他の火山 (噴火警戒レベル未導入火山)

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
— (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	ア. 当該火山方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 当該火山方面以外へ通ずる登山口については、当該火山方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ. 関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
— (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	イ. 関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
— (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	火口内立入禁止	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

第2節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

県災害対策本部等の設置については、共通対策編第3章第1節第1款によるほか、次のとおりとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 霧島山火山に関し、噴火警報（火口周辺）が発表されたとき
- (2) その他霧島山火山災害に関して、危機管理課長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 霧島山火山に関し、噴火警報（居住地域）が発表されたとき
- イ その他霧島山火山災害に関して、危機管理局長が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 県（庁内）火山対策連絡会議の開催
- ウ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- エ 自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整
- オ 警戒活動の実施

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 霧島山火山災害が発生し、多数の人命に損害が生じ、または生じるおそれがあるとき
- イ その他霧島山火山災害に関して、知事が必要と認めたとき

第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

＜火山災害時の職員参集・配備基準＞

火山災害発生時の職員の配備基準については、次表のとおりとする。

配置基準	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関
霧島火山災害が発生し、災害対策本部が設置された場合	○全局員は、登庁して配置につく	○各連絡調整課及び災害警戒本部構成課並びに火山対策関係課の緊急要員は登庁して配置につく	○火山噴火の影響を受ける市町村を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく
噴火警報（居住地）が発令された場合 ※災害警戒本部体制		○災害警戒本部構成課及び火山対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく	○火山噴火の影響を受ける市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）
噴火警報（火口周辺）が発令された場合 ※情報連絡本部体制	○待機1個班登庁	○火山対策関係課の緊急要員は、所属長の判断により、登庁して配置につく	
※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準により難い状況にある場合は、事態の推移により、配備する職員の増減については、各所属長の判断による。 ※火山対策関係課（福祉保健課、農政企画課、道路保全課、河川課、砂防課、自然環境課、教育庁総務課）			

第3款 市町村の活動体制の確立

関係市町村は、緊急情報が発表され、事態が重大と認められるとき又は噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められるときは、それぞれの地域防災計画の定めるところにより災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関の協力を得て、応急対策に万全を期する。

なお、火山活動の活発化に伴い、災害防止のため必要があると認められるときは、県に準ずる体制をとるものとする。

第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

共通対策編第3章第2節によるほか、次の通りとする。

1 災害状況等の緊急把握

県及び市町村は、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び報告事項

市町村における災害情報等の収集及び報告すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 人的被害及び住家被害の状況
- イ 登山者等要救出者の確認
- ウ 登山規制の状況
- エ 住民の避難基準及び避難の状況
- オ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
- カ 交通確保の状況
- キ 噴火規模及び火山活動の状況
- ク 噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況（最終報告の際は、5万分の1の図面にその分布を図示し報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ5cm単位で図示すること。

第4節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）

第5節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第6節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動（共通対策編）

第2款 医療救護班による医療救護活動（共通対策編）

第3款 搬送体制の確保（共通対策編）

第4款 医薬品等の供給（共通対策編）

第5款 医療情報の確保（共通対策編）

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第8節 避難収容活動

第1款 「避難勧告」段階の避難

「避難勧告」段階の避難については、共通対策編第3章第7節第1款「避難誘導の実施」によるほか、以下の通りとする。

1 「避難勧告」段階の避難誘導

【市町村】

(1) 避難誘導責任者

予め決められた避難誘導責任者（自治会長、消防団分団長等）は、住民の避難誘導を実施する。

(2) 避難誘導方法

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の集結場所に住民を集め、あらかじめ用意した借用バス等に乗車させ、避難所まで輸送する。

(3) 避難手段

避難者の輸送は次のとおりとし、自家用車の使用は極力避ける。

輸送する場所	方 法
警戒区域外	集結場所までは原則として徒歩とし、集結地からはバス等を利用する。

(4) 携帯品の制限

この段階における携帯品は、次のものとする。

- ラジオ ○常用薬 ○懐中電灯 ○非常食
- ヘルメット(頭巾) ○かえ下着 ○迷子札 ○水
- マスク ○タオル ○貴重品
- カッパ(傘) ○防塵眼鏡など

2 避難状況の把握・報告

【市町村】

(1) 避難収容完了までの状況把握・報告

避難誘導責任者である自治会長等は、住民の避難状況を把握し、それぞれの関係市町村長に対し報告を行う。

(2) 避難収容後の状況把握・報告

避難誘導責任者は、地区別にあらかじめ準備された避難者名簿を用意し、名簿に記入の後、住民の避難状況を避難施設管理者等の収容班長に報告する。また、観光客については宿泊施設の管理者が宿泊名簿等を確認しながら収容班長に報告する。

収容班長は、住民の避難の状況をそれぞれの市町村長に対し、次の要領で報告する。また、避難所の運営状況等を毎日、避難所業務日誌に記載する。

避難状況の報告の要領

項 目		内 容
報告時期		・ 避難準備が発せられてから2時間おきの毎正時とする (必要がある場合は随時)
報告内容	避難者に関すること	・ 避難時における当該地区住民の世帯数及び人員数 ・ 避難した世帯数及び人員数(避難先を区分) ・ 避難者の死亡又は負傷者の状況 ・ その他避難者の状況について、特に必要な事項

項 目		内 容
報告 内容	輸送車両に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配車状況 ・ 輸送車両の見通し ・ 増配車の必要性の見通し ・ その他輸送に関し、特に必要な事項
	残留者に 関すること	残留者の氏名及び措置

3 避難勧告段階における小中高等学校等の対策

【県、市町村】

教育長は、「避難勧告、指示」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1) 児童生徒が家庭にいる場合

ア 教育長、学校長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずるものとする。学校長は自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たず休校とする。

イ 児童生徒の対応

児童生徒は避難の措置が発せられた場合は、登校をせず保護者とともに避難する。

(2) 児童生徒が学校にいる場合

ア 避難の準備が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

イ 避難勧告・指示が発せられた場合

学校長は、当該小中高等学校等に危険がせまり避難する必要があると判断したときは直接家族に引渡す。家族に引き渡すことができなかつた者は、あらかじめ定めた避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

【私立学校等の設置者】

私立学校、各種学校等の設置者は、県立、市町村立学校の例により適切な避難活動を実施する。

4 輸送不可能時における残留者の安全対策

【市町村】

輸送不可能時とは、陸路が溶岩流や降下火砕物等のため車両交通が不能となった場合をいう。このような場合、警戒区域に残留した者の安全対策は、次のように実施する。

(1) 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なく、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

(2) 警戒区域外への脱出が不可能な場合

この場合は、警戒区域内にいて、比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。ただし、このような建物がない場合は、状況に応じて避難する。

第2款 「避難指示」段階の避難

「避難指示」段階の避難については、第3章第8節第1款「避難勧告段階の避難」に準ずるほか、以下の通りとする。

1 避難確認の強化

【市町村】

特に避難に際しては、避難漏れのないよう巡視、広報を強化し、残留希望者も強く指示して避難させる。

第3款 避難所の開設、運営（共通対策編）

第4款 被災者の把握（共通対策編）

第5款 避難生活環境の確保（共通対策編）

第6款 災害弱者等への配慮（共通対策編）

第7款 応急住宅の確保（共通対策編）

第9節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第10節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動（共通対策編）

**第11節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動
（共通対策編）**

**第12節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する
活動（共通対策編）**

第13節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第14節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第15節 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については、共通対策編第3章第14節「被災者等への的確な情報伝達活動」による他、以下のとおりとする。

1 被災者等への広報

【市町村】

関係市町村は、異常現象が発生し、火山情報が発表される等、噴火の発生が予想される段階から避難が完了するまで広報活動を実施する。

(1) 広報の担当

予め定められた関係市町村における広報担当者が実施する。

(2) 広報の内容

情報の公表、広報活動の際その内容について、関係機関相互に連絡をとりあう。

住民に対する広報の内容

- 噴火前兆現象(異常現象)の状況
- 噴火前兆現象(異常現象)に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容
- 避難に関する事項
 - ・避難の必要性
 - ・避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品
 - ・集結地点及び避難先、避難の場所
 - ・交通状況(交通途絶場所等)
- 火山活動の状況
 - ・噴火地点
 - ・噴火の状況
 - ・噴火の影響度
- 被害の状況
 - ・被害区域
 - ・人の被害状況
 - ・交通施設の被害(特に道路の被害状況)

- 災害対策の状況
 - ・災害対策本部の設置状況
 - ・移動無線局の配置状況
 - ・医療救護班の配置状況
 - ・避難車両の配置状況
 - ・生活物資の確保状況
- その他必要事項

2 県民への的確な情報の伝達

【県】

県は、関係市町村による広報の実施ができない場合又は特に必要があると認められた場合、広報活動を実施する。

広報の内容

情報の公表及び広報活動の際、その内容について関係機関相互に連絡を取り合うものとする。

原則として関係市町村による広報と同様とするが、次の点について強化を図る。

- 噴火前兆現象と噴火の関係
- 流言の取締りと対策
- 防災関係機関の対策状況
- 災害の状況と噴火の今後の見通し

第16節 二次災害の防止活動

1 土砂二次災害の防止活動

【国土交通省、県、市町村】

国土交通省、県及び関係市町村は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、土砂災害等の危険箇所(point)の点検を行い、降雨等による土石流等による二次災害の防止に努める。市町村は、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

国土交通省は、重大な土砂災害が急迫している場合、土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を提供する。

また、繰り返し土石流等の危険が生じるとみられる場合は、安全な場所において避難施設の整備の推進に努める。

第17節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第18節 災害救助法の適用（共通対策編）

第19節 農林水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜防疫、乳牛の搾乳、生乳の集送、家畜の運搬・と殺、資金対策等の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

1 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。

2 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策の他、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬・と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

3 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

4 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止軽減に努めるものとする。

第4章 火山災害復旧・復興対策

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5章 継続災害への対応方針

第1節 継続災害への対応方針

第1項 基本方針

霧島山火山の噴火は過去の経緯等からみて長期化することは考えにくいですが、長期化する場合は県及び関係市町村は、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

第2項 対策

1 避難対策

県及び関係市町村は、気象庁より火山噴火等が長期化する等の発表を得た場合、また土石流の発生のおそれがある等の火山現象に関する情報を関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

また、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の建設を行う。なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

2 安全確保対策

県及び関係市町村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、県及び関係市町村は、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努める。

また、国の協力のもと復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

3 被災者の生活支援対策

県及び関係市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を国（厚生労働省、中小企業庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省）に要請し実施する。

第5編

海上災害対策編

宮崎県地域防災計画（第5編 海上災害対策編）

目 次

第1章 基本的考え方等

第1節 計画の目的	415
第2節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	415
第3節 事故原因者等の責務	417
第4節 日向灘近海における船舶の運行状況等	418
第1款 主要船舶の航跡図等	418
第2款 九州南部地域における排出油による過去の代表的な海上災害の概要	420

第2章 海上災害予防計画

第1節 船舶の安全な運行の確保	421
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	421
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	421
第2款 活動体制の整備	421
第3款 救急・救助及び消防活動体制の整備	421
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	422
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	422
第6款 危険物等大量排出時の防除体制の整備	422
第7款 海上防災訓練、研修等	423
第3節 海上災害及び防災に関する調査研究	423

第3章 海上災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立	424
第1款 県災害対策本部等の設置	424
第2款 市町村の活動体制の確立	425
第3款 宮崎海上保安部の活動体制の確立	425
第2節 情報の収集・連絡	426
第1款 通報連絡系統	426
第2款 早期の被害状況の把握	426
第3節 広域応援活動	427
第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）	427
第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）	427
第3款 海上保安庁に対する支援要請（共通対策編）	427
第4節 捜索、救助・救急及び消火活動	427
第5節 医療救護活動	427
第1款 医療機関による医療救護活動（共通対策編）	427
第2款 医療救護班による医療救護活動（共通対策編）	427
第3款 搬送体制の確保（共通対策編）	427
第4款 医薬品等の供給（共通対策編）	427
第5款 医療情報の確保（共通対策編）	427
第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）	427
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	427
第7節 危険物等の大量排出に対する応急対策	428
第1款 排出石油等災害対策連絡調整本部の設置	428
第2款 各機関における被害状況等の把握	428
第3款 排出油の防除・除去計画	430

第4款	油回収作業従事者の健康対策	431
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	432
第1款	広報活動	432
第2款	被災者等への対応	433
第9節	ボランティアの受入れ	433
第1款	ボランティア受入環境の整備	433
第2款	ボランティアの受入上の留意事項	433
第10節	環境保護対策	434
第1款	計画の方針	434
第2款	環境影響の応急及び拡大防止措置	434
第3款	文化財（天然記念物等）の応急対策	434
第4款	野生生物の保護	434
第4章	海上災害復旧計画	
第1節	水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）	435
第2節	漁業経営安定対策の実施	435
第3節	中小企業経営安定対策の実施	435
第4節	風評被害対策の実施	435
第5節	補償対策等	435
第6節	事後の監視等の実施	436

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
第1章 基本的考え方等					
1. 計画の目的				415	
2. 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱		1. 宮崎県	危機管理局	415	
		2. 宮崎県警察本部		415	
		3. 市町村		416	
		4. 海上保安機関		416	
		5. 自衛隊		416	
		6. 九州運輸局		416	
		7. 九州地方整備局		416	
		8. 漁業協同組合		416	
		9. 海上災害防止センター		417	
3. 事故原因者等の責務				417	
4. 日向灘近海における船舶の運行状況等	1. 主要船舶の航跡図等		宮崎海上保安部	418	
	2. 九州南部地域における排出油による過去の代表的な海上災害の概要			420	
第2章 海上災害予防計画					
1. 船舶の安全な運行の確保			宮崎海上保安部	421	
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 情報の収集・連絡体制の整備		危機管理局、宮崎海上保安部、県警察本部	421	
				421	
				421	
	2. 活動体制の整備				422
					422
	3. 救急・救助及び消防活動体制の整備				422
					423
6. 危険物等大量排出時の防除体制の整備	1. 排出油防除資機材等の整備		危機管理局、港湾課、宮崎海上保安部	422	
	2. 宮崎県(南部・北部)排出油等防除協議会の運営			423	
7. 海上防災訓練、研修等				423	
3. 海上災害及び防災に関する調査研究			危機管理局、宮崎海上保安部	423	

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
第3章 海上災害応急対策計画					
1. 活動体制の確立	1. 県災害対策本部等の設置	1. 情報連絡本部の設置	危機管理局	424	
		2. 災害警戒本部の設置		424	
		3. 災害対策本部の設置		424	
4. 総合調整機関の設置		425			
	2. 市町村の活動体制の確立			425	
	3. 宮崎海上保安部の活動体制の確立		宮崎海上保安部	425	
2. 情報の収集・連絡	1. 通報連絡系統		危機管理局	426	
	2. 早期の被害状況の把握		危機管理局、宮崎海上保安部、県警察本部	426	
3. 広域応援活動（共通対策編）				427	
4. 捜索、救助・救急及び消火活動			危機管理局、宮崎海上保安部、県警察本部	427	
5. 医療救護活動（共通対策編）				427	
6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動			宮崎海上保安部	427	
7. 危険物等の大量排出に対する応急対策	1. 排出石油等災害対策連絡調整本部の設置		宮崎海上保安部	428	
	2. 各機関における被害状況等の把握	1. 県		危機管理局	428
		2. 市町村		危機管理局	429
		3. 警察		危機管理局、県警察本部	429
		4. 事故原因者等		危機管理局	429
	3. 排出油の防除・除去計画	1. 防除方針の決定		危機管理局、宮崎海上保安部	430
		2. 防除作業の実施		危機管理局、宮崎海上保安部、県警察本部	430
		3. 回収計画の策定		危機管理局	431
	4. 油回収作業従事者の健康対策	1. 実施責任者		危機管理局、健康増進課	431
2. 健康相談の実施			431		
8. 被災者等への的確な情報伝達活動	1. 広報活動	1. 県の広報活動	危機管理局、秘書広報課	432	
		2. 県民への広報要領		432	
		3. 各省庁に対する広報		433	
	2. 被災者等への対応		危機管理局、秘書広報課、宮崎海上保安部	433	
9. ボランティアの受入れ	1. ボランティア受入環境の整備			433	
	2. ボランティアの受入上の留意事項	1. ボランティアのコーディネート	生活・協働・男女参画課、日赤県支部、県社会福祉協議会	433	
2. 作業実施上の安全性の確保		433			
10. 環境保護対策	1. 計画の方針		危機管理局、環境管理課	434	
	2. 環境影響の応急及び拡大防止措置	1. 県の措置	危機管理局、環境管理課、自然環境課	434	
		2. 市町村の措置	危機管理局、環境管理課	434	
	3. 文化財（天然記念物等）の応急対策		文化財課	434	
4. 野生生物の保護		自然環境課	434		

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
第4章 海上災害復旧計画				
1.			漁村振興課	435
	水産業施設復旧 計画（漁港、漁 場を含む）			
2.			水産政策課	435
	漁業経営安定対 策の実施			
3.			商工政策課	435
	中小企業経営安 定対策の実施			
4.			観光推進課、みやざきアピール課 漁村振興課	435
	風評被害対策の 実施			
5.			漁村振興課、観光推進課 みやざきアピール課、関係各課	435
	補償対策等			
6.			危機管理局、環境管理課、自然環境課	436
	事後の監視等の 実施			

第1章 基本的考え方等

第1節 計画の目的

本編は、宮崎県にかかる海上における船舶の坐礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の有害液体物質、廃棄物の排出及びそれに伴う火災（以下「海上災害」という。）が発生した場合に、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、国、県、市町村等関係防災機関及び漁業協同組合等関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

海上災害対策に関し、防災責任者が処理すべき事務又は業務の大綱は、総論第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 宮崎県

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 災害の規模等に応じた災害警戒（対策）本部・支部の設置
- (3) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力
- (4) 関係防災機関への協力要請
- (5) 関係防災機関との連絡調整
- (6) 宮崎県救護班の出動
- (7) 日本赤十字社宮崎県支部及び国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (8) 市町村等が行う排出油の拡散防止・除去活動への協力
- (9) 排出油防除資機材の調達・斡旋

排出油防除資機材とは、次のものをいう。

油吸着材、油処理剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等

- (10) 排出油が河川、港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者、隣接県等に対する通報及び河川、港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (11) 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
- (12) 野生生物及び文化財（天然記念物等）の保護・保全
- (13) 漁業者、観光業者等の復旧支援
- (14) 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言

2 宮崎県警察本部

- (1) 被害実態の把握及び関係防災機関への通報
- (2) 被災者の救出・救護及び身元確認
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 事故現場及び現場周辺の警戒・警備
- (5) 現場保存
- (6) 遺体の収容及び検死
- (7) 関係防災機関の活動に対する支援

3 市町村

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 沿岸へ漂着した、又はそのおそれのある排出油の除去及び処理等
- (6) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (8) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 排出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (10) 排出油防除資機材及び消火資機材の整備
- (11) 漁業者、観光業者等の復旧支援

4 海上保安機関

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報、協力要請
- (2) 災害対策本部等の設置
- (3) 海上における遭難者の救助・搬送及び行方不明者の搜索
- (4) 一般船舶、出漁船等に対する事故状況の連絡周知、人命救助の協力要請
- (5) 船舶火災及び死傷病者の地上搬送に係る最寄りの市町に対する出動要請
- (6) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会の開催及び排出石油等災害対策連絡調整本部の設置
- (7) 事故原因者等に対する排出油の応急防除措置の指導
- (8) 排出油の拡散防止、回収等の応急防除措置の実施
- (9) 一般船舶の安全確保及び船舶交通の規制
- (10) 死傷病者の身元確認
- (11) 応援医師及び緊急物資の海上輸送

5 自衛隊

- (1) 被害状況の調査、死傷病者の救助・搬送及び行方不明者の搜索
- (2) 消火並びに排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (3) 応援要員、傷病者及び救援物資等の輸送
- (4) 交通規制の支援

6 九州運輸局

救援船舶のあつ旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

7 九州地方整備局

排出油の拡散防止及び回収処理等に対する協力並びに応急活動

8 漁業協同組合（漁業協同組合連合会）

- (1) 共同利用施設の被害応急対策及び復旧対策
- (2) 被害組合員に対する融資又は斡旋
- (3) 生産資材、応急資材等の確保又は斡旋
- (4) 海上災害防止センターとの委託契約に基づく排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (5) 漁業関係者の被害補償の取りまとめ

9 海上災害防止センター

- (1) 海上保安庁長官の指示に基づく排出油防除措置の実施
- (2) 船舶所有者等の委託に基づく排出油防除措置の実施
- (3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有

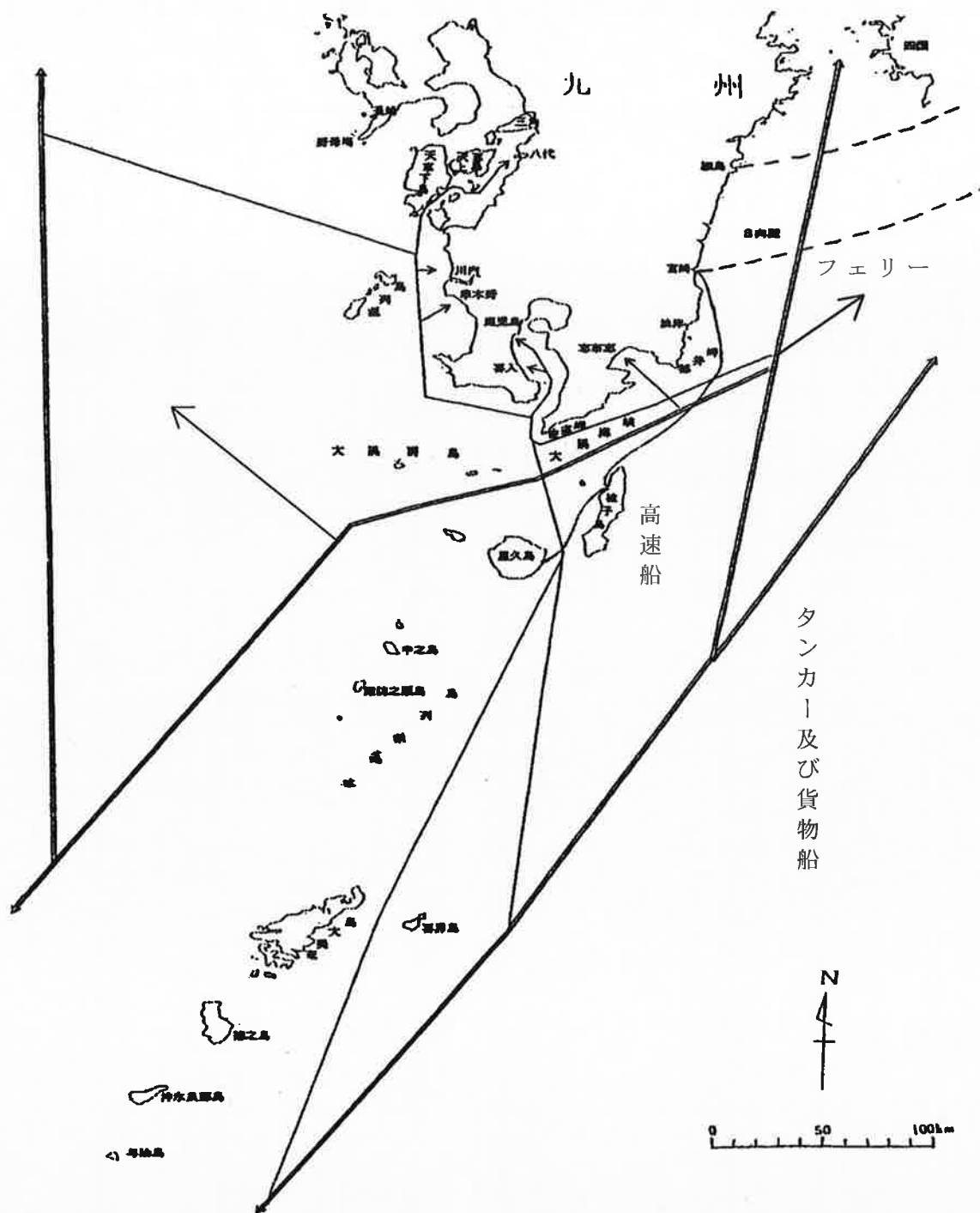
第3節 事故原因者等の責務

石油類を排出させたタンカー等船舶の所有者、占有者又は船長等災害発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 海上保安機関、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置（海上における事故の場合は、最寄りの陸上）
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難船舶乗組員等の捜索・救助活動
- 5 現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 8 排出油の警戒及び拡散状況等の調査並びに拡散防止の措置
- 9 排出油の早期回収及び処理並びに事故現場の早期復旧
- 10 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 11 被害者の損害に対する補償対応
（タンカー事故の場合原則的には、油濁損害は、先ず船舶所有者（又はP&I保険）が賠償し、これを上回る損害については、国際油濁補償基金が上限を定め補償する。）

第4節 日向灘近海における船舶の運行状況等

第1款 主要船舶の航跡図等



大隅海峡ルート別・船種別・大きさ別隻数表（1日合計）（海上保安庁調べ）

船種	貨物船								タンカー								
	100トン未満	100	500	1千	3千	1万	2万	小計	100トン未満	100	500	1千	3千	1万	2万	2万トン以上	小計
時刻	100	100	500	1千	3千	1万	2万	小計	100	100	500	1千	3千	1万	2万	2万トン以上	小計
南航船		10	3	2	8	3	10	36			2	4	3	1	2		12
北航船		12		1	6	6	9	34		3	1	2	2	1	4		13
計		22	3	3	14	9	19	70		3	3	6	5	2	6		25

船種	旅客船 (カーフェリー、水中翼船、エアクッション船を除く)								水エ ア 中ク ツ 翼シ ヨ ン 船	漁船			
	100トン未満	100	500	1千	3千	1万	2万	2万トン以上		小計	100トン未満	100	500
時刻	100	100	500	1千	3千	1万	2万	2万トン以上	小計	100	100	500	小計
南航船					1				1	2	1		3
北航船					1				1	10	1		11
計					2				2	12	2		14

船種	カーフェリー								えい航船					
	100トン未満	100	500	1千	3千	1万	2万	2万トン以上	小計	100m未満	100	200	300m以上	小計
時刻	100	100	500	1千	3千	1万	2万	2万トン以上	小計	100	100	200	300	小計
南航船													1	1
北航船														
計													1	1

船種	押航船					その他 (巡視船、自衛艦、独航えい・押航船をいう)								合 計	
	50m未満	50	100	150m以上	小計	100トン未満	100	500	1千	3千	1万	2万	2万トン以上		小計
時刻	50	50	100	150	小計	100	100	500	1千	3千	1万	2万	2万トン以上	小計	
南航船							2							2	55
北航船						1								1	60
計						1	2							3	115

第2款 九州南部地域における流出油による過去の 代表的な海上災害の概要

当海域における大規模な流出油事故としては次の事例がある。

昭和62年1月24日10:30頃、鹿児島県串木野港沖合においてインド船籍貨物船「VISHVA ANU RAG」（総トン数11,179トン）が荒天のため浸水・沈没し、積載していた燃料油等（A重油95k1、C重油326k1、L O14.5k1）の一部が海上に流出したものがある。

V号の船体は、水深86メートルの海底に沈没し、機関室のスカイライトや各タンクのエヤーパイプ等から油が断続的に漏出した。本件は、潜水作業の限界と言われる水深近くに沈没していたことから漏油箇所の閉鎖作業に長期間を要し、その間、V号から流出した油は、潮流と北寄りの風浪等により甑海峡から野間岬沖合に至る海域に漂流して1月27日にはその一部が薩摩半島西岸吹上浜海岸に漂着したのをはじめ、最終的には同半島の海岸約50キロメートルにわたり漂着し、同半島西岸一帯に甚大な漁業被害をもたらした。

この流出油の防除作業は、海上災害防止センターの2号業務として、同センター契約防災措置実施関係者、地方公共団体、漁業関係者等により総力をあげて行われた。流出油の処理及び回収は、流出油が広範囲な海域に漂流するとともに、海岸線に長大な範囲で漂着したため、航空機を使用した油処理剤の空中散布による処理及び人海戦術による回収作業に頼らなければならなかった。

この防除作業は、事故発生から42日間に及び、船艇延べ約112隻、航空機延べ約47機、人員延べ約3,000名（船艇、航空機の乗組員を含む。）が動員され、オイルフェンス1,100メートル、油処理剤1,636缶（18ℓ缶）を使用して実施された。

第2章 海上災害予防計画

第1節 船舶の安全な運行の確保

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、石油会社、漁協、関係官庁等で構成されている宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上防災対策に関する指導・育成を行い、船舶の安全な運行の確保を図るものとする。

- 1 排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上防災対策に関する指導を行うこととする。
- 2 危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導することとする。
- 3 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行うこととする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

【県、市町村、宮崎海上保安部、関係機関】

県、市町村、宮崎海上保安部等の関係機関は、海上災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

第2款 活動体制の整備

活動体制の整備については、共通対策編第2章第2節第2款によるほか、以下のとおりとする。

危険物の排出時における活動体制の整備

【県、市町村、警察、宮崎海上保安部】

海上災害により危険物等が大量に排出した場合に備えて、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図るものとする。

第3款 救急・救助及び消防活動体制の整備

救急・救助及び消防活動体制の整備については、共通対策編第2章第2節第3款によるほか、以下のとおりとする。

海上災害用装備資機材の整備

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、船艇及び救難用機材（機付ゴムボート、投光器、高性能拡声装置等）の整備に努めるものとする。

【市町村】

市町村は、海上災害に備え、水難救助用資機材（救命用ボート、救護用ゴムボート、水上バイク、水中ライト、救命胴衣、潜水用具セット等）の整備に努めるものとする。

【警察】

警察は、海上災害に備え、潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実に努めるものとする。

警察用船舶の広域運用に必要な措置

【警察】

警察は、平素から、管轄する水域の全域についての海図、航路図等の警察用船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、気象・海象情報の収集、係留場所の確保、燃料の確保、相互通信の確保、回航又は運航が可能な経路の把握等警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じるものとする。

消防用資機材の整備

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、ガソリンポンプ、化学消火剤、消防ホース継手等の消防用資機材の整備に努めるものとする。

【市町村】

沿岸市町は、船舶火災用の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

宮崎海上保安部と沿岸市町消防機関との連携体制の整備

宮崎海上保安部と沿岸市町は、消防に関する業務協定を締結し、状況の変化に対応して必要な見直しを行うとともに、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について常時相互に交換するなど、連携体制の整備に努めるものとする。

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 危険物等大量排出時の防除体制の整備

1 排出油防除資機材等の整備

【宮崎海上保安部、県、市町村、関係機関】

(1) 宮崎海上保安部は、オイルフェンス、油回収装置、油処理剤、油吸着材等の排出油防除資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 県は、海上災害による石油類の排出時に、市町村等が行う防除作業を支援するために必要とする排出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。

また、市町村その他関係防災機関、関係団体等が保有する排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の保有状況の調査把握及び緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究に努めるものとする。

(3) 市町村は、排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の整備に努めるものとする。

(4) 海上災害防止センターは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により排出油防除措置を実

施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な排出油防除資機材を保有する。

2 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会の運営

【宮崎海上保安部、関係機関】

宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会を円滑に運営し、災害時に、会員その他関係防災機関が万全の対応を図れるよう努める。

なお、同協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油防除計画の策定
- (2) 排出油防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油防除に関する研修及び訓練の実施
- (4) 排出油防除活動の実施の推進
- (5) その他排出油防除に必要な事項

第7款 海上防災訓練、研修等

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、大規模海難や危険物等の大量排出等を想定して、関係機関と連携して、排出油防除及び船舶火災消火のための訓練を実施する。

【県】

県は、沿岸市町で実施する県総合防災訓練等の機会をとらえ、沿岸市町、宮崎海上保安部等関係防災機関、関係団体等との連携のもとに、大規模海難や危険物等の大量排出等海上災害への対応を迅速・的確に行うための訓練の実施に努めるものとする。

第3節 海上災害及び防災に関する調査研究

【県、宮崎海上保安部】

県及び宮崎海上保安部は、海上災害に対する防災活動を適切かつ効果的に実施するために必要な防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

第3章 海上災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

県は、県又は近隣する海域等において海上災害が発生したときは、所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、市町村等が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 海上災害が発生し、人命救助のため知事による自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じたとき
- (2) 海上災害の発生により、地域の海岸に排出油等が漂着する可能性があるとき
- (3) その他海上災害に関して、危機管理課長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 海上災害が発生し、多数の人命に損害が及ぶおそれが生じたとき
- イ 海上災害の発生により、地域の海岸等に排出油等が漂着する等被害が及ぶおそれがあり、厳重な警戒体制をとる必要が生じたとき
- ウ その他海上災害に関して危機管理局長が必要と認めたとき

(2) 本部長

災害警戒本部の本部長は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長及び福祉保健課長、水産政策課長、漁港漁場整備課長及び港湾課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- ウ 宮崎海上保安部、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整
- エ 県、市町村等関係防災機関及び関係団体の備蓄する排出油防除資機材の状況の点検（特に、オイルフェンス等の配備、展張等の調整）
- オ 警戒活動の実施

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- イ 海上災害により、排出油等の漂流進路予測、県内各地の被害発生状況に関する情報等により、地域の海岸等に多量の排出油が漂着し、又はそのおそれがあるなど相当な被害が予想されるとき
- ウ その他海上災害に関して、知事が必要と認めたとき

(2) 組織

排出油災害のときは総合対策部に次の班を追加する。なお、関係課は職員を班員として派遣するものとする。

ア 水産対策班

関係課 漁港漁場整備課 水産政策課
 事務分掌

- (ア) 水産資源保護のための応急対策に関すること
- (イ) 水産関係団体からの情報収集・連絡調整に関すること

イ 廃油処理・環境対策班

関係課 環境管理課 循環社会推進課
 事務分掌

- (ア) 廃油の回収、処理に関すること
- (イ) 環境対策に関すること

4 総合調整機関の設置

県災害対策本部等は、関係機関の排出油の防除対策を円滑に進めるため、次の基準により総合調整機関を設置し、必要に応じて県が開催するものとする。

なお、防災基本計画等に基づく「連絡調整本部」又は「非常災害現地対策本部」が設置され、当該本部で漂着油の回収を含む総合調整が実施される場合は除くものとする。

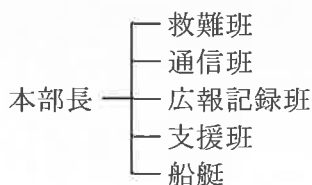
総合調整機関の設置基準	主要参加機関等
防除対策の調整等が必要な場合 ・タンカー等の船舶の海難事故が発生し、宮崎県沿岸に漂着の可能性がアル場合 ・宮崎県沿岸に排出油が漂着し、現場での排出油の防除対策の調整が必要な場合（被災船舶の除去等を含む）	・九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所 ・宮崎海上保安部 ・宮崎地方气象台 ・宮崎地方整備局宮崎河川国道事務所 ・陸上自衛隊、航空自衛隊 ・宮崎県（県警察本部を含む関係部局） ・沿岸関係市町 ・海上災害防止センター ・海事鑑定人 ・事故原因者（船主等）

第2款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域に海上災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第3款 宮崎海上保安部の活動体制の確立

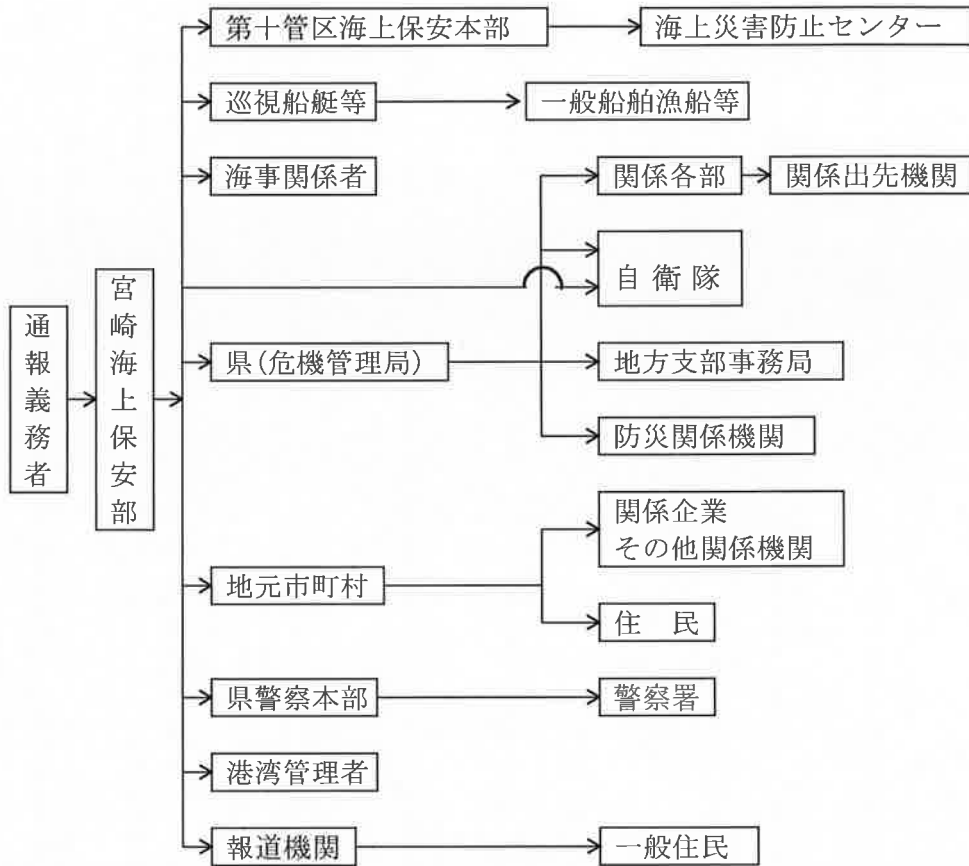
宮崎海上保安部は、海上災害が発生したときは、必要な場合、宮崎海上保安部災害対策本部を組織し、応急対策を実施するものとし、必要に応じ、県、市町村等関係防災機関及び関係団体に協力を要請するものとする。



第2節 情報の収集・連絡

第1款 通報連絡系統

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



第2款 早期の被害状況の把握

【宮崎海上保安部】

海上災害が発生したことを覚知したときは、必要に応じ航空機又は巡視船艇を災害発生海域に派遣し、その状況の把握に努め、その情報を関係防災機関及び関係団体へ伝達する。

【県】

県は、早期に海上災害に係る被害の状況を把握するため、宮崎海上保安部等からの情報収集に努める。

また、必要に応じ県警ヘリコプター等からの画像伝送、災害現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

県は、収集した情報を、他の関係機関、関係団体、隣接県等関係者に伝達するものとする。

【警察】

警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

搜索、救助・救急及び消火活動については、共通編第3章第4節によるほか、以下の通りとする。

【宮崎海上保安部】

- (1) 海上災害が発生し、人命の救助及び財産の保全をする必要がある場合には、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊を災害発生海域に派遣し、海上から救助活動を行うとともに、必要に応じて警察、消防機関、自衛隊等関係機関及び関係団体に対し協力を要請する。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。
- (3) 危険物等が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

【警察】

警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

なお、沿岸における搜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に行うものとする。

【市町村】

市町村は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

消火活動については、次により行うものとする。

下記に掲げる消火活動は消防機関が担任し、宮崎海上保安部はこれに協力するものとする。

- (1) 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災
- (2) 河川湖沼における船舶火災

上記以外の海上災害における消火活動は宮崎海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、共通対策編第3章第6節によるほか、以下のとおりとする。

海上安全の確保

【宮崎海上保安部】

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。

第7節 危険物等の大量排出に対する応急対策

第1款 排出石油等災害対策連絡調整本部の設置

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、海上災害により石油類が排出し、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合には、次により、排出石油等災害対策連絡調整本部を設置し、関係機関一体となって応急対策に当たるものとする。

- 1 排出石油等の災害による人命救助、消火、排出石油等の防除、船舶の安全確保及び沿岸住民に対する被害防止等の対策を実施する関係機関の連携を密にし、その対策の調整を図るため、必要に応じ宮崎海上保安部長が、同保安部に排出石油等災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。
- 2 調整本部が設置された場合は、関係機関の長は、調整本部に防災担当者を派遣するものとする。防災担当者は、関係機関との排出石油等対策の調整について協議するものとする。

【県、警察、消防等関係機関】

県、警察、消防等関係機関は、排出石油等災害対策連絡調整本部が設置された場合は、職員を派遣するとともに、その運営に協力するものとする。

【事故原因者】

事故原因者は、排出石油等災害対策連絡調整本部に出席し、災害状況や事故原因者が今後取る措置等について説明を行うものとする。

第2款 各機関における被害状況等の把握

1 県

県は、海上災害により、石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

(1) 被害報告の集計

地方支部長は、管内市町村から報告のあった排出油漂着状況、油防除措置実施状況等を取りまとめて災害対策本部に報告する。

(2) 現地調査の実施

市町村から応援を求められたとき、その他必要と認められるときは、速やかに職員を派遣して、次の現地調査を実施する。

ア 排出油の漂着及び漂着が予想される海岸線の陸上パトロール

イ 県有船舶による海上調査

ウ 必要に応じ、県警察本部のヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの出動を要請し、上空からの調査を実施する。

2 市町村

市町村は、当該区域又は近隣海域において海上災害により石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、速やかにその状況を取りまとめて所轄県地方支部を経由して、県災害対策本部に報告するものとする。

(1) 油漂着状況報告

当該市町村の区域内に排出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

(2) 油防除措置状況報告

当該市町村の区域内に排出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

ア 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）

イ 実施作業内容

ウ 実施予定作業内容

エ 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）

オ 不足する防除資機材の状況（種類・数量）

カ 防災出動勢力（人員・隻数）

キ 排出油等の回収量

ク 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）

ケ 使用した油処理剤の数量

コ 作業済み割合

サ 問題点等特記事項

(3) 報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

3 警察

警察は、危険物等の大量排出等の海上災害が発生した場合においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

4 事故原因者等

(1) 船舶の船長は、当該船舶から海洋・河川への大量の油の排出があったとき、又は排出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等関係防災機関に通報する。

また、海面に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。

(2) 事故原因者等又は海上災害防止センターは、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況（搬出先、搬出量等）を、県災害対策本部（災害対策本部が未設置又は廃止の場合は危機管理局）に逐次報告する。

第3款 流出油の防除・除去計画

1 防除方針の決定

【宮崎海上保安部、県、市町村、関係機関】

- (1) 排出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。
- (2) 排出油等の防除は、排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うにあたっては、まず、排出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油排出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な排出油の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。
- (3) 防除措置は、油による被害及び講ずる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。
なお、沿岸部で油処理剤を使用する場合にあつては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。
- (4) 原因者活動のみでは十分な対応ができない場合、漂着油の防除について、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者が中心となって対応する。

2 防除作業の実施

【宮崎海上保安部】

(1) 排出油の拡散防止

事故船から大量の油が排出したとき、又は排出が予想されるときは、事故船船主、船舶代理店（以下「事故船関係者」という。）に対して、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに必要に応じて排出油の拡散防止にあたらせる。

(2) 事故船の災害局限措置

油排出等の災害の拡大を防止するため、事故船関係者に対し、事故船関係者が保有している消火機材及び排出油防除資機材の活用並びに積載油の抜き取り移し替え等について指導する。

(3) 排出油の回収及び除去

ア 事故船関係者に対して、排出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づきその除去を命ずる。

イ 緊急を要し、かつ、必要と認める場合は、海上災害防止センターに対し海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき排出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

ウ 排出油による急迫した危険を防止するため、事故船関係者の対応が不十分なときは、被害を最小限にとどめるため自ら排出油防除資機材による応急措置を講じ、関係防災機関、関係団体等に対し派遣を要請する。

エ 排出石油等災害対策連絡調整本部を運営し、会員たる関係防災機関の協力を得て排出油防除活動を実施する。

(4) 事故船の移動

事故船舶に防除措置を施した後、必要に応じ、巡視船又は曳船等により事故船を事故海域から他の安全海域へ移動させる。

(5) 漂流物の除去等

船舶の安全航行を図るため、漂流物の除去等必要な措置を講ずる。

【県】

(1) 市町村の行う排出油の防除作業を支援するものとする。

(2) 市町村の行う防除作業を支援するため、必要に応じ職員を派遣し防除作業を実施する。

- (3) 市町村の行う防除作業に必要な排出油防除資機材の調達、提供の申出に対する受入れ・斡旋を行うとともに、排出油防除資機材が不足するときは、「九州・山口9県災害時相互応援協定」等に基づき他県等に対し提供の協力を要請するなどにより、その確保に努めるものとする。
- (4) 回収した油等の処理施設を紹介し、回収油の適正な処分が行われるよう指導するものとする。

【市町村】

- (1) 事故原因者等の要請に基づき、必要に応じ排出油の除去に協力するものとする。
- (2) 排出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため、必要に応じ回収等応急の防除措置を講ずるものとする。
- (3) 必要がある場合は、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の設定を行う。

【警察】

関係機関と密接に連携し、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。
その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

【海上災害防止センター】

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、排出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合連合会等を介して実施する。

【漁業協同組合（漁業協同組合連合会）】

海上災害防止センターと漁業協同組合連合会との契約に基づき、必要な排出油の防除措置を実施する。

【事故原因者等】

- (1) オイルフェンスの展張、その他排出した油の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 損傷箇所の修理、残油の移し替えその他の排出防止措置を講ずる。
- (3) 排出油の回収、油処理剤の散布等による処理を行う。
- (4) 回収した油の適正な処理を行う。

3 回収計画の策定

市町村は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

なお、回収計画の策定に当たっては、回収油の一時保管場所の指定管理を考慮するものとする。

第4款 油回収作業従事者の健康対策

1 実施責任者

被害地における健康対策は、市町村が実施するが、市町村の要請があった場合及び県が必要と認めた場合には県が行う。

2 健康相談の実施

油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、市町村は、保健婦、看護婦等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、

油回収作業従事者の健康保持に努める。

(1) 活動体制

- ア 市町村は油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、管轄保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。
- イ 協力要請を受けた保健所長は、市町村が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健婦等の派遣を行う。

(2) 事業内容

- ア 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の注意事項等についての普及啓発を行う。
- イ 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1款 広報活動

県をはじめ関係機関は広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図るものとする。

1 県の広報活動

県民への広報は、次のような項目について行うものとする。

- (1) 捜索、救助・救急活動の実施状況
- (2) 人命損失が生じた場合は、人数、氏名等
- (3) 県、市町村の措置状況
- (4) 排出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区域別）
- (5) 応急対策の実施状況
 - ア 出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）
 - イ 排出油の回収量
 - ウ 作業地域
 - エ 主な使用資機材
 - オ 翌日の作業予定
 - カ その他
- (6) 回収した油の搬出作業状況
- (7) 環境影響等に関する調査の実施結果
- (8) ボランティアの要請
- (9) その他必要と認められる事項

2 県民への広報要領

特に、県民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、災害の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- (2) 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
- (3) 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- (4) インターネットを利用すること。

3 各省庁に対する広報

県は、被害状況を写真等により記録収集し、県東京事務所を通じて、関係省庁、国会等に対する広報に努める。

第2款 被災者等への対応

【県、市町村、宮崎海上保安部、関係機関】

- 1 海上災害により、死傷者が生じた場合は、被災者及びその家族に対し災害の状況及び救出作業等に係る情報をできる限りきめ細かく提供するものとする。
- 2 海上災害による石油類の排出においては、市町村は、被害地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 3 関係防災機関は、石油類排出に関する、被害地住民、県民、近隣県民等からの各種の問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどによりそれぞれ担当者を明らかにして対応する。

第9節 ボランティアの受入れ

第1款 ボランティア受入環境の整備

- 1 漂着油の回収作業の実施には相当の人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。
- 2 このため、災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、災害ボランティアの受入・派遣調整に当たる県・市町村社会福祉協議会は、油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。
- 3 県及び市町村は、県・市町村社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。

第2款 ボランティアの受入上の留意事項

1 ボランティアのコーディネート

ボランティアを受け入れた市町村は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、社会福祉協議会に対し、ボランティアコーディネーターの派遣を要請し、あるいはコーディネートに携わるボランティアを募るなどして、ボランティアのコーディネート体制を整備する。

さらに、回収作業の実施に必要な防除資機材の確実な配備に努めるものとする。

2 作業実施上の安全性の確保

作業責任者等は、各ボランティアに対して、防除作業開始前に、ボランティア保険への加

入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、安全に係わる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するものとする。

第10節 環境保護対策

第1款 計画の方針

海上災害により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、県民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2款 環境影響の応急及び拡大防止措置

海上災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

1 県の措置

県は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- (3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

2 市町村の措置

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、県の行う施策に協力する。

第3款 文化財（天然記念物等）の応急対策

県及び市町村は、特別天然記念物青島亜熱帯性植物群落等文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

第4款 野生生物の保護

県は、油排出等により海鳥、海がめ等に被害が発生した場合には、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第4章 海上災害復旧計画

海上災害による石油類等危険物の排出に伴う災害復旧については、共通対策編第4章災害復旧・復興計画によるほか、以下の通りとする。

第1節 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）

県、市町村等は、関係団体等と連携し、排出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

第2節 漁業経営安定対策の実施

県、市町村は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

第3節 中小企業経営安定対策の実施

県は、油排出事故等により経営の悪化した中小企業者に対して、関係機関と連携し、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

第4節 風評被害対策の実施

県、市町村は、油排出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

第5節 補償対策等

- 1 油排出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
- 2 漁業協同組合連合会は、海上災害防止センターとの排出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。
- 3 タンカーからの油排出に伴う、排出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害等について、被害等を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「船舶油濁損害賠償保障法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I保険及び国際油濁補償基金に対し、補償請求するものとする。

- 4 損害の早期回復を期するため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
- 5 県、市町村は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について情報提供、又は助言を行うものとする。

第6節 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第 6 編

航空災害対策編

宮崎県地域防災計画（第6編 航空災害対策編）

目次

第1章 基本的考え方等	
第1節 基本的考え方	441
第2節 宮崎空港の概要	442
第2章 航空災害予防計画	
第1節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え	444
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	444
第2款 活動体制の整備	444
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）	446
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	446
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	446
第6款 防災訓練の実施	446
第3章 航空災害応急対策計画	
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	447
第1款 航空災害情報の収集・連絡	447
第2款 通信手段の確保	449
第2節 活動体制の確立	449
第3節 広域応援活動	450
第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）	450
第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）	450
第4節 捜索、救助・救急及び消火活動	450
第1款 捜索活動	450
第2款 消火救難活動	451
第3款 救急・救助活動	452
第5節 医療救護活動	452
第1款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）	452
第6節 交通規制及び警戒区域の設定等	452
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	453

宮崎県地域防災計画（航空災害対策編）目次

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
第1章 基本的考え方等				
1. 基本的考え方			危機管理局	441
2. 宮崎空港の概要			宮崎空港事務所	442
第2章 航空災害予防計画				
1. 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え	1. 情報の収集・連絡体制の整備	1. 情報収集体制の整備	危機管理局、宮崎空港事務所、関係機関	444
		2. 通信手段の整備		444
	2. 活動体制の整備	1. 災害応急体制の整備	宮崎空港事務所、県警察本部、宮崎海上保安部、日赤県支部、県医師会、歯科医師会、NTT西日本、九州電力、関係機関	444
		2. 防災関係機関相互の連携体 緊急制の強化		445
		3. 宮崎空港消火救難救急医療 緊急計画の策定		446
		4. 基礎資料の整備		446
	3. 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）			446
	4. 医療救護体制の整備（共通対策編）			446
	5. 緊急輸送体制の整備（共通対策編）			446
	6. 防災訓練の実施		宮崎空港事務所、関係機関	446
第3章 航空災害応急対策計画				
1. 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	1. 航空災害情報の収集・連絡	1. 空港及び隣接区域の場合	危機管理局、宮崎空港事務所、関係機関	447
		2. 空港周辺の場合		448
		3. その他の地域の場合		448
		4. 各機関の措置		危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部
	2. 通信手段の確保	1. 無線（陸上移動局）等の現地 への緊急配備	危機管理局、宮崎空港事務所、関係機関	449
		2. NTT公衆回線の緊急増設		449
		3. 最新の情報通信機器等の積 極的な活用		449
		4. 災害情報収集用ヘリコプタ ーの利用		449
2. 活動体制の確立	1. 宮崎空港及び隣接区域の場 合	危機管理局、宮崎空港事務所、関係機関	450	
	2. 空港周辺及びその他の地域 の場合		450	
3. 広域応援活動	1. 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）			450
	2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）			450
4. 捜索、救助・救急及び消火活動	1. 捜索活動		危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部 自衛隊	450

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
	2. 消火救難活動	1. 空港及び隣接区域における 消火救難活動	危機管理局、宮崎空港事務所、関係機関	451
		2. 空港周辺における消火救難 活動		451
		3. その他の地域における消火 救難活動		452
	3. 救急・救助活動		危機管理局、県警察本部、宮崎海上保安部	452
5. 医療救護活動	1. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策 (共通対策編)			452
6. 交通規制及び警戒区域の設定等		1. 交通規制	危機管理局、宮崎空港事務所、県警察本部、関係機関	452
		2. 警戒区域の設定等		453
7. 関係者等への的確な情報伝達活動		1. 被災者及びその家族への対応	危機管理局、秘書広報課 宮崎空港事務所、関係機関	453
		2. 広報活動		453

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎空港、宮崎空港隣接区域、宮崎空港周辺地域及びその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空災害」という。)が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

宮崎空港等の用語の定義は次によるものとする。

- 宮 崎 空 港……国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所が所有・管理する区域
- 宮崎空港隣接区域……宮崎空港に隣接するごく狭い範囲の区域
- 宮崎空港周辺地域……宮崎空港を中心とする半径9キロの管制圏（宮崎空港及びその隣接区域を除く。）
- そ の 他 の 地 域……県内における上記以外の地域

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

<宮崎空港を離発着する航空機と席数>

機 種	席 数
ボーイング767-300	270
ボーイング737-800	167, 174, 176
ボーイング737-500	133
ボーイング737-400	145, 149, 150, 167
エアバスA320	166
マクドネルダグラスMD-90	150
ボンバルディアDHC8-Q400	74
サーブ340B	36
エンブラエル170	76

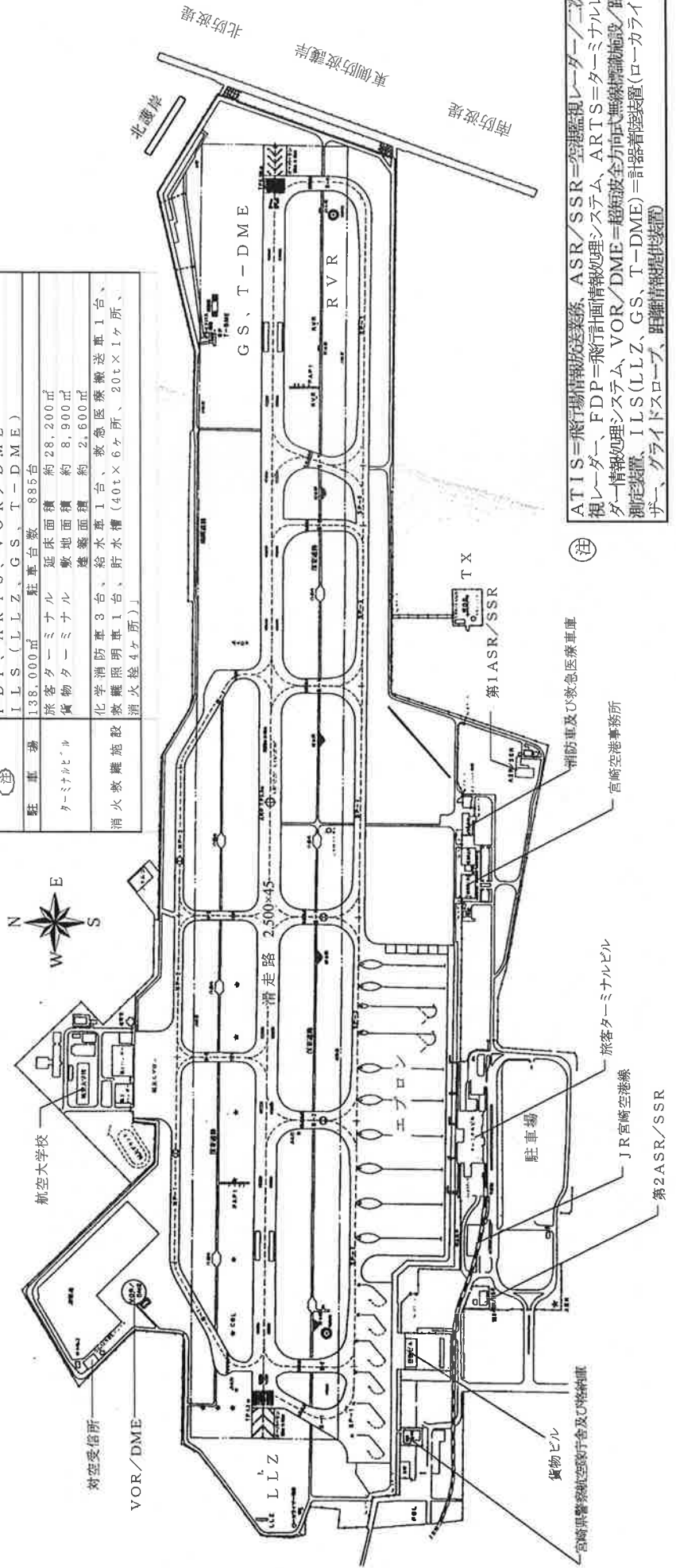
第2節 宮崎空港の概要

旧海軍飛行基地として建設
 全国唯一の国立航空大学校の訓練飛行場としてスタート
 飛行場の供用開始 (A滑走路1,300m・B滑走路1,340m)
 第2種空港に指定
 A滑走路1,500mに、B滑走路1,360mに延長
 A滑走路1,800mに延長
 A滑走路1,900mに延長
 B滑走路を廃止
 新旅客ターミナルビル完成
 滑走路を2,500mに延長
 新貨物ターミナルビル完成
 空港連絡鉄道の完成
 エプロン新設

昭和18年
 19年10月
 32年4月
 36年5月
 37年6月
 41年3月
 54年3月
 55年6月
 平成2年3月
 5年12月
 8年7月
 8年12月

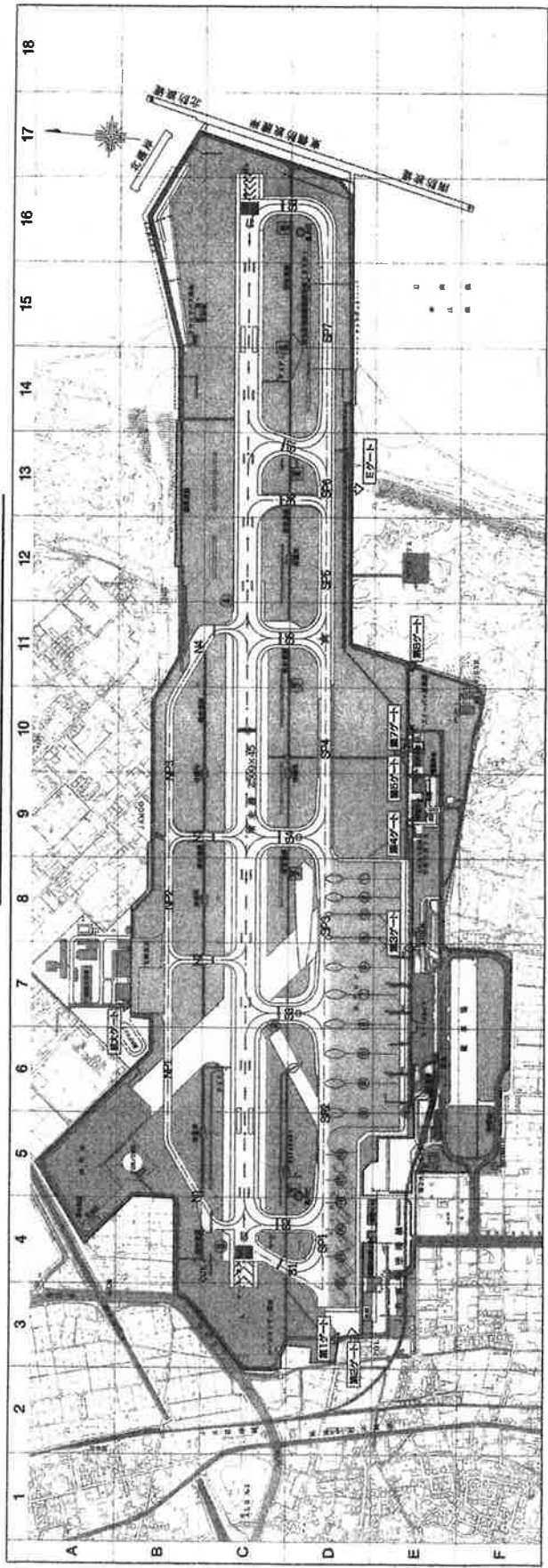
規模と施設概要

事項	現況
所在地	宮崎県宮崎市赤江
標点位置	北緯 31° 52' 38" 東経 131° 26' 55"
空港面積	1,766,000㎡ 滑走路 2,500m × 45m 誘導路 4,409m × (18m, 23m, 26.5m, 28.5m, 30m, 34m) 着陸帯 2,620m × 300m エプロン 163,000㎡ 大型用 5パーース 中型用 1パーース 小型用 4パーース 小型機用 6パーース
基本施設	
航空灯火	進入灯火 火 滑走路灯火 火 誘導路灯火 火 エプロン照明灯
電源施設	商用電源 6.6kV、600kW 予備発電機 375kVA × 1 625kVA × 1 無停電電源 100kVA × 2 30kVA × 2
無線施設	空港対空通信施設、ATIS、ASR/SSR、 FDP、ARTS、VOR/DME ILS (LLZ、GS、T-DME)
駐車場	138,000㎡ 駐車台数 885台
ターミナルビル	旅客ターミナル 延床面積 約28,200㎡ 貨物ターミナル 敷地面積 約8,900㎡ 建築面積 約2,600㎡
消火救難施設	化学消防車3台、給水車1台、救急医療搬送車1台、 救難照明車1台、貯水槽 (40t × 6ヶ所、20t × 1ヶ所、 消火栓4ヶ所)



(注) ATIS=飛行場情報放送業務、ASR/SSR=空路監視レーダー/二次監視レーダー、FDP=飛行計画情報処理システム、ARTS=ターミナルレーダー情報処理システム、VOR/DME=超短波全方向式無線周波数施設/距離測定装置、ILS(LLZ、GS、T-DME)=計器着陸装置(ローカライザー)、グライダーストップ、距離情報提供装置

宮崎空港グリッドマップ



凡例
 制限区域
 制限区入口(ゲート)

フェンス
 羽根付式 No.1~No.4
 貯水筒 No.1~No.7
 No.1~No.8 貯水量 4.0m³
 No.7 貯水量 2.0m³

標点(グリッド基準点)
 ELEV 5.9m
 31°32'38"N/131°26'SSE

一旦停止標識
 スポット番号
 境界線
 管理境界線

(注) 1. 本グリッドマップのマス目
 は、200mである。
 2. 図面が縮尺は、概算であり、
 詳細は現地にて、
 (南)C-8-D-10

S=1:11,000



第2章 航空災害予防計画

第1節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

【県、宮崎空港事務所、関係機関】

- (1) 宮崎空港事務所等に対する航空災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡
航空災害等の発見者から宮崎空港事務所へ航空災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確認するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

宮崎空港事務所は、航空災害が発生した場合には、発見者等から速やかに航空災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県、警察、消防及び宮崎空港事務所等に入った航空事故災害等の発生情報を速やかに相互に連絡できるような情報連絡体制を整えておく。

- (2) 緊急時の通信体制の整備

航空災害の発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

- (3) 機動的な情報収集体制の整備

航空災害が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては県警ヘリコプター)及び災害調査チームの出動体制の整備をしておく。

2 通信手段の整備

【県、宮崎空港事務所、関係機関】

- (1) 情報通信手段の整備

ア デジタル化の促進

航空災害が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ 通信手段の多様化と最新の情報通信機器等の整備

専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進め、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

また、航空災害が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ等の最新の情報通信機器の整備を図る。

第2款 活動体制の整備

1 災害応急体制の整備

【宮崎空港事務所、県、警察本部、宮崎海上保安部、市町村、航空運送事業者、日赤県支部、県医師会、歯科医師会、NTT西日本、九州電力】

航空災害対策に関係する機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するものとする。

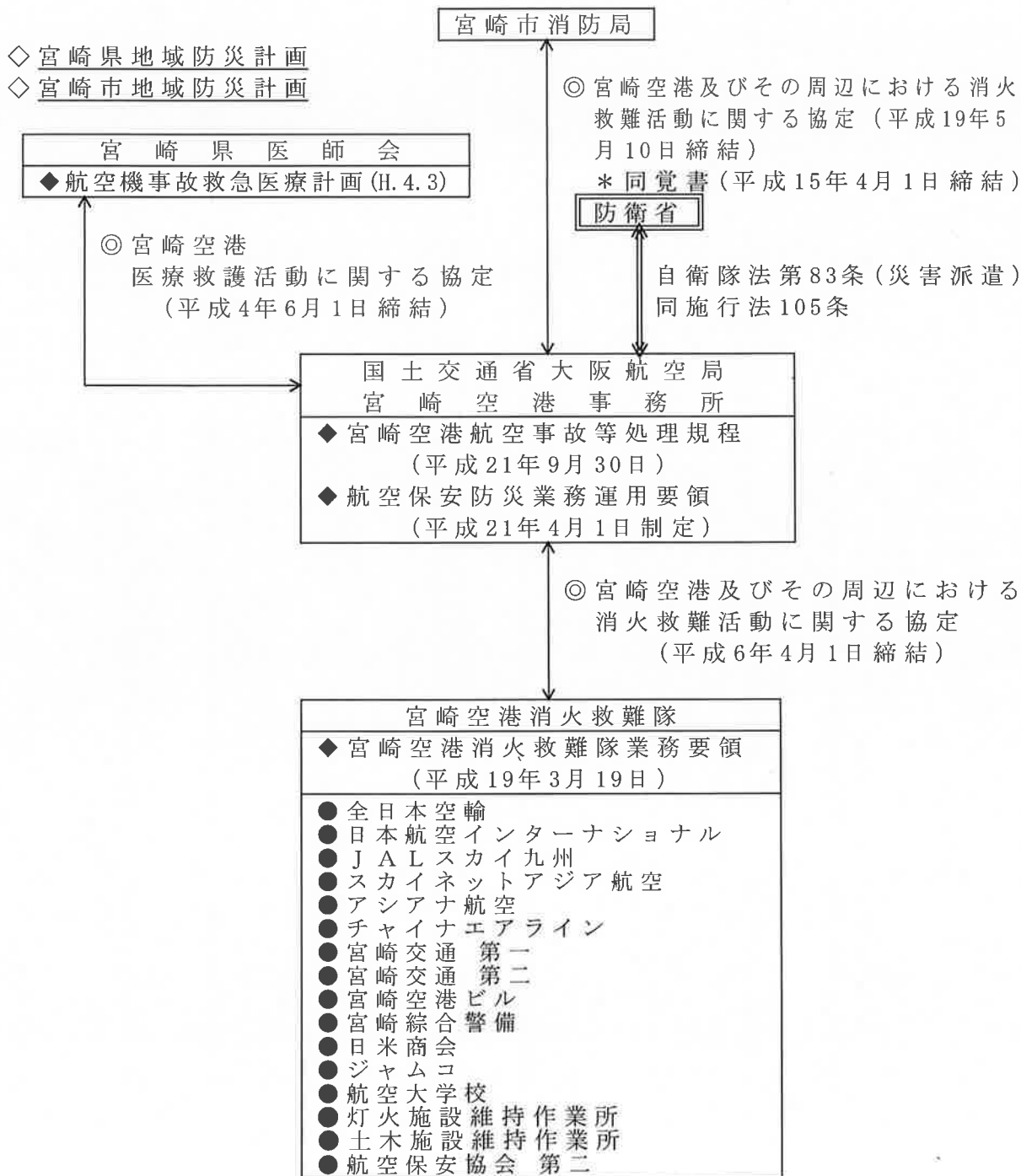
2 防災関係機関相互の連携体制の強化

【宮崎空港事務所、県、警察本部、宮崎海上保安部、市町村、航空運送事業者、日赤県支部、県医師会、歯科医師会、NTT西日本、九州電力】

(1) 相互応援協定の締結による連携の強化

航空災害対策に係る機関は、相互に連携を強化するため、体制の整備を図るものとする。応急活動に関し相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

宮崎空港における航空機事故消火救難活動に係る協定等締結系統図



3 宮崎空港消火救難救急医療緊急計画の策定

【宮崎空港事務所】

宮崎空港事務所は、国際民間航空条約第14条に準拠した「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」を策定し、毎年必要な見直しを行うものとする。

4 基礎資料の整備

【宮崎空港事務所、関係機関】

空港周辺における大規模な航空災害の発生に備え、以下の資料の収集及び補正に努めるものとする。

- (1) 空港施設、運航航空機の種別、航路等
- (2) 病院等医療機関の収容可能人員、医師数等
- (3) 現地災害対策本部等の設置可能な公共施設等
- (4) 関係機関の所在地及び連絡方法
- (5) その他必要な資料

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第2章第2節第3款によるものとする。

第4款 医療救護体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第2章第2節第4款によるものとする。

第5款 緊急輸送体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第2章第2節第5款によるものとする。

第6款 防災訓練の実施

【宮崎空港事務所、関係機関】

宮崎空港事務所及び防災関係機関は、宮崎空港及び隣接区域での航空災害を想定した実践的な防災訓練を定期的実施するものとする。訓練の種類は次のとおりとする。

- | | |
|-------|--------------|
| 大規模訓練 | 数年に一度(2年に一回) |
| 小規模訓練 | 年一回 |
| 図上訓練 | 年二回 |

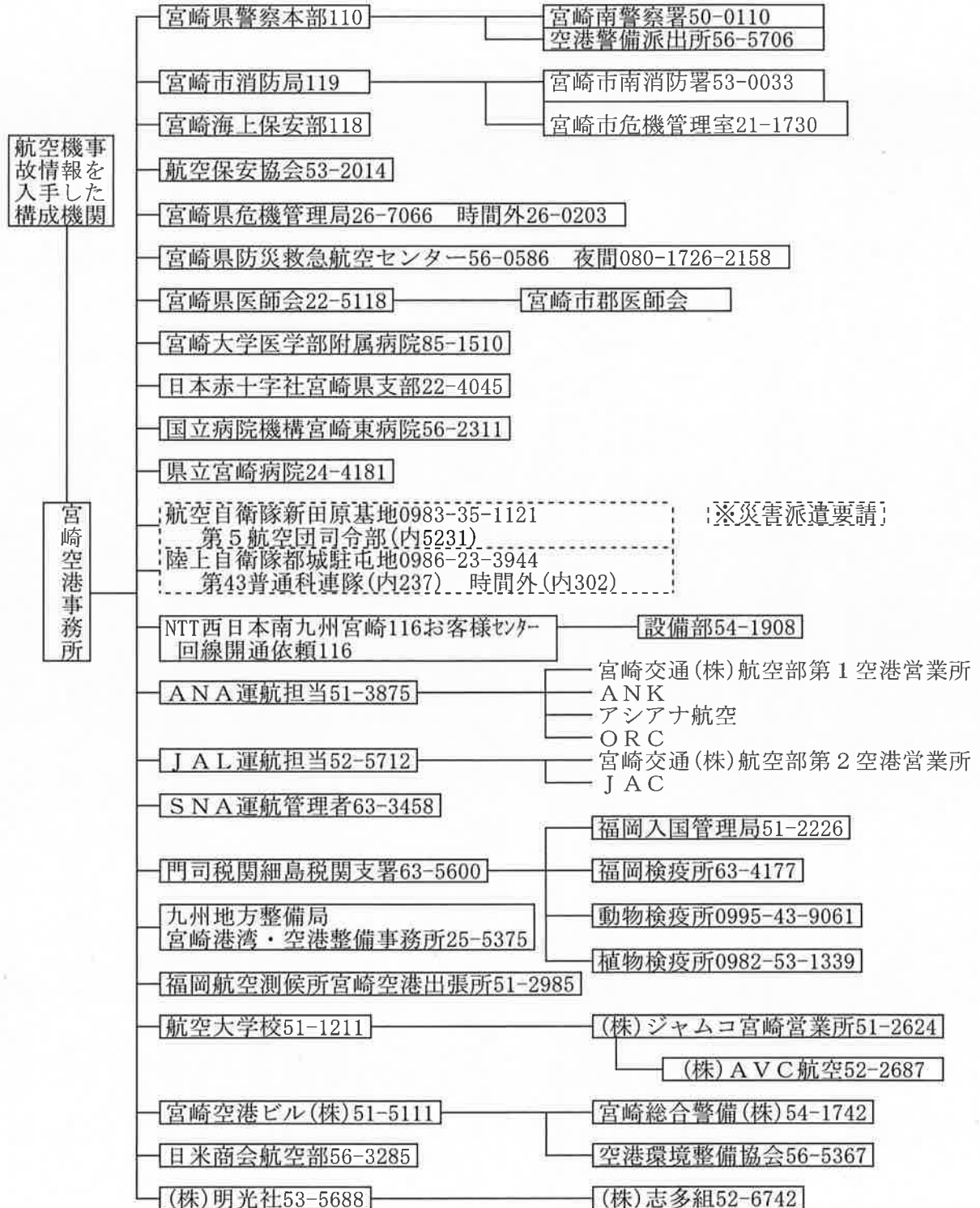
第3章 航空災害応急対策計画

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

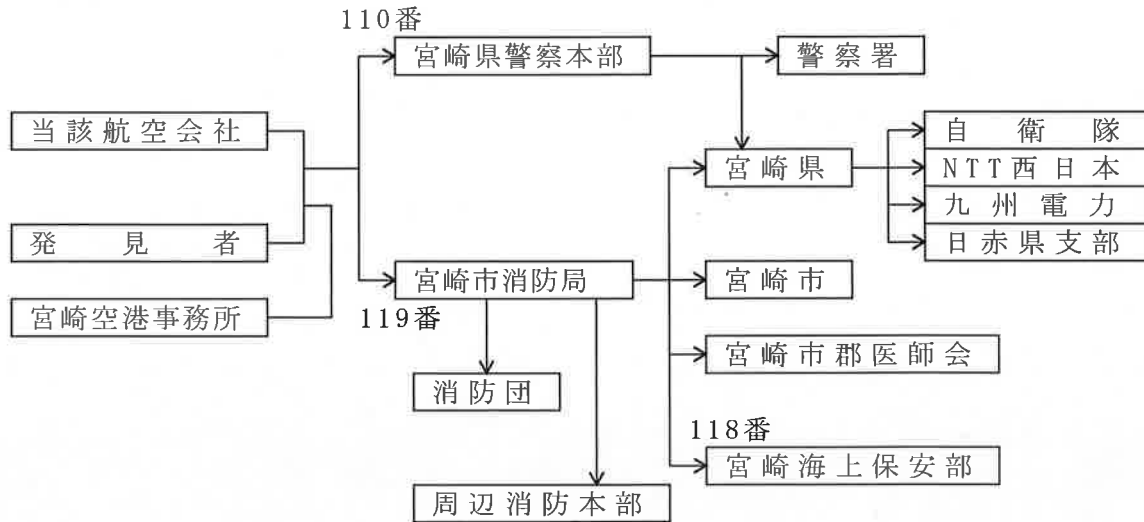
第1款 航空災害情報の収集・連絡

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

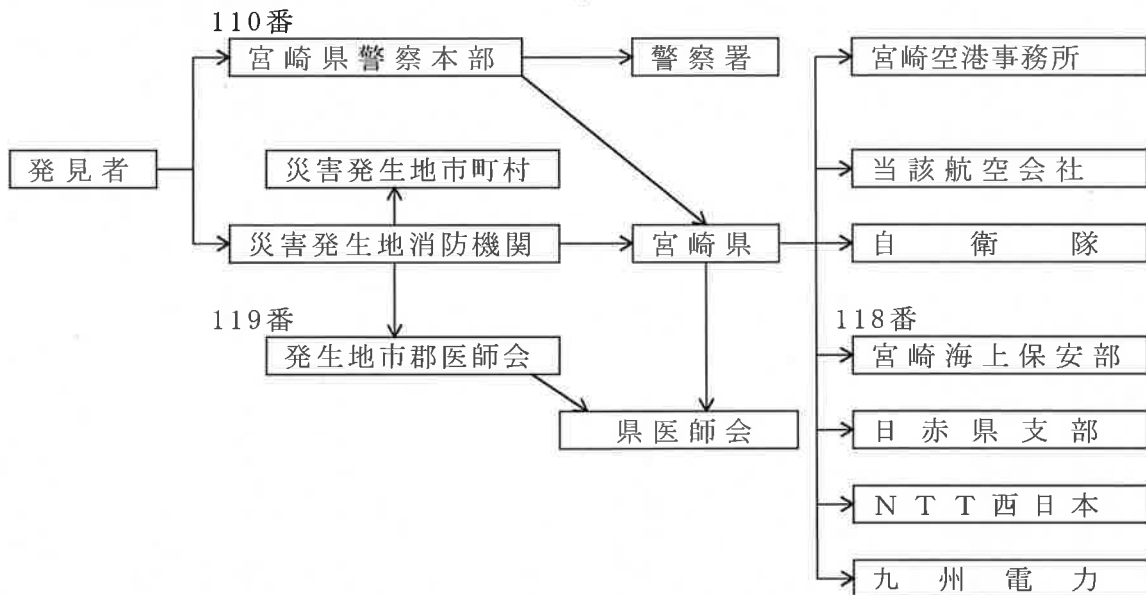
1 空港及び隣接区域の場合



2 空港周辺の場合



3 その他の地域の場合



4 各機関の措置

【市町村】

航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

【警察】

航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集するものとする。

【宮崎海上保安部】

海上における航空災害が発生した場合においては、巡視船艇等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

第2款 通信手段の確保

1 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

【県、関係機関】

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2 NTT公衆回線の緊急増設

【県、宮崎空港事務所】

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTT西日本に要請する。

3 最新の情報通信機器等の積極的な活用

【県、関係機関】

大規模な航空災害の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策用車両等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、県災対本部・現地災対本部共に、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

4 災害情報収集用ヘリコプターの利用

【県、県警察本部】

ヘリコプターテレビ伝送システムにより、航空災害の状況把握を行う。また、必要に応じて他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

第2節 活動体制の確立

【宮崎空港事務所】

宮崎空港事務所は、宮崎空港及び隣接区域に航空災害が発生したときは、「合同対策本部」を設置し、速やかに、事故の概要を把握するとともに、応急対策活動を実施する。

【県】

県は、災害の規模が拡大し、広範囲の又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

宮崎空港内に合同対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。

また、空港周辺及びその他の地域で大規模な航空災害が発生したときは、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置し、知事が指名した職員が合同本部を総括する。

【市町村】

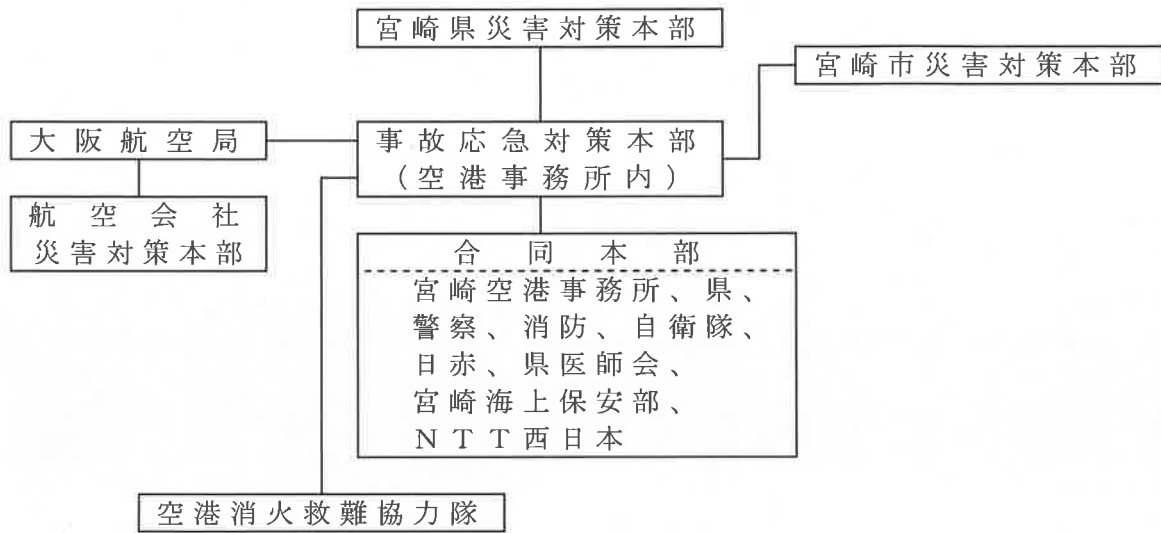
市町村は、「市町村災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。

【関係機関】

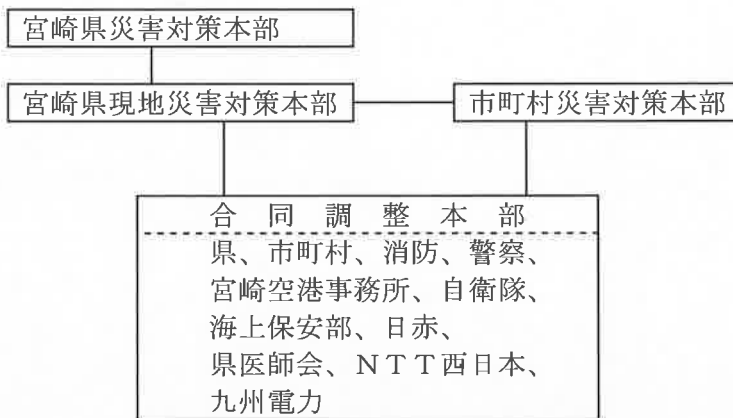
関係機関は、宮崎県内において大規模な航空災害が発生したときは、速やかに初動体制を確立するとともに、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、災害対策現地合同調整本部等が設置されたときは、職員を派遣するものとする。大規模な航空災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は次のとおりとする。

1 宮崎空港及び隣接区域の場合



2 空港周辺及びその他の地域の場合



第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）

第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1款 搜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の搜索活動は次によるものとする。

【国（国土交通省、関係省庁）】

東京救難調整本部を通じて、相互に密接に協力して捜索活動を行う。

【県警察本部】

交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員に情報収集に当たらせるとともに、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し捜索活動に当たるものとする。

【宮崎海上保安部】

巡視船艇、航空機を活用し、海上での捜索活動に当たるものとする。

【自衛隊】

必要に応じて、捜索活動を行うものとする。

【市町村】

消防職員、消防団員等を動員し、捜索活動に当たるものとする。

第2款 消火救難活動

航空災害にかかる消火救難活動に関しては、宮崎空港及び隣接区域については宮崎空港消火救難救急医療緊急計画によるものとし、それ以外の地域については共通対策編第3章第4節によるものとするが、概要は次のとおりとする。

1 空港及び隣接区域における消火救難活動

【宮崎空港事務所、宮崎市】

(1) 空港及び隣接区域における消火救難活動は、第一義的には宮崎空港事務所が対応し、宮崎市消防局は必要に応じて支援する。

ア 航空災害に係わる火災が発生した場合、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空災害に係わる火災が発生し、又はそのおそれがある場合、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局の職員は、必要に応じて、旅客送迎者及び地域住民の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模が大きく、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局限りでは対処できないと思われる場合は、空港周辺の市町村消防機関に応援を求めるものとする。

(宮崎県消防相互応援協定による。)

2 空港周辺における消火救難活動

【宮崎市、宮崎空港事務所】

(1) 空港周辺における消火救難活動は、第一義的には宮崎市消防局が対応し、宮崎空港事務所は必要に応じて支援する。

ア 航空災害に係る火災が発生した場合、宮崎市消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空災害に係る火災が発生した場合、宮崎市長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、宮崎市消防局限りでは対処できないと思われる場合は、空港周辺の市町村消防機関及び宮崎空港事務所に応援を求めるものとする。

(宮崎県消防相互応援協定による。)

3 その他の地域における消火救難活動

【市町村】

- (1) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- (2) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- (3) 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。
(宮崎県消防相互応援協定による。)

第3款 救急・救助活動

【市町村、宮崎空港事務所】

消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。

【警察】

航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客・乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

航空機の墜落現場の捜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。

【宮崎海上保安部】

海上において航空災害が発生した場合においては、巡視船艇、航空機を投入し、これにより救出救助活動を行う。

また、必要に応じ、自衛隊、漁業協同組合等に対して応援を要請する。

第5節 医療救護活動

第1款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

医療救護活動に関しては、宮崎空港及び隣接区域については、宮崎空港消火救難救急医療緊急計画によるものとし、空港周辺及びそれ以外の地域については共通対策編第3章第5節第6款によるものとする。

第6節 交通規制及び警戒区域の設定等

1 交通規制

【警察】

航空災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路及び空港周辺道路又は災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

2 警戒区域の設定等

【市町村、警察】

空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者及びその家族への対応

【県、市町村、宮崎空港事務所、航空会社、関係機関】

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

航空機災害に係わる航空会社(以下「航空会社」という。)は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応にあたっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び関係機関は、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するものとする。

2 広報活動

【県、市町村、宮崎空港事務所、航空会社、関係機関】

航空災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

(1) 空港及び隣接区域で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空機災害に係わる航空会社、宮崎市及び宮崎南警察署等が、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客、送迎者及び地域住民等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

ア 宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示

ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名、そのほか必要な事項

(2) 空港周辺で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空会社、宮崎市及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

ア 宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示

ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名

エ 地域住民等への協力依頼

オ そのほか必要な事項

(3) その他の地域で災害が発生した場合

航空会社、災害発生地市町村及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

ア 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示

ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名

エ 地域住民等への協力依頼

オ そのほか必要な事項

第7編

鉄道災害対策編

宮崎県地域防災計画（第7編 鉄道災害対策編）

目 次

第1章 基本的考え方等	
第1節 基本的考え方	459
第2節 本県における鉄道概況	459
第2章 鉄道災害予防計画	
第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実	461
第2節 鉄道の安全な運行の確保	461
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	463
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	463
第2款 災害応急体制の整備	463
第3款 救急・救助及び消防活動体制の整備	464
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	464
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	464
第3章 鉄道災害応急対策計画	
第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	465
第1款 災害情報の収集・連絡	465
第2款 通信手段の確保	465
第2節 活動体制の確立	465
第1款 県災害対策本部の設置	465
第2款 市町村の活動体制の確立	466
第3款 鉄道事業者の活動体制の確立	466
第3節 広域応援活動	466
第1款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）	466
第4節 救助・救急活動	466
第5節 医療救護活動	466
第1款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）	466
第6節 二次災害の防止活動	467
第7節 交通の確保・緊急輸送活動	467
第8節 関係者等への的確な情報伝達活動	467
第4章 鉄道災害復旧・復興計画	
第1節 応急資材の確保	469
第2節 災害復旧実施の基本方針	469
第3節 災害復旧計画及び実施	469

宮崎県地域防災計画（鉄道災害対策編）目次

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
第1章 基本的考え方等				
1. 基本的考え方			危機管理局	459
2. 本県における鉄道概況			J R九州	459
第2章 鉄道災害予防計画				
1. 鉄道交通の安全のための情報の充実				461
2. 鉄道の安全な運行の確保		1. 施設の巡回検査の実施	J R九州	461
		2. 運転規制の実施		462
3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 情報の収集・連絡体制の整備	1. 情報の収集体制の整備		463
		2. 通信手段の確保		463
	2. 災害応急体制の整備	1. 職員の招集・参集体制の整備	危機管理局、J R九州	463
		2. 関係機関相互の連携体制の整備	危機管理局、J R九州、県警察本部	463
		3. 応急対策のための資機材等の整備、調達体制の整備	危機管理局、J R九州	464
		4. 訓練・研修の実施		464
	3. 救急・救助及び消火活動体制の整備	1. 鉄道事業者の避難誘導體制の整備	J R九州	464
	4. 医療救護体制の整備（共通対策編）		464	
	5. 緊急輸送体制の整備（共通対策編）		464	
第3章 鉄道災害応急対策計画				
1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	1. 災害情報の収集・連絡	1. 事故災害等状況の把握と確認	J R九州	465
		1. 通信手段の確保		465
	2. 通信手段の確保	1. 通信手段の確保		465
2. 活動体制の確立	1. 県災害対策本部の設置	1. 災害対策本部の設置等	危機管理局	465
		2. 現地災害対策本部の設置等		465
		3. 災害対策現地合同調整本部の設置等		465
	2. 市町村の活動体制の確立		466	
	3. 鉄道事業者の活動体制の確立	J R九州	466	
3. 広域応援活動	1. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）			466
4. 救助・救急活動			危機管理局、県警察本部、J R九州	466
5. 医療救護活動	1. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）			466
6. 二次災害の防止活動		1. 後続車両の衝突等の防止	危機管理局、県警察本部、J R九州	467
		2. 立入禁止区域の設定等		467

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
7. 交通の確保・緊急輸送活動		1. 代替交通手段の確保	J R 九州	467
		2. 復旧用資材等の緊急輸送		467
8. 関係者等への的確な情報伝達活動		1. 被災者及びその家族への対応	危機管理局、秘書広報課、J R 九州	467
		2. 報道機関への広報		468
第4章 鉄道災害復旧・復興計画				
1. 応急資材の確保			J R 九州	469
2. 災害復旧実施の基本方針				469
3. 災害復旧計画及び実施				469

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な鉄道災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村、鉄道事業者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県における鉄道概況

本県では、九州旅客鉄道株式会社が旅客鉄道を運営・管理しており、その旅客数等は次表のとおりである。

県内鉄道概況（平成23年3月31日現在）

（単位：k m）

線名	営業キロ		区間
	路線全体	宮崎県	
総数	738.7	315.4	
日豊本線	462.6	164.3	宗太郎、(県境)市棚～五十市、(県境)財部
日南線	88.9	81.7	南宮崎～福島高松、(県境)大隅夏井
吉都線	61.6	58.5	都城～京町温泉、(県境)鶴丸
肥薩線	124.2	9.5	吉松、(県境)真幸～、(県境)矢岳
宮崎空港線	1.4	1.4	田吉～宮崎空港

資料：九州旅客鉄道株式会社

鉄道輸送実績(1日平均)

鉄道輸送実績(1日平均) (平成21年度)

単位:人

駅名	旅客(乗車人員)	駅名	旅客(乗車人員)	駅名	旅客(乗車人員)
平成17年度	25,611	吉 富 線	1,689	空 港 線	752
18	24,076	日向庄内	64	田崎吉池	28
19	23,796	谷方	93	宮崎空池	724
20	24,018	東高	40		
21	23,112	高崎新田	17		
		日向前田	113		
日豊本線	18,870	高広	22		
市北	19	小西	231		
日向長	15	えびの	21		
北延	8	えびの上	585		
延々	7	えびの	48		
旭ヶ々	1,367	京町	238		
土門	822	日向	26		
日向寺	151	南	84		
財光	50	南	107		
西日	322	南	1,998		
東都	1,328	南	68		
高川	242	南	281		
日向新	36	南	46		
佐住	110	南	18		
日向池	55	南	35		
宮崎	438	南	56		
宮崎	243	南	37		
宮崎	868	南	34		
宮崎	280	南	21		
宮崎	994	南	18		
宮崎	822	南	93		
宮崎	160	南	15		
宮崎	402	南	372		
宮崎	4,401	南	282		
宮崎	1,943	南	170		
宮崎	188	南	56		
宮崎	529	南	209		
宮崎	97	南	3		
宮崎	651	南	17		
宮崎	19	南	42		
宮崎	181	南	11		
宮崎	31	南	101		
宮崎	256	南	12		
宮崎	1,127	南	1		
宮崎	415	南	3		
宮崎	93	南	3		

注 高千穂鉄道については、運転休止の後、平成20年12月28日に全線廃止されました。
出典：宮崎県統計年報（第127回）

第2章 鉄道災害予防計画

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、鉄道施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、雨量計・風速計等観測施設を整備するとともに、列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

雨量計の設置箇所

線路名	雨量計設置箇所数（位置）
日豊本線	9（市棚、日向長井、延岡、日向市、高鍋、宮崎、日向杳掛、青井岳、都城）
日南線	4（木花、伊比井、油津、日向大東）
吉都線	2（高崎新田、えびの飯野）

風速計の設置箇所

線路名	風速計設置箇所数（位置）
日豊本線	8（第3鏡川、五ヶ瀬川、五十鈴川、耳川、小丸川、一ッ瀬川、大淀川、都城～西都城（間））
日南線	1（大堂津駅構内）

第2節 鉄道の安全な運行の確保

【鉄道事業者】

1 施設の巡回検査の実施

鉄道事業者は、鉄道事故災害防止のため、日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行う。検査は定められた頻度を標準として、徒歩、列車又はモーターカー等により行う。

検査の方法は次のとおりとする。

- (1) 列車動揺…軌道狂い等による上下動及び左右動
- (2) 線路環境…線路周辺の雑草木の状態（倒木、朽木等）
 - …道床墳泥等線路の著しい変化
 - …線路周辺の著しい環境変化（例えば宅地造成、果樹園の造成等）
 - …線路近接工事の施工状態（建築限界支障の有無等）
- (3) その他…諸標の状態、災害の前兆（例えばのり面の亀裂等）等

県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

鉄道事業部	担当箇所名	担当線区	担当駅	備考
宮崎総合鉄道事業部	南畑岡工務センター (保線・電力・信号通言)	日豊本線	市棚～都農	
		日豊本線	都農～五十市	
	宮崎工務センター (保線・電力・信号通言)	日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
		吉都線	吉松～都城	信号通言のみ担当
	本所 (土木・建築)	日豊本線	市棚～五十市	
日南線		南宮崎～志布志		
宮崎空港線		田吉～宮崎空港		
鹿児島鉄道事業部	国分工務センター (保線)	吉都線	吉松～都城	

2 運転規制の実施

各種警報器が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため、運転規制を施工する。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士及び車掌に対しその旨を連絡する。

(1) 豪雨時の運転規制

ア 雨量警報器が注意鳴動又は警戒鳴動した場合の運転速度は次による。

区分	運転速度	
	注意鳴動の場合	警戒鳴動の場合
甲	45Km/h以下	35Km/h以下
乙	35Km/h以下	25Km/h以下
丙	25Km/h以下	列車の運転中止

イ 雨量警報器が累積降雨量により鳴動した場合の運転の速度は25km/h以下とする。

ウ レール面上の浸水が次の水準となったときは、列車の運転又は車両の入換えを見合わせる。

- ・ 25mm以上：電車
- ・ 50mm以上：電気機関車、ディーゼル機関車
- ・ 80mm以上：客車、気動車、貨物車（発電機付車両）
- ・ 200mm以上：貨物車
- ・ 250mm以上：蒸気機関車

(2) 豪雨時の運転中止

鉄道事業部長は、降雨量が次の基準に達したときは、輸送指令員等又は駅長に列車の運転中止の要請を行う。

ア 甲区分の場合

「警戒鳴動＋時雨量15mm」のライン以上
 （但し、時雨量の最大値は60mmとする。）

イ 乙区分の場合

「警戒鳴動＋時雨量10mm」のライン以上

(3) 運転規制の解除

鉄道事業部長は、線路点検の結果及び降雨の状況に応じて運転規制継続の要否を輸送指令員等又は駅長に報告する。

なお、鉄道事業部長は、運転規制の必要がないと認めたときは、輸送指令員等又は駅長にその旨を連絡する。

(4) 強風時の運転規制

ア 風速警報器が鳴動した場合の運転速度は次による。

風 速	警 報 種 別	運 転 速 度
20m/s以上、25m/s未満	警戒鳴動	25km/h以下
25m/s以上	停止鳴動	列車の運転中止

イ 目測により風速の測定をした場合で、前項の風速に達していると認められた場合は、前項の規定を準用する。

(5) 運転規制の解除

運転規制を解除する場合の輸送指令員等の取扱いは次による。

ア 列車を徐行運転している場合は、風速の衰えたことを確かめて運転規制を解除する。

イ 列車の運転を見合わせている場合は、関係する保守区長の報告及び風速の衰えたことを確かめて運転規制を解除する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え**第1款 情報の収集・連絡体制の整備****1 情報の収集体制の整備**

鉄道事業者は气象台との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設の相互間の連絡等に必要な気象観測施設、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関と密接な情報連絡を行いうるよう、必要な措置等を定めておくものとする。

2 通信手段の確保

鉄道事業者は大規模な鉄道災害が発生した場合の情報収集、連絡を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など、無線系通信設備を配備しておくものとする。

第2款 災害応急体制の整備**1 職員の招集・参集体制の整備**

【県、市町村、鉄道事業者】

県、市町村及び鉄道事業者は、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行できるよう招集連絡手段を整備するなど、職員の招集・参集体制の整備を図るものとする。

2 関係機関相互の連携体制の整備

【県、警察、市町村、鉄道事業者、関係機関】

県及び鉄道事業者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行い、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど関係機関相互の連携体制の確立に努めるものとする。警察は、鉄道上及びその直近で落石その他の異常が発見された場合における鉄道事業者への連絡体制を図るものとする。

3 応急対策のための資機材等の整備、調達体制の整備

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、災害時において直ちに入手する方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立しておくものとする。

4 訓練・研修の実施

【鉄道事業者、関係機関】

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して総合訓練、情報伝達訓練、通信機器訓練など実践的な訓練を行い、大規模な事故災害への対応能力の向上を図るものとする。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

共通対策編によるほか、次のとおりとする。

1 鉄道事業者の避難誘導體制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第3章 鉄道災害応急対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

1 事故災害等状況の把握と確認

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上での事故災害等発生 of 通報を受けた場合は、職員に出勤を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。

第2款 通信手段の確保

1 通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信による相互活用を図る。

また、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど、通信回線の輻輳を回避する措置を講じるものとする。

第2節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部の設置

県は、県内で大規模な鉄道災害が発生したときは、災害対策本部等を設置し、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、鉄道事業者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

県内において大規模な鉄道災害が発生し、相当な被害が予想される場合は、知事は災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、状況に応じ総合対策部各班・要員の増減を行うものとする。

2 現地災害対策本部の設置等

共通対策編第3章第1節第1款による。

3 災害対策現地合同調整本部の設置等

【県、関係機関】

(1) 知事は、大規模な鉄道災害が発生し、防災関係機関の相互連携により、被災者の効率的な救助・救出等が必要であると認められる場合は、鉄道事業者等関係機関と協議し、災害対策現地合同調整本部を設置するものとする。

(2) 組織及び任務

本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。

その他、現地合同調整本部の組織及び任務については、宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱によるものとする。

第2款 市町村の活動体制の確立

【市町村】

市町村は、当該市町村の区域に大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3款 鉄道事業者の活動体制の確立

鉄道事業者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3節 広域応援活動

第1款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）

第4節 救助・救急活動

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

【市町村(消防機関)】

市町村は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地の市町村消防職員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

【警察】

警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

第5節 医療救護活動

第1款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策 (共通対策編)

第6節 二次災害の防止活動

1 後続車両の衝突等の防止

【鉄道事業者、警察】

鉄道事業者は、警察と連携し後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

2 立入禁止区域の設定等

【市町村、警察】

脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第7節 交通の確保・緊急輸送活動

1 代替交通手段の確保

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

2 復旧用資材等の緊急輸送

鉄道事業者は、警察の協力のもとに救助要員の派遣、復旧用資材等の運搬などを、迅速に行うものとする。

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者及びその家族への対応

【県、市町村、鉄道事業者】

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

鉄道事業者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

鉄道事業者は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、鉄道事業者総括者が行うことを原則とする。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、関係各機関は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2 報道機関への広報

【県、市町村、鉄道事業者】

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。

第4章 鉄道災害復旧・復興計画

第1節 応急資材の確保

応急資材の確保については、緊急調達の活用、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保を図るものとする。

第2節 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第3節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第 8 編

道路災害対策編

宮崎県地域防災計画（第8編 道路災害対策編）

目次

第1章 基本的考え方等	
第1節 基本的考え方	475
第2節 本県における道路概況	475
第2章 道路災害予防計画	
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	478
第2節 道路施設等の管理と整備	478
第1款 事故災害等発生防止のための措置	478
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	478
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	478
第2款 活動体制の整備	479
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）	480
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	480
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	480
第6款 訓練、研修等の実施	480
第4節 道路利用者に対する防災知識の普及	480
第3章 道路災害応急対策計画	
第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	481
第1款 災害情報の収集・連絡	481
第2款 通信手段の確保	481
第2節 活動体制の確立	482
第1款 県の活動体制の確立	482
第2款 市町村の活動体制の確立	482
第3款 道路管理者の活動体制の確立	482
第3節 広範な応援体制の確立	483
第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保	483
第5節 救助・救急及び消火活動	484
第1款 救助・救急活動（共通対策編）	484
第2款 消火活動（共通対策編）	484
第6節 医療救護活動	484
第1款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）	484
第7節 道路施設の応急復旧	484
第8節 関係者等への的確な情報伝達活動	484
第9節 高速自動車道災害対策計画	485

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
第1章 基本的考え方等				
1. 基本的考え方			危機管理局	475
2. 本県における道路概況			道路保全課	475
第2章 道路災害予防計画				
1. 道路交通の安全のための情報の充実				478
2. 道路施設等の管理と整備	1. 事故災害等発生防止のための措置	1. 管理する施設の巡回及び点検	道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社、県警察本部	478
		2. 安全性向上のための対策の実施		478
3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 情報の収集・連絡体制の整備	1. 情報収集体制の整備	危機管理局、道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社	478
		2. 通信手段の整備		479
	2. 活動体制の整備	1. 担当職員の招集・参集体制の整備		479
		2. 関係機関相互の協体制の整備		479
		3. 応急対策のための資機材等の整備、備蓄		480
		4. コンサルタント、関係業界との協体制の確立		480
		5. 研究機関等との連携		480
		3. 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）		480
		4. 医療救護体制の整備（共通対策編）		480
		5. 緊急輸送体制の整備（共通対策編）		480
6. 訓練、研修等の実施		危機管理局、道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社	480	
4. 道路利用者に対する防災知識の普及			道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社	480
第3章 道路災害応急対策計画				
1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	1. 災害情報の収集・連絡	1. 事故災害等状況の把握と確認	危機管理局、道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社	481
		2. 通行の禁止又は制限		481
		3. 二次災害等の恐れがある場合における住民等への情報提供		481
	2. 通信手段の確保	1. 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備		危機管理局、道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
		2. NTT公衆回線の緊急増設	危機管理局、道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路	481
		3. 最新の情報通信機器等の積極的な活用		481
		4. 災害情報収集用ヘリコプターの利用		481
2. 活動体制の確立	1. 県の活動体制の確立	1. 災害対策本部の設置等	危機管理局、道路保全課	482
		2. 現地災害対策本部の設置等		482
		3. 災害対策現地合同調整本部の設置等		482
	2. 市町村の活動体制の確立		危機管理局	482
	3. 道路管理者の活動体制の確立		道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路、県道路公社	482
3. 広範な応援体制の確立		1. 国土交通省への支援の要請		483
		2. 大学、研究機関への依頼		483
		3. コンサルタント、関係業者への依頼		483
4. 交通誘導及び緊急交通路の確保		1. 一般住民等への情報提供	道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路	483
		2. 迂回路の確保		483
		3. 救出作業の前提となる障害物の除去作業		483
		4. 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業		483
		5. 危険物の流出に対する応急対策		483
		6. 二次災害の防止		484
5. 救助・救急及び消火活動（共通対策編）				484
6. 医療救護活動	1. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）			484
7. 道路施設の応急復旧			道路保全課、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路	484
8. 関係者等への的確な情報伝達活動		1. 被災者及びその家族への対応	危機管理局、道路保全課、秘書広報課、九州地方整備局、西日本高速道路	484
		2. 報道機関への広報		485
9. 高速自動車道災害対策計画		1. 防災体制	西日本高速道路、危機管理局、県警察本部	485
		2. 交通規制		485
		3. 緊急通行車両の取扱い		486
		4. 救急救助体制	危機管理局、西日本高速道路	486
		5. 救急医療体制		486
		6. 情報連絡体制		486
		7. 広報		487

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎県内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県における道路概況

宮崎県内の道路は、路線数33,022、実延長約19,944kmであり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道に分かれている。

(平成22年4月1日現在)

(単位：m)

区 分	路 線 数	実 延 長
高速自動車国道	3	118,358.0
国 道	指 定 区 間	277,062.0
	うち有料道路	3,677.0
	指 定 外 区 間	879,403.4
	計	1,156,465.4
県 道	主 要 地 方 道	971,792.8
	うち有料道路	16,688.0
	一 般 県 道	1,048,439.9
	計	2,020,232.7
国 県 道 計	215	3,176,698.1
市 町 村 道	1 級	1,537,357.0
	2 級	1,494,278.0
村 道	そ の 他	13,617,460.0
	計	16,649,095.0
総 計	33,022	19,944,151.1

※現道、旧道及び新道を含む

※有料道路を含み、自転車道は含まない。

道路の管理については、次表のとおりである。

道路の種類	管理者	名称	管理する機関(窓口)				
			所在地	電話	管轄区域		
高速自動車道	西日本高速道路株	九州支社都城管理事務所	〒885-0003 都城市高木町5166-11	0986-38-3245	九州自動車道 えびのJ.C.～栗野J.C. 宮崎自動車道 えびのJCT～宮崎J.C. 東九州自動車道 高鍋J.C.～清武JCT		
		九州支社延岡高速道路事務所	〒889-0603 東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内53-10	0982-63-2255	東九州自動車道 日向J.C.～門川J.C.		
国	指定区間	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	〒880-8523 宮崎市大工2-39	0985-24-8221	一般国道10号(都城町～都城市) 一般国道20号(宮崎市～串間市)		
		延岡河川国道事務所	〒882-0803 延岡市大貫町1-2889	0982-31-1155	一般国道10号(延岡市～日向市美々津)		
道	指定区間外	宮崎土木事務所	〒880-0805 宮崎市橋通東1-9-10	0985-26-7285	宮崎市		
		日南土木事務所	〒887-0031 日南市大字戸高84	0987-23-4661	日南市		
		串間土木事務所	〒888-0001 串間市大字西方8970	0987-72-0134	串間市		
		都城土木事務所	〒885-0024 都城市北原町24-21	0986-23-4512	都城市、三股町		
		小林土木事務所	〒886-0004 小林市大字細野367-2	0984-23-5165	小林市、えびの市、高原町		
		高岡土木事務所	〒880-2221 宮崎市高岡町大字内山3100	0985-82-1155	国富町、綾町		
		西都土木事務所	〒881-0005 西都市大字三宅下鶴9451	0983-43-2221	西都市、西米良村、椎葉村の南部		
		高鍋土木事務所	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三3870-1	0983-23-0001	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町		
		日向土木事務所	〒883-0046 日向市中町2-14	0982-52-4171	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の北部		
		延岡土木事務所	〒882-0872 延岡市愛宕町2-2323	0982-21-6143	延岡市		
県道	宮崎県	西臼杵支庁土木課	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-3191	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町		
		市町村道	市町村	各市町村道路担当課			
		一ツ葉有料道路 小倉ヶ浜有料道路	宮崎県道 宮崎県道路公社	宮崎県道路公社 宮崎市橋通東2-7-18	〒880-0803 0985-25-1588		
		延岡南道路	西日本高速道路株	九州支社延岡高速道路事務所	〒889-0603 東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内53-10	0982-63-2255	
		道路交通情報	"	日本道路交通情報センター	〒880-0803 宮崎市大工1-8-28 (交通管帯センター内)	050-3369-6645	
				(県土整備部委託)	〒880-0805 宮崎市橋通東2-10-1 (県道路保全課内)	0985-26-2030	

宮崎県の代表的な橋梁・トンネル

<橋梁>

No,	橋 梁 名	路 線 名	市 町 村 名	橋 長 (m)	幅 員 (m)	竣工 年度
1	一ツ葉大橋	一ツ葉有料道路	宮崎市	933	9.8	S. 55
2	日向大橋	国道10号	宮崎市～新富町	561	7.4	S. 29
3	一ツ瀬橋	県道宮崎高鍋線	宮崎市～新富町	559	6.0	S. 38
4	延岡大橋	国道10号	延岡市	537	11.6	S. 50
5	小戸之橋	市道昭和通線	宮崎市	503	8.0	S. 38

<トンネル>

No,	トンネル名	路 線 名	市 町 村 名	延長 (m) (宮崎県側)	幅 員 (m)	竣工 年度
1	加久藤トンネル	九州縦貫自動車道	えびの市	6,255 (2,279)	20.0	H. 7
2	国見トンネル	国道265号	椎葉村～五ヶ瀬町	2,777	8.5	H. 8
3	加久藤トンネル	国道221号	えびの市	1,808 (1,160)	8.5	S. 47
4	天神トンネル	宮崎自動車道	宮崎市	1,659	20.0	S. 56
5	横谷トンネル	国道219号	西米良村	1,608 (847)	8.0	S. 55

第2章 道路災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

【警察】

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の管理と整備

第1款 事故災害等発生防止のための措置

1 管理する施設の巡回及び点検

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。

- (1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、山(崖)崩れ危険箇所等については重点的に行うものとする。
- (2) 大規模な地震、津波、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 施設管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から施設管理者へ災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

施設管理者は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見

者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるような情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては県警ヘリコプター)及び災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

2 通信手段の整備

(1) 情報通信手段の整備

ア デジタル化の促進

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

道路管理者は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

ウ 最新の情報通信機器等の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

第2款 活動体制の整備

1 担当職員の招集・参集体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 参集範囲の明確化

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

(2) 招集連絡手段の整備

道路管理者は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行し得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

2 関係機関相互の協力体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

3 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

4 コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

5 研究機関等との連携

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 訓練、研修等の実施

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

第4節 道路利用者に対する防災知識の普及

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第3章 道路災害応急対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

1 事故災害等状況の把握と確認

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、自己の管理する道路での事故災害等発生 of 通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報するものとする。

2 通行の禁止又は制限

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

3 二次災害等の恐れがある場合における住民等への情報提供

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

大規模な事故災害等が発生した場合、道路管理者は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

第2款 通信手段の確保

1 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2 NTT公衆回線の緊急増設

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

3 最新の情報通信機器等の積極的な活用

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

大規模な事故災害等の発生 of 情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

4 災害情報収集用ヘリコプターの利用

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

ヘリコプターテレビジョンシステム(県にあっては県警ヘリコプター)により、事故災害等状況の把握を行う。また、必要に応じて国土交通省等の他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

第2節 活動体制の確立

第1款 県の活動体制の確立

県は、県内で大規模な道路災害が発生したときは、状況に応じ、法令並びに災害対策共通編及び本計画に基づき、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、道路管理者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

県内において大規模な道路災害が発生し、相当な被害が予想される場合は、知事は災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、状況に応じ総合対策部各班・要員の増減を行うものとする。

2 現地災害対策本部の設置等

共通対策編第3章第1節第1款による。

3 災害対策現地合同調整本部の設置等

(1) 知事は、大規模な道路災害が発生し、防災関係機関の担当連係により、被災者の効率的な救助・救出が必要であると認められる場合は、道路管理者等関係機関と協議し、災害対策現地合同調整本部を設置するものとする。

(2) 組織及び任務

本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。

その他、現地合同調整本部の組織及び任務については、宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱によるものとする。

第2款 市町村の活動体制の確立

【市町村】

市町村は、当該市町村の区域で大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3款 道路管理者の活動体制の確立

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3節 広範な応援体制の確立

1 国土交通省への支援の要請

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、必要に応じて国土交通省に対し現地での応急対策に関する技術的支援のための専門家の派遣、事故災害調査・事故原因調査のための人材の派遣、情報収集・連絡等のための要員の派遣、資機材に関する支援等を要請する。

2 大学、研究機関への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、大学その他の研究機関に対し、応急対策に関する技術的支援、事故災害調査・事故原因調査のための支援等を要請する。

3 コンサルタント、関係業者への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、コンサルタント、関係業者に対し、被災状況等を正確に把握するために必要な測量等の調査、応急対策を行う上で必要な技術的検討等を指示する。

第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保

1 一般住民等への情報提供

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

2 迂回路の確保

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

【県、警察、市町村(消防機関)、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流

出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

6 二次災害の防止

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(崖)崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおくなどの措置を確実に行うものとする。

第5節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第6節 医療救護活動

第1款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）

第7節 道路施設の応急復旧

共通対策編第3章第12節第2款「1 道路の応急復旧」参照

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者及びその家族への対応

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

道路管理者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2 報道機関への広報

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専任して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やTV画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努めるものとする。

第9節 高速自動車道災害対策計画

県内の高速自動車道における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。

1 防災体制

【西日本高速道路株式会社】

西日本高速道路株式会社は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、下表の防災体制発令基準に従って、必要な体制をとるものとする。

なお、その発令は、道路を管理する区分ごとに各管理事務所長が行うものとする。

表 防災体制の発令基準

体制	基準
警戒体制	交通規制実施基準により交通規制を実施した場合及び交通規制の実施が予想される場合(霧及び風による通行規制を除く)
緊急体制	通行止めを実施した場合(霧及び風による通行規制を除く)
非常体制	次の各号に該当する場合 1. 広範囲又は長期間にわたり通行止めを必要とする場合 2. 多数の死傷者が生じた場合、その他社会的影響が甚大である場合

大規模な災害により上記体制のみでは応急活動等の円滑な実施が困難な場合は関係機関の応援を求めるものとし、必要に応じて、県及び県警察は組織計画に基づく県災害対策本部、災害警備計画に基づく県災害警備本部等を組織し、災害の拡大防止に努めるものとする。

2 交通規制

【西日本高速道路株式会社、警察】

警察及び西日本高速道路株式会社は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。

なお、交通規制を実施した場合は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。交通規制の変更又は解除についても、これに準ずるものとする。

3 緊急通行車両のための道路の機能回復

【西日本高速道路株式会社】

災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第32条の2に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路株式会社は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 救急救助体制

【西日本高速道路株式会社、県、市町村(消防機関)】

西日本高速道路株式会社及び関係機関は協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。

(1) 西日本高速道路株式会社の緊急体制

西日本高速道路株式会社及び関係機関は、九州縦貫自動車道における消防救急業務実施体制の整備を図るため、九州縦貫自動車道鹿児島県・宮崎県連絡会議等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法防災訓練の実施等を推進するものとする。なお災害時における消防救急業務の実施は「九州縦貫自動車道における消防相互応援協定」によるものとする。

5 救急医療体制

【市町村(消防機関)、関係機関】

災害により負傷者が発生した場合救急隊は緊急医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。

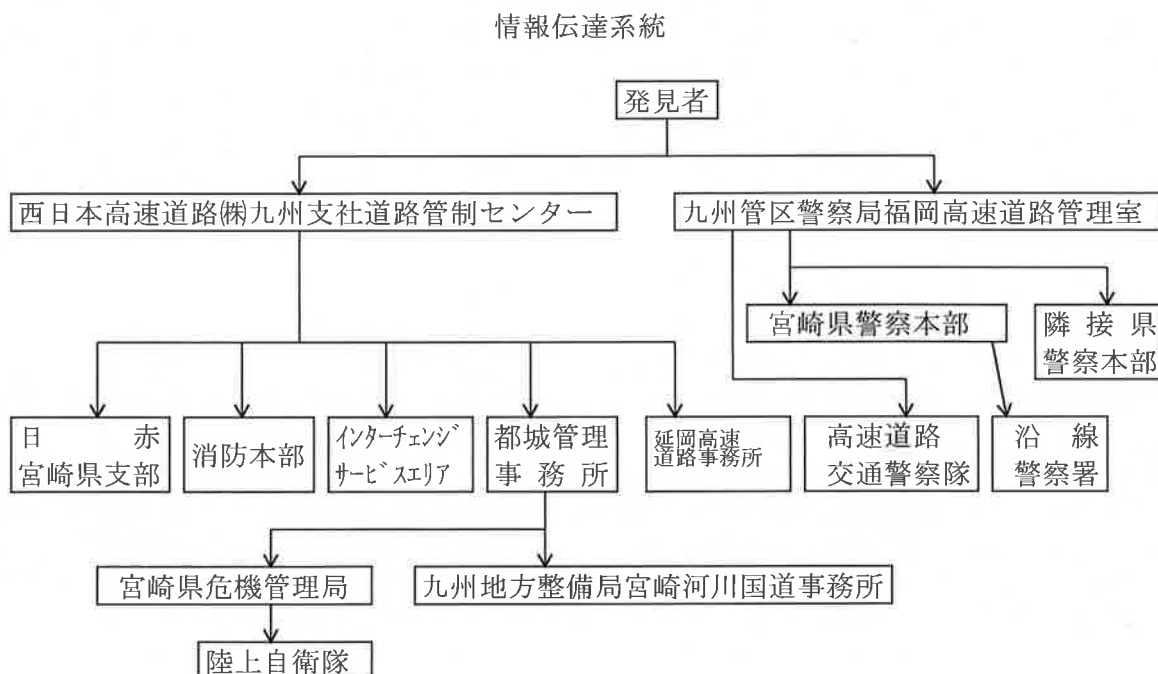
なお、救急医療体制については共通編第3章第5節「医療救護活動」によるものとする。

6 情報連絡体制

【西日本高速道路株式会社、関係機関】

(1) 連絡系統

災害時における情報の連絡系統は下記のとおりとする。



7 広報

【西日本高速道路株式会社】

西日本高速道路株式会社は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、関係報道機関へ連絡するものとする。

路線概要図

消防救急体制	大口市他4町消防組合	西諸広域行政事務組合消防本部	都城市消防本部	宮崎市消防局									
	<p>東九州自動車道</p> <p>宮崎自動車道</p> <p>都城管理事務所 L = 135.2 km</p>												
バスストップ	栗野BS	吉松BS	えびのBS	飯野BS	小林BS	高原BS	高崎東BS	都城北BS	高城BS	田野東BS	清武BS	宮崎BS	国富BS
消防救急体制	西諸広域行政事務組合消防本部		都城市消防本部	宮崎市消防局			西都市消防本部						
設計規格	第1種第3級(B)	第1種第2級(特)	第1種第3級(B)	第1種第2級(B)				第1種第2級(B)					
設計速度	80km/時	100km/時	80km/時	80km/時				100km/時					
警察管理体制	九州管区警察局 公安部 福岡高速道路管理室			宮崎県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊									
通過市町村	湧水町	えびの市	小林市	高原町	都城市	宮崎市			国富町	宮崎市	西都市	新富町	高鍋町
県名	鹿児島県			宮崎県									

第 9 編

危険物等災害対策編

宮崎県地域防災計画（第9編 危険物等災害対策編）

目 次

第1章 基本的考え方等

- 第1節 基本的考え方 493
- 第2節 本県における危険物等施設の概況 493

第2章 危険物等災害予防計画

- 第1節 危険物等施設の安全性確保 496
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 497
 - 第1款 情報の収集・連絡体制の整備 497
 - 第2款 活動体制の整備 498
 - 第3款 消火体制の整備 498
 - 第4款 医療救護体制の整備（共通対策編） 498
 - 第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編） 499
 - 第6款 避難収容体制の整備（共通対策編） 499
 - 第7款 防災関係機関等の防災訓練の実施 499
- 第3節 防災知識の普及 499

第3章 危険物等災害応急対策計画

- 第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡 500
- 第2節 活動体制の確立 503
 - 第1款 県の活動体制の確立 503
 - 第2款 職員の参集及び動員 504
 - 第3款 市町村の活動体制の確立 504
 - 第4款 危険物等取扱事業者の活動体制の確立 504
- 第3節 広域応援活動 505
 - 第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編） 505
 - 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編） 505
 - 第3款 海上保安庁に対する支援要請（共通対策編） 505
- 第4節 災害の拡大防止活動 505
- 第5節 救助・救急及び消火活動 505
- 第6節 医療救護活動 505
 - 第1款 医療機関による医療救護活動（共通対策編） 505
 - 第2款 医療救護班による医療救護活動（共通対策編） 505
 - 第3款 搬送体制の確保（共通対策編） 505
 - 第4款 医薬品等の供給（共通対策編） 505
 - 第5款 医療情報の確保（共通対策編） 505
 - 第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編） 505
- 第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 505
 - 第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編） 505
 - 第2款 陸上輸送体制の確立（共通対策編） 505
 - 第3款 海上輸送体制の確立（共通対策編） 505
 - 第4款 航空輸送体制の確立（共通対策編） 505
 - 第5款 燃料の確保（共通対策編） 505
- 第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策 506
- 第9節 避難収容活動 506
- 第10節 被災者等への的確な情報伝達活動 506

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
第1章 基本的考え方等				
1. 基本的考え方				493
2. 本県における危険物等施設の概況		1. 消防本部別危険物施設数	危機管理局	493
		2. 高圧施設の状況		494
		3. 火薬類施設の状況		494
		4. 大量の危険物等物質が保管されている施設		495
第2章 危険物等災害予防計画				
1. 危険物等施設の安全性確保		1. 危険物施設の安全化	危機管理局	496
		2. 高圧ガス大量貯蔵所の安全化		496
		3. 毒劇物取扱施設の安全化		医療薬務課
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 情報の収集・連絡体制の整備		危機管理局	497
		2. 活動体制の整備		498
	3. 消火体制の整備	1. 県及び市町村の活動体制の整備		498
		2. 危険物等災害用資機材の整備		498
		1. 市町村消防計画の作成		498
		2. 出火防止体制の整備		498
	4. 医療救護体制の整備（共通対策編）			498
				498
	5. 緊急輸送体制の整備（共通対策編）			499
				499
7. 防災関係機関等の防災訓練の実施	1. 訓練の方法	危機管理局	499	
	2. 訓練の種別		499	
3. 防災知識の普及		1. 防災教育		499
第3章 危険物等災害応急対策計画				
1. 発災直後の災害情報の収集・連絡		1. 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集	危機管理局、県警察本部	500
		2. 通報連絡系統	危機管理局、医療薬務課	500
		3. 即報基準		503
2. 活動体制の確立	1. 県の活動体制の確立	1. 情報連絡本部の設置	危機管理局	503
		2. 災害警戒本部の設置		503
		3. 災害対策本部の設置		503
		4. 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置		504
	2. 職員の参集及び動員			504
3. 市町村の活動体制の確立		504		
4. 危険物等取扱事業者の活動体制の確立		関係機関	504	
3. 広域応援活動（共通対策編）				505

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
4. 災害の拡大防止活動		1. 事業所の災害拡大防止措置	危機管理局、医療業務課	505
		2. 立入禁止区域の設定		505
5. 救助・救急及び消火活動		1. 消火活動	危機管理局	505
		2. 救助・救急活動	危機管理局、県警察本部	505
		3. 事業所による消火活動	危機管理局	505
6. 医療救護活動（共通対策編）				505
7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）				505
8. 危険物等の大量流出に対する応急対策		1. 河川等への流出の場合の対策	危機管理局、河川課、環境管理課、九州地方整備局、宮崎海上保安部、県警察本部	506
		2. 交通規制等の実施		県警察本部
9. 避難収容活動		1. 避難誘導	危機管理局、県警察本部	506
10. 被災者等への的確な情報伝達活動			危機管理局、秘書広報課、県警察本部、関係機関	506

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県における危険物等施設の現況

1 消防本部別危険物施設数

(平成21年3月31日現在)

消防局 ・ 消防本部	合計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売	第二種販売	移送取扱所	一般取扱所
総計	3,823	28	2,187	287	664	46	613	4	495	78	1,608	1,068	11	14	6	509
宮崎市	1,102	2	677	96	144	29	211	0	182	15	423	305	5	1	2	110
都城市	559	0	284	38	89	4	99	0	37	17	275	188	2	8	0	77
延岡市	534	18	296	83	95	6	55	0	46	11	220	116	2	1	4	97
日南市	218	0	119	13	47	1	31	0	23	4	99	64	2	3	0	30
日向市	328	4	198	15	83	2	40	1	47	10	126	73	0	1	0	52
串間市	103	0	58	1	21	0	22	2	6	6	45	34	0	0	0	11
西都市	124	1	76	3	22	0	24	1	24	2	47	33	0	0	0	14
東児湯	352	3	223	28	91	0	45	0	55	4	126	79	0	0	0	47
西諸広域	327	0	171	6	57	2	45	0	55	6	156	116	0	0	0	40
非常備	176	0	85	4	15	2	41	0	20	3	91	60	0	0	0	31

2 高圧ガス施設の状況

(平成21年9月30日現在)

	高圧ガス製造施設			高圧ガス販売事業所			容器 検査所
	一般高圧 ガス	液化石油 ガス	冷 凍	一般高圧 ガス	液化石油 ガス	冷 凍	
宮崎市	6	17	19	97	6	72	3
都城市	8	13	14	25	5	19	4
延岡市	8	3	11	23	4	12	3
日南市	2	5	6	14	1	11	0
日向市	3	4	13	10	3	3	0
小林市	0	5	3	4	0	2	0
西都市	0	2	3	0	0	0	0
えびの市	2	3	2	1	0	2	1
串間市	0	2	1	0	0	2	0
宮崎郡	3	0	1	5	0	4	0
北諸県郡	1	1	3	1	0	1	0
西諸県郡	0	1	1	0	0	0	0
東諸県郡	2	0	1	0	0	0	0
児湯郡	3	3	18	8	3	5	1
東臼杵郡	0	2	1	2	1	0	0
西臼杵郡	0	1	0	1	0	1	0
計	38	62	97	191	23	134	12

3 火薬類施設の状況

(1) 火薬類製造・販売所の状況

(平成21年3月31日現在)

区分 農林振興局管内別	産業火薬類 製造所	煙 火 製 造 所	販売所	計
中 部			5	5
南 那 珂			3	3
北 諸 県		1	4	5
西 諸 県			3	3
児 湯			1	1
東 臼 杵	2		5	7
西 臼 杵 支 庁			1	1
計	2	1	22	25

(2) 火薬庫設置状況 (棟数)

(平成21年3月31日現在)

区分 農林振興局管内別	1 級	2 級	3 級	煙 火	実 包	計
中 部	4	2	3	1		10
南 那 珂	2	2				4
北 諸 県	6		1	5		12
西 諸 県	4	2	1	1		8
児 湯	2					2
東 臼 杵	36	2	1	1		40
西 臼 杵 支 庁	2					2
計	56	8	6	8	0	78

4 大量の危険物等物質が保管されている施設

旭化成東海工場 雷管工場 薬品工場 レオナ原料工場 日向化学品工場 航空自衛隊新田原基地 陸上自衛隊43普通科連隊 宮崎空港 東ソー日向工場 興亜石油瓦斯日向ステーション 伊勢化学工業 宝酒造高鍋工場 土々呂港油槽基地 内海港油槽基地 油津港油槽基地 宮崎港油槽基地 細島港油槽基地

第2章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物等施設の安全性確保

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ)による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るものとする。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

1 危険物施設の安全化

【県、市町村、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市町村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

(2) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

【県、市町村、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し又はその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(ウ) 保安検査を実施する。(年1回以上)

ウ 点検および通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めることとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については共通対策編第2章第2節第1款によるほか、以下のとおりとする。

【県、市町村、関係機関】

危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

【危険物等施設管理者】

管理する施設において災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

第2款 活動体制の整備

1 県及び市町村の活動体制の整備

県及び市町村は、危険物災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図るものとする。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

2 危険物等災害用資機材の整備

【市町村、警察】

危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努めるものとする。

- (1) 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
- (2) ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

第3款 消火体制の整備

1 市町村消防計画の作成

【市町村】

市町村は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図るものとする。

2 出火防止体制の整備

(1) 事業所等に対する指導

【市町村】

市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(2) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生未然防止を図るものとする。

3 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、共通対策編第2章第2節第3款「2 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

市町村は、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努めるものとする。

4 消防水利の確保

共通対策編第2章第2節第3款「3 消防水利の確保」参照

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第7款 防災関係機関等の防災訓練の実施

【県、市町村、危険物施設の管理者】

各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施するものとする。

1 訓練の方法

各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施するものとする。

2 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

- (1) 緊急通信訓練
- (2) 避難救助訓練
- (3) 資機材調達輸送訓練
- (4) 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
- (5) 総合訓練
- (6) その他

第3節 防災知識の普及

1 防災教育

【県、市町村、危険物等施設の管理者】

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

(1) 教育の種別

ア 消防法関係

- ・危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

イ 高圧ガス関係

- ・関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。

ウ 労働安全衛生関係

- ・雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育
- ・職長等の教育
- ・化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育
- ・特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

エ 海上関係

- ・海上災害の予防に関すること
- ・海上災害発生時における防除措置に関すること

第3章 危険物等災害応急対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

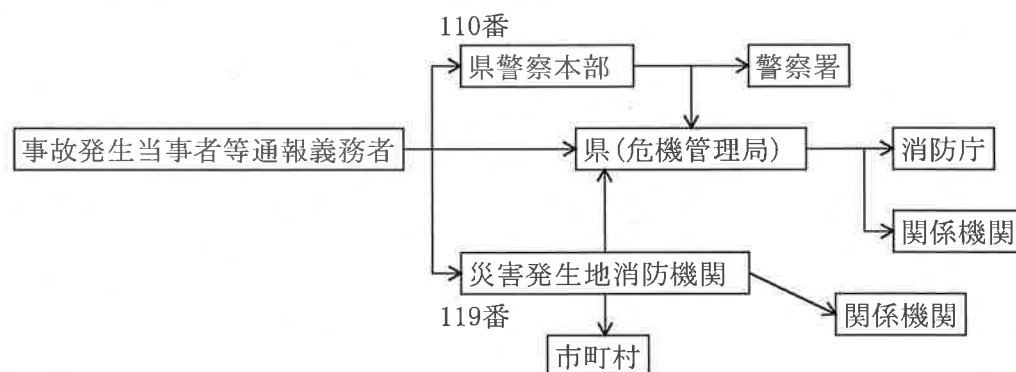
【県、市町村、警察、事業者】

- (1) 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 市町村は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。
報告に当たっては「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行うものとする。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。
県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
- (4) 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。
- (5) 県及び市町村は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

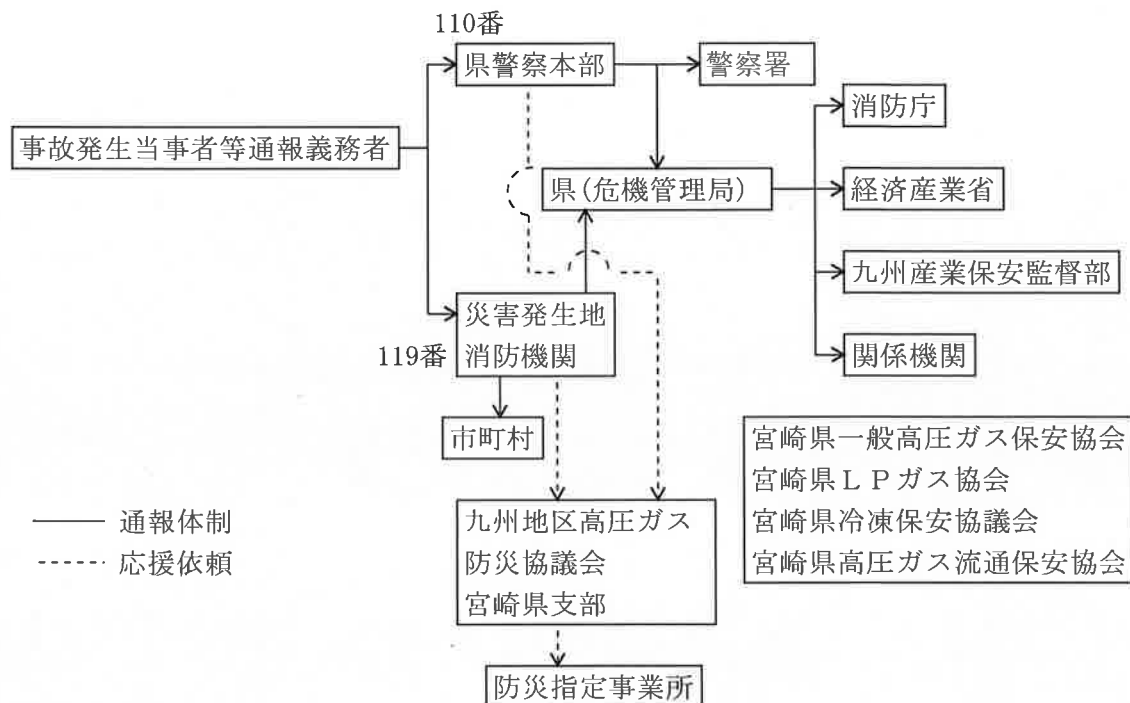
2 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は次のとおりとする。

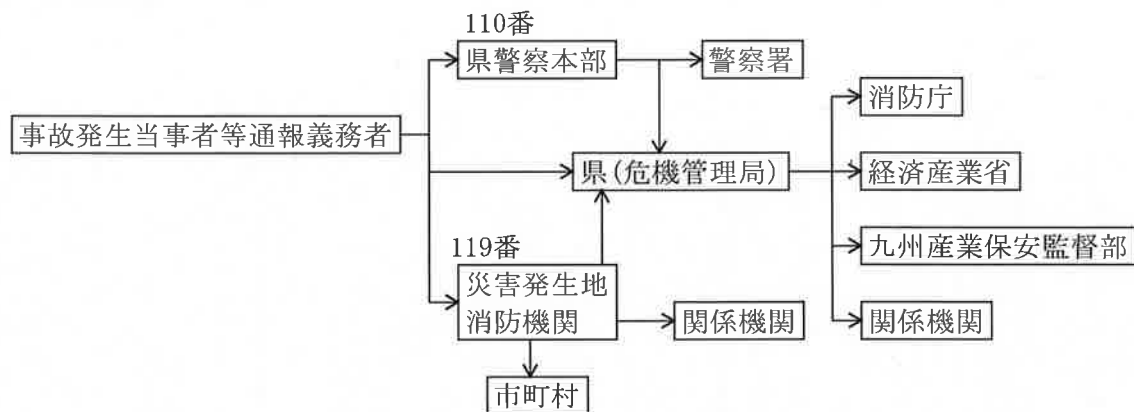
(1) 危険物施設



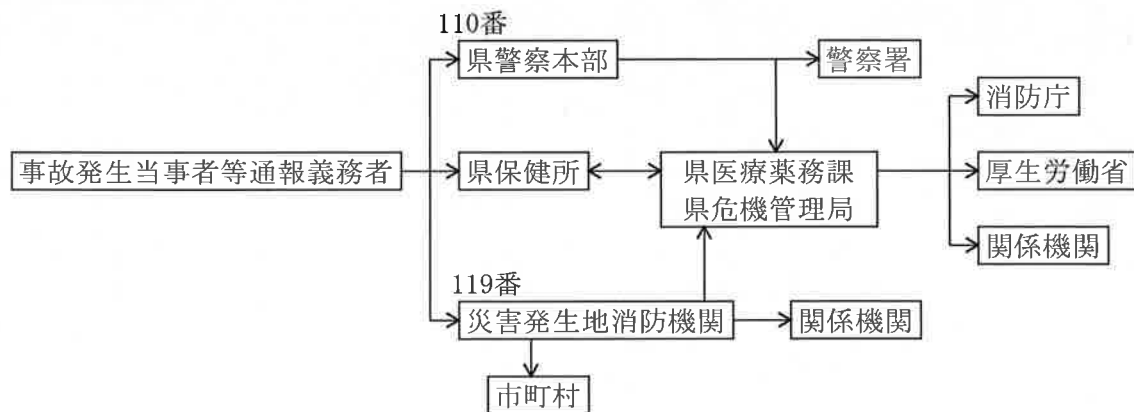
(2) 高圧ガス施設



(3) 火薬類施設



(4) 毒劇物施設



第2号様式(特定の事故)

第 報

事故名	1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2. 危険物に係る事故 3. 原子力災害 4. その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村	
		報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏洩 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第1種、第1種、第2種] その他				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の 区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()					
施設の 概要	危険物施設 の区分					
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事務所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)	台	人	
			消防団	台	人	
			海上保安庁	人		
	警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人			
その他参考事項						

3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

- ① 危険物施設の事故
- ② 無許可施設の事故
- ③ 危険物運搬中の事故

(例示)

- ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者を生じたもの
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- ・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ・海上への危険物流出事故
- ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

第2節 活動体制の確立

第1款 県の活動体制の確立

県は、県内で危険物等災害が発生したときは、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 危険物等災害が発生し拡大するおそれのあるとき。
- (2) その他、危険物等災害に関して危機管理室長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 危険物等災害の拡大により、多数の人命に危害が生じるおそれが生じたとき。
- イ その他、危険物等災害に関して、危機管理局長が必要であると認めたとき

(2) 本部長

災害警戒本部の本部長は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長及び福祉保健課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部(支部)の業務

災害警戒本部(支部)は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被災状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- ウ 自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 危険物等災害が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- イ その他、危険物等災害に関して、知事が必要と認めたとき

4 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は危険物等災害により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合で、必要と認めるときは、現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

〈危険物等災害時の職員参集・配備計画〉

危険物等災害時の職員の配備については次表のとおりとする。

配備基準	危機管理局	危険物等災害 対策関係課	地方支部事務局 及び 構成出先機関
危険物等災害が発生し、その拡大又は社会不安の増大が予想される場合	○全局・課員は、登庁して配置につく		○発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく
危険物等災害が発生した場合	○待機2個班登庁	○緊急要員は登庁して配置につく。	○本課及び所属長の判断による
※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準によりがたい状況にある場合あるいは事態の推移により、廃部する職員の増減については、各所属長の判断とする。 ※3 危険物等災害対策関係課 総合政策課、環境管理課、福祉保健課、道路保全課、河川課、総務課、営繕課、秘書広報課、農政企画課、環境森林課、管理課、砂防課、医療薬務課、企業局工務課、病院局経営管理課、教育長総務課、危機管理局、その他危機管理局長が必要と認める課			

第3款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

第4款 危険物等取扱事業者の活動体制の確立

- 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 災害の拡大防止活動

1 事業所の災害拡大防止措置

【危険物等取扱施設管理者】

都市ガス、高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

2 立入禁止区域の設定

【警察、市町村】

警察及び消防機関は、危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

第5節 救助・救急及び消火活動

共通対策編第3章第4節第2款によるほか、以下によるものとする。

1 消火活動

【市町村】

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努めるものとする。

2 救助・救急活動

【警察、市町村】

警察及び消防機関は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努めるものとする。

3 事業所による消火活動

(1) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

第6節 医療救護活動（共通対策編）

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 河川等への流出の場合の対策

【県、市町村、九州地方整備局、宮崎海上保安部、関係機関】

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。その際、関係行政機関等からなる大淀川水質汚濁防止連絡協議会等を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

2 交通規制等の実施

【警察】

警察は、危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行うものとする。

第9節 避難収容活動

避難収容活動については共通対策編第3章第7節によるほか、以下の通りとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

【県、市町村、関係機関、事業者】

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

第10編

大規模な火事災害対策編

宮崎県地域防災計画（第10編 大規模な火事災害対策編）

目 次

第1章 基本的考え方等	
第1節 基本的考え方	512
第2節 本県における大規模な火災の概況	512
第2章 大規模な火事災害予防計画	
第1節 大規模な火事に強いまちづくり	521
第1款 大規模な火事に強いまちの形成	521
第2款 火災に対する建築物の安全化	523
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	523
第1款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）	523
第2款 活動体制の整備（共通対策編）	523
第3款 消火体制の整備	523
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	526
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	526
第6款 避難収容体制の整備（共通対策編）	526
第7款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	526
第3節 県民の防災活動の促進	527
第1款 防災知識の普及、予防啓発活動	527
第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）	527
第3章 大規模な火事災害応急対策計画	
第1節 活動体制の確立	528
第1款 県災害対策本部等の設置	528
第2款 市町村の活動体制の確立	528
第2節 災害情報の収集・連絡	529
第1款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置	529
第2款 災害情報の収集・連絡	530
第3節 広域応援活動	532
第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）	532
第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）	532
第4節 救助・救急及び消火活動	533
第1款 救助・救急活動	533
第2款 消火活動	533
第5節 医療救護活動	535
第1款 医療機関による医療救護活動（共通対策編）	535
第2款 医療救護班による医療救護活動（共通対策編）	535
第3款 搬送体制の確保（共通対策編）	535
第4款 医薬品等の供給（共通対策編）	535
第5款 医療情報の確保（共通対策編）	535
第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）	535
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	535
第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）	535
第2款 陸上輸送体制の確立（共通対策編）	535
第3款 航空輸送体制の確立（共通対策編）	535
第7節 避難収容活動	535

第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	535
第9節	ゴミ・がれき処理等に関する活動	536
第4章	大規模な火事災害復旧・復興計画	
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	537
第1款	被害が比較的軽い場合の基本的方向（共通対策編）	537
第2款	被害が甚大な場合の基本的方向（共通対策編）	537
第2節	迅速な現状復旧の進め方	537
第1款	公共施設災害復旧事業計画（共通対策編）	537
第2款	激甚災害の指定（共通対策編）	537
第3節	計画的復興の進め方	537
第1款	災害復興対策本部の設置（共通対策編）	537
第2款	災害復興方針・計画の策定（共通対策編）	537
第3款	災害復興事業の実施（共通対策編）	537
第4節	被災者の生活再建等の支援	537
第1款	被災者への広報及び相談窓口の設置（共通対策編）	537
第2款	生活確保資金の融資等（共通対策編）	537
第3款	金融関係機関の応急措置（共通対策編）	537
第4款	雇用の確保（共通対策編）	537
第5款	税対策等による被災者の負担の軽減（共通対策編）	537
第6款	住宅確保の支援（共通対策編）	537
第7款	災害復興基金の設立（共通対策編）	537
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	537
第1款	中小企業の復興支援（共通対策編）	537
第2款	農林水産業の復興支援（共通対策編）	537
第6節	事後の監視等の実施	537

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
第1章 基本的考え方等				
1. 基本的考え方			危機管理局	512
2. 本県における大規模な火災の概況				512
第2章 大規模な火事災害予防計画				
1. 大規模な火事に強いまちづくり	1. 大規模な火事に強いまちの形成	1. 防災空間の確保	都市計画課、道路建設課、道路保全課、港湾課、漁村振興課	521
		2. 都市の再開発等の推進	都市計画課、建築住宅課、農村整備課、河川課、港湾課、九州地方整備局	521
		3. 避難地、避難路の整備	道路建設課、道路保全課、都市計画課、港湾課、漁村振興課	522
	2. 火災に対する建築物の安全化	1. 建築物の不燃化の促進	建築住宅課、都市計画課、危機管理局	523
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）			523
	2. 活動体制の整備（共通対策編）			523
	3. 消火体制の整備	1. 市町村消防計画の作成	危機管理局	523
		2. 出火防止体制の整備		524
		3. 消防力の充実強化		526
		4. 消防水利の確保		526
		5. 地域の初期消火力の向上		526
	4. 医療救護体制の整備（共通対策編）			526
	5. 緊急輸送体制の整備（共通対策編）			526
	6. 避難収容体制の整備（共通対策編）			526
7. 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）			526	
3. 県民の防災活動の促進	1. 防災知識の普及、予防啓発活動	1. 火災予防運動の推進	危機管理局	527
		2. 民間防火組織の育成・強化		527
		3. 防火管理者制度の充実・強化		527
	2. 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）			527
第3章 大規模な火事災害応急対策計画				
1. 活動体制の確立	1. 県災害対策本部等の設置	1. 情報連絡本部の設置	危機管理局	528
		2. 災害警戒本部の設置		528
		3. 災害対策本部の設置		528
		4. 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置		528
	2. 市町村の活動体制の確立			528
2. 災害情報の収集・連絡	1. 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置	1. 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達	宮崎地方気象台、危機管理局	529
		2. 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ	危機管理局	529

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
	2. 災害情報の収集・連絡	1. 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集	危機管理局	530
		2. 即報基準		532
3. 広域応援活動	1. 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）			532
	2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）			532
4. 救助・救急及び 消火活動	1. 救助・救急活動（共通対策編）			533
	2. 消火活動	1. 消防機関による消火活動	危機管理局	533
		2. 県のとる措置		534
5. 医療救護活動（共通対策編）				535
6. 緊急輸送のため の交通の確保・ 緊急輸送活動	1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）			535
	2. 陸上輸送体制の確立（共通対策編）			535
	3. 航空輸送体制の確立（共通対策編）			535
7. 避難収容活動		1. 避難誘導	危機管理局、県警察本部	535
8. 被災者等への的 確な情報伝達活 動		1. 被災者等への的確な情報伝達活動	危機管理局、秘書広報課、県警察本部	535
9. ゴミ・がれき処 理等に関する活 動	1. 環境対策の実施	1. 被害状況の把握	環境管理課、循環社会推進課	536
		2. 応急対策の実施		536
第4章 大規模な火事災害復旧・復興計画				
1. 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）				537
2. 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）				537
3. 計画的復興の進め方（共通対策編）				537
4. 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）				537
5. 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）				537
6. 事後の監視等の実施				537

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県における大規模な火災の概況

年 月 日	場 所	原 因	被 害 概 況
大正 3. 8. 16	都城市		全焼 40戸
4. 1. 17	都城市		全焼 28戸
6. 1. 25	東臼杵郡岩脇村		全焼 74戸
6. 2. 6	東臼杵郡門川村		焼失 44戸
8. 11. 18	宮崎市上野町		全焼 41戸
8. 12. 16	南那珂郡南郷村		全焼 41戸
13. 5.	小林町		焼失 30戸
昭和 2. 1. 28	小林町		焼失 600戸
3. 1. 28	南那珂郡北方村		焼失 92戸
3. 1. 2	小林町		全焼 57戸108棟
4. 10. 14	都城市		全焼 22戸28棟
7. 2. 20	小林市		全焼 26戸
9. 3. 19	東臼杵郡西郷村		焼失 30戸131棟
12. 10. 19	延岡市柳沢町		全焼 75戸
15. 2.	西臼杵郡岩戸村		全焼 47戸
15. 3. 30	西臼杵郡三田井村		焼失 150戸
22. 12. 7	宮崎市橘通		全焼 76棟
23. 1. 1	東臼杵郡北方村	弄火	負傷者3名 焼失戸数133戸
25. 1. 28	児湯郡西米良村	電熱器	焼失戸数67戸
28. 4. 4	南那珂郡都井村	不明	負傷者5名 全焼68世帯
29. 4. 19	日南市	風呂カマドの火を放置(忘れる)	負傷者23名 全焼41棟 半焼7棟(以下単位「棟」) り災者数123名
31. 2. 7	東臼杵郡門川町	不明	全焼22 半焼1 り災者数20名
31. 5. 20	北諸県郡中郷村	弄火	負傷者数10名 全焼1 り災者数6名
31. 6. 17	児湯郡川南町	不明	負傷者数12名 全焼3(学校)
31. 8. 4	小林市細野	ガスコンロを放置(忘れる)	負傷者数12名 全焼1 り災者数10名
32. 8. 27	小林市永田町	不明	負傷者数10名 全焼4 り災者数3名
34. 1. 30	延岡市中小路	不明	負傷者数2名 全焼6 り災者数2名(学校)

年 月 日	場 所	原 因	被 害 概 況
昭和34. 4. 19	東白杵郡椎葉村	煙突(過熱)	負傷者数10名 全焼26 り災者数221名
34. 7. 19	串間市西方	不明	負傷者数23名 全焼7
36. 2. 9	西白杵郡日之影町	不明	負傷者数5名 全焼38 半焼1 り災者数167名
37. 2. 18	宮崎市大字内海	残り火の処置 不十分	林野、焼損面積61,800a 損害見積額100,000千円
38. 1. 16	日高市富高	不明	負傷者6名 全焼8 半焼3 り災者数174名
38. 1. 24	西都市大字妻	不明	死者4名 負傷者13名 全焼72 半焼1 り災者数426名
39. 12. 21	延岡市祇園町	煙突	全焼3 半焼2 り災者数32名
40. 4. 1	東白杵郡北郷村 入下	火入れ	焼損面積40,160a 損害見積額30,745千円
42. 2. 17	延岡市小野町	自動鋸火花	焼損面積14,160a 損害見積額20,824千円
42. 3. 1	延岡市中の瀬町	粉塵爆発	1棟2,191㎡ 損害見積額49,746千円
43. 1. 25	南那珂郡北郷町	放火	北郷中学校全焼5 負傷者2名 焼損面積2,050㎡ 損害額35,380千円
44. 8. 12	東白杵郡椎葉村	ワイヤロープ の摩擦	林野焼損面積31,900a 損害額101,245千円
45. 1. 20	宮崎市橘通西 2丁目	不明	負傷者2名 全焼3 半焼3 損害額28,584千円
45. 6. 21	都城市五十町	放火	今町小学校1,556㎡ 損害額5,405千円
45. 7. 10	日南市大字宮浦	不明	鵜戸神宮社務所1,470㎡ 損害額26,423千円
45. 8. 1	延岡市平原町 1丁目	不明	南小学校全焼3 半焼1 2,148㎡ 損害額9,778千円
45. 8. 24	都城市東町	ガス溶接機の 火花	負傷者5名 全焼1 半焼1 907㎡ 損害額44,645千円
45. 9. 12	北諸県郡三股町	不明	負傷者1名 全焼2 1,495㎡ 損害額45,885千円
45. 10. 1	宮崎市江平町 2丁目	不明	負傷者1名 全焼3 半焼2 697㎡ 損害額 44,076千円
46. 2. 4	門川町大字加草	たばこの火	焼損面積4,773a 損害額9,810千円
46. 3. 18	延岡市南町	不明	焼損面積659㎡ 損害額40,926千円 全焼3 半焼2 部分焼2
46. 4. 18	延岡市祇園町	不明	焼損面積488㎡ 損害額45,230千円 全焼1 半焼3 部分焼2 負傷者2名

年 月 日	場 所	原 因	被 害 概 況
昭和46. 5. 9	都城市松元町	煙突	焼損面積 801㎡ 損害額 21,002千円 全焼9 半焼1 負傷者1名
47. 3. 14	五ヶ瀬町鞍岡	不明	焼損面積697㎡ 損害額6,924千円 鞍岡中学校1
47. 12. 14	日南市大字平野	石油ストーブ	全焼7 部分焼1 負傷者1名 損害額15,560千円
48. 2. 26	日南市上町	不明	全焼9 半焼1 部分焼2 負傷者3名 損害額40,709千円
48. 3. 12	小林市大字細野	不明	全焼4 部分焼4 負傷者2名 損害額14,238千円
48. 6. 2	延岡市佐野町	不明	全焼5 部分焼3 損害額16,659千円
48. 12. 8	日南市大字平野	石油ストーブ	全焼1 死者5 負傷者5名
49. 1. 1	宮崎市清水2丁目	石油ストーブ	全焼4 半焼2 部分焼1 負傷者1名 り災者42名 損害額11,550千円
49. 1. 9	延岡市高千穂通 1丁目	電気フトン	全焼3 負傷者4名 り災者75名 損害額30,015千円
49. 2. 7	えびの市大字昌明 寺	不明	全焼7 半焼1 部分焼2(宿泊所) 負傷者3名 損害額 46,000千円
49. 3. 22	東郷町大字迫野内	たき火	林野11,000a 損害額 9,303千円
49. 4. 29	椎葉村大字下福良	チップカスの 残り火	全焼6(チップ工場) 損害額 19,500千円
49. 8. 17	都城市天神町	放火	全焼6 り災者14名 損害額6,279千円
50. 1. 24	宮崎市橘通西1丁 目	石油ストーブ	全焼5 半焼1 部分焼4 り災世帯26世帯 り災者59名 死者2名 負傷者1名 焼損面積1,081㎡ 損害額15,497千円
50. 2. 18	延岡市三ツ瀬町 1丁目	炊事場の豆炭	全焼3 部分焼5 り災世帯14世帯 り災者28名 負傷者1名 焼損面積445㎡ 損害額22,380千円
50. 4. 26	延岡市高千穂通	不明	全焼3 半焼1 部分焼1 り災世帯10世帯 り災者32名 負傷者5名 焼損面積 418㎡ 損害額 33,465千円
50. 12. 21	えびの市大字原田	風呂かまど	全焼4 半焼1 り災世帯5世帯 り災者8名 焼損面積532㎡ 損害額28,979千円

年 月 日	場 所	原 因	被 害 概 況
昭和50.12.27	清武町大字今泉字 松叶	モーター発熱 によるガソリ ン引火	全焼11 部分焼3 り災世帯6世帯 負傷者4名 焼損面積709㎡ 損害額16,662千円
51. 1.23	諸塚村大字家代	まきストーブ	全焼5 り災世帯1世帯 負傷者2名 焼損面積612㎡ 損害額52,160千円
51. 3. 4	日向市大字細島	不明	全焼3 部分焼2 り災世帯4世帯 焼損面積425㎡ 損害額 21,382千円
51. 4. 8	北浦町大字三川内	風呂かまど	全焼5 り災世帯5世帯 焼損面積756㎡ 損害額 35,000千円
51. 4.25	延岡市大貫町	不明	全焼8 部分焼3 負傷者1名 り災世帯4世帯 焼損面積458㎡ 損害額 29,508千円
51.10.30	延岡市石田町	不明	全焼3 半焼1 部分焼1 り災世帯4世帯 焼損面積75㎡ 損害額112,044千円
52. 6. 1	日南市大字平野	不明	全焼1 部分焼1 り災世帯2世帯 死者3名 焼損面積75㎡ 損害額711千円
昭和53. 2.28	門川町大字尾末字 権助	不明	林野焼損面積12,500a 損害額25,000千円 負傷者2名
53. 8.22	小林市大字細野 19-94-3	放火	全焼2 部分焼1 り災世帯1世帯 死者3名 負傷者4名 焼損面積185㎡ 損害額 2,770千円
54. 3. 8	宮崎市大淀1丁目 1-41	不明	全焼14 部分焼8 り災世帯22世帯 負傷者1名 焼損面積 744㎡ 損害額 11,997千円
55. 1. 7	宮崎市鶴島 2-3-15	取灰	全焼4 部分焼5 り災世帯8世帯 焼損面積301㎡ 損害額20,054千円
55. 1.28	都城市大字高城町 2809	石油ストーブ	全焼2 り災世帯2世帯 焼損面積214㎡ 損害額20,215千円
55. 3.21	高原町大字西麓62 5-1	不明	全焼2 部分焼1 焼損面積1,160㎡ 損害額11,691千円

年 月 日	場 所	原 因	被 害 概 況
55. 7. 14	都城市中町10-3	不明	全焼2 部分焼4 り災世帯6世帯 焼損面積306㎡ 損害額20,920千円
55.12.20	都城市牟田町 3-2	不明	全焼3 部分焼2 り災世帯7世帯 焼損面積1,127㎡ 損害額 26,114千円
56. 2. 8	都城市安久町5640	不明	全焼1(工場) 負傷者4名 焼損面積738㎡ 損害額55,643千円
56. 3. 13	延岡市若葉町 1の108の245	不明	全焼1 り災世帯1世帯 焼損面積202㎡ 損害額 25,295千円
56. 3. 16	日向市財光寺1193	液体化学薬品	全焼 1(工場) 負傷者2名 焼損面積321㎡ 損害額71,480千円
56. 4. 4	日向市中央通 1の1の21	不明	全焼1 焼損面積239㎡ 損害額25,559千円
56. 4. 5	宮崎市橘通西 3の10の38	ガスコンロ	全焼1 焼損面積83㎡ 損害額36,621千円
56. 5. 6	都城市北原町 11-5	不明	全焼1 焼損面積903㎡ 損害額38,556千円
56. 5. 13	日南市大字平野 5031の1	不明	全焼3 部分焼2 負傷者1名 焼損面積1,391㎡ 損害額142,529千円
56. 5. 19	南郷町大字潟上 813	ライター	全焼1 焼損面積201㎡ 損害額28,339千円
56.10.10	串間市大字串間 1135-1	たばこ	部分焼1 焼損面積150㎡ 損害額27,400千円
56.10.31	日南市大字本町 3986	風呂かまど	全焼4 部分焼1 負傷者1名 焼損面積435㎡ 損害額23,129千円
57. 1. 13	宮崎市老松1丁目 4-32	電気装置	全焼5 部分焼3 焼損面積1,061㎡ 損害額63,736千円
57. 2. 1	延岡市伊形町 8245-22	たき火	負傷者1名 焼損面積4,793a 損害額32,951千円
57. 2. 1	三股町樺山 4959-1	煙突	全焼1 焼損面積160㎡ 損害額20,087千円
57. 2. 9	串間市西方3842	不明	全焼 5 焼損面積 482㎡ 損害 額 23,220千円
57. 2. 17	綾町南303-6	不明	全焼2 部分焼2 焼損面積232㎡ 損害額27,224千円
57. 3. 8	宮崎市吉村町4268 -3	不明	全焼1 焼損面積92㎡ 損害額23,945千円

年 月 日	場 所	原 因	被 害 概 況
昭和57. 3. 16	えびの市上江670	電気炉	全焼2 半焼1 焼損面積392㎡ 損害額 34,385千円
57. 7. 20	都城市安久町 6726-2	不明	全焼1 部分焼1 負傷者1名 損害額21,411千円 焼損面積198㎡
57. 10. 3	清武町木原727	不明	部分焼1 負傷者5名 損害額3,335,336千円
57. 11. 27	国富町本庄10162	ローソク	半焼1 焼損面積58㎡ 損害額23,841千円
58. 1. 8	高鍋町大字北高鍋 3406	線香	全焼1
58. 3. 7	宮崎市橘通西 4丁目8	不明	全焼1 部分焼1 焼損面積167㎡ 損害額39,281千円 負傷者1
58. 4. 30	都城市川東4丁目 156	マッチ	全焼1 部分焼1 焼損面積 627㎡ 損害額 74,320千円
58. 5. 22	高岡町大字紙屋 66-1	たばこ	全焼1 焼損面積208㎡ 損害額24,156千円
58. 8. 18	延岡市土々呂町 1丁目2-21	不明	全焼1 焼損面積148㎡ 損害額21,275千円
58. 10. 28	延岡市平原町 3丁目1250-7	不明	全焼1 焼損面積174㎡ 損害額30,076千円
58. 11. 25	都城市都原町 7951-3	不明	全焼3 焼損面積170㎡ 損害額25,525千円
58. 12. 24	三股町大字蓼池 3617-1	不明	全焼1 焼損面積3,848㎡ 損害額582,852千円
58. 12. 29	佐土原町大字 下田島20296-23	たばこ	全焼1 負傷者1名 焼損面積156㎡ 損害額 88,668千円
59. 1. 7	都城市甲斐元町 17-16	ガスこんろ	全焼4 負傷者1名 焼損面積545㎡ 損害額28,589千円
59. 1. 13	延岡市南一ヶ岡 6丁目6-9	石油ストーブ	負傷者2名 焼損面積141㎡ 損害額 20,468千円
59. 2. 7	延岡市愛宕山 108-1	不明	焼損面積 8,404a 損害額 109, 900千円
59. 2. 7	宮崎市川原町	不明	全焼1 半焼1 部分焼2 負傷者2名 焼損面積 383㎡ 損害額22,028千円
59. 2. 19	西都市御舟町 2丁目-14	不明	半焼1 負傷者2名 焼損面積784㎡ 損害額68,681千円
59. 3. 5	宮崎市下原町 216-1	七厘こんろ	負傷者1名 焼損面積40㎡ 損害額78,579千円
59. 3. 28	えびの市大字原田 77	不明	全焼2 半焼1 焼損面積358㎡ 損害額29,333千円

年 月 日	場 所	原 因	被 害 概 況
昭和59. 4. 23	宮崎市青島 6丁目12-20	マッチ	全焼5 部分焼2 焼損面積699㎡ 損害額27,517千円
59. 4. 30	宮崎市大字恒久 6531	ガスこんろ	部分焼1 負傷者1名 焼損面積139㎡ 損害額24,689千円
59. 7. 25	都城市牟田町 18-3	たばこ	部分焼1 焼損面積213㎡ 損害額24,468千円
59. 7. 29	高城町石山 3051-3	不明	全焼2 部分焼1 焼損面積 509㎡ 損害額 48,829千円
59.10.18	都城市早鈴町 1925-2	不明	全焼1 焼損面積462㎡ 損害額20,510千円
59.11. 8	日南市中央通り 2丁目4-14	不明	部分焼3 負傷者1名 焼損面積1,167㎡ 損害額24,099千円
59.12.14	高千穂町大字 三田井785	石油ストーブ	全焼2 負傷者2名 焼損面積448㎡ 損害額39,112千円
59.12.22	小林市大字細野 117-1	不明	部分焼2 焼損面積286㎡ 損害額35,183千円
60. 1. 16	日向市原町 2丁目92	不明	全焼1 焼損面積2,186㎡ 損害額71,000千円
60. 2. 28	延岡市北一ヶ岡 4丁目11-12	火あそび	全焼1 焼損面積91㎡ 焼損額22,320千円
60. 3. 22	宮崎市大字 恒久上代1551	不明	全焼1 焼損面積403㎡ 損害額 20,104千円
60. 3. 31	野尻町大字東麓 1420-2	乾燥機	全焼1 焼損面積1,034㎡ 損害額74,932千円
60. 4. 10	えびの市大字原田 2222	たばこ	全焼1 部分焼2 焼損面積355㎡ 損害額20,953千円
60. 7. 7	都農町大字川北 1444-ロ	不明	全焼1 部分焼1 焼損面積270㎡ 損害額31,914千円
60. 7. 13	都城市西町 (ヤマエ食品工業)	不明	全焼3 負傷者1名 焼損面積1,898㎡ 損害額157,844千円
60.10.11	宮崎市大字生日 4081	不明	全焼1 焼損面積167㎡ 損害額24,169千円
60.10.23	串間市(自衛隊機 墜落事故)	不明	死者3
60.11. 9	椎葉村大字下福良 240	かまど	全焼2 焼損面積179㎡ 損害額27,980千円
60.11.25	国富町大字 八代北俣永山	マッチ	死者3

年月日	場所	原因	被害概況
昭和60.11.28	(焼身自殺) 木城町大字高城 390-12	不明	全焼1 焼損面積757㎡ 損害額20,450千円
60.12.13	三股町樺山2027	ガスコンロ	全焼1 焼損面積217㎡ 損害額46,238千円
60.12.13	延岡市栗野名町 2006-1	不明	全焼1 部分焼1 負傷者2名 焼損面積167㎡ 損害額21,141千円
60.12.26	国富町大字岩知野 605	不明	全焼2 半焼1 焼損面積358㎡ 損害額35,957千円
61.4.2	佐土原町大字 下田島7826-28	危険物品	部分焼1 焼損面積77㎡ 損害額69,768千円
61.9.2	西都市大字鹿野田 9030	不明	飛行機1 全焼2 焼損面積120㎡ 損害額409,116千円
62.2.3	都農町大字川北 9020	たき火	山材2.4ha 損害額101,344千円
62.2.20	小林市大字堤2993	不明	全焼1 部分焼1 焼損面積1,248㎡ 損害額39,509千円
62.3.5	延岡市島浦町 609-24	不明	全焼2 部分焼2 焼損面積987㎡ 損害額57,044千円
62.4.20	宮崎市大島町 532-7	マッチ	全焼1 部分焼1 焼損面積230㎡ 損害額83,536千円
62.12.6	都城市早鈴町 2142-1	不明	全焼1 部分焼1 焼損面積1,073㎡ 損害額80,368千円
63.8.24	延岡市水町304	まさつ熱	全焼1 部分焼1 損害額93,489千円
平成2.1.28	宮崎市昭和町91	不明	半焼1 部分焼2 焼損面積160㎡ 損害額136,461千円
3.7.30	えびの市大字原田 1403	不明	資材作業場 焼失面積1,472㎡
3.10.3	日向市美々津 松ノ本610-3	まさつ	浮上式鉄道実験線上 損害額1,479,202千円
4.1.3	宮崎市吉村町大町 前2002-9	コード	全焼8
4.1.26	東諸県郡綾町字北 俣中迫4866-1	プロパンガス	焼損面積1,720㎡
4.5.30	児湯郡新富町大字 日置964-18	インゴット類	焼損面積1,066㎡ 損害額225,601千円
4.8.21	宮崎市村角町中尊 1818	溶接機	焼損面積2,082㎡ 損害額189,997千円
5.3.6	延岡市石田町4427 番地3	不明	製品倉庫 損害額105,521千円

年月日	場所	原因	被害概況
平成5.12.23	延岡市浜町 515-1	不明	損害額117,307千円
6.3.9	東臼杵郡北川町	不明	焼損面積1,031㎡
6.5.12	日向市船場町	溶接機及び 切断機	焼損面積2,669㎡ 損害額211,336千円
6.11.10	小林市細野	不明	焼損面積1,561㎡
7.2.3	都城市	不明	焼損面積976㎡ 損害額125,326千円
7.3.23	日向市	不明	焼損面積6,273㎡ 損害額105,418千円
8.10.30	えびの市	不明	焼損面積835㎡ 損害額186,920千円
10.3.8	南那珂郡南郷町	不明	船舶1隻 損害額241,400千円
14.1.16	日向市	金属と切断機 の衝撃火花	焼損面積2,860㎡ 損害額25,764千円
14.3.12	延岡市	不明	焼損面積14,997㎡ 損害額5,266,461千円
14.7.21	西都市	切削工具	焼損面積15㎡ 損害額118,313千円
15.2.12	東臼杵郡門川町	不明	焼損面積131㎡ 損害額247,121千円
15.5.10	児湯郡高鍋町	不明	焼損面積415㎡ 損害額114,682千円
16.7.12	新富町	その他の火花	航空機1機 損害額140,000千円

- (注)1. 大正元年から昭和22年までは「宮崎県消防史」より20戸以上全焼の火災を掲載した。
 2. 昭和22年から38年までは消防庁刊行の「火災年報」により本県関係分を掲載した。
 3. 昭和39年以降は、県消防防災課(平成16年度以降は県消防保安室)の調査による。
 ただし、県下の主な火災の要件は、昭和55年から次のいずれかに該当する火災とする。
 (1) 死者が3名以上生じた火災。 (2) 負傷者が10名以上生じた火災。
 (3) 全焼5棟かつ全損5世帯以上の建物火災。 (4) 焼損面積1,000㎡以上の建物火災。
 (5) 焼損面積5,000a以上の林野火災。 (6) 損害額50,000千円以上の火災。
- (注)昭和55年から昭和60年までの損害額20,000千円以上の火災。
 昭和61年から損害額50,000千円以上。
 平成元年から損害額100,000千円以上。

第2章 大規模な火事災害予防計画

第1節 大規模な火事に強いまちづくり

第1款 大規模な火事に強いまちの形成

1 防災空間の確保

【県、市町村】

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地区の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等について、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区に指定し、保全に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

大規模な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町村は、市町村地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2 都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

【県、市町村】

市街地の火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

【県、市町村】

県、市町村は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

【県、市町村】

県、市町村は、市街地において建築物及び公共施設等の整備が行われ、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新が図られるよう誘導することにより、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

(2) 河川施設の整備

【九州地方整備局、県】

河川管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し避難活動の支援を行うとともに

避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点・緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(3) 港湾緑地の整備

【九州地方整備局、県】

港湾管理者は、広域防災拠点として活用する緑地整備を図るとともに、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するほか、必要により防災拠点緑地の整備を進めることとする。

(4) 都市公園施設の整備

【県】

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

3 避難地、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難地の整備

【市町村】

市町村は、延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500m以内、規模は1～2ha程度とする。

【県】

県は、市町村が行う避難地の指定に関する助言及び指導を行う。

(3) 広域避難地の整備

【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、延焼火災の発生が予想されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。

有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また到達距離は2km以内とする。

【県】

県は、市町村が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておく。

(4) 避難路の整備

【市町村】

広域避難地を指定した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

・避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

【県】

県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(5) 避難路の確保

市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努めるものとする。

第2款 火災に対する建築物の安全化

1 建築物の不燃化の促進

【県、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）

第2款 活動体制の整備（共通対策編）

第3款 消火体制の整備

1 市町村消防計画の作成

【市町村】

市町村は、次の項目について計画を作成し、その推進を図るものとする。

(1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

(2) 消防施設整備計画

(3) 火災警報等計画

(4) 消防職員、団員招集計画

(5) 出動計画

(6) 応援部隊受入誘導計画

(7) 特殊地域の消防計画

- ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物、施設の計画
 - (オ) 高層建物の計画
 - (カ) 地下構造物及び施設の計画
 - (キ) その他
- イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
- ウ 港湾等沿岸地域の計画
- エ 急傾斜地域の計画
- オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防御訓練
 - ケ 車両火災防御訓練
 - コ 船舶火災防御訓練
 - サ 航空機火災防御訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防御訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

2 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

【県、市町村】

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓

- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

【市町村】

- ア 市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。
また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。
- イ 市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

- 市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(4) 建築同意制度の活用

【市町村】

- 市町村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

【市町村】

- 市町村は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

(6) 火災予防条例の活用

【市町村】

- 市町村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

(7) 消防設備士制度の活用

【県】

- 県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため消防用設備等の工事または整備に関する講習を実施する。

また、市町村は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者(特に、消防設備士、点検資格者)に対し、万全な指導を行うものとする。

(8) 火災予防運動の実施

【県、市町村】

- 県及び市町村は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

3 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、共通対策編第2章第2節第3款「1 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

(6) 消防職団員の教育訓練

【県】

消防職員及び消防団員に、消防に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。

【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

※ 県消防学校での教育訓練

ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育(救助、救急の各科、課程)

(ウ) 幹部教育(初級及び中級科)

(エ) 特別教育(訓練指導科及びはしご自動車講習)

イ 消防団員

(ア) 普通科

(イ) 特別教育(指導員科及び訓練指導科)

(ウ) 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)

(エ) 現地教育(市町村の要請により教官を派遣して実施)

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

4 消防水利の確保

共通対策編第2章第2節第3款「2 消防水利の確保」参照

5 地域の初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第7款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及、予防啓発活動

共通対策編第2章第3節第1款によるほか次の通りとする。

【県、市町村】

1 火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本県においても県と市町村が中心となって、関係者の協力のもと住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標としては、

- (1) 住宅防火対策の推進
 - (2) 地域における防火安全体制の充実
 - (3) 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
 - (4) 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
 - (5) 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進
- 等とする。

2 民間防火組織の育成・強化

【県、市町村】

火災予防に対する意識の高揚をはかるため、年少の頃から火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得する事が望まれる。また、家庭における火気を取扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。このため、県では、昭和54年に「宮崎県少年婦人防火委員会」（平成3年「宮崎県幼少年婦人防火委員会」に改称）を設置し、市町村の協力を得て、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化を推進している。

今後ともこれら民間防火組織の育成強化に努めるものとする。

3 防火管理者制度の充実・強化

【県、市町村】

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため拡大するに至っている経緯をみると、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日頃の防火管理如何によって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実してもそれを活用する人的裏付けと日頃の維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。消防法では収容人員が30～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努めるものとする。

第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第3章 大規模な火事災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

県は、県内で大規模な火事災害が発生したときは、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 火災が発生し、延焼拡大により、人的・物的被害が拡大するおそれがあるとき
- (2) その他、大規模な火事に関して消防防災課長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 延焼拡大により、宮崎県消防相互応援協定による広域的応援が必要となったとき
- イ 延焼拡大により、多数の住民を避難させる必要が生じたとき
- ウ その他大規模な火事に関して生活環境部長が必要と認めたとき

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の義務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- ウ 自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 大規模な火事が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- イ 県内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の要請が必要となったとき
- ウ その他、大規模な火事に関して知事が必要と認めたとき

4 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は大規模な火事により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合、必要と認めるときは、現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

第2款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域に大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 災害情報の収集・連絡

第1款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、宮崎地方気象台、県、市町村は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

○火災気象通報：消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。

＜宮崎地方気象台の値＞

① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%を下り、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。

② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき。

(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

○火災警報：消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(1) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(2) 火災警報の周知方法

- ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
 - イ 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
 - ウ 主要地域における吹流しの掲揚
 - エ 防災行政無線による放送
 - オ その他広報車による巡回宣伝
- その他必要な事項は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市町村は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(1) 県の措置

県は、宮崎地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対してこれを直ちに一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。

(2) 市町村の措置

市町村長(市町村の規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

第2款 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。
- (2) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。
県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
- (3) 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。
また、県及び市町村は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。
- (4) 県及び市町村は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行うものとする。

第1号様式(火災)

第 報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)			
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼棟			林野焼損面積	a
		ぼや				
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
その他参考事項						

2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

(1) 火災等即報

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- (ア) 死者3人以上生じたもの
- (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

(ア) 火災

a 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む）
- (d) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (e) 損害額1億円以上と推定される火災

b 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請したもの
- (c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

c 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの

(例示)

- ・大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災
- ・トンネル内車両火災
- ・列車火災で乗客等が避難したもの

d その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編）

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）

第4節 救助・救急及び消火活動

第1款 救助・救急活動（共通対策編）

第2款 消火活動

1 消防機関による消火活動

消防機関による消火活動については、共通対策編第3章第4節第2款「1 消防機関による消火活動」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 異常時の消防活動

平均風速が10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

2 県のとる措置

【県】

(1) 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関または市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

(2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

- ア 災害防御実施方法
- イ 他市町村への消防隊員の応援出動
- ウ 防御用資機材の輸送その他の応援

(3) 応援及び協力の要請

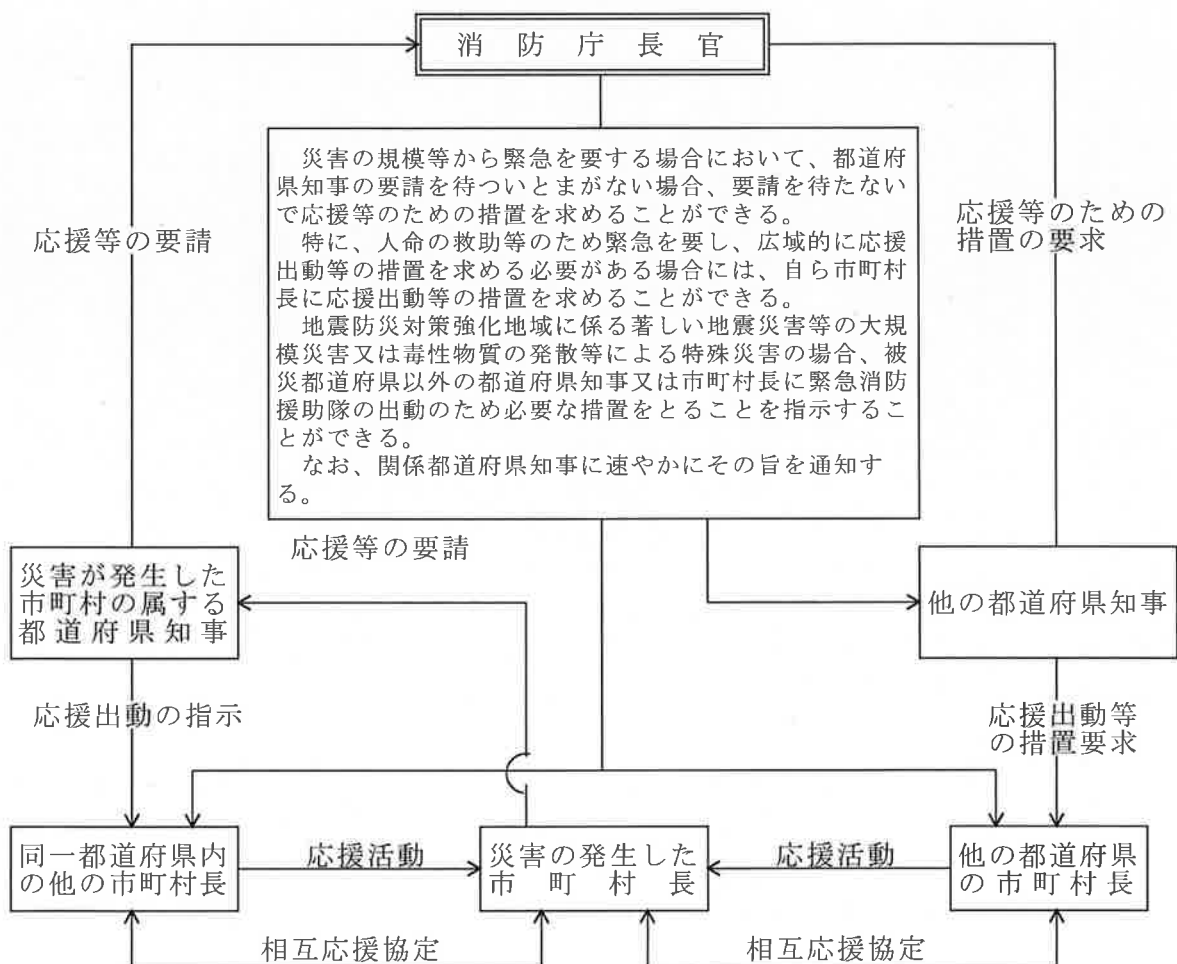
知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

ア 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急を要する場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

イ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

＜大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー＞
 (消防組織法第44条の関係)



第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第2款 陸上輸送体制の確立（共通対策編）

第3款 航空輸送体制の確立（共通対策編）

第7節 避難収容活動

避難収容活動については共通対策編第3章第7節によるほか、以下のとおりとする。

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

共通対策編第3章第14節によるほか、次によるものとする。

【県、市町村、関係機関】

1 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

第9節 ゴミ・がれき処理等に関する活動

第1款 環境対策の実施

1 被害状況の把握

【県】

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

2 応急対策の実施

【県】

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関へ連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第4章 大規模な火事災害復旧・復興対策

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

第6節 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第11編

林野火災対策編

宮崎県地域防災計画（第11編 林野火災対策編）

目 次

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方	544
第2節 本県の森林資源の現況	544
第3節 本県における過去の主な林野火災	545

第2章 林野火災予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり	546
第1款 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進	546
第2款 防火機能を有する林道、森林の整備	546
第3款 監視体制の強化	546
第4款 林野所有（管理）者への指導	547
第5款 林野火災特別地域対策事業の推進	547
第2節 災害防止のための気象情報等の充実	547
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	548
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	548
第2款 活動体制の整備	548
第3款 消火体制の整備	549
第4節 県民の防災活動の促進	549
第1款 防災知識の普及、予防啓発活動	549
第2款 防災訓練の実施	550

第3章 林野火災応急対策計画

第1節 活動体制の確立	551
第1款 県災害対策本部等の設置	551
第2款 県職員参集・動員	552
第3款 市町村の活動体制	552
第4款 関係機関の活動体制	553
第2節 災害情報の収集・連絡	553
第1款 火災通報	553
第2款 林野火災通報等連絡系統	555
第3款 林野火災マップによる情報の連絡	556
第3節 広域応援活動	556
第1款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）	556
第4節 消火活動及び救急・救助活動	557
第1款 地上防御	557
第2款 空中消火	558
第3款 救助・救急活動（共通対策編）	561
第5節 医療救護活動	561
第1款 医療機関による医療救護活動（共通対策編）	561
第2款 医療救護班による医療救護活動（共通対策編）	561
第3款 搬送体制の確保（共通対策編）	561
第4款 医薬品等の供給（共通対策編）	561
第5款 医療情報の確保（共通対策編）	561
第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）	561

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	561
--------------------------	-----

第1款	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）	561
第2款	陸上輸送体制の確立（共通対策編）	561
第3款	航空輸送体制の確立（共通対策編）	561
第7節	住民等の避難及び救助対策	561
第1款	入山者等の実態の把握	561
第2款	避難誘導	562
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	562
第9節	二次災害の防止活動	562

宮崎県地域防災計画（林野火災対策編）目次

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ
第1章 基本的考え方等				
1. 基本的考え方			危機管理局	544
2. 本県の森林資源の現況			危機管理局、環境森林課、自然環境課	544
3. 本県における過去の主な林野火災			危機管理局、自然環境課	545
第2章 林野火災予防計画				
1. 林野火災に強い地域づくり		1. 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進	危機管理局、自然環境課、九州森林管理局	546
		2. 防火機能を有する林道、森林の整備		546
		3. 監視体制の強化		546
		4. 林野所有(管理)者への指導		547
		5. 林野火災特別地域対策事業の推進		547
2. 災害防止のための気象情報等の充実		1. 乾燥注意報	宮崎地方气象台、危機管理局	547
		2. 火災気象情報		547
3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1. 情報の収集・連絡体制の整備	1. 多様な情報収集手段の活用	危機管理局、自然環境課、県警察本部	548
		2. 通信手段の確保		548
	2. 活動体制の整備	1. 県及び市町村の活動体制の整備		548
		2. 関係機関との連携		549
		3. 林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備		549
		4. 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備		549
	3. 消火体制の整備	1. 消防体制の整備		549
		2. 消防施設・設備の整備		549
		3. 林野火災対策用資機材の		549
	4. 県民の防災活動の促進	1. 防災知識の普及、予防啓発活動		1. 「宮崎県林野火災予防運動」の推進
2. 防火パレードの実施			550	
3. 広報等の実施			550	
4. その他各種広報の実施			550	
2. 防災訓練の実施			550	
第3章 林野火災応急対策計画				
1. 活動体制の確立	1. 県災害対策本部等の設置	1. 情報連絡本部の設置	危機管理局	551
		2. 災害警戒本部の設置		551
		3. 災害対策本部の設置		551

節	款	項目	主な担当機関 (市町村を除く)	ページ	
		4. 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置	危機管理局	551	
		2. 県職員参集・動員	危機管理局、自然環境課	552	
		3. 市町村の活動体制	1. 迅速な連絡と出動体制	危機管理局	552
			2. 現地指揮本部の設置		552
			3. 災害対策本部の設置		552
		4. 関係機関の活動体制	1. 県警察本部	県警察本部	553
			2. 国(九州森林管理局)	九州森林管理局	553
			3. 自衛隊	自衛隊	553
		2. 災害情報の収集・連絡	1. 火災通報	1. 市町村	危機管理局、自然環境課
2. 県	555				
3. 国	555				
2. 林野火災通報等連絡系統	危機管理局、自然環境課、九州森林管理局		555		
3. 林野火災マップによる情報の連絡	危機管理局		556		
3. 広域応援活動	1. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）		556		
4. 消火活動及び救急・救助活動	1. 地上防衛	1. 消火体制の確立	危機管理局	557	
		2. 防衛作戦		557	
		3. 地上における消火活動		557	
		4. 安全管理		557	
		5. 残火処理と跡地対策		557	
	2. 空中消火	1. 空中消火等の概要	危機管理局、自衛隊	558	
		2. 空中消火の要請基準	危機管理局	559	
		3. 空中消火の要請手続き		559	
		4. 空中消火の準備	危機管理局、県警察本部	559	
		5. 空中消火活動		560	
		6. 空中消火の実施に伴う経費の分担	危機管理局、自衛隊	560	
	3. 救助・救急活動（共通対策編）		561		
	5. 医療救護活動（共通対策編）				561
6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）		561		
	2. 陸上輸送体制の確立（共通対策編）		561		
	3. 航空輸送体制の確立（共通対策編）		561		
7. 住民等の避難及び救助対策	1. 入山者等の実態の把握		561		
	2. 避難誘導	1. 防災無線又は有線放送	危機管理局、県警察本部	562	
		2. 広報車、パトカーや携帯拡声器		562	
		3. 航空機		562	
8. 被災者等への的確な情報伝達活動			危機管理局、秘書広報課、県警察本部、関係機関	562	
9. 二次災害の防止活動			危機管理局、県警察本部、自然環境課、砂防課	562	

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本県の森林面積は県土面積の76%に当たる59万haを占めている。森林は、木材の生産や県民の生命、財産を守る県土の保全機能、水源のかん養機能、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収・固定するなど多面的な機能を有している。

ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等県民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

本編は、県内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県の森林資源の現況

<本県の森林資源の現況>

単位：千ha、千m²

区 分	合 計		国 有 林		民 有 林	
	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積
総 数	5 8 9	1 5 0, 7 0 4	1 7 8	4 4, 0 9 7	4 1 1	1 0 6, 6 0 7
総 数	5 7 1	1 5 0, 6 9 3	1 7 3	4 4, 0 8 6	3 9 8	1 0 6, 6 0 7
人工林	3 5 7	1 1 3, 4 5 9	1 0 4	3 2, 1 2 5	2 5 3	8 1, 3 3 4
天然林	2 1 4	3 7, 2 3 4	6 9	1 1, 9 6 1	1 4 5	2 5, 2 7 3
無立木地等	1 3	1 1	5	1 1	8	—
竹 林	5	—	—	—	5	—

資料：林野庁「森林資源現況」（平成19年3月31日現在の数値）

注：1)本表は、森林法第2条第1項で規定する森林の数値である。

2)「無立木地等」は、伐採跡地、無立木地及び雑地、岩石地、崩壊跡地等)である。

3)国有林、民有林とも更新困難地は天然林に含む。

4)四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある。

第3節 本県における過去の主な林野火災

発生年月日	場 所	消失面積 (ha)	原 因
昭和32.03.22	串間市福島	495.0	たき火
35.02.13	えびの町真幸	97.2	ロケット砲
36.02.18	綾町南俣	315.0	たき火
37.01.25	延岡市追内町	132.2	たき火
37.02.18	宮崎市内海	168.0	たばこ
39.03.16	串間市下矢取	60.0	たき火
40.04.01	北郷村入下	401.6	火入れ
41.02.15	えびの町飯野	46.2	不明
41.08.01	延岡市岡富山	26.5	不明
42.02.17	延岡市小野町	141.6	自動鋸火花
42.03.15	田野町倉谷	80.0	不明
43.02.11	延岡市妙見町	93.0	火遊び
44.04.09	田野町	36.0	不明
44.08.12	椎葉村	319.0	ワイヤーロープ摩擦
46.02.04	門川町	125.0	たばこ
53.02.19	西都市上場	30.6	草刈機マフラーの火花
53.02.23	北郷町北河内	32.0	たばこ
53.02.28	門川町尾末	125.0	不明
53.11.24	延岡市大狭町	31.2	不明
57.02.01	延岡市伊形町	43.7	たき火
59.02.07	延岡市愛宕山	84.0	石油ストーブ
62.02.03	都農町川北	24.0	たき火
平成6.02.10	川南町川南	8.0	不明
6.12.07	椎葉村下福良	23.4	焼却炉から飛び火
7.01.29	門川町廣川	7.0	突風で飛び火
7.03.20	北川町長井	10.8	野焼きの飛び火
7.12.24	延岡市檜山	17.0	狩猟者の火の不始末
8.04.11	椎葉村松尾	5.5	不明
8.05.25	東郷町坪谷	39.5	たき火の火の粉
9.02.25	延岡市追内町	18.0	不明
10.01.09	串間市	7.4	搬送車両の火花
12.04.24	都城市安久町	10.0	集材機の火花
13.03.27	延岡市愛宕山	6.0	不明
17.08.13	北郷村	17.0	不明
20.03.03	延岡市鏡山	7.8	不明

※焼失面積5ha以上のものを記載した。

第2章 林野火災予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1款 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

【市町村】

市町村は、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進するものとする。
事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画するものとする。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備の整備に関する事項
- (4) 火災防衛訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

第2款 防火機能を有する林道、森林の整備

国、県及び市町村は、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むものとする。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努める。

第3款 監視体制の強化

【県】

県は、森林保全巡視員を配置し、保安林地域、森林レクリエーション地域及び林野火災多発地域を対象にパトロールを行い、林野火災発生の監視や連絡通報等の職務に当たらせ、林野火災の予防を強化する。

【市町村】

市町村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく市町村長の許可にあたっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

(4) 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

【九州森林管理局】

国(九州森林管理局)は、国有林野事業実施中における失火や一般入山者によるたばこの不始

末などによる火災を防止するため、監視を強化する。

第4款 林野所有(管理)者への指導

【県、市町村】

県及び市町村は、林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- (4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期(11月～3月)における見巡りの強化
- (6) 林野火災消火用諸資機材の整備

第5款 林野火災特別地域対策事業の推進

【市町村】

本県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっており、市町村は本事業の推進に努めるものとする。

第2節 災害防止のための気象情報等の充実

宮崎地方気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

1 乾燥注意報

【宮崎地方気象台】

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想されるときは、宮崎地方気象台は乾燥注意報を発表する。

発表の基準は、最小湿度40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合である。

2 火災気象通報

【宮崎地方気象台、県、市町村】

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第22条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県(危機管理局)に通報を行う。

通報を受けた県は、直ちに市町村に通報するものとする。

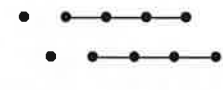
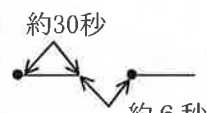
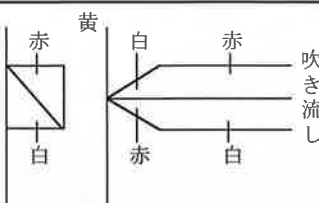
市町村長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%を下り、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

市町村長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送あるいは消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知する。

<火災警報信号>

打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	そ の 他 信 号
 <p>火災警報 発令信号</p> <p>1点と4点のまだら打ち</p>	 <p>約30秒</p> <p>約6秒</p>	 <p>黄</p> <p>赤</p> <p>白</p> <p>赤</p> <p>白</p> <p>吹き流し</p> <p>吹き流し</p>

掲示板
火災警報発令中
赤地の白字、形状大
きさは、適宜とする

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 多様な情報収集手段の活用

【県、警察本部】

上空からの林野火災状況の把握が、林野火災対策上極めて有効なことから、県警ヘリコプター・テレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。

【市町村】

市町村は、高所監視カメラ等高所における監視所の整備をすすめるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防職員及び消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化するものとする。

2 通信手段の確保

【県、市町村】

県は、総合情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保する。

市町村は、住民に対する災害情報等を広報するため、市町村防災行政無線の整備を推進する。

県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

第2款 活動体制の整備

【県、市町村】

1 県及び市町村の活動体制の整備

県及び市町村は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルの作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

2 関係機関との連携

「林野火災対策連絡会議」

県は、県内における大規模林野火災に対処するため、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置された林野火災対策連絡会議を年1回以上開催し、連携を強化する。

3 林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備

県は、林野火災発生時の情報連絡及び応急対策をスムーズに行うため、林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備充実を行う。

4 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

県は、林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を把握し、台帳を整備する。

市町村は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

第3款 消火体制の整備

1 消防体制の整備

【市町村、森林組合等】

市町村及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。更に、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

2 消防施設・設備の整備

【市町村】

市町村は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

3 林野火災対策用資機材の整備

【県】

県は、空中消火用資機材の整備と備蓄並びにその維持管理に努める。

県は、予防資機材(予防立て看板、のぼり旗等)及び初期消火資機材(背負式消火器等)の配備を行う。

第4節 県民の防災活動の促進

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

第1款 防災知識の普及、予防啓発活動

【県、市町村、九州森林管理局、森林組合等】

関係機関は、火災発生期を重点的に予防広報を積極的に推進する。

1 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

関係機関は、毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し周

知徹底を図る。

2 防火パレードの実施

県及び市町村は、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

3 広報等の実施

県及び市町村は、林野火災に対する喚起を促すため、航空機や新聞広告等による広報宣伝に努める。

4 その他各種広報の実施

県及び市町村は、あらゆる機会を利用し、県民に対する効果的な啓発活動を行う。

第2款 防災訓練の実施

県及び市町村は、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練に当たっては、自衛隊や県警察本部、NTT、トラック協会等関係機関の参加を得て行うものとする。

第3章 林野火災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

県は、県内において林野火災が発生したときは、所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、市町村等が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 林野火災が発生し、空中消火が必要と予想される場合
- (2) その他林野火災に関して、危機管理課長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 林野火災が発生し、人命に損害が及ぶおそれが生じたとき
- イ 林野火災の発生・拡大により、知事による消防組織法第44条に基づく広域航空消防応援の要請又はそれに代わる自衛隊に対する災害派遣要請が行われたとき
- ウ その他林野火災に関して、危機管理局長が必要と認めたとき

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長及び自然環境課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- ウ 自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整
- エ 空中消火資機材の配備

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 林野火災が発生し、多数の人命に損害が生じ、または生じるおそれがあるとき
- イ その他林野火災に関して、知事が必要と認めたとき

4 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は、林野火災により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合、必要と認めるときは現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

第2款 県職員参集・動員

職員参集・動員については、共通編第3章第1節第2款によるほか、次の通りとする。

〈林野火災時の職員募集・配備基準〉

林野火災発生時における職員の配備については次表のとおりとする。

配備基準	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関
林野火災が発生し、延焼するなどその拡大が予想され、災害対策本部が設置された場合	○全局員は、登庁して配置につく	○各連絡調整課及び災害警戒本部構成課の緊急要員並びに自然環境課の全課員は登庁して配置につく	○発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく
林野火災が発生し、延焼するなどその拡大が予想され、災害警戒本部が設置された場合		○災害警戒本部構成課の緊急要員及び自然環境課の全課員は登庁して配置につく	
林野火災が発生し、空中消火が必要と予想される場合	○防災企画担当職員は登庁して配置につく	○自然環境課の緊急要員は、登庁して配置につく	○本課及び所属長の判断による
※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準によりがたい状況にある場合あるいは事態の推移に対応する場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。			

第3款 市町村の活動体制

1 迅速な連絡と出動体制

市町村は、林野火災の通報を受けたら、直ちに関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第1であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

2 現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、市町村は現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

3 災害対策本部の設置

火災が拡大し、1市町村では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は下記のとおりである。

- (1) 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- (2) 空中消火の要請の検討
- (3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (4) 警戒区域の指定

第4款 関係機関の活動体制

1 県警察本部

人命保護を最重点として所要の活動を行うとともに、県警ヘリコプターによる上空からの状況把握を行う。

2 国(九州森林管理局)

- (1) 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行う。
- (2) 県災害対策本部が設置されたときは、その方針に基づき活動する。

3 自衛隊

- (1) 県等から通報を受けた場合は、必要により空中偵察等により火災の状況を把握するとともに現地連絡員を派遣する。
- (2) 県知事の要請により、空中消火、地上消火活動を実施する。

第2節 災害情報の収集・連絡

第1款 火災通報

1 市町村

- (1) 市町村(消防機関を含む)は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関(警察署、隣接市町村等)に通報を行う。
- (2) 市町村は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 市町村は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県(危機管理局)に即報を行う。
 - ア 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
 - イ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合
 - ウ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき
 - エ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、2次災害の危険性が予想されるとき
 - オ 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合
 - ・ 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの。
 - ・ 空中消火を要請したもの。
 - ・ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの。

第1号様式(火災)

第 報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)			
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由				
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人					
焼損程度	全焼棟数 半焼棟数 部分焼 ぼや	棟棟棟 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²
				林野焼損面積	a		
り災世帯数			気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)	台	人				
	消防団	台	人				
	その他		人				
救急・救助活動状況							
その他参考事項							

2 県

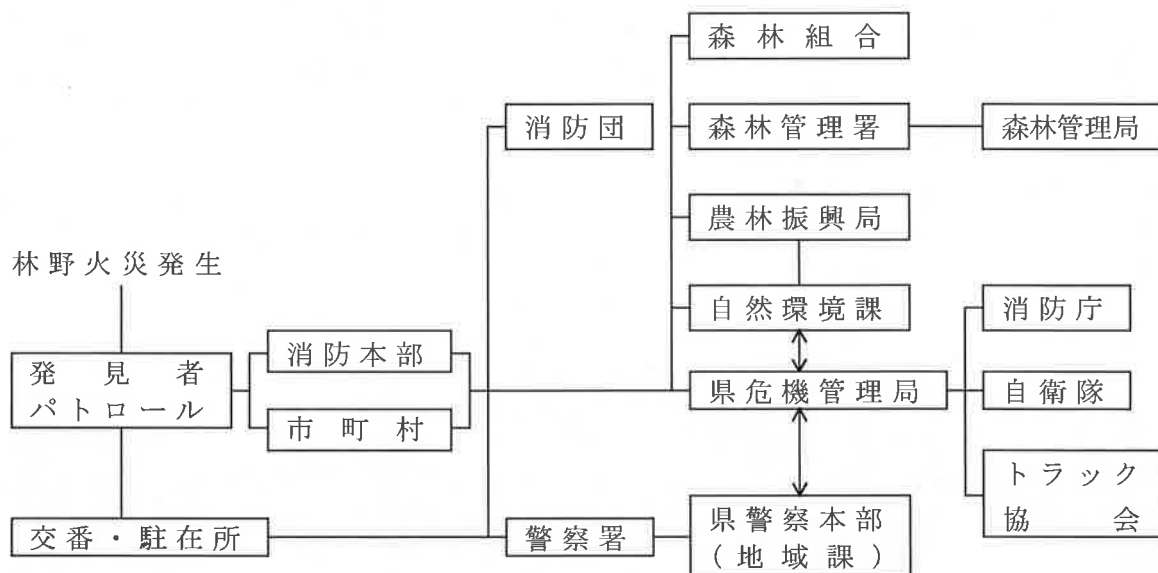
- (1) 危機管理局は、火災の規模等が国の定める即報基準に達したとき、また、必要と認めるときは、消防庁に速報を行う。
- (2) 森林保全巡視員等は、火災を発見したときは、速やかに地元市町村と消防機関が密に連携をとり、所轄の農林振興局等に通報する。通報を受けた農林振興局等は、火災の状況を調査するとともに、本庁(自然環境課)に報告する。

3 国

- (1) 森林管理署職員等は、火災を発見したときは、速やかに所轄の森林事務所、森林管理署に通報する。
 森林管理署は、直ちに地元消防機関に通報するとともに火災の状況を九州森林管理局に報告する。
- (2) 九州森林管理局と県自然環境課、危機管理局は、相互に情報交換を行う。

第2款 林野火災通報等連絡系統

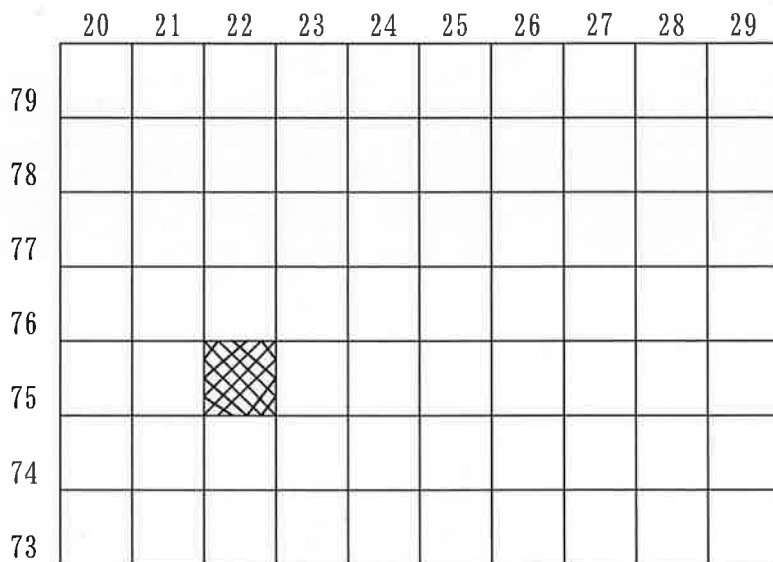
林野火災通報にかかる連絡系統は次のとおりである。



第3款 林野火災マップによる情報の連絡

関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用するものとする。
このマップは、国土地理院発行の地図に経緯度法による基準地域メッシュで約1km²に区画したものである。

メッシュコードの読み方



のメッシュは「75-22」と読む。

第3節 広域応援活動

第1款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）

第4節 消火活動及び救急・救助活動

第1款 地上防御

【市町村】

1 消火体制の確立

市町村は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。従って延焼速度は速く、第2次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢では、市町村は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

2 防御作戦

市町村は、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると地形と風速によってU字あるいは横C字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は

- (1) 延焼方向の側面から進入する方法
- (2) 焼け跡から進入する万法
- (3) 等高線から進入する方法
- (4) 谷川から進入する方法
- (5) 山の反対側から侵入する方法

があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

3 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処しなければならない。

4 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。市町村の現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

5 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。特に堆積可燃物(地被物)内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、市町村の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起して、残火処理に万全を期するものとする。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になり易いので、草木が繁茂するまでは、市町村は巡視を行い異状を発見したならば直ちに対策をたてる。

第2款 空中消火

【市町村】

1 空中消火等の概要

本編でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

(1) 現地指揮本部

市町村が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

(2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市町村は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決めるものとする。

(3) 空中消火用資機材等

ア 水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。容量は1,800リットルと700リットルの二種類がある。

県内の水のうを保管状況は次のとおりである。

種別	1,800L	700L
保管場所		
県消防学校倉庫	2基	3基
東白杵農林振興局倉庫	3基	2基
都城地区消防本部北消防署		3基
宮崎森林管理署倉庫		5基
合計	5基	13基

イ 水槽

ナイロン製布地で消化薬剤の混合、貯水槽として使用。 2,500リットル。

ウ 消火薬剤

水と混合し、消化薬水を作る。

※混合比/水100リットルに対し、フォレックス1缶(15kg)

消火薬剤の備蓄状況は下記のとおりである。

H15.12.26現在

種別	フォレックス (15kg缶)	サポートP (15kg缶)	合計 (kg)
保管場所			
県消防学校倉庫	630缶		630缶 (9,450kg)
東白杵農林振興局倉庫	456缶		456缶 (6,840kg)
西白杵支庁倉庫	90缶		90缶 (1,350kg)
都城地区消防本部北消防署		200缶	200缶
合計	1,176缶 (17,640kg)	200缶 (3,000kg)	1,376缶 (20,640kg)

(3) 空中消火方法

空中消火の方法には直接消火法と間接消火法がある。

- ・直接消火法… 火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。
- ・間接消火法… 火線の前方に消火剤水を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体をなすものである。

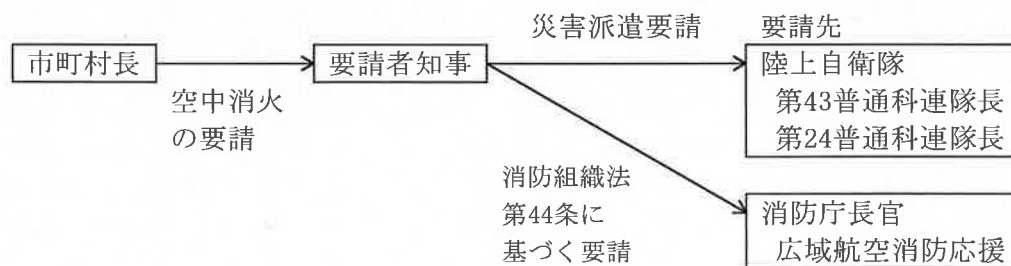
2 空中消火の要請基準

市町村が空中消火を要請する基準は以下のとおりとする。

- (1) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合。
- (2) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合。
- (3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合。
- (4) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

3 空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。



市町村長から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、市町村長自身か、市町村長の意志を直接伝達し得る立場の者(助役、又は消防長)とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項

- (1) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- (2) 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者
- (3) 資機材等の空輸の必要の有無
- (4) 空中消火用資機材等の整備状況
- (5) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

4 空中消火の準備

(1) 現場の状況等の報告

市町村長等は、市町村地域防災計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

(2) 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

(3) 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

(4) 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県(危機管理局)は他県への応援要請

も考慮し、他県の資機材保有状況も把握しておく。

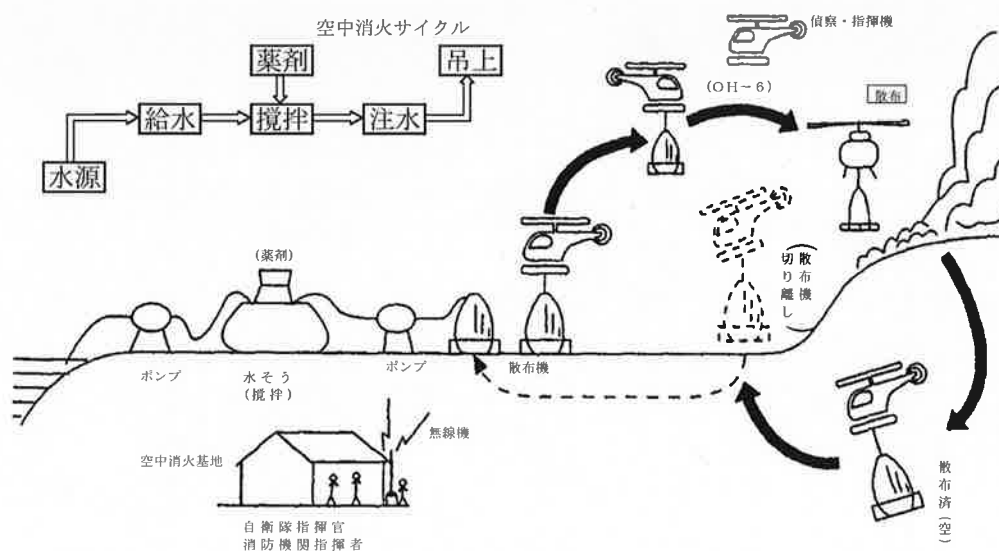
(5) 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県(危機管理局)及び市町村は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて県警は輸送車の先導、あるいは交通規制等の措置をとる。

(6) 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、市町村は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員(消防団員等)を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち合わせるものとする。



5 空中消火活動

(1) 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、市町村及び県へ報告するものとする。

(2) 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

(3) 報告

市町村は、空中消火を実施する(実施した)場合、速やかに県(危機管理局)に以下の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

- ① 発生場所
- ② 発生時間及び覚知時間
- ③ 空中消火を要請した時刻
- ④ 現場の状況
- ⑤ 消防吏員及び消防団員の出場状況
- ⑥ その他必要な事項

6 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は市町村の負担とする。

(1) 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用

- イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- ウ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
- エ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(2) 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

(1)及び(2)とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

第3款 救助・救急活動（共通対策編）

第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第2款 陸上輸送体制の確立（共通対策編）

第3款 航空輸送体制の確立（共通対策編）

第7節 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

第1款 入山者等の実態の把握

【市町村】

- 1 市町村は、林業作業期(夏 下草刈、秋～冬 枝落とし、春 植栽)においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。
- 2 ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、市町村は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。

- 3 市町村は設置している防災無線、有線放送等を活用して、入山関係者及び各家庭呼びかけ、入山者の有無を確認する。

第2款 避難誘導

【市町村、警察】

避難誘導を行うにあたっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

1 防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

2 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

3 航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

【県、市町村、警察、関係機関】

林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制、ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況等の情報を正確かつきめ細やかに伝達するものとする。

なお、伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

第9節 二次災害の防止活動

【県、市町村、関係機関】

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。